

第345回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
9月20日	木	本会議	開会 新任職員の紹介 会期の決定（23日間） 議案の上程47件（予算5、条例9、その他10、報告23） 提出者の説明 尾崎知事 議案の上程（議発第1号） 提出者の説明 加藤議員 委員長報告
21日	金	休 会	議案精査
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	（祝日）
24日	月	休 会	（振替休日）
25日	火	休 会	議案精査
26日	水	休 会	議案精査
27日	木	本会議	質疑並びに一般質問 西内議員 高橋議員 塚地議員
28日	金	本会議	質疑並びに一般質問 黒岩議員 上田(貢)議員 前田議員
29日	土	休 会	
30日	日	休 会	
10月1日	月	本会議	質疑並びに一般質問 弘田議員 桑名議員
2日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 久保議員 坂本(茂)議員 中根議員 西森議員 浜田(豪)議員 大野議員 吉良議員
3日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 土居議員 石井議員 金岡議員 田中議員 下村議員 野町議員 武石議員 決算特別委員会の設置 委員会付託 議員派遣に関する件（議発第2号） 採決

4日	木	休 会	委員会審査
5日	金	休 会	委員会審査
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	休 会	(祝日)
9日	火	休 会	委員会審査
10日	水	休 会	委員会審査
11日	木	休 会	
12日	金	本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程 (第25号) 提出者の説明 尾崎知事 採決 議案の上程 (議発第3号—議発第4号) 採決 議案の上程 (議発第5号) 採決 議案の上程 (議発第6号) 討論 吉良議員 採決 議案の上程 (議発第7号) 討論 中根議員 採決 議案の上程 (議発第8号) 討論 米田議員 採決 継続審査の件 閉会

第345回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（9月20日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任職員の紹介	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	7
尾崎知事	7
議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）	24
加藤議員	24
委員長報告	
西内商工農林水産委員長	25
加藤産業振興土木委員長	26

第2日（9月27日）

出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	29
事務局職員出席者	30
議事日程	30
質疑並びに一般質問	
西内議員	32
1 災害対策（豪雨災害対策推進本部、高頻度で発生する災害対応のための財源確保、避難所の環境改善、仮設住宅の建設候補地、7月豪雨による土砂災害	

への対応、南海トラフ地震発生時の電源確保) について……………	32
2 自民党総裁選など(安倍政権に対する評価と期待、合区解消、今後の財政運営) について……………	33
3 障害者雇用(法定雇用率の未達成、今後の対応) について……………	35
4 入札制度など(予定価格設定と調査基準価格、総合評価方式、端境期対策の実績、不調・不落対策、建設業の働き方改革) について……………	36
5 日本一の健康長寿県づくり(地域医療構想の実現、高知版地域包括ケアシステムの構築、キーパーソンの育成、ICTネットワークシステム構築) について……………	37
6 観光振興(自然・体験型観光キャンペーンの効果的なPR、地域博覧会の成果の検証と連携、竜串海洋観光クラスター形成、新足摺海洋館の設計面での工夫、LCC就航への期待、高速バスへの影響) について……………	38
7 輸出振興(食料品の輸出拡大、高知新港の活用) について……………	39
8 教育(道徳科の導入、教員の不祥事防止、須崎総合高等学校開校後の環境整備、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定、新図書館等複合施設オーテピアの免震装置問題への対応) について……………	40
9 高知県立大学の蔵書の除却処理について……………	41
尾崎知事……………	41
酒井危機管理部長……………	47
村田土木部長……………	47
君塚総務部長……………	51
鎌倉健康政策部長……………	51
門田地域福祉部長……………	52
吉村観光振興部長……………	53
川村中山間振興・交通部長……………	55
井上産業振興推進部長……………	56
伊藤教育長……………	56
西内議員……………	59
高橋議員……………	60
1 政治姿勢(自民党総裁選、国に求める政策) について……………	60
2 よさこい祭りの振興について……………	61
3 よさこいとオリンピック・パラリンピック東京大会(鳴子による高知のPR、応援グッズとしての活用、よさこい演舞の実現) について……………	61
4 LCCの新規就航について……………	62
5 高知県立大学の図書焼却(概要、理由、今後の対応、安易な財産処分) について……………	62
6 教育行政(新学習指導要領、小中学校の臨時教員不足) について……………	63

7	建築資材（東京都多摩市での建築現場火災、セルロースファイバーの使用） について……………	63
8	土木行政（優良建設工事施工者表彰における連続受賞、審査方法、各賞にお ける評価点の格差、現状に即した入札制度の構築、国道33号旭町1丁目から 鏡川橋区間の整備、県道旭停車場線の整備方針、鏡川水系環境保全対策に関 する提言書への対応、鏡ダムの放流に関する調査結果、石神橋による紅水川 周辺地区の浸水）について……………	63
9	日本固有の魚アカメの保護について……………	66
10	グリーンケアについて……………	67
	尾崎知事……………	67
	岩城副知事……………	72
	門田文化生活スポーツ部長……………	72
	伊藤教育長……………	74
	酒井危機管理部長……………	75
	村田土木部長……………	75
	田所林業振興・環境部長……………	78
	門田地域福祉部長……………	79
	高橋議員……………	79
	村田土木部長……………	81
	高橋議員……………	81
	尾崎知事……………	81
	塚地議員……………	81
1	政治姿勢（日米地位協定の抜本見直しを求める全国知事会の提言と他国地位 協定との違い、米軍機飛行の情報公開の改善、ブルーインパルス展示飛行に 対する苦情）について……………	81
2	災害対策（被災者生活再建支援金の引き上げと対象拡大、適用範囲の拡大、 半壊以下の被害認定基準の設定と国の手引の周知、災害等廃棄物処理事業、迅 速な住宅被害認定のための支援体制の強化及び自己判定方式の導入、河道確 保と維持管理予算、西日本豪雨による中山間地域の給水施設の被害状況と対 応、大規模停電への対応についての四国電力への要請）について……………	82
3	小中学校のエアコン設置（国の対応、支援策の検討、体育館への空調設備の 整備）について……………	84
4	障害者雇用（雇用の機会を奪ってきた重大性への認識及び今後の対応、障害 者枠採用の改善と受験年齢制限の緩和）について……………	85
5	会計年度任用職員制度（常勤職員を中心とした公務運営と制度への基本認識、 臨時・非常勤職員の正職員化、勤務時間と空白期間設定に対する考え、財源 確保）について……………	87

6 高知県立大学図書館（蔵書保存機能の充実、除却後の図書の情報共有）について	88
7 新たな管理型最終処分場（廃石こうボードのリサイクルに対する認識とエコサイクルセンターへの搬入量及びリサイクル促進への支援、計画の見直し）について	89
8 オーテピア西側用地の活用（高知市のニーズ調査への回答、回答内容の変更の経緯、防災体験学習広場の必要性）について	90
尾崎知事	91
酒井危機管理部長	95
田所林業振興・環境部長	96
君塚総務部長	98
村田土木部長	100
川村中山間振興・交通部長	101
伊藤教育長	101
門田文化生活スポーツ部長	102
塚地議員	103
君塚総務部長	103
伊藤教育長	104
尾崎知事	104
塚地議員	104

第3日（9月28日）

出席議員	107
欠席議員	107
説明のため出席した者	107
事務局職員出席者	108
議事日程	108
質疑並びに一般質問	
黒岩議員	110
1 第196通常国会（成立した法案や取り組みに対する認識、ギャンブル等依存症対策基本法の制定を受けての取り組み、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の改正を踏まえた支援、障害者の文化芸術活動の推進、18歳成人の消費者被害の防止及び高等学校における教育、公共交通のバリアフリー化への支援）について	110
2 100万人訪問・調査運動について	111

3	中小企業の支援（新たなスキームによる設備投資、生産性向上特別措置法、NPO法人によるものづくり補助金の活用状況、高知発のソフトの活用）について	112
4	県民の健康増進と医療費適正化（課題解決に向けた取り組み、糖尿病の患者数と医療費及び重症化予防、特定健診受診率と特定保健指導実施率の向上、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種、医療費削減効果、未接種者への対応）について	113
5	自然災害への対応（公共土木施設等の災害復旧、全国規模で直面する災害、豪雨災害対策推進本部、国産液体ミルクの備蓄、高知市街地浸水対策調整会議を通じた取り組み、久万川の河床掘削による効果の検証結果、江ノ口川流域の流域貯留施設整備による効果）について	115
6	医療的ケア児の支援（現状と課題、短期入所サービス提供体制の整備、トイレへの多目的ベッドの設置）について	116
7	ひきこもり支援の充実（8050問題、要望への対応、農福連携の成功事例の広がり）について	117
	尾崎知事	117
	門田地域福祉部長	120
	門田文化生活スポーツ部長	125
	伊藤教育長	126
	川村中山間振興・交通部長	127
	近藤商工労働部長	127
	村田土木部長	129
	鎌倉健康政策部長	131
	酒井危機管理部長	133
	黒岩議員	134
	尾崎知事	135
	門田地域福祉部長	135
	近藤商工労働部長	136
	黒岩議員	136
	上田(貢)議員	136
1	地震対策（北海道胆振東部地震、外国人や観光客などの避難所への受け入れ、早期帰宅への支援、非浸水地域への事業所移転に対する規制緩和、移転に関する意向、南国市の市街化調整区域での宅地開発）について	136
2	フィルムコミッションについて	138
3	空港施設の機能強化について	140
4	アドベンチャーツーリズムについて	140
5	ナイトタイムエコノミー（SNSによる情報発信力の活用、はりまや橋公園	

周辺のにぎわい創出) について……………	141
6 大学生による観光まちづくりコンテストについて……………	142
尾崎知事……………	142
酒井危機管理部長……………	143
村田土木部長……………	144
笹岡農業振興部長……………	144
近藤商工労働部長……………	145
吉村観光振興部長……………	146
岩城副知事……………	148
上田(貢)議員……………	148
前田議員……………	149
1 県際収支(産業振興計画が与えた影響、赤字がもたらす影響、今後の見通し、 生産性が高いと位置づけた産業、戦略的な成長) について……………	149
2 高知県の土地(地籍調査事業と固定資産税、山の持つ多面的価値を受け継ぐ 取り組み) について……………	151
3 災害ボランティア(シャワーや水道施設の拡充、スタッフカードの作成、相 乗効果を最大限に発揮するための取り組み、新たな課題や解決策の共有) に ついて……………	152
4 台湾との交流(不足する介護人材の課題、大学間協定の課題及び効果、産学 官連携と地産外商をセットにした推進) について……………	155
尾崎知事……………	156
君塚総務部長……………	157
井上産業振興推進部長……………	158
笹岡農業振興部長……………	159
田所林業振興・環境部長……………	159
門田地域福祉部長……………	160
門田文化生活スポーツ部長……………	162
近藤商工労働部長……………	162
前田議員……………	163
君塚総務部長……………	164
尾崎知事……………	164
前田議員……………	165

第4日(10月1日)

出席議員……………	167
-----------	-----

欠席議員	167
説明のため出席した者	167
事務局職員出席者	168
議事日程	168
諸般の報告	169
質疑並びに一般質問	
弘田議員	170
1 自然災害への対応（漁港施設復旧への支援制度、電気系統の高潮被害対策、既存インフラを活用した命の道の整備、電力供給の多様化、水道管の耐震化、ハザードマップなどによる液状化の周知）について	170
2 市町村道の整備について	173
3 公務員の不祥事（原因分析を踏まえた防止への取り組み）について	173
4 地域医療の確保（県と市町村の役割、東部地域における看護師等の確保と室戸市の医療提供）について	174
5 中山間地域振興（住民主体の経済活動への支援、小さな取り組みを育てる支援）について	175
6 高校再編（地域住民が参加できる学校運営）について	177
尾崎知事	177
谷脇水産振興部長	178
村田土木部長	179
田所林業振興・環境部長	179
鎌倉健康政策部長	180
酒井危機管理部長	180
伊藤教育長	181
君塚総務部長	182
小柳警察本部長	183
岩城副知事	183
川村中山間振興・交通部長	184
弘田議員	184
桑名議員	185
1 公共事業費の確保（公共事業の必要性和予算、三重防護事業の進捗、加速化）について	185
2 犯罪被害者等支援（これまでの取り組み、現状、条例制定の必要性、警察としての取り組み）について	186
3 農業農村整備事業（基盤整備の推進、南国市の国営圃場整備事業、仮同意の状況とスケジュール、ため池の耐震化を加速するための工法、被災した農業集落排水施設への補助率のかさ上げ、土地改良区での複式簿記の完全実施）	

について	187
4 農家の農産物輸出（小口の輸出）について	188
5 18歳成人（自覚や自立を促す教育）について	189
6 春野総合運動公園野球場（フェンスへの企業広告）について	190
7 品川区との連携について	191
8 交通事故抑止対策について	191
尾崎知事	192
村田土木部長	195
小柳警察本部長	197
笹岡農業振興部長	198
伊藤教育長	200
桑名議員	201
尾崎知事	202
伊藤教育長	202
桑名議員	202

第5日（10月2日）

出席議員	205
欠席議員	205
説明のため出席した者	205
事務局職員出席者	206
議事日程	206
諸般の報告	207
質疑並びに一般質問（一問一答）	
久保議員一（尾崎知事、近藤商工労働部長、井上産業振興推進部長、伊藤教育長、門田地域福祉部長、鎌倉健康政策部長）	208
1 産業振興計画の海外展開（位置づけと必要性、工業分野の現状及び課題、製造品出荷額等に占める割合、高知県貿易協会の活動、チーム高知家の取り組み、産業間や文化の連携）について	208
2 教育（高知市の全国学力・学習状況調査結果、高知市への対応、指導主事の派遣、教科の縦持ち、魅力的な学校図書館）について	214
3 介護（介護難民の発生防止、介護職の離職要因、人材不足の解消、在宅サービス）について	216
4 看護職（2025年に必要な看護師の確保、5年一貫校・大学卒業生の県内就職、助産師出向支援導入事業）について	218

坂本(茂)議員一（尾崎知事、門田地域福祉部長、酒井危機管理部長、村田土木部長、田所林業振興・環境部長、君塚総務部長、岩城副知事、鎌倉健康政策部長）	221
1 南海トラフ地震対策（臨時情報発表時の統一指針の策定、避難行動要支援者の避難所、要支援者名簿提供への同意率、逆手上げ方式、福祉避難所的機能への取り組み、避難所確保の達成状況、広域避難の検討、県民への周知、建設型仮設住宅用地とみなし仮設住宅戸数の確保計画、スフィア基準の導入、仮設トイレのバリアフリー化、防災立県宣言）について	221
2 会計年度任用職員制度（労働条件の早期提示、職員団体との合意、非常勤職員の処遇）について	227
3 障害者雇用（会計年度任用職員制度における採用、対象拡大に伴う課題解決、働きやすい職場づくり）について	229
4 公営住宅における福祉目的住宅の確保（重度障害者の自立のための住宅ストック、ニーズへの対応）について	230
5 中国帰国者の居場所確保（必要性、介護サービスの利用、アクセスの保障）について	231
6 動物愛護センター（適正飼養の普及啓発と不妊・去勢手術の推進、設備と獣医師の配置）について	233
7 高知県立大学の図書焼却処分について	233
中根議員一（伊藤教育長、尾崎知事、笹岡農業振興部長）	234
1 中学校給食（実施計画の進捗、実施率100%に向けた計画、県立中学校での未実施、実施についての検討、自校方式、高知国際中学校の給食費への就学援助、高知南中学校に生じる格差解消のための協議、負担軽減制度の創設、安芸中学校・中村中学校での援助）について	234
2 主要農作物の種子生産に関する条例制定（種子法の果たしてきた役割、種子法の廃止、廃止後の対応、農家の不安や農業団体の声、国の通知、全国の種子を守る動き、条例の制定、種子法の復活）について	237
西森議員一（村田土木部長、尾崎知事、伊藤教育長）	241
1 入札制度（総合評価方式における4つの選定方法、技術的な工夫の余地の違い、施工計画型での技術評価点、同種・類似工事の実績評価、特殊工事における評価対象期間及び入札への影響、施工計画の評価、過度な提案の評価、入札後の情報公開、配点の比重、評価の体制、建設業を取り巻く状況の変化、見直しの必要性）について	241
2 夜間中学の設置（ニーズ調査の結果、検討委員会の報告内容、今後の方向性、課題、イメージ、スケジュール、決意）について	249
浜田(豪)議員一（尾崎知事、村田土木部長、伊藤教育長、君塚総務部長）	251
1 災害対策（夜須川の被害状況、抜本的な改修、香宗川橋周辺の改修）につい	

て	251
2 小中学校のエアコン設置（政府の方針を受けた対応、市町村間の格差、教育環境のあり方）について	254
3 補助金のあり方（交付要件の見直し、対象経費の記載、経済効果の分析、申請のためのコンサルタントの存在、所見）について	256
4 自動車税・自動車取得税の障害者減免制度（利用状況、制度拡大）について	260
大野議員一（君塚総務部長、門田地域福祉部長、尾崎知事、門田文化厚生スポーツ部長、伊藤教育長、田所林業振興・環境部長、酒井危機管理部長、村田土木部長、川村中山間振興・交通部長）	262
1 障害者雇用（法定雇用率達成時の雇用者数、不適切な運用事例、推進策、雇用義務がある企業数、未達成企業数、障害者雇用納付金の納付額、促進策、共生社会と優しい県づくり）について	262
2 県立大学の蔵書焼却と図書振興（事実の認知、大学からの相談、検討から実行までの判断、検証委員会の人選、議論への期待、大学への期待、公立図書館未整備の自治体数、集落活動センター等を活用した図書の振興、図書館整備への支援）について	266
3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備（説明会での意見や質問、災害対策、最終候補地選定に係る決定事項、スケジュール）について	268
4 災害対策（7月豪雨での自衛隊の活動、延べ人数、災害現場での連絡調整、ダムの危機管理体制、砂防堰堤の設置数、点検及び土砂の現状把握）について	270
5 LCC就航と空港のバリアフリー化（プロモーション支援）について	271
吉良議員一（尾崎知事、鎌倉健康政策部長、伊藤教育長）	272
1 ビキニ被災船員の救済（国家賠償請求訴訟判決の受けとめ、追跡調査、被曝線量評価のための検査機会、国連軍縮会議in高知の開催）について	273
2 特別支援学校の整備（特別教室の転用と指導の現状、大規模・過密化による影響、国庫補助基準の資格面積にかかわる充足率を指標とした施設整備）について	279

第6日（10月3日）

出席議員	281
欠席議員	281
説明のため出席した者	281
事務局職員出席者	282
議事日程	282

諸般の報告	283
質疑並びに一般質問（一問一答）	
土居議員一（鎌倉健康政策部長、村田土木部長、君塚総務部長、岩城副知事）	284
1 弱視の早期発見の取り組み強化（3歳児健診における視覚検査、実効性の向上）について	284
2 所有者不明土地利用の円滑化（特別措置法による制度の有効活用、公共事業への効果）について	285
3 公共施設の清掃委託業務の高度化（履行品質確保に対する基本認識、知事登録業者を指名要件とすることへの対応、履行検査、建築物清掃管理評価資格者制度の活用、予定価格の積算方法、複数年契約の導入、総務部主導の統一的運用、障害者雇用に配慮した入札）について	287
石井議員一（尾崎知事、村田土木部長、鎌倉健康政策部長、笹岡農業振興部長）	292
1 災害対策（寺田寅彦先生の教えの受けとめ、地域の建設業者への期待、建設業協会との協力体制、建設業界のレベルアップに向けた施策）について	292
2 がん検診（胃内視鏡検査の実施体制、対象者への周知、受託医療機関がない市町村の体制整備、早期発見率の現状、現場の声、新たな受診勧奨物の作成、受診勧奨への取り組み）について	296
3 食肉センター（養豚業への支援、養豚場誘致に向けた四万十市との協力体制、2つの新センターの共存共栄）について	300
金岡議員一（尾崎知事、田所林業振興・環境部長、村田土木部長、吉村観光振興部長、笹岡農業振興部長）	302
1 木質バイオマス発電（小水力発電と木質バイオマス発電、送電線の整備、搬出間伐、皆伐・再造林の面積、100%再造林となっていない原因、再造林対策、豪雨後の流木対策、河川沿いの植林伐採、永瀬ダムの流木処理、燃料としての活用）について	302
2 樹木の伐採（異常気象時における道路沿いの樹木の危険性、地元建設事業者の体制維持、自然・体験型観光キャンペーンの資源、自然景観やビュースポットの整備）について	307
3 原木の生産（木質バイオマス発電所などの整備、望まれる生産割合、早生樹造林の必要性、生産量に合う山をつくる必要性）について	308
4 橋梁の老朽化（土木技術者不在の市町村、市町村管理の橋梁数と判定区分、補修や改修、対策と支援）について	310
5 農業（山間試験場で得られた成果と嶺北地域に合った手法・作物、想定される収入と品目の組み合わせ）について	311
田中議員一（尾崎知事、酒井危機管理部長、村田土木部長、伊藤教育長、田所林業振興・環境部長、笹岡農業振興部長、岩城副知事）	312
1 健康立国（宣言に伴う取り組みへの意気込み、横展開に対する期待）につい	

て	312
2 物部川（7月豪雨時の避難行動、早期避難を促す支援、住民への連絡体制強化、物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会、新学習指導要領における防災教育、国土交通省による支援、山腹崩壊の状況及び対策、堆積土砂の撤去及び対策、代かき時における農業濁水の状況及び対策、河口付近の対策、物部川清流保全計画の目標達成に向けた決意）について	313
3 高知龍馬空港（航空ネットワーク成長戦略検討会議における鉄道を含めた交通手段の議論、四国新幹線の動向を踏まえた空港への交通手段、新幹線駅の位置、大規模災害後の早期復旧）について	319
下村議員一（尾崎知事、笹岡農業振興部長、谷脇水産振興部長、門田文化生活スポーツ部長、吉村観光振興部長、村田土木部長、伊藤教育長）	322
1 農業振興（Next次世代型こうち新施設園芸システム、サステナブルの考え方とパッケージング化）について	322
2 漁業振興（クロマグロの漁獲枠、今年度の漁法ごとの年間配分量内訳、他県との協調、定置網での混獲時の対応、活餌の確保）について	324
3 NPO法人への支援策（人材・財政面の課題、対応方針）について	327
4 防災対策（宿泊客への情報伝達と避難対策、外国人への情報伝達や誘導のためのツール、気候変動を踏まえた河川改修、補正予算で行える対策、しゅんせつの財源確保）について	328
5 部落差別解消推進法施行後の取り組みについて	330
6 国旗・国歌（幼稚園・保育所での指導、市町村教育委員会への指導及び市町村教育委員会による学校への指導）について	331
野町議員一（尾崎知事、村田土木部長、笹岡農業振興部長、田所林業振興・環境部長、酒井危機管理部長、門田地域福祉部長、鎌倉健康政策部長、伊藤教育長）	332
1 平成30年7月豪雨災害への対応（国への政策提言、安芸市の公共土木施設の復旧、中小河川の整備計画、予防対策を含めた災害復旧、地元土木業者の活用、果樹経営支援対策事業、ユズ園地などの災害復旧、仮称森林環境譲与税の活用、避難体制の充実）について	333
2 東部地域の医療体制（多機能支援施設の設置、地域包括ケアシステムの構築、公立東部看護専門学校の設置）について	338
3 県立高等学校再編振興計画（東部地域の拠点校としての統合校の差別化、地域貢献活動の評価、高知県高校生地域創生士制度の評価と支援策）について	340
武石議員一（笹岡農業振興部長、尾崎知事、田所林業振興・環境部長、谷脇水産振興部長）	344
1 第1次産業振興（集落営農法人の経営の工夫と課題及び人材育成、法人化への取り組み、スマート農業の推進、果樹農家の営農再開、収入保険への加入と制度の選択、国の産地パワーアップ事業、JA高知県の集出荷体制、材価	

の低迷、県産材の販路拡大、仮称森林環境譲与税の配分見込みと所有者確定への活用、国の水産政策改革のポイントと水産振興、海区漁業調整委員の選任、水産振興の方向性、資源の管理、国の新規政策を活用した沿岸漁業の振興、養殖業への新規参入) について	344
決算特別委員会の設置	356
議案の付託	356
議員派遣に関する件、採決（議発第2号）	357

第7日（10月12日）

出席議員	359
欠席議員	359
説明のため出席した者	359
事務局職員出席者	360
議事日程	360
諸般の報告	361
委員長報告	
池脇危機管理文化厚生委員長	361
西内商工農林水産委員長	364
加藤産業振興土木委員長	367
明神総務委員長	370
採決	371
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第25号）	372
尾崎知事	372
議案の上程、採決（議発第3号—議発第4号 意見書議案）	373
議案の上程、採決（議発第5号 意見書議案）	373
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）	374
吉良議員	374
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）	376
中根議員	376
議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）	378
米田議員	378
継続審査の件	380
閉会の挨拶	
土森議長	381
尾崎知事	381

巻末掲載文書

委員会報告書	383
意見書に関する結果について	388
議案の提出について	391
条例議案の提出について	
議発第1号 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案	393
議案付託表	398
議案の提出について	
議発第2号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	402
議案の追加提出について	404
意見書議案の提出について	
議発第3号 私学助成の充実強化等に関する意見書議案	405
議発第4号 平成31年度当初予算等における林野公共事業予算確保に関する意見書議案	408
議発第5号 キャッシュレス化の推進を求める意見書議案	411
議発第6号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書議案	414
議発第7号 国民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への増税中止を求める意見書議案	416
議発第8号 後期高齢者の窓口負担は原則1割負担を継続するよう求める意見書議案	419
継続審査調査の申出書	421
委員会審査結果一覧表	423
議決一覧表	425

招 集 告 示

高知県告示第739号

高知県議会定例会を、平成30年9月20日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成30年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	金岡佳時君	2番	下村勝幸君
3番	野町雅樹君	4番	上田貢太郎君
5番	今城誠司君	6番	久保博道君
7番	田中徹君	8番	土居央君
9番	浜田豪太君	10番	横山文人君
11番	加藤漠君	12番	坂本孝幸君
13番	西内健君	14番	弘田兼一君
15番	明神健夫君	16番	依光晃一郎君
17番	梶原大介君	18番	桑名龍吾君
19番	武石利彦君	20番	三石文隆君
21番	浜田英宏君	22番	土森正典君
23番	西森雅和君	24番	黒岩正好君
25番	池脇純一君	26番	石井孝君
27番	大野辰哉君	28番	橋本敏男君
29番	前田強君	30番	高橋徹君
31番	上田周五君	32番	坂本茂雄君
33番	中内桂郎君	34番	中根佐知君
35番	吉良富彦君	36番	米田稔君
37番	塚地佐智君		

第345回高知県議会定例会会議録

平成30年 9月20日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君

34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会事務局長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 小柳誠二君

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 麻岡 誠 司 君
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文 平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝 博 君
議事課長補佐 飯田 志 保 君
主査 宮脇 涼 君



議事日程(第1号)

平成30年 9月20日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
 - 第3号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
 - 第4号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第5号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
 - 第6号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案
 - 第7号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案
 - 第8号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第16号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第17号 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に関する議案
- 第19号 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第22号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定

<p>の一部を変更する協定の締結に関する議案</p> <p>第 23 号 平成29年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案</p> <p>第 24 号 平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案</p> <p>報第 1 号 平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算</p> <p>報第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>算</p> <p>報第16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 平成29年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第22号 平成29年度高知県病院事業会計決算</p> <p>報第23号 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>第 4</p> <p>議発第 1 号 高知県自転車ので安全で適正な利用の促進に関する条例議案</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開会 開議</p> <p>○議長（土森正典君） ただいまから平成30年 9月高知県議会定例会を開会いたします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>議事に先立ちまして、このたびの台風第21号また北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（土森正典君） 御報告いたします。</p> <p>6月22日に議決されましたブラジル日本移民110周年記念式典等への議員派遣の件につきまして</p>
---	--

ては、野町雅樹議員から所用のため参加できなくなった旨申し出があり、また7月6日に議決されました高知県・ミクロネシア連邦友好記念訪問への議員派遣の件につきましては、台風の影響のため延期となりましたので御了承願います。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づく公立大学法人の平成29年度における業務実績評価の結果の報告書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき平成29年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価結果の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、去る8月7日本県で開催いたしました四国4県議会正副議長会議及び8月31日に中国

四国九県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末383、388ページに掲載〕

————— ❦❦❦ —————

新任職員の紹介

○議長（土森正典君） この際、新たに任命された職員を御紹介いたします。

土木部長村田重雄君。

（土木部長村田重雄君演壇前に進む）

○議長（土森正典君） それでは、自己紹介願います。

○土木部長（村田重雄君） 土木部長の村田重雄でございます。よろしくお願ひします。（拍手）

————— ❦❦❦ —————

会議録署名議員の指名

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

5番 今 城 誠 司 君

17番 梶 原 大 介 君

28番 橋 本 敏 男 君

————— ❦❦❦ —————

会 期 の 決 定

○議長（土森正典君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本

日から10月12日までの23日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月12日までの23日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末391ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第24号「平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上47件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 本日、議員の皆様のお出席をいただき、平成30年9月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

初めに、このたびの平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

また、被災された皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

今回の7月豪雨においては、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、本県でも、総降水量の全国上位10地点に県内6地点が入るとともに、宿毛市を初めとする6市町村に本県では初めてとなる大雨特別警報が発表されました。この豪雨により、複数の地域で浸水被害が生じるとともに、山間部では土砂崩落が相次ぎ、高知自動車道の立川橋が流出したほか、道路の被災により13市町村において50もの地区が孤立いたしました。さらに、農林水産業や観光分野などにおいても経済被害が生じるなど、甚大な被害を受けました。

こうした被害に対し、まずは被災した道路や河川などの応急対策を早急に実施し、おおむね完了したところであります。今後は、県民の皆様にも一日も早く日常の生活を取り戻していただけるよう、公共施設などの早期の復旧に向けた対策を迅速に実施いたしますとともに、自宅が全壊や大規模半壊といった被害に遭われた方々の生活再建に向けた支援や、農林水産業や観光分野などにおける経済被害への対応などに全力を挙げて取り組んでまいります。

これらの対策の実施に当たっては、国の支援策に県単独事業を加えて総合的な対策を講じたいと考えており、予算の増額を要するものにつきましては今議会に必要な補正予算案を提出させていただきます。

現在の我が国の経済は、さきの豪雨や地震などによる影響が懸念されますものの、設備投資が堅調に推移するとともに、個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調となっており、今後についても雇用や所得環境の改善が続くことが期待されております。

こうした中、国においては各省庁による来年度予算の概算要求が先月末に締め切られ、一般

会計の要求総額が過去最大の102兆7,000億円余りとなったと発表されました。各省庁による要求の中には、南海トラフ海底地震津波観測網の構築や地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、本県が訴えてきた政策が多数盛り込まれており、大きな手応えを感じているところです。今後の予算編成過程において、高齢化の進展に伴い増加を続ける社会保障費や、地方における担い手確保対策を初めとする地方創生の充実強化といった我が国が直面する課題について、しっかりとした議論が展開されることを期待しております。また、本県に関連する事業が確実に予算化され、県の取り組みの追い風となるよう、今後の予算折衝の状況を注視しつつ、引き続き全国知事会などとも連携しながら、必要に応じて政策提言を行ってまいります。

今議会では、先ほど申し上げました7月豪雨による被害への対応のほか、経済の活性化を初めとする基本政策などを着実に推進するため、総額280億6,000万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額36億8,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、平成30年7月豪雨等による被害への迅速な対応に関する事項については、国の生活・生業再建支援パッケージを積極的に活用するとともに、県単独事業を加えて総合的な対策を実施してまいります。

次に、経済の活性化に関しては、深刻化する人手不足の克服に向けて、学生の県内就職を一層促進するよう取り組むとともに、漁業の担い手のさらなる確保に向けて漁業就業希望者を一元的に支援する体制を構築してまいります。加えて、地産外商をさらに強化するため、産学官の連携によるNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発に本格着手してまいりますほか、県産材のさらなる販売拡大を図るため、共同乾

燥施設の整備などに向けた調査を行ってまいります。さらには、来年2月からの自然・体験型観光キャンペーンの展開に向け、そのプロモーションなどを本格化してまいります。

このほか、日本一の健康長寿県づくりに関して、地域包括ケアシステムの構築に向け、ICTを活用した地域医療介護情報ネットワークの整備などを進めるとともに、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に関して、喫緊の課題である住宅の耐震化などを一段と加速してまいります。

あわせて、今議会におきましても例年の9月議会と同様に、今後6年間の中期的な財政収支の見通しについて御説明させていただくこととしております。

県の財政運営においては、常に中期的な展望のもとに財政規律を維持しながら、県民サービスの確保と県財政の健全化を同時に実現することが重要でありますことから、本年度も、昨年度の決算状況や今後の歳入の見込み、想定される大規模事業などを踏まえ、中期的な財政収支を試算いたしました。その結果、今後の南海トラフ地震対策や大規模事業などに必要な経費のほか、社会保障関係経費の増加を見込んでも、なお一定の財政調整的基金の残高を確保できる見通しとなっております。また、県債残高は、中期的に見ても、国の経済対策に呼応して発行額が大幅に伸び始めた平成7年度末を下回る水準を維持できる見込みとなっております。

しかしながら、平成30年7月豪雨被害への対応などにより、臨時財政対策債を除く県債残高は8年ぶりに5,000億円を上回る水準まで増加する見込みであり、今後の推移に留意していく必要があります。さらに、本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるところでもあります。このため、これらの動向を注視し、引き続き事務事業のスクラップ・アン

ド・ビルドを徹底するなど、気を緩めることなく安定的な財政運営に努めてまいります。

あわせて、一般財源総額の確保などに関し、国に対して積極的に政策提言を行ってまいります。

次に、先ほど申し上げました豪雨被害への対応について御説明いたします。

今回の7月豪雨により県内でも多岐にわたり甚大な被害が発生しており、これらの被害に迅速に対応するため、大きく3つの面から早急に対策を進めてまいります。

第1の対策は、公共施設などの早期復旧に向けた対応であります。まず、河川に関しましては、県内の5つの河川で氾濫危険水位を超えるなど、多くの河川で異常な増水を記録し、特に安芸川では、一時は市街地が濁水に飲み込まれるおそれがある危機的な状況に陥りました。このような状況の中、県からの要請に基づいた地域の事業者の方々の迅速な対応により、市街地の水没という最悪の事態を免れることができました。その他の地域においても、関係者の皆様に御尽力をいただいたところであり、この場をおかりして心から感謝を申し上げます。

各地域の被災箇所については、現在、復旧工事に着手できるよう、設計などの準備を急いでおります。また、豪雨により大量の流木や土砂が河川に流れ込んだことから、次の豪雨に備えて緊急点検を行い、危険度に応じた優先順位をつけて、順次撤去を行っているところです。

次に、県が管理する国道や県道では、道路のり面や路側の崩壊などにより、国道195号や県道大久保伊尾木線などの51路線、85区間が通行どめとなりました。これまで、通行どめの早期解除に向けて、崩壊した土砂の撤去や仮設橋の設置などを全力で進めてきた結果、約9割に当たる46路線、74区間の通行どめを解除したところです。引き続き、早期に全ての通行どめを解除

できるよう、全力で復旧に取り組んでまいります。

また、高知自動車道で発生した立川橋の流出については、道路を管理する西日本高速道路株式会社などの御尽力により、下り線を応急的に対面通行とすることによって、約1週間で通行が再開されました。さらに今後、関係機関と連携して、高知自動車道の早期の完全復旧に向けて取り組んでまいります。

次に、土砂災害については、21市町村、126カ所において崖崩れなどが確認されております。このため県では、全ての土砂災害の被災箇所における2次被害のおそれについて緊急点検を実施するとともに、被災箇所以外についても、特に降水量が多かった地域において目視による斜面の確認を行い、今後注意を要する箇所については、市町村と連携して住民の皆様への注意喚起を行っているところです。さらに、被災した箇所のうち被害の拡大のおそれが高い箇所については、砂防堰堤を設置するなどの土砂災害対策を進めてまいります。

第2の対策は、被災者の生活再建であります。今回の豪雨により、県内では多くの住宅が全半壊や浸水の被害を受けました。このため、災害援護資金貸付金などを活用して、被災者の皆様の一日も早い住居の再建と生活の安定を全力で支援してまいります。

第3の対策は、経済被害への対応であります。まず、農業分野については、農地の流出や土砂の流入などにより、被害額は過去10年間で2番目に大きい約26億円に上っております。このため、まずは一日も早い営農の再開に向けて、樹木周辺の土砂を撤去するなど果樹の保全対策を行うとともに、農地に流入した土砂を撤去するため、市町村と連携して迅速な復旧に取り組んでいるところです。さらに、農地の復旧や農業用機械の修復、果樹の改植などに関しては、国

の補助制度を活用するとともに、本県の実情に照らして不十分な部分については、県が新たに創設する補助金を上乗せして支援することとしたいと考えております。これにより、被害に遭われた農家の皆様などの費用負担の大幅な軽減を図り、早期の営農再開をしっかりと後押ししてまいります。

次に、林業分野については、林地崩壊などが96カ所発生し、また、のり面の崩壊などにより林道の86路線、216カ所が被災したほか、高性能林業機械が破損するなど、被害額は過去最大規模の約213億円となっております。このため、まずは県民生活や事業活動に影響のある林道27路線の応急復旧に取り組んでいるところです。引き続き、本年度中に原木生産が予定されている現場の復旧を優先的に支援するとともに、被災した高性能林業機械の代替機の導入を支援してまいります。

次に、水産業分野については、マダイやカンパチなどの養殖業が被害を受けましたほか、漁場に大量の流木などが流入したことにより、沿岸漁業の操業が制限される事態も生じました。さらに、漁港施設において防潮堤が破損するなど、水産業全体で約7億円の被害が発生しました。このため、被害を受けた養殖業者の皆様、県及び日本政策金融公庫の災害関連資金の活用を呼びかけますとともに、流木などの除去作業への支援を行っているところです。また、漁港施設については、速やかに応急工事を実施するとともに、早期の復旧に向けて水産庁や関係機関との協議を行っているところです。

次に、観光分野についても、宿泊のキャンセルが相次ぐなど大きな経済被害が生じました。このため、本県を含む13府県を対象とした、旅行者の宿泊料を支援する国の制度を活用し、観光関連事業者や他府県とも連携して、本県などを周遊する県外観光客の増加に向けて取り組ん

でおります。あわせて、旅行会社と連携した誘客プロモーションやメディアを活用した積極的な情報発信、個別のセールスの強化など、さらなる誘客対策を講じているところです。引き続き、風評被害などの影響の緩和と旅行需要の回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

本県においては、これまで、災害の発生がほぼ確実である場合には災害対策本部を設置し、その都度、全庁を挙げて事前の備えや被害情報の収集、応急復旧などに努めてまいりました。また、各土木事務所などにおいて、通年で復旧や改良工事などの災害対策を行ってきたところです。

他方、近年は台風や集中豪雨が全国各地で相次ぎ、これまで異常気象と呼ばれてきたものが今や異常ではなくなりつつあります。また、豪雨による被害は、速やかに対策を講じなければダメージが蓄積し、後の豪雨の際にさらに大きな被害を招く危険をはらんでおりますが、連年の豪雨災害により、この蓄積度合いが高まってきたことが懸念されます。

こうしたことから、全庁を挙げた常設の豪雨災害対策推進本部を新たに立ち上げ、年間を通じて豪雨を初め暴風や高浪などの対策を実施する体制を大幅に強化することといたしました。今後、この会議において、平時からハード・ソフト両面での豪雨対策などを部局横断的に検討、実施するとともに、PDCAサイクルを通じて不断の検証や改善を図るほか、必要に応じて国への政策提言も行うことにより、県全体の防災や減災の能力をさらに高めてまいりたいと考えております。

続いて、平成30年度の県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

産業振興計画については、現在、本年度に大幅に強化した3つの施策群、すなわち成長に向けたメインエンジンをさらに強化する施策群、

成長の壁を乗り越える施策群、成長を支える取り組みを強化する施策群の取り組みを全力で進めているところです。これらの取り組みの上半期の状況をしっかりと検証し、より実効性の高いものへと速やかに改善も加えた上で、下半期からの取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

第1に、成長の壁を乗り越えると、成長を支える取り組みを強化する取り組みに関しては、深刻化する人手不足の克服に向け、担い手の確保・育成に関する政策群を一層強化してまいります。

まず、移住促進の取り組みについては、移住促進・人材確保センターが核となって、市町村や関係団体と密接に連携しながらオール高知の体制で取り組んできた結果、8月末時点での本県への移住者は449組、対前年比26%の増となっており、年間の目標である900組の達成に向けて一定の手応えを感じているところです。

引き続き、県内の各産業団体が進める事業者の事業戦略の策定支援の活動などと連携しながら、移住を希望される方々の志を満たす魅力的でやりがいのある仕事を掘り起こし、U・Iターンを希望される都市部にお住まいの方々に、相談会などを通じて積極的に提案してまいります。あわせて、Uターンの促進に向け、県内外での広報や、都市部における本県出身者のネットワークとの連携も強化してまいります。

また、県と高知市を初めとする全市町村が連携して進めている2段階移住の取り組みは、本県ならではの仕組みであり、中山間地域への移住のハードルを下げためにも非常に有効であると考えております。県といたしましても、全国規模の移住相談会において2段階移住に関する相談コーナーを設置するとともに、移住ポータルサイトで情報発信を行うなど、全国に向けて積極的にPRしてまいります。さらに、高知

市から県内全域への移住を後押しするため、2段階目の市町村への移住に関する相談にきめ細かく対応いたしますとともに、それに伴う負担の軽減に向けた支援策の充実強化も図ってまいります。

次に、大学生などの新規卒業者の県内就職を促進し、若者の県内定着を促す取り組みについては、これまで就活準備セミナーの開催や学生や保護者への県内就職情報の提供などの取り組みを進めてまいりました。その結果、県外大学生のUターン就職率は、平成29年3月の卒業生については16.4%となり、5年前より2.4ポイント向上しているものの、依然として県内就職の大幅な底上げにまでは至っておりません。その背景には、学生に高知の企業の情報が届いていない、また情報が届いたとしても企業の持つ魅力が十分に伝わっていない、さらに学生の就職につながりやすいとされるインターンシップを実施している企業の割合が全国と比べて大幅に低いといった課題があります。このため、学生の県内就職に向け、これらの課題に対応した施策を強化したいと考えております。

具体的には、まずこれまで実施してきたUターン就職サポートガイドの送付や大学を通じた情報発信などに加え、インターネットを利用して、学生が好きな時間や場所で参加できる就職セミナーを開催いたします。あわせて、学生の企業への関心や理解を高めるために有効とされるPR動画の作成について、新たに県の支援策を設けることにより、県内企業のPRの質的・量的拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、県内企業を対象としたセミナーや個別相談などを通じて、インターンシップを実施する企業数の拡大を図るとともに、実施するプログラムの磨き上げの支援にも取り組んでまいります。さらに、インターンシップに関する学生のニーズと企業とのマッチングを行い、またイ

インターンシップ終了後においても、県内企業への就職がスムーズに行われるよう、学生や企業へのフォローアップも実施してまいりたいと考えております。

この一連の取り組みを進めるために、商工政策課内にコーディネーター2名を新たに配置するとともに、PR動画の作成やインターンシップの実施に関する専門家の知見を活用することとしたいと考えており、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。

こうした取り組みを、大学や関係機関とも連携しながら着実に進めていくことにより、学生の県内就職のさらなる拡大を図り、若者の県内定着を促進してまいります。

次に、農業分野における担い手の確保につきましては、年間新規就農者数320人を目指し、これまで産地提案型の担い手確保対策や、移住促進・人材確保センターと連携した就農相談会の開催などに取り組んでまいりました。こうした結果、平成21年度に161人であった新規就農者数は、平成28年度には過去最高の276人となり、取り組みの成果が徐々にあらわれてきたものの、平成29年度は265人と前年度を下回る結果となりました。このため目標達成に向けて、もう一段施策の強化を図ってまいります。

具体的には、まずすぐれた園芸技術を有し、就農に向けた環境が整っているなど、本県の優位性に関するPRを強化するとともに、新規就農者の営農開始時の経営負担の軽減を図ってまいりたいと考えており、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。さらに今後は、雇用就農の受け皿となる企業の農業参入や、親元へのUターン就農に対する取り組みもさらに強化してまいります。

次に、水産業分野における漁業の担い手の確保については、都市部における就業相談会の開催や、技術の習得に向けた長期研修の実施など

に取り組んでおり、近年は年間50人前後の方々が新規に就業しているところです。しかしながら、就業者のさらなる確保に向けては、支援策が多岐にわたり相談窓口や支援制度の全体像がわかりにくい、就業後から経営が安定するまでのフォローアップが不十分といった課題に対応していくことが必要となっております。

このため、まずは来月中旬から、漁業就業に関するワンストップ相談窓口となる漁業就業支援センターを水産振興部内に設置いたします。さらに来年度からは、関係する市町村や漁業協同組合にも参画いただいた上で、漁業就業希望者を総合的に支援する体制を構築したいと考えております。この新たな体制のもと、移住促進・人材確保センターとも連携しながら、都市部での移住相談会などにおける漁業就業希望者の積極的な掘り起こしや、技術の習得に向けた長期研修の実施、就業後のフォローアップなど、一貫した支援を行ってまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じて、漁業の担い手の確保・育成に向けた取り組みをもう一段強化してまいります。

あわせて、本県産業を支える人材を確保・育成していくためには、労働条件や労働環境の改善を図る、いわゆる働き方改革の取り組みを経営と両立する形で進めていくことが重要であります。本年4月に開設した高知県働き方改革推進支援センターにおいては、これまでに各地域でセミナーや出張相談会を26回開催しており、先月末までに152件の相談をいただいているところであります。

また、産業振興センターが行う事業戦略の策定と実行の支援や、商工会や商工会議所が進める経営計画の策定と実行の支援に関して、働き方改革の視点での助言を積極的に行うなどの取り組みも行っているところです。

さらに、11月には、高知労働局、県、県内の

労使団体などで構成する高知県働き方改革推進会議と連携して、県内における働き方改革推進の機運を醸成するため、年次有給休暇取得促進キャンペーンを実施することとしております。

引き続き、本県における働き方改革の推進に向けて官民協働で取り組んでまいります。

第2に、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する取り組みに関しては、現在取り組んでいる新たな付加価値を生み出す仕組みの構築に加え、次なるステージを見据えて、本県産業のさらなる牽引役をつくる仕掛けを強化いたします。

まず、農業分野においては、さらなる収量増加や高品質化、省力化などを目指して、環境制御技術にIoTやAI技術を融合させた進化型のシステムであるNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発に向けた取り組みを進めております。7月には、県と大学、産業団体及び金融機関で構成する、高知県Next次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会を立ち上げたところです。今後は、この協議会のもと、産学官が連携し、ハウス内の環境を生育に最適な状態にすることにより収量の飛躍的な増加を目指す生産システムや、出荷量や出荷時期などを予測するシステムの開発、省力化技術の研究などに本格的に取り組んでまいりたいと考えており、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。

こうした取り組みを通じて、IoTやAI技術により、農家の規模やニーズに応じて最適な栽培管理ができるシステムを構築し、産地全体への普及を図ることにより、本県園芸農業の飛躍的な発展につなげてまいります。また、このような研究によって新たに生み出された技術をもとに、県内においてNext次世代型ハウスに装備する機器やシステムの開発を進めることなどを通じて、地産外商にもつながる施設園芸関連

産業群の創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、林業分野においては、A材の需要の拡大と販売促進に向けて、県産材の、住宅分野における販路拡大や非住宅建築物への利用促進に取り組んでおります。今後、県産材のさらなる販売拡大などを図っていくためには、市場が求める乾燥度や強度などの品質が確かな日本農林規格に沿った製品、いわゆるJAS製品を安定的に供給できる体制を県内に構築していくことが極めて重要となってまいります。しかしながら、JAS製品を生産するためには新たに乾燥や強度測定を行う設備などが必要となりますが、多くの中小の製材事業者にとっては、これを単独で整備することは難しい状況にあります。

このため、県内の中小製材事業者が地域単位で連携して、これらの設備を共同で利用する体制を整備することが有効であると考えており、まずはモデル地域を選定して、事業運営の方法や収支計画などについて関係者との協議を進めてまいります。さらに、こうした取り組みを県内全域に広げていくことにより、時代のニーズに合った品質の高い製材品の安定供給体制の構築を目指してまいります。

次に、食品分野に関しては、本年6月に食品衛生法が改正され、2年以内に全ての食品事業者に、国際標準であるHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることになりました。地産外商の拡大のためには、大手小売業者などから求められる高度な生産管理基準に対応することが重要であることから、本県においては、平成28年度に高知県版HACCP認証制度を創設し、研修の開催や専門家の派遣などにより、県内の食品事業者の認証取得を支援してまいりました。その結果、先月末時点で既に114社が、国際標準に対応する県版HACCP第2ステージ以上の認証を取得しております。

現在、法改正も受け、県内の食品事業者を対象としたトップセミナーを開催するとともに、HACCP研修の追加開催や事業者への個別の働きかけを行うなど、取り組みを加速させているところです。今後も、地産外商のさらなる拡大に向け、その土台となる県版HACCP認証の取得を強力に推進してまいります。

次に、食料品の輸出に関しては、昨年の輸出額が前年比約3億3,000万円増の10億5,000万円余りとなり、第1期産業振興計画がスタートした平成21年の約20倍にまで伸びてまいりました。本年度は、さらなる輸出の拡大に向け、これまで培ってきた商社などとの関係を強化し、商談会の開催や展示会への出展などに取り組んでいるところです。

主要品目であるユズ、土佐酒については、今月末から来月にかけて、アメリカやヨーロッパにおいて見本市への出展やプロモーションなどに取り組むことにより、さらなる販売拡大につなげてまいります。

さらに、水産物については、先月はベトナム、今月は香港の見本市への出展に取り組むなど、アジアを中心に販路開拓に向けた取り組みを本格的に展開しており、ユズ、土佐酒に続く柱としてさらなる輸出額の拡大を目指してまいります。

次に、IT・コンテンツ関連産業の振興に関しては、企業誘致や人材育成の取り組みを進めてきた結果、立地企業数が16社となり、新規雇用者数も220人を超えるなど、一定の成果があらわれてきております。

こうした動きをより大きなものとするためには、すぐれた人材を多数確保することが重要でありますことから、本年度取り組みの抜本強化を図ったところです。例えば、本年4月に新たに開講したIT・コンテンツアカデミーにおいて、プログラミングを中心としたさまざまな講

座を開催してきたところ、これまでに1,200人を超える方々に受講いただくなど、確かな手応えを感じております。

また、県外企業へのアンケート調査において、こうした人材育成の取り組みについてPRを行った結果、本県への立地に関心を示した企業の数が昨年度の調査の3倍以上に増加するなど、新たな誘致対象企業の掘り起こしにもつながっているところです。

今後、より一層多くの人材を育成・確保するため、首都圏などにおいても人材育成プログラムを展開したいと考えており、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。こうした取り組みなどを通じて、IT・コンテンツ関連産業の集積をさらに加速し、本県経済における新たな強みをつくり出してまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

昨年3月から開催してまいりました「志国高知 幕末維新博」については、県内各地域の会場にこれまで250万人を超える方々に御来場いただいております。本年4月の第2幕開幕以降についても、6月末までの各会場への入館者数は前年比18%増となるなど、御好評いただいているところです。

しかしながら、豪雨災害やたび重なる台風の影響により、この7、8月の入館者数は昨年を下回る状況となっており、来年1月のフィナーレに向け、もう一段のてこ入れが必要な状況であると考えております。このため、7月の豪雨災害の直後から取り組んでまいりました、旅行会社へのセールス活動や宿泊割引クーポンの配布、ウェブサイトでの情報発信などの取り組みを一段と強化してまいります。さらに、メイン会場である坂本龍馬記念館や高知城歴史博物館を初め、各地域会場においても、明治維新150年に関連する企画展などを随時開催することとし

ております。加えて、この11月からは、ナイトタイムエコノミーの観点を取り入れ、日本三大夜城である高知城を舞台として夜間のデジタルアート展を開催するとともに、連動した企画として県内各地のイルミネーションなどを活用した夜間イベントも実施することとしております。

このほか、県外における明治維新150年を記念した取り組みとして、来月6日に東京で全国龍馬社中とともに第30回全国龍馬ファンの集いを開催するとともに、同大会とあわせて、平成の薩長土肥連合による情報発信イベントも行うこととしております。こうした一連の取り組みにより、引き続き切れ目のない誘客対策を行ってまいります。

幕末維新博に続いて来年2月からは、自然・体験型観光キャンペーンをスタートいたします。このキャンペーンは、これまで磨き上げてきた食や歴史資源に加えて、もう一つの強みである豊かな自然などを前面に打ち出すことにより、本県の持てる強みを余すことなく生かそうとする取り組みであります。

また、日本の美しい自然景観や伝統文化の体験を生かした観光は外国人にも人気がありますことから、このキャンペーンを機に、本県のインバウンド観光のステージアップを図ってまいりたいと考えております。

さらに、こうした自然・体験型の観光資源はとりわけ中山間地域に多く存在していることから、このキャンペーンを中山間地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

このキャンペーンを展開するに当たっては、それぞれの地域において、自然景観や体験メニューを生かして外貨を獲得する仕組みを整えていくことが極めて重要であります。また、他県との差別化や効果的な情報発信の手法などについても大いに工夫を図っていく必要があります。このため現在、市町村や観光関連事業者、

地域地域の皆様と連携して、核となる自然景観やビュースポットの整備を進めるとともに、体験プログラムなど新たな経済効果を生み出す仕組みの創出に取り組んでいるところです。

また、この秋からは、メディアとのタイアップやSNSの活用などにより、ターゲットに応じたきめ細かなプロモーション活動を本格化するとともに、来年上期の旅行商品化に向けたセールス活動を実施してまいります。

加えて、来年2月から、各種の体験プログラムなどを一元的に紹介し、かつ予約も行うことができる、本県ならではの機能を持つ特設ウェブサイトを開設することとしており、現在関係者の皆様とともに準備を進めているところです。

引き続き、キャンペーンの円滑なスタートに向け、市町村や観光事業者、地域の皆様としっかりと連携し、取り組みを加速してまいります。

次に、国際観光については、近年、外国人観光客の旅行形態が団体旅行から個人旅行型にますます移行していることや、海外から本県へのアクセス環境が整っていないことなどから、本県における外国人の延べ宿泊数の伸びが足踏み状態になってきており、誘客の取り組みをもう一段強化していく必要があります。このため、来年2月からの自然・体験型観光キャンペーンの開始に向けて対応を強化してまいりたいと考えております。

現在、外国人観光客の誘致拡大を図るため、重点市場の台湾、香港、シンガポール、タイの各市場において、現地の旅行業界に精通した現地法人と連携し、旅行会社やメディアとのネットワークを強化しながら、市場ニーズに合った旅行商品の販売促進に取り組んでいるところです。今後は、こうした取り組みをさらに強化するとともに、四国3県の空港と連携したチャーター便の活用による新たな周遊商品の造成、販売にも取り組んでまいります。

さらには、自然・体験型観光キャンペーンを生かして、アメリカ、オーストラリア、中国、韓国において個人旅行者向けの旅行商品販売やプロモーション活動などを実施してまいります。

こうした取り組みにより、外国人観光客のさらなる誘致拡大につなげてまいります。

このたび、本県初となるLCCの新規就航という長年の悲願がかなうこととなりました。今月13日に、ジェットスター・ジャパン株式会社より、高知―成田、高知―関西の2路線を、12月19日からそれぞれ1日1往復就航することを正式に発表していただいたところであります。今般のLCCの就航により、本県から首都圏や関西圏、さらには海外へより安価に、より便利にアクセスすることが可能となり、県民の皆様が利便性が格段に向上するとともに、販路の拡大など地産外商の広がりが期待できます。また、成田空港や関西空港と本県が直接結ばれることから、外国人旅行者などのさらなる誘客につながり、観光振興にも大きく寄与するものと期待しております。

今後は、ジェットスター・ジャパン株式会社と一体となって需要の喚起や利用促進に取り組み、路線の定着に努めるとともに、今回のLCC就航を県勢浮揚の新しいエンジンとして、観光振興や産業振興に最大限に活用するよう取り組んでまいります。

畜産振興に関しては、肉用牛の増頭対策などに取り組んでおり、例えば、土佐あかうしの飼育頭数は、平成25年度の1,595頭から昨年度は約1.4倍の2,236頭と計画を上回るペースで増加するなど、生産の拡大が進んでいるところです。

こうした中、この7月には、本県の畜産振興に不可欠な施設となる新たな食肉センターの整備に向けて、新会社の運営にかかわる県やJAグループなどにより、高知県新食肉センター整備推進協議会が立ち上げられました。同協議会

において、これまで、新センターの運営を担う新会社の設立や施設の整備に向け、本格的な議論が行われてきたところであります。この中で、屠畜、部分肉加工の料金設定や人員体制などについて関係者間の合意形成を図った上で、新センターの運営シミュレーションを精査した結果、初年度から黒字運営が可能となる見通しが改めて確認されました。

こうした結果を踏まえて、今後同センターの基本設計に着手したいと考えており、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。県としましても、引き続き、協議会のメンバーとして新センターの整備に積極的にかかわり、来年度の新会社設立や4年後の操業開始に向け、JAグループや市町村などと連携して取り組みを進めてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

我が国は、少子化により現役世代の減少が進む一方、さらなる高齢化の進展に伴い、医療費、介護費の一層の増大が懸念されており、社会保障制度の持続可能性そのものが課題となっております。

こうした中、本年7月の全国知事会議において、健康立国宣言が決議されました。この宣言は、健康寿命の延伸と暮らしの充実を通じて、人々の生活の質、いわゆるQOLの向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす健康立国の実現に向けて、地方は地方の責任を果たしていこうというものであります。私も、社会保障常任委員長としてこの取りまとめに携わったところであり、今後、同宣言の実行に全力を挙げてまいりたいと考えております。

具体的には、この宣言と同時に策定したアクションプランに基づき、各都道府県がそれぞれ行っている社会保障分野での優良事例や先進事

例をお互いに学び、横展開を図ることにより、日本全体として取り組みが底上げされ、さらに深化していくことを目指してまいります。こうした取り組みを通じて、さらに規制緩和や恒久的な制度化などの必要性が明らかになった場合には、全国知事会として積極的に国へ政策提言を行ってまいりたいと考えております。

また、こうした全国知事会の動きに合わせて、この秋には、県内の医療関係団体や経済団体、市町村や保険者などとともに、高知家健康会議を新たに立ち上げたいと考えております。同会議において、関係者間のネットワークを一層強化することにより、官民協働で健康寿命の延伸などに向けた取り組みを着実に進めてまいります。

次に、壮年期の死亡率の改善を図る取り組みについて御説明申し上げます。まず、がん検診や特定健診の受診率の向上に向けては、これまで対象者への個別通知や未受診者への再勧奨、市町村検診のセット化などに取り組んできたところです。この結果、40歳代、50歳代の肺がん検診の受診率は、目標とする50%を5年連続で上回っており、その他のがん検診の受診率も年々上昇しております。また、特定健診受診率については、平成27年度の受診率が46.6%となり、5年前と比べて8.5ポイント伸びております。引き続き、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、受診率向上の取り組みを進めてまいります。

また、ヘルシー・高知家・プロジェクトとして取り組んでおります高知家健康パスポート事業については、既に約3万人の方々に御参加いただいております。改めて県民の皆様の健康意識の高まりを実感しております。今月からは、健診を受けるなど、健康づくりの4つの行動目標をバランスよく実践され、パスポートⅢからランクアップされる方を、健康パスポートの最上位

ランクとなる健康マイスターとして認定いたしております。今月1日には認定式を開催して、私から早速50人の方々に認定証をお渡ししたところです。

あわせて、同じく今月から、日々のウォーキングなどの健康活動をポイントシールに換算できるスマートフォン向けアプリの配信も開始し、より手軽に健康パスポート事業に参加できる取り組みも始めております。引き続き、より多くの県民の皆様に御参加いただき、楽しく健康づくりに取り組んでいただけるよう努めてまいります。

次に、地域地域で安心して住み続けられる県づくりに関しては、本年度から高知版地域包括ケアシステムの構築に向け、県内の各地域において取り組みを加速しております。具体的には、福祉保健所に配置した地域包括ケア推進監が中心となって、ブロックごとに地域包括ケア推進協議体を設置するなどして、まずは各市町村や地域の関係者の皆様との協議を通じて、それぞれの地域の現状と課題の把握を進めているところです。

こうした中、例えば訪問看護など退院後における在宅サービスの不足や、入院時から退院後の生活を見据えた多職種間の連携強化の必要性などの課題が明らかになってまいりました。今後、推進協議体におけるさらなる議論を通じて、それぞれの地域における医療・介護・福祉のネットワークの目指すべき姿を明確化し、市町村と連携してサービス資源の量的な拡充やネットワークのさらなる強化などに取り組んでまいります。

また、地域包括ケアシステムを支える取り組みとして、医療機関や薬局、介護事業所などの間で患者の情報を共有し、適切な治療などにつなげるための新たなICTネットワークシステムの整備を進めてまいりたいと考えており、関

連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制である高知版ネウボラの取り組みは、厳しい環境にある子供たちへの支援とともに、少子化対策の抜本強化にも資するものであり、本年度は、まずは高知市といの町において重点的に同システムの構築に取り組むこととしております。この6月にはいの町、8月には高知市で第1回目のネウボラ推進会議を開催し、関係機関の職員間で管内の妊産婦や子育ての現状や課題、それぞれの機関の取り組みなどについて情報共有を行ったところです。

今後は、実際に地域で子育て支援に携わっておられる方々にも御参画いただき、御意見をお伺いしながら議論を重ね、子育て家庭がより身近な地域で必要なときに必要な支援が受けられるよう、両市町と連携して取り組んでまいります。

さらに、高知市及びいの町における取り組みを通じて得た知見を、来年度以降他の市町村にも横展開させることにより、県内各地域において、高知版ネウボラの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

少子化対策については、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、本年度から特に育児休暇、育児休業の取得を促進する取り組みを強化しております。この7月には、県内293の企業や団体の皆様により、育児休暇・育児休業の取得促進宣言が行われ、子育てを社会全体で支えていくという力強い意志とメッセージが発信されました。その後も広がりを見せており、現在303の企業や団体の皆様に同宣言に御賛同いただいております。

今後は、それぞれの職場において、日ごろから休暇を取得しやすくする雰囲気づくりや、時間単位の年次有給休暇の導入を初めとする休暇

制度の充実など、具体的な取り組みを進めていただくことが重要となってまいります。

県としましては、高知家の出会い・結婚・子育て応援団交流会の開催などを通じて、企業の先進的な取り組み事例の横展開を図るとともに、働き方改革推進支援センターとも連携して、企業や団体の職場環境の整備に向けた取り組みを支援するなど、官民協働により仕事と子育ての両立を応援する環境づくりを推進してまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

7月末に公表された本年度の全国学力・学習状況調査の結果によりますと、本県の小学生の学力は引き続き全国上位に位置しており、特に知識の活用力を問うB問題では、算数が過去最高の全国8位となるなど、大きく伸びております。また、中学生の学力についても、全国平均には届いていないものの着実に全国平均正答率とのポイント差が縮まってきており、過去最高の全国43位となりました。特に、調査が開始された平成19年度には全国平均正答率を9.1ポイント下回っていた数学Aは、その差が2ポイントにまで縮まるなど大幅に改善してまいりました。これらは、中学校における教科の縦持ちの実施などによりチーム学校の意識が醸成され、組織的な授業改善が進んできたことや、多くの小中学校が放課後学習などに取り組んできたことの成果のあらわれであると考えております。

こうした傾向を今後も維持し、さらなる改善につなげていくためには、これまでの取り組みを着実に進めることはもとより、県内の児童生徒数の約半数を抱える高知市内における取り組みを強化することが不可欠であります。先月28日に開催した高知市との教育に関する連携会議において、高知市教育長職務代理者から高知市の学力の状況について、高知市と高知市以外を

所管する県の3教育事務所と全国平均との差を示したグラフなどを用いて、小学校はここ数年下降傾向にあり、また中学校は特に数学において全国平均や県平均を大きく下回る大変厳しい状況にあるという報告がありました。このような厳しい現状について、教育長職務代理者からは、子供たちに申しわけなく、その責任を痛感しているというお話が、また高知市長からは、厳しい現状を高知市の教員はもとより保護者や市民に明らかにして危機感を共有するとともに、今後学力向上の取り組みを県と協働しながら早急に進めていきたいとのお話がありました。

当然のことながら、高知市の子供たちは高知県の子供でありますことから、私もこの高知市の状況について危惧を抱くとともに、保護者の皆様や子供たちに本当に申しわけなく思うところです。

この連携会議において、県市がさらなる連携強化を図り、学力向上対策を加速することを合意いたしました。この合意を受け、早速、本年度当初より県から7名を派遣している高知市学力向上推進室の活動に、新たに県教育委員会の指導主事3名程度が加わり、全国学力・学習状況調査において課題が見られた全ての学校に対して、授業改善のための集中的な訪問指導を行うことといたしました。今後、県市がより一層連携して、学力向上に向けた緊急対策にスピード感を持って取り組んでまいります。

高等学校における学力向上対策については、取り組みの核となる学校支援チームが、本年4月から8月末までに延べ361回の学校訪問を行い、授業改善やカリキュラムマネジメントの充実に向けた指導や助言を行ってきたことなどにより、国語、数学、英語の3教科の授業改善について教員の意識改革が進むとともに、学校経営計画の進捗管理を意識的に行う学校がふえてきております。

しかしながら、授業改善の意識が他教科の担当教員にまでは広がっていないこと、また生徒の基礎学力の定着のために不可欠である授業以外での学習時間の確保が十分でないことなどの課題が見られます。このため今後、授業改善や授業外の学習時間の状況を定期的に把握するなどして進捗管理を徹底し、これらの課題に各学校が組織的に取り組むこととなるよう、指導や助言などをさらに強化してまいります。

次に、教員の働き方改革については、各学校にその趣旨の徹底を図ってきた結果、ICTを活用した勤務時間の把握や、夏季休業期間中の学校閉校日の実施、運動部活動ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日の設定などに取り組む学校が増加してまいりました。あわせて、学校現場における専門スタッフや外部人材の活用を進めて業務の負担軽減と効率化を図るなど、教員が児童生徒と向き合う時間の確保や、教員の肉体的・精神的負担の軽減を図る取り組みを進めております。

今後は、引き続き市町村教育委員会と連携し、こうした取り組みをさらに広げていくとともに、学校の組織的なマネジメントの強化や教員自身の働き方に関する意識改革を図ってまいります。

あわせて、このたび国のモデル事業に採択されたことにより、教職員の事務負担の大幅な軽減に資する校務支援システムを、来年度から2カ年という短期間のうちに県内全ての市町村に導入することが可能となりました。同システムの導入により、小中学校の教員の働き方改革が大いに進むことを期待するものであります。

教職員による不祥事の防止に向けた取り組みについては、抜本的な対策として、不祥事を発生させない職場環境をつくり上げていくことが極めて重要であると考えております。研修を通じて個々の教員の資質向上を図ることはもちろんのこと、チーム学校として、組織的なOJT

を通じて人材を育成する仕組みを構築するとともに、学校がミスや問題を組織として早期に是正する力を高めていくことが重要であります。このため、経験豊富な教員が若年教員の全般的な育成を行う仕組みを整えるとともに、中堅教諭や管理職の人材育成やマネジメント能力の育成を図る仕組みも整えるなど、若年教員から管理職に至るまでの各段階における組織的な人材育成の仕組みを構築してまいりたいと考えております。

今後、こうした人材育成の視点に立ったチーム学校の構築に向けて、現時点において実施可能な取り組みについては速やかに着手するとともに、学校代表者や専門家から成る検討会を設置し、より具体的な仕組みについて検討してまいります。

7月24日に開館いたしました新図書館等複合施設オーテピアにつきましては、開館からの来館者総数が既に20万人を突破し、1日当たりの平均来館者数が4,000人を超えるなど、目標とする年間来館者数100万人に向けて順調なスタートを切りました。

中でも、中四国最大級の規模を誇るオーテピア高知図書館は、約205万冊の収蔵能力を有し、幅広い資料や情報を取りそろえるとともに、開館日数や開館時間を従来より大幅に拡大し、セルフ予約受け取りコーナーも設置するなど、利用者の皆様の利便性を高めるサービスを提供しております。また、専任の司書が相談内容に応じてきめ細かく対応するなど、県民の皆様の暮らしや仕事の中で生じるさまざまな課題の解決を支援する機能の強化も図っているところです。

こうした取り組みにより、開館から1カ月間の1日当たりの平均個人貸出利用者数は、昨年度の県立図書館と高知市民図書館本館を合わせた実績より3倍以上にふえており、県民の皆様の知りたい、学びたいという思いにお応えでき

てきているものと受けとめております。

今後は、本年7月に策定した図書館振興計画に基づき、県立図書館として、市町村立図書館や学校図書館、大学図書館など、県内各地の図書館を支援する機能を大いに強化してまいりたいと考えております。具体的には、オーテピア高知図書館の豊富な蔵書を身近な地域で借りることができるサービス拠点を県内各地にふやすなど、県民の皆様の利便性を高めるとともに、あわせて単独では解決が難しいレファレンスへの支援や、各図書館の職員を対象とした合同研修の実施などに取り組んでまいります。こうした取り組みを通じて、県内の図書館ネットワークを強化するとともに、各図書館の振興を図り、ひいては県民の皆様の読書環境のさらなる向上につなげてまいりたいと考えております。

高知みらい科学館につきましては、今月半ばには来館者数が10万人を超えたところであり、星座や宇宙に関する最新情報を紹介するプラネタリウムや、実験を行うサイエンスショーなどについて高い評価をいただいております。引き続き、県内全域の理科教育や科学文化のさらなる振興につながるよう努めてまいります。

県立大学永国寺キャンパス、高知城歴史博物館に続いて、今回オーテピアが開館したことに伴い、平成21年度より取り組んでまいりました高知市中心部における3つの教育文化施設の整備がついに完了することとなりました。今後は、この3施設が連携して、集積による相乗効果を発揮しながら、中心市街地のにぎわいなどにも寄与しつつ、本県の教育や文化の発展を力強く牽引することとなるよう取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、平成28年度から本年度までの3年間を計画期間とする第3期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、命を

守る対策や命をつなぐ対策などに全庁を挙げて全力で取り組んでいるところです。

まず、命を守る対策に関しては、津波から命を守るための津波避難空間の整備を進めてきた結果、1,445カ所の避難路・避難場所の整備が完了したほか、津波避難タワーについても、計画総数115カ所に対して111カ所が本年度末までに完成する見込みとなっております。

また、避難経路や避難場所の安全性を確認するための現地点検を、市町村や地域の皆様とともに実施し、昨年度末で362地区全ての点検が完了しました。現在、ブロック塀の転倒防止など安全性を確保するための対策を、市町村と連携し、積極的に進めているところです。

さらに、住宅の耐震化については、本年度、拡充された国の補助制度も活用しながら、取り組みの加速化を図っております。

加えて、ブロック塀の安全対策に関しては、本年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震における人的被害の発生を受け、その必要性が改めて認識されましたことから、市町村とも連携し、学校現場や民間の方が所有するブロック塀の安全対策の取り組みを加速しているところです。

次に、助かった命をつなぐ対策に関しては、避難所の確保や運営マニュアルの作成などによる避難所運営体制の強化、ヘリポートの整備などに加えて、物資配送や燃料供給、応急期機能の配置などに関する計画の策定を行うなど、対策の具体化を図ってまいりました。

また、前方展開型の医療救護活動の強化に取り組んでおり、本年度中に県内全ての地域において、被害想定などを踏まえた医療救護活動の行動計画の策定を終える見込みとなりました。今後は、先月開催された内閣府主催の大規模医療活動訓練を初め、さまざまな訓練などを通じて得られた知見も踏まえながら、地域における

医療救護体制のさらなる強化に取り組んでまいります。

他方、被災地の医療資源には限りがあることから、被災地外からの人的・物的支援を強化することは国家的な課題であります。このため、DMATの規模拡大を初めとする医療救護体制の抜本強化に国を挙げて取り組むこととなるよう、全国知事会などとも連携して引き続き強く訴えてまいります。

本年度は、第3期計画の最終年度でありますことから、現在、これまでの取り組み状況も踏まえた課題の整理を行い、来年度から始まる第4期計画の策定を進めているところです。新たに明らかになった課題を踏まえて対策を充実強化するとともに、復旧・復興期の生活を立ち上げる対策の具体化など、時間軸をこれまで以上に長く捉えた視点も加えて、本年度中に第4期計画の策定を完了するよう取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興について御説明申し上げます。

現在、高知県スポーツ振興県民会議などを通じて関係者の皆様から幅広く御意見をいただきながら、第2期スポーツ推進計画に基づくスポーツ振興の取り組みを、PDCAサイクルを徹底しつつ、強力に推進しているところです。このうち、地域のスポーツ活動の拠点として本年度設置した地域スポーツハブについては、地域地域に潜在するスポーツ需要を掘り起こし、それらに見合う供給を実現することにより、地域に多様なスポーツ機会を創出するとともに、あわせてスポーツを通じた地域の活性化につなげることを目指しており、現在、南国市、土佐市、土佐清水市、四万十町の4市町において取り組みを進めております。

具体的には、行政や地域のスポーツ関係団体などで構成する委員会を開催し、まずはイベン

ト情報や施設の利用状況などのスポーツに関する情報の一元化や、各地域のスポーツに関するニーズの把握や課題の分析を行っているところです。

こうした中、例えば土佐市においては、地域スポーツハブが理学療法士と連携し、学校の運動部活動への支援を行うほか、地元企業の従業員を対象にスポーツを通じた健康づくり教室を開催するなどの取り組みがスタートしました。

引き続き、地域スポーツハブの活動を支援し、県内各地域において持続的にスポーツ活動が推進されるよう取り組んでまいります。

また、競技力の向上に向けた全高知チームの取り組みも着実に広がりを見せており、これまでに、新たに柔道、卓球を加えて10競技団体が同チームを立ち上げております。各全高知チームにおいて、全国トップレベルの指導者を招いた合同練習や県内指導者を対象とした実践研修を開催するなど、質の高い取り組みが行われており、一部の競技においては、さきに行われた全国高校総体や国際大会で県勢初となる優勝を果たす選手があらわれるなど手応えを感じているところです。

今後は、こうした既存の全高知チームの取り組みをさらに充実させるとともに、他の競技にも広がるよう、引き続き県体育協会とともにPDCAサイクルによる進捗管理を行い、競技団体の活動をしっかりと支援してまいります。

公務部門における障害者雇用に関し、多数の国の行政機関や地方公共団体において、厚生労働省に報告する障害者数に対象とすべき職員以外の者を含めていたことにより、実際には法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになりました。

本県においては、対象者について、障害者手帳を所持していると申告のあった職員に加え、知事部局と公営企業局では、所属長からの人事

ヒアリングなどをもとに、日常生活に支障が生じているなど手帳所持者と同等の障害があると思われる職員を含めておりました。これらの職員については、プライバシーに配慮し手帳の有無の確認などを行っておりませんでした。これは、厚生労働省の昨年度までの通知において、身体障害者とは原則として身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とされていることや、厚生労働省のガイドラインにおいて、手帳の所持の確認について、健康診断の結果などをもとに個人を特定して照会することが不適切な例として挙げられるなど、プライバシーに配慮することが求められていることに鑑みたものです。

このように、本県としては、これまでの対応も認められると認識していたものであり、水増しする意図があったものでは決してありません。しかしながら、範を示すべき立場にある県庁として、国の通知やガイドラインに基づく取り扱いについて、厚生労働省や労働局といった関係機関に確認した上で、対象者とするか否かについてより厳格な判断を行うなど、なお一層適切な対応をすべきであったと反省しており、県民の皆様には深くおわび申し上げます。

現在、本県における障害者雇用の状況について、厚生労働省の本年度の通知やガイドラインに沿った厳格な運用に基づき、改めて調査を行っているところです。国からも再度照会がなされており、結果がまとまり次第お示ししたいと考えております。この結果、法定雇用率に達していない場合には、できるだけ早期にこれを満たすことができるよう最大限努力してまいります。

本県といたしましては、平成19年度以降、障害者枠による職員の採用を実施するなど、障害者雇用に積極的に取り組んできたところであり、本県の目指す、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、生き生きと暮らせる共

生社会の実現に向けて、今般の反省を踏まえ、より一層障害者雇用の推進に努めてまいります。

高知県立大学において、永国寺キャンパスに新たに整備した図書館への移転に当たり、約3万8,000冊の蔵書の除却を決定し、最終的に焼却処分などを行っていたことが明らかになりました。

このことに関して、先日、公立大学法人の理事長、高知県立大学の学長とお会いし、学長から一連の経緯や今後の対応などについて報告をいただいたところです。この中で、大学からは、「今回の除却処理は学内の規定に基づいて行った。具体的には、除却図書の選定に際しては、重複して保有している図書やシリーズがそろっていないもの、古いパソコン関係の入門書、破損して修復が困難な資料などといった観点から除却リストを作成した上で、全教員の意見を聞きながら時間をかけて選定した。しかしながら、蔵書の再利用に関して、譲渡や売却などの意見があったにもかかわらず、結果として多くの蔵書を焼却してしまったことについて深く反省している。このため、外部の有識者などで構成する検証委員会を設置し、一連の経過を検証するとともに、これを受けて、今後蔵書の適切な管理に努めていきたい」との趣旨のお話がありました。

これに対し、私からは、今後とも県民の皆様への説明責任を果たす必要があることや、蔵書の活用方法については、県内の公立図書館や他の大学図書館との連携も重要であり、そのことに関して必要なことがあれば、県や県教育委員会としてもしっかりと協力していきたいといったことなどをお伝えしたところです。

いずれにしましても、今後高知県立大学においては、検証委員会での検証結果などを踏まえ、より適切な運営に取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、県や県教育委員会といたしましても、先ほど申し上げたように、県内各図書館へのバックアップを強化し、資料の相互貸借やレファレンスへの協力などを推進することにより、県全体の図書館振興につなげてまいります。

産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備については、最終候補地3カ所が所在する3市町の住民の皆様、首長及び議会の皆様に、候補地が選定された過程や最終処分場の必要性、安全性などについて説明を重ねております。あわせて、エコサイクルセンターの見学会も開催し、施設の構造や埋立処分の現状などを直接御確認いただいたところです。

こうした取り組みと並行しまして、各候補地における施設整備上の課題などを把握するため、地権者の了解をいただいた範囲内において、地形や地質、地下水の流量や水質、周辺の道路や建物の状況などの現地調査を実施いたしました。その結果、進入道路の整備に伴う住民生活への影響や費用などの点で差異はあるものの、いずれの候補地も、最終処分場そのものの整備に当たって対応が困難な課題はなく、施設整備に適した土地であることが改めて確認できました。この調査結果については、先月29日に県議会商工農林水産委員会に御報告させていただくとともに、速やかに3市町の住民の皆様、首長及び議会の皆様に御説明をさせていただいたところです。

引き続き、最終処分場の必要性や安全性などについて丁寧な上にも丁寧な説明に努め、最終的には、今回の現地調査に基づく分析結果や地元の皆様方の受けとめなどを総合的に勘案し、県議会の御意見を踏まえ、建設予定地を1カ所に絞り込んでまいりたいと考えております。

来月28日、「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」を開催いたします。この海づくり大会は、例年、天皇皇后両陛

下御臨席のもと、水産資源や自然環境を守り、育てることの大切さを広く国民に訴えることなどを目的として開催されているものであります。平成最後の、また明治150年の節目の年に、この意義深い大会を本県で開催できますことは、歴史上の縁に鑑みても大変光栄なことと受けとめております。

この大会を通じて、カツオの一本釣りを初めとする漁業や、美しい自然、歴史、文化、新鮮な食べ物などといった本県の魅力を全国に発信してまいります。そして、何よりも、この大会を、本県の豊かな水産資源や自然環境を未来へ引き継ぐための保全活動などが県内各地で一層展開される契機としてまいりたいと考えております。

本大会の成功に向けまして、開催県として、関係者の皆様方と連携し、万全の上にも万全を期して準備を進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成30年度高知県一般会計補正予算などの5件です。このうち、一般会計補正予算は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、280億6,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案など9件であります。

その他の議案は、高知県が当事者である和解の申立てに関する議案など10件であります。

報告議案は、平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算など23件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

————— ∞ ∞ ∞ —————

議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末393ページに掲載〕

日程第4、議発第1号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

11番加藤漠君。

（11番加藤漠君登壇）

○11番（加藤漠君） ただいま議題となりました議発第1号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」につきまして、提案者を代表し、提案理由を御説明いたします。

自転車は、経済性や利便性が高く、気軽な交通手段として通勤や通学など日常生活の中で、子供から高齢者まで幅広く利用されています。また、健康増進や環境への関心の高まりといった社会情勢を受けて、スポーツとしてのサイクリングや観光地でのレンタサイクル、流通業での利用など、自転車の活用方法も広がってきています。

しかし一方では、自転車が身近な乗り物であるがゆえに、交通ルールやマナーについての認識が低くなりがちであり、時として重大な交通事故を引き起こし、自転車利用者が高額な賠償を求められる事例が全国各地で発生しています。

また、高知県内において、昨年中の自転車関連事故は324件発生しており、発生数自体は年々減少傾向にはありますが、交通事故全体の約18

%を占める状態となっています。さらに、本年4月には、自転車で通学していた中学生、高校生が相次いで交通事故に遭い、お二人のとうとい命が犠牲となりました。悲惨な事故をこれ以上繰り返さないためにも、このような課題に対し、自転車利用者の安全利用に関する意識の向上を図るなど、県全体として取り組んでいくことが必要不可欠となっているものと考えております。

本条例議案では、県や自転車利用者、事業者等のそれぞれの責務や役割を明らかにするとともに、交通安全教育の実施、児童等へのヘルメットの着用を初めとする自転車利用における安全確保、自転車損害賠償保険等の加入など、自転車の安全で適正な利用を促進することとしております。

本条例の制定を契機として、自転車に乗る人も乗らない人も、交通安全に関する知識や規範意識を身につけ、交通ルールやマナーを守ること、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを願っております。

何とぞ御審議の上、議員の皆様のご適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。
(拍手)



委員 長 報 告

○議長（土森正典君） この際、閉会中における委員会審査について商工農林水産委員長及び産業振興土木委員長の報告を求めます。

商工農林水産委員長西内健君。

（商工農林水産委員長西内健君登壇）

○商工農林水産委員長（西内健君） 商工農林水産委員会は8月29日に委員会を開催し、執行部から新たな管理型最終処分場の候補地選定に係

る現地調査結果について報告を受けましたので、その内容並びに論議された概要を御報告いたします。

執行部から、最終候補地に選定された3カ所において、施設を整備する上での課題を把握するため、地権者に了解を得ることができた範囲内で現地に立ち入り、地形や地質などに関する調査を詳細に行った。現地調査の結果、3カ所ともに、防災面等においてそれぞれ課題はあるものの、対応が可能と考えられることから、最終処分場の整備に適した土地であることが確認された。一方で、周辺調査による進入道路整備計画案については、沿道の家屋や農作業への影響、補償物件、地域住民の生活への影響や車両通行に伴う交通安全面、工事費用など、3カ所それぞれに個別の課題が確認されたとの報告がありました。今後の取り組みについては、現地調査の結果を踏まえ、総合的に検討していくとともに、最終候補地のある3市町の首長、議会及び住民に対して丁寧な説明を行っていくとの説明がありました。

委員から、今後の進め方として、客観的に比較をする必要があると思うが、例えば調査結果を数値化するなどしてはどうか、また地元への振興策についても3地区それぞれに考えがあると思われるので、そのあたりも踏まえて比較検討していく必要があるのではないかと質問がありました。執行部からは、調査結果については、それぞれの箇所ごとに課題があり、それらの課題の違いをどう捉えるかといったこともあるので、数値化することは難しいと考える。県としては、今回の調査結果を各候補地の首長や議会、住民の皆さんに丁寧に説明し、多くの方々に理解していただくように努め、現地調査の結果と地元の皆さんの受けとめや県議会の意見を踏まえて判断していきたいと考えている。また、地元への振興策については、その施設が設置さ

れる地元の地域振興につながるよう考えていくことは必要であるが、地域の実情もあるので、1カ所に絞り込んだ後で具体的な検討を行うことになるかと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、重要な判断をするに当たり、現地の様子やどのルートを通して施設へ行くのかなど、委員会で現地を確認する必要があるとの意見がありました。

別の委員から、岩盤の強度などを確認する地質調査はいつごろまでに行われるのかとの質問がありました。執行部からは、場所が決まり、実際に施設の設計をする際に調査を行うことになるとの答弁がありました。

さらに、委員から、場所を決めたものの、かたい岩盤がなく、途中で計画を見直すことがないように、場所を決める前に調査することを検討してはどうかとの質問がありました。執行部からは、実際に詳しく測量などを行うには、地権者から掘削の許可を得る必要もあり、1カ所に絞り込んでから行いたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、日高村にあるエコサイクルセンターが満杯となる状況が近づきつつあり、新たな処分場を整備するタイムリミットもあると考えるが、いつごろの時期になるかとの質問がありました。執行部からは、エコサイクルセンターは早ければ平成34年9月には満杯になる見込みであり、時間も迫ってきている。そうした中、エコサイクルセンターに持ち込まれている廃棄物のうち、廃石こうボードについて県外でのリサイクルの動きもあり、満杯となる時期が少し延びる見込みもある。県としては、リサイクルの取り組みを進め、今の施設を長く使っていくことも非常に大事なことと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、期限に余裕もないことから迅速に行う必要があるが、同時に丁寧に取り

組んでもらいたいとの要請がありました。

複数の委員から、日高村のときの経験を生かし、当時よりも高度な調査を行うことで、地元の方が安心して納得できるようにしてもらいたい。また、今後いずれかに決定するとしても、進めていく際に、推進派と反対派のように住民が二分されることが起こらないよう、慎重に円満に結論まで持って行っていただきたいとの要請がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 産業振興土木委員長加藤漠君。

(産業振興土木委員長加藤漠君登壇)

○産業振興土木委員長(加藤漠君) 産業振興土木委員会は8月30日に委員会を開催し、航空会社への支援策について執行部から報告を受けましたので、その内容並びに論議された概要を御報告いたします。

執行部から、ジェットスター・ジャパン株式会社より高知一成田路線、高知一関西路線の2つの路線の就航を決定したことが8月29日に発表されたとの報告があり、それに対する県の支援内容と必要となる予算案及び専決処分の必要性などについて説明がありました。

委員から、LCCは産業振興を含めて非常に役立つものだと考えているが、高知県への波及効果についてどのように考えているかとの質問がありました。執行部からは、ジェットスターグループの航空ネットワークを活用した誘客で、高知に来る観光客がふえることの経済波及効果は高いと考えている。また、県民の皆さんの利便性が向上し、旅行や県外への販路開拓などの機会がふえていくと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、県費を投入する以上、県民の皆さんが利用しやすい環境を整備していくこと

も必要なので、県としてきちんと目配りしていただきたいとの意見がありました。

複数の委員から、他県では運休した路線もあるので、その原因の分析や対策の検討を十分してもらいたいとの意見がありました。

また、別の委員から、今後他社のLCCの誘致活動はどうするのかとの質問がありました。執行部からは、実態として、LCCは拠点空港との路線に限られており、ローカルの同一路線に複数のLCCが乗り入れている事例はないので、成田・関西路線についての新たな誘致活動は考えづらいとの答弁がありました。

また、別の委員から、今回の就航により空港利用者がふえるが、搭乗手続などで不便をかけることがないように検討していく必要があるのではないかと質問がありました。執行部からは、今年5月に、高知龍馬空港をこれからどうしていくか、利用者をどうやってふやしていくか官民協働で検討していく高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議を立ち上げた。その会議でも、今の空港施設は狭いのではないかと、保安検査などで混雑し、不便なところがあるという意見があり、新たなターミナルビルについて具体的な検討を行うことを考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、高知県の取り組みの成果が形となって見えてきたことに敬意を表す。予算の専決処分の必要性もよく理解できた。路線を育てていく、今後の空港の活性化に向けて取り組んでいくという姿勢は非常に心強い。今後とも、取り組みを加速しながら、観光振興を初め、産業振興に寄与してもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明21日から26日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、9月27日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

9月27日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時37分散会



平成30年 9月27日 (木曜日) 開議第2日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第2号)

平成30年9月27日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第6号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第7号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案
- 第8号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に

関する条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第16号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第17号 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に関する議案
- 第19号 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第22号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
- 第23号 平成29年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

<p>第 24 号 平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案</p>	<p>別会計歳入歳出決算</p>
<p>報第 1 号 平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算</p>	<p>報第18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p>
<p>報第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p>
<p>報第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第20号 平成29年度高知県電気事業会計決算</p>
<p>報第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計決算</p>
<p>報第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第22号 平成29年度高知県病院事業会計決算</p>
<p>報第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第23号 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p>
<p>報第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>議発第 1 号 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案</p>
<p>報第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>第 2 一般質問 (3 人)</p>
<p>報第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p>	<p>————— ◯ ◯ ◯ ————— 午前10時開議</p>
<p>報第10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p>	<p>○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。</p>
<p>報第11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>————— ◯ ◯ ◯ ————— 質疑並びに一般質問</p>
<p>報第12号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>○議長（土森正典君） 直ちに日程に入ります。</p>
<p>報第13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>日程第 1、第 1 号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第24号「平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで、</p>
<p>報第14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第 1 号「平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」</p>
<p>報第15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>まで及び議発第 1 号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」、</p>
<p>報第16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>以上48件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。</p>
<p>報第17号 平成29年度高知県流域下水道事業特</p>	

通告がありますので、順次発言を許します。

13番西内健君。

(13番西内健君登壇)

○13番(西内健君) おはようございます。自由民主党の西内健でございます。議長のお許しを得ましたので、自由民主党を代表して質問に入ります。

初めに、6月定例会以降に発生した7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震においてお亡くなりになりました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

今回の7月豪雨では、岐阜から鹿児島までの14府県で死者が220人を超え、被害の大きかった広島、岡山、愛媛の3県で死者の9割を占めて、本県においても3人の方がお亡くなりになりました。土砂崩れや河川の氾濫が各地で相次ぎ、堤防の決壊が発生し、孤立した集落や家屋などに取り残された人々が続出しました。

気象庁によりますと、今回の大雨は、本州付近に停滞した梅雨前線に、南から大量の水蒸気を含んだ空気が継続的に流れ込んだために生じ、雨が長期に、しかも広範囲に及んだのは、積乱雲が帯状に連なる線状降水帯が同時多発的に発生したためと発表しました。近年激しさを増す雨の降り方を国土交通省は新たなステージと呼んでおり、これまでの常識が通用しなくなっていることを再認識する必要があります。

県内においても、5つの河川で氾濫危険水位を超えるなど、多くの河川で異常な増水を記録し、安芸川では堤防が崩壊して氾濫寸前となり、安芸市市街地が浸水する可能性もありました。県が管理する道路では、のり面や路側の崩壊のため51路線、85区間が通行どめとなり、高知自動車道上り車線の立川橋が土砂崩壊によって崩落しました。経済被害では、農業分野で約26億円、林業分野で約213億円、水産業では約7億円

の被害が発生しました。

近年の頻発する集中豪雨や台風などの異常気象に対応するために、高知県では常設の豪雨災害対策推進本部を立ち上げることにしました。

この豪雨災害対策推進本部の体制や組織、また今後の取り組みについて知事にお伺いします。

台風や集中豪雨が頻発する近年において、被害によるダメージが蓄積し、連続する災害により大きな被害を招く危険が高まっています。平成25年に制定された国土強靱化基本法では、主に低頻度大規模災害が発生した場合における、経済社会システムが、国土の強靱性を確保する上で事前に備えるべき目標を定めています。近年の高頻度で発生している台風や豪雨災害の規模によっては、地域の経済社会システムの機能が停止または消失するおそれが高まっていることから、これまで以上に高頻度で発生する災害に対応した強靱性の確保が必要であると考えます。このため、通常の世界資本整備と異なった国の予算も必要で、例えば、かつての全国防災事業のような予算枠の確保も重要ではと考えます。

高知県として、高頻度で発生する災害にも対応した、強靱化を図るための財源の確保にどのように取り組まれるのか、尾崎知事にお伺いします。

7月豪雨では、岡山県を初めとする全国において、避難情報が出て避難せず、もしくは避難がおくれたため被災するケースが多くありました。私も、地域の声を聞く中で、高齢者にとっては、避難所のトイレの洋式化が進んでいないことなどがハードルとなり、避難をちゅうちょするケースが多いと感じるところでありました。

今回の災害においては、避難所の環境に関する課題が改めて全国で話題となりました。公民館や体育館などの床で横になる生活を続けていると、エコノミー症候群になるおそれや、人の

出入りによる泥やほこりから呼吸器障害を起こすおそれもあります。内閣府はこうした点を踏まえ、平成28年に定めた避難所運営ガイドラインで、継続的な避難者には簡易ベッドの確保を促しています。

今回、岡山県倉敷市では、事前の段ボール業界との防災協定に基づいて、避難者全員分の段ボールベッドの配給を要請したとのこと。高齢者や障害者、妊婦さんなど、さまざまな人が避難所には集まることから、ベッドだけでなく、トイレなどの避難所環境の改善が待たれるところでもあります。

今後の避難所の環境改善に向けた県の取り組みについて危機管理部長にお伺いします。

今回大きな被害を受けた岡山県真備町や、かつての東日本大震災、熊本地震において、被災者は避難所から仮設住宅への生活に移行していきます。南海トラフ地震が発生した場合、県内では多くの避難者が家屋の流失などに遭うことから、その後の仮設住宅での生活を余儀なくされることと予想されます。これまでの大規模災害においては、事前に土地の確保や予定地を想定していなかったため、仮設住宅の建設がおくれたケースが多かったとのことでもあります。

森林率の高い我が県において、災害拠点の整備などをあわせて進めていく必要もあり、南海トラフ地震を想定した仮設住宅の設置予定地として、廃校のグラウンドや公共空地などを視野に入れて、選定しておく必要があると思います。

今後の大規模災害を想定した仮設住宅の建設候補地について土木部長の御所見をお伺いします。

他県では、大量の土砂や流木が流れてきて、大きな被害が発生したケースが今回あり、砂防堰堤などのハード整備の必要性や、早目の避難の重要性が改めて認識されたところでもあります。

本県でも、ソフト対策とハード対策を一体と

して土砂災害対策を進めていると聞いているところですが、7月豪雨による土砂災害への対応状況と今後の土砂災害対策について土木部長にお伺いします。

北海道胆振東部地震では、震源に近い厚真町にある北海道電力の苫東厚真火力発電所の緊急停止が引き金となって、道内全域の295万戸への電力供給がとまり、ブラックアウトと呼ばれる大停電が起きました。病気や障害のある人、また高齢者や乳幼児にとって停電は命にかかわり、救命活動や安否確認の際の支障にもなります。スマートフォンなどの携帯機器によって情報を得ている現代のデジタル社会にあっては、機器の充電ができないことは発災時における行動が制限されることにつながります。

ブラックアウトは、電力の受給バランスが崩れ、1つの発電所の停止がほかの発電所に連鎖し広域大停電に至ることから、電力会社が恐れる事態であります。東日本大震災直後には、東京電力はブラックアウトを回避するために計画停電を実施しました。災害時のブラックアウトを避けるためのベースロード電源である原発の再稼働を考えると議論や、地方自治体で大規模な蓄電池などの整備を行うべきとの議論も出ています。

本県においては、南海トラフ地震に備えて、こうしたブラックアウトを起こさないために、電気事業者にしっかりと取り組んでいただかなければならないと考えますが、一方で、原因は何であれ、広範囲で発生する停電に備えた需要側の取り組みが必要となると考えます。

発生頻度の高い一定程度の地震、いわゆるL1クラスの南海トラフ地震発生時における、高知県内の電源確保の取り組みについて危機管理部長にお伺いします。

次に、国内政治についてお伺いします。

日本を取り巻く国際環境に目を向けますと、

本年6月12日にシンガポールにおいて、トランプ大統領と金正恩朝鮮民主主義人民共和国委員長による米朝会談が行われました。トランプ大統領と金正恩委員長は、新たな米朝関係や朝鮮半島での恒久的、安定的な平和体制を構築するため、包括的な意見交換を行いました。トランプ大統領は、朝鮮民主主義人民共和国に安全の保障を与えると約束し、金正恩委員長は、朝鮮半島の完全な非核化に向けた断固とした揺るぎない決意を確認し、共同声明を発表しました。しかしながら、朝鮮半島の非核化への道は明確な道筋が見えておらず、2度目の米朝会談を行うことが先日発表されましたが、朝鮮半島情勢の先行きは不透明なままです。

米中関係においては、トランプ大統領が中国による知的財産権の侵害を理由に、第1弾として7月6日に中国からの輸入品に対し818品目、340億ドル、関税率25%の追加関税措置を発動し、中国も同規模の報復関税を発動。8月23日には第2弾として160億ドルの同様の措置がとられました。そして、今月24日に第3弾として、これまで以上の2,000億ドル、関税率10%の措置を発動すると発表いたしました。

これらの措置は、貿易や投資で米中と密接な関係を持つ日本経済へも大きな影響を及ぼすものと予想されますが、米国は残る輸入品全てに追加関税を課すことも検討しており、米中貿易摩擦は収束の気配が見えてきません。米国の孤立主義を批判する論調も多い中、双方の経済力と不可分である安全保障を含む覇権争いであることから、今後の両国の対立は継続する可能性が大きいとする声もあります。

また、ロシアとの外交においては、プーチン大統領からの前提なしの平和条約締結の提案がありました。領土問題の解決がない条約締結は、これまでの日ロ交渉からはのめる条件ではなく、ロシア外交においても今後の対応が重要

になります。日本を取り巻く国際環境はますます混迷の度合いを深めており、外交において大国に囲まれた日本にとって、ますます難しいかじ取りが求められる時代となっています。

国際環境が大きく変動する中、先日9月20日に自民党総裁選挙が行われました。経済政策では安倍首相は、アベノミクスによる成果として、地方での有効求人倍率の上昇や若い就農者がふえていることを強調し、引き続きデフレからの完全な脱却を図り、名目GDP600兆円の達成を目指す考えを示しました。一方、石破氏は、アベノミクスによる大企業の好景気が地方に波及するとの考え、いわゆるトリクルダウンを否定し、地方の中小企業や農林水産業の成長強化を重視する考えを示しました。そのほかにも、外交、憲法改正、災害対応などにおいて政策論議が行われました。

結果は、国会議員票で安倍氏が329票、石破氏が73票を、地方票では安倍氏が224票、石破氏が181票で、合計で553票を獲得した安倍氏が3選を果たしました。我が高知県を含む10県で石破氏が安倍氏を上回ったことで、当初大きな劣勢に立たされていた石破氏の健闘をマスコミは伝えました。安倍氏が勝利し3選を果たしたことで、今後しばらくは安倍政権が継続することとなりました。

今回の自民党総裁選の結果を受け、これまでの安倍政権に対する評価と、今後の安倍政権に対し何を期待するのか、尾崎知事にお伺いします。

今回の総裁選において、合区解消に係る憲法改正についても論議がなされました。本年7月に公職選挙法が改正され、来年夏の参議院選挙において、小選挙区2増、比例区4増の定数増となる選挙制度に改められ、比例において、各党が事前に定めた順位に従い当選者を決める拘束名簿式が一部に導入されました。この特定枠

により、高知・徳島、鳥取・島根の合区対象県で、選挙区候補が擁立されない県の候補者が、比例候補として救済されることが可能となりました。

しかしながら、今回の改正は暫定的な措置として受けとめるべきもので、今後も同様の制度が続くことは、県としての代表を出せなくなる我が県などにおいては、国政に地元の声を届けることができない状態が続きます。1票の格差是正との矛盾を抱える中、合区解消を行うためには、憲法改正による方法が一番だと考えます。

合区解消に向けた思いや全国知事会などの動きについて尾崎知事の御所見をお伺いします。

今定例会には、尾崎県政として最大規模の総額280億円強の9月補正予算案が計上されています。県債残高は、7月豪雨の対応等により増加はするが、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込みとのことであります。また、大規模事業等に必要経費を見込んで財政調整的基金の残高の確保が図られ、安定的な財政運営の見通しであるとのことであります。ただ、本県の財政運営は地方交付税制度などの国の動向に大きく左右されることから、今後も慎重な財政運営が望まれます。

地方交付税の見通しを踏まえ、今後の財政運営について総務部長にお伺いします。

次に、障害者雇用についてお伺いします。

8月17日に、国土交通省や総務省など国の中央省庁において、障害者の雇用割合が40年以上にわたって水増しされ、法律で定められた目標を大幅に下回っていたという報道がなされ、連日のようにこの問題が取り上げられています。また、県や市などの全国の地方公共団体においても、同様の実態が次々と報道されています。

8月28日に政府から公表された再点検結果では、国の27の行政機関で、合計3,460人の水増し

があったとされています。こうした状況を受け、同日に開催された、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議において、今回の事態について、再発防止策と障害者雇用推進に向けた検討がなされ、地方公共団体に対し、障害者雇用の状況について調査が行われているところです。本県においても、一昨日の発表によると、障害者手帳を持っていない職員を対象に含めていた結果、平成29年度は法定雇用率2.3%に対し2.04%、平成30年度は法定雇用率2.5%に対し2.07%と、実際は法定の障害者雇用率を達成できていないとのことであります。

知事の提案説明では、これまでの国からの通知などの解釈やプライバシーへの配慮から、毎年度の障害者手帳の確認を行っていなかったが、水増しの意図はなかったとの説明がありました。

そこで、まず障害者雇用に関する今回の事態に関し、改めてなぜこのような状況になっているのか、どこに問題があったのか、どう対応すべきであったのかという点について知事にお伺いいたします。

私としましては、これまで本県においては障害者の方を積極的に採用しており、採用された障害者の方も庁内のさまざまな場所で活躍されるなど、障害者雇用については相当の努力をしてきたものと考えています。しかしながら、今回県が行った調査の結果、法定の障害者雇用率を達成できていないということは、残念としか言いようがありません。もちろん、障害者雇用の対象が手帳を持っている方だけでよいのかという議論があることも承知をしています。しかしながら、知事の提案説明にもあったように、県民の模範となるべき県庁としては、対象者を適切に把握した上で、法律で定められた目標を達成することが求められていると考えます。

障害のある方もそうでない方も協働・共生していける社会に向けて取り組みを進める県とし

て、こうした状況を解消し、定められた目標を達成するために今後どのように対応していくのか、知事にお伺いします。

議会開会日の9月20日に、平成30年度高知県優良建設工事施工者表彰が行われました。知事賞5件、優良賞10件が表彰され、施工写真を見て、本当に丁寧な仕事が行なわれているのを見てとることができました。

産業振興計画に取り組んでいる本県経済の発展には、今後も道路や港湾など社会資本整備が欠かせません。また、建設業は、南海トラフ地震や近年頻発する豪雨災害等に対する地域防災力のかなめであり、地域の雇用や経済を支える基幹産業でもあります。しかしながら、20年近くにわたる公共工事費の削減とともに、就業者の高齢化と若年入職者の減少などから、今後の事業継続や将来に対する不安をよく耳にします。

平成26年に施行されたいわゆる改正品確法の基本理念として、公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保の促進が掲げられています。その実現のために、発注者の責務として、建設業者の適正な利潤の確保、ダンピング対策として低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入、計画的な発注、適切な工期の設定や円滑な設計変更が明確化されました。

高知県においても、労務単価や諸経費の改定に対して速やかに連動することで、予定価格の適切な設定を行っていますが、近年の落札状況を見ると、調査基準価格や最低制限価格近くでの落札がほとんどであり、建設業者はその金額において適正な利潤を上げることができているのか、少し疑問に感じるところであります。県内の調査基準価格は88%前後である中、他県においては90%を超える場合や、地域の実情により設定されている場合もあります。

高知県における予定価格の設定及び調査基準価格についての御所見を土木部長にお伺いいた

します。

県では、一般競争入札の対象工事において、工事の特性に応じて企業評価型や技術提案型などの総合評価方式を採用して、約10年が経過しました。同種・類似工事の実績の有無や、先ほど述べました優良工事表彰の有無などの技術力評価と、地域内拠点や地域ボランティアの有無などの地域性・社会性評価において配点がなされ、工事の特性ごとに評価される項目が異なっています。総合評価方式の効果としては、技術力の高い受注者が落札することで、品質の向上やコスト縮減、工事の品質確保に対する意識向上が図られ、公正な受注競争による不良不適格業者の排除につながるといったことが挙げられます。課題としては、入札手続における発注担当者及び技術提案に係る受注者の負担が大きくなることや、評価項目における評価の配点などの設定が難しい点などが挙げられます。

高知県においても、これまで評価の配点などを工夫しながら制度の運用を行っていますが、約10年経過した現在、総合評価方式の現状や今後の取り組みについて土木部長にお伺いいたします。

また、建設業の安定経営のため、県では端境期対策や発注の平準化を進めています。平成30年度当初の端境期対策の実績について土木部長にお伺いいたします。

今回の補正予算では276億円の豪雨災害対策が行われます。また、市町村においても同様に災害復旧工事が発注されることが予想されることから、発注時期の調整など、市町村との連携も必要だと考えます。既存の公共工事も含め、今後の入札における不調・不落対策をどのように行うのか、土木部長にお伺いします。

次に、建設業の働き方改革についてお伺いします。県内建設業においても、4週6休や4週8休に取り組む事業者も出てきており、今後も

若年入職者の増加を図るためにも、この傾向は続いていくものと思われます。しかしながら、建設作業員の中で日給により雇用されている方々は、休みよりも少しでも多く働いて所得を得たいと考える人も多く、一定の所得をどのように保障していくかが働き方改革の成功につながります。そのため、労務費の割増し設定や工期の延長など、発注者として勘案すべき事項もあります。

今後の建設業の働き方改革に対する県の取り組みについて土木部長にお伺いします。

次に、地域医療構想についてお伺いします。地域医療構想は、2025年の医療需要を踏まえて、高度急性期、急性期、回復期、慢性期から在宅医療に至るまでの医療提供体制を構築し、将来にわたり県民が安心して安全な医療を受けることのできる体制が整備されることを目指すものです。

閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針2018において、2025年の地域医療構想実現に向け集中的に検討することが、県に対して要請をされています。今回の骨太の方針では、個別の病院名、転換する病床数などの具体的対応方針を集中的に検討し、2018年度中の策定を促進すること、公立・公的医療機関について、地域の民間医療機関で担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地域等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編、統合の議論を進めることなどが盛り込まれました。

これまでも、各医療圏域に設置された地域医療構想調整会議において、病院や医師会などの関係者で協議が行われてきましたが、今後は構想実現に向け、より加速する必要があるかとも思います。これまでの取り組みと今後の対応について健康政策部長にお伺いします。

次に、地域医療構想と政策の両輪をなす地域包括ケアシステムについてお伺いします。医療・介護・福祉等のサービス間で連携が十分でない場合があることや、各地域でサービス資源や取り組みの状況が異なっている現状において、ゲートキーパー機能を強化することで、各地域の医療・介護・福祉等の資源を切れ目ないネットワークでつなぐ高知版地域包括ケアシステムを推進することとしています。県全体を14ブロックに分け、今年度は6ブロックにおいて取り組むこととし、各福祉保健所単位で地域包括ケア推進監を配置しています。

地域包括ケア推進協議体の開催や各ブロック内でのさまざまな取り組みを通じて、現状の把握や課題の検討が行われていますが、現在の取り組みの状況と見えてきた課題について地域福祉部長にお伺いします。

地域包括ケアシステムの構築の鍵は、何といたってもキーパーソンの育成にかかっています。地域包括ケア推進監により、今後はブロック内でシステムの構築が進むわけですが、システムと呼ばれていても現実には人的ネットワークであることから、人と人とをしっかりとつないでいく人材を地域内において育成する必要があります。

医療と介護の連携において、地域のキーパーソンとなるのがケアマネジャーという捉え方をしていますが、現状では医師との情報共有などが十分に行えていない場合があります。今後の地域包括ケア推進協議体などの場において、それぞれの関係者の連携をいかに図るかが重要であります。

高知版地域包括ケアシステム構築におけるキーパーソンの育成等についての今後の取り組みについて地域福祉部長にお伺いします。

また、県では地域包括ケアシステムを支える仕組みとしての、ICTネットワークシステムの整備を進めていく考えであります。昨年、危

機管理文化厚生委員会で視察を行った新潟県佐渡島において、佐渡地域医療連携ネットワークシステム、さどひまわりネットについてお話をお伺いしました。システム構築に尽力された佐渡総合病院、佐藤院長との話の中で印象に残ったのは、ネットワークを有効に機能させるには、医療、介護、福祉、住民のそれぞれがネットワークの必要性を感じるのだとおっしゃっていた点であります。

ICTネットワークシステムの導入を行うに当たり、県内全体で構築を図っていくのか、もしくは一部のモデル地域において成功事例を引き出し、その後で県内に普及を図るのかといった課題もあると思います。

今後のICTネットワークシステム構築に向けた考え方や取り組みについて健康政策部長にお伺いいたします。

次に、観光振興についてお伺いします。

来年2月から、「志国高知 幕末維新博」に続いて自然・体験型観光キャンペーンがスタートします。今回の自然・体験型の観光資源は中山間地域に多く存在していることから、このキャンペーンが中山間地域の活性化につながることに期待が持てることとあります。また、自然景観や伝統文化の体験を生かした観光は外国人に人気であることから、インバウンド観光の一層の推進を行うこととしています。

キャンペーンを成功に導くためには、全国の他の地域との差別化を図り、高知県の魅力をしっかりと伝える必要があります。

今回の自然・体験型観光キャンペーンにおいてどのように差別化を図り、効果的なPRを行っていくのか、観光振興部長にお伺いします。

地域の方々において日常に感じている自然の中に、観光客にとって非常に魅力的に感じる資源が多くあり、それらの資源をどのように発掘して利用していくのか、これがキャンペーンの

成功につながります。外部の専門家などの意見や、これまで培ってきた食や歴史資源の磨き上げが重要であるとともに、地域住民の方々がこれらの資源の価値を十分に認識し、産業として活用する意欲が不可欠であります。住民のやる気と行政による側面支援がうまくかみ合っていくことで、持続的な地域の観光産業へと育っていきます。

はた博、東部博、奥四万十博といった地域博覧会を開催し、県内各地において、地域住民の方々の観光への意識は大きく変わったと思われます。また、それらの取り組みにおいて育ってきた、それぞれの地域における観光の担い手の方々との一層の連携が必要であります。

これまでに開催した地域博覧会の成果の検証と、今回の自然・体験型観光キャンペーンにおける連携への取り組みについて観光振興部長にお伺いします。

今議会において新足摺海洋館に関する議案が提出されています。また、隣接している爪白キャンプ場の整備も行われ、平成31年4月にリニューアルオープンが予定されています。新足摺海洋館の特徴として、目の前に広がる竜串湾や地域の自然と連動する一体感ある展示の実現や、地域の自然、体験、食、歴史を周遊させるクラスターの拠点としての機能が挙げられています。この地域にはほかにも環境省の竜串ビジターセンターも整備され、地域観光クラスターとして一体整備されることから、県西部における観光振興の起爆剤として大きな期待となります。

今後の竜串海洋観光のクラスター形成についての方向性について観光振興部長にお伺いします。

新足摺海洋館が開館すれば、当初は大きな集客を図ることができることでしょうか。ただ、どのような施設も3年から4年経過すると陳腐化し、飽きがくることが常であり、建物のリニュー

アルや見せ方の変化といった工夫が必要になります。水族館において大型の水槽などの施設を入れかえることは非常にハードルが高く、リニューアルなどを念頭に置いた設計の工夫もあったと思われます。

新足摺海洋館の整備に当たり、設計における工夫等をどのように行ったのか、観光振興部長にお伺いします。

今月13日に、ジェットスター・ジャパン株式会社により、高知―成田、高知―関西の2路線が、12月19日からそれぞれ1往復就航することが発表されました。両路線1日1往復で、片道最安値は成田線が4,990円、関西線は3,990円で設定され、就航記念セールとしてカツオにちなんで、片道520円で計300席が販売されました。LCCの就航により、本県から首都圏や関西圏及び海外へのアクセスがより便利になり、県民の利便性が向上するとともに、経済面でも大きな効果が期待できます。また、成田や関空と直接結ばれることにより、インバウンド観光に対する貢献が大きくなると予想されます。

今回のLCC就航による観光振興や産業振興に対する期待を改めて尾崎知事にお伺いします。

LCC就航に伴い、影響を受けると予想されるのが高速バスであります。旅行者にとっては利便性が上がるわけですが、旅行需要の増加がない場合を考えると、競合路線である高速バスなどは大きな影響を受けることとなります。他県においては、LCCが就航した場合、高速バスの売り上げが約3割減少するといったデータもあり、今後は全体としての旅行需要の喚起に努める必要があると思います。

LCC就航による高速バスへの影響について中山間振興・交通部長にお伺いします。

次に、輸出振興についてお伺いします。

私は本年4月に、梶原議員、今城議員と一緒にシンガポールへ視察に行っていました。

日本資本のスーパーマーケットや百貨店などに限らず、現地資本の小売店の店頭にも、高知産の多くの食材が置かれていました。特に、ユズについては、ジュースやシャーベットなど、現地の食文化に欠かせないものとなっているのに大きな驚きを覚えました。また、レストランや居酒屋などでも、日本酒や魚を初めとする多くの食材が使用されていました。

現地のヤマト運輸との意見交換会では、シンガポールには1,400店余りの日本料理店があり、そのうち800店がレストランの形態で経営しており、水産物やお酒類など、日本産の利用が進んでいるとのことでした。日本産食材の主な調達先は日系商社、地元卸売業者、自社輸入に3分されており、小ロット多品種の輸入となるため、食材コストに物流コストが大きいのしかかることが、日本産食材の利用拡大のネックとなっています。物価が高いシンガポールにおいて、日本の食材や酒類は高価なものでありますが、シンガポールにおける評価の高さが、海外での日本の食材等に対する正当な評価のあらわれであるともお聞きすることができました。

高知県の食料品輸出額は、前年比3億3,000万円増の10億5,000万円余りとなり、今後も輸出拡大に向けての取り組みを一層図っていくとのことでもあります。

主要品目のユズや日本酒及び水産物などの輸出拡大に向けた今後の取り組みについて産業振興推進部長にお伺いします。

同じ本年4月に、桑名議員、野町議員とともに沖縄へ、ANA Cargoとヤマト運輸の視察に伺いました。四国島内の水産物などはヤマト運輸が集荷を行い、高松空港から沖縄の空港に運ばれ、冷蔵コンテナによって沖縄の空港から東南アジアの国々に配送されています。沖縄貨物ハブでは、施設内の税関検査エリアで24時間の通関体制を実現しており、また深夜発、翌朝到

着という貨物専用機により、スピーディーな物流をアジアの主要都市に実現しています。

本県では、宿毛市の水産加工施設などが順調に稼働し始め、さらに来年には大型の水産加工施設の本格的な稼働も予定されており、今後は航空便だけでなく、高知新港の活用も視野に入れることも必要ではないかと考えています。

また、ユズや日本酒など、空輸によるコストを抑えるためには、高知新港と神戸港を結んでいるリーファーコンテナの一層の活用が輸出拡大につながるものと考えます。

現状及び今後の高知新港を活用した輸出拡大の取り組みについて土木部長にお伺いします。

次に、教育について質問をいたします。

特別の教科、道徳が、小学校では本年度から、中学校では平成31年度から実施をされます。特別の教科、道徳では、これまでの読み物資料に登場する人物の心情を理解することに重きを置いてきた点から、「考え、議論する道徳」への質的変換が求められています。この「考え、議論する道徳」をどのように実践するかが課題であり、道徳教育推進拠点校事業や道徳教育研究協議会などを実施することにより、教員の授業力の向上を図っています。教師の指導力向上と児童生徒の道徳性向上などの効果が期待されております。また、現場における課題の一つに、どのように評価を行うかが取り上げられてきました。

本年度から小学校で道徳科が導入されましたが、これまでの取り組みや見えてきた課題、及び来年度の中学校での導入も見据えた取り組みについて教育長にお伺いします。

道徳が教科化されたことは大いに評価するところでありますが、どこまで授業として教えることが可能なのか、私は少し疑問を感じます。教科書や副読本の活用や授業による会話の中で、一定程度は道徳を考え、議論することは可能で

ありましょう。しかしながら、教える教師の側に完璧な道徳者の姿を求めることは非常に酷なことであり、教師としてできることは、授業を行っている姿勢をどのように生徒に見せるかといったこと、要するに、先生の教える後ろ姿をどうやって見せるのか、私はそれが大事だと考えます。家庭においても、親の背中を見て子供は育つと言われますが、教師の教える姿勢が大切であり、極端に言えばそれを見せることが一番の道徳教育ではないでしょうか。

道徳とは、価値や規範といったものが何かを考えるものであり、歴史的に醸成されるものであって、法律や社会のルールを基礎をなすものであります。そういった中、本県における教職員の飲酒などの社会規範に反する不祥事が後を絶たないことは、非常に残念なことであり、大きな問題であると考えます。学校現場の繁忙化や教育現場を取り巻く環境の複雑化など、教職員のストレスは増加するばかりだと思われませんが、やはり不祥事を起こすことはもってのほかであります。

教職員の不祥事防止に向けた取り組みと決意について、改めて教育長にお伺いします。

須崎工業高等学校と須崎高等学校が統合され、高吾地域の拠点校として、須崎総合高等学校が来春4月に開校します。統合に当たり、両校の生徒や保護者及び卒業生、また地域の皆様の御尽力に心より感謝を申し上げます。

統合までの過程の中で、学校のあり方や施設整備などに関して多くの意見が交わされました。校歌や校章、制服などに関して円滑に統合への準備が進む一方で、施設整備には課題が残されており、開校後に整備される予定の新通学路や、既存の通学路が非常に狭隘な生活道であることから、交通教育や道路改良などの必要性、またグラウンドの広さが十分でないことから、野球部などはこれまでの須崎高校のグラウンドを使

用することになっているなど、開校後の施設や周辺環境の整備に対する生徒や保護者及び地域住民の方々の声も多く聞かれるところでありませう。

須崎総合高校の開校後における施設や周辺整備について教育長にお伺いします。

高知国際高等学校も平成33年4月に開校されますが、須崎総合高校とは共通の、また異なった、統合に向けての課題が多くあったことでもあります。

これらの課題を踏まえ、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

7月24日に新図書館等複合施設オーテピアがオープンしました。開館からの来館者が20万人を突破し、目標とする年間来館者数100万人の達成も修正すべきではないかと思われる順調なスタートを切りました。オーテピアの整備は、東洋ゴム工業による免震装置ゴムのデータ改ざんによる影響により、開館時期が1年遅延いたしました。先日の新聞報道によると、高知市は遅延により発生した損害や費用について、約1億円を同社に請求するとのことでもあります。

県としても東洋ゴム社とさまざまな協議を行ってきたと考えますが、これまでに東洋ゴム社と行った協議及び損害や費用請求の内容について教育長にお伺いします。

最後に、県立大学の蔵書の除却処理についてお伺いします。

永国寺キャンパスに新たに整備された図書館への移転に当たり、約3万8,000冊の蔵書の除却を決定し、最終的に焼却処分を行っていたことが明らかになりました。18日には野嶋学長らが会見を行い、5年をかけて全教員の意見を聞きながら除籍本を選んだが、再利用に関しては学内の視点のみで、その結果多くの図書焼却に至ったとしました。今後、設置する高知県立大学等

永国寺図書館蔵書除却検証委員会において、除却に至るまでの手続等が検証され、県民の皆様に対し説明責任が果たされるものと期待しております。

高知県立大学は公立大学法人によって設置されていることから、県が多くを言及することは大学の自治を侵すおそれがあり、県としても今後の検証委員会による取り組みを見守ることと思われまふ。

今回の蔵書除却処理について、知事の所感及び今後の大学の取り組みに対して望まれる点を尾崎知事にお伺いして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、豪雨災害対策推進本部の体制、組織や今後の取り組みについてお尋ねがありました。

今月14日に新たに立ち上げました、全庁を挙げた常設の豪雨災害対策推進本部の狙いについて一言で申し上げますと、豪雨を初め暴風や高波、高潮などの対策を年間を通じて実施する体制を、大幅に強化するということでもあります。

本県においては、これまで災害の発生がほぼ確実である場合には災害対策本部を設置し、その都度全庁を挙げて、事前の備えや被害情報の収集、応急対応や復旧などに努めてきたところでは。また、各土木事務所などにおいて、通年で復旧や改良工事などの災害対策を行ってきたところでは。

他方、近年は台風や集中豪雨が全国各地で相次ぎ、これまで異常気象と呼ばれてきたものが今や常態化しつつあります。また、豪雨による被害は、対策を講じておかなければそのダメージが蓄積し、後の豪雨の際にさらに大きな被害を招く危険をはらんでいます。このため、豪雨災害対策推進本部を常設のものとして設置し、

通年での対策を全庁的に実施してまいりたいと考えております。

また、こうした考えから、この本部の体制、組織については、災害対策本部と関連性や連続性があるために同じメンバー構成とし、私を本部長、副知事を副本部長、危機管理部長を本部長次長、各部局長などを本部員とする体制としています。また、本部のもとに、危機管理部副部長のもと各部局の主管課長などが進捗状況などを確認する幹事会、さらに個別の課題があれば、関係課を集めて検討するチームを設置するという組織としております。

今後の取り組みとしては、特に3つの点について進めていく必要があると考えております。

1点目は、豪雨災害に備えるためのインフラが未整備の箇所がかなりありますので、優先順位をつけて対策を実施していくためのプランを練り、実行していくことであります。

2点目は、河川に堆積した土砂や流木など、豪雨による被害をその都度取り除いて、ダメージが累積していくことを防ぎ、後の大きな被災を防ぐことにつなげることであります。

3点目は、ゲリラ豪雨など急激に悪化する事態を早期に発見して、どうやって住民の皆様には危険をお知らせし、どのように対処していくべきなのかといった点について検討をさらに深めることであります。

これらについて議題として取り上げながらPDCAを回し、通年で対策を実施していきたいと思っております。あわせて、国に対してもしっかりと政策提言をし、国も巻き込んでいくという視点も持って対策を進めたいと考えております。

次に、高頻度で発生する災害にも対応するための財源の確保についてお尋ねがありました。

先ほど申しあげました豪雨災害対策推進本部で議論した対策を実行し、着実に進めていくた

めにも、その財源をしっかりと確保することが重要となってまいります。

これまで、四国知事会において、水害や土砂災害、山地災害の未然防止や軽減を図るため、被害を受けた箇所の再度災害防止に必要な緊急事業を実施するための予算を別枠として確保することにより、災害予防対策が確実に実施できる仕組みを構築すべきであるとの提言をしております。

また、7月豪雨後には全国知事会においても、本県の提案した局所対策など中小河川への支援拡充に加え、砂防・治山堰堤の整備などを迅速かつ強力に推進するため、治水対策や土砂災害対策に関する特別枠を設けるなど、予算を大幅に増額することといった提言を行っております。

こうした中、先週開催された、重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議の場において、安倍総理は、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を3年集中で講じると述べられております。また、年末にかけては、国土強靱化などを含む第2次補正予算が編成されるとの報道もあります。

本県としましては、こうした動向を注視しつつ、国の補助金や交付金などの財源確保に努めるほか、引き続き全国知事会などとも連携しながら、国に対し、特別枠を設けるなど新たな財政支援制度の創設に向け、強く働きかけてまいります。

次に、今回の自民党総裁選の結果を受け、これまでの安倍政権に対する評価と、今後の期待についてお尋ねがございました。

今回、6年ぶりとなる自由民主党総裁選挙が行われた結果、安倍総理は全体の約7割の票を獲得され、3選を果たされました。この結果は、これまでの安倍総理の政策に対する評価と、今後の安定した政権運営への期待のあらわれではないかと考えております。

安倍総理におかれては、これまで国内外の困難な諸課題に真っ向から取り組まれ、成果を上げてこられました。まず、経済に関しては、アベノミクスの実行などを通じて、戦後最長に迫ると言われる景気回復が続くとともに、今月10日に発表された我が国の名目GDPは553兆円と過去最高を更新するなど、経済の好循環が着実に拡大しております。さらに、一昨年からは有効求人倍率が、統計開始以来、史上初めて全ての都道府県で1倍を超えるなどしております。

本県におきましても、アベノミクスや地方創生等の国の政策が、産業振興計画を初めとする本県のさまざまな取り組みの強力な後押しになっているものと認識しております。

他方、今回の総裁選において、石破議員が4割を超える地方票を獲得していることにもあらわれているように、なお一層地方を後押しする政策を求める声があることも事実であり、今後さらに地方の支援に力を入れていただきたいと考えております。

また、社会保障制度改革に関し安倍総理は、急速な少子高齢化の進展を国難と捉え、人づくり革命を断行し、子育て、介護など現役世代が抱える大きな不安を解消するため、我が国の社会保障制度を全世代型に転換するという大きな改革を進めようとしております。

こうした国の動きに合わせて、7月には全国知事会議として健康立国宣言を決議し、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、地方は地方の責任を果たすため、社会保障分野での優良事例や先進事例の横展開を図る取り組みを進めようとしています。国においては、本県を初めとする地方のこうした取り組みをしっかりと後押ししていただきたいと考えております。

このほかにも、南海トラフ地震を初めとする災害リスクへの対応や財政健全化、さらには議員からお話のありました安全保障、外交といっ

た重要な課題に我が国は直面しているところであります。安倍総理におかれては、引き続きこうした諸課題の解決に向けて真正面から取り組んでいただきますとともに、これまで以上に地方の声に耳を傾けていただき、選挙期間中に訴えてこられた、希望にあふれ誇りある日本を実現するよう、強いリーダーシップを発揮していただきたいと考えているところでございます。

次に、合区解消に向けた思いや全国知事会などの動きについてお尋ねがございました。

合区問題につきましては、本県など現在対象となっている県だけの問題ではなく、この制度が定着し、日本全国に拡大されることとなれば、人口減少や少子高齢化などのさまざまな問題に直面している地方の声が届きにくくなり、人口の多い大都市圏の代表者中心による政治が行われることとなる懸念があることから、絶対に固定化させてはならないものであると考えております。

私は、現行憲法の地方自治の規定の少なさ、薄さに起因して、その重要性よりも1票の価値の平等が圧倒的に重視されてきたがゆえに、最高裁の憲法判断を受け、合区という事態になってしまったものと考えております。こうしたことから、国民的な議論を深めた上で、憲法改正により地方自治の規定を充実させることとあわせて合区を解消することが抜本的な解決に不可欠であると訴えてきたところであります。

先般、7月に、議員の定員増や非拘束名簿式による特定枠の導入を内容とした公職選挙法の改正が行われました。次期参議院選挙までに時間のない状況で、何もしないという選択肢もある中、関係の皆様方に御尽力いただいたことに感謝の意を表明するところです。しかしながら、私としては、今回の措置はあくまで緊急避難措置であり、引き続き合区解消そのものを目指す必要があるものと考えています。

全国知事会などでそうした考えを訴えてきた結果、ことし7月の全国知事会議において、今回の公職選挙法の改正は緊急避難措置であり、引き続き憲法改正などの抜本的対応による合区の実確な解消を強く求めることを主な内容とする、参議院選挙における合区の解消に関する決議が採択されたところです。今後も、憲法改正などの国会の動向を注視しながら、全国知事会などとも連携して、継続的に合区解消を強く訴えてまいります。

次に、障害者雇用について、なぜこのような状況になっているのか、どこに問題があったのか、どう対応すべきであったのかのお尋ねがございました。

これまで、本県の知事部局及び公営企業局では、障害者手帳を所持していると申告のあった職員に加え、所属長からの人事ヒアリングなどにより、日常生活に支障が生じているなど、手帳所持者と同等の障害があると思われる職員も対象として、障害者雇用率を厚生労働省に報告してきました。またその際、プライバシーへの配慮から、手帳の有無を確認しておりませんでした。

こうした対応を行ってきたのは、昨年度までの厚生労働省の通知においては、身体障害者について、原則として身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とされていたことや、同省のガイドラインにおいても、手帳の所持の確認に当たり、健康診断の結果などをもとに個人を特定して照会することが不適切とされるなど、プライバシーに配慮することが求められていたことから、手帳の確認がなくても、所持者と同等と思われる職員は例外として対象にできると考えていたためであります。

しかし、今年度の通知から、国への報告の対象となる障害者であることを障害者手帳などにより確認する旨の記載がなされ、ガイドライン

を踏まえた厳格な運用が必要であるという方針がより明確にされたところです。

今般の一連の状況を踏まえ、県としてこの方針に基づいて全職員に対して調査を行いました。その結果、対象とすべき職員以外の者が含まれていたことが新たに明らかになった結果、今年度も、また過年度においても法定雇用率を達成していない状況であることが判明いたしました。

このような事態となった原因といたしましては、次の3つの不適切な点があったためと考えております。

第1の問題は、障害者手帳の確認がなくても、手帳所持者と同等の障害があると思われる職員は対象にできると考えてきたこととあります。この点については、今となっては厚生労働省の通知やガイドラインの確認が不十分であったと言わざるを得ません。

第2の問題は、国への報告に当たり、毎年度新たに障害者手帳所持の申告のあった職員を追加する作業を行う一方で、過去に追加した職員のその後の改善の有無等の現況確認を行ってこなかったこととあります。この点については、ずさんな対応であったと言わざるを得ません。

第3の問題は、障害者手帳を所持する職員と同等の障害があると思われる職員を対象として含める運用に当たり、医学的な知見が十分でない職員の判断により行ってきたこととあります。今回、新たにこの職員個々の判断の妥当性に関し、医師に意見を求めたところ、約8割のケースについては、障害者手帳を所持していると考えることが一定理解できる、または否定はしないが本人の状態を見ても判断できないという旨の意見である一方、残りの約2割のケースについては、障害者手帳を持つまでのものは考えられない旨の意見を示していただきました。この約2割のケースにつきましても、臓器等に障害があることは明確であり、全く障害が

ない職員を対象に含めていたものではありませんが、生半可な医学的知識に基づく判断であったと言わざるを得ません。

以上のように、本県の対応は、法定雇用率を満たすために、対象とならないことが明らかな職員を故意に加えていたものではなく、そういった意味で水増しする意図があったものではありません。しかしながら、通知等の確認が不十分であったこと、人事申告があった後の状況の確認がずさんであったこと、医学的に不十分な知識によって判断していたことといった不適切な対応があったところであり、範を示すべき県として、国の通知やガイドラインについて関係機関に確認するなどした上で、対象者とするか否かについて、より厳格に判断を行うべきであったと深く反省いたしております。改めて、県民の皆様にも深くおわびを申し上げます。

次に、障害者雇用について、定められた目標を達成するために今後どのように対応していくかのお尋ねがありました。

本県としましては、正職員にあっては、平成19年度以降これまで23人を、非常勤職員にあっては、平成23年度以降これまで延べ44人を障害者枠により雇用するなど、障害者の雇用に積極的に取り組んできたところです。しかしながら、今回厳格な運用により行った調査の結果、明らかになった反省点を踏まえ、今後次のような対応をしてまいります。

まず、厚生労働省の通知やガイドラインに基づき厳格な運用を行い、障害者手帳等の確認ができた者のみを対象として報告するとともに、この厳格な運用のもとで法定雇用率を早期に満たすことができるよう、さらに障害者の雇用に取り組んでまいります。

具体的には、まず本年度中において、速やかに業務及び体制を検討し、非常勤職員の追加募集を行います。また、来年度に向け、正職員に

ついては、10月に予定されている身体障害者を対象とした県職員採用選考試験に加え、さらに追加募集を検討します。平成31年度以降についても、障害者枠での採用や非常勤職員採用の拡大を検討することといたします。さらに、今後は知的障害者及び精神障害者の採用の拡大についても検討してまいります。

加えて、障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある職員が働きやすい環境づくりに努めることで、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して生き生きと暮らせる共生社会の実現に向け、より一層障害者の雇用の推進に努めてまいります。

次に、今回のLCC就航による観光振興や産業振興に対する期待についてお尋ねがございました。

LCCの就航につきましては、これまでも県民の皆様からの御要望も多く寄せられており、県といたしましても、長年の悲願をかなえることができたと感じております。しかも、成田路線と関西路線に2つの路線を同時に開設していただけたとのことであり、本県にとりまして期待も大変大きく、無限大の可能性を持った新しい路線の就航であると受けとめております。

今回の就航による大きなメリットとしましては、まず1点目といたしまして、成田空港と関西空港という国内でも屈指の2大国際ハブ空港に本県が直接結ばれること、2点目といたしましては、大変リーズナブルな運賃であることが挙げられます。このことから、新たな航空需要の掘り起こしにより、首都圏や関西圏、さらには海外と本県との間の交流人口が拡大することが期待できます。

中でも、まず観光振興の面では、成田空港、関西空港という国際ハブ空港と高知龍馬空港が直接結ばれることは、外国人観光客の誘致に当たり課題となっている、海外から本県へのアク

セス環境の充実が大いに期待できることから、国際観光を推進する上で絶好の追い風になるものと考えております。

このため、成田空港の利用が多いアメリカやオーストラリア、関西空港の利用が多い中国や韓国においても、LCCの利用が多い個人旅行者向けを中心とする旅行商品の販売やプロモーション活動などを実施し、外国人観光客などのさらなる誘客につなげてまいります。

加えて、来年2月からは、本県のインバウンド観光のステージアップも目指した、自然・体験型観光キャンペーンをスタートさせますが、海外の自然や体験を好む傾向が強い顧客層に向けて、航空会社や旅行会社などとの連携を図りながら、効果的なプロモーション活動を展開してまいります。

さらに、地産外商の面でも、営業範囲の拡大や営業コストの縮減といったことにより、県内企業のビジネスチャンスの広がりが期待できます。例えば、関東エリアでは、首都圏での営業頻度の増加や、北関東など周辺エリアへの営業拡大が期待されるほか、関東、関西を問わず、産地へのバイヤー招聘などの提案がしやすくなるなど、地産外商のさらなる拡大に向けた追い風になるものと捉えています。

このように、本県への国内外からの観光客の増加や、県内企業の地産外商のさらなる強化、さらにはU・Iターンの促進などにおきましても、ジェットスター・ジャパンとも連携した取り組みを進めていきたいと考えております。

今後は、このたびの就航決定のフォローの風を最大限に生かしながら、観光振興や産業振興など、県勢浮揚に向けた施策に全力で取り組んでまいります。

最後に、高知県立大学の蔵書除却処理への受けとめと、今後の大学の取り組みに対して望む点についてお尋ねがございました。

高知県立大学の蔵書の除却処理については、先日、公立大学法人の理事長、高知県立大学の学長とお会いし、学長から一連の経過や今後の対応などについて報告をいただきました。

この中で大学からは、今回の除却処理は、学内の規定に基づいて手順を決め、全教員の意見を聞きながら慎重に行ったが、蔵書の再利用に関して譲渡や売却などの意見があったにもかかわらず、結果として多くの蔵書を焼却してしまったことについて深く反省している、このため外部の有識者などで構成する検証委員会を設置し、一連の経過を検証するとともに、これを受けて今後蔵書の適切な管理に努めていきたいとの趣旨のお話を伺いました。

そうした一連の経過をお聞きする中で、蔵書の管理は、新たな図書を受け入れがあれば蔵書の除却は当然必要になってくることが、今回の蔵書の除却処理については、大学は学内の規定に基づいて十分に考察を重ね、処分する蔵書を慎重に選んだ上で決定されたものということもわかったところであります。しかしながら、除却を決めた蔵書に関し、再利用に向けて譲渡する、もしくは売却するなどの意見が学内にあったにもかかわらず、焼却以外の方法や他の公立図書館などとの連携が十分に検討されず、結果として多くの蔵書が焼却されたことについては残念に思いました。同時に、このことについては、今後しっかりと検証していかなければなりませんし、大学は検証の結果を踏まえた対応を行い、今後の図書館運営に生かしていくことが何より重要と感じたところであります。

このため、私から理事長、学長に対し、今回のことは残念であることを指摘した上で、焼却処分に至るまでの意思決定過程をよく検証し、今後に生かす必要があること、あわせて県民への説明責任を果たす必要があることなどを指摘させていただいたところです。

9月23日に開催されました高知県立大学の第1回の図書館蔵書除却検証委員会では、蔵書の除却決定から焼却に至るまでの大学の対応などについて、さまざまな御意見が出されたとお聞きしています。この検証委員会は4回程度開催され、年内に取りまとめられるとお聞きしており、大学においては、検証委員会での検証結果なども踏まえ、図書館の適切な運営にしっかり取り組んでいただきたいと考えております。

あわせて、今回の反省を踏まえた高知県立大学の新たな取り組みが、県全体の図書館の振興にもつながることを期待していますし、県としましても、その取り組みに対してしっかり協力していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長（酒井浩一君） まず、今後の避難所の環境改善に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

避難所に避難された方々には、体育館や集会所といった場所で一定期間生活をしていただくことになるため、バリアフリーやプライバシーなどに配慮した環境改善が必要となる場合もあると考えます。

県では、平成28年度から、避難所を運営するマニュアルの作成にあわせ、こうした避難所の環境改善にも支援を行っております。昨年度は、19市町村の129の避難所で、手すりやスロープの設置、トイレの洋式化や据え置き式の洋式便座の整備、簡易ベッド、パーティション、エアコンの購入などに支援を行いました。今年度は、現時点で14市町村の103の避難所で環境を改善するための整備をする予定となっております。

今後も引き続き、避難所ごとのニーズに合わせた環境改善に向け、市町村を積極的に支援してまいります。

次に、L1クラスの南海トラフ地震発生時における県内の電源確保の取り組みについてお尋ねがありました。

平成25年の被害想定では、送配電網や変電所などの被災により県内の多くの地域で大規模な停電が発生し、約36万軒が停電すると試算しています。電力の復旧には一定の時間を要することから、災害時に拠点となる病院や県、市町村の庁舎、警察や消防などの防災関係機関の施設については、非常用電源を整備するとともに、燃料確保を行っているところです。また、電力会社においては、これらの施設で非常用電源に加え、緊急に外部電源が必要となった場合には、電源車による電力供給を行うこととしております。

また、電気は社会生活や経済活動に必要不可欠であるため、電力の早期の復旧は極めて重要であると考えております。本年3月には、ライフライン事業者と連携し、高知県ライフライン復旧対策協議会を立ち上げ、電力を最優先に早期復旧のための協議を進めています。本年度中には、優先して復旧する施設や復旧の目標、道路や河川に仮電柱などを設置する許認可の手続の簡素化や迅速化について取り決めることとしております。

今後も、事業者の活動拠点となる候補地の確保や、道路啓開とライフライン復旧の状況を共有するための方法について検討を行うなど、引き続き当協議会を通じて、ライフライン事業者と早期の復旧に向けた検討を進めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長（村田重雄君） まず、今後の大規模災害を想定した仮設住宅の建設候補地についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、大規模災害に備えて、事前に仮設住宅の建設候補地の選定を行っておくことは、非常に重要であると考えております。

そこで、県では、まず南海トラフ地震などの大規模災害を想定し、廃校のグラウンドや中規模の公園など、市町村が有している空き地の情報を提供していただき、仮設住宅の建設に適した土地をリスト化して、市町村と情報共有いたしました。

次に、大規模災害が発生した場合には、仮設住宅に加え、災害廃棄物仮置き場などさまざまな用途の土地が必要となることから、これらの土地が特定の公有地で競合するおそれもあります。このため、これらの用途の配置調整を事前に行う応急期機能配置計画を、各市町村において作成していただきました。

今後は、この計画において、仮設住宅の建設候補地などを十分に確保することができない市町村があることから、市町村域を超えた広域調整を危機管理部と連携して進めてまいります。さらに、建設候補地の確保に加えて、民間賃貸住宅を仮設住宅として借り上げる仕組みや、空き家を仮設住宅として活用する仕組みなど、平時にできる準備も進め、供給可能戸数の確保に向けた取り組みを継続してまいります。

次に、7月豪雨による土砂災害への対応状況と、今後の土砂災害対策についてお尋ねがありました。

さきの7月豪雨では、県内21市町村、126カ所において崖崩れなどの土砂災害が確認されました。このため県では、これらの被災箇所における二次災害のおそれなどについて緊急点検を実施するとともに、被災のなかった箇所についても、特に降水量が多かった地域において目視による斜面の確認を行い、今後注意を要する箇所については、市町村と連携して住民の方への注意喚起を行ったところです。また、被災した箇所のうち、被害の拡大のおそれが高い箇所については、砂防堰堤を設置するなどの緊急対策を進める予定です。

今後の土砂災害対策についてですが、県では土砂災害から県民の命を守るため、従来からハード対策とソフト対策を一体的に推進してきております。その上で、まずは県民の皆様に避難を促すソフト対策として、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの調査を先行し、昨年度までで県内全域の調査が完了いたしました。現在は、調査結果を広く県民の皆様に周知しているところです。また、昨年度からは、イエローゾーンの中で特に土砂災害リスクが高い特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの調査を加速化しております。

今後につきましては、平成31年度末までにレッドゾーンの調査を完了させることを目指し、関係市町村とも連携して、しっかりと取り組んでまいります。さらに、この調査結果をハード対策の優先順位や対策工事の内容に反映させるなど、引き続きハード・ソフトが一体となった効果的な土砂災害対策を推進してまいります。

次に、本県における予定価格の設定及び調査基準価格についてお尋ねがございました。

総合評価方式を採用する入札で設定いたします調査基準価格は、この価格を下回ると品質を確保できないおそれがある基準として定めるものです。本県では、この調査基準価格の設定に当たっては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、いわゆる中央公契連モデルを採用しております。このモデルは、国において詳細な調査検討を行った上で決定されていることから、国の機関を初め多くの県で採用されております。また、調査基準価格は、入札の実態などに即して適宜見直しが行われており、昨年度もその算出方法が見直され、基準価格の引き上げが行われたところです。

中央公契連モデルとは異なる調査基準価格を採用している県があることは承知しておりますが、建設事業者の適正な利潤を確保するために

は、まずは適正な予定価格を設定することが重要だと考えております。このため県では、国において設計労務単価が引き上げられた際には、直ちに単価改定するなど、適正な予定価格の設定に努めているところです。

このような労務単価や資材単価の引き上げ、また設計積算基準の改定は、近年においては毎年行われており、予定価格と同時に調査基準価格も上昇している状況にあります。

一方、調査基準価格の設定範囲を引き上げることは、入札における価格競争の幅が狭まるといった側面があります。このため、調査基準価格の設定については、国や他県の状況を注視し慎重に検討すべきものと考えております。

次に、総合評価方式の現状と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

本県の総合評価方式による入札は、平成18年度に試行を行い、翌年の平成19年度より本格実施をしております。この入札方式は、価格と品質で総合的にすぐれた調達を目指し、企業の技術力を、類似する工事の施工実績や過去の工事の成績評定、優良工事表彰の有無などから数値化し、入札価格とのバランスにより受注者を決定する仕組みです。

総合評価方式の評価項目や基準については、これまでも建設業界の意見もお聞きしながら、毎年度、より実態に合った入札方法となりますよう、学識経験者や国の発注機関長で組織する高知県総合評価委員会で審議を行い、必要な見直しを行っています。

現状の総合評価方式における課題としましては、入札情報などの情報公開が進む中、入札業者の積算能力が大きく向上してきたことで、一部の工事入札において調査基準価格付近への応札が集中し、その結果、入札価格での競争の幅がなくなってしまう、技術評価の評価点の持つ意味合いが強くなっている状況がございます。

こうしたことから、総合評価方式における評価項目やその基準については、評価全体のバランスを考慮し、また地域の建設業の状況などにも十分配慮しながら、建設業界全体の健全な発展につながる、よりよい入札制度となるよう努めてまいります。

次に、本年度当初における端境期対策の実績についてお尋ねがありました。

公共工事の中長期的な担い手の育成・確保を目的に、平成26年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、計画的な発注と適切な工期の設定が規定されたことを受け、県では高知県建設業活性化プランに基づき、施工時期の平準化などの取り組みを進めてきました。

その中でも、年度末に多くの工事が終了し、年度当初に工事量が落ち込む端境期が生じることは、建設事業者の安定的な経営のみならず、従業員の継続雇用、労働条件の改善にマイナスに働くことから、ゼロ県債による工事の発注や繰越制度の柔軟な活用により、年度当初の工事量の確保に取り組んでまいりました。

その結果、予定価格が5億円を超えるような大規模な工事を除く工事で比較いたしますと、平成30年4月末時点で土木部発注工事における建設事業者の手持ち工事量は約106億円で、取り組みを行う前の平成26年4月末の約83億円より、20億円以上の増となっております。また、手持ち工事量については、年間を通して最も多い月と最も少ない月、山と谷の差を比較いたしますと、平成26年度では約112億円であったものが平成29年度では約53億円と、59億円余り差が縮小しているところです。これらのことから、施工時期の平準化につきましては一定の成果が出ていると考えております。

今後も引き続き、ゼロ県債による工事の発注や繰越制度の柔軟な活用により、年間を通じた施工時期の平準化に取り組んでまいります。

次に、本年度の豪雨災害復旧工事の施行に関して、既存の公共工事も含め、今後の入札における不調・不落対策をどのように行うのかのお尋ねがありました。

このたびの7月の豪雨災害では、大規模な地すべりや県内の多数の箇所道路の寸断などが発生し、県民の皆様の生活に御不便や御心配をおかけいたしました。まずは県民生活を維持する上で特に支障がある箇所について、応急的な復旧工事に全力で取り組んだところです。

今後、早ければ年内には本格復旧に着手する予定ですが、道路や河川などの公共土木施設の被害は、県と市町村とを合わせて1,000件を超えており、多数の工事発注が想定されることから、円滑な事業執行が課題であると考えております。

こうしたことから、災害関連業務を最優先するため、既に発注している工事や委託業務の履行期限などについて柔軟な対応がとれるよう、直ちに部内に指示を出しました。今後の発注に当たっては、発注時期などの市町村との調整やマンパワーの確保、資機材の調達などを考慮して、余裕を持たせた工期を設定するなどの対応に取り組んでまいります。さらに、3,500万円未満の災害復旧工事においては、現場代理人の兼務配置を認めるといった柔軟な対応もとってまいります。

こうした取り組みにより建設事業者が受注しやすい環境整備を図ることで、受注意欲を高め、入札の不調・不落発生の抑制に努めてまいります。

次に、建設業の働き方改革に対する取り組みについてお尋ねがございました。

建設業は、全国的にも他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっており、本県において、公共工事にかかわる労働環境の改善に向けて、建設現場における週休2日制を促進するための取り組みを進めている

ところです。

具体的には、平成27年度からは工期に余裕を持たせるため、標準工事日数をおおむね2割延長させた工事を試行的に実施し、さらに昨年度からは建設現場における週休2日制の一層の推進と普及を図るため、一定規模の土木一式工事において週休2日制モデル工事を実施いたしました。このモデル工事では、標準工事日数を延長するだけでなく、週休2日制を達成しますと、間接工事費率に補正係数を乗じて請負代金を増額するとともに、工事成績評定では加点評価するといったインセンティブを付与することとしております。昨年度は、11件の工事でモデル工事に申請があり、今年度は8月末時点で既に11件の申請を受け付けております。このモデル工事の実施後には、受注者からのアンケート調査を行い、週休2日制の導入に向けた課題や実施効果を検証していくこととしております。

また、さきの国会で週40時間労働が上限となる働き方改革関連法が成立したため、来月からは4週6休、4週7休の場合もモデル工事に追加し、それぞれのタイプに対応した積算経費の補正を行うことで、よりスムーズに週休2日制に移行できる環境を整えてまいります。

今後も、これらのモデル工事に対する御意見や検証結果を参考に、建設現場における週休2日制の普及と確実な実施に向け取り組んでまいります。

最後に、高知新港を活用した輸出の現状と、輸出拡大に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

農林水産物、食品の輸出に係る物流コストを抑えるためには、港湾を利用することが有効です。また、近年ではリーファーコンテナなどの鮮度保持輸送技術が進歩しており、品目にもよりますが、空輸と同程度の鮮度保持が可能となっております。しかしながら、現状では高知新港

を利用した農林水産物、食品の輸出は、フランス向けのユズ果汁などの一部に限られております。

県といたしましては、海上輸送による農林水産物のさらなる輸出の拡大、発展を図るため、本年2月に国土交通省四国地方整備局と連携して、四国における港湾を活用した農林水産物輸出促進検討会を立ち上げました。

同検討会では、高知新港にどのような機能があれば農林水産物、食品輸出などの拠点となり得るか、また同港が輸出拠点となった場合にどんな展望が開けるかを、関係機関と協議しているところです。今後、検討会での議論を踏まえ、県庁各部と協議しながら、ハード・ソフト面で必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 今後の財政運営についてお尋ねがございました。

今般お示ししました中期的な財政収支の試算によりますと、安定的な財政運営の見通しを立てることができましたものの、足元では収支不足が見込まれますほか、臨時財政対策債を除く県債残高は5,000億円を上回る水準で推移する見込みであり、今後の動向に留意していく必要があります。

地方交付税の見通しについてであります、まず地方交付税を含む地方の一般財源総額について、本年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2018におきまして、平成33年度までは平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされたところであります。しかしながら、地方全体で見ますと、景気回復に伴う地方税収の伸びなどにより、地方交付税総額は減少傾向が続くものと考えられますほか、平成34年度以降の一般財源総額は不透明な状況にあります。

そのため、今後の財政運営に当たりましては、まず産業振興計画の推進などによる税収の確保に努めていく必要があります。また、南海トラフ地震対策や豪雨災害対策、人口減少対策などの喫緊の課題に対応していくための財政需要も見込まれますことから、必要な財源を確保できますよう、国に対し地方交付税を含む制度の拡充等について働きかけてまいります。さらに、歳入確保の取り組みとあわせまして、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、限られた財源をより一層有効かつ効率的に活用していく必要があると考えております。

こうした取り組みを通じまして、引き続き必要な行政サービスを提供しながら、財政調整的基金の確保や臨時財政対策債を除く県債残高の抑制に努め、安定的な財政運営を維持してまいりたいと考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、地域医療構想に関して、これまでの取り組みと今後の対応についてお尋ねがございました。

本県では、将来の各地域における医療・介護のニーズに応じた病院、診療所、薬局などの医療資源の効率的な配置と、医療と介護の連携を通じた効果的な医療体制の構築等を目的として、平成28年12月に高知県地域医療構想を策定いたしました。

この構想の実現に向け、県内の4つの構想区域に地域医療構想調整会議を設置し、地域における医療のあるべき姿や、地域の中核となる公立・公的病院が担うべき医療機能と必要とされる病床数などについて協議を行っており、これまでに合計23回開催したところでございます。この間、平成28年度に創設した回復期病床への転換補助金の制度を活用し、2つの病院が地域医療構想調整会議での議論を踏まえて、回復期病床への転換を行っております。

今後は、これまでのこうした取り組みに加えて、骨太の方針2018の閣議決定を受け厚生労働省より出された通知も踏まえ、病床転換に当たって生じる院内体制の見直しなどの課題に対して必要なアドバイスをを行うための研修会を開催するとともに、病床の転換や増床等に関する具体的な案件を協議しやすい体制を設けるなどして、公立・公的病院の役割を含めた構想区域における病床機能のあり方についての協議をさらに加速させてまいります。

また、本県の地域医療構想を進める上で課題の一つとなっております、療養病床の介護医療院等への転換については、現在幾つかの病院などを訪問して転換の時期や課題などについての御意見を伺っており、今後それぞれの機関の意向に応じて、耐震化等の防災対策上の観点も含めた財政支援を行っていくこととしています。こうした取り組みをしっかりと進めていくことにより、地域医療構想の実現を目指してまいります。

次に、ICTネットワークシステムの構築に向けた考え方や取り組みについてお尋ねがありました。

ICTネットワークシステムについては、現在県内14の主要な病院や医師会等で構成する高知県医療情報通信技術連絡協議会において、医療機関、薬局、介護事業所などが、医療情報や介護情報を双方向で共有できるシステムの構築に向けて取り組んでおります。

当該システムの構築に当たっては、議員のお話にありました佐渡のひまわりネットなども参考にさせていただいており、類似のシステムとして既に幡多地域で運用中のはたまるねっととは、システム間で連携を図りながら、県内全域で構築していきたいと考えております。

また、佐渡島の病院長がおっしゃられたとおり、医療や介護関係者などがネットワークの必

要性を感じないとシステムの効果が十分に発揮できないと考えるため、本議会に提案させていただいております補正予算案においては、参加予定施設に対する院内システムとICTシステムとの接続の調整のほか、関係者に対してICTシステムの機能とそのメリットなどの説明を行うための経費を計上しております。

今後、システム開発と並行しながら、県民の皆様に対しても、自身の医療や介護情報を参加施設で共有するための同意書取得に向けて、プロモーション活動に取り組むこととしております。

多くの医療機関、薬局、介護事業所などが参加するICTネットワークシステムを構築することにより、各機関の連携を強化し、適切な治療や重複投薬の防止などにつなげるとともに、高知版地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた現在の取り組みの状況と見えてきた課題についてお尋ねがございました。

高知版地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉保健所ごとに配置いたしました地域包括ケア推進監等が中心となって、地域包括ケア推進協議体を設置するなど、地域ごとの現状や課題の把握を進めており、その結果、例えばこれまで整備してきたあつたかふれあいセンターを活用して、見守りなどの仕組みづくりをさらに進めていく必要があること、入退院時の引き継ぎにつきましては、県が運用に向けて支援してきたルールに基づく取り組みが進みつつあるが、それに加え、入院時から退院後の生活を見据えた病院内の多職種連携強化が必要であること、中山間地域への訪問看護や訪問介護の拡大に取り組んだ結果、サービスの提供数は増加してい

るが、地域によってはさらにサービスの拡充を図る必要があることなどの課題が明らかになり、地域の関係者とも共有できるようになってきております。

このため、今後も引き続き推進協議体等におきまして、医療・介護・福祉のサービス資源の必要量やネットワークの目指すべき姿を明らかにしながら、地域地域の課題解決に向けた具体策の検討を進めてまいります。

また、県内全域におきまして地域包括ケアシステムを構築していくためには、医療・介護のサービス資源が集中いたします高知市と各ブロックが、それぞれの取り組みをしっかりと連携させることが必要でありますことから、各ブロックと高知市がおのおのの状況や課題等を情報共有し協議する場を新たに設けることにより、連携を強化することとしております。

こうした取り組みにつきまして、PDCAサイクルを回しながら進めることとしており、解決すべき課題を明確にし、サービス資源の拡充やネットワークの強化などへの県の支援策のより一層の充実に取り組んでまいります。

次に、高知版地域包括ケアシステム構築におけるキーパーソンの育成など、今後の取り組みについてお尋ねがございました。

地域包括ケアシステムの構築のためには、医療・介護・福祉のサービスの充実に加え、日常生活から入院、退院後の生活を支えるサービスのネットワーク化を図るため、ケアマネジャーを初めといたしました、サービスの接続部を担うゲートキーパーとなる人材の育成が大変重要だと考えております。

このため、かかりつけ医としてゲートキーパーの役割を担う総合診療専門医の養成を支援いたしますとともに、総合診療専門医を目指す医師を確保できるよう、研修環境の充実などに取り組んでいるところです。

また、円滑に病院から地域に退院していただくためには、入院時から退院後の療養生活を見据え、医療機関と介護事業所等が連携を図る必要がありますことから、医療機関のスタッフなどに対しコーディネーター力の向上のための研修を実施しています。

あわせて、退院後に地域に必要な医療・介護のサービスを受けられるよう調整するケアマネジャーのスキルアップを図るため、地域のリーダー役となるケアマネジャーの養成に取り組むことにより、福祉保健所圏域ごとに個別事例の検討会や、業務についての相談などを実施できる体制づくりを進めてまいります。

さらに、地域の相談窓口となって、支援が必要な高齢者を把握し適切なサービスにつなぐなど、地域の連携の中核となる地域包括支援センターの機能強化を図る必要があると考えております。このため、関係者との連携強化を目指しました研修を実施いたしますとともに、個別の事例を検討いたします地域ケア会議におきまして、医療関係者やリハビリテーション専門職等の助言が得られるようにするなど、関係団体との連携を一層強化してまいります。

今後は、これらの一連の取り組みを、地域包括ケア推進監等が地域包括ケア推進協議体での協議によって進めていく、地域ごとの取り組みと連動させることなどによりまして、地域の実情に応じた人材の育成を進めてまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、自然・体験型観光キャンペーンの効果的な展開についてのお尋ねがありました。

このキャンペーンは、およそ2年間の開催期間を通じて、観光客の増加はもとより、自然・体験型の観光基盤の底上げを図ることで、これまで磨き上げてきた食や歴史の観光基盤と結び合わせて、持続的な観光振興につなげることを

目指しています。

本県ならではの強みを持つ食や歴史と比べますと、自然・体験型の観光は、他県にもすぐれたセールスポイントがありますことから、地域地域の自然景観や体験メニューの魅力をより高めることに加えて、全国区の知名度を誇る食や歴史などと組み合わせたクラスター化によって、他県との差別化を図る視点も必要であると考えています。このため県では、新たな補助制度による財政支援や、全国的な知見を有するアドバイザーの派遣など、専門家の意見も取り入れながら、市町村や観光関連事業者、地域の皆様方と連携して、自然景観の生かし方や自然体験の内容を大いに工夫するとともに、新たな経済効果を生み出す観光資源を創出する取り組みを進めています。そして、こうした自然景観や体験型の観光資源を中心に、食や歴史、町並み、風土、文化を組み合わせ、高知らしさあふれる観光クラスターの形成を地域地域において加速することで、他県に負けない観光地づくりを進めてまいりたいと考えています。

こうした取り組みを行いながら、今月から国内の旅行会社へのセールス活動を展開するとともに、海外からの個人旅行客の誘致に対応したプロモーション活動などの準備も進めております。また、体験プログラムなどの一元的なPRや予約を行うことができる特設ウェブサイトを開発し、来年2月から運用を始めることにしています。加えて、全国に向けたPRを本格化するほか、こうち旅広場や地域の観光案内所では、きめ細かにキャンペーン情報を発信し、県内各地への周遊を促進することとしております。

今後とも、市町村や観光関連事業者、広域観光組織、地域の皆様方としっかり連携し、PDCAサイクルを実行して不断の磨き上げを行い、より魅力的な自然・体験型の観光基盤づくりとそのPRに取り組んでまいりたいと考えていま

す。

次に、これまでに開催した地域博覧会の成果の検証と、今回の自然・体験型観光キャンペーンにおける連携への取り組みについてお尋ねがありました。

本県の県外観光客の入り込み数は、初めての地域博覧会となる「楽しまん！はた博」が開催された平成25年以降、5年連続で400万人観光を実現しており、特に昨年の県外観光客の入り込み数は過去最高の440万人となり、観光総消費額も1,126億円を達成しました。

400万人観光を続けられた要因には、高知県産業振興計画の観光戦略において、つくる、売る、もてなすという一連のサイクルを抜本強化してきたことが挙げられます。つくるでは、地域のシンボルとなる観光拠点の整備や、土佐の観光創生塾による地域地域の旅行商品づくりを進め、売るでは、リョーマの休日キャンペーンによるセールスの実施、もてなすでは、龍馬パスポートの仕組みと組み合わせ、周遊の促進とリピーターの確保に努めてまいりました。

さらに、こうした観光戦略のもとで開催しました3度にわたる地域博覧会を通じて、地域の魅力的な旅行商品づくりや情報発信の強化、観光人材の育成などが実を結び、地域が主体となった観光地づくりが進んだことが何よりの成果であり、400万人観光の実現にもつながったと考えております。地域博覧会で得られた一連のノウハウは、開催を契機に強化された、それぞれの広域観光組織にしっかりと引き継がれています。

来年2月から実施する自然・体験型観光キャンペーンでは、地域地域で自然景観や体験を中心とした観光クラスターの形成を進めることにしています。その際には、広域観光組織と連携して、広域エリア内の観光クラスターをつないだ旅行商品づくりやその売り込みを行うとともに、さらに磨き上げを進めることで、地域地域

の持続的な観光振興につながるよう取り組んでまいります。

次に、今後の竜串海洋観光のクラスター形成の方向性についてお尋ねがありました。

土佐清水市の竜串地域では、現在整備を進めております新足摺海洋館に先行して、全国トップクラスの大手アウトドアメーカーが監修する爪白キャンプ場や、足摺宇和海国立公園のエントランス機能を持つ環境省のビジターセンターのオープンが予定されるなど、地域資源を生かした観光拠点施設の整備が進められています。

こうした状況を見据え、県としては、これらの施設を効果的に連携させ、周辺の自然景観やアクティビティーなどを周遊していただく竜串海洋観光クラスターの形成を進めていきたいと考えております。このため本年4月には、一連の施設整備に先駆けて、国や県、土佐清水市に加えて、グラスボートなどのマリナクティビティーや飲食を提供する地元の民間事業者、観光ガイド団体が参画をする竜串海洋観光クラスター推進協議会が結成されました。この協議会の検討によって生まれたアイデアが事業化され、構成メンバーである民間事業者が連携した周遊割引などが実行されておりますし、自然・体験型観光キャンペーンの新たな支援メニューを活用した観光資源の磨き上げも進められています。

今後、新海洋館やビジターセンターが整備されましたら、両館が備えるコンシェルジュ機能を存分に生かし、観光客を、目の前の海と足摺海底館などの周辺施設、海を生かしたアクティビティーやキャンプ場に加えて、地域ならではの食文化や歴史資源などを連携させた竜串海洋観光クラスターに招き入れることで、この地域における滞在時間の延長や観光消費の拡大につなげられるよう取り組んでまいります。

加えて、この竜串海洋観光クラスターと幡多地域で形成されるほかの観光クラスターなどを

つないだ、より広いエリアでの観光周遊ルートづくりにも取り組み、幡多地域全体の観光振興を図ってまいりたいと考えております。

最後に、新足摺海洋館の整備に当たり、リニューアルなどを念頭に置いた設計面での工夫などについてのお尋ねがありました。

新海洋館の基本設計の策定に当たりましては、議員のお話にありましたように、将来的なりリニューアルなどを見据えた、展示コーナーの間取りや動線の変更に対応できる自由度の高い設計とすることが一つのポイントとなりました。このため、新海洋館の基本設計を検討する有識者会議において、その方法について協議を行い、協議の結果を基本設計と実施設計に反映した上で、現在建築工事を進めております。

具体的には、館内の展示コーナーの間仕切り壁には取り外しが可能なパネルを採用しており、建物自体の強度に影響を与えることなく、展示コーナーの間取りや動線を変更することが可能な設計としております。また、水槽についても、建物の構造と一体化した一部の固定式を除き、移動式の水槽を採用しておりますので、水槽のレイアウトを柔軟に変更することで展示構成に変化を持たせることも可能です。さらに、新海洋館には、足摺・竜串地域の自然景観や、この地域に生息する多様な生物の常設展示に加え、来館者に新たな企画展示を鑑賞していただくことを目的とした企画展示室も備えております。

このように新海洋館では、将来的なりリニューアルなどを見据えた設計面での工夫を行っておりますので、開館後においても、展示コーナーの間取りや動線の変更に対応できる施設となっております。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) LCC就航による高速バスへの影響についてお尋ねがありました。

四国内で既にLCCが就航している香川県と愛媛県について、四国運輸局の統計によるLCCの就航前後の関東方面と京阪神方面への高速バスの利用者数を比較したところ、全路線で利用者数の減少が確認されています。減少の理由が全てLCC就航による影響と断定することはできませんが、少なからず影響があったものと推測され、本県においても同様に、高速バスから一定の利用者がLCCにシフトする可能性があるのではないかと考えております。

運賃面で競合関係にあるLCCと高速バスでは、所要時間ではLCCが優位にあります。一方で、運行本数の多さや夜行便の設定など、高速バスにも強みがあるものと考えております。関係する事業者には、利用者目線でのさらなる利便性やサービスの向上に努めていただきたいと考えております。

今回、本県にLCCが就航することは、県民の皆様にとりまして、移動の際の選択肢がふえるという利便性向上の面で大きなメリットがあります。そういったことから、個々の交通事業者によっては、プラスとマイナスの両面があるということも踏まえた上で、LCC就航後の利用者の動向などを注視してまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) 食料品の輸出拡大に向けた今後の取り組みについてお尋ねがありました。

食料品の輸出につきましては、第3期産業振興計画において、相手国の特性に応じた国別の戦略と、ユズ、土佐酒、水産物など、品目別の戦略を立て、これまでに培ってきた現地の商社や量販店、有名シェフとのネットワークをさらに強化し、販路開拓と拡大を進めております。

このうち、ユズと土佐酒につきましては、世界的な食の情報発信地からのいわゆるシャワー

効果を狙い、ユズはフランス、シンガポールを中心に、土佐酒はロンドンを中心にプロモーション活動を進め、輸出の拡大につなげてまいりました。

今後、この効果のさらなる拡散に向けまして、ユズにつきましてはEUやシンガポールにおける国際的な見本市への出展を通じ、一層の販路拡大を図るとともに、生産面では需要の多いEUの残留農薬基準に対応したユズの安定確保に向け、農業振興部と連携して取り組んでまいります。土佐酒につきましては、フランスやスペインのレストランや商社と連携し、試飲会や商談会を開催するなど販路開拓を進めるとともに、輸出向けのラベル表記やパッケージの改良なども支援してまいります。

また、水産物につきましては、輸入規制などが少ないASEAN諸国を中心に、展示会への出展や現地商社の本県への招聘を行うとともに、来年県西部で稼働します大型水産加工施設の水産HACCPの取得を支援し、アメリカへの輸出拡大を図ってまいります。

さらに現在、ジェトロ高知などと連携して県内企業の輸出戦略の策定と実行を支援しており、こうした取り組みを通じて、企業ニーズに応じた新たな市場の開拓と新たな輸出品目の掘り起こしも進め、さらなる輸出額の上積みを目指してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、本年度から小学校で道徳科が導入されたが、これまでの取り組みや見えてきた課題、及び来年度の中学校での導入も見据えた取り組みについてお尋ねがございました。

子供たちが、産業や社会構造の変化の速度が著しい、これからの時代を生きていくために、道徳科には、多面的、多角的に物事を考え、また他者と議論することや体験活動を行うなどの

多様な学習方法を通して、物事の本質に迫っていく能力を身につけるための授業づくりが求められております。

本県では、こうした道徳科の授業への質的転換を図るために、新たな指導方法や評価の考え方などを授業映像とともにまとめました道徳教育用指導資料集を、平成27年度に県内全ての教員に配付し、校内外の道徳科の研修会などにおいて積極的な活用を図っております。

また、平成27年度から3年間、道徳の教科化の趣旨を踏まえた授業実践の牽引役として、道徳推進リーダーを39人育成するとともに、平成28年度から2年間、県内の10の小中学校を指定し、「考え、議論する道徳」の授業づくりを研究してまいりました。各指定校の研究会に小中学校の道徳担当教員も参加することで、道徳科の授業改善も一定進んできたと考えております。

しかし、教員からは、継続的に児童生徒の学習状況や道徳性の成長を把握しながら、内面の伸びや変容を見取り、チームとして統一した評価をしていくことが難しいとの意見が上がっており、今後、指定校の研究成果を活用した評価に関する研修を進めていくことが重要であるとと考えております。

来年度、中学校に道徳科が導入されるに当たっても、中学校教員が先行する指定校の研究成果を学ぶための研修会を各地で開催してまいります。また、指定校で実施される授業を小中学校の教員が参観する機会を拡大し、授業力の向上も図ってまいります。加えて、指導主事が直接学校を訪問し、教員に対して具体的な指導・助言を行うなど、中学校において道徳科が円滑に導入されるよう取り組んでまいります。

次に、教員の不祥事防止に向けた取り組みと決意についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、教員の真面目な取り組みと頑張っている姿があり、それを子供たちが

日々間近で感じていることが、子供たちの道徳性の伸長には何よりも大切であると考えます。そして、多くの教員は、使命感や誇り、教育的愛情を持って教育活動に懸命に取り組んでおります。しかしながら、一部の教員による不祥事が続き、教員全体に対する不信感につながってまいりますので、県教育委員会としては、これまで不祥事根絶のために市町村教育委員会や校長会等と連携し、服務研修等を充実させ、また各学校の不祥事防止や法令遵守の取り組みを徹底してまいりました。

また、先日開催された総合教育会議では、これまでの研修を通じた個々の資質向上に加え、チーム学校として組織的なOJTを通じて人材を育成する仕組みを構築するとともに、学校で起こる問題に対して、組織としての対応力を高めていくことが重要であることが確認されました。

このため、人材育成の視点に立ったチーム学校の構築に向けて、全校種での主幹教諭の配置拡充のほか、中学校においては教科の縦持ちや教科間連携の充実を図り、また小学校ではメンター制を導入することなどにより、学校組織マネジメントの体制強化に努めていくこととしております。

さらに、学校代表者や専門家から成る学校組織のあり方を検討するための会を設置し、不祥事が発生する学校組織についての課題を整理し、取り組みの精度を高めていくことにあわせて、教員のストレスを軽減する風通しのよい職場づくりについても取り組みを進めていくこととしております。

学力の向上やいじめ、不登校への対応など、さまざまな教育課題を解決していくためには、何といたっても教員が個々の児童生徒を理解し、児童生徒からは教員一人一人が信用されていなければならないと考えております。不祥事防止

に向け、教員一人一人のこうした認識の強化や、先ほど御説明いたしました、チーム学校の強化による不祥事を発生させない組織づくり、人材育成に向けまして、全力で取り組んでまいります。

次に、来春4月の須崎総合高等学校開校後の施設や周辺環境の整備に対する地域住民の方々の声も多く聞かれるが、これらの整備についてどう考えるのか、お尋ねがございました。

須崎工業高等学校と須崎高等学校が統合し、現在の須崎工業高等学校の校地に設置する須崎総合高等学校については、平成31年4月の開校に向けて、現在体育館や校舎といった増築が必要となる施設の整備を進めています。

体育館や校舎が増築されますことから、グラウンドが現状より若干狭くなってまいります。授業や学校行事等への支障はありませんが、野球部など一部の部活動については、十分な練習環境を確保するために、当面の間、現在の須崎高等学校のグラウンドを使用していきたいと考えております。

また、周辺整備につきましては、まず現在の通学路について、道路管理者である須崎市と連携して取り組んでおり、グレーチングの設置工事は来月下旬には着工する予定となっておりますし、その他必要となる用地の取得作業等についても須崎市と協議して進めていくことしております。加えて、津波発生時には地域の避難路としても活用できる新通学路の整備工事につきましても、平成35年度までの完成に向け、県市が連携した取り組みを進めてまいります。

須崎総合高等学校のグラウンドの拡張工事につきましては、工事車両の通行による粉じんや振動など、周辺住民の方々への影響が予想されますことから、工事車両は現在の通学路は使用せず、先ほど申し上げました新通学路を使用することとしております。このため、新通学路完

成後速やかにグラウンド拡張工事が実施できるよう、事前の検討を進めてまいりたいと考えています。こうした周辺整備につきましても、地域の方々のお話を丁寧にお聞きするとともに、地元須崎市と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在の須崎高等学校の跡地につきましては、野球部など一部の部活動が当面の間使用する予定ですが、部活動で使用しない時間帯の利用や、校舎、体育館の有効活用を含め、須崎市の意向もお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、高知国際高等学校や須崎総合高等学校の統合に向けた課題を踏まえ、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定にどのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

県立高等学校再編振興計画は平成26年10月に策定され、平成26年度から平成30年度までの前期実施計画による取り組みを進めてまいりました。前期実施計画では、本県の高等学校教育の課題である生徒数の減少、社会性の育成と進路保障、南海トラフ地震への対応として、学校の統合や学科改編を進め、教育内容の充実や施設整備に取り組んでまいりました。

特に、学校の統合につきましては、学校関係者の皆様はもとより、将来高校生となる子供たちを初め、広く県民の皆様にかかわる重要な問題であり、前期実施計画を策定するに当たっては、統合対象校や校名などについて、検討過程などの事前の説明が十分にできていなかったことなどから、関係者の皆様に混乱を招いてしまったという反省点がございます。そのため、平成31年度から5年間にわたる後期実施計画の策定に当たりましては、オープンな形で、教育委員が直接それぞれの地域に出向いて協議を行い、市町村長あるいは教育長、学校関係者を初めとする地元の皆様から御意見もお聞きし、それを

できるだけ計画に反映させていくことを目的として、公開の教育委員会協議会を昨年度は10回、今年度は8回開催してまいりました。

今後は、これまでの教育委員会協議会でいただいた御意見を踏まえた後期実施計画案を取りまとめ、10月下旬ごろからパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様の御意見をお聞きした後、12月議会に御報告の上、策定してまいりたいと考えております。

最後に、新図書館等複合施設オーテピアの免震装置問題に関して、これまでに行った協議及び賠償や費用請求の内容についてお尋ねがございました。

免震装置問題による損害や費用に関しましては、平成28年1月20日にオーテピアの免震装置を製造・販売していた東洋ゴム化工品株式会社、その親会社である東洋ゴム工業株式会社の2者と、県、高知市の2自治体、設計業務共同企業体など全ての工事関係者6者の計10者の間で、合意書を締結しております。

この合意書の中では、東洋ゴム工業株式会社製から他社の免震装置に変更することにより生じる工事及び設計に係る追加費用のほか、免震装置の納期遅延等に起因して発生する直接的及び間接的な損害も含め、生じた損害については、協議した上で東洋ゴム工業と東洋ゴム化工品が負担することとなっております。具体的な費用及び損害金については、合意書を締結した8者がそれぞれ個別に東洋ゴム工業等2社と別途覚書等を締結し、その覚書等に基づきおのおのが東洋ゴム工業等2社に請求を行い、東洋ゴム工業等2社が支払うこととなっております。

東洋ゴム工業との協議に関しましては、これまで合築の相手方である高知市と連携し、弁護士や法務担当課に確認しながら請求項目を整理し、その上で請求項目や概算額などを提示し、定期的に話し合いを行ってまいりました。

7月にはオーテピアが開館し、請求費用のもととなる期間が確定しましたので、これまでの協議内容を踏まえ、請求内容を整理いたしました。県の請求予定額としましては約8,000万円となっており、請求の内訳としましては、オーテピア開館が1年遅延したことにより生じます外部倉庫の維持管理費用や、図書資料の増加分の移転に関する費用のほか、オーテピアの建設業務を担当する部署に関する人件費、それから事務費用、事務室の借り上げ費用などとなっております。

○13番（西内健君） それぞれに丁寧な御答弁ありがとうございました。

第2問はいたしません、少し時間が余っています。

安倍総裁が3選を果たしました。そして、安倍政権が継続することになり、この安倍政権の一丁目一番地は何かというと、やはりデフレからの脱却であります。アベノミクスを掲げて経済政策を行っているわけですけれども、やはり地方で実感が湧かないという声をよく耳にするところであります。

今回、入札制度のお話をさせていただいたのは、やはり地方における経済の一番の主体は何かといえ、それは公共部門であると思います。公共投資が税金であり、無駄遣いは許されない、それはよくわかるところであり、また今の社会の風潮であります。部長の話にもありましたが、予定価格は労務単価の増額により上昇していますし、それに合わせて調査基準価格も上がっていることはよくわかります。しかしながら、その適正な利潤、そしてそれと無駄遣いをなくす、ここの並行の部分はどうやってとるかによって、この地域経済が浮揚していく鍵になるのではないかと考えております。

入札制度をどのように構築していくかというのは、やはり難しい課題であろうと思いますが、

今後も知恵を絞ってしっかりと取り組んでいた
だくことを要請いたしまして、私の一切の質問
とさせていただきます。(拍手)

○議長(土森正典君) 暫時休憩いたします。

午後0時16分休憩



午後1時20分再開

○副議長(坂本孝幸君) 休憩前に引き続き会議
を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた
します。

30番高橋徹君。

(30番高橋徹君登壇)

○30番(高橋徹君) 県民の会の高橋です。午前
中の西内議員の質問と一部重複するところがあ
るんですが、既に通告をしておりますので、通
告に沿って順次質問をさせていただきたいと思
います。どうぞよろしくお伺いをいたします。

まず、知事の政治姿勢でございます。

安倍政権における評価はそれぞれ分かれると
ころであると思いますが、私は森友・加計問題
における安倍政権の対応において、国政の信頼
を失ってしまったと思いました。このような政
治状況の中、日本が培ってきた世界に誇るもの
づくりの歴史も崩壊してしまいました。大手企
業の次から次への偽装問題、例えばデータの改
ざんの中でも燃費の問題、防振ゴムの問題、ビ
ル建設におけるくい打ちなど、取り上げれば切
りがありません。また、国政における大臣や官
僚の答弁においても大きく信頼を損ねています。
その一部始終が連日テレビで放映される。私た
ちは今何を信頼して子や孫に教育し、日々生活
をしていくことが必要なのか、全く見えない状
況にあると私は思っております。

さて、尾崎知事は、平成19年11月に初当選を

され、これまで11年近く高知県知事として県民
の先頭に立って、若さと情熱を持って多くの課
題に積極的に向き合い、数多くの成果を上げて
こられています。御苦勞さまでございます。心
から感謝と御礼を申し上げます。

さて、自由民主党総裁選についてお伺いをい
たします。2012年の総裁選は5名の立候補者が
ありましたが、事実上、安倍氏と石破氏の戦い
でございました。議員票は安倍氏がリードし、
地方票は石破氏が倍近い党員票を獲得していま
した。しかし、両氏の票が過半数となっておら
ず、党所属の国会議員で決選投票となり、投票
の結果は党員の意思は反映されず、安倍氏が総
裁の座を勝ち取りました。戦後の総裁選におい
て、党員票で敗北したのにもかかわらず総裁と
なったのは、安倍氏ただ一人であります。

さて、つい先日の総裁選においては、圧倒的
に現職有利で展開をされました。選挙戦で石
破候補は、政治の信頼回復や地方重視の姿勢な
どが党員45%の方々から支援を受け、大きく善
戦したところでございます。また、県内における
かかわりのある国会議員、中谷、山本、中西の
ベテラン3氏が石破氏を支持しております。安
倍氏を、福井、高野、徳島出身の中西氏の3氏
が支持しておりました。

そこで、知事に、このたびの自民党総裁選に
ついてどのような感想を持っているのか、お伺
いをいたします。

さて、来年4月には統一地方選を迎えます。
その12月初めには尾崎知事も任期を迎えます。
知事が年齢52歳となります。多くの県民が尾崎
知事に、高知県政で培った政治手腕や政治力、
地方が元気になる政策を国政の場で発揮してい
ただきたいと思っております。政治の世界は一
寸先は闇とも言いますが、何が起こるかわかり
ません。

そこで、知事にお伺いをいたしますが、国政

の場に立つならばどのような政策を立てることが大切と考えているのか、お聞かせください。また、安倍総理に対してはどのような政策を求めていくのか、あわせてお聞かせください。

次に、よさこい祭りの振興についてお伺いをいたします。

ことしのよさこい祭りは、猛暑の中ではありませんでしたが、天候にも恵まれ、事故もなく盛大に開催されたかと存じます。関係者の皆様には心から感謝を申し上げます。大変御苦労さまでございました。第65回目となることしは、日本全国から206チーム、約1万8,000人が参加をされ、それぞれに思い出に残る大会になったことと存じます。

私の地区は旭や万々地区でございますが、万々商店街振興組合の一員でもあることから、以前からかかわっております。万々商店街はずらん灯のもと南北800メートル続く、とても長い商店街でございます。振り返ってみますと、一時期資金不足や人手不足を理由に踊り子隊を出せない時期もありましたが、最近では商店街だけではなく、周辺の企業からも協賛を得て、演舞場の開設とあわせて盛大に開催できています。ここ数年は、大学生や外国からの準備隊として多くの方々のお手伝いもいただいております。大変ありがたく、また大いに盛り上げていただいております。

ことしも大変忙しい中、尾崎知事夫妻や岡崎市長夫妻にもお越しをいただき、メダルの贈呈などに参加して花を添えていただいております。改めて感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

さて、私が心配しておりますのは、菜園場商店街や愛宕商店街も以前は踊り子の参加がございましたが、不参加となってしまいました。原因は商店街に活気がなくなったことや、世話人の不足と思われる。よさこい祭りの振興につ

いて知事の御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

さて、よさこいと東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げることについてお伺いをいたします。

2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックですが、この大会の最大のイベントは開会式であり、入場料が相当高くなるとの報道がなされております。開会式の総合統括責任者が狂言師の野村萬斎氏に決まりました。さらに、五輪のほうを映画監督の山崎貴氏、パラリンピックのほうを佐々木宏氏が責任担当することが既に決まっております。尾崎知事も、積極的に演目としてのよさこい鳴子踊りを——関係自治体やよさこい関係者などと連携をとりながら、実現に向けて努力をされておりますが、なお一層頑張ってもらいたいところでございます。

さて、国家プロジェクトとして東京オリンピック・パラリンピックが、大変な経費とボランティアを含む数多くの方々の力を結集して開かれますが、東京大会は日本を世界中にアピールする絶好の機会だと考えます。

高知県の木材を使う鳴子は、よさこい発祥の地、高知をPRしていく上で有効な手段の一つと考えますが、知事のお考えをお聞きいたします。

また、オリンピックは組織委員会、オフィシャルパートナー、IOC、JOC、調整する広告代理店など、大変複雑な構図の中での運営となりますから、一朝一夕には事は運びませんが、よさこいの演舞だけでなく、鳴子が東京大会の応援グッズとなるように努力することが重要かと思えます。2年後といっても、あっという間の期間でございます。重ねて、この課題に取り組む知事のお考えをお示しください。

また、よさこいは日本各地に広がっておりまして、知事が3年前から提唱しまして大いに盛

り上がってきています、よさこいアンバサダー制度によって、国際的にも広がっていますので、このよさこいエネルギーを東京大会での演舞に結びつけていこうという考えをぜひ持ってもらいたいわけですが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、LCCの新規就航についてお伺いをいたします。

LCC——格安航空会社ジェットスター・ジャパンが、高知龍馬空港と成田・関西国際空港の定期便の運航を開始することが決定いたしました。LCCの就航は県民誰もが待望してきたところで、高知龍馬空港が成田、関空という国際ハブ空港と結ばれることになり、外国人観光客の誘客は無論のこと、県内を訪れる邦人観光客の増加が期待できるほか、県民の行動範囲が大きく膨らむこととなります。この2路線の開設にこぎつけた執行部の努力に敬意を表しておきたいと思えます。

格安航空会社ジェットスター・ジャパンの就航は、高知龍馬空港として5年ぶりの新規路線で、LCCについては初めてのことでございます。ここに至るまでには、県議会各党派それぞれが誘致活動をしてきた経過もあり、私が所属している県民の会党派においても、3年3カ月前にジェットスター・ジャパンの本社を訪ね、就航要請をしたことを皮切りに、県民の会として継続的に誘致活動を続けてきたことが結実をし、大変うれしく思っております。これで高知龍馬空港のゲートウエーが拡充をされ、経済効果や県民の利便性も期待できると思えます。

一方で、LCCの参入がなされても、利用者の搭乗率が低下すると撤退してしまうおそれがございます。今回、就航が決定をしたジェットスター・ジャパン成田線と関空線を将来にわたって維持し、継続的に運航していただくためには、空港の利用者増加を図り、安定した搭乗率を確

保することが必要となります。

そこで重要となるのが、利用者の増加策など新たな航空需要を創出する取り組みであると考えますが、県としてどのような施策を展開していくのか、副知事の答弁を求めておきたいと思えます。

さて、高知県立大学図書の焼却処分に関する問題についてお伺いをいたします。

永国寺町は、最近文教ゾーンとして整備されており、次の時代を背負う若者を育てる知的なエリアとしての整備が整ってきております。まことに喜ばしいことでありますが、このたびの問題は大変ショッキングな出来事であり、つまりあいた口が塞がらない、こんな心境でございます。私自身、この問題は高知新聞の報道で知るところとなったのですが、内容については詳しく連載をされておりましたので、そこそこ理解をしております。県民の方々の声も連日「声ひろば」に寄せられておまして、もっともな御指摘ばかりでございます。

そこで、何点か文化生活スポーツ部長にお尋ねをいたします。

どのような図書を、どのような思いでどのくらいの数、焼却処分されたのか、経緯を含めてお伺いをいたします。

次に、新図書館オーテピア、県市が協調してオープンさせることができましたが、大変な人気となっております。まことに喜ばしいことであります。

図書は県の公費で購入した県民の財産であり、読書は人生を支える重要な役割を持っております。その資源である図書を、事もあろうに焼却する理由が一体どこにあるのか、文化生活スポーツ部長は現場の声を忠実にお答えいただきたいと存じます。

次に、文化生活スポーツ部長は、今回の高知県立大学の図書の焼却処分をどのように受けと

めて、今後の対応をどのように考えられているのか、お聞きいたします。

図書の焼却が大きな出来事として県民の前に明らかになったのですが、高知県公立大学法人が設置した大学や県立高校などで、安易な財産処分が現場サイドでなされていると、これまた問題でございます。このような事態、これに類する事態はないのか、文化生活スポーツ部長及び教育長にお聞きをいたします。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

2020年から新しい学習指導要領が実施となります。小学校においては平成30年、31年は移行期間とし、それぞれ学校・教員間で研修を深めているようでございます。

しかし、教員の多忙化が問題となっている中で、改訂により目指す教育方針が子供たちにとってどのように向上していくのか、先生方の負担は問題ないのか心配しているところでありますが、新学習指導要領のポイントや効果について教育長にお伺いをいたします。

次に、小中学校における教員不足により現場が混乱していることについて、地域の方から御相談をいただきました。県下の小中学校における臨時教員不足の現状と対応策について教育長にお伺いをいたします。

次に、建築資材、断熱材についてお伺いをいたします。

オリンピック・パラリンピックの開催が2年後に迫ることしの7月、東京都多摩市の建築現場で大きな火災事故が起きました。新聞報道によりますと、ウレタン断熱材に火がつき、有毒ガスを出しながら一気に燃え広がったことで、作業員ら多くの死傷者を出し、有毒ガスを吸い込んだ作業員が入院するという事態に見舞われたのです。イギリスのロンドンでも、外壁に使用した断熱材が燃え、多くの死傷者を出した事故がありましたが、我が国ではこのような事故

は建築基準法の観点から起きないだろうと思っ
ていたやさきに、東京で起きたことに大変な
ショックを受けました。

そこで、次の点を踏まえながら質問をさせて
いただきます。消防業務は、市町村が最も優先
して取り組まなければならない課題でございま
す。それは、住民と財産を守る基本であるから
です。本県は、東京都多摩市の建築現場での火
災をどのように認識し、教訓としたのか、危機
管理部長にお伺いをいたします。

次に、建築資材が燃えやすいことにメスを入
れなければ根本的な解決にはならないと考えま
すが、依然として石油由来の可燃性の断熱材が
多く使われています。

このような中、代替えの断熱材がないかとい
えば、実はセルロースファイバーが木材由来で
ありながら難燃性であることがわかっておりま
すが、県としてこうした建築材料を率先して使
用するお考えはないのか、土木部長にお尋ねし
ます。

次に、入札制度についてお伺いをいたします。
一昨年の9月定例会で、総合評価方式入札につ
いて改善を求めたところ、昨年度より表彰項目
における配点区分が細分化をされ、今年度より
対象期間が短縮されました。このことは一定
の評価をしたいと思えます。

しかし、いまだに優良建設工事施工者表彰の
受賞者に偏りが見られます。私は2月定例会に
おいて、四国の他3県と比べても連続受賞者が
多過ぎることを指摘したところでございます。
先ごろ発表された今年度の受賞者を見ても、全
体の約40.9%が昨年度に引き続いての連続受賞
となっております。なぜ同じ業者を表彰し続け
るのでしょうか。本当に公正な視点から選定を
されているのでしょうか。選考者の私情を差し
挟んでいるようなことはないと言い切れるので
しょうか。

なぜ私がこのことを指摘するかというと、この受賞者には多大なメリットがあります。表彰加点のある業者は、優先的な受注が可能となるだけでなく、総合評価方式においては、点数が高いことにより調査基準価格に上乘せして、余裕を持った受注が可能になります。企業プラス技術者で10点のアドバンテージがあり、金額にして数十万円程度の余裕が生まれるわけであり

ます。
もしこの受賞者のメリットを理解して同じ業者を表彰し続けているとすれば、ある意味、官製談合とも捉えられかねない状況でもあります。大変厳しい質問でもございますが、知事、この現状をお聞きになってどういう感想を持たれますでしょうか、お伺いをいたします。

この優良建設工事施工者表彰ですが、エントリーをするためには80点以上の工事成績評定が必要とされます。今年度は62社のエントリーがあったと聞いております。しかし、受賞企業の点数を見ても、85点以上がほとんどであり、実際は85点がベースではないかという推測ができます。また、今年度の受賞工事は道路工事がほとんどで、河川・海岸工事は0件、数年前はのり面工事がほとんどというふうに、工事の選考にも偏りが見られます。

先ほども申し述べましたように、連続受賞者が多発していることや、受賞工事が特定の工種に偏っていることから見て、土木部に自浄作用がないのだとすれば、第三者機関による審査を行うなど、公明正大な選考を行わなければならないと思いますが、土木部長の御見解をお伺いいたします。

私は2月の定例会において、大勢の技術者がやりがいを感じることができるような建設業を目指し、他県のように優良建設工事施工者表彰の受賞者をふやすことも一案と提起をいたしました。今年度は実現されませんでした。その

際、前の福田土木部長からは2点のお答えをいただきました。

1点目は、1企業2件同時受賞の解消による他企業の受賞機会の確保というお話がございました。ですが、現実には今年度の結果から見ても連続受賞者が多く、他企業の受賞は少ないままで実現できておりません。

2点目は、地域の企業を幅広く表彰するため、新たに土木事務所長賞を設け、加点対象としているとのお話がありました。この点は一定の成果が出ており、評価をしたいと思います。しかし、知事賞、優良賞と土木事務所長賞では加点点数に大きな開きがございます。依然として知事賞、優良賞の受賞者に有利に働いているのが現状でございます。この加点の幅を小さくしなければ根本的な解決にはなりません。

現在、知事賞、優良賞が5点、土木事務所長賞が2.5点、実に2倍の格差です。国交省の加点状況を見ても、局長表彰5点、事務所長表彰3点と、2倍もの差はございません。ぜひこの格差を解消すべきではないでしょうか、土木部長の御見解をお伺いいたします。

さて、今後高い確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備えて大切なことは、官民の連携であろうと思うわけです。現在、建設業界の景気は一時期から比べますとよくなっておりますが、このような偏りのある入札制度が続きますと、いずれ業者数が減り、地域を守る担い手である企業が減ってしまうという大変な危機感があります。

高知県土木部は他の四国3県と比べても、何でも国に倣おうとする傾向が強いわけですが、国交省と高知県では工事の施工規模や入札に参加している業者数が違うわけがございます。また、必然と企業数に対する発注量も違ってまいります。そして、企業の施工能力も違うわけです。

一から十まで国に倣うのではなく、国に倣いつつも、高知県の現状に即した柔軟な入札制度を私は構築すべきだと思いますが、重ねて土木部長の御見解をお聞かせください。

次に、これまでも何度か取り上げてまいりましたが、国道33号旭町1丁目から鏡川橋に至る1.5キロメートルの未整備区間の整備についてお伺いいたします。

以前にお伺いをした際、この区間において国道と民地の境界が不確定なところが多数存在している、このことを解消する必要があるとのことで、その後、国、県、市の3者で協議をし、高知市が事業化の前提となる境界確定など、環境整備を整えとございました。先日、高知市にお聞きいたしましたら、平成28年、29年、30年、この3カ年でほぼ順調に境界確定が進んでいるとのことでした。

いよいよ本格的に事業化に向けた要望を国に対して行っていただかなければなりません、今後の取り組みについて土木部長にお伺いいたします。

また、県道旭停車場線、旭駅から旭駅前通りの300メートルの区間でございますが、この整備方針についても土木部長にお伺いをしたいと思います。

次に、高知市民が大切にしなければならない鏡川についてお尋ねをいたします。私は、これまで鏡川の現状についての報告と、そして失われてきた環境について、そして改善策についても議会でたびたび御指摘をさせていただきました。しかし、ほとんどが改善されていません。つくづく我々の力のなさを痛感しております。

そこで、鏡川漁協では平成27年に鏡川水系環境保全対策協議会を設置いたしました。委員の先生方については、広く各方面から御推薦をいただきました。委員長には、アユの生態系について詳しく研究をされている高知大学農学・医

学博士の今城雅之先生、副委員長には、長年鏡川河畔で鏡川とともに生活をしてこられた地元の放送業界のチーフプロデューサー、そして各委員の先生方には、河川研究で知られる農学博士、アユの友釣り連盟の元顧問、そして元高知県土木部の副部長、そして鏡川の中流域で鏡ダムが建設される以前から鏡川の自然とともに暮らしてきた方、以上6名の委員の先生方でございます。

第1回鏡川水系環境保全対策協議会は平成27年9月に開催され、役員を選考、鏡川の現状についての意見交換、視察ルートを選定が行われました。第1回の現場視察を10月に実施し、鏡ダム下流域を中心に16カ所、すなわちトリム堰、廓中堰、鏡川堰、江ノ口・鴨田堰、朝倉堰、カジヤ下、大淵、天ヶ滝、行川、城ノ平橋、鏡庁舎、小川口、的淵、畑川、柿ノ又の順に視察をして、問題点と改善点の明確化と情報共有を行い、引き続いて11月に第2回現場視察を実施して、鏡ダム上流域を中心に5カ所、すなわち鏡ダム管理事務所、土佐山地区の天神発電所、弘瀬、高川、重倉の順に視察を行っています。

その後、第2回の協議会を11月末に開催し、視察をもとに把握した問題点と改善点を検証し、河川環境改善計画の原案として取りまとめています。そして、第3回の協議会は平成28年1月に開催し、原案から改善計画の課題を9項目に絞り込み、再度の視察で実施しています。

その後、第3回の現場視察を28年4月に実施し、下流域から新月橋、トリム堰、朝倉堰、カジヤ下、鏡庁舎、土佐山の弘瀬上流の稚アユ放流4カ所の順に視察を行い、鏡川水系河川環境改善計画を取りまとめていただき、28年8月8日に鏡川水系環境保全対策に関する提言書の提出を賜りました。

提言書は、早期に鏡川水系で河川環境の改善を図るべく、鏡川水系環境保全対策協議会で審

議して取りまとめた7項目、1つ、アユ解禁日の前倒し、2つ、重倉川の濁水問題の解消、3つ、稚アユ放流技術の検討、4つ、下流域、特にトリム堰直下下流に形成される産卵場の環境の保全、5つ、廓中堰、鏡川堰、江ノ口・鴨田堰の可動堰の改修、6つ、朝倉堰の魚道改善、7つ、漁場の再生と、以上7項目となっております。

28年9月9日に、委員の先生方とともに尾崎知事と岡崎市長に提言書を提出させていただきました。地元紙でも紹介をしていただいたところでございましたが、提言書については多くの方々から高い評価をいただきました。

さて、この提言書を提出させていただいて2年が経過いたしますが、これまでの対応と今後の方針について知事にお伺いをいたします。

次に、鏡ダムの放流運用についてお伺いをいたします。平成27年12月の議会で、現在の固定式放流について改善を求めました。鏡ダムは通常の満水レベルが73から74メートルとされていますが、放流の位置は60メートルのところがございます。13メートル程度下がっております。そのため、下流域の放流水は水温も低く濁水となって、下流域のアユのうまみや、冷水病の発生率の上昇、いつも薄く濁っているなど、さまざまな環境への悪影響が発生をしています。

以前には、水温などについても詳しく述べ、改善についての指摘をいたしました。28年12月にも、その後の経過について再度お尋ねもいたしました。その際、水温の低下、濁度によるアユへの影響について詳細に調査をしているとお答えをいただきましたが、その結果などについて土木部長にお伺いいたします。

なお、鏡川漁協には、ダムの放流については今や選択取水が当たり前の措置であって、現在の放流を何で選んだのか、疑問の声が地区会でも総代会でも、また一般市民の方々からも寄せ

られています。このためことしの総代会では、市民運動として署名をしてはどうかとの御意見もありましたので、申し添えておきます。

次に、私の地元でございますが、紅水川周辺の浸水対策についてお伺いをいたします。これまでもたびたび浸水対策について、現状を踏まえながら改善を求めてきたところでございます。この区域における紅水川北岸区域は、分流による雨水排水施設での処理となっており、計画処理雨水は1時間に77ミリでの計画、また紅水川南岸地区は合流での処理となっており、1時間に66ミリの計画で処理されております。この時間処理量は、高知市における最大の処理計画区域として完成している地区でもございます。したがって、新たなポンプの増強による内水排水対策には限界があることも承知をしなければなりません。

さて、これまで河川管理者である県は、この地区の対策として私たちが求めてきたことなど、上流部での越流対策などについて、ここ数年で整備をしていただきました。しかし、実際石神橋は周辺堤防よりも低くなっており、平成26年の雨では水位が橋面よりも高くなり、橋が阻害となって上流の水位を上昇させました。さらには、11メートルの狭い川幅でもあるにもかかわらず、川の中に橋脚があることが流水阻害の原因となっております。なお、参考までに申し添えますが、石神橋下流の河川幅は26メートルと、約2倍以上となっております。

最大の問題は、石神橋によって河川断面を大きく制限していることでもあります。このことが周辺地区の浸水の大きな原因でもあります。このことに対する土木部長の御見解をお聞かせください。

次に、日本固有の魚アカメの保護について申し上げます。

ことしの2月議会でも、この問題について、

現状の声をもとに早急に保護対策を講じるべきではないかとの提案をさせていただきました。その際、高知県では注目種として指定するとの答弁がございました。県では、啓発活動に向けてパンフレットを製作し、多くの関係機関に配付しています。

その後、アカメの状況について、私どものところに日ごろからアカメについて調べられている方から、県内におけるアカメの稚魚などが減っているとの情報が寄せられています。そうした減少の一因として考えられる、ネット等でアカメが販売されているとの情報もございます。

実際にアカメが減少しているのであれば、短期間ではありますが、県の啓発活動では効果が出ていないということになります。アカメの状況についてどのように分析をされているか、お聞かせください。また、アカメの保護を進めるために、高知県条例に基づき指定希少野生動植物に指定をし、捕獲や販売を制限する対策を講じるべきではないかと思いますが、あわせて林業振興・環境部長にお伺いいたします。

最後になりますが、グリーンケアについて御質問をさせていただきます。

グリーンケアを御存じでしょうか。私も初めて聞く言葉で、聞きなれない言葉ですが、つまり配偶者や子供、親などの家族、親しい友人などと死別した人がショックや喪失感で精神的に不安定になる、心の傷のケアのことでございます。核家族化や都市化が進んでいる現代では、悲しみに寄り添う存在や代替えとなるケアが求められています。

また、現代の医療のあり方で、延命治療をすらかしないかで、家族が亡くなった後の残された人の心の葛藤等で悩んでいる方々がいる、そんな御相談を受けました。ある方は、御両親を亡くされ七回忌を迎える。しかし、長年の介護によって鬱となり、今も心療内科に通っている

が改善をしない。7年という歳月を経ているが、現実一人になった喪失感でいっぱいである、身内もない、両親もこの世にいない、相談する相手がいないとありました。

大変難しい問題であり、私自身、十分理解できていない点がありますが、高知県におけるグリーンケアの現状、そして他県の取り組み状況について地域福祉部長にお伺いをいたします。

以上で、第1問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、このたびの自由民主党総裁選挙に対する感想についてお尋ねがございました。

今回の自由民主党総裁選挙においては、安倍総理と石破元幹事長が立候補され、先日行われた開票の結果、安倍総理が全体の約7割の票を得て3選を果たされました。

このたびの総裁選挙を通じて、経済成長や地方創生、社会保障制度改革、防災、憲法改正など、我が国が抱える諸課題について活発な議論が行われたことは、今後の我が国の進むべき道を多くの国民の皆様が考えるといった点においても、大変意義深いものであったと考えております。

また、開票の結果に関しては、安倍総理が、国会議員による投票では80%を超える票を獲得しました。他方、自民党員、党友による投票、いわゆる地方票に関しては、人口減少や高齢化が進む地方を中心に、10県において石破元幹事長の得票が上回ることとなりました。こうした背景には、アベノミクスを中心とする経済政策によって持続的な経済成長が続いているものの、地方によって景気回復の効果の実感が異なり、地方重視を前面に押し出した石破元幹事長の公約が評価されたことや、森友・加計学園問題に

関する国会対応に関して、いまだ国民が十分に納得していない点があるといったこともあったのではないかと報道がなされているところがあります。

安倍総理におかれては、これまで以上に地方の声に耳を傾けていただきますとともに、総理御自身もおっしゃっておられるように、謙虚で丁寧な政権運営を行っていただき、国民の皆様への期待にさらに応えていただきたいと考えております。

次に、国政の場に立つならばどのような政策を立てることが大切と考えているのか、また安倍総理にどのような政策を求めていくのかについてお尋ねがございました。

私自身として、国政の場に立つなどといった考えを持っているわけではありませんが、現在の知事としての取り組みの中で、国政に求めていきたいことをお答えさせていただくとすれば、国政には、地方の努力だけではなし得ないような国家レベルでの課題とともに、地方の実情を踏まえた地方独自の取り組みを積極的に応援していく、そのような政策が必要ではないかと考えているところです。例えば、地方創生をとってみましても、地方からアイデアを積極的に発信し、国はそうした地方の自発的な取り組みを応援していく、そういったまさに地方主導型の地方創生につながるような政策を期待するところでもあります。

また、持続可能な社会保障制度を構築することも重要ですが、こうした問題についても地方重視が大切だと考えているところです。本県においては高知型福祉等の実現に向けて、日本一の健康長寿県構想に取り組んできたところではありますが、日本各地それぞれの地域ごとに実情が異なることから、そうした地方の特性を鑑みながら国として力強く応援していく、そういった政策を進めていただきたいと考えてい

るところであります。

このように、我が国の抱えている大きな懸案課題であります経済政策と社会保障制度を解決していくための要諦は、地方重視にあるのではないかと考えています。

他方で、南海トラフ地震対策や豪雨対策などといった防災対策は、国家的課題としてさらに加速すべきであると考えています。本県といたしましても、防災対策に最大限の努力で取り組んできているところですが、例えば南海トラフ地震など大規模災害時の医療救護活動においては、本県の日ごろからの取り組みだけでは決して補い切れない、医療資源不足といった問題に直面することが想定をされます。このように、地方の取り組みだけでは絶対的に不足するような対策については、国が地方の取り組みをバックアップする、そういった政策をぜひとも進めていただきたいと、防災分野については特にそのように考えているところでもあります。

本県は、全国に先駆け人口減少社会に突入し、10年以上にわたりこれらがもたらす課題などに真正面から向き合い、課題の解決を目指してまいりました。これからも、課題解決先進県を目指し、南海トラフ地震対策や産業振興計画を初め、日本一の健康長寿県構想などに全力で取り組んでまいります。

あわせて、国として地方の取り組みを積極的に後押ししてもらいたい政策や、地方だけではなし得ないような政策については、引き続き国に対して積極的に政策提案をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、よさこい祭りの振興についてお尋ねがありました。

本年、第65回を迎えたよさこい祭りは、よさこい祭振興会や競演場、演舞場などを初め、多くの関係する皆様の御尽力により、県外を含む、過去2番目に多い206チーム、約1万8,000人の

踊り子が参加し、真夏の高知をよさこい一色に染め上げ、大いににぎわいました。また、海外からは24に及ぶ国や地域から200人を超える参加があり、国際色も一層豊かになってまいりました。このように、地域や国境を越える力を持つよさこいは、現在全国200カ所以上、海外28の国や地域で踊られるようになり、日本を代表する祭りとして成長を続けています。

一方で、競演場、演舞場の運営に当たっては、各商店街において、祭りを支える担い手の不足や高齢化などといった運営上の課題があると伺っております。ことしのよさこい祭りにおいても、長らく出場を続けてこられた商店街のチームが出場を見送るという残念な事態もございました。

よさこい祭りをさらに発展させ、未来に継承していくためには、こうした競演場、演舞場が抱える課題をよさこい祭りにかかわる皆様方と共有し、対話を重ねて解決策を導き出しながら、よさこい祭りの振興につなげていくことが大切であると考えています。

このため、本年4月には、よさこい祭りをさらに県民、企業に浸透させ、競演場、演舞場などの維持・発展、踊り子の参加促進、企業の協賛促進などにつなげ、未来へ継承することを内容とした、よさこい祭りの日宣言を、よさこい祭振興会、よさこい祭り競演場連合会、高知市観光協会、高知市、高知県の5団体と、よさこいチームの皆さんとで行いました。

よさこい祭りの振興にとって、競演場、演舞場の維持・発展は何より大切であります。県としましても、よさこい祭りの日宣言の目的達成に向けて、5団体で連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えており、現在競演場、演舞場の担い手不足の対応策や、栈敷席での観覧環境の改善策などについて、ともに検討を進めさせていただいているところでございます。

次に、鳴子は高知をPRしていく上で有効な手段ではないか、また東京大会の応援グッズとなるよう努力すべきではないかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをさせていただきます。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、全世界から注目される大会ですので、鳴子を手にするよさこい踊りの魅力と、よさこい発祥の地高知を発信することができる絶好の機会です。このため現在、全国のよさこい団体で組織する2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会では、よさこいの象徴である鳴子を地域や国境を越える平和のシンボルと位置づけし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開閉会式などでのよさこい演舞の実現と、訪日するアスリートや大会関係者、外国人観光客の方々をよさこい踊りと鳴子の響きでおもてなしすることを目指した取り組みを進めています。

議員から御提案をいただきました、鳴子を東京大会の応援グッズとして活用することについては、競技ごとに応援のルールやセキュリティーの確認が必要なことを初め、競技団体や会場関係者、オフィシャルパートナーや観客の理解を得るための調整など、さまざまな課題はあると思われませんが、まずは実行委員会の皆様とともにその可能性について検討してまいりたいと考えております。

あわせて、全国の踊り子が集い、よさこいを演舞することができる場づくりや、事前合宿の歓迎式典などでのよさこいの演舞を通じて鳴子をPRする取り組みについても、協議を進めてまいります。

このような取り組みが実りますと、世界中に鳴子の奏でる平和の音が響きわたっていくことになり、よさこい発祥の地である高知を全世界にアピールできることにもつながるものと考えております。

次に、よさこいの国内外での盛り上がりを東京大会での演舞につなげてもらいたいとお尋ねがございました。

県では、よさこいを国内外にPRすることで、よさこい発祥の地高知としてのブランド化を図り、本県への外国人観光客の誘致拡大につながる取り組みを進めています。

国内においては昨年3月に、全国でよさこいを主催する69団体で、2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会を設立しました。その会員数は現在35都道府県、81団体となり、全国的な体制となっております。

昨年11月には、この実行委員会から東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長に対し、よさこいは地域や国境を越え調和と平和の集いであるといった特徴が、東京オリンピック・パラリンピック開閉会式のコンセプトと一致していることを提言し、開閉会式や「東京2020 NIPPONフェスティバル」などでの演舞実現に向けた要望活動を行ってまいりました。加えて、本県からも本年2月、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣に対して、日本の祭りとして国内外に広がっているよさこいをアピールし、演舞を実現するための政策提言を行ったところです。

また、海外においては、平成28年度からよさこいアンバサダー制度を展開し、これまでにヨーロッパやアジア、北南米などの16カ国、20チーム、56人を認定して、よさこいの世界的なネットワーク化と海外での普及拡大を推進しております。この制度の成果として、よさこいアンバサダーが国境を越え連携し、海外チームを編成して昨年に続いてよさこい祭りへ参加するなど、手応えを感じているところです。

こうした国内と海外でのネットワーク化をさらに進め、よさこいが日本を代表する祭りとして国内外での認知度を高め、これらを大きな追

い風に要望活動を継続していくことで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるよさこい演舞の実現を目指してまいります。

次に、総合評価方式の加算対象となる優良建設工事施工者表彰に関し、同じ業者が連続受賞している現状についてお尋ねがありました。

本県が発注します道路や河川、港湾といった建設工事には、産業や経済の振興を支える基盤となることはもとより、県民の皆様の安心・安全な暮らしをしっかりと守っていけるよう、信頼できる技術力と高い品質管理による工事施工を求めています。

そのため、本県の総合評価方式の入札においては、施工業者の信頼度や技術力を最も的確で確実に評価できるよう、過去に完成させた工事の施工実績や成績評定点に加え、優良工事表彰の受賞歴を評価項目として採用しています。この点に関しては、国土交通省を初め多くの県の総合評価方式において、同様の設定をしていることを確認しています。

この優良建設工事施工者表彰の選考に当たっては、恣意的な要素を徹底的に排除し、厳正に行う仕組みを整えております。具体的には、まず多くの県では、採点側である県からの推薦により評価対象を選定しているのに対し、本県では、施工業者から応募のあった工事を評価対象としています。次に、発注機関の担当職員が現地を確認した上で、県の土木部のほか、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部の関係課長など10名が、それぞれ個別に書類審査を行っております。さらに、この書類審査では、工事の施工技術やできればもとより、現場の安全管理や周辺環境への配慮、地域社会への貢献などの切り口で丹念に審査をしております。そうして、それぞれの工事に対する評価点を集計し、受賞者を決定しています。

この際に、1人の審査員の偏った点数評価が

全体の順位に過大な影響を与えないよう、審査員の採点した点数をそのまま合計するのではなく、順位点に換算するなどといった、審査員個人による偏りをなくす工夫もしております。このように、応募から審査に至るまでの全ての段階で、恣意性を排除する工夫をしつつ、公平・公正な審査を行っていると考えています。

一方、総合評価方式は、入札価格による価格評価と技術評価の両面から総合的に評価をしていくものですが、確かに優良工事表彰の実績を有する企業は、この技術評価において一定のアドバンテージを持つこととなります。ただ、そのことによって新たな企業の参加を阻害し、著しく競争性が低下することのないように、総合評価全体に占める各評価項目のウエートに配慮した基準にしていくことが重要だと考えています。

現在、優良建設工事施工者表彰に係る総合評価でのウエートについては、本県の場合、一般的な土木一式工事では、評価点120点満点に対して0.9点、率にして0.75%となっています。同様の視点で率を見ますと、四国地方整備局では1.5%、愛媛県では0.58%、香川県では0.57%、徳島県では0.75%となっており、本県の数値は国や他県と比較しても突出して高いウエートにはなっておりません。

他方、一部の工事の入札において、調査基準価格付近での応札が集中するような状況下では、技術評価点の持つ意味合いが強くなっていくことは確かであり、こうしたことから、毎年開催しております建設業協会の各支部の事業者の皆様との意見交換においても、優良工事表彰の受賞を初め、各評価項目の基準の設定や評価配点について御意見をお聞きし、各評価項目の落札結果への影響を分析しながら、より公平で公正な評価ができるよう、常に制度の見直しを行っているところです。

こうした総合評価制度のあり方については、毎年度学識経験者や国の発注機関長で組織する高知県総合評価委員会においても審議をいただいております。公平で公正な制度運用に努めております。

今後も引き続き、事業者の皆様様の御意見を十分にお聞きしながら、建設業界全体のレベルアップにつながり、より適切な評価を反映させた入札制度となるよう努めてまいります。

最後に、鏡川水系環境保全対策に関する提言書に対するこれまでの対応と今後の方針についてお尋ねがございました。

今後の鏡川を安心・安全で100年後も美しい河川であるようにという思いから、平成28年に鏡川漁業協同組合において取りまとめられました、7つの課題についての提言を受け取っております。

まず、可動堰の改修などにつきまして2つの提言をいただきました。これらの堰からの取水は、水道や農業用水などに広く利用されておりますほか、湛水によって地下水を涵養する役割を果たしているところです。このため、堰の構造や運用を変えることは、周辺の地下水に影響を及ぼすおそれがございますので、慎重な対応が必要となるものと考えているところです。

次に、アユの生息環境につきましては、産卵場の環境保全、漁場の再生、濁水問題の解消など、3つの提言をいただきました。県では、鏡川漁業協同組合や地域の関係者が行っておられます産卵場の造成など、アユが産卵しやすい環境を保全する活動を支援させていただいております。また、県が行う河床掘削などの工事の際には、漁場の再生に資することができますよう、漁協の皆様からの御意見を伺って実施することとしております。鏡川の上流、重倉川の濁水につきましては、これまで出水の後に目視による確認を行ってまいりました。今後は、高知市と

も連携を強化しまして、濁水の発生源などについて引き続き調査を行ってまいります。

次に、稚アユ放流技術の検討の提言がございました。県では、稚アユの放流効果を高めるため、鏡川漁業協同組合と連携しまして、放流した稚アユの分布や生育・産卵状況などの調査を行いますとともに、健全な稚アユの安定的な生産に向けまして、生産機関である内水面漁業協同組合連合会に対して、親アユの供給や病気への対策などについて支援を行っております。

このほか、アユ漁解禁日の前倒しについての提言もいただきました。アユ漁解禁日の前倒しを行うに当たりましては、国の認可を受け、高知県内水面漁業調整規則を改正する必要があります。現在、鏡川におけますアユ資源のデータ収集・分析を行うとともに、国とも解禁日の前倒しに向け、規則改正につきまして事前協議を行っているところでございます。

提言にもございますが、30万人の高知市民に愛される鏡川が100年後も美しい川であるようにとの思いは、私も同じでございますので、関係する皆様と連携し、河川環境の保全に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) LCCを継続的に運航していただくための今後の県の施策の展開についてお尋ねがございました。

LCCは、低コストの運航などを行うことで低運賃を実現するというビジネスモデルであることから、採算性を確保するために高い搭乗率を維持する必要があると言われております。

そのため、県としましては、12月から就航いたします成田路線と関西路線の県内での周知を図るため、マスコミや県の広報媒体・路面電車のラッピング広告によるPR、経済団体等を通じた県内企業へのPRなどに取り組んでまいり

ます。

さらに、県外事務所とも連携をして、県人会など本県にゆかりのある団体や企業を通じたPRや、航空会社が行うインターネットやSNSを活用した、国内外に情報発信をする取り組みへの支援をしていくこととしております。

加えまして、成田空港、関西空港という我が国でも屈指の国際ハブ空港と高知龍馬空港が直接結ばれることは、外国人観光客などのさらなる誘客につながり、国際観光を推進する上で絶好の追い風になるものと考えております。

来年2月からは、本県のインバウンド観光のステージアップを目指した自然・体験型観光キャンペーンをスタートさせますが、LCCの利用者は20代から30代の若者が多いとお聞きをしており、まさに自然を生かしたアクティビティーなどを中心とするこのキャンペーンのターゲット層となりますので、より多くの観光客に本県を訪れていただくためのプロモーション活動を展開してまいりたいと考えております。

LCCが就航することで、その地域に新たな移動の需要が生まれると言われておりますが、以前国土交通省が行った調査では、LCCが就航したことで、他の交通機関からの乗りかえではない、全く新規の航空需要が26.5%創出されたとの報告がございました。本県におきましても、この調査結果を上回ることができるような新たな航空需要の創出に向けて、航空会社と連携しながら、ともに路線を育てていくというスタンスで、しっかりと取り組んでまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 高知県立大学の図書の焼却処分に関する問題について、まずどのような図書を、どのような思いでどのくらいの数、焼却処分したのか、また図書を焼却する理由がどこにあるのかについてお尋ねがございました。関連しますので、あわせて

お答えいたします。

高知県立大学におきましては、永国寺キャンパスに新たに整備した図書館に蔵書を移転するに当たり、将来的にふえ続ける蔵書のこととも考慮しながら、平成25年9月以降、時間をかけて慎重に検討を重ね、学内規程に基づいて図書を2万5,000冊余り、紀要類をおよそ1万冊、雑誌をおよそ2,700冊、合計およそ3万8,000冊の除却を決定しております。

その際、大学は次のような作業を行ったとお聞きしております。まず、郷土資料は選定から除外したこと、次に重複している図書は原則1冊は残し、それ以外は除却の対象としたこと。また紀要類は、インターネット上で公開しているものや継続して届いていないものを除却対象としたこと。その上で、重複していない図書についても、シリーズがそろっていないもの、内容が同じで版違いがあるもの、同一分野で同じ内容の資料、古いパソコン関係の入門書や解説書、破損して修復が困難なものなどといった観点から除却リストを作成し、そのリストを全教員が繰り返し確認しながら、除却対象の図書を選定したとのことでした。

こうしたプロセスを経て除却決定された蔵書のうち、焼却された冊数については、大学は確認中としており、明らかになっていませんが、教員が個人的に教員研究室などに引き取った図書が2,400冊程度あることや、紀要類およそ1万冊は全て古紙回収業者に引き渡していたということを大学からお聞きしております。

焼却に至った理由については、大学からは、大学名や教員名の記載された本が学外に出回ることや、大学の資産を勝手に売却することは不適切であると認識していたこと、また譲渡などの手続を行う場合に要する時間や労力の制約、除却後の図書などを譲渡するために保管する場所の確保といった課題などが要因となり、焼却

に至ったとお聞きをしております。

次に、今回の高知県立大学の図書の焼却処分をどのように受けとめ、今後の対応をどのように考えるのかについてお尋ねがございました。

今回の蔵書の焼却処分について、高知県立大学の学長は記者会見や永国寺図書館蔵書除却検証委員会の場合などにおいて、県内の公立図書館や他の大学図書館、県民の皆様にお知らせし、広く活用の道を探ることも必要であったと考えているが、結果として多くの蔵書を焼却してしまったことについて深く反省しているという趣旨のお話をされております。

県として、今回の蔵書の除却処理については、学内の規程に基づいて慎重に手続が行われているものの、焼却に至る過程において、図書を引き取っていただける方を学外に求めていくといった対応が行われていなかったことを残念に思っております。

高知県立大学は、9月23日に第1回の検証委員会を公開方式で開催し、蔵書除却の手順や決定後の処理方法などについて検証を始められました。大学においては、この検証委員会の検証結果なども踏まえ、蔵書の適切な管理や図書館の運営に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思います。県としてもその際、必要な協力をしてまいりたいと考えております。

最後に、高知県立大学法人が設置する大学で、今回の図書の焼却のほかにも安易な財産の処分がなされていないかとお尋ねがございました。

高知県立大学、高知工科大学、高知短期大学においては、財産処分に当たって、高知県立大学法人が定めた財産の管理に関する規程に基づいて適切に取り扱われているとお聞きをしております。

平成29年度においては、合わせて33件の固定資産及び115件の物品を除却しております。主な

ものとしては、老朽化や故障などにより使用が不可能となった旧型のパソコンやプリンター、修理不能となった気象データ等解析処理装置などの研究機器となっております。

なお、高知県立大学に対しては、今回の蔵書の焼却処分を踏まえ、今後の財産処分に当たって適切に行っていただくようお願いもしたところですが、他の大学においても、今後より一層適切な取り扱いに努めていただきたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、県立高校などで安易な財産処分が現場サイドで行われていないか、また類する事態はないのか、お尋ねがございました。

県立高等学校の学校図書資料の廃棄については、全国学校図書館協議会の制定する学校図書館図書廃棄規準に基づき蔵書の点検評価を行い、その結果不用となった図書を廃棄することとなっております。また、この規準によると、年鑑、白書、郷土資料、貴重書は廃棄の対象としないこととなっております。

なお、廃棄予定となった図書におきましても、さらなる再活用の可能性を検討し、読書用図書として各教室に配置したり、希望する生徒に贈与したりするなどの方策を実施し、安易な廃棄は行わないようにしております。

また、図書以外の学校における物品のうち、100万円以上の備品である重要物品の廃棄については、県の財産規則にのっとり、また10万円以上100万円未満の備品である普通物品の廃棄については、各県立学校長に対する事務委任規程にのっとり適切に実施しております。

今後も引き続き、各校との連携を図りながら、規則に則した適正な備品の管理に努めてまいります。

次に、新学習指導要領のポイントや効果につ

いてお尋ねがございました。

今回の学習指導要領の改訂は、これまでの学習内容の習熟重視から資質、能力の育成重視へと、その学力観を大きく転換したものとなっております。70年ぶりの大改革とも言われております。

この学力観の転換に伴って、授業や学習の方法が大きく変わってまいります。具体的には、知識や技能を習得、習熟する授業から、子供たちが主体的に学習に取り組み、多様な人との対話を通して考えを広げ、さらに各教科等で身につけた知識や能力をさまざまな課題解決に生かすことができるような深い学びを実現する授業へと転換を図ることが求められております。

また、グローバル社会に対応するため、小学校3、4年生で新たに外国語活動が設定されるとともに、5、6年生では英語が教科として導入されることとなっております。中学校の英語では、従来の聞く、読む、話す、書くの活動のほかに、対話や議論が重視されるなど、より高度な学習が実施されることとなります。小中学校の道徳の時間が特別の教科、道徳として実施されることも、今回の改訂の大きな柱となっております。

さらに、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を、保護者や地域社会の人々までが広く共有し、連携・協働しながら、子供たちが地域を支える人として成長していくための教育を実現していくことが求められております。

こうした学習を通して、さまざまな社会的変化を乗り越え、多様な人々と協働しながら課題解決を図るための資質、能力を、児童生徒一人一人の特性に合わせて、全ての児童生徒に育んでまいります。

最後に、県下の小中学校における臨時教員の不足の現状と対応策についてお尋ねがございました。

本年度、4月当初の時点では、小学校17校に

において加配定数17名分の教員の未配置がございましたが、その後、6月末までに臨時教員を確保し、配置を完了しております。しかしながら、年度当初から9月20日までの間に、新たに長期の病気休暇や産前産後休暇等を取得した正教員や、年度途中で退職した臨時教員が合計で62名おります。このうちの48名については臨時教員を配置できておりますが、臨時教員の不足により、まだ14名分が未配置となっている状況です。

これらの臨時教員が不足してきた要因としては、近年の退職者の増加により、新規採用数を大きく伸ばしてきたことで、県内在住の臨時教員の多くが本県の正教員に採用となり、年々本県の臨時教員を志願してくださる方の数が減少してきたことが挙げられます。

こうした臨時教員不足を解消するためには、今以上に再任用者をふやすと同時に、本県の学校教員を志望する人材を増加させることが必要となってきます。このようなことから、退職教員に再任用を働きかけるとともに、短時間勤務を可能とするなどの勤務条件の緩和も実施してまいりました。また、本県での学校教員を志望していただけるよう、県外大学における説明会を18校で開催し、さらに県外出身者もターゲットとして、大阪府内において本県の採用審査も実施しているところです。

しかし、いまだ臨時教員の未配置が存在しますことから、引き続き市町村教育委員会とも連携しまして、教員免許状を保有している方の掘り起こしや退職教員への働きかけを行い、未配置の解消に努めてまいります。

今後は、これまでの取り組みに加え、SNSを活用したPRの実施や、県内の学校で教育実習を行う方に対して、市町村教育委員会や各学校長が、本県の教員を志望するように早い段階から声かけを行うなど、さまざまな取り組みを実施し、県内外からのさらなる人材確保に努め

てまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 東京都多摩市の建築現場での火災をどのように認識し、教訓としたのかのお尋ねがありました。

今回の火災は、鉄骨を切断中の火花が断熱材であるウレタンに引火し、黒煙を噴き上げながら燃え広がったものと考えられており、このようなことは、新築工事をしている現場ではどこでも起こり得るものと考えます。新築工事中の建物内は、建築資材がむき出しとなっているときもあり、出火した際には火の回りが早く、また階段や床の施工状況がわからず、救助や消火活動が困難となり、被害が拡大しやすいものであることを改めて認識したところでございます。

今回の火災を受け、消防庁から7月27日付で、一定規模以上の「新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について」という通知がありました。この通知を踏まえ、各消防本部に対し注意喚起を行うとともに、高知市消防局においては、現場の工事責任者に対して、出火防止対策の徹底や初期消火方法の習得などについて周知を行っていただいたところです。

新築の工事中の建築現場における火災は、救助や消火といったことが著しく困難となる場合も想定されるため、出火防止が最も重要な取り組みと考えます。このため今後とも、高知市消防局を初め各消防本部と連携して、こうした現場での出火防止対策に取り組んでまいりたいと考えています。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、建築資材について、セルロースファイバーは木材由来でありながら難燃性であることがわかっているが、県としてこうした建築材料を率先して使用する考えはないのかのお尋ねがありました。

建築物の断熱材としては、比較的安価で断熱

性能がすぐれた発泡プラスチック系の材料が広く使われており、国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書においても、庁舎等に使用する一般的な材料として記載がされていることから、県有建築物におきましても標準的な断熱材として使用しております。この材料は火気に接すると燃えやすく、東京都のビル建築現場では、鉄骨を切断中の火花が引火して火災が発生したと聞いております。県では以前より、この材料を使用している工事現場では厳重な防火対策を行うよう指導しているところです。

一方、セルロースファイバーは、古新聞などを原料として難燃処理を施した断熱材で、燃えにくく環境に優しいほか、湿度や音を吸収する性能にすぐれている材料ですが、発泡プラスチック系の材料と比較すると、やや高価で施工に手間がかかると認識しております。県有施設では、このセルロースファイバーの吸音性能に着目して、高知県立大学の永国寺キャンパス学生会館改修工事において、防音室の壁、天井及び床に採用するなどの施工実績がございます。

このように、断熱材にはそれぞれ長所、短所があることから、今後とも工事ごとにそれぞれの材料の比較検討を行い、適材適所の考え方で材料を選定することにより、質の高い公共建築物の整備に努めてまいります。

次に、優良建設工事施工者表彰の審査方法についてお尋ねがありました。

優良建設工事の審査は、土木部の建設検査長ほか、道路、河川、建築、農業、林業、水産など、さまざまな分野の課長9名が、応募企業から提出された工事のPR文、写真及び工事発注機関が現地確認を踏まえた上で作成した意見書などをもとに行っております。審査委員は、施工技術やできばえはもとより、現場の安全管理、さらには周辺環境への配慮や地域社会への貢献などの審査項目について、技術的視点から個別

に公平に評価し、採点しています。その上で、各審査委員が採点した結果を集計し、その合計点により順位をつけ、上位から知事賞5件、優良賞10件を公正に選定しております。

審査方法は、平成25年度まで県職員による書類審査に加え、外部審査委員によるプレゼンテーション審査を行ってまいりましたが、プレゼンテーションやその準備が負担になるという業界からの声を踏まえまして、現在の県職員による審査方法に見直したところです。なお、見直し以前にも同様に連続受賞はございました。

今後も引き続き、県内企業の健全な育成と技術力の向上につながるよう、業界からの御意見も伺いながら、表彰制度がよりよい制度となるように努めてまいります。

次に、総合評価方式における優良工事表彰への評価点数において、知事賞、優良賞と土木事務所長賞の評点に大きな格差があり、その解消についてお尋ねがありました。

本県の優良工事表彰については、県内全域を対象とした知事賞・優良賞である優良建設工事施工者賞と、各土木事務所の管内での工事を対象とした土木事務所長賞があります。

総合評価方式による入札では、建設工事の施工実績や成績評定など、技術力に関する評価とあわせて、地域内拠点の有無や地域ボランティア活動の実績など、地域性にも配慮した評価を行っております。優良工事表彰は、このうち技術力を評価する項目の一つとして設定しております。

従来、優良工事表彰は知事賞、優良賞のみを評価対象としてまいりましたが、建設業界からの御意見やアンケートを踏まえ、地域で頑張っておられる業者も幅広く評価できるよう、平成27年度から土木事務所長賞を、総合評価の優良工事表彰の評価項目に新たに加えています。

現在、優良工事表彰の評価基準としては、知

事賞、優良賞が5点で、土木事務所賞が2.5点となっております。これは、それぞれの受賞者数の多寡や過去からの配点の経緯などにより設定しているものですが、評価項目とその基準についてはさまざまな御意見をいただきますことから、常によりよい制度となりますよう、検証、検討を重ねてまいりたいと思います。

次に、本県の現状に即した入札制度の構築についてお尋ねがありました。

総合評価方式の評価項目については、国を参考としつつも、建設機械の保有状況や地域ボランティア活動の有無、消防団への加入など、南海トラフ地震への備えや豪雨災害が頻発する本県の実情を踏まえ、地域の防災力の向上に資する項目を独自に設定しております。

今後も、先進事例なども参考にしながら、建設業界の御意見もお聞きし、本県の実情に即したよりよい入札制度となるよう努めてまいります。

次に、国道33号旭町1丁目から鏡川橋までの未整備区間における今後の取り組みについてお尋ねがありました。

国道33号は、高知市と松山市を結ぶ主要幹線道路であるとともに、南海トラフ地震などの大規模発災時の緊急輸送道路としても位置づけられている道路です。また、高知市中心部においては、都市の骨格を形成するとともに、日常生活や産業活動を行う上で重要な役割を担う路線です。

しかしながら、旭町1丁目交差点から鏡川橋までの約1.5キロメートル区間については、片側2車線の正規の幅員が確保されておらず、朝夕の通勤時間帯に渋滞が発生するとともに、歩道幅員が狭いことから歩行者や自転車のすれ違いが困難であるなど、安全性や快適性が課題となっております。

この区間の事業化に当たっては、国、県、市

の3者で協議を行い、事業を導入するための環境整備が必要であると考え、高知市において、平成28年から土地の境界確認及び道路の整備に関する意向調査を進めています。本年度末には、約1.5キロメートル区間の全ての境界確認や意向調査が完了するとお聞きしています。

今後は、事業者となる国に対して、高知市や国道33号整備促進期成同盟会等と連携し、事業化に向けて積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、県道旭停車場線の整備方針についてお尋ねがありました。

県道旭停車場線については、昭和46年に、現況の道路幅員約12メートルを20メートルに拡幅する都市計画道路旭駅前山町線の一部として、都市計画決定しています。これまで、歩道のカラー舗装などは行っているものの、都市計画道路として事業化には至らず、未整備の状況となっております。

一方、平成22年に高知市が示した旭駅周辺地区の整備方針では、都市計画道路の整備に伴い駅前商店街の再整備を行い、快適な歩行空間と魅力ある町並みを備えた、にぎわいのある商業環境の形成を図ることとされています。

しかしながら、現在の計画では西側へ8メートル拡幅することから、西側沿道の商店街の土地の多くが用地買収の対象となり、残地部分での再建は難しく、地域の求める将来像の実現とは大きな乖離が生じることが懸念されました。

このため、平成27年に旭駅周辺地区の住民で構成する旭駅前通りまちづくり協議会を立ち上げ、商店街の再建が可能となるよう、道路整備のあり方について地域の方々と協議を重ねてきたところです。その結果、本年4月に都市計画道路として求められる交通の円滑化と安全性及び都市防災機能を確保した上で、商店街への影響を極力抑える道路幅員として、現在の計画20

メートルを16メートルに見直す提案につきまして、まちづくり協議会から承諾を得たところで、

県としましては、この見直し案について、来月から地元説明会を行うなど、都市計画法の手續を進め、国や高知市と連携して事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、鏡ダムの放流に伴う下流域の水温や濁度の調査結果についてお尋ねがありました。

鏡ダムの放流運用につきましては、平成27年12月定例会で議員から、ダムの放流水の取水位置を選択できる選択取水のメリットを研究すべきとの御提案をいただきました。その後、従来から実施していた貯水池内における水深1メートルごとの水温や濁度調査に加え、平成28年7月からは、ダムの貯水池への流入口、ダムの直下流及びダムから下流約1.5キロメートルの地点、この計3カ所での水温や濁度の調査を追加し、データを積み上げてきているところでございます。このデータの分析や解析につきましては、夏場、冬場、また洪水や渇水といったさまざまなデータを積み上げる必要がございますので、引き続きデータを収集してまいります。

一方で、既に2年間にわたるデータが一定積み上がってまいりましたので、今後分析や解析にも着手したいと考えてございます。

最後に、紅水川周辺地区の浸水は、石神橋によって河川断面を大きく制限していることが大きな原因であり、このことに対する見解についてお尋ねがありました。

議員から御指摘のありましたとおり、紅水川において、石神橋の橋桁が堤防よりも低いことや、河道内にある橋脚が流れを阻害する原因となっていることは認識しております。

この石神橋のかけかえに当たっては、約1.5メートルかさ上げをする必要があり、橋梁付近の土地利用に大きな影響があることなどから、

直ちに改修に取りかかれる状況ではありません。しかしながら、紅水川周辺地区の浸水対策は重要な課題でありますので、石神橋付近の水位を少しでも低減する方法として、下流にある久万川の河床掘削などについて検討を進めているところでございます。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） アカメの状況の分析や今後の保護対策についてお尋ねがございました。

アカメにつきましては、県内の沿岸部や河口域において確認され、絶滅を危惧する状況にないと判断されたことから、昨年度の高知県レッドリストの改訂の際にリストから除外いたしましたが、特徴ある分布や生息状況から、本県の多様な自然を代表する種として注目種に指定しています。

注目種に指定した後は、販売目的の捕獲をしないことや、地域外への持ち出しをしないことなどをお願いする啓発用チラシを作成し、市町村や漁協に加え、釣具店を通じて遊漁者へ配布するなど、アカメを保護する取り組みを進めてきたところでございます。

こうした啓発により、どこまでアカメの保護につながっているかは現段階では明確ではございませんが、遊漁者の間で、アカメを釣ったときのリリースの仕方やダメージを少なくする方法などを広める活動が始まっているとの情報を耳にしております。一定の効果につながっているのではないかと考えております。

また、現在のアカメの状況につきましては、高知県希少野生動植物保護専門員やレッドリスト改訂時に御協力いただいた調査員から、減少している状況にはなく、生息環境にも大きな変化は認められていないとお伺いしており、県としては、高知県希少野生動植物保護条例の県指定希少動植物に指定し、保護する状況にはない

と考えております。

今後とも、専門家の方々などとも情報交換をしながら、アカメの状況の把握に努め、状況に著しい変化がある場合は迅速に対策を講じてまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 本県におけるグリーフケアの現状と他県の取り組み状況についてお尋ねがございました。

本県におけるグリーフケアの現状といたしましては、県立精神保健福祉センターで、グリーフケアを含め、心のケアを必要とされる当事者や御家族などからの相談に対応しており、必要に応じて個別のカウンセリングや、それぞれの相談者の事情に応じた自主グループの紹介などを行っています。

また、平成15年に死別体験者が集い、個々の体験や心境を聞き、死別の悲しみを癒やす過程を学ぶ会をセンターが開催したことを始まりに、その後、大切な人を亡くした方々の集いの場を提供するなど、死別体験者の自主的な活動を支援してまいりました。

そのほか、センターでは、自殺で家族や大切な方を亡くされた御遺族などに自主グループが寄り添い、思いを共有する、わかち合いの会への支援などにも取り組んでいます。

さらに、災害により家族などを亡くされた場合にもグリーフケアは重要であることから、災害時の心のケア活動の一環として対応していくよう、高知県災害時の心のケアマニュアルの中に、その対応の注意点や支援のポイントなどを掲げているところです。

他県の取り組み状況といたしましては、承知している範囲では、グリーフケアの活動として、前向きな気持ちになっていただけるようなカウンセリングを行っているNPO法人を支援している例もあるとお聞きしていますが、本県と同

様、一般的な心のケアの相談を通じてグリーフケアへ取り組んでいるところが大勢となっております。

県といたしましても、悲しみの緩和支援を行うグリーフケアを必要とされている方はいらっしゃるものと認識をしておりますので、精神保健福祉センターにおいて相談ができることを周知するなど、センターでの相談対応を中心に、自主グループの活動の紹介や、集いの場の開催を支援することなどにより、今後もグリーフケアを推進してまいりたいと考えております。

○30番(高橋徹君) 11分ほど時間が余ってしまいました。再質問をさせていただきます。

尾崎知事には来年、一つの任期満了を迎えるということで、大変失礼な、また答えにくい御質問もさせていただいたところでございますが、12年、一つの区切り、そんな思いが私自身にございますので、お聞きをさせていただいたところでございます。これ以上の質問はいたしません、早い時期に、私自身は——あるいは県民の多くの方が国政に立つことを期待しているということについては、お話をしておきたいと思っております。

次に、図書館の図書の問題でございます。

知事の記者会見、あるいは知事のこのたびの議会での提案理由の説明も読ませていただきましたし、その折の知事の表情も見せていただきました。御案内のように、「声 ひろば」の投稿について、私は全て持っておりますが、年齢も70を過ぎた方、80歳を過ぎた方、あるいはこういった図書に長年かかわってこられた方、そういった方々の投稿がございます。大変失礼ですが、理事長については知事が任命権者です。そして、学長については理事会の中で選任をされていると思うんです。私の地元の公民館にもたくさんの図書がございます。御主人が亡くなられたので、高橋会長、ひとついただいていただけんだ

ろうかというお話で、随分と公民館にもたまっております。図書というのは、土佐弁で言えばくべる、焼却をする、なかなかそう簡単にできることじゃございません。

それと同時に、質問の中でもお話をさせていただきましたように、県民の財産ですので、この図書を扱うのに、あるいはどこかに使っていくのに、例えば表紙が破れたり、管理をするのに非常に困難な状況であるということなら、焼却処分するというのも当然考えられるんだろと思いますが、「声 ひろば」の投稿の中で、非常に大切な図書を焼却しているということの御指摘がございました。

知事は記者会見の中でも——私自身、もう少し知事に怒ってほしいとは言いませんが、ただ残念だとか、一つの規程に沿って処理をしたということじゃなくて、県民の財産の総責任者でもあるわけで、同じ残念な思いでももう少し——ふだんの県議会の中でも、怒るときはきちっと厳しい表情でお話をされるときがあるんですが、そういったことを私は期待したいし、記者会見の中でもそういった知事の姿勢が見えれば、「声 ひろば」の投稿も少し少なくなるんじゃないかなというふうに思います。

図書を焼却した、それぞれのかかわった方々は、住民監査請求も出ておりますが、私はこのままで、済みませんでした、ごめんなさい、残念でした、こんなことで済まされる問題ではないと思います。私自身、この問題については関係者に責任をとってほしい、その思いでございます。こういった大切な県民の財産を我々に相談もなく焼却してしまう、そういった方々に教壇に立ってほしくない、あるいはこれからの高知県の若者を教育していく、その資格がないんだろと——今度の件で一定それぞれが責任をとるということが、私は求められているというふうに思いますので、そういった視点での私の

意見を述べさせていただきます。

次に、工事の優良表彰でございます。

昨年も岩城副知事ともお話をさせていただきました。高知県はいろんなキャッチフレーズを出しております。高知家の家族は、みんなあがスターやきとかいう標語があるんですが、要はみんなが手を取り合って、みんなが仲よく、みんなが潤いましょうと、みんなが光り輝きましょうということであろうと思うんです。

先ほども質問の中で、重複をしている状況が40%以上あるというお話もさせていただきました。知事からは、他県の状況についても御案内があったんですが、やはりこれだけ重複している県というのは、高知県をおいてほかにはありません。午前中の西内議員の質問の中でも、この優良表彰の点数のあり方等で、優良表彰をいただいた方々が結構そこで受注をしているといいますか、技術評価の持つ意味合いが強くなっていると、たしか土木部長、そういうお話をされたと思うんです。このことについては、表彰している企業が受注機会が多いということを確認しているわけでございますし、先ほども毎年検討しているということでもございましたので、重複をして受注機会が多くなるような、そういった制度については、ぜひ来年度に向けて是正をしていくという方向で検討していただきたいと思います。

それと、土木部長に1点お伺いをしますが、久万川の河床の掘削をしていくということでもございましたが、実はその件については平成14年に、当時の自民党の西森潮三県議のもと、県の土木部長は安岡さんであったと思うんですが、紅水川の浸水対策として久万川のしゅんせつを研究してくださいということを、我々は地区住民の町内会長を代表にして、既に要望しています。平成14年からいいますと、16年たっているわけで、その間結局何もしていなかったという

ことであろうと思いますが、そのことについては、そういった事実があったということを御指摘しておきたいと思います。

それと、石神橋での越流対策の原因というのは、我々と土木部の認識を一つにしております。三、四年に一度の浸水で多くの家屋が床上・床下浸水をしておりますので、やはり昔から住んでいる、そういう人たちを大切にしてほしい、そのためには、石神橋のかけかえ以外にはもう方法はないだろうと思いますので、どうぞその研究をしていただきたいと思います。

最後に、国道33号旭町の件でございますが、高知市は平成28、29、30年度で大体境界確定を終わるといことなんです、土木部長は積極的に働きかけていくというお話をされましたが、具体的にどのようなことを考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

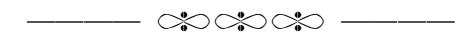
○土木部長（村田重雄君） ただいま、33号旭町1丁目から鏡川橋に至る1.5キロの未整備区間について、事業化に向けてどのような働きかけを行っていくかといった御質問がありました。これにつきましては、高知市、国道33号整備促進期成同盟会とともに、事業者が国となると思いますので、土佐国道事務所、また国のほうに、政策提言、また働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○30番（高橋徹君） 何かわかりにくいんですが、高知市内の中心部で国道が改良されていないのはあの区間だけなんです。せっかく高知市が自前の金で境界確定をしたんで、同じ質問でございますが、知事に再度お聞きをしたいと思いません。どうぞよろしく。

○知事（尾崎正直君） しっかりと働きかけていきたいと、そのように思います。

○副議長（坂本孝幸君） 暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩



午後3時30分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は日本共産党を代表いたしまして、以下質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢として、日米地位協定の抜本見直しについて知事に伺います。この8月14日、全国知事会は、日米地位協定の抜本見直しを求め、米軍負担の軽減に関する提言に基づく要請を日米両政府に行いました。日本共産党は、危険な低空飛行訓練や米軍機墜落事故が相次いでいる根底には、米軍の無法を許している地位協定の存在があることを繰り返し主張し、ことしの2月議会では諸外国の例も示し、抜本改定を求めてきただけに、今回の知事会の取り組みを非常に力強く感じています。

全国知事会は、米軍基地負担に関する研究会を2016年7月に設置し、研究者を招いての学習会や、沖縄県が実施したドイツ、イタリアの実態調査なども踏まえ、今回の提言となったものと承知をしています。

この提言の意義、特にドイツ、イタリアなど諸外国と比べて、日米地位協定がどのような点で、米軍の傍若無人な行動を許す内容となっていると認識をされているか、お聞きをいたします。

そうした全国の自治体の声に反して、防衛省による米軍情報の開示が後退をしています。防衛省はこれまで、住民から米軍機飛行に関する苦情を受け付けた際、米軍側に確認をし、その回答を公表してきましたが、2017年8月以降、

その確認をやめています。防衛省は米軍が逐一明らかにしないとされたためと説明をしていますが、住民の苦情に基づく情報開示が米軍機の監視行動になり、米軍機の飛行を変更させ、米軍機の訓練実態を暴露する力となってきたことから、その実態を隠蔽しようとするものです。

米軍機飛行の情報公開の後退は許されるものではなく、即刻改善を求めるべきと思いますが、お聞きをいたします。

よさこい祭りでのブルーインパルス展示飛行について知事にお聞きをいたします。私たちは6月議会で、住宅密集地の上で展示飛行という名の通常ではあり得ない飛行を実施することは、想定外を想定するという危機管理の基本から見て、あえて危険を持ち込むことはない中止を求めました。それに対し知事は、曲技飛行ではない、危険と隣り合わせにならないようにしていただきたいと述べた上で、本質的な問題としてブルーインパルスがもたらす感動ということもあること、これを忘れてはならないと強調をし、多くの人を感動させる演技をよさこいでやることは大変意義深いとまで言い切られました。

私たちも、ブルーインパルスの飛行を楽しみにし、喜んだ人がいたことは否定をいたしません。同時に、私たちのもとには、飛行の際に城下に響きわたった爆音、繰り返される衝撃音に、幼い子供たちが恐怖を覚えて、お母さん、お父さんにしがみついたという話や、戦争中を思い出して気分が悪くなったという高齢者の声、会話が寸断されたなど、少なくない被害や苦情の声が寄せられました。

まず、県に寄せられた苦情の件数、その内容についてお聞きをいたします。

よさこい祭りは、戦後の復興の中で市民がつくり上げてきたお祭りであり、県民的な、また全国的なお祭りとして、多くの県民、市民の協

力のもと発展をしてきました。

こうした県民・市民参加の祭りに、その実施によって傷つけられたり、不快感を与えるような行事や、実施について大きな意見の相違がある行事は持ち込まないことを今後の教訓にすべきだと思いますが、お聞きをいたします。

次に、災害対策について伺います。

この夏は、大阪北部地震、西日本豪雨での土砂災害、河川氾濫、台風21号による暴風、高潮、そして北海道での震度7の地震、大規模停電と、大規模な災害が日本列島を立て続けに襲いました。被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げますと同時に、一日も早い生活再建に向け、私どもも全力で取り組む決意です。

東日本大震災を教訓に、もう想定外と言わないための取り組みを進めてまいりましたが、自然の力は私たちの考えを超え、幾つもの想定外の事態が生まれ、大きな犠牲と被害を受けることとなりました。防災と復旧、生活再建について幾つかお聞きをいたします。

西日本豪雨の被災地では、仮設住宅入居は始まったものの、岡山、広島、愛媛など6県で今でも約1,500人もの方々が避難生活を続けています。現在の法律や制度のフル活用や柔軟運用で被災者支援を強化することは当然ですが、その枠を超えた対策を真剣に検討するときです。とりわけ切実なのは住宅再建への支えです。

被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災を受け、国民的な運動の中で成立をした法律です。しかし、対象が全壊と大規模半壊に限られていること、また支援金が全壊で300万円、大規模半壊で150万円と、とても生活再建には不十分な額であること、市町村ごとに一定数の被害が発生していることなどが条件であり、西日本豪雨災害でも全壊と判定されながら、被害が1軒だけだった淡路市では適用されなかったことなど、改善を求める強い声が被災地を中心に全国

的に巻き起こっています。

以前にも、東日本大震災の被災地では、一部損壊の住宅に住み続け、支援の網から漏れている在宅被災者の問題を取り上げましたが、生活の基盤である住宅支援の抜本的な改善が必要だと思います。

被災者生活再建支援金の引き上げと一部損壊までの対象拡大が必要だと考えますが、知事にお聞きをいたします。

西日本豪雨の後、大月町などへ視察に伺いましたが、自治体ごとの被災の規模は違っても、被災した一人一人にとっては、その負担や苦しみは変わりません。昨今は、竜巻など局地的な被害も発生をしています。

被災者生活再建支援法の適用について、発生件数の数的な基準をなくすべきではないか、危機管理部長にお聞きをいたします。

以前にも罹災証明書の発行体制について取り上げたことがあります。今回宿毛市の被災地を伺った際、畳の上にも一部土砂が流入しているのに、罹災証明申請書を一旦返還され、不安な日々を送っているとの声を伺いました。

被災者生活再建支援法など、財政支援があるのは大規模半壊以上、応急修理も半壊以上であることや、住家被害認定基準における被害区分も全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らないとなっており、半壊以下は、一部損壊、床上・床下浸水など自治体の判断で異なっている状況が全国でも問題になっているのだらうと思います。政府も、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きを改定し、半壊に至らない場合も罹災証明を発行できることを明確にする努力をしているところです。

半壊に至らない場合の被害認定基準をつくるとともに、手引の内容について、より徹底していくことが大切になっていると思いますが、危機管理部長にお聞きをいたします。

半壊以下であっても、税や保険料の減免、医療費や介護保険料の免除などさまざまな支援を受けることができます。特に、従来は民家に流入した土砂は、公費で撤去できないと言われてきました。しかし、熊本地震、西日本豪雨と土砂による災害が多発するもとの、被災地の声を受けて制度と運用が改善をしてくれています。

環境省の災害等廃棄物処理事業は、全壊家屋や宅地内の土砂まじりの瓦れきの撤去を全額公費負担で行うものです。自治体が個人宅の瓦れき撤去に手が回らず、被災者が業者に依頼をして撤去した場合にも事後精算をし、全額公費負担となります。その際には、被災者は作業前後の写真、撤去費用の領収書、罹災証明などを市町村に提出する必要があるとされています。西日本豪雨災害への対応の中で、対象には空き家、集合住宅の空き部屋も含まれること、床下の瓦れきまじりの土砂も対象となること、災害救助法適用の有無は関係ないことなどが確認をされています。

災害常襲地域と言われている本県にとって、生活の再建にとって極めて有効な制度ではないでしょうか。その同事業の適用となるかの判断は市町村です。また、事後精算で、処理前の写真を撮る必要があるなどの手続を周知していくことが大事になっています。

災害等廃棄物処理事業の意義についてどう認識をされているか、また各市町村や自主防災組織への周知が大切になっていると思いますが、あわせて林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

罹災証明書を迅速に発行するためには、被害を受けた自治体のマンパワーだけでは、到底手が回らない事態となっています。

住宅の被害認定を迅速に進めるための広域的な支援体制の強化が重要と考えますが、総務部長に御所見をお伺いいたします。

また、一部損壊の場合に、スマホ写真などをもとに、その場で罹災証明書を発行する自己判定方式の導入についても危機管理部長に御所見をお聞きいたします。

西日本豪雨災害の教訓の一つは、河川の河道確保を重視していくことだと思います。岡山県倉敷市真備町の小田川、高梁川、愛媛県大洲市の肱川、安芸市の安芸川、伊尾木川などは、いずれも土砂が堆積をし、洪水を流す河川の断面が狭くなっていたことが指摘をされています。真備町では、河川に樹木が生い茂りジャングルのような状況であり、地元住民がしゅんせつを繰り返し要望していました。広島市安芸区では、治水堰堤を越えて土砂、土石流が地域を襲いましたが、堰堤にたまった土砂、瓦れきをその都度しゅんせつしてほしいという住民からの要望が出されています。

県として、確保すべき川の断面積、豪雨後の対応策などを定めた河道確保計画・方針をもってしゅんせつを進めていくことや、河川の維持管理のための予算を重視することが求められていると思いますが、この項は土木部長にお聞きをいたします。

中山間地では、過疎と高齢化のもとで給水施設の維持・整備が困難になっており、災害時には特に切実な問題となっています。県は、中山間地域生活支援総合補助金を創設し、生活用水の確保に努力をされています。

西日本豪雨での中山間地域の給水施設の被害状況はどうであったか、予算の確保など早急な対応のための県としての取り組みについて、あわせて中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

北海道胆振東部地震では、電力の供給の半分を占めていた北電最大の苫東厚真火力発電所が停止したことで、電力の需給バランスが崩れ、周波数が乱れたことから他の発電所も自動停止

をし、全域停電、ブラックアウトに陥りました。その結果、被害が少なかった地域でも日常生活、産業に大きな負担が生じました。また、泊原発は、震度2だったにもかかわらず、外部電源喪失というあってはならない事態が発生、非常用ディーゼル発電機による冷却に頼らざるを得ないという事態となりました。経産省によると、北電が苫東厚真火力発電所の全3基が同時に停止する事態は想定していなかったことが原因の一つとしています。東日本大震災に続き、大規模集中型発電の危うさを露呈したものとと言えます。

加えて、本州と結んでいる60万キロワットの連系線が機能しませんでした。連系線の電力は直流であり、交流に変換しないと道内では使用できません。しかし、その役割を担う函館変換所の運転が、外部電源に依存をする他励式であったために機能しなかったことも明らかとなりました。また、停止をした火力発電所の稼働にも外部電力が必要なことから、停止が長期化をいたしました。四国でも、ブラックアウトのような状況は発生しないのかとの県民の不安が広がっています。

電力広域的運営推進機関が設置をした第三者委員会が取りまとめる検証結果を教訓とし、万全の対応を図るよう四国電力に要請すべきと考えますが、どう対応されるか、知事にお伺いをいたします。

次に、小中学校のエアコン設置について教育長に伺います。

ことしの夏も35度を超える猛暑日が全国に広がり、ついに愛知県では熱中症による熱射病で、小学1年生の児童が死亡するという痛ましい事故が起きました。菅官房長官はこの事故を受け、7月記者会見で、来年夏までに全ての小中学校普通教室へのエアコン設置を目指すとして、政府は10月に予定をされている臨時国会に補正

予算を提出する意向を固めたと報道もされています。

2015年6月の県議会で、私の質問に対し当時の田村教育長は、普通教室へのエアコン設置につきましては、各市町村がそれぞれの学校の状況に応じて、主体的に対応していただきたいと答弁され、あくまで助言にとどまる姿勢を示されました。その後、小中学校の普通教室のエアコン設置率は、平成26年の全国29位から34位に、全国平均との差も19%から30.6%と大きく広がってしまいました。確かに、地震対策が優先されたことも一つの要因と考えられます。しかし、異常とも言える酷暑はまさに自然災害に匹敵するもので、県立学校の整備が完了したからといって、県内の児童生徒の教育環境整備は市町村任せでいいとはならないと考えます。

菅官房長官の記者会見、その後の国の対応についてどのように受けとめておられるか、伺います。

昨年4月の段階で設置率が7.4%と大きくおかれていた奈良県では、この9月県議会に、来年の夏までに100%を目指す取り組みとして、9億円の債務負担行為を計上しています。補助対象は、設備整備費に係る国庫補助金及び地方交付税算入額を差し引いた市町村負担額で、その4分の1を県が負担するというものです。県として設置推進への決意のあらわれでもあります。以前、予算要望の際、私たちの提案に、既に頑張っている市町村との不公平が生じるとのお答えもありましたが、ここ数年の異常気象の中、厳しい財政状況で設置できないという市町村の事態を改善するために、本県でもぜひ検討していただきたい。

この9月県議会に向け、県としての支援策について検討がなされたのか、県として100%設置に向けた支援策を講じるべきと思いますが、お伺いをいたします。市町村にとっては、設置後

の電気代などランニングコストも大きな負担となります。その負担軽減に県としての支援ができないかと考えますが、あわせて御所見を伺います。

児童生徒が使用する体育館についても、空調設備の要望が出されています。西日本豪雨災害や北海道地震による被災者の多くが避難生活を送られたのは、各地の学校の体育館です。猛暑の中、大変な思いをされておられる映像に胸が痛みました。本県でも各地の学校施設が避難所に指定されており、体育館の空調設備の整備は重要課題だと考えます。

一気に整備することは困難でしょうが、体育館への空調設備整備に向け、計画を持ち推進すべきと考えますが、どのように対応されるか、お伺いをいたします。

次に、障害者雇用についてお伺いします。

この間、中央省庁や自治体の障害者雇用の偽装、水増し問題が明らかになり、障害者、国民の大きな怒りと、真相の究明と責任を明らかにすることを求める声が広がっています。厚生労働省の調査で、昨年33の国機関の8割に当たる27機関で、障害者雇用数を約6,900人としていたのに、実際は3,400人余りと半数にも届いておらず、半数を超える3,460人を水増ししていたのです。そして、実雇用率は平均2.49%から、法定雇用率2.3%を下回る1.19%に半減をしています。国は法定雇用率を上回る達成と公表しましたが、全くの虚構だったのです。また、時事通信社の全都道府県の知事部局を対象にした2018年度の調査では、障害者手帳の確認が不十分なケースなど、少なくとも22県で水増し、不適切な算入が行われていました。

民間企業には、法定雇用率を下回れば納付金の徴収を課す事実上の罰則があります。国の機関、自治体にはそのような罰則はありません。率先垂範すべき立場にあり、民間企業に障害者

雇用促進を促し指導し援助する国、自治体が、実際と異なる数字を使い、あたかも目標を達成したかのように装った実態は、障害者行政への信頼を根本から覆す裏切り行為とも言えます。しかも、1976年の障害者雇用率制度の導入当初から行われていたとの指摘もあります。40年以上にわたって多くの障害者の雇用機会を奪ってきたおそれがある大問題です。

憲法第27条は、全ての国民の勤労の権利を規定し、そして障害者雇用促進法第3条には、「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。」と規定し、法定雇用率、障害者雇用の義務づけなどを制度化しています。今回の水増し問題は、憲法と法制度を踏みにじり、障害者の働く権利を侵害する重大問題です。

県庁における障害者雇用の問題について、知事は今議会の提案説明で、水増しする意図があったものでは決してありません、しかしながら範を示すべき立場にある県庁として、国の通知やガイドラインに基づく取り扱いについて、なお一層適切な対応をすべきであったと反省とおわびを述べられました。しかし、多くの都県や民間企業は、厚生労働省の通知、ガイドラインに沿った取り組みを行っています。身体障害者とは、原則として身体障害者手帳の1級から6級に該当する者との通知なども明快です。また、県の教育委員会、県警は通知に沿った対応をしていると報告をされています。県の発表、知事の発言では到底納得できるものではありません。

一昨日、8月20日の県から発表されたコメントでは知事部局において法定雇用率を満たしていた2017年度について、改めて調査を行った結果、法定雇用率を下回っていたこと、また2018年度についても同様に法定雇用率を下回っていたことが発表されました。また、これに関して、

確認できる2004年度以降、一度も法定雇用率を達していなかったことになるとの報道がなされました。

先日、日本共産党高知県委員会に、公立の施設で障害者枠の臨時職で勤務をしている発達障害の方からメールが届きました。通常、障害者枠の採用を行う際には、公報等で障害者手帳の所持や年齢の条件を提示した上で採用となっているはず、それ以外の運用による障害者雇用数の水増しには憤りを禁じ得ません。そもそも採用の段階で条件に当てはまる身体障害者手帳取得者のみを対象とする採用を行い、雇用人数が目標数値に達していないので水増しするというのは、偽装にほかなりませんと強い怒りと批判の声を寄せています。

今回の水増し問題について、知事部局が法定雇用率を達成しているとしてきたため、結果として多くの障害者の雇用の機会、雇用の場を奪ってきたことの重大性への認識をどのようにお持ちか、知事に伺います。

また、法定雇用率達成が最終目標ではなく、障害者の働く権利の保障、人権保障という視点で今後の対応を検討すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

今後の障害者雇用の促進については、さまざまな障害、ハンディを持つ方々の雇用の確保、働く権利の保障をさらに進めることが求められています。先ほどの発達障害の方は、障害者雇用枠について、採用の段階で障害の区分なく機会を与えられること、またこれまで受験機会が与えられていなかった障害者の救済措置として一定期間受験年齢制限を引き上げることなど、柔軟な対応がされることを望みますと提案をしています。

現在、本県の知事部局での正職員の障害者枠採用については、身体障害者のみを対象とし、知的障害者や発達障害者を含む精神障害の方々

を対象としていません。2016年6月議会の中根議員の質問に対し当時の総務部長は、身体障害者以外の障害者の職員採用について、先行している自治体の例に学びながら研究すると答弁をされました。午前中、知事からはこの件に関して、研究ではなく検討という前向きな答弁がありました。

発達障害を含む精神障害者や知的障害者の方々の受験機会拡大に向けた職員採用の改善、また障害者雇用枠の一定期間の受験年齢制限の緩和について今後どう取り組まれるのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、会計年度任用職員制度について総務部長に伺います。

会計年度任用職員という新たな任用制度が2020年4月より実施されることから、今年度中に制度の詳細を仕上げなくてはなりません。同制度は、自治体の臨時・非常勤職員について、地方公務員法の規定と実態との乖離解消のため、増大した臨時・非常勤職員の受け皿と説明をされており、常勤職員の勤務時間と同じか短いかを基準に、フルタイムとパートタイムとに設定、フルタイムには給料、手当、パートタイムには報酬、費用弁償と期末手当を支給可能としたものです。正しく活用すれば、処遇改善、ひいては行政サービスの向上に資するものとなり得ます。

しかし一方で、期限つき任用を法定化することによって、自治体職場の非正規化が一層促進される、また非常勤職員の勤務時間の差によって新たな格差が持ち込まれるおそれがあることも重視しなければなりません。あくまで、地方公務員制度の原則とされている、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営を行うという基本が、堅持されなくてはなりません。

これだけ非常勤職員が多くなったきっかけは、2004年の地方交付税の大幅削減が原因です。全

国の自治体は一斉に人件費削減に向かいました。2005年4月と2016年4月を比較すると、この間に臨時・非常勤職員、任期付職員は20万人の増となる一方、地方財政計画上の一般職員は約14万人削減をされました。このもとの、全国の自治体で、技術職員、ケースワーカー、保育士の不足、専門性の継承問題など行政サービスの低下とともに、メンタルヘルスによる病休の増加、官製ワーキングプアの広がり大きな問題となりました。同制度の新設は、こうした問題を解決するための第一歩とすべきだと考えます。

まず、常勤職員を中心とした公務運営と会計年度任用職員制度への基本認識についてお聞きをいたします。

同制度の成立過程で、国会審議の中で重要な政府答弁がなされています。

第1は、常勤職員と同様の業務を行う職が存在するということが明らかになった場合には、臨時・非常勤職員制度ではなく、常勤職員や任期付職員の活用について検討することが必要だとし、正規職員として任用することも自治体の判断で可能であることを示していることです。

現に、恒常的な業務を担っている臨時・非常勤職員に対し、本人の希望に基づき、合理的・客観的基準により選考するなど、正規職員化の道を示すことが必要ではないか、お聞きをいたします。

第2に、退職手当や社会保険の適用を逃れるための空白期間の設定や勤務時間を短くすることは、趣旨に沿わないものであり、助言をしていくと答弁がなされています。

会計年度任用に当たっては、財政負担を避けるための勤務時間設定を行わないようにすべきであり、また空白期間を設定すべきではないと思いますが、基本的な考え方をお聞きいたします。

高知市では、会計年度任用による処遇改善の

費用は年間約4億円との試算が示されています。処遇改善に必要な額が地方財政計画に上積みされなければ、正職員の削減に向けた圧力になりかねません。

国会では、処遇改善にとって必要な財政措置について、自治体の対応を調査し実態を踏まえて、必要な行政サービスを提供しながら安定的な財政運営を行っていけるように、地方が自由に使える一般財源総額を確保していくとの答弁がなされています。衆参両院の附帯決議は、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則、不利益の生じることのない適正な勤務条件の確保、必要となる財源の確保などを求めています。

必要となる財源を確保するための決意についてお伺いをいたします。

次に、高知県立大学図書館について文化スポーツ部長に伺います。

県立大学永国寺図書館に収蔵されていた図書が2013年から除却が行われ、この間約3万8,000冊もの図書が除却され、その多くが焼却されたとの事態が地元紙で報道され、県民から、県外からも驚きと怒りの声が私たちのところにも届いています。大学側からは、9月18日、発覚後初めて記者会見が行われ、謝罪と今後永国寺図書館蔵書除却検証委員会を設置し、事実の検証等を行うとの発表がなされ、現在検証が開始をされました。除却したのは3万8,132冊、そのうち6,659冊は複本がなく、同大学からは完全に失われた状況とされています。

私たちは、大学の図書館は、図書館の管理運営、サービスに当たって、資料収集の自由、資料提供の自由及び利用者の秘密を守る、検閲を許さない、自己規制に陥らないなどの図書館員の倫理にもかかわる図書館の自由を基軸にししながら、その大学の教育、研究とかみ合った図書館サービス、講義・ゼミに必要な基本的資料の

整備が不可欠な役割だと考えます。そうした観点に立てば、外部から、この図書を置きなさい、または除籍しなさいなどの介入は厳に戒めなくてはなりません。そうした大学ごとの特色を生かしたコレクションを形成するとともに、県立大学図書館としての学問分野、地域の文化遺産としての資料を保存するという重要な役割も担っているものと考えます。

今回の問題は、本来の大学図書館としての役割として何が問題だったのか、冷静な検討が必要だと考えます。

まず第1に、図書館の県立大学としての歴史を踏まえた収蔵機能、資料保存機能をどのように考えていたのかという点です。高知県立大学の蔵書は、高知女子大学、高知短期大学、旧高知女子大学保育短期大学部の図書を保管してきました。永国寺キャンパスを整備するに当たり、新たに高知工科大学マネジメント学部が設置される構想であるにもかかわらず、蔵書スペースを狭めてしまった。スペースがとれないとした上で、県立大学図書館の持つ資料収集・保存機能をどう担保するのかへの軽視があったと考えられます。今後も確実に蔵書は増加をしていきます。

今後、県立大学図書館の資料等の保存機能の充実について、施設整備も含め、大学との協議が必要だと思いますが、御所見を伺います。

第2として、除却後の図書の処分方法です。県民の皆さんの驚きと怒りは、一定の活用努力はしたものの、その活用要望を確認した範囲が狭く、最終的にはいわゆるごみとして焼却してしまったという点です。焼却された図書には、戦前の郷土関係や自由民権運動の歴史関係などの貴重書物も含まれており、その行為は非難を浴びて当然のことと言えます。

今後、高知県図書館協会を通じた公共図書館や地域の図書室などとのネットワークにとどま

らず、男女共同参画センターソーレ、文学館や歴史民俗資料館などと情報共有ができるシステムを構築すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、新たな管理型最終処分場について林業振興・環境部長に伺います。

現在のエコサイクルセンターが当初計画よりも大幅に受け入れ期間が短縮をされるとの予想のもと、早急に新たな管理型最終処分場建設と検討が進められ、いよいよ候補地の現地調査も実施をされました。今後、住民の皆さんや当該自治体、議会への説明と納得のもと、最終的に建設場所が決定することとなります。検討委員会は、その期限を最短で2022年には稼働させることを前提とし、県は急ピッチで事業を進めているところです。

現在のエコサイクルセンターが当初計画よりも受け入れ期間が短縮されることとなった主要な要因は、環境省からの通知により、これまで安定型で処理をされていた廃石こうボードが管理型での処理の義務づけに変更されたことです。しかも、今後その処理量が急激に増加することが明らかとなっています。石膏ボード工業会による全国の廃石こうボードの排出量の将来予測で、35年先まで急激なスピードで増加し、現在の3倍の量に達するとしています。

そのため、県の策定した高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想では、廃棄物7品目の処分量について将来予測を行い、基本ケース、最大ケース、最小ケース、実績平均ケースの4種類の試算を行っています。この最大ケースは廃石こうボードのリサイクルが進まない場合、最小ケースはこのリサイクルが進む場合の見込み量となっています。その最大ケースは、廃石こうボードの量が業界団体の予測値に基づいて、2015年の3,100トンから、15年後の2030年には6,300トンと3,200

トンふえ、2倍強になると見込んでいます。しかし、日進月歩のリサイクル技術の進展で、この状況が大きく変わりつつあります。

私は、先日高知市内で操業している廃棄物中間処理企業に伺ってまいりました。その業者は、この間エコサイクルセンターに年間約1,500トンの廃石こうボードを搬入していましたが、リサイクルを促進すべきの方針から、三菱マテリアル九州工場と愛媛県新居浜市にある土壌改良剤製造業者に搬出することで、エコサイクルセンターへの持ち込みを減少させ、この9月には搬入を行っていないとのことでした。しかも、三菱マテリアル九州工場では、廃石こうボードの受け入れをさらに広げていきたい意向で、高知県から、搬送費用を軽減して大量に搬入できる方策を検討中とお話も伺ってまいりました。

県は、この状況の変化をどのように認識されておられるか、この間エコサイクルセンターへの廃石こうボードの搬入量の状況とあわせて伺います。

新たな処分場の建設は、排出者責任が原則である産業廃棄物でありながら、多額の県民の税金を投入することになるものです。施設建設に税金を投入するのであれば、県は、その規模をできるだけ抑える、また延命させることに熱心に取り組まなければなりません。基本構想の結論部分は、廃石こうボードについては、リサイクルが進むかどうか不確実だから、処分場の不足という事態を避けるため、安全側をとって最小ケースは勘案しないと、施設容量を17から23万立方メートルとしています。

一方、基本構想には、この結論部分に、なお書きで、廃石こうボードのリサイクルの動向を注視し、変動があれば埋立容量について再検討し、新たな施設の設計を行う必要があると明記されています。

私は、この中間処理業者からの聞き取りの中

で、このなお書きにまさに該当する可能性のある変化が起こりつつあることを実感しました。住民合意が大前提の施設建設は、しっかりと時間をかける必要もあり、期限を早目に設定した見切り発車は行うべきではなく、現在のエコサイクルセンターの延命は重要だと考えます。

県として廃石こうボードのリサイクル促進への支援をどのように考えておられるか、伺います。

現在のエコサイクルセンターの埋立計画と新たな管理型最終処分場の計画の見直しを行うべきと考えますが、御所見を伺います。

最後に、高知市追手前小学校跡の西敷地、オーテピア西側の用地の活用について伺います。

オーテピア多目的広場西側に隣接する2,500平方メートルの用地は、2012年に国に認定された高知市中心市街地活性化基本計画では、買い物途中で休憩ができる芝生広場、イベント空間などに活用するにぎわい広場などとして整備される計画となっていました。しかし、ことしの3月の第2期計画でこの計画内容を変更、現在高知市は、今後50年にわたり民間に貸し出し、高度利用すると基本方向を打ち出し、プロポーザル方式により事業提案を受け、チカミグループと和建設がその優先交渉権者として選定をされました。

この提案内容は、10階建てのビルにテナント、高知大学のサテライトを置き、中上階にマンションを設置するという計画として発表がされました。現在、高知市議会では、運営資金計画の不備や、不透明な事業者選定手続が問題視されると同時に、市民アンケートでも第1位となった広場としての活用を求める声が市長の与党会派からも出され、議会を二分しており、市民、県民が注目するところとなっています。

私は、2016年9月議会でこの西敷地について、わずか500平方メートルのオーテピア多目的広場

では、高知みらい科学館などでの活用や緑豊かな環境はつくりたくない、オーテピアと一体となった広場としての活用を求めて質問をいたしました。オーテピアが完成して、その巨大な建物があられ、オーテピアから高知城を望むことのできる空間を体験し、さらにその提案の妥当性、必要性を実感しています。

さて、高知市はこの西敷地の活用を検討する過程において、県と県内4大学、高知高専の6団体に活用計画がないかとのニーズ調査を2015年7月に実施しました。県はその調査に対し、県民の防災意識向上のため、防災体験学習広場として活用できればと考えていると活用計画を回答、起震車や津波体験車を常駐できる場所としての利用を提案していたことが、情報公開によって明らかになりました。

この回答は、正式に高知市になされたものですが、どのような決裁のもと提出されたのか、その回答に対し高知市から問い合わせや協議の申し入れがあったのか、総務部長に伺います。

しかし、高知市が設置した有識者による新図書館西敷地利活用検討委員会の第2回の開催時に配付されたニーズ調査結果の資料には、県が活用計画としてさきに示した防災体験学習広場の回答をなかったものと無視し、ニーズ調査の結果ではなく、2016年4月7日付の高知県総務部長、商工労働部長連名による、事務系職場の誘致のためのオフィスフロアの確保についての配慮を求める内容だけをニーズ調査の結果だとして、検討委員会に提出いたしました。

私はこの検討委員会の傍聴にも参加をしましたが、多くの委員からは広場として活用を求める意見が大勢を占めていました。もし、県が主体となって防災体験学習広場として一部であっても活用の意向があると、検討委員会に明らかにされていれば、さらに強固に広場としての活用を求める結論になっていたと思わずにいられ

ません。

当初、防災体験学習広場にと回答したにもかかわらず、どのような経過を経て、総務部長、商工労働部長連名による依頼に切りかわったのか、高知市から依頼があったのか、経過を総務部長に伺います。

県は、西敷地の所有者である高知市の意向を酌んで、当初の回答を表に出さず、総務部長、商工労働部長の連名による依頼に切りかえたのではないのでしょうか。私たちは、この西敷地は高知市の所有であっても、高知県の中心部にある唯一残された貴重な用地であり、県民の財産として、県としても高知市と協力し、後世に悔いを残さない対応が求められていると思います。防災広場としての活用は、多くの県民、市民の賛同を得られる提案だと考えます。

県として中心市街地への防災体験学習広場の必要性についてどのようにお考えか、知事にお伺いをして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 塚地議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日米地位協定の見直しに関し、全国知事会の提言の意義、特に諸外国と比べて日米地位協定がどんな点で違っていると認識しているかのお尋ねがありました。

全国知事会においては、沖縄県を初めとする在日米軍基地に係る負担の状況を広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的に、米軍基地負担に関する研究会を平成28年7月に設置し、日米地位協定についてもテーマとして取り上げ、研究が進められてきたところであります。

この研究会での議論を受け、本年7月に全国知事会が取りまとめた米軍基地負担に関する提言については、日米安全保障体制は国民の生命や財産、領土・領海等を守るために重要である

ことを前提とした上で、初めて、日米地位協定の抜本的な見直しなどについて基地のない都道府県も含めた総意として取りまとめたものであり、大きな意義があるものと考えております。

この提言の取りまとめ過程の本年6月に、研究会で沖縄県が報告されました、ドイツとイタリアを対象とした他国地位協定調査においては、日本では原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や、地域の委員会設置を求めても対応されない状況であり、両国とは大きな違いがあるとされているものと承知をしております。

全国知事会の提言におきましては、「日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。」といった課題を確認した上で、「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」、「米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること」などを、日米両政府に対して本年8月に求めたところであります。

政府におきましては、日米地位協定について国民の理解と協力が得られるよう、引き続き事案に応じた取組みを通じて、日米政府間でしっかり協議していただきたいと考えております。

次に、米軍機飛行の情報公開の後退は許されるものではなく、即刻改善を求めるべきと思うがどうかのお尋ねがありました。

これまで本県では、米軍機の低空飛行について住民からの目撃情報があれば、その都度住民の苦情や騒音の測定値を集約し、中国四国防衛局を通じて米軍当局に伝えるとともに、米軍機

か否かの事実確認を行ってきたところでありませ。従前、中国四国防衛局は、県からの情報を受けた後、米軍へ照会し、米側からの事実確認の回答を県に報告するとともに、米軍機によるものであった場合は苦情の内容を米側に伝えていただいていると承知しております。

しかし、昨年8月以降、米軍は本県に限らず全国的に、個別の米軍機の飛行の有無などについては、運用上の理由等から原則として逐一明らかにしないとすたために、防衛省は米軍からの回答を得られなくなつたと聞いております。

これを受け、中国四国防衛局におきましては、県から低空飛行の情報が届いた際には、周辺の自衛隊に限らず全国の自衛隊に照会し、自衛隊機に該当がないか確認の上、該当がない場合は、米軍機であった可能性があるとして県に回答し、苦情などの内容を米側に伝えるとともに、住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう求めていくという対応へと改められたところでありませ。

全国知事会としても、米軍機による低空飛行訓練等については、地域住民の不安が払拭されるよう、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行うことなどを、日米地位協定の抜本的な見直しとあわせて、本年8月に日米両政府に要請しているところだす。

本県では、これまで3度も米軍機の墜落事故が発生しており、県民の皆様は不安感を抱えて生活されております。このため今後とも、中国四国防衛局とも連携するとともに、米軍機の飛行訓練の動向を引き続き注視し、住民に不安や安全への懸念を抱かせるような超低空飛行訓練など異常な訓練が繰り返される場合は、米側に是正の要求を行ってまいりたいと考えているところだございます。

次に、よさこい祭りにおけるブルーインパル

スの展示飛行について、県に寄せられた苦情と、反対意見がある場合の実施に関するお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

ブルーインパルスの展示飛行に関しては、7月から8月にかけて電話やメールなどで合計122件の問い合わせなどがありました。最も多かつたのは、予行飛行が行われた8月8日の106件で、予行飛行を御存じない方が多かつたことも一因ではないかと思ひます。この122件の内容を見てもみますと、見学の時間や場所に関する問い合わせなどが82件、騒音や事故への不安などの苦情が40件でありませ。

ブルーインパルスの展示飛行は東京オリンピックなどで多くの方々に感動を与えてきたものであり、このたびの飛行は、第65回よさこい祭りの記念大会に花を添えるとともに、多くの観衆の皆様にごらんいただきたいとの趣旨で催されたものであります。8月9日の展示飛行当日は、見学会場であった城西公園で約6,000人の方々が観覧されませし、私自身は公邸から三翠園に向けて歩いている途中で拝見ませましたが、周囲の方々は大変喜んで観覧されているようにお見受けをいたしました。

一方、騒音に対する苦情が多かつたことなど、ブルーインパルスの展示飛行に関して、賛否含め多様な御意見があるということは、しっかりと受けとめていかなければならないと考えております。

次に、災害対策について、被災者生活再建支援金の引き上げと一部損壊までの対象拡大が必要ではないかとのお尋ねがありました。

被災者生活再建支援法については、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害が発生した場合に、住宅が全壊や大規模半壊等の重大な被害を受けた世帯に対して、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援により支援金を支給す

るものであります。この法に基づく制度が適用開始されてことしで20年目を迎えますが、この間東日本大震災や熊本地震などの地震災害のほか、近年は大規模な風水害が発生し、当制度により被災者の生活再建への支援が行われているところであります。

しかし現状では、当制度の適用対象となるような自然災害が発生した場合に、同一災害による被災にもかかわらず、適用の対象となる地域と対象とならない地域との不均衡が生じるといった課題がございます。このため全国知事会では、当制度の拡大に向けて、7月にワーキンググループを設置することを申し合わせ、今月から議論を始めたところであります。このワーキンググループでは、これまでの支給事例から明らかになった課題を解消するため、支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスについて検討することとしており、11月の全国知事会議をめぐって報告がなされる予定となっております。

全国知事会では、これまでも、制度の適用範囲や支給対象の拡大について検討するよう、国へ要望しているところでありますが、引き続き、このワーキンググループでの議論を通じて、当制度の課題について共通認識を持ち、必要な制度の見直しと地方財政措置について国に働きかけていくこととしております。

次に、ブラックアウトが起きないための万全の対策を図るよう、四国電力に要請すべきと考えるがどうかのお尋ねがありました。

北海道で起きました、地震発生直後の道内全域における大規模停電、いわゆるブラックアウトは、被災された方の生活はもとより、救助活動などの応急対策にも大きな影響を及ぼすものであり、再び起こってはいけないことだと認識しております。

このような大規模停電が四国において起こる

可能性について四国電力からは、北海道と異なり主要な電源が分散していることや、本州と結んでいる連系線が2系統あり、そのうち1系統は直流から交流への変換を必要としていないことから、その可能性は低いとお聞きしております。また、四国電力では、このことを地震発生の翌日9月7日の会見で説明し、住民の不安の払拭に努められております。

一方で、国においては、経済産業大臣の指示により、今回の大規模停電検証のための第三者委員会が9月19日に設置され、原因究明等のための検証や、それを踏まえた再発防止策の検討を進め、10月中には中間報告が出される見込みとなっております。

県としましては、四国電力に対し、今回の北海道における大規模停電を教訓に、第三者委員会の検討内容も踏まえ、現在の災害対策を再確認し、より災害に強いライフラインの実現に取り組んでいくよう要請してまいりますし、四国電力と連携を密にし、対応状況についても確認させていただきたいと考えているところでございます。

次に、障害者の雇用の機会を奪ってきた重大性への認識をどのように持っているかのお尋ねがございました。

障害者の雇用に当たっては、平成19年度以降行ってきた身体障害者を対象とした採用試験により、毎年度2名程度正職員を採用しているほか、非常勤職員についても継続的に新たに雇用しております。このように、新たに雇用した職員とそれまでに雇用されている職員を合わせ障害者雇用率を算定し、国に報告をしております。

この障害者枠試験による新規雇用は、私どもが法定雇用率を超えていると思っていた中でも毎年度継続して行っており、法定雇用率を超えたからといって、これをやめるといった考えは全くなく、積極的に障害者の方を雇用してまい

りました。こうした姿勢のもとで、本県では、身体障害者を対象とした採用試験において、点字試験や、補助手段として試験問題を読み上げる音声機器の使用を可能としたほか、通常の採用試験においても、拡大活字問題による受験や、車椅子を使用される方に対する配慮を行うなど、障害のある方が受験しやすい環境も整備してまいりました。

しかしながら、今回の厳格な運用に基づく調査の結果、障害者雇用率が法定雇用率を下回っていたことが明らかになりました。過去にこのことがわかっていたら、より多くの障害者を雇用していた可能性はあるものと考えており、その指摘は重く受けとめなければならないと考えております。県民の皆様は改めて深くお詫びを申し上げます。

こうしたことから、今回の反省を踏まえ、国の通知やガイドラインに沿って、より厳格に運用するとともに、引き続き障害者枠による職員の採用など、障害者雇用に積極的に取り組んでまいります。

次に、障害者の働く権利の保障という視点での今後の対応についてお尋ねがございました。

今回、県内の障害者団体に御意見を伺う中では、障害者の中には障害者手帳の交付要件に合わない方や、そうしたことを知られたくなくて持たない方もおり、そうした障害者の方が雇用されなくなるのではないかと懸念の声もお伺いしたところであります。

公務部門である県としては、今後まずは、国の通知やガイドラインを厳格に運用し、障害者手帳などの提示または写しの提出があった職員のみによって、法定雇用率を早期に達成するよう努めなければならないと考えております。

他方で、法定雇用率の問題とは別に、障害のある方であって手帳を所持していない方に対しても、働き続けることができ、かつ働きやすい

環境を整備していくことが必要であると認識しています。したがって、障害者手帳を所持していないからといって雇用しないといった対応にならないよう努めてまいります。

本県では、これまでも障害に配慮しつつ業務に取り組んでいただいているところであり、引き続きしっかりと環境づくりに努め、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して生き生きと暮らせる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、オーテピア西側の用地の活用に関し、県として中心市街地への防災体験学習広場の必要性についてどのように考えるかのお尋ねがありました。

私はかねてより、オーテピア西側用地の利活用については、中心市街地の一土地の利用問題であるとともに、その所有者は高知市であることから、高知市が市民の皆様などの御意見を聞きながら主体的に判断を行うべきものと考えてきましたし、そうした旨を折に触れてお話ししてきたところであります。このため本件に関する市からの相談等に対しては、市の考えを尊重して対応してまいりました。

まず、平成27年5月に高知市から、県を含む行政や大学等の機関に対し、当該敷地の利活用の可能性について照会があったことから、県として、敷地の一角に起震車や津波体験車等を常設し、防災体験学習広場として活用する案を回答しておりました。当時、私とも協議を行った上で、あくまで土地の一角を利用する一つのアイデアとして、提示させていただいたものであります。

その後、高知市において新図書館西敷地利活用検討委員会が立ち上げられ、平成28年2月の第1回委員会において、土地の高度利用を図ることや民間のノウハウを活用するためのプロポーザルを行うといった、高知市の基本的な考え方

が明示されました。

また、同委員会の中で、民間提案機能一覧として、事前に民間団体などから高知市に対して提案のあった機能について記載した資料が配付されましたが、この資料には当時、県と高知市が連携して経済活性化の取り組みを進める上で中心市街地固有の課題となっていた、事務系職場を誘致するためのオフィスフロア確保に関する記述がありませんでした。県としては、オフィスフロアも候補の一つとして検討委員会で議論を行っていただきたいと考え、高知市の担当課に相談をしたところ、正式に書面で提出するようお願いがあったところでもあります。このため、土地の高度利用、民間機能を含め幅広く、県が望ましいと考える機能について全庁照会を行い、さらには私とも協議を行った上で、改めて県独自の案として、事務系職場を誘致するためのオフィスフロア確保への配慮を依頼する文書を高知市へ提出いたしました。

以上のように、高知市の土地の利活用は高知市が主体的に判断すべきとの考えがベースにあり、その上で、高知市が土地の高度利用を図ることや民間のノウハウを活用する意向を示している中であって、当該敷地の一角を利用するにすぎず、他の場所、機会でも実施可能な起震車などを置くアイデアを見直し、当時の中心市街地固有の課題である事務系職場誘致のためのオフィスフロア確保への配慮という提案に改めたというのが実態であります。

今後においても、オーテピア西側用地の利活用に関しましては、これまでと同様に所有者である高知市の考えを尊重してまいります。あわせて、当該敷地の定期借地権が議決事項とされたことを踏まえ、市議会における議論に基づいた対応が必要であるものと考えております。

なお、パネル展示や起震車などを活用した防災体験学習については、県民の防災意識の向上

を図る機会として有効であり、これまでも県内各地で実施しております。さほど広い面積が必要ではないことから、中心市街地においても機会があれば工夫を凝らして実施してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 災害対策について、まず被災者生活再建支援法の適用について発生件数の数的な基準をなくすべきではないかとのお尋ねがありました。

被災者生活再建支援法は、被災した市町村や都道府県のみでは対応が困難な著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害が発生した場合に、全都道府県の相互扶助及び国の財政支援により支援金を支給するものです。こうしたことから、適用範囲について災害規模による線引きがなされていることは、法の趣旨を踏まえてのことだと考えております。

しかしながら、同一の災害で被災しているにもかかわらず、居住する市町村の災害規模が小さい場合に、支援を受けることができないというケースが本県においても実際にありました。このため、これまで、この制度による支援の対象とならない被災者に対しても同等の支援を、その都度県独自の制度を設けて市町村とともに行ってきました。

今回の7月豪雨による災害についても、香南市、宿毛市、大月町は法制度の支援の対象となった一方で、住宅の被害はあるものの支援の対象とならなかった安芸市、本山町、梶原町に対しては、これまでと同様に県独自の制度を設けて、法制度と同等の支援を行うための補正予算案を今議会に提出しております。

なお、全国的にも、同一の災害にもかかわらず、災害規模の要件の違いにより法が適用されない事例が多くあることから、全国知事会とし

でも、適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すことを以前から国へ要望しておるところです。

次に、住家が半壊に至らない場合の被害認定基準をつくとともに、手引の内容についてより徹底していくことが大切ではないかとお尋ねがありました。

罹災証明書は、義援金などの給付、税や保険料などの減免・猶予、応急仮設住宅などの提供、住宅の建設や補修に関する融資といったさまざまな支援を受けるために必要となるものであり、半壊に至らない被害であっても、罹災証明書があれば支援を受けられる場合もあります。

内閣府が作成している、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きには、半壊に至らない被害の認定基準として示されている一部破損、床下浸水などの区分に基づき、罹災証明書を発行することも可能と明記されております。また、本年3月に改定されたこの手引では、住家被害の程度が半壊に至らない場合においては、地方公共団体が独自に一部損壊など被害の程度を設定することも可能とすることなどが新たに示されたことから、これらを周知徹底することは大事だと考えています。

県では、罹災証明書の発行のもととなる住家被害認定の知識を市町村職員が習得できるよう、平成26年度に高知県住家被害認定士制度を創設し、毎年研修会を開催しており、昨年度まで29市町村227名と県職員38名の計265名が認定士の認証を取得しているところです。この研修会の中では手引の周知も行っており、今年度も11月8日に研修会の開催を予定しております。

今後も、認定士の研修会などを通じまして、市町村に手引の内容について周知徹底を図ってまいりたいと考えています。

最後に、一部損壊の場合に自己判定方式を導入することについてお尋ねがありました。

内閣府が本年3月に改定しました手引では、被害が軽微な住家については、被災者自身が半壊に至らない程度の被害であるとの結果に合意できる場合、被災者が撮影した写真から半壊に至らないと判定し、罹災証明書を発行することができる、自己判定方式の実施手順が新たに示されたところです。この方式によれば、被害が明らかに軽微であると判断できる住家については、職員が現地調査を行う必要がなくなるため、罹災証明書の交付の効率化、迅速化につながることを期待されております。

本県においては、今回の7月豪雨の被害状況を踏まえて、急遽、内閣府から講師を招いて、豪雨後間もない7月18日に県内市町村職員及び県職員を対象に臨時の説明会を開催し、自己判定方式を推奨することも含め、罹災証明書の交付の迅速化について周知したところです。

今後も、毎年開催している研修会などを通じて、住家被害の認定業務を円滑に実施できる取り組みを、関係部局とも連携しながら進めてまいりたいと考えています。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) まず、災害対策に関して、災害等廃棄物処理事業の意義についての認識と、同事業の各市町村や自主防災組織への周知についてお尋ねがありました。

本県では、災害によって発生する廃棄物の発生量や処理の流れ、仮置き場の運営や住民への広報等、災害廃棄物を処理する上で必要となる事項を事前に整理し、災害廃棄物を適切かつ円滑に処理することができるようにするため、全ての市町村において災害廃棄物処理計画が策定されています。

さきの平成30年7月豪雨のような災害時には、家屋の浸水や倒壊等により大量の廃棄物が短期

間で発生することから、まず被災場所からそうした廃棄物を運搬し、仮置き場等で選別を行った上で焼却処分や埋立処分等を行っていくこととなります。

その際、被災者の負担なしに、国の支援を受けて市町村が主体となって災害廃棄物を処理する災害等廃棄物処理事業は、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るとともに、住民にとっても生活の再建や早期の復旧につながるものであると認識しており、市町村が発災時に迅速かつ円滑に当該事業を運用できるよう、毎年開催している市町村担当者会で説明するとともに、国から関係通知が発出されるたびに周知を図ってきているところです。

また、当該事業を迅速かつ円滑に運用するためには、自主防災組織を初め住民の皆様に制度をあらかじめ周知しておくことも大切であると考えています。このため、平時から県や市町村のホームページなどを通じて当該事業に関する基本事項をお知らせするとともに、市町村が当該事業を適用して災害廃棄物を処理することとした場合に、災害廃棄物の搬出方法や公費負担による撤去に必要な手続などを速やかに周知する方法について市町村と協議を進めるなど、住民の皆様在生活再建や早期の復旧に向けた、より円滑な対応につながりますよう、県としても市町村の取り組みをしっかりと支援していきたいと考えています。

次に、県内における、廃石こうボードのリサイクルの状況変化に対する県の認識と、エコサイクルセンターへの廃石こうボードの搬入量の状況について、また廃石こうボードのリサイクル促進への支援についてお尋ねがありました。関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

エコサイクルセンターの埋立量の約3分の1を占めている廃石こうボードにつきましては、

平成29年3月に策定した本県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想において、将来的にも排出量の増加が見込まれることから、リサイクルの可能性を検討しています。そこでは、県外のセメント工場でのリサイクルは可能ではあるが、運搬費用等のコスト面に課題があることから、引き続き検討していくこととしています。

その後、県では、産業廃棄物関係団体と廃石こうボードなどのリサイクルについて情報交換を行うなど、情報収集に努めてまいりました。そうした中で、議員のお話にありました、廃石こうボードを県外に搬出してリサイクルに回しているとの情報に触れ、当該事業者にそうした動きに至った経緯などについてお話を伺いました。

エコサイクルセンターへ搬入される廃石こうボードは、昨年度は平成28年度に比べ約10%増の年間3,700トン余りになっていますが、本年度は4月を除いて前年同月比で減少に転じ、7月及び8月は前年同月のおおむね5割となっており、県外へのリサイクルに向けた動きが影響しているものと捉えています。こうした廃石こうボードのリサイクルに向けた動きにつきましては、現在複数の中間処理業者で検討されており、産業廃棄物関係団体においても会員に働きかけ、リサイクルを進めていこうとの機運も出てきております。

県としましては、エコサイクルセンターを管理運営している公益財団法人エコサイクル高知や産業廃棄物関係団体と連携して、エコサイクルセンターに廃石こうボードを搬入している事業者に対し、リサイクルの動きに関する情報提供を行い、リサイクルの推進への協力を呼びかけるとともに、こうした動きの拡大に向けて必要な支援策を検討していきたいと考えています。

最後に、現在のエコサイクルセンターの埋立

計画と新たな管理型最終処分場の計画の見直しを行うべきと考えるがとのお尋ねがありました。

先ほどお答えさせていただきました廃石こうボードのリサイクルの動きが定着してくれば、エコサイクルセンターが満杯になる時期をおくらせることができますが、さきに申し上げた基本構想では、廃石こうボードの全量がリサイクルできたとしても、平成36年8月には満杯になるという想定であり、リサイクルの効果が見え始めたばかりの現時点では、基本構想におけるエコサイクルセンターが満杯になる時期の幅を見直すまでの必要性はないのではないかと考えています。

また、新たな管理型最終処分場の整備に当たっては、基本構想において、廃石こうボードの排出量等の推移やリサイクル技術の動向等を注視していき、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等の方針を整理し、精査した上で最終的な埋立容量を決定することとしていますので、県外での廃石こうボードのリサイクルの動きなどを踏まえ、新たな施設の運用期間も含めて、今後総合的に検討していきたいと考えています。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、住宅の被害認定を進めるための支援体制についてお尋ねがございました。

災害発生後におきましては、被災市町村が住宅の被害認定を迅速に行い、罹災証明書の発行を円滑かつ適正に行うことが重要となりますが、被害の程度によっては、当該市町村の職員のみでは対応が困難な場合も想定されます。災害発生後にマンパワーが不足する場合には、総務省の応援職員確保のスキームに基づき、県が窓口となって被災市町村のニーズを把握した上で、他市町村や県からの職員派遣の調整を行う仕組みが整備されております。

今回の豪雨災害におきましても、罹災証明書

発行関係業務ではありませんが、災害復旧工事関係業務に必要な人員を確保するため、このスキームが有効に機能したものと考えておりますので、今後も確実な運用に向けまして、引き続き市町村への周知等に取り組んでまいります。

また、住宅の被害認定は、応援職員を受け入れる被災市町村の判断で行う必要があります。そのため、円滑な罹災証明書の発行に向けましては、被災市町村の側でも適切な被害認定の判断ができる体制を構築しておくことが重要と考えております。そのため危機管理部と連携しながら、県内市町村に対しまして住家被害認定士制度の周知などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、正職員の障害者枠採用に関しまして、精神障害者や知的障害者の方々への受験機会拡大に向けた職員採用の改善と、一定期間の受験年齢制限の緩和への取り組みについてお尋ねがございました。

今後、障害者の雇用推進の観点からは、精神障害や知的障害のある方を県の採用試験の対象に加えることも検討課題と認識しております。

一方、先行している自治体の例によりますと、障害の程度や内容に応じて従事できる業務の内容や、支援や指導を担当する職員の配置などによるサポート体制の整備、採用された職員の能力開発などの課題があるとお聞きしております。こうした課題にどのように対応するのか、担っていただく業務や所属の体制も含めて検討してまいりたいと考えております。

また、障害者枠採用試験につきましては、現在身体障害者を対象とする採用試験におきまして、受験年齢を34歳までとしております。これは、上級試験が29歳まで、初級試験が21歳までとしていることに比べまして、年齢制限を緩和し、より幅広い年齢の方に受験していただくことができるようにしているものであります。

今後、さらに年齢制限を緩和することにつきましては、障害のある方をより幅広く採用するという観点、一方正職員としてのキャリア形成に必要な年数を確保するという観点、これらを踏まえつつ人事委員会等の関係機関と調整しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、会計年度任用職員制度に関しまして、常勤職員を中心とした公務運営と当該制度への基本認識についてお尋ねがございました。

総務省が設置しております研究会の報告書を踏まえ、地方公共団体の運営においては、公務の中立性の確保や職員の長期育成を基本とし、職員の身分を保障して職員が職務に精励できるようにすることによる公務の能率性の追求、多様な行政サービスの質の担保などの観点から、任期の定めのない常勤職員を中心とすることが原則とされているものと認識しております。

本県におきましても、県政運営指針において、知事部局では3,300人体制を維持することを方針として掲げ、常勤職員を公務運営の中心としながら、簡素で効率的な組織の構築に努めているところであります。

次に、平成32年度に導入されます会計年度任用職員制度につきましては、常勤職員とともに、地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保するために、任用等の制度について明確化を図ったものと認識しております。

この制度の導入により、時間外勤務手当や通勤手当等の手当またはそれらに相当する報酬のほか、一定の要件を満たした場合には、常勤職員と同様に期末手当が支給できるようになることから、一定の処遇改善につながるものと考えております。

次に、臨時・非常勤職員の方々について、正職員化の道を示す必要性についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたとおり、国会においては、常勤職員と同様の業務を行う職が存在するということが明らかになった場合には、臨時・非常勤職員制度ではなく、常勤職員や任期付職員の活用について検討することが必要と答弁がなされております。

本県におきましても、会計年度任用職員制度の導入に当たりまして、現在の臨時・非常勤職員が従事している職の業務内容について精査し、整理した上で、常勤職員と同様の業務を行う職があることが判明した場合には、常勤職員等の活用について検討する必要があるものと考えております。

その際、そうした職に従事すべき、任期の定めのない常勤職員の採用に当たりましては、地方公務員法の平等取り扱いや能力実証主義の原則に基づきまして、平等かつ客観的な採用試験によることが必要と考えております。

次に、会計年度任用職員制度における勤務時間及び空白期間の設定についてお尋ねがございました。

会計年度任用職員の勤務時間につきましては、それぞれの職務の内容や標準的な業務の量に応じた適切な勤務時間を設定することとしており、財政負担を避けるために合理的な理由なく短い勤務時間を設定することは適当でないと、制度を所管する総務省から考え方が示されております。

また、空白期間につきましては、改正後の地方公務員法において、会計年度任用の職は、一会計年度の範囲内で毎年度必要な職が設置されるものであること、また任期の終了後、新たに設置される職に任用されることも可能となることなどから、空白期間の設定は必要ないものと考えております。

次に、会計年度任用職員制度の導入に当たって必要となる財源確保の決意についてお尋ねが

ございました。

地方の行政運営に必要な財源確保につきましては、これまでも全国知事会などと連携しまして国への政策提言を行い、十分な規模の地方一般財源総額を確保するよう求めてまいっているところでございます。

会計年度任用職員制度に係ります財源確保に向けた取り組みとしましては、総務省主催の説明会や臨時・非常勤職員の実態調査に係るヒアリングの場などの機会を捉えまして、財源確保について要望等を直接行っております。また、本年7月に開催されました全国知事会議におきましても、地方団体の財政需要の増加について地方財政計画の歳出に確実に計上すべきであると、財源確保の提言が行われております。

今後も引き続き、全国知事会などと連携しまして、会計年度任用職員制度の導入に係る財源確保について、国に対し、しっかりと要望してまいりたいと考えております。

次に、オーテピア西側用地の活用に関し、平成27年5月の高知市によるニーズ調査に対して、県は防災体験学習広場として活用する考えを回答していたが、どのような決裁のもと提出したのか、またその回答に対し、高知市から問い合わせや協議の申し入れがあったのかのお尋ねがございました。

先ほど知事から御説明いたしましたとおり、この回答に当たりましては、知事とも協議を行った上で、当時の総務部政策企画課長が回答書の決裁を行い、同年7月に高知市へ提出しております。この回答に対しまして、当時高知市からは具体的な問い合わせや協議の申し入れはありませんでした。

最後に、どのような経緯を経て、総務部長と商工労働部長連名によるオフィスフロア確保の依頼に切りかわったのかのお尋ねがございました。

先ほど知事から御説明いたしましたとおり、平成28年2月の第1回新図書館西敷地利活用検討委員会の資料等を踏まえまして全庁照会を行い、さらには知事とも協議を行った上で、事務系職場を誘致するためのオフィスフロアの確保について、高知市における今後の検討の際に配慮していただくよう、平成28年4月7日付で総務部長及び商工労働部長の連名による依頼文書を高知市へ提出いたしました。

この時点で、県から高知市への回答は当初の防災体験学習広場からオフィスフロアの確保への配慮に改めたことを、高知市に対して伝えまして、高知市においてもこのことを踏まえた上で、次の検討委員会の資料を提出しておるといところでございます。

この回答内容の変更に関しましては、高知市から事前に要請があったわけではなく、オフィスフロアの確保という中心市街地固有の政策課題を端緒といたしまして、県から申し入れを行ったものであります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 災害対策について、県として、川の断面積の確保や豪雨後の対応策などを計画的に進めていくことや、河川の維持管理のための予算を重視することについてお尋ねがございました。

河川の計画的な維持管理は大変重要と考えており、これまでも継続的に河川の点検、巡視を行い、必要なところから河床掘削などの対策に取り組んでまいりました。

今回の7月豪雨でも、洪水後の巡視により、浸水被害が発生した安芸川を初めとする複数の河川で大量の堆積土砂や流木が確認され、放置すると再度災害のおそれがあることから、それらの撤去を緊急的に実施いたしました。

また、全ての河川について点検を行ったところ、同様に県内各地の河川で土砂の堆積により

浸水被害の発生の可能性が高い箇所が確認されたことから、撤去に必要な補正予算案を今議会に提出させていただいております。

頻発化、激甚化する台風や豪雨に備えるためには、計画的な河川の維持管理がますます重要となります。新たに立ち上がりました豪雨災害対策推進本部において、維持管理に係る計画、方針などの情報共有を図るとともに、年間を通じて中小河川の豪雨対策を実施する体制の強化と、必要な予算の確保にしっかりと取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 西日本豪雨での中山間地域の給水施設の被害状況と、予算の確保など早急な対応のための県の取り組みについてお尋ねがありました。

過疎化、高齢化が進行する中山間地域において、将来にわたり安心して暮らし続けることのできる生活環境を整備する取り組みとして、生活用水の確保は大変重要なものであると認識しております。

今回の西日本豪雨による中山間地域の給水施設の被害状況につきましては、被災直後に全市町村の実態を調査しましたところ、9市町村16地区で土砂の流入等による濁りの発生や水量不足、断水などの被害が生じていることが判明しました。このうち10地区につきましては、施設の損傷が軽微であったことなどから、飲料水の配付といった応急対応を行いながら、数日中に地域住民や市町村による緊急修繕がなされたところとです。

一方、安芸市、大豊町、梶原町の6地区におきましては、応急復旧により生活用水が確保できているものの、施設が大きな被害を受けております。そのため県では、緊急を要する工事に対しまして、既存の予算による迅速な市町村への支援を実施するとともに、今議会において必

要な補正予算の確保をお願いし、市町村の本格復旧に向けた取り組みを支援することとしております。

県といたしましては、今後とも、中山間地域における生活用水の確保について、地域の実情を踏まえたきめ細やかな支援を行いますとともに、災害時におきましては、迅速で柔軟な支援を実施することで、安心して暮らし続けることのできる中山間地域の実現を図ってまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、小中学校へのエアコン設置に関し、菅官房長官の記者会見やその後の国の対応についてどのように受けとめているかとお尋ねがございました。

本県の公立小中学校においては、まずは南海トラフ地震への備えとして、校舎の耐震化や避難所となる体育館の非構造部材の耐震化対策などへの対応を優先してきたことなどから、普通教室へのエアコンの設置率は、平成29年4月1日現在で全国平均の49.6%に比べ18.4%と低い状況にあります。

耐震化に加え、ブロック塀対策などの地震対策の取り組みについては、引き続き加速していかなければなりません。児童生徒の熱中症の予防に加え、より快適な教育環境の整備という点から、各教室へのエアコン設置についても進めていく必要があると認識しており、これまでも国に対し全国知事会などを通じて、財政的な支援の拡充を要望してまいりました。

こうした中、本年7月に菅官房長官から、政府として小中学校へのエアコン設置の支援を加速化することが表明され、国の平成31年度概算要求にそのための予算が500億円程度盛り込まれました。さらに、本年度の国の補正予算による対応についても現在検討がなされており、今後本県の小中学校においてもエアコンの整備が大幅に進んでくるものと考えております。

今後は、各市町村が小中学校へのエアコン設置を迅速に進められる十分な額の予算が国において確保されるよう、情報収集を行いながら、必要に応じて全国知事会などを通じて要望してまいります。

次に、この9月議会に向けて、市町村に対する県としての支援策について検討したのか、また設置後の電気代などランニングコストの負担軽減についても支援できないかというお尋ねがございました。

先ほど申しあげました政府としての支援の加速化の表明がされたことを受け、県教育委員会としましては、国による具体的な支援策の検討状況について情報収集を行うとともに、各市町村の現状と今後の計画について県独自に調査を実施いたしました。

その結果、県内の市町村立小中学校において、普通教室へのエアコンの設置率が100%となっているのは、本年9月1日現在で10町村ですが、今後に向けて既に単独予算による設置に着手している市町村もあり、各市町村の計画では、本年度末時点で13市町村、来年度末時点では29市町村と1学校組合にまで増加する予定となっております。

こうしたことから、残る5市に対しても、国による支援策の活用を促すなど、引き続き設置の促進に向けた助言等を行っていくこととしておりますが、市町村の負担も大きくなるのが想定されますので、今後国による支援の内容や各市町村の計画の進捗状況なども踏まえ、他の都道府県の制度なども参考にしながら、県としての支援のあり方なども検討してまいりたいと考えております。なお、設置後の電気代などランニングコストにつきましては、毎年度恒常的に必要となる経費であり、補助金等による支援の対象にはなじまないものと考えております。

最後に、体育館への空調設備の整備について

計画を持ち推進すべきと考えるが、どのように対応するかのお尋ねがございました。

本県市町村の小中学校へのエアコンの設置につきましては、ことし9月1日時点で未設置の普通教室が1,800余りあり、その整備には全体で40億円から50億円程度の事業費が見込まれております。

一方、学校の体育館への空調設備の設置には、普通教室に比べ規模が大きくなりますことから、1施設当たり1億円前後の予算が必要となります。このため、これから普通教室へのエアコン設置を進めるという段階においては、体育館の空調設備の整備計画の策定は難しい状況にあると考えております。

しかしながら、学校の体育館につきましては、その多くが災害時の避難所となっておりますので、全国的にも空調設備の設置が求められているものと認識しており、今後国に対し全国知事会などを通じて、財政的な支援の拡充を要請していきたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) まず、高知県立大学図書館の資料等の保存機能の充実について、施設整備を含め、大学との協議が必要ではないかのお尋ねがございました。

新たに整備した永国寺図書館は、延べ床面積を整備前のおよそ1.5倍に拡充しており、その上で蔵書の収蔵能力を保ちつつ、ラーニングコモンズ機能として、グループ学習室や防音機能を備えたディスカッションルームなど、これまでの図書館になかった学生の学習支援のためのスペースを新たに設置するとともに、座席数もふやしております。こうした整備内容は、高知県立大学や高知工科大学の関係者と県や設計者が協議を重ねた上で整備を行ってきたものでございます。

今後、高知県立大学においては、今回大学に

設置されました図書館蔵書除却検証委員会の検証結果も踏まえ、大学が必要とする蔵書を適切に管理することのほか、図書館や大学の他の施設などの有効活用により、蔵書の保存機能の確保に取り組んでいただきたいと考えております。その際には、県としても必要な協力をしてまいりたいと考えております。

次に、高知県立大学蔵書の除却後の処分方法について、高知県図書館協会を通じた公共図書館や地域の図書室などとのネットワークにとどまらず、男女共同参画センターソーレや文学館などの文化施設との情報共有ができるシステムを構築すべきではないかとのお尋ねがございました。

高知県立大学の蔵書の再利用に当たっては、県内の公立図書館や他の大学図書館などとの連携が重要であることはもちろんですが、そうしたことに加え、県内の文化施設などとの情報共有も大切だと思いますので、その仕組みは大学とともに検討していきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。時間がありませんが、再質問をさせていただきます。

まず、障害者雇用の問題で総務部長にお伺いをいたします。

これから、発達障害を含む精神障害とか知的障害の方々の採用に当たっての検討をしてくださるということで、幾つか課題を列挙されました。既に私ども、2016年6月議会の段階から、そういった改正を行うべきではないかというふうに要求してきたこともございます。そういう意味では、課題意識としては持たれてきたと思うので、一定スケジュール感を持って、やっぱり期限を決めて、課題解決に取り組んでいただくということが大事だと思うんですね。なので、そういった方々の希望に応える上でも、それなりのスケジュール感をお示しすることができる

なら、お願いをしたいというのが1点です。

もう一点は、小中学校へのエアコンの整備の関係で教育長に伺います。

先ほどの御答弁では、支援のあり方を、設置について検討したいというふうに御答弁されたと思うんですけど、あり方を検討したいということだから、やるという中身を検討するというふうにおっしゃったと受け取っていいのかということを確認させていただきたいと思います。

それから、最後に知事に。先ほどの西敷地の問題で、ニーズ調査の回答をここに私、持っておりますけれど、これは知事も、今後活用するのに防災体験学習広場として活用する計画がありますよということを県が正式に高知市に出すときに、御認識をされていたのかということを確認させていただきたいと思います。

以上で、2問です。

○総務部長（君塚明宏君） 障害者雇用の関係で、精神・知的障害のある方を確保するに当たって、期限を切るべきではないかという御質問をいただきました。

先ほど申し上げましたのは、正職員として採用するときに障害者枠を拡大するというところでございます。我々も前に御質問いただいてからいろいろ研究を進めてきております。やはりまだ、全国の都道府県を調べてみても少のうございます。ですので、もう少し課題を深めたいと思っておりますので、今の時点におきましては、いつまでにとというのは、期限を切ることは難しいかと思っております。

ただ、一方で精神障害の方とか知的障害の方については、非常勤の枠のようなものをつくって、今でも障害者枠的に雇用させていただいているところでもありますので、そういうところのほうでも拡大ができないかというのも、あわせて検討したいと思っております。

こちらのほうは、先ほどの法定雇用率等々の

関係もにらみながらということでもありますので、直ちに検討を始めまして、今年度、来年度くらいのうちでこういった形で雇用率を達成していくのかということを考える中で、その方向性なんていうのも出していけたらなというスケジュール感でございます。

以上です。

○教育長（伊藤博明君） 先ほど御答弁いたしましたように、概算要求で500億円程度、それからあわせて補正予算のほうでも、一定これから予算化がされるんだろうというような情報がございます。特に補正予算のほうで言いますと、補助率であったり、それにこういった起債が使えるのかというような情報もいただきたいところ、そういったようなものを見た中で、先ほど答弁いたしましたように、高知県内全体で1,800教室ありますので、総額で言うと40億円、50億円という中で、市町村の負担も大きくなってくると、そういった中でそれぞれの情報を検討させていただいて、総合的に決めていきたいというふうなことで御答弁をさせていただきました。

○知事（尾崎正直君） この西敷地について、今おっしゃったのは、防災体験学習広場として回答を出したときということでもありますか。正直なところ、記憶に頼るしかないというところがあります。この書面そのものを見たのかと言われても、私としてその書面を見たかどうか覚えておりません。しかしながら、当時高知市の照会に対して、西敷地の活用案として、起震車とか、あと土石流体験車とか豪雨体験車とか、そういうのを並べていけば、すぐ一定活用ができるようになるねというような話をして、多分そのことでアイデアとして提唱させていただいたであろうということは、私も覚えておりましたので、先ほど答弁させていただきましたように、私ども協議した上で、そういうアイデアを出させていただいたと、そういう話をさせていただ

いたということです。

あくまで土地の一角を使う、もっと言いますと、当時の協議のニュアンスとしては、あくまで暫定的な活用方法として、そういうアイデアも出させていただこうということで出したものだ、そういうふうに私は記憶しております。書面としては、今回御質問いただいたので、改めて書面を確認いたしましたけれども、こういう形で出させていただいておると、そういうことでありますね。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。教育長の答弁、少しぼやけてしまって、ちょっと残念なんですけれども、でもやっぱりあり方を検討するというふうにおっしゃった答弁、私すごく大事な御答弁と思うんです。

おっしゃったとおり、大変な市町村の財政負担に、せっかく国からの補助金は来るのに、それに対応できないということで、子供たちの間にそういう教育環境の格差が生じるということが県内で起こってはいけないわけなので、ぜひその部分は、おっしゃった御答弁を前向きに、具体的に情報収集を市町村からさせていただいて、検討いただくよう強く要請しておきたいと思えます。そういう負担がなくて、来年の夏には子供たちが県内でみんなエアコンがあるなどという状態になれるように期待しておきますので、よろしく願いをいたします。

もう時間がないので、それぞれ御答弁をいただきましたが、西敷地の問題は、せっかく県からすごくいい提案があって、実は県が出した要望は、第1回目の検討委員会は白紙の状態だったんで、極めて大事なときのを途中で差しかえちゃったという大問題が残っているということは一言申し上げて、私の一切の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議

事日程は終了いたしました。

明28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時17分散会

平成30年 9月28日 (金曜日) 開議第3日

出席議員

- 1番 金岡佳時君
- 2番 下村勝幸君
- 3番 野町雅樹君
- 4番 上田貢太郎君
- 5番 今城誠司君
- 6番 久保博道君
- 7番 田中徹君
- 8番 土居央君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 加藤漠君
- 12番 坂本孝幸君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 武石利彦君
- 20番 三石文隆君
- 21番 浜田英宏君
- 22番 土森正典君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 池脇純一君
- 26番 石井孝君
- 27番 大野辰哉君
- 28番 橋本敏男君
- 29番 前田強君
- 30番 高橋徹君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 中内桂郎君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 酒井浩一君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興・推進部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 土木部長 村田重雄君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会事務局長 金谷正文君
- 公安委員長 西山彰一君
- 警察本部長 小柳誠二君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第3号)

平成30年9月28日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第6号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第7号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案
- 第8号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に

関する条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第16号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第17号 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に関する議案
- 第19号 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第22号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
- 第23号 平成29年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

<p>第 24 号 平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案</p>	<p>別会計歳入歳出決算</p>
<p>報第 1 号 平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算</p>	<p>報第18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p>
<p>報第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p>
<p>報第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第20号 平成29年度高知県電気事業会計決算</p>
<p>報第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計決算</p>
<p>報第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第22号 平成29年度高知県病院事業会計決算</p>
<p>報第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第23号 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p>
<p>報第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p>	<p>議発第 1 号 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案</p>
<p>報第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>第 2 一般質問 (3 人)</p>
<p>報第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p>	<p>————— ◯ ◯ ◯ ————— 午前10時開議</p>
<p>報第10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p>	<p>○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。</p>
<p>報第11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>————— ◯ ◯ ◯ ————— 質疑並びに一般質問</p>
<p>報第12号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>○議長（土森正典君） 直ちに日程に入ります。</p>
<p>報第13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>日程第 1、第 1 号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第24号「平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで、</p>
<p>報第14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第 1 号「平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」</p>
<p>報第15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>まで及び議発第 1 号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」、</p>
<p>報第16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>以上48件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。</p>
<p>報第17号 平成29年度高知県流域下水道事業特</p>	<p></p>

24番黒岩正好君。

(24番黒岩正好君登壇)

○24番(黒岩正好君) 皆さんおはようございます。私は公明党を代表し、知事並びに関係部長に質問をいたします。

初めに、第196通常国会について伺います。

7月に閉会をしました第196通常国会では、公明党の公約の柱でありました教育費負担の軽減については、2018年度予算に返済不要の給付型奨学金の大幅拡充が盛り込まれました。さらに、生活保護世帯の子供の大学進学を支援する法律も実現をしております。

6月にまとめられた、2019年度予算案の方向性を示す政府の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針に、公明党が長年訴えてきました幼児教育無償化を2019年10月から実施すると明記もされております。また、公明党が強く訴えてきた、後継者不足に悩む中小企業の世代交代を支援する事業承継税制の抜本拡充も実現をしております。

この国会の最大の焦点となった働き方改革の議論も、成立した関連法には、長時間労働による過労死を防ぐ観点から時間外労働に罰則つき上限規制を創設、さらに正規と非正規の不合理的な待遇格差を解消する同一労働同一賃金の実現などが盛り込まれるなど、多くの法案が成立をいたしております。

そこで、通常国会における新たな法案の成立や取り組みについてどのような認識を持たれているのか、知事に伺いたいと思います。

次に、成立をしました法案について、1点目は、依存症防止対策について伺います。公営ギャンブルやパチンコなどにのめり込み、生活に支障を来すギャンブル等依存症への対策を総合的、計画的に進めるため、自民、公明の与党と日本維新の会の共同提出により、同依存症対策の基本法が初めて制定をされました。

同法は、地方自治体、ギャンブルなどの関係事業者の責務を定め、政府には対策の基本計画の策定を義務づけております。内閣に設置をされる対策推進本部が同計画の案をつくる際は、当事者でつくる関係者会議の意見を聞かなければなりません。都道府県にも、対策推進計画をつくる努力義務が課せられています。国や自治体が行う基本的な施策として、予防に向けた事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援、社会復帰支援、民間団体の活動に対する支援などが規定をされております。さらには、ギャンブル等依存症に伴う多重債務、貧困、虐待などの問題に関する施策や、アルコール、薬物などへの依存に関する施策との有機的な連携を進めることも明記をされております。

そこで、本県の現状を踏まえ、どのように取り組んでいかれるのか、地域福祉部長に伺います。

2点目は、困窮者の自立支援について伺います。生活保護に至る前の困窮者を支える生活困窮者自立支援制度や生活保護制度などの強化、拡充に向け、関連法が改正をされました。

自立支援制度では、周囲に頼れる人がいないなどの社会的孤立にある人も支援対象であることを明示し、対応を強化することとなっています。また、地方自治体が困窮者への自立相談支援に加えて、就労に必要な基礎能力を身につける就労準備支援、自力で家計管理ができるようにする家計改善支援等の各事業を一体的に行う場合は、この10月から国の財政支援が拡充をされます。

生活保護世帯に対しては、子供の大学、短大などへの進学を後押しするため進学準備給付金が新たに創設されるなど、困窮者支援が一段と充実をされています。

そこで、本県の実態を踏まえ、県としての支援について地域福祉部長に伺います。

3点目は、障害者の芸術活動の推進について伺います。誰もが文化芸術に親しめる心豊かな社会を築くため、障害者による文化芸術の創造や鑑賞などを促進する、障害者文化芸術活動推進法が制定をされました。この推進法は超党派で提出した議員立法であり、同法では、障害者による文化芸術活動の推進は国や地方自治体の責務であると明記し、国に対し、施策の方針や目標を決めた基本計画の策定を義務づけ、必要な財政措置をとるように求めています。

特に、障害者による文化芸術活動を後押しするための法的裏づけとなり、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムにも弾みがつくと期待をされております。

そこで、本県として、障害者による文化芸術活動の推進に向け、どのようにかわり、どのような支援を講じていかれるのか、地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

4点目は、18歳成人について伺います。現行の20歳の成人年齢を引き下げる改正民法が成立し、2022年4月から成年年齢が18歳になります。1876年以来、140年以上続く大人の定義が変わる歴史的な改正であります。女性の婚姻可能年齢は16歳から18歳に引き上げられ、男女とも統一され、飲酒や喫煙、公営ギャンブルの解禁年齢は20歳に据え置かれました。

18歳成人は、今や世界の主流であり、若者の社会参加を促す意義があります。引き下げにより、18歳から親の同意がなくても携帯電話や自動車などの購入、クレジットカードやローンの契約ができるようになります。

一方で、若者の消費者被害の拡大や自立支援などの施策を広く講じる必要があるため、通常国会では、恋愛感情に乗じたデート商法などによる不当な契約の取り消しを可能にする改正消費者契約法も成立をしています。また、成人式の時期やあり方の変化も生じてくることが考え

られます。

こうした環境整備に向けて、政府は関係省庁の連絡会議を設置するなど、対策が進み出しています。

そこで、成年年齢が18歳に引き下げられることにより懸念される若年者の消費者被害を未然に防ぐための本県の取り組みについて文化生活スポーツ部長に伺います。

また、18歳成人が在籍することになる高等学校における消費者教育がさらに重要になると考えますが、高等学校における現在の取り組みと今後消費者教育をどのように充実させていくのか、教育長に伺います。

5点目は、改正バリアフリー法について伺います。誰もが安心して移動できるまちづくりを加速させるため、改正バリアフリー法では、市町村が方針を定めて整備を進めるマスタープラン制度を創設することとなっております。

また、車椅子利用者が観光地へ快適に移動できるよう、バス会社が今後福祉対応の貸し切りバスを導入する際にはリフトつきとするように義務化されることが検討されており、遊覧船についても乗りおりに困らない工夫も求めています。さらに、鉄道会社など公共交通事業者の職員研修の開催なども強化をされております。

そこで、本県の実情を踏まえ、市町村や公共交通事業者等に対して、県としてどのようなサポートを行っていくのか、中山間振興・交通部長に伺います。

次に、100万人訪問・調査運動について伺います。

公明党は、全国3,000人の議員が地域の皆様に訪問し、子育て、介護、中小企業、防災・減災の4つのテーマについて、本年4月から3カ月間にわたってアンケート調査を実施しました。集計の結果、国民の皆様の多くが生活への不安を抱えていることなど、多様なニーズがあるこ

とが明らかになりました。

このアンケート調査を通じて見えてきたものは、1つ、課題をワンストップで受けとめる取り組みが必要、2つ、利用者側の視点に立った制度等への改革、3つ、寄り添い型・伴走型支援の充実が不可欠、4つ、支え合いの共生社会の構築がますます重要との認識でありました。

そこで、この4項目のポイントを具体的にお示しをしますと、子育てでは、将来の進学などの費用が不安や、現在の授業料・保育料などの負担が重いなどを合わせると、74%が学費など教育費の負担に不安や悩みを抱えていることがわかりました。

介護では、介護に直面している人からは、家族の負担が大きい、いざというときの相談先を懸念する声が寄せられ、まだ介護サービスを利用していない人からは、自宅で介護サービスを利用したいと望む声を数多くいただきました。

中小企業では、制度を利用したことがあるとの回答が半数以上に達する中、支援策として、相談支援機関の利用、税制支援、補助金制度へのニーズが高く寄せられています。一方で、制度を利用したことがないと答えた人の理由としては、そもそも制度を知らないが圧倒的に多く、制度の周知に対する課題が改めて浮き彫りになりました。

防災・減災については、地域において危険で改善が必要な場所として、空き家、道路、河川がそれぞれ3割を超えており、その次に通学路となっています。地域の安全確保を図るには、空き家の対策が全国的な課題となっています。また、通学路の総点検、道路や橋といった社会インフラの老朽化に伴う国民の生命を守るための補修、更新も不可欠となっています。

そこで、今回実施をしました公明党の訪問・調査運動の調査結果も踏まえて、それぞれの分野において今後どのように取り組んでいかれる

のか、地域福祉部長、商工労働部長、土木部長に伺います。

次に、中小企業の支援について伺います。

2018年版中小企業白書によると、2009年から2016年にかけて、大企業における製造業の労働生産性は32.1%上昇し、一方で中小製造業は9.6%増にとどまっており、その差が大きく広がる結果となっています。

これまで、政府は法人実効税率の引き下げなどで企業が浮いた資金を設備投資に振り向けるように促してきましたが、しかし赤字で法人税を納めていない中小企業などには法人税減税の効果はなく、赤字でも支払わなければならない固定資産税が負担となって、新たな設備投資に踏み切れない原因にもなっています。

そこで、今年度から、企業の設備投資を後押しし生産性を高めるために、国の補助金等の活用と金融機関との連携による新たなスキームで取り組んできておりますが、本県の設備投資の拡大実績や投資効果はどうか、商工労働部長に伺います。

また、中小企業が新たに導入する設備に係る固定資産税を、自治体の判断で3年間最大ゼロにできる特例措置を盛り込んだ生産性向上特別措置法が、さきの通常国会で成立をしています。中小企業の人手不足が深刻化する中、老朽化が進む設備を一新し、労働生産性の向上を進めるのが柱となっています。特例措置の対象業者は、国のものづくり補助金や、ITツールの活用を進めるためのIT導入補助金なども優先的に受けられることになっています。

中小企業庁によると、全国の約1,500の自治体が固定資産税をゼロにするとの意向を表明していると言われております。減税により中小企業の生産性向上と経営黒字化の好循環を後押しするものと、多くの事業者は歓迎していると言われております。

そこで、本県の自治体の対応状況や期待される効果をどのように分析しているのか、商工労働部長に伺います。

次に、中小企業の技術革新や設備投資を後押しするものづくり補助金の対象が、新たにNPO法人にも拡大をされています。ものづくり補助金は、生産性向上に役立つサービスや新商品の開発、生産プロセスの改善に必要となる設備投資を支援するもので、今回の公募から、中小企業と小規模事業者に加え、NPO法人も連携・協働しながら、地域のニーズに対応した社会的事業を推進することが期待をされています。

そこで、今回の対象拡大により本県のものづくり補助金の活用状況はどうか、商工労働部長に伺います。

次に、私が3月7日、IT・コンテンツ産業の振興について質問をした際、知事からは、IT・コンテンツ関連産業の集積が進むことによって、1次産業やものづくり産業とか他の産業との組み合わせを図ることで、全体としての生産性向上とか付加価値向上とかにもつなげていき、そのような波及効果も大きいとの答弁がありました。

知事が言われたように、県が誘致をしたIT・コンテンツ企業が介護施設の事務量を軽減するソフトを開発し、県内の介護福祉施設で効果の検証が行われています。

私は、これまでも介護職の離職率の軽減対策として、介護現場の事務量の軽減や介護職員の腰痛対策のために、介護ロボットの活用等を訴えてまいりました。

先日、この事務量を軽減するソフトを導入している介護福祉施設に伺いました。施設の代表者からは、加算部分をとるのに書類の提出が多い、業務の効率化を図ることで利用者と接する時間がふえ、間接的にサービスの向上につながる、また県の監査も楽になるのではとの意見も

伺いました。また、こうしたソフトの導入は、本県が実施をしている介護事業所認証評価制度においても、ICTの活用として評価基準に位置づけられています。

まさに、こうした高知発のソフトが県内に普及していくことで、介護事業所の生産性向上につながることを期待されますし、ひいては地産外商にもつながるものと期待をするものですが、知事の所見を伺います。

次に、県民の健康増進と医療費適正化について伺います。

県民の生活の質の向上を図りながら、結果として医療費が過度に増大しないよう、医療費の伸び率を中長期的に徐々に下げていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の維持及び確保を図っていくために、本年3月に第3期高知県医療費適正化計画が策定をされております。

本県の県民1人当たりの医療費は平成27年度で44万4,000円で全国第1位、1人当たりの入院医療費は20万6,000円で全国第1位となっており、本県は、これまでも生活習慣病が死亡原因の多くを占める壮年期男性の死亡率の改善を課題として取り組み、特定健診やメタボリックシンドロームの該当者等への特定保健指導の受診率向上を図るとともに、高血圧対策、血管病等生活習慣病の重症化予防を推進し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に取り組んできております。

そこで、本県の医療費適正化を推進する上で、課題解決に向けた取り組みについて知事の所見を伺います。

次に、糖尿病重症化予防について伺います。昨年9月に発表されました厚生労働省の平成28年国民健康・栄養調査の結果、糖尿病が強く疑われる者は推計で1,000万人に上るとの調査結果を公表しています。調査を始めた平成9年の690

万人からふえ続け、1,000万人の大台に達しています。

我が国においては、高齢化が進む中で、生活習慣と社会変化に伴う糖尿病患者数の増加が大きな課題となっています。

糖尿病は放置をすると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起こし、患者のQOLを著しく低下させるのみならず、医療経済的にも大きな負担を社会に強いることとなります。糖尿病の医療費は約1.2兆円で、医科診療医療費全体の4.1%を占めていると言われています。さらに、糖尿病の合併症である糖尿病性腎症が原疾患の4割以上を占める人工透析には、1人月額40万円、年間約1.6兆円を要する等、医療費全体から見ても大きな課題となっています。

そこで、国は平成28年4月に、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、厚生労働省の3者で糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定しました。このプログラムは、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者、受診中断者について、関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、リスクの高い通院患者に対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止することを目的としています。

また、本年度より医療費の適正化に向けた取り組みを支援する保険者努力支援制度が本格施行されますが、中でも糖尿病等の重症化予防の取り組みは配点が最も高い項目となっており、国が将来の医療費削減のための糖尿病の重症化予防を重要視していることがうかがえます。

そこで、本県の糖尿病対策について健康政策部長に伺います。

初めに、本県の糖尿病患者数及び医療費はどうか、伺います。

次に、本年1月に本県では、保険者による糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを一層推進し

ていくため、高知県医師会、高知県糖尿病医療体制検討会議、高知県の3者で高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、今年度より取り組んできておりますが、本県の糖尿病の重症化予防の取り組みの状況はどうか、伺います。

次に、糖尿病を初めとした生活習慣病の予防には、特定健診、特定保健指導により早期に異常を発見し、生活習慣を改善することが重要であります。

本年度より、国保の財政運営が県に移管をされましたが、国保の特定健診受診率と特定保健指導実施率の現状と、それぞれ受診率、実施率の向上に向けてどのように取り組んでいるのか、伺います。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種について伺います。肺炎は日本人の死因の第3位を占める重大な疾患です。肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、高齢化に伴い年々死亡者数も増加をしています。

私は平成24年2月議会で、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成制度の必要性を訴えた際、尾崎知事からは、県独自の一定の後押しをするような施策を考えていきたいとの答弁がありました。そして、翌年の平成25年4月から、全国で初めて県単独で助成することが決定をしました。以来、平成26年9月まで1年半にわたり県単独で実施されてまいりました。そして、翌月の10月から国の定期接種に移行しており、高知県は全国に先駆け範を示す役割を果たしてきたと評価をするものであります。

さて、この肺炎球菌ワクチンの国の定期接種制度は、5年間で65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設け、対象者は65歳から100歳までの5歳刻みの各年齢になる方で、生涯に1回だけ接種の機会が与えられ、本年の平成30年度で経過措置が最終年度となっています。平成

31年度以降は、対象者が65歳のみになる予定で、66歳以上の方は定期接種の対象から外れることとなります。

平成30年度末までの定期接種制度の経過措置期間は、65歳以上の接種を底上げするチャンスではありますが、残念ながら厚生労働省が公開をしている定期の予防接種実施者数によると、平成26年度38.3%、平成27年度33.5%、平成28年度37.8%と、定期接種の接種率は40%以下にとどまり、助成制度を利用していない人が多い実態となっています。

原因として、さまざま考えられますが、接種しようと思っていたが忘れてしまった、機会を逃してしまったといったケースや、生涯1回であればいつでも好きなタイミングで受けられる、5年後にまた接種機会があるなどの勘違いが考えられます。

このような肺炎球菌ワクチン未接種の方は、肺炎による入院や死亡につながる可能性がワクチン接種者よりも高くなると考えられます。また、厚生労働省のワクチン評価に関する小委員会報告書では、高齢者肺炎球菌ワクチンを毎年65歳の方全員に接種した場合、1年当たり5,115億円の保健医療費が削減できると試算をされ、公表をしています。

今後の超高齢社会を迎えるに当たり、国保の医療費の増加を抑えるためには、このワクチン接種率を上げて、肺炎に係る医療費を削減することが非常に有効な手段となるのではないかと考えています。

そこで、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種事業に関する本県の取り組みと成果について健康政策部長に伺います。

初めに、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種事業に関して、平成26年度から平成29年度の本県の定期接種対象者数、接種者数、接種率はどの程度か、伺います。

次に、厚生労働省のワクチン評価に関する小委員会の報告書での、65歳の方全員に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種することで1年当たり5,115億円の医療費削減効果の試算について、本県の人口に置きかえると本県ではどのくらいの削減効果になるのか、伺います。

次に、接種率を上げて肺炎を予防することは、本県の高齢者の健康寿命の延伸につながるのみならず、国保の医療費の削減に寄与できると考えられます。

また、本年7月の豪雨に関して国立感染症研究所感染症疫学センターから公表されているリスクアセスメント表によると、肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者で未接種者は、避難生活が長期にわたる場合は接種を検討するとされており、災害に備えた感染症対策の観点からも未接種者対策は重要だと思います。

そこで、これまで接種ができなかった県民のために対策を講ずることが必要と思いますが、健康政策部長の所見を伺います。

次に、自然災害への対応について伺います。

記録的な豪雨に猛暑、迷走する台風、北海道胆振東部地震による295万戸の停電等、今夏の日本列島は異常な天候や災害に見舞われ、住宅被害を初め農産物被害、観光や、物流機能が麻痺する事態となりました。特に、200人以上が犠牲となり、平成で最悪の被害となった西日本豪雨では、数十年に一度の重大な災害が予想される大雨特別警報が、本県を含め過去最多の11府県に発令をされました。また、気象庁は連日の猛暑を一つの災害と位置づけ、命を守るよう緊急の呼びかけが行われました。まさに尋常でない事態を経験するとともに、今後懸念されるのは異常気象の頻度の高まりであります。

そこで、今夏の自然災害による被害対策として、今議会に公共土木施設等の災害復旧や経済被害対策など、約250億円の予算が計上をされて

おります。対象となる道路や河川等の公共土木施設の復旧が急がれますが、予算執行をする上での今後のスケジュールや復旧への見通しはどうか、土木部長に伺います。

次に、全国的に起こっている酷暑や豪雨災害の背景にある、地球温暖化を伴う気候変動に注目しなければなりません。これまでの経験則や常識では通用しなくなり、防災対策の抜本的な見直しが求められます。さきの通常国会では気候変動適応法が成立し、地球温暖化に伴う豪雨などの影響を避けるため、国に適応計画を定めるよう義務づけし、都道府県や市町村には努力義務を課しています。

そこで、全国規模で直面する事態について、県の認識と今後の防災への取り組みについて危機管理部長に伺います。

また、今般、通年での豪雨被害対策実施体制を大幅に強化するとして、豪雨災害対策推進本部を設置し本部会議がスタートしておりますが、この設置についての知事の思いをお聞かせください。

次に、北海道地震により全ての世帯で断水が続いていた厚真町などに、救援物資として赤ちゃん用の液体ミルクが届けられています。お湯で粉を溶かす手間のかからない赤ちゃん用の液体ミルクは、東京都が災害用として備蓄をしていた1,050本が救援物資として贈られたものです。

液体ミルクは常温で保存でき、容器に吸い口を装着すればすぐ飲め、粉ミルクのようにお湯で溶かしたり哺乳瓶の洗浄や消毒をする必要はなく、海外では広く利用されております。

既に東京都は、液体ミルクを災害時に調達するため流通大手と協定を結び、海外メーカーから緊急輸入する体制が整っています。西日本豪雨の際にも、この協定を生かし、愛媛県や岡山県倉敷市に提供されています。

しかし、本日の新聞報道によると、北海道で

は使用しない判断がされたとありましたが、使用している地域もあることから、これら心配される安全性や使用上の指針など、国と情報を共有し、本県も災害時の備蓄品として、国産の液体ミルクを加えるよう検討してはとありますが、危機管理部長の所見を伺います。

次に、平成26年の集中豪雨により高知市の久万川や紅水川が氾濫し、万々商店街を初め北部地域が浸水する事態となりました。そして、昨年9月議会でその対策について質問をしましたが、高知市との調整会議を通じて、これまでの取り組みと課題も含め、今後の対策について土木部長に伺います。

また、久万川については、拡幅を伴わない対策として下流の国分川合流部から河床掘削を行うとすれば、どの程度の効果が見込めるかについて検討しているとの答弁がありましたが、効果の検証結果はどうか、土木部長に伺います。

また、豪雨等により江ノロ川の水位上昇による床上浸水等の軽減のため、高知商業高校のグラウンドに流域貯留施設がつくられていますが、今夏の集中豪雨による整備効果の検証はどうか、土木部長に伺います。

次に、医療的ケア児の支援について伺います。

生まれたときからの病気や障害により、人工呼吸器やたんの吸引、チューブで栄養剤の注入など、医療的ケアを日常に必要とする子供がふえています。厚生労働省の調査によると、全国で約1万8,000人と言われております。この数は増加傾向にあり、10年前と比べると約2倍となっております。

国は平成28年6月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正し、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるように、保健・医療・福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連携・調整を行うた

めの体制整備に関する努力義務が規定されるなど、医療的ケアの必要な障害児やその家族に対する支援を求めています。

法律改正の趣旨からすると、重度心身障害児やその介護者の抱える課題やニーズに応えるための療育環境の整備は喫緊の課題であります。

そこで、通学支援や学校での看護師の配置など、医療的ケアの必要な児童生徒に対し、県としてどのような支援を行っているのか、現状と課題について教育長に伺います。

次に、介護する親にとって、短期入所できる事業所の要望が多くありますが、本県の現状は、介護する家族等がレスパイトできない状況にあり、短期入所できる環境整備が急がれております。介護する家族等のレスパイト環境を充実させるためにも、短期入所できる施設を早急に整備する必要があります。

そこで、現在対応できる短期入所施設の設置状況や充足率、稼働率の状況を踏まえ、短期入所できる施設を早急に整備する必要がありますが、認識と今後の取り組みについて地域福祉部長に伺います。

次に、介護する家族等からはトイレの問題が指摘をされています。

障害者に対しての車椅子用のトイレはたくさんありますが、全介助で寝たままおむつ交換ができる場所が少ない現状であり、高知市のあんしんセンター1階の障害者トイレにある多目的ベッドのようなものが多く設置されることが望ましいと考えますが、地域福祉部長の所見を伺います。

次に、高齢化するひきこもりの課題と必要な支援について伺います。

ひきこもりに関して今後問題になるのが8050問題と言われています。ひきこもりの子供が親と同居している場合、子供は働いていなくても当面は親の年金などで暮らせますが、ひきこも

りが長期に及び子供が50代になり親は80代と高齢になり、介護が必要になったり経済的に困窮すると親子で共倒れになる状況も生じてまいります。

昨年、KHJ全国ひきこもり家族会連合会が全国151カ所の自治体の相談窓口で行った調査結果が報道されています。相談窓口で対応したひきこもり本人の年齢は、40代が60.9%と最も多く、30代が60.3%、20代が55%、50代が51%などの結果となっています。

そこで、ひきこもりの子供と親ともに高齢化する8050問題における現状と課題についてどのように認識をしているのか、地域福祉部長に伺います。

次に、ひきこもりの長期化、高齢化が進む状況を踏まえ、関係する親からは、県内における実態調査の実施や継続的な支援施策の充実強化など、5項目の要望が出されていますが、どのように認識し対応を図るのか、地域福祉部長に伺います。

次に、障害を生かして就労するための地域連携と相互理解がひきこもりの就労に何をもたらすのかとの趣旨で、先月安芸市で農福連携シンポジウムが開催をされました。安芸市障害者自立支援協議会が関係機関とともに、発達障害で引きこもる若者と人手不足の農業の連携の一つとして取り組んだ農福連携の成功事例の発表がありました。今回の成功事例は、ひきこもり家族の皆さんにとって、大きな励みになったことだと認識をいたしました。

そこで、安芸市のすばらしい取り組み事例が県下に広がっていくことを期待いたしますが、地域福祉部長の所見を伺いまして、第1問いたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第196通常国会における新法案の成立や取り組みについてどのような認識を持っているのかとのお尋ねがございました。

本年7月に閉会した第196通常国会は、議員からお話のありましたように、公明党の公約の柱となった重要な法案や予算などが成立した国会であったと認識しており、これらの法案などは本県にとっても大いに後押しになるものと考えているところであります。

まず、さきの国会において、給付型奨学金の大幅拡充や生活保護世帯の子供の大学進学への支援の創設が実現するとともに、幼児教育の無償化に向けた道筋がついたところであります。

私は、これまで全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、我が国が直面する人口減少問題の克服に向けて、少子化対策や子供の貧困対策の抜本強化を強く訴えてきたところであり、次代を担う人づくりに向けた対策がさらに前進するものと大いに期待するものであります。

次に、本県においては、県経済における持続的な拡大再生産の好循環をより力強いものにしていくため、担い手の確保策の抜本強化に取り組んでおります。

本年4月には働き方改革推進支援センターを立ち上げ、経営と両立する形で県内における働き方改革の取り組みを進めているところであり、今般の働き方改革関連法案の成立も生かして、取り組みのさらなる加速化を図ってまいりたいと考えております。

特に、中小企業の事業承継に関して、今回事業承継税制が拡充されたことは、休廃業が高水準で推移している状況の中においてまさに時宜を得た施策であり、本県の産業振興計画の中で進めている事業承継の取り組みの大きな後押しになるものと考えています。

このほか、公職選挙法が改正され、議員の定

数増や非拘束名簿式による特定枠の導入が行われたことに対しましては、あくまで緊急措置ではありますが、合区解消を強く訴えてきた者として関係の皆様方の御尽力に心から感謝の意を表すところであります。

また、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化の両立を目指す森林経営管理法が新たに制定されました。同法案に関し、私もさきの国会において参考人として意見陳述を行ったところであり、この新たな制度により森林の集約化が大きく進展し、原木供給の不確実性の解消、ひいては林業全般の振興につながることを期待いたしております。

以上のように、今国会の開会期間を通じて、我が国が直面する喫緊の課題にしっかりと対応されるとともに、次の世代につながる重要な意思決定が行われたものと考えております。

次に、県が誘致したIT・コンテンツ関連企業が開発した高知発のソフトが県内に普及していくことで、介護事業所の生産性向上につながるとともに、地産外商にもつながるものと期待されることについてお尋ねがございました。

平成28年度に県が実施をいたしました介護事業所実態調査では、回答のありました事業所のうち約25%の218事業所が、タブレット端末などのICTを活用した業務の効率化に取り組んでおり、そのうちの約80%が記録と伝達がスムーズになった、また約25%が残業時間の縮減につながったと回答しております。

このように、介護現場でのICTの活用は業務の効率化や職員の負担軽減に有効でありますことから、県としましても、本年度から本格実施しております介護事業所認証評価制度において、ICTの活用を評価基準に加えるなど、事業所の取り組みを促進させているところです。

お話のありましたソフトについては、産業振興計画の課題解決型産業創出の取り組みにおい

て、介護事業所のニーズとIT・コンテンツ企業の持つシーズをマッチングした結果、今年度製品化された高知発のソフトウェアであります。介護事業所のニーズに沿ったカスタマイズや細やかなアフターフォローを製品の強みとするとともに、国のIT導入補助金により介護事業所が導入する際の初期費用を軽減することやランニングコストの競争力も意識して製品化されたとお聞きをしております。

このソフトについては、現在県内の介護事業所において本格導入に向けた検証が進められております。県としましては、認証セミナーの場などで、こうしたソフトの活用を含め、職員の負担軽減や業務改善に有効な取り組みについて、成果が出た介護事業所から現場の意見として紹介いただくことによりまして、他の事業所への横展開を促し、働きやすい職場環境の実現に向けて取り組んでまいります。

さらに、このソフトを初め、課題解決型産業創出の取り組みにより創出されるIoTシステムなどについて、県内での普及に努めるとともに、専門家の助言をいただきながら産業振興センターなども連携をし、地産外商にもつなげるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本県の医療費適正化を推進する上での課題解決に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、本県の医療費は全国的に見ても大変高水準になっておりますが、その背景には大きく2つのことがあるものと考えています。

1つには、従前より病院が介護施設にかわる受け皿の機能を果たしてきたこと、すなわち早くから病院が整備され、その後全国に先駆けて高齢化率等が上昇する中で、増加する介護・医療ニーズの受け皿に病院がなってきたことであ

ります。

2つ目には、生活習慣病が死亡原因の多くを占める壮年期における男性死亡率について、改善傾向にはあるものの全国と比較して依然やや高く、結果として壮年期世代以降の医療費が高くなっているということでもあります。

そこで、大きくこれら2つの課題の解決に向けた対策をしっかりと講じていく必要があると考えています。

まず、従前より病院が介護施設にかわる受け皿になってきたことへの対策としては、県民の皆様のQOLの向上に向けて地域地域で受け皿をつくっていくことが重要になります。具体的には、地域医療構想に沿って、地域地域に応じた病床機能の分化や介護医療院への転換などを図りつつ、各福祉保健所に配置した地域包括ケア推進監を中心に、本人の御意向に沿った形で医療から介護、そして介護でも施設から居宅へと、おのおの選択がスムーズに行えるよう、医療と介護のサービスを切れ目なく提供できる高知版地域包括ケアシステムをしっかりと構築したいと考えているところです。

また、地域の高知家健康づくり支援薬局などと連携した、ジェネリック医薬品の使用促進や重複投薬などの是正による医薬品の適正使用の推進にも取り組み、医療費の適正化を進めてまいります。

他方、壮年期世代以降の医療費が高くなっていることへの対策としては、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に向けて、特定健診やがん検診の受診率向上、糖尿病など血管病の重症化予防対策に取り組みますとともに、健康パスポート事業などを通じて、県民の皆様がみずからの健康はみずからが守るという意識を持って行動していただけるよう、市町村やその他の医療保険者などとともに県民の健康増進に向けて取り組んでまいります。

こうした取り組みの中には、特定健診やがん検診の受診率向上あるいは健康パスポートの普及など、一定成果があらわれてきたものがある一方、高知版地域包括ケアシステムの推進や地域医療構想の実現など、まだこれからといった取り組みもありますが、今後ともしっかりとPDC Aサイクルを回しておのこの施策のバージョンアップを図りながら、スピード感を持って対策を強化してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、県民の皆様が最後まで自分らしく生きられますよう、患者さんの意向に沿ってそのQOLを高めていく形で、医療から介護、さらに施設から居宅といった形で移行のできる環境をしっかりと整え、その結果として医療費の適正化にもつながっていく、こうした観点で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、豪雨災害対策推進本部の設置に対する思いについてお尋ねがありました。

近年は台風や集中豪雨による被害が全国各地で相次いでおり、特にことしは7月豪雨のほかにも、台風第21号が暴風と高潮により関西地方を中心に大きな被害をもたらしました。

これまで、災害の発生がほぼ確実と見込まれる場合には災害対策本部を設置して、その都度全庁挙げて早目早目に事前の備えを進めるとともに、被害が発生した場合には応急的な対応に努めてきたほか、各土木事務所などにおいて通年で復旧や改良工事などの災害対策を行ってきたところでございます。

しかしながら、台風や豪雨の威力が極めて強くなってきておりますし、ゲリラ豪雨など急激に事態が悪化する例も頻発するなど、これまで異常気象と呼ばれてきたものが今や異常とは言えない状況となりつつあります。また、被害の規模も大きくなっており、速やかに被害箇所の対策を講じなければダメージが蓄積し、後の台

風や豪雨の際にさらに大きな被害を招く危険をはらんでおります。

このような状況からすると、通年で台風や豪雨への備えを強化することが極めて重要であろうと考えております。このため、今後年間を通じた常設の豪雨災害対策推進本部を設け、災害対策本部を補完する形で、豪雨を初め暴風や高波などの対策を平時から全庁挙げて検討、実施することといたしました。

通年で対策とは、端的に言えば冬こそ夏の備えをとということでもあります。各部局において取り組むべき対策の知恵を絞り、そのために必要な予算や人員体制についてもしっかりと措置をしていくための議論をしてまいりたいと考えております。

今後は、この会議において平時からハード・ソフト両面での対策を部局横断的に検討、実施するとともに、PDC Aサイクルを通じて不断の検証や改善を図るほか、必要に応じて国への政策提言なども行うことにより、国を巻き込んでいくという視点を持って県全体の防災や減災の能力を高めてまいりたいと考えております。通年で対策を進めていくことによって事前しっかりと備えることで、大きな被害をあらかじめ防ぐということにつなげていければと思っております。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、ギャンブル等依存症対策基本法の制定を受け、本県の現状を踏まえた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

本県の依存症対策における相談の中心的な役割を担う県立精神保健福祉センターでは、昨年度延べ229件の依存症にかかわる相談をお受けしており、このうちギャンブル等に関する相談は143件で、約6割を占める状況でございます。この

ことから、依存症の中でもギャンブル等に関して悩んでおられる方が数多くいらっしゃるものと考えています。

こうした中、精神保健福祉センターでは、御本人に対しては、その苦しい思いを傾聴し定期的なカウンセリングを行うとともに、医療機関、自助グループ、弁護士などの関係機関へつないでおります。また、御家族に対しましては、依存症の正しい知識を持ち、御本人に対応できるよう支援をしています。このほか、市町村における困難ケースへの助言や県民の皆様に依存症を正しく知っていただくためのフォーラムの開催などにも取り組んでいるところです。

今年度からは、依存症の方を支援する体制をさらに強化するため、これまでの取り組みに加え、アルコールを対象とした依存症専門医療機関を選定したところですし、市町村や社会福祉協議会などの相談対応に当たる職員を対象に、ギャンブル等、薬物、アルコール、それぞれの依存症について専門的な知識を学ぶ依存症相談支援研修会を実施することとしています。

県としましても、ギャンブル等依存症対策基本法の制定を受け、今後、国の基本計画策定などの動きを注視し、県計画の策定を検討するとともに、法の基本的な施策に掲げられた事項でございます医療提供体制の整備として、アルコールと同様の専門医療機関選定の検討や相談支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

その際には、法にも明記されておりますように、他の依存症対策や自殺、虐待への対策などといった関連する施策との連携を十分に考慮しながら進めてまいります。

次に、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の関連法の改正を受け、本県の実態を踏まえた支援についてお尋ねがございました。

このたびの生活困窮者自立支援法の改正によ

り支援対象として明示をされました社会的孤立にある方に対しては、アウトリーチによる支援が重要であり、県内の一部地域で実施をされています、自立相談支援機関と市町村や民生委員など関係機関で情報を共有し手を差し伸べていく、先進的な取り組みを県内各地に広げていくことが必要だと考えています。このため、各福祉保健所単位で行っている自立相談支援機関のブロック会議などを通じまして、これらの情報を共有し、支援する側のスキル向上に努めてまいります。

加えて、就労準備支援事業及び家計相談支援事業につきましては、その実施が努力義務とされるとともに、議員のお話にもございましたように、自立相談支援事業も含め効果的、効率的に事業を実施した場合には補助率が引き上げられるなど、支援策が強化されたところです。

例えば、直ちに就労が難しい方に対して、就労準備支援事業による就労体験などを経て、自立相談支援事業によるハローワークへの同行支援を行うなど、一体的に実施することが効果的であることから、実施できていない市に対して改めて有効性を説明し、事業の実施を要請してまいります。

また、本県における平成28年度の高等学校卒業者の大学及び短期大学への進学率は、全体が47.3%となっている中、生活保護世帯では8%にとどまっています。こうした中、進学後の新生活の立ち上げ費用に対し、本年度から進学準備給付金が創設され、生活保護世帯の子供の大学等への進学率の向上に向けた第一歩が踏み出されたところです。

まずは、今回の制度をしっかりと活用できるよう、対象世帯に対し個別に制度内容を説明するなど、申請漏れのないよう周知を徹底してまいりますとともに、給付型を含めました奨学金の制度等の周知にも努めてまいります。

今後、これらの制度の活用状況や結果などを踏まえ、必要に応じて全国知事会を通じ政策提言を行ってまいります。

次に、障害者による文化芸術活動の推進に向け、どのようにかわり、どのような支援を講じていくのか、お尋ねがございました。

本年6月に施行されました、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としております。

本県における障害者の芸術活動の推進に向けた取り組みといたしましては、平成9年度から、障害者の芸術文化活動を促進するとともに障害者に対する県民の理解を深めることを目的として、県展と同時期に障害者美術展、スピリットアートを開催しております。

また、平成24年度に、NPO法人が高知市南金田に障害がある方の作品を展示する美術館、薫工ミュージアムを設置したことから、県としても、美術指導やさまざまな企画展などをこのNPO法人に委託し、施設や在宅の障害者に対する芸術活動の普及啓発に取り組んでまいりました。

加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて設立されました障がい者の芸術文化活動推進知事連盟に加盟し、今年度は鳥取県との連携イベントとして、薫工ミュージアムにおいて障害者らによる劇団を招聘するなど、今まで十分ではなかった舞台芸術の分野の取り組みも予定しているところです。

また、障害者文化芸術活動推進法の制定の動きにあわせ、今年度からは薫工ミュージアムを障害者芸術文化活動支援センターとして位置づけ、文化芸術活動を行う障害者本人やその家族、事業所、文化施設に対する支援や相談窓口の運

営などに取り組むこととしています。

今後は、国の動向も注視しながら、これらの取り組みを通じて、県内で文化芸術活動を通じた交流の促進や人材の育成など、法に定められました基本的な施策の充実に努め、障害者の芸術文化活動を支援してまいります。

次に、公明党が実施をされました訪問調査の結果を踏まえた子育て・介護の分野における今後の取り組みについてお尋ねがございました。

まず、子育てにつきましては、昨年の県民世論調査の結果においても、少子化対策の充実強化に当たり、県が行っている施策のうち特に力を入れるべきものとして、公明党の訪問調査結果と同様に、経済的な負担の軽減や仕事と家庭生活の両立に理解がある職場づくりと回答した方が多くなっています。こうしたことも踏まえて、県では子育て支援を抜本強化しているところです。

具体的には、経済的な負担の軽減につきましては、これまで県独自に多子世帯保育料の軽減などの施策を講じるとともに、国に対しましては全国知事会を通じて、奨学給付金の拡充など、高校・大学生等への修学支援策の一層の充実について政策提言を行ってきたところであり、今後とも継続して取り組んでまいります。

また、子育て不安の解消や働きながら子育てしやすい環境づくりに向けましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制である高知版ネウボラの取り組みを進めているところであり、今後子育て家庭がより身近な地域で必要なときに必要な支援が受けられるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、介護につきましても、一昨年の県民世論調査では、公明党の訪問調査結果と同じような傾向にあり、介護が必要になった場合、今住んでいる自宅で介護を受けたいと回答した方が最も多く、それ以外を選んだ方では、自宅での

介護は大変で家族に負担がかかるからという理由を挙げた方が最も多くなっていました。

こうした中、県では、御家族の事情に応じて、また介護サービスを利用される御本人、御家族双方のQOLの向上という観点も加味し、それぞれの状況に応じた適切なサービスにつなぐことができるよう、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを加速化しているところです。

この取り組みを通じまして、地域の相談窓口となって必要なサービスにつなげる地域包括支援センターの機能強化により、訪問調査にございましたいざというときを含め、幅広い相談への対応を可能といたしますとともに、各地域の医療・介護・福祉等のサービスを切れ目ないネットワークでつなぐことにより、介護が必要になっても地域地域で安心して住み続けられる県づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、医療的ケア児の短期入所施設の設置状況を踏まえた、今後の施設整備の取り組みについてお尋ねがございました。

障害児を主たる対象とする短期入所施設は、主に市部を中心に19施設あり、病院や診療所等であって医療の提供を行う医療型が4施設、それ以外の福祉型が15施設となっております。そのうち、医療的ケア児を受け入れている施設は医療型の施設に限られている状況でございます。

医療型施設であっても、病床にあきがない場合や感染症が広がりやすい時期などには受け入れをお断りされるケースもあるほか、特に中山間地域においては対応できる施設がないことから、離れた地域の施設を利用せざるを得ない状況にもあります。

短期入所施設の確保策といたしましては、県単独事業として、医療機関が短期入所サービスを提供した場合に、入院時の診療報酬分との差額を補助する制度を設けておりますものの、十

分な成果は得られていないところです。

また、本年4月の障害福祉サービスの報酬改定におきましては、医療的ケア児・者の受け入れ支援をするため、短期入所の新たな報酬区分として福祉型強化短期入所サービス費が創設をされ、看護職員を常勤で1人以上配置することなどを評価する報酬体系が整備をされました。

今後とも、医療的ケアを必要とする子供ができるだけ身近な地域でサービスを利用できるよう、医療機関に、県単独の補助制度を活用した空床利用の短期入所サービスの提供を粘り強く働きかけるとともに、福祉型短期入所施設には、新たな加算制度を活用した受け入れ体制の整備を要請してまいります。

あわせて、医療的ケア児の支援にかかわる関係機関との協議の場を、県及び各障害保健福祉圏域に新たに設置し、地域における課題の解決やサービスの提供体制の検討を行うなど、支援の充実につなげてまいりたいと考えています。

次に、トイレへの多目的ベッドの設置についてお尋ねがございました。

本県では、平成18年に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が施行されたことを受け、ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準を一部改正した際に、官公庁や医療施設、文化施設などのうち、面積の合計が2,000平方メートル以上の施設の多目的トイレには介護用の簡易式ベッドを設けることとする基準を追加しております。

この基準は、基準の見直しに当たって開催をいたしました検討会において、障害者や高齢者等が実際に利用しやすいような整備をすることが必要との御意見をいただいたことから、他県の例も参考に追加したもので、法定の基準を超えるものとなっております。

このことから、改正した基準が適用される平成22年10月以降に整備をされました、新図書館

等複合施設オーテピア、高知城歴史博物館、県の安芸総合庁舎、黒潮町役場などの多目的トイレには、簡易式ベッドが設置をされています。また、改正前に整備をされました高知駅や、面積としては対象にならない高知城高知公園の公衆トイレにも設置されるなど、簡易式ベッドの設置場所は徐々にふえてきております。

県といたしましても、障害のある人が安心して外出するためにはこういった設備がふえることが必要と考えていますので、今後ともさまざまな機会を通じて啓発、広報することなどにより、さらなる増加に努め、全ての人に優しいまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、8050問題における現状と課題についてどのように認識しているのかとお尋ねがございました。

平成29年度に精神保健福祉センターに設置をしていますひきこもり地域支援センターで相談対応した人数は137人で、うち40歳以上の方は15人となっています。また、本年6月に各市町村にひきこもりの実態把握の状況を照会したところ、ひきこもりの方を一定把握していると回答のあった23市町村のうち、人数の回答がございました19市町村での合計は334人で、そのうち40歳以上の方が半数以上となっています。このことから、ひきこもりの当事者には年齢の高い方が一定数いらっしゃる、その方の親御さんも高齢化が進んでいるものと推測をされます。

また、先ほど申し上げました、ひきこもり地域支援センターで受理をいたしました40歳以上の方からの相談の内容としましては、経済的に不安がある、働きたいといった相談が半数以上ありました。このため県といたしましては、そういった方が今いる場所から一歩踏み出し社会につながっていけるよう、身近な場所で就労体験から取り組む機会が提供できるよう、農福連携の普及などに取り組んでいます。

さらに、ひきこもりの方を支援していくには生活困窮への支援が欠かせないと考えており、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所等の関係機関が研修などを行うブロック会において、ひきこもり地域支援センターの支援事例や農福連携の取り組みなどを情報共有しています。今後も、ひきこもりをテーマとした研修会を開催するなど、関係者が具体的な支援の方法を学び、ひきこもりの方を支援できるよう取り組んでまいります。

県としましては、8050問題に対応していくためにも、地域で問題を抱えているひきこもりの方々に支援が届くよう、ひきこもり地域支援センターを中心に、支援者の人材育成も進めながら施策の充実に努めてまいりたいと考えています。

次に、ひきこもりに関する要望への認識と対応についてお尋ねがございました。

ひきこもりの御家族の全国組織とその高知県支部からは、県内におけるひきこもり実態調査の実施と、支援施策の強化として、県内ひきこもり支援関係機関のネットワークの構築及び社会資源としての家族会の活用、断らない相談支援及び継続的支援の体制づくり、訪問支援施策の充実、ひきこもり支援拠点づくりの実施と充実との要望をいただいているところです。

これらの支援施策の強化における要望に関しましては、本県では既に、当事者や御家族の相談等に幅広く対応して適切な関係機関へつなぐといった基本的な取り組みを推進するとともに、福祉保健所や市町村社協など関係機関のほか、家族会にも参加していただいているネットワークを構築して、支援に取り組んでいるところです。あわせて、家族会を初めとする自主グループによる、ひきこもりの方の居場所の運営への支援も行っております。

ひきこもりの実態調査に関しましては、先ほ

どお答えいたしました県が市町村に対して行った調査では、プライバシーの問題から踏み込んだ情報収集が難しい、対象と思われる世帯は外部に相談をしたがらない、転入転出が多いなど民生委員でも実態の把握が難しいといった御意見がございました。このように、ひきこもりの実態調査については、本人及び御家族にとりまして大変デリケートで複雑な事情がございますことなどから、慎重に対応すべきものと考えております。本年度、国が実施をする40歳以上を対象としたひきこもりの実態調査の結果や他県の取り組みなども参考に、実態調査の実施の是非も含め検討をしております。

県としましては、今後とも、ひきこもりの方々や御家族への支援について、家族会の御意見などもお伺いしながら、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

最後に、安芸市における農福連携の取り組みの県下への広がりについてお尋ねがございました。

安芸市における農福連携の事例につきましては、平成26年にひきこもり状態にあった人を安芸福祉保健所が農家での就労につないだことをきっかけに始まり、現在までに19名のひきこもりの方などが農家、酪農家のもとで就労し、県内における農福連携のモデルとなっています。

昨年末に、安芸市障害者自立支援協議会に、安芸市社会福祉協議会のほか、障害者就業・生活支援センター、若者サポートステーションなどの機関が参加した就労支援専門部会が設置され、ひきこもりの方などが農業を含めた就労を希望する場合に、希望に応じて訓練や受け入れ先へとつなぐことができるようになるなど、障害があっても安芸で仕事のできる仕組みが整いつつあります。

県としましても、10月には、議員からお話のありました安芸市でのシンポジウムと同様の会

を、農福連携セミナーとして四万十市で開催することとしており、安芸市での先進的な取り組みを他の地域の方々にも広く知っていただくとともに、雇用する側の方々には障害の特性についてもお伝えして農福連携への理解を広める機会としたいと考えております。

また、本庁に配置をいたしました農福連携コーディネーターがかかわり、障害者施設とJAの関係者が協議を行いました結果、障害者等が行うことができる農作業の切り出しが課題であるとの意見をいただきましたので、農業振興部と連携して農作業の切り出しのマニュアルを作成するなど、課題の解決に向けた取り組みを進めております。

今後は、安芸市での取り組みを参考に、JA、市町村、市町村社会福祉協議会及び地域の障害者施設の関係者などと十分に協議を行いながらネットワークの構築に取り組み、あわせて農作業の切り出しのマニュアルも活用して、県内各地にそれぞれの地域の実情に合った農福連携の取り組みを推進してまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 若年者の消費者被害を未然に防ぐための本県の今後の取り組みについてお尋ねがございました。

県では、高知県消費者教育推進計画の中で、高校生、大学生等の若者に対する消費者教育の推進を重点施策として位置づけ、これまで若年者の消費者被害の防止に向けた講座等を開催してきております。また、昨年度から、消費者トラブルなどを詳しく紹介した県独自のハンドブック「オトナガク」を作成し、県内全ての高校3年生に配付して、自主的な知識の習得も促してきております。さらに、県立消費生活センターに消費者教育専任の職員を配置し、小中学生向けの消費者教育教材の作成にも取り組んでおります。

こうした中、国において、成年年齢の引き下げを見据え、本年2月に、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムが策定をされました。このプログラムには、高校生が近い将来成人として消費生活を送る上で最低限必要な知識を習得することなどを目的として消費者庁が作成した教材、社会への扉を全国の高等学校に提供して、活用を促すことなどが掲げられております。

県としましては、今後県教育委員会や市町村等と連携して、これまでの取り組みに加えて、この高校生向けの教材、社会への扉や、先ほど申し上げました新たに作成する小中学生向けの教材の活用を促すことなどにより、消費者教育を充実し、若年者の消費者被害の防止に努めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、高等学校における消費者教育の取り組み状況及び今後の取り組みについてお尋ねがございました。

成年年齢が引き下げられることにより、契約に関する知識や経験の不足などに起因し、新たに成人となる高校生が消費トラブルに巻き込まれる可能性が高まるといったことなどが懸念されており、高等学校における消費者教育の一層の推進が重要であると考えております。

高等学校における消費者教育は、現在、家庭科や公民科などで、契約に関する基本的な考え方や消費者の権利と責任について学習し、適切な意思決定に基づいて行動できることを目的に授業が行われております。授業以外では、高校卒業を控えた生徒に対して、ホームルームの時間などを利用し、昨年度は12校が、消費生活センターや金融機関などの外部講師を招聘して、契約トラブルや多重債務問題などに関する講演会を実施しております。

平成34年度から高等学校で実施される新学習

指導要領においては、消費者教育のさらなる充実が求められております。特に家庭科では、消費者教育について、来年度から先行して新学習指導要領に基づく授業を行い、契約の重要性や消費者保護の仕組みなどをこれまで以上に深く学習することとなっております。そのため、本年度は家庭科教員の研修会において、新学習指導要領の先行実施に向けたさらなる授業の充実のため、消費者庁作成の教材、社会への扉の活用方法について研究を進めているところです。

あわせて、今後は授業に加え、消費生活センターなどの専門機関と一層の連携を図ったより実践的な学習を、入学時から18歳成人を見通して計画的に行うことなどで、高等学校における消費者教育のさらなる推進、充実を図ってまいります。

次に、医療的ケアの必要な児童生徒に対して県としてどのような支援を行っているか、現状と課題についてお尋ねがございました。

現在、本県の特別支援学校のうち8校に、自宅から通学している医療的ケアが必要な児童生徒が25名在籍しており、各校で配置した計15名の看護師が医療的ケアに対応しています。これらの看護師に対しては、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた的確なケアが実施できるよう、児童生徒の主治医に御協力いただいたの研修などを実施しております。

加えて、それぞれの学校では、校内に管理職や養護教諭、看護師等を構成メンバーとする医療的ケア委員会を設け、緊急時の対応を含めた個別マニュアルを作成するとともに、医療機関との連携を進めるなど、校内外における連携・協力の体制を整備して児童生徒の安全確保に努めているところです。

また、保護者が送迎できず、通学にタクシーを利用した際には、交通費の一部を補助する県単独の支援事業などにより、保護者負担の軽減

にも努めているところです。

他方、全国的に医療的ケア児は増加傾向にあり、特別支援学校以外の学校にも在籍するようになっていたり、人工呼吸器の管理が求められるなど、医療的ケアの内容も多岐にわたるようになってまいりました。

こうしたことから、国においては全ての学校を対象に、医療的ケアの基本的な考え方や留意点などに関する整理、検討を進めており、ことし6月にはその中間まとめが公表されました。その中では、学校において医療的ケアを安全に実施するためには、医療的ケア児の状態に応じ看護師の適切な配置を行うこと、看護師が医師等からの指導・助言を受ける機会を確保すること、教育委員会、学校、主治医、保護者等の役割分担を整理し、それぞれが相互に連携・協力する体制を強化することなどが課題として示されたところです。

これらの課題につきましては、今後、地域福祉部と連携し、県内の医療や保健・福祉等の関係機関と情報や課題を共有しながら、対応策についての協議を行う場を設定し、関係者が連携して安全にかつ適切に実施できるよう取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) バリアフリー法の改正に伴い、本県の実情を踏まえ、市町村や公共交通事業者等に対し、県としてどのようなサポートを行っていくのかのお尋ねがありました。

本年5月に公布されました改正バリアフリー法では、新たに市町村に対し、バリアフリー方針を定めたマスタープランなどを作成するよう努力義務が課されることとなっております。一方、都道府県に対しましては、市町村がマスタープランなどを作成するに当たり、市町村の区域を越えた広域的な見地から必要な助言や援助を

行うよう努めることが求められております。

これまで、県では、公共交通のバリアフリー化を進めるため、低床型路線バスや低床型路面電車の導入、鉄道車両の車椅子対応、駅のホームの改修などに対する支援を行ってまいりました。

現在、県では、市町村や事業者に対しまして、バリアフリー化に対する意向についてヒアリングを行っておりますが、その中ではバス停への屋根の設置や駅などのトイレの改修などについて、御相談をいただいているところでございます。

県といたしましては、公共交通のバリアフリー化がより一層進むよう、地域の実情を踏まえ、市町村や事業者が行いますハードやソフト両面の取り組みを支援するとともに、市町村からマスタープランなどの作成に関する相談があった場合には、国等と連携をしながら必要な助言等を行ってまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、公明党が実施をされました調査の結果も踏まえた、中小企業分野における今後の取り組みについてお尋ねがございました。

今回の調査によりますと、中小企業向けの支援制度を利用したことのある事業者は全体の約59%と半数以上である一方、利用したことのない事業者のうち約56%が制度を知らないという結果になっています。

中小企業の支援制度には、大きく融資、補助金、税制などがございますが、その周知に当たりましては、年度前半を中心に、産業振興センターや金融機関、商工会、中小企業団体中央会など中小企業の支援機関の職員や経営指導員を対象に、各制度の説明会を開催し、周知に努めています。

事業者の皆様に対しては、県のホームページ

や広報番組、新聞広告やチラシなどで周知を図りますとともに、各支援機関なども説明会を開催するなど、広報に努めています。また、産業振興計画の中で、一昨年度より事業者の事業戦略や経営計画の策定と実行を支援しており、その伴走支援の中で、産業振興センターの企業専任のコーディネーターや商工会等の経営指導員がその事業者に有効な支援制度の情報を提供し、活用を促進しているところです。

こうした取り組みにより、本県では支援制度の情報は一定事業者に届いているものと考えていますが、今年度からは新たに商工会連合会に経営支援コーディネーター5名を配置し、経営指導員や金融機関、さらには事業承継ネットワーク、働き方改革推進支援センターなどとも連携をして支援する体制といたしましたことから、より事業者にとって有用な情報を届けることができるものと考えています。

今後も、さまざまな機会を捉えて周知を行うことにより、各種の支援制度が有効に活用されるよう努めてまいります。

次に、今年度から新たなスキームで支援しております設備投資について、その拡大実績や投資効果のお尋ねがございました。

現在、中小企業の事業戦略や経営計画の策定から実行まで、関係機関が連携して一貫した伴走支援を行っているところですが、本年度は、こうした伴走支援のもと、投資をより効果的に促進するため、国、県、市町村、金融機関の施策連携を強化することといたしました。

具体的には、設備投資の計画の策定支援から、実行段階では、国のものづくり補助金の積極的な活用を促すとともに、幅広いニーズに応えられるよう、金融機関と連携した金融支援制度の創設や市町村による固定資産税の特例措置を組み合わせた新しいスキームを構築したところです。

こうした新たなスキームにより、金融機関や商工団体などの細やかな支援が行われましたことから、本年度の国のものづくり補助金の1次募集では、昨年度の35件、一昨年度の43件を上回る71件の採択を受けており、今月締め切りの2次募集により、さらなる採択数増加を期待しているところでございます。

また、新たな金融支援制度につきましては、7月以降、複数の金融機関との契約が調い、現時点で利子補給の承認を11件行っています。今後、ものづくり補助金の採択企業を中心として活用がふえていくものと見込んでいます。

新しいスキームによる設備投資の実績と効果は今後検証していく必要がありますが、工業統計によりますと、県内製造業における年間の設備投資額は、第2期産業振興計画において設備投資の支援を強化し始めました平成24年の約182億円が、平成28年には約252億円となり、約70億円増加をしています。この間、製造品出荷額は約4,945億円から約5,678億円と約733億円増加するとともに、従業者1人当たりの付加価値額も約7.6%増加しており、労働生産性の向上も一定図られているものと考えています。

新たな設備投資は、売り上げの増加のみならず、企業の生産性の向上を通じて、労働時間の縮減など働き方改革にもつながる効果があるものと考えており、今後も企業の設備投資を積極的に支援してまいります。

次に、県内自治体の生産性向上特別措置法に対する対応状況と期待される効果についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましており、中小企業が新たに導入する設備に係る固定資産税を、各市町村の判断で3年間最大ゼロにできる特例措置を盛り込んだ生産性向上特別措置法が制定をされました。

特例措置を講じている市町村内の中小企業

は、国のものづくり補助金など各種支援策の優先採択を受けられますことから、県としまして、各市町村における特例措置の創設を促すため、市町村への文書通知や直接訪問などにより積極的に制度の周知を図ってまいりました。その結果、現時点で県内34市町村のうち、全ての市を含む31市町村が固定資産税ゼロの特例措置を講じており、残りの3町村につきましては管内の事業者のニーズなどに応じて検討していくこととなっております。

特例措置導入の効果としては、企業側にとっては、設備取得直後の固定資産税の負担が大きい時期の税負担がなくなりますことや各種支援制度の優先採択が受けられること、市町村側にとりましては、特例措置終了後には固定資産税が増収になることに加え、企業による設備投資が促進されることで市町村の産業振興につながることを期待されるなど、双方にとって大きなメリットが見込めるものと考えております。

こうした固定資産税の特例措置や国のものづくり補助金に加え、県の制度融資も活用することで、企業の負担を軽減し、生産性の向上につながる設備投資が一層促進されますよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、新たにものづくり補助金の対象になったNPO法人の活用状況についてお尋ねがございました。

ものづくり補助金は、中小企業が取り組む生産性の向上に資する革新的サービスの開発、生産プロセスの改善のための設備投資などを支援し、足腰の強い経済の構築を目的としたものです。

これまで、非営利活動を主とするNPO法人はこの補助の対象ではございませんでしたが、お話にありましたとおり、中小企業と同様に経済の振興、発展に直接寄与する活動を行うNPO法人も存在することから、本年度のものづく

り補助金の2次募集から補助対象とされることとなったものでございます。

2次募集が今月18日に締め切られたばかりでございますので、現時点で本県におけるNPO法人の活用実績は把握できませんけれども、募集の際には、ものづくり補助金の事務局を担う中小企業団体中央会と連携し、事業者への説明会の開催や高知県ボランティア・NPOセンターを通じた情報提供等により、制度の周知を図ってまいりました。

今後も、この制度が十分活用されますよう、中小企業団体中央会と連携し、その周知に努めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、公明党が実施されました訪問・調査運動の調査結果も踏まえて、防災・減災の分野において今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

防災・減災をテーマとしたアンケート結果では、地域において危険で改善が必要な場所として、3割以上の方が、空き家、道路、河川と回答され、それに続いて2割強の方が通学路と回答しております。

1つ目の空き家につきましては、老朽化が進行することにより、地震や台風によって倒壊し避難路を塞ぐなど、さまざまな問題を引き起こすおそれがあります。このため県では、平成25年度に老朽化した危険な空き家の除却に対する補助制度を、平成26年度からは空き家の再生、活用に対する補助制度を創設し、空き家対策に取り組む市町村の支援を行っております。引き続き、空き家の活用・再生及び除却の支援を行い、地域の安全性の確保に取り組んでまいります。

2つ目の道路については、まず橋梁やトンネルといったインフラの老朽化は全国的な課題となっており、平成25年度の道路法改正に伴い、

5年に1度の目視などによる定期点検が義務づけられました。現在、施設の延命化を図る長寿命化計画を策定し、定期的な点検結果に基づき、施設の補修や更新を計画的に進めているところです。さらに、命の道である四国8の字ネットワークの整備など、災害に強い道路ネットワークの確保や地域の生活を支える道路の防災対策にも積極的に取り組んでいるところです。

3つ目の河川につきましては、台風や豪雨などの災害に対して、これまでも被災した護岸や埋塞した河川の応急復旧など、迅速かつ的確な対策を実施してきたところです。しかしながら、本年7月の豪雨災害を初め時間100ミリを超えるような豪雨が頻発するなど、これまでとは明らかに気象の状況が変わってきております。こういった状況にも対応するため、豪雨災害対策推進本部での議論を踏まえ、年間を通じて、河川の堆積土砂や繁殖した樹木の除去など、次の災害に備える取り組みを進めてまいります。

なお、通学路につきましても、学校、警察や道路管理者などで市町村ごとに協議会を立ち上げ、定期的に現地点検を実施しており、明らかとなった危険箇所につきましては歩道整備を実施するなど、安全対策を進めています。

県民の生活を守り地域の経済を支えるインフラは欠かすことができないものですので、引き続き事業の重要性や緊急度を見きわめ、優先順位を明確にしながら、防災・減災に資するインフラ整備と維持管理に取り組んでまいります。

次に、公共土木施設の災害復旧予算を執行する上での今後のスケジュールや復旧への見通しについてお尋ねがありました。

さきの7月豪雨災害などにより、道路の寸断や河川護岸の損壊など、多くの箇所で公共土木施設が被災いたしました。このため、寸断した道路の応急復旧を急ぐとともに、次の台風や豪雨に備えた緊急点検を行い、被災した施設の補

強や堆積した土砂の撤去などの応急対策を全力で進め、県民生活の安全・安心の確保に努めてまいりました。また、本格的な復旧に向けて、通常より約1カ月前倒した8月7日から、被災箇所の復旧方法を確定するための災害査定をスタートしたところです。

今後のスケジュールにつきましては、被災箇所が多数に上ることから、準備が整った箇所から順次災害査定を受けることとし、年内には全ての災害査定を完了する予定としております。

さらに、復旧工事の見通しにつきましては、被災箇所の状況や緊急度などを踏まえて、優先度の高い箇所から本復旧に着手してまいりますが、多数の工事が見込まれることから、円滑な予算の執行のため、建設事業者の手持ち工事の状況や工事に必要な資機材の確保などへの配慮が必要と考えております。このことから、既に発注済みの工事や今後発注する工事の工期設定に配慮し、災害対応を優先的に行うよう、7月豪雨災害後直ちに土木事務所に通知したところです。

今後とも、資機材の調達を考慮した工期の確保とあわせまして、複数の工事箇所をまとめた発注や工事の発注見通しの公表など、建設事業者が受注しやすい環境整備を図り、円滑かつ早期の本復旧に努めてまいります。

次に、高知市との調整会議を通じて、これまでの取り組みと課題も含めた、久万川、紅水川の今後の対策についてお尋ねがありました。関連して、久万川の河床掘削を行った場合の検証結果についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

平成26年10月に設置しました高知市街地浸水対策調整会議におきまして、外水対策は県、内水対策は市という役割分担の中で、行うべき取り組みについて進めておりました。

県の外水対策といたしまして、紅水川では石

神橋からの越水を防ぐためのコンクリート壁を設置いたしました。また、久万川では、上流の護岸のかさ上げや河床掘削を昨年度で実施し、平成26年規模の降雨に対して河川からの越水を防ぐ対策が完了いたしました。

市の内水対策としましては、初月地区及び小高坂地区でポンプによる内水排除事業などを実施する計画となっており、現在初月地区の詳細設計及び小高坂地区の基本設計を行っていると聞いております。

今後、県の行う対策といたしまして、紅水川、久万川の水位を低減させることが、市の内水対策と連携する上でも重要であると考えております。そのため、久万川下流部におきまして測量を実施し、土砂の堆積状況を把握したところがございます。現在、どの区域で、どの程度の土砂を撤去すれば、どのような効果が得られるかにつきまして検討するとともに、土砂を撤去することで河川環境や周辺に与える影響などについても整理を行っているところです。

今後、これらの検討内容につきまして調整会議で情報の共有を図り、少しでも地域の浸水被害を軽減できるよう対策の推進に努めてまいります。

最後に、江ノ口川の水位上昇による床上浸水などの軽減のため流域貯留施設がつくられているが、今夏の集中豪雨による整備効果の検証についてお尋ねがありました。

住宅が密集する江ノ口川流域の浸水被害の軽減を目的に、高知商業高校のグラウンドを利用した流域貯留施設を平成28年に整備したところです。この施設は、強い雨が降った場合にグラウンドに雨水をため、江ノ口川への雨水の流出を抑制するものです。宗安寺に設置した県の雨量局で、ことし6月29日に、10分間21ミリ、1時間63ミリの強い雨を記録しております。この雨で検証しますと、江ノ口川の塚ノ原付近の流

下能力、毎秒約5立方メートルの約10%に相当する雨水が貯留されたと見込まれます。このことから、施設が江ノ口川への雨水の流入を効果的に抑制したものと考えております。

現在、高知学園高知小学校グラウンドでも同様の施設を整備中であり、江ノ口川流域の浸水被害の軽減に向け、さらなる取り組みを行っているところです。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、糖尿病対策に関して、本県の糖尿病の患者数及び医療費についてお尋ねがございました。

糖尿病の患者数につきましては、国が3年に1回患者調査を実施しておりますが、公表されているうちで直近の平成26年調査によると、本県の糖尿病の推計患者数は約1万8,000人で、3年前の平成23年調査に比べて約1,000人の増となっています。

一方、糖尿病に関する医療費につきましては、協会けんぽ分などを含めた県全体の医療費は、国から各都道府県の疾病別医療費が示されていないことから把握ができておりません。

このため、県で把握が可能な平成28年度の県人口約72万人のうちの国民健康保険約19万人と後期高齢者医療制度約12万人、合わせて約31万人の被保険者の糖尿病に関する医療費を見ますと、合計で約72億円となっています。

次に、本県の糖尿病の重症化予防の取り組み状況についてお尋ねがございました。

本県は、壮年期男性の死亡率が全国よりも高く、その死亡原因を見ましても糖尿病や脳血管疾患などの血管病が約2割を占めており、血管病対策が大きな課題となっています。

そのため、平成28年度から、市町村国保及び後期高齢者医療広域連合が、特定健診データやレセプトデータから、健診の結果、治療が必要にもかかわらず医療機関を受診していない未治

療者や、糖尿病の治療が継続できていない治療中断者を抽出し、医療機関への受診勧奨や保健指導を行うなど、血管病対策の一環として糖尿病の重症化予防に取り組んでまいりました。

昨年度、受診勧奨につきましては、未治療者789人のうち640人に受診勧奨を行った結果、153人の方の受診につながり、治療中断者につきましても、対象者180人のうち94人の方に受診勧奨した結果、44人の方の再受診につながるなど一定の成果が上がっています。

さらに、こうした取り組みを医療関係者と医療保険者が連携し、より効果的に進めていくため、議員のお話にございました高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを本年1月に策定し、取り組みを進めています。

このプログラムにより新たに取り組みを始めた、糖尿病の治療を継続しているにもかかわらず重症化リスクの高い方に対する保健指導につきましては、まずはかかりつけ医や市町村の保健師などに取り組みの重要性を理解していただくため、プログラムの説明会や糖尿病の重症化予防に関する研修会を開催するとともに、市町村がかかりつけ医と連携できるよう、福祉保健所で支援を行っているところです。

一方、糖尿病の治療には栄養食事指導が重要となりますが、本県においては、外来栄養食事指導の実施件数が全国平均に比べて少ないという課題があります。そのため昨年度から、県医師会や医療機関にも御協力いただき、管理栄養士を対象とした栄養食事指導のスキルアップ研修を行っております。また、糖尿病の患者の皆様が適切に栄養食事指導を受けられることができるよう、管理栄養士がいない診療所からの依頼を受けて、外来栄養食事指導を行う77の医療機関を協力医療機関として登録し、取り組んでいます。

今後とも、糖尿病の重症化予防に向け、糖尿

病性腎症重症化予防プログラムに基づく取り組みや、外来栄養食事指導の推進に向けた取り組みなどを積極的に行ってまいります。

次に、国保の特定健診受診率と特定保健指導実施率の現状と、それらの向上に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

国保の特定健診の受診率につきましては、これまで未受診者への受診勧奨の徹底やがん検診とのセット化による利便性の向上対策などに取り組んできた結果、平成28年度は35.9%となっております。特定健診が開始されました平成20年度と比べて12.2ポイント上昇し、全国平均との差も小さくなってきております。

一方、平成28年度の国保の特定保健指導の実施率につきましては19.3%となっており、平成20年度と比べてこちらは3.5ポイントの減少となっております。特定健診の受診者の増加に伴い、指導対象者がふえたことにより、対象者を指導する保健師や管理栄養士のマンパワー不足が生じたことが減少した要因だとお聞きをしています。

県としましては、特定健診の実施主体である市町村に対して、受診率の向上に向けた取り組みを積極的に行うよう働きかけを行っています。具体的には、健康づくり婦人会など地域の健康づくり団体の皆さんが訪問して、直接受診の呼びかけを行う補助事業を市町村で積極的に活用していただくよう働きかけることや、他県の優良な未受診者対策の事例を情報提供するなどして、市町村の受診勧奨の取り組み強化への支援を行っています。

また、今年度からは、国保の都道府県化に伴い、新たに、最も受診率の低い、健診の対象者となって間もない40歳代前半の被保険者を対象として、健診受診の重要性や生活習慣の改善などをお伝えするリーフレットを県が作成し、該当者全員に配付することにより、受診率の向上

を図ることとしています。

一方、特定保健指導につきましては、市町村のマンパワー不足を補うため、受託体制の強化に向けて、高知県栄養士会に対して特定保健指導体制の強化に必要な経費への補助事業を実施するとともに、他の民間事業者にも専門職の確保などの体制強化を図っていただけるよう、個別に協議を進めています。

今後も引き続き、国保の財政運営の責任主体として、市町村と連携をしながら、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率の向上に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種について、平成26年度から平成29年度の本県の定期接種対象者数、接種者数、接種率ほどの程度かとのお尋ねがございました。

高齢者への肺炎球菌ワクチンの接種は、肺炎球菌感染症の重症化予防などへの効果が高いことから、平成26年10月に65歳の方を基本的な対象者として、予防接種法に基づく定期接種とされました。その際、お話にございましたように、経過措置が設けられ、平成27年度から平成30年度までの4年間に、65、70、75、80といったように65歳から100歳までのうちで5歳刻みの年齢に達した方も対象とされたところですが、今年度がその経過措置の最終年となっています。

本県における平成26年度から平成29年度の接種状況につきましては、4年間で対象者数が合計約20万人であるのに対して、約8万人の方が接種し、接種率は約40%となっています。年度ごとの接種率は、平成26年度は36.0%、平成27年度は42.1%、平成28年度は41.9%、平成29年度は40.4%となっており、平成27年度と28年度は全国の接種率を上回っています。

次に、国が試算している高齢者肺炎球菌ワクチン接種による医療費削減効果を本県の人口に置きかえた場合、どのくらいになるのかのお

尋ねがございました。

国が推計した5,115億円の高齢者肺炎球菌ワクチン接種による医療費削減効果につきましては、毎年65歳の方全員にワクチン接種を行い、ワクチン接種の効果が5年間持続するとした場合の推計値であります。

この考え方に基づき、推計値のもととなっています国のワクチン評価に関する小委員会の報告書の数値を、単純に本県の平成27年国勢調査の65歳人口に当てはめた場合、医療費の削減額は1年当たり38億3,000万円と見込まれます。

最後に、これまで高齢者肺炎球菌ワクチンを接種できなかった県民への対策についてお尋ねがございました。

経過措置期間が予定どおり5年で終了することとなれば、来年度からは65歳の方のみが接種対象となりますが、議員のお話にございましたように、全国平均で接種率が40%に満たない状況であることから、国においても、未接種者への対応やワクチンの効果の持続性の評価を踏まえた再接種の必要性などが検討課題となっています。

そのため、現在、国の厚生科学審議会予防接種基本方針部会において、経過措置のあり方や再接種の有効性、安全性、医療経済的評価を踏まえた平成31年度以降の対象者についての検討がなされています。

県としましては、こうした国の審議会における検討状況を注視しながら、国の対応方針を踏まえて対応してまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) まず、全国規模で直面する災害について、県の認識と今後の防災への取り組みについてお尋ねがありました。

本県にも大きな被害をもたらしたことしの7月豪雨や平成26年8月豪雨のほか、全国的にはことしの台風第21号や平成29年7月九州北部豪

雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、これまで何十年に一度とされてきた大規模な災害が、近年は全国各地で毎年のように発生しています。今後も、気候変動の影響により、台風の強大化やたび重なる豪雨など、大規模な自然災害の頻発が懸念されるものと認識しています。

このような事態を踏まえ、県全体で台風や豪雨に備えるべく豪雨災害対策推進本部を新たに設置したところです。この本部では、豪雨、暴風、高波、高潮などによる自然災害に対し、平時からの備えとして、中小河川の未整備箇所など脆弱なインフラの補強、河川に堆積した土砂や流木の撤去といった被災後の対応、急激に強くなる大雨への対応の研究といったことを行うとともに、災害対応の不断の検証や改善を行うこととしています。

今後は、部局横断的に年間を通じてこの本部で知恵を出し合いながら、ハード・ソフトが一体となった効果的な対策を推進することによって、本県の防災・減災能力をさらに高めていきたいと考えています。

次に、本県も災害時の備蓄品として、国産の液体ミルクを加えるよう検討してはどうかのお尋ねがありました。

お話のありました液体ミルクにつきましては、常温保存が可能で哺乳瓶を必要とせずそのまま乳児に与えることができることから、災害時には大変有用であると考えております。

本年8月8日に、国が液体ミルクの安全基準を定める改正省令を公布、施行したことから、国内での製造、販売が可能となりました。現在、各メーカーで製品化に向けた検討がなされているものと思いますが、国内で流通が本格化するまでには数年かかるのではないかとされています。

一方、現在流通している乳児用粉ミルクについては、賞味期限が1年程度と短いといった課

題がありますが、県内15市町村において備蓄が行われています。また、県は、民間事業者から調達する流通備蓄により市町村を補完することとしております。

液体ミルクにつきましては、粉ミルクよりさらに賞味期限が短く、価格が数倍することに加え、備蓄スペースも格段に多く必要となるなど課題もあると考えております。

しかしながら、ミルクは乳児の発育や健康保持のためには必要なものですので、今後液体ミルクを含めた災害時のミルクの調達について、他県の取り組みも参考にしながら、関係部局や市町村と検討してまいります。

○24番（黒岩正好君） それぞれ大変御丁寧な答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。時間も若干ありますので、2問目を質問させていただきたいと思っております。

まず、知事にお伺いをしたいと思っておりますが、この豪雨災害対策推進本部の設置ということで、年間通じて対策を検討する、そういう機関を設置する知事の思いというものをお聞かせいただきました。

その上で、今後検討されることだと思うんですけども、インフラの未整備の箇所に優先順位をつけて今後取り組んでいくということですが、この優先順位を決める基準なり根拠をどういうふうな視点から決めるのかということと、それから年間どれだけの予算規模、また箇所数とか件数、これはどんなふう知事の思いとして考えていらっしゃるのかをまず1点聞きたいと思っております。

それから、地域福祉部長ですが、この医療的ケア児、非常に年々ふえているという実態もございまして。それで、今やはり短期入所施設が少ないという現実をどう改善していくかということが——やっぱり家族にとって非常にレスパイトできる、そういう状況になるわけです。

今は、医療型の施設が中心ということにならざるを得ないと思うんですが、例えば県立病院とか、あと医療センターとか、こういう施設の可能性も追求していったらどうかと思うんですが、そのあたりの考え方等はどうか、伺いをしたいと思います。

それと、商工労働部長に伺いますが、ものづくり補助金の対象がNPO法人にまで広がったということで、これは画期的なことだと思います。そういう意味では、都市部のNPO法人と比べて高知県のNPO法人の取り組み状況というのはどうかというのは、いろいろあるかと思いますが、やっぱりせっかく改正されたこういう補助金ができているわけですので、積極的に活用できるようなNPO法人を育成していくという側面も非常に大切じゃないかなと思っております。

そのあたりの現在のNPO法人の置かれている状況を踏まえて、今後どのような取り組みをされていくのか、その点を聞きたいと思っております。お願いします。

○知事（尾崎正直君） このインフラ未整備箇所についての対応の仕方について、まず優先順位の問題であります。

その優先順位のつけ方そのものについてもこの本部などで詰めていきたいと思っておりますけれども、やはり甚大な人命被害を及ぼすおそれがある箇所を優先していくということになるのではないかと、そのように考えています。

今回も安芸川の堤防が破堤一步手前までいきました。あの箇所はいわゆる集落の北部、安芸の市街地の上部に当たるところでありまして、あそこが破堤しますと、市街地全般が大規模な水害に見舞われかねないというところでありました。やはりポイントとなる箇所でありながらも弱いと、そういう箇所をしっかりと調べて対策を講じていくということが大事だと、そういう

ふうには思っています。

予算の規模でありますけれども、これはある意味スタミナの限界というものがどうしても出てくるわけでありまして。スタミナの限界まで頑張ろうということがまず第一なのですが、もう一つは、やはり予算規模そのものをしっかり確保していくためにも、国に対してしっかり働きかけをしていくということが大事だというふうには思っております。

かつて全国防災事業というものがありません。これによりまして、本県の場合は、例えば南海トラフ地震対策の中で、最も人口密集地でありますところの鏡川と江ノ口川を囲む地域であります。こちらの堤防の耐震化をほぼ完成することができたわけでありまして。これは非常に大きかったと思っております。

しかしながら、今この全国防災事業がなくなっております。今、国に対してさまざまに政策提言させていただいておりますのは、地震対策としての特別枠を設けていくことも非常に有益であります。あわせてこういう中小河川問題とか豪雨対策に向けての予算の確保をもう一段しっかり展開できないかということをお話しているわけです。

ぜひ県の中で、人命にかかわることありますから、県予算について優先的に対応することに加えて、やっぱり国において、こういう問題についてしっかりと予算枠を設けて対応するということとなるように、かつての全国防災枠のような形で対応することとなるようにしっかりと働きかけをしていきたいと、そのように考えておるところであります。

○地域福祉部長（門田純一君） ショートステイの重要性は各病院に認識をさせていただいております。県立病院、医療センターを含め働きかけをしております。特に医療センターのほうでは具体的な検討が今始まっております。医療セ

センターのニーズに応じて県の補助制度も構えたところもございます。さらに御指摘いただきましたので、県立病院、医療センターには働きかけをしていきたい、そのように考えております。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 地域産業に寄与するような形で生産活動されているNPO法人が幾つかあるかと思えます。日高わのわ会さんでありますとか、そういった事業活動を展開されているところもあるやに聞いております。そういったところが活用できていくような新しい制度になったかと思えます。

社会福祉協議会等が所管をしておりますボランティア・NPOセンターとも連携をしながら、そういったところに情報をきちんと流していきけるようにしたいと思いますし、地域のアクションプランでかかわってくるケースもあるかと思えますので、そういったところと連携がとれるように周知していきたいと思えます。

○24番（黒岩正好君） 大変ありがとうございます。

若干時間が残りましたが、以上で全ての質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩



午後1時再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番上田貢太郎君。

（4番上田貢太郎君登壇）

○4番（上田貢太郎君） 自由民主党の上田貢太郎でございます。

まず冒頭、質問に入ります前に、このたびのたび重なる豪雨災害、そして北海道胆振東部地震によりお亡くなりになりました方々に対しまして謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に対しましても心よりお見舞いを申し上げます。政治に携わる者として、繰り返される災害に対する事前の備え、そして死者ゼロを目指す姿勢の必要性を、今改めて強く感じております。一日も早く日常の生活を取り戻していただきますことを願うところでございます。

それでは、質問に入ります。まずは、地震対策についてお聞きいたします。

9月6日3時8分、北海道胆振地方を震源とする最大震度7、平成30年北海道胆振東部地震が北海道を襲い、発生から間もなく道内全域は停電、道民や観光客は大きな不安の中、朝を迎えることとなりました。

我々産業振興土木委員会のメンバーも東北、北海道の視察のため、その日は函館のホテルに宿泊しておりました。現地も震度5弱から6弱という強烈な揺れで、私も飛び起きまして、これはまずいと、とりあえずテレビをつけようと思いましたが、ホテル内は既に停電。エレベーターもとまり、幸いトイレの水は出たのですが、結局どうすることもできないまま、一睡もできず朝を迎えることとなりました。委員会のその日の予定は青森入りでしたが、移動先の混乱も予想されますし、道内からの脱出もなかなか困難な状況のため、後の予定を中止し帰路に向かうこととなりました。

我々は、議会の視察団であったこともあり、比較的スムーズに情報や旅行券の手配ができましたが、一般の観光客や出張族の方々はどうしたものかと心配しておりましたが、高知に戻ると、考えられないような話が知人からありまし

た。といいますのも、札幌のある避難所が地域住民以外を閉め出していたという話です。連絡いただいた方は陸前高田市で市議会議員をしている方で、息子さんが札幌に所用で出かけていて、父親の指示で避難所に向かったところ、避難所は市民優先ですと避難を断られたそうです。加えて、ホテル、旅館からも敬遠され、夕方になり、食事はとれていないものの何とかホテルと水は確保できたようですが、国内有数の観光地がなぜと耳を疑いました。

あすは我が身の高知の避難所は、県としてどのような運営指導を行っているのかと不安になりました。本県も、観光県として旅行会社と連携したさまざまな旅行商品を企画、販売し、国内外の観光客を呼び込もうと計画しておりますが、観光客や出張族の災害対応はどのように行うつもりなのでしょうか。

今回の胆振東部地震は、大きいとはいえ揺れの被害だけでしたが、次の南海トラフ地震は津波も伴い、県下全域でライフラインは途絶すると考えていいと思います。

そこでまず、今回の北海道胆振東部地震について知事の御所見をお聞かせください。

そして、避難所開設については市町村が行うわけですが、避難所に地域住民以外の方が来たとき、どのような対応をとることになっているのか、また日本語のわからない外国人を受け入れる特別な避難所などは考えているのか、危機管理部長にお伺いいたします。

加えて、本県は東西も広く、県外、海外から来られた観光客などは広範囲に散らばっている可能性があります。その方々の脱出可能エリアまでの移送をどのように考えられているのか、また通信が途絶して情報入手が困難な中、こうした方々の脱出に関するサポートをどのように考えられているのか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、非浸水地域への事業所移転についてお伺いいたします。本県では、公益性の高い民間施設などに関しては、高台移転費用の補助などを含むさまざまな施策が打ち出されておりますが、一般民間企業に対してはそうした助成制度はなく、個人、個人による自力での地震・津波対策しかありません。

また、土佐湾沿岸部や浦戸湾・浦ノ内湾沿岸部には、水産品加工や海洋輸送による資源加工会社、燃油などの基地が多数存在します。さきに発表された土木学会の南海トラフ地震の被害予測では、全国の被害予測は1,400兆円と試算されており、高知県についてはGDP、県民経済試算が70%減という壊滅的な状況に陥る可能性が予測されております。ここに至り、高知県の経済を支える製造業や事業所に対する措置も重要であると考えます。

本県でも、企業の津波浸水地域から非浸水地域への移転について、潜在的な要望が非常に多いと聞いております。さきに、県と高知市との共同で高知中央産業団地が整備されましたが、供給ベースではまだまだ追いついていないのが現状ではないでしょうか。

今、民間業者がそうした声を受け、移転先用地の確保に動いておりますが、多くの場合は、用地として十分な広さは確保できそうでも、開発許可や農地転用に伴う規制で許可に至らないと聞いております。もちろん、国土、農地の開発ですから、乱開発、スプロールを防ぐためのルールに従う必要は十分承知しておりますが、事業継続計画、BCPに伴う高台移転用地開発に限って緩和することはできないものではないでしょうか。

大手企業との取引のある本県事業所では、災害時においても、取り扱う商材の供給を滞りなく行う必要に迫られています。また、一定期間内にそうした対策がとれなければ、取引の打ち

切りを示唆する企業も少なくありません。県民の雇用を担う事業所の多くは小規模事業所で、事業所の移転は困難でも、せめて物流拠点や工場ぐらゐは高台や津波の影響を受けないエリアに移しておきたいと願っております。また、中堅企業では、取引先の要望を受けて高台移転先を求め、なければ県外などに支店を移したり分社化してリスク分散を行うことも視野に入れての検討を始めた企業もあると聞いております。そうすると、少なからず高知経済に影響があるのではと考えます。

そこで、こうした事業所移転に対する市街化調整区域や農地の規制緩和について土木部長と農業振興部長にそれぞれお伺いいたします。

また、津波浸水地域から非浸水地域への移転を望む企業数やその企業が希望する面積と価格を県は把握できているのか、またそうした企業がどの市町村付近を望んでいるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

続きまして、南国市の市街化調整区域における宅地開発についてお伺いいたします。先ほどの質問にも関連しますが、宅地開発に関しても、南国市の一部地域で企業の高台移転地と同様の扱いを受けているとの話が私のところに持ち込まれました。県としては、開発の許可に関しては国の施策、コンパクトシティー化を念頭に検討しているようですが、中心市街地に近い宅地は農地と比較すると高額であり、県民所得から鑑みますと農地のほうに目が行きがちではないかと思われまゝす。

また、本案件は、さきの2月議会で坂本議員、久保議員からの開発許可に関する質問、特に坂本議員からの質問に対する知事の答弁では、平成26年から津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築や空き家の賃貸を可能としましたとの発言がございましたが、問題の宅地開発は非浸水エリアの既存集落に近いエリアであり、津

波浸水予測区域からの転居地には最適な場所だと考えます。加えて、既存集落の維持という観点でも、県の考える規制緩和での整合性は満たしているように考えます。周辺には内科、歯科のクリニックもあり、教育環境としては小学校、職場としては大型企業エリアもあり、そこに勤める職員としては通勤の利便性からも好ましい転居エリアではないかと思ひますし、人が集まれば店舗などの出店も期待でき、既存集落の活性化にも結びつくと考えております。

そこで、既存集落の高齢化や若者流出による急激な過疎化を防ぐためには、あらゆる対策を講じる必要があると考えますが、乱開発とは考えにくい今回の宅地開発について土木部長の御所見をお聞かせください。

次に、フィルムコミッションについてお伺いいたします。

私は、かねてより映像コンテンツをインバウンドに結びつけるべく、さまざまな提案をさせていただきましたが、いよいよ本年12月19日からLCCのジェットスター・ジャパンによる高知一成田・高知一関西線が就航いたします。この2路線の就航により、海外と本県を結ぶ交通環境は大きく前進するものと期待しており、知事も無限大の可能性があると述べられております。こうした動きを生かし、県全体として高知の魅力をさらに世界へ広げるためには、ドラマ、映画、アニメといった映像のコンテンツの力が欠かせないと考えております。

例を挙げますと、観光先進県の沖縄県では、沖縄フィルムオフィスがロケ誘致を進め、2017年シンガポールと沖縄フィルムオフィスが共同制作しました映画「ジーマーミ豆腐」がシンガポールで大ヒットとなり、ジェットスターのシンガポールー沖縄線の就航を大きく後押ししたと聞いております。

また、佐賀県でも、佐賀フィルムコミッショ

ンがロケ誘致をした映画「タイムライン」が2014年にタイで公開されると、2016年の佐賀県でのタイ人宿泊客は、公開前の2013年と比べ15倍超の5,830人まで拡大されております。佐賀県の取り組みもこれにとどまらず、現在ではフィリピンに対して誘致活動を展開しており、アジア圏に対して佐賀の魅力を発信し続けております。

本県では、既に皆さん御承知のとおり、2015年に映画「あらうんど四万十」が国内で全国公開、海外では台湾やメキシコで配給され、エバー航空国際線でも機内上映されており、これに続き、映画「サムライせんせい」が平成の薩長土肥4県での先行上映に続きこの秋より全国公開、また海外配給も商談が進んでおり、拡大展開が期待できそうだと伺っております。

皆様御存じのように、現在ではスマートフォンの普及により、映像コンテンツの出口はスクリーンやテレビ、DVDにとどまらず、アマゾンプライム、フールー、ネットフリックスに代表されますビデオオンデマンドのシェアが急激に拡大しております。アマゾンプライムの日本での会員数は800万人を超えていると推測されており、ネットフリックスはディズニーを株価で超え、世界最大のエンターテインメント企業となりました。

「あらうんど四万十」はアマゾンプライムのプログラムとなっておりますし、本県四万十市出身の漫画家安倍夜郎さんが原作の漫画「深夜食堂」はドラマ・映画化され、ドラマ最新シリーズは現在ネットフリックスで世界190カ国に配信されており、韓国、中国ではリメイク版も制作され大変な人気となっております。このような状況を考えますと、今後の海外からの誘客を考えたとき、映像コンテンツの持つ情報発信力は決して小さくないと考えます。

また、本県が取り組んだ2013年の「楽しまん」と！はた博」、そこから始まった四万十映画祭は、

3回目にもかかわらず、業界では夕張国際ファンタスティック映画祭と肩を並べる存在と評価されており、ジェトロ、日本貿易振興機構がバックアップする唯一の地方映画祭と伺っております。昨年度末に行われました第3回目では初めてコンペ部門が設けられ、受賞作品を海外に送り出す登竜門の役割をしております。高知ロケではない作品、高知の企業がかかわっていない作品、そんな作品でも、すばらしい日本の作品を本県から海外に送り出すという四万十映画祭のスタイルは、まさしく幕末維新のころ、我々の先輩たちが脱藩してまでも世界に対する日本の将来を見据えて行った行動そのもので、高知じゃなければあり得なかった映画祭だと思います。

先ほど少し触れましたが、四万十映画祭で公開された「センターライン」という作品は、この映画祭において観客賞を受賞し、中国と配給契約が結ばれて既に結果も出ておりますし、国内の若手監督からは、日本で一番配給に近い映画祭として、作品を出品したい映画祭とも言われております。

このように、本県には、交通インフラの拡充、本県の魅力を伝える映像コンテンツの存在、ハード面とソフト面ともに世界につながるコンテンツの利用方法の基礎もできました。2020年東京オリンピック後を見据えた取り組みとして、今こそ力を注ぐべきときではないでしょうか。

人口減少先進県の本県では、交流人口の拡大が今後の県政の大きな柱の一つであることは間違いありません。先人が育んできた本県の文化、歴史、自然、食は、海外の方々にも自信を持って喜んでいただけるものです。今まで行ってきた数々の事業の積み上げをさらに飛躍させるためにも、観光、文化、産業、教育など関連部署で情報共有を行いながら、本県の魅力を発信し続けていくことが重要と考えられます。

そこで、映画やドラマのロケの誘致活動を行うフィルムコミッション活動を強化することが重要であると考えますが、これまでに御提案させていただいた官民が協力した受け入れ体制づくりの進捗も踏まえ、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

続きまして、空港施設の機能強化についてお尋ねいたします。

このたびのジェットスター・ジャパンによるLCC就航を受けて、高知龍馬空港のさらなる活性化が求められており、こうした中、ことしの5月に、副知事がトップとなり、国土交通省や高知空港ビル、南国市、航空会社、有識者などの関係者で構成する高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議が立ち上がっています。この検討会議は、高知龍馬空港の航空ネットワークの持続的な発展を目的として立ち上げられ、国内線と国際線の路線誘致や既存路線の拡充などについて戦略を立てて取り組んでいくこととされています。

5月と8月に検討会議が開催され、保安検査場や搭乗待合室の混雑の緩和や、国際チャーター便が来たときの税関、出入国、検疫の検査スペースの確保、航空機に旅客を誘導するボーディングブリッジ、搭乗橋の整備といった空港施設の機能強化の必要性が話し合われ、新ターミナルビルの建設といったことも検討すべきではないかとの意見があったとお聞きしています。

そこで、今回のLCCの就航決定や将来の国際線誘致を見据えた場合、空港のキャパシティの拡充は喫緊の課題ではないかと考えますが、空港施設の機能強化に向けて、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議の今後の取り組み内容について副知事にお伺いいたします。

次に、自然・体験型ツアーについてお尋ねいたします。

皆様、アドベンチャーツーリズムという言葉

を御存じでしょうか。本県も、来年から自然・体験型の観光キャンペーンを展開する予定ですが、このアドベンチャーツーリズムとはニュージーランドで発祥した体験型観光ツアーで、主に欧米の富裕層をターゲットに、市場規模が30兆円とも言われております。

この体験型観光ツアーは、通常の観光ツアーの約2倍の消費が見込めると言われておりまして、国内では既に北海道において、旅行会社、銀行、各種団体などが出資して、出資総額4億円の阿寒アドベンチャーツーリズム株式会社も設立されております。同社は、今回の北海道における地震により大変御苦労されているとお聞きしておりますが、現在取り組もうとしている事業には、国立公園内の夜の森を舞台にした、アイヌ民族の文化、神話をモチーフに阿寒の自然や動植物との共生の世界を演出する体感型デジタルアートの展開や、阿寒の豊富な観光資源、自然、アクティビティー、アイヌ文化を生かしたアドベンチャーツーリズムを展開し、国策である国立公園満喫プロジェクトと絡めて、稼げる地域を目指すようです。

12空港を有する北海道には及ばないまでも、本県にもさまざまな自然資源は豊富で、河川では四万十、仁淀、物部と徳島に流れる吉野の4河川があり、東西に室戸、足摺の両岬、中央には桂浜、中山間地域には急峻な四国山脈の地形から成る多数の渓谷がございます。

ただ、専門家の指摘する、高知は二次交通に問題があることをどのように解消するか。逆に言えば、この二次交通に難があることを生かし、アドベンチャーに結びつければ、例えば高知龍馬空港におり立ち、高知新港からローリングで大物を狙いながら西南地域へ移動、翌日は徒歩で四万十源流を目指し、その後、カルスト台地から仁淀川方面に下りカヌーで河口を目指す。さらに、高知市からロードバイクで室戸ジオパー

クを目指すなども、大人の夏休みにはぴったりのアドベンチャーツーリズムではないでしょうか。

また、宿泊地では、地元ならではの食や神楽などの古典文化に触れる機会も企画し、交流の創造によるさまざまな人流、物流、商流を生み出すきっかけになるのではと考えます。

こうしたツアー参加者の中には、本県の魅力にひかれ、移住を考える方も出てくるのではと考えます。

このような民間のノウハウを活用したアドベンチャーツーリズムの推進は有効であると考えますが、観光振興部長の御所見をお聞かせください。

次に、ナイトタイムエコノミーについてお伺いをいたします。

年々増加し続ける訪日外国人旅行者数。日本政府観光局によると、2017年10月の訪日外国人旅行者数は、前年同月比21.5%増の259万5,000人となり、10月としては過去最高を更新しました。本県におきましても、一昨年あたりからクルーズ客船の入港数が増加し、2016年の25隻から2017年は43隻と、7割強もの伸びを見せており、12月からLCCの就航で、そうしたクルーズ観光客のリピートも見込めるのではないかと考えます。

そうした外国人に外貨を落としてもらおう新たな考え方に、夜遊び経済、ナイトタイムエコノミーというものがあります。外国人旅行者を対象にした調査によると、夜の時間帯に楽しめるエンターテインメントやショッピングスポットが充実している欧米や東南アジアの国と比較して、日本では余りナイトライフが楽しめなかったという結果が出ております。本県も同様で、外国人観光客が買い物や観光をする姿は見かけますが、夜の繁華街ではその姿を見かけることはありません。

また、ナイトタイムエコノミーには、宿泊施設はもちろん商店街や繁華街の他店間の協力が不可欠で、例えば多言語での相互のショップ紹介カードや割引チケット付きの地域通貨などもおもしろいと考えます。

加えて、インバウンド観光客の入れ込みにはSNSによる情報発信が不可欠で、特にアジア圏の観光客の多くがいわゆるインスタ映えするスポットや食べ物を求めており、それを表現するスマホというハンディーコンピューターで、手のひらから世界に情報発信しています。

そこで、海外で人気があり、SNSでの発信力のある方を定期的に高知に招待して、現地の言葉で高知のよさをアピールしてもらえれば、インバウンド効果としては大きな期待が持てると思いますが、こうした方々の招聘について観光振興部長の御所見をお聞かせください。

また、ナイトタイムエコノミーは、高知市中心商店街活性化の視点からも必要ではと考えます。外国人が大好きな温泉。私も市議会議員時代に2回ほど温泉開発の質問をいたしました。先日の高知新聞でもはりまや橋温泉の記事が出ておりました。

記事の冒頭に、高知市中心商店街の事情を西高東低とあらわしておりましたが、はりまや橋公園周辺のにぎわい創出も今後の大きな課題ではと、私も以前から感じておりました。といいますのも、例えばはりまや橋公園に面した店舗の多くが公園に背を向けている点です。もともと、はりまや橋商店街の店舗ができてから後になってはりまや橋公園が整備されたため、仕方がないことではありますが、美観地区ということもありますし、せつかくはりまや橋に観光客が訪れても、すぐそばの公園から店舗やビルの背中を眺めながらでは、少し残念に思います。加えて、公園から階段をおりたところにあるはりまや橋の地下広場についても、昔と違って明

るくなったとはいえ、まだまだ観光地としての活用方法があるのではないのでしょうか。

そこで、はりまや橋公園の地下広場をアート作品やしゃれたカフェ、スイーツを販売するバル広場に変えて、地上の公園には小さなワゴンショップを配置し、おいしい食べ物と心地よい音楽を楽しめる仮称はりまやバルとしてリニューアルし、高知市中心商店街の東の名所にしてはと考えます。さらに、年末に行われている中央公園のイルミネーションをはりまや橋公園の東隅まで延長し、また夏には水面に灯籠などを浮かべ、光の名所にすればと考えております。

そこで、はりまや橋公園周辺のにぎわいを創出することにより、高知市中心商店街全体の活性化につながるものと考えますが、商工労働部長の御所見をお聞かせください。

最後に、大学生による観光まちづくりコンテストについてお伺いいたします。

観光開発には若い感性も必要ではないでしょうか。これは、国交省を初め、観光庁、文部科学省、総務省、経済産業省など5省庁が後援し、既に11の実践事例も立ち上がっている、大学生による観光資源開発のコンテストでございます。2011年は、対象地域を箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏とし、箱根町、熱海市、大井町、小田原市など11市町の観光資源を発掘し、観光まちづくりプランを考えるものであり、毎年開催されております。第1回は12大学、40チーム、大学生167人でしたが、今は100校に届く勢いで参加学生数も1,200人を超え、大きな広がりを見せています。8回目を迎えることは、2017年の北陸、多摩川に、新設の茨城・長崎国境離島ステージを加え、いずれの地域にもエントリーすることを可能としました。

これまでの開催地を見てみますと、残念なことに四国はまだ開催地の名乗りを上げていないようですが、全国、いや世界に広がりを見せる

よさこいの聖地土佐の高知が、そろそろ開催ステージに名乗りを上げていいのではないのでしょうか。開催には若干の費用を要するようですが、若い感性で資源開発が実現すれば、そんな費用はあつという間に取り戻せるのではと考えます。

そこで、高知を開催地のステージとしてエントリーすることも含めて、こうした大学生などの若い知恵や感性を生かす観光地づくりについて観光振興部長の御所見をお聞かせいただきまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

北海道胆振東部地震の所見についてお尋ねがありました。

今月6日に発生した北海道胆振東部地震では、道内で初めて震度7が観測をされ、大規模な土砂崩れや家具の転倒などにより41名の方がお亡くなりになりましたほか、700名近い方が負傷されるなど、大変大きな被害が発生をいたしました。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災されました皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げます次第であります。

この地震では、最大震度7という極めて大きな揺れによりまして、震源に近い厚真町北部では大規模な土砂崩れが発生しましたほか、大きな揺れがなかった地域も含めて道内全域で停電が発生し、経済活動の停止や交通機関の麻痺などが発生をいたしました。

今回、土砂崩れが起きた地域は、火山灰や軽石などが堆積した地すべりを起こしやすい地盤であったと報道されておりまして、本県とは地質が異なりますけれども、揺れによる土砂崩れは本県においても発生すると考えておりまして、今回の地震で土砂崩れの危険性を改めて認識し

たところであります。

土砂災害の対策につきましては、現在県民の皆様さまにさまざまな注意喚起を行い、災害の危険性がある地域の調査を進めておりますほか、特に危険性の高い区域内の建物には、外壁補強や安全な土地への移転費用に対する支援制度を設けるなどの取り組みを行っておりますけれども、今後はこうした取り組みを、今回の地震の教訓を生かしてさらに一層強化していかなければならないと考えております。

また、今回の地震で、社会生活や経済活動に欠かすことのできない電気の広範囲にわたる停止が地域社会に与える影響の大きさを目の当たりにし、ライフラインの大切さについて改めて認識をしたところであります。

こうしたライフラインについては、昨年度電気、水道、ガス、通信などのライフライン事業者を構成メンバーとする協議会を立ち上げ、各事業ごとの復旧目標を設定しましたほか、優先的に復旧すべき施設の共有、復旧工事に係る許認可手続の簡素化、資機材置き場の確保対策などの検討を進めているところでございます。

さらに、お話のありました観光客や外国人など地域外の方々への対応については、地元の自治体などと連携し、今後避難所での受け入れ体制の整備を進めるとともに、必要とする情報やその提供方法の検討を進めていく必要があると考えております。

いずれにしましても、今回の地震により明らかになりました知見につきましては、現在策定中であり第4期南海トラフ地震対策行動計画に反映していきたいと、そのように考えております。そうすることを通じて、南海トラフ地震対策のさらなる充実強化を図っていきたく、そのように考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) まず、避難所に地域住民以外の方が来たとき、どのような対応をとるのか、また日本語のわからない外国人を受け入れる特別な避難所などは考えているのかとお尋ねがありました。

南海トラフ地震など大規模な災害が発生した場合、県内の他の市町村から仕事や買い物などで訪れた方や国内外から観光で訪れた方など、地域の住民以外の方々が増えるため、可能な限り避難所で受け入れる必要があると考えています。

県が作成した避難所運営マニュアルの手引では、避難者名簿に、避難者、在宅避難者に加えて帰宅困難者の欄を設けるなど、地域の住民以外の方々が増えることも想定した構成としており、既にこの手引に基づいて、こうした方々のためのスペースをあらかじめ設ける方向でマニュアルの検討を進めているところもあります。

また、日本語が通じない外国の方につきましても、健常者であれば特別な避難所ではなく、一般の避難所に避難していただくこととなります。このため手引では、支援の必要な要配慮者の例として外国人を挙げ、多言語による情報提供が必要となることや宗教や生活習慣などに対する被災者への配慮が必要であることに加え、通訳として支援する災害時語学サポーターの派遣が可能であることも明記しております。

今後、県としましては、特に観光客や出張で訪れる方々の多い市町村の避難所での運営マニュアルについて、こうした内容を盛り込んでいただくよう市町村を支援してまいります。

次に、県外、海外から来られた観光客などの脱出可能エリアまでの移送をどのように考えているのか、また通信が途絶して情報入手が困難な中、こうした方々の脱出に関するサポートをどのように考えているのかとお尋ねがありま

した。

本県を観光や出張で訪れた際に被災し、帰宅が困難になった方々については、早期に帰宅できるように支援することは必要であると考えています。

さきの東日本大震災では、宮城県の松島町が町内の旅館組合と連携して帰宅困難となった観光客の情報収集に当たり、発災3日後の3月14日には仙台市から東京方面に向かう鉄道ルートが確保されたことから、観光客を町やホテルがバスで仙台市まで搬送したとのことです。

南海トラフ地震発生時においては、県内各地で被害が発生し、公共交通機関の復旧にも時間を要することが想定されることから、松島町での対応のように県や市町村がバスなどを調達し、観光客などを、公共交通機関が復旧している瀬戸内側の主要都市まで搬送することも検討しておく必要があると考えております。

また、通信が途絶して情報収集が困難な地域でのサポートにつきましては、テレビやラジオなどのマスメディアを通じた情報提供のほか、ホテルや駅での情報提供など、あらゆる手段を通じて、県外、海外から来られた方に必要な情報を提供することが重要であると考えております。

こうした県外、海外からの訪問者の早期帰宅対策につきましては、今後具体的な支援方法や県と市町村の役割分担などを検討していく必要があると考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、津波浸水地域から非浸水地域への事業所移転に対する市街化調整区域の規制緩和についてお尋ねがありました。

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、計画的に市街化を図る市街化区域との区域区分、すなわち線引き制度を担保するため、

建物の建築の規制など土地利用に一定のルールを定めております。

一方、産業振興を後押しするため、国や高知広域都市計画区域を構成する高知市、南国市、香美市、いの町と協議、調整を行い、平成28年から高規格道路のインターチェンジ周辺において、事業所の立地が可能となる規制緩和を行いました。

このため、事業所が非浸水地域へ移転を希望する場合には、市街化区域やインターチェンジ周辺などで立地を検討いただくことで、無秩序に市街地を拡大させることのない計画的なまちづくりが図られると考えております。

次に、南国市の市街化調整区域における宅地開発についてお尋ねがありました。

市街化調整区域は市街化を抑制する区域ですので、基本的には宅地開発ができない区域となります。一方で、市街化調整区域であっても、地区計画を定めれば宅地開発が可能となります。この地区計画は、国の定める都市計画運用指針において、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲で定めるものと規定されております。

南国市が宅地開発のためにこの地区計画制度を活用する場合には、都市計画運用指針の趣旨を踏まえ、都市計画マスタープランの位置づけはもとより、空き地、空き家の状況や人口動態など長期的視点に立った都市構造の分析を行うとともに、南国市が進めるコンパクトなまちづくりや周辺市町とのバランスを重視し、宅地開発の必要性について慎重に検討いただきたいと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) 津波浸水地域から非浸水地域への事業所移転に対する農地の規制緩和についてお尋ねがございました。

国内の農業生産の基盤である農地につきまし

ては、国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることから、農地法において農地を農地以外に転用することが規制されています。

一方、南海トラフに係る地震防災対策の推進に関する特別措置法では、地方公共団体が住居の集団移転を図るため津波避難対策緊急事業計画に基づいて住宅団地を整備する事業については、農地転用の許可要件の緩和についての特例が設けられているところです。

土地は、地域の諸条件に応じて適正に利用されることが必要であることから、農地法においては、農地転用を一律に規制するのではなく、農業振興地域内の農用地や甲種農地、第1種農地といった優良農地については転用を原則不許可としている一方、第2種農地や第3種農地といった農業上の利用に支障が少ない農地については、必要な要件を満たした場合には転用許可できることとなっており、事業所の移転を目的とする転用も可能となっております。

県としましては、事業所の移転に係る農地転用につきまして現行の制度において可能な範囲で柔軟に対応するとともに、引き続き食料生産の重要な基盤である優良農地の確保と、農業上の利用に支障が少ない農地の転用との調整を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、津波浸水地域から非浸水地域への移転を望む企業数や希望する面積、価格等を把握しているのか、またどの市町村付近を望んでいるのかのお尋ねがございました。

東日本大震災の発生や、南海トラフ地震による津波浸水予測を公表いたしました平成24年12月以降、製造業や運送業など県内企業の皆様からさまざまな機会を通じて、BCPに伴う高台

移転に関するお声をいただいております。

県では、平成26年度から隔年で、団地開発に係るニーズを把握するため、県内の製造業を対象にBCPも含めた移転等に関する意向調査を実施してきております。今年度も525社を対象に実施をいたしました結果、工場等の増設や移転を計画または検討している企業は34社で、希望する総面積は約20ヘクタールございました。また、その理由としましては、複数回答可としておりますが、事業の拡大のためが25社、次いでBCPに関するものが10社ございました。

このBCPに関する移転のうち、それぞれの企業が希望する面積は0.1ヘクタールから最大で8ヘクタール、希望する価格は1平方メートル当たり1万円から3万円となっております。移転場所につきましては、高知市や南国市を中心に、9割の企業が現在の市町村内での移転を希望されているということになっております。

また、共同で団地開発を進めております高知市や南国市におきまして、市が把握しておりますところでは、運送業や卸売業等の製造業以外の業種で、両市の合計で約18ヘクタールのニーズがあるとお聞きをしております。

県では、現在非浸水地域において安全・安心な工業団地の開発を進めており、南国市と共同で日章地区に約12ヘクタール、また高知市と共同で高知中央産業団地の東隣の布師田地区に約7ヘクタールの団地の整備を進めているところでありますが、津波浸水地域からの移転のみならず、その他の企業の新設、増設、あるいは県外からの企業誘致を鑑みますと、受け皿の確保は十分ではないと考えております。

このため、日章と布師田の両団地の早期完成に全力で取り組んでまいりますとともに、今後の団地整備につきましては、県内企業の具体の増設や移転等の計画、意向を十分にお聞きしながら、市町村ともしっかり連携して対応してま

いりたいと考えています。

次に、はりまや橋公園周辺のにぎわいを創出することにより、高知市中心商店街全体の活性化につながるのではないかとのお尋ねがございました。

高知市が策定をしています第2期中心市街地活性化基本計画では、歩行者通行量について、中心部では西側エリアが増加したのに対し東側エリアでは減少しているとの現状認識のもと、魅力ある機能をエリア全体に展開し、人々の回遊を活発にして中心市街地での滞留を促進させるとの基本方針を掲げて、各種施策を展開していくこととされています。県としましても、東側エリアを活性化していくことは大変重要であると認識をしております。

現在、中心市街地活性化基本計画の中に位置づけられた事業としまして、例えば京町・新京橋商店街では、新たな商業者を育成し商店街の空き店舗への出店を促進する京町チャレンジショップ事業や、障害のある方や高齢の方が安心して買い物をしていただけるようサポート活動を行うタウンモビリティ事業などを実施しています。

議員のお話にありましたはりまや橋公園の活用につきましては、都市公園法や公園の構造上から一定の制約があると管理者である高知市からお聞きをしておりますが、年末から行われる中央公園や京町・新京橋商店街でのイルミネーション事業につきましては、これまでに規模を拡大する際に県と市とで支援をしてきたところであり、はりまや橋公園の一部も活用されています。

今後のさらなる拡大につきましては、設置や維持に相当の費用がかかるということもありますので、商店街振興組合や高知市の意向を十分に確認してまいりたいと考えております。

加えまして、中心商店街全体への回遊性の向

上を図りますため、本年度からは国内外からの観光客や地元住民に対しまして新たにICTを活用した商店街の情報発信を行ったり、キャッシュレス機能の導入によりインバウンドの需要喚起につなげる取り組みなどについて、商店街振興組合と協議を重ねているところでございます。

今後とも、高知市や商店街振興組合とともに、官民一体となって中心商店街全体の活性化を図ってまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、フィルムコミッション活動を強化するための官民が協力した受け入れ体制づくりについてお尋ねがありました。

映画やドラマの誘致は、国内外に向けた本県のPR効果はもとより、ロケ地めぐりなどの観光誘客や大規模な撮影の際の宿泊などを中心に、さまざまな経済効果を生み出す可能性があると考えています。こうしたことから、民間の方々との協力によって本県のフィルムコミッション活動が強化できますことは、大変心強いことだと考えています。

フィルムコミッション活動の強化に向けては、県内の民間の方々が、映画などの制作をサポートする組織の立ち上げを目指されており、県としましてもこれまでに関係者の方々と意見交換を行ってまいりました。

この意見交換において、関係者の方からは、誘致の際のロケ地情報のデータベース化を初め、撮影に関する地元との調整などにノウハウを持つスタッフの確保や、編集機材と移動車両の準備などに取り組むことで、効果的なフィルムコミッション活動が可能になるとのアイデアをいただいています。こうしたアイデアを受けて、県からは、お互いの役割と責任の分担や民間組織の活動に必要な資金の調達方法など、具体的

な仕組みの検討を重ねていく必要があることをお伝えしています。

今後とも、受け入れ体制づくりに向けた協議を継続しまして、官と民との協力のもとでのフィルムコミッション活動の強化につなげていきたいと考えています。

次に、民間のノウハウを活用したアドベンチャーツーリズムの推進についてお尋ねがありました。

アドベンチャーツーリズムは、その旅行形態を提唱する団体において、自然、アクティビティ、異文化体験の3つの要素で構成する旅行と定めております。

お話のありました北海道での取り組みは、民間事業者を中心に、例えば自然と共生するアイヌ文化を体感といったストーリーで、湖に生息するマリモの観察やアイヌ民族に伝わる竹製の楽器製作、地域食材を活用した湖畔でのグランピングといったアドベンチャーツーリズムの3つの要素に、宿泊や物産などを組み合わせた、滞在型の旅行商品の造成、販売により、観光誘客を図るものです。

こうした取り組みは、本県が自然・体験型キャンペーンにおいて進める、民間のノウハウを取り入れながら自然景観や体験型の観光資源の魅力を高め、それらを中心に食や歴史、町並み、風土、文化を組み合わせた観光クラスターの形成に重なるものと考えております。

本県にはアドベンチャーツーリズムの構成要素となる多様な自然やそれらを生かしたアクティビティ、生活や文化に触れる体験といった観光資源が、とりわけ中山間地域に豊富に存在しており、アドベンチャーツーリズムの考え方を観光クラスターに取り入れて推進することは有効であると考えています。

そのため、アドベンチャーツーリズムに精通した専門家や提唱団体を初め、幅広い民間事業

者の参画も得ながら、このツーリズムにふさわしい観光資源を磨き上げ、高知ならではのストーリーでつなぐ観光クラスターの形成を進めてまいりたいと考えています。

次に、海外で人気がありSNSでの発信力のある方を本県に招聘する取り組みについてお尋ねがありました。

観光庁の訪日外国人の消費動向の調査結果によりますと、日本を訪れた外国人観光客の動向として、個人旅行者の割合が高いことや旅行出発前に役立つ旅行情報源としてSNSが上位にあることが挙げられています。

こうしたことも踏まえますと、SNSでの情報発信力を持ついわゆるインフルエンサーを活用した観光情報の発信は、個人旅行者の誘致拡大につながる有効な手段であると考えています。

このため、本年度から台湾、香港、シンガポール、タイの重点市場において、旅行業界などに精通した現地法人と連携することにより、団体旅行者の誘致に加えて個人旅行者を誘致する取り組みも進めています。具体的には、その手法としてインフルエンサーをモニターツアーに招聘し、本県ならではの食や自然体験資源を中心に体感していただき評価をいただくことや、フェイスブックやインスタグラムなどでの情報発信をお願いしています。

今後においても、重点市場におけるこうした取り組みを継続するとともに、来年2月から実施する自然・体験型観光キャンペーンに向けて、自然体験ツアーなどに関心が強いアメリカやオーストラリアを初め、LCCの就航により誘客が期待できる韓国などもターゲットに加え、インフルエンサーを積極的に活用したプロモーション活動を展開していきたいと考えています。

最後に、大学生観光まちづくりコンテストの開催地のステージとしてエントリーすることも含めて、若い知恵や感性を生かす観光地づくり

についてお尋ねがありました。

大学生観光まちづくりコンテストは、大学生がチームを組み、開催地での現地調査を通じて作成する魅力的な観光地づくりのプランを競い合うものです。

観光客の多様なニーズやトレンドに合った観光地づくりを推進していくためには、県や市町村、地域の観光関連事業者が連携した取り組みに加えて、若者の知恵や感性を生かす取り組みも必要であると考えています。

このため、県内では既に、大学と市町村との連携協定などにに基づき、高知大学や高知県立大学などの学生たちが、県内各地で地域の方々と連携して地域活性化に取り組む活動が行われています。

こうした活動を通じて、例えば大豊町ではゆとりすとパークでのブルーベリーを生かした収穫イベントの開催や、佐川町や津野町では地元自然や食材を生かした体験プログラムが企画されるなど、観光振興を切り口に新たな経済効果を生み出して地域活性化につなげる取り組みが行われています。

このように、大学生の知恵を生かしたイベントや企画が新たな観光資源の創出につながる事例もありますので、お話にありましたような大学生観光まちづくりコンテストで事業化された実践事例の内容や成果の把握を行った上で、実際のフィールドとなります県内市町村に対して十分に情報提供を行うとともに、エントリーの意向も確認してまいりたいと考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 空港施設の機能強化に向けた、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議の今後の取り組み内容についてお尋ねがありました。

本年5月に立ち上げたこの検討会議では、既存路線の拡充、国内LCC路線の誘致、国際路

線の誘致、空港インフラの整備の4項目を検討の柱として、航空ネットワークの拡充に向けた議論をこれまでに2回行っております。

これまでの議論の中では、国際チャーター便の受け入れに当たっては、国内定期便の運航ダイヤと空港駐機場の関係で受け入れ可能な時間帯が限られていることや、入国審査、検疫、税関の検査スペースが不足していること、またチェックインカウンター業務等を行うグランドハンドリングの要員の確保が難しくなっていることなどの課題が指摘をされました。

また、国内定期便の運航については、空港の利用者が増加傾向にある中で、保安検査場や搭乗待合室の混雑が一部見受けられることや、ラウンジなど利便施設の整備を求める意見もございました。

このような状況を踏まえ、8月8日に開催された第2回の検討会議の場で、委員の皆様の総意として、新ターミナルビルの整備など施設の拡充を検討すべきではないかといった意見をいただいたところでございます。

そうした御意見をいただいたことに加え、その後LCCの2路線の就航が決定したこと、また現在取り組んでいる既存路線の拡充、国際路線の誘致を見据えたとき、県としましても、新ターミナルビルの整備も含めた空港施設の機能強化について、関係機関との調整等も行いながら検討を始める時期に来ているのではないかと受けとめております。

○4番(上田貢太郎君) 執行部の皆さん、それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、御答弁いただいた中から、地震対策について一言述べさせていただきます。

今回の質問では、津波浸水地域から非浸水地域への事業所や宅地の移転について御質問させていただいたんですけれども、東日本大震災や今回の北海道胆振東部地震などの被害の状況

や、経営者の皆さん方のさまざまなお話をお聞きしていく中で、発生確率が年々高まる南海トラフ地震を考えた場合、県内企業の事業継続の不安というのは解消されることはないというふうに思います。

商工労働部長から、製造業を中心とした企業のニーズについて御答弁をいただきましたけれども、移転を望む企業や事業所というのは全産業分野において共通する課題であるというふうに思います。

また、まだ把握できていない事業所については、ぜひ関係団体などを通じて早急に把握に努めていただきたいということを要請させていただきます。

また、県では各部局をまたいだ横断的な組織として南海トラフ地震対策推進本部を設置し、地震発生直後から応急期、さらに復旧・復興期の対策について、事前に実施すべき取り組みをまとめた第3期の南海トラフ地震対策行動計画を現在策定しており、今年度中に第4期に向けて行動計画の見直しを行うということを伺っておりますけれども、ぜひ県民の生活を立ち上げる早期の復旧・復興に向けた事前の対策にさらに加速して取り組んでいただくように、この場をおかりいたしまして要請をさせていただきます。

以上で全ての質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(坂本孝幸君) 暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩



午後2時30分再開

○議長(土森正典君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

29番前田強君。

(29番前田強君登壇)

○29番(前田強君) 皆さんこんにちは。県民の会、私前田強35歳でございます。まだまだ若輩者ではございますが、通告に従いまして、議長のお許しをいただき質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

まずは、平成28年2月議会でも私質問をさせていただきました高知県際収支についてでございます。

高知県際収支とは、わかりやすく言いかえすと、高知県を一つの国と捉えたときその貿易収支が赤字なのか黒字なのかというお話でございます。

また、この高知県際収支を取りまとめるに当たって大変重要な資料になりますのが高知県産業連関表であり、これは高知県内における1年間の産業活動の実態を取りまとめ、県経済の構造を明らかにしようとするもので、平成29年3月、当時高知県総務部長だった梶元伸さんの名前で平成23年分が発表されております。

まず、結果を申し上げますと、全国47都道府県で平成17年と平成23年の県際収支を比較しましたところ、改善がなされた都道府県は8都県しかございません。その8都県を見てみますと、1位の東京都は移輸入もふえておりますけれども、それ以上に移輸出もふえておまして、県際収支の金額は14兆3,559億円の改善となっております。また、5位の長崎県、同じように移輸入がふえており、そして移輸出もふえているわけでございますが、375億円の改善です。この収支の改善において、移輸入が減って移輸出がふえた、こういう県は2位の石川県が3,656億円の改善、3位の愛媛県が2,357億円の改善となっております。

では、その上で4位の島根県や6位の山形県、

8位の宮崎県は、この平成17年と23年の県際収支の比較は改善をしているわけですが、その中身は移輸出が減ってしまった、しかしそれ以上に移輸入も減っていたことによって収支が改善されております。7位の高知県もここに該当をしております。

平成21年度にスタートをいたしました産業振興計画が、平成17年と比較をしまして平成23年の高知県際収支に与えた影響をどのように捉えておられるのか、尾崎正直知事にお伺いをいたします。

また、県際収支が平成17年と23年比較で約151億円の改善に成功したことはすばらしいことだと思っております。しかし、まだまだ6,528億円の県際収支赤字の現実がございます。

この県際収支の赤字がもたらす影響とはどのようなものがあるのか、総務部長の君塚明宏さんにお伺いをいたします。

尾崎県政の上半期を振り返るに当たって、この9月議会での質問というタイミングでは、平成23年までは県際収支で振り返ることができませんが、平成24年以降についてはほかのデータなどから見ていくしかございません。

例えば高知県税収入額の推移から見てみますと、平成23年以降、個人県民税は着実に右肩上がりになっております。決算ベースで平成29年度個人県民税は平成23年度との比較で115.7%、約212億6,600万円でした。この数字の意味するところは、県民の所得がふえていることを示しております。

ここで、同じように地方消費税の推移に着目して見ますと、平成26年4月から消費税が5%から8%へと増税をされ、それに伴い地方消費税は1%から1.7%へと増額しました。そのことを考慮しながら人口減少も加味をすると、県民1人当たりの地方消費税額を概算で算出できます。平成23年度は1万8,830円、平成29年度は2万

1,745円となり、まさしく県民1人当たりの消費活動は伸びていると推察できます。

2019年春には高知県議会議員選挙が予定されており、次の県際収支の発表を待ってから質問をすることは、この任期中にはできません。その理由は、平成27年産業連関表が総務省から発表される予定時期は2019年6月であり、それを受けて作成する最新の高知県際収支を公表する予定が2020年6月となっているためでございます。

さまざまなデータからわかるように、私には高知県のよいところは伸びてきている、そうではないところは改善していると見てとれます。

2020年6月に発表予定の平成27年高知県際収支、またその次の県際収支は平成という元号ではございませんけれども、2025年に公表されるであろう高知県の県際収支はどのようになっていると考えておられるのか、尾崎正直知事にお伺いをいたします。

移輸出と移輸入の関係において、前回の質問をさせていただいた際、当時の産業振興推進部長だった中澤一眞さんや尾崎正直知事が答弁で言われましたように、平成21年度からスタートをした産業振興計画であり、原則5年に1度の県際収支の発表、そして移輸入の抑制による移輸出の抑制が起きる、そういう問題や経済の縮小に対する懸念などがございました。

確かに自給自足経済を目指すべきだとは私も思っておりません。高知県経済が縮小均衡に陥ることなく、移輸出の拡大に伴う移輸入がふえたとしてもそれを超える移輸出を生み出す必要性は私も理解しております。

そういう中において、ほかの地域との競争に打ち勝てるだけの高い生産性を持つ産業を地域内で育て、移輸入を移輸出でカバーするにはどのようにしていくのかという方向性は、高付加価値化という観点もあわせて重要であると私も

考えております。

そこで質問です。厳しい経済状況が続く高知県において、生産性の高い産業を育てていく上で、予算の選択と集中が必要であります。この選択と集中、そして生産性という2つのキーワードが県際収支の改善において重要であると考えますが、高知県としてどのような産業の生産性が高いと位置づけており、そこに対する県の支援によってどのように発展、拡大をしたのか、産業振興推進部長の井上浩之さんにお伺いをいたします。

平成23年高知県産業連関表には移輸出によって移輸入が2,619億円誘発されたとあります。これは移輸入の約20%を占めております。この移輸入についてももっと掘り下げていきたいと思っております。

高知県を代表する野菜の一つにミョウガが挙げられます。全国の生産量に占める割合が86.79%であり、ほかの生産地に対して強い競争力を持っております。その生産現場では、1年間で約1億1,200万円のココピート、これはヤシガラでございますけれども、これをスリランカなどから輸入しております。このココピートを高知県内の調達に切りかえることは難しいかもしれませんが、代替資材も難しいかもしれません。そうであるならば消費量を減らす、つまり効率を高める努力や、またはリサイクル、再利用の可能性も含めて取り組むべきではないでしょうか。

移輸出を拡大させるために移輸入も拡大することは一定やむを得ないのは理解できますが、先ほど申しあげました代替資材の可能性や県内調達への切りかえ、消費量の削減、リサイクルなど移輸出をふやすことと同時進行で取り組むべきであり、そしてそのことによる生産地などの経済波及効果や雇用、地域の産業を守り育てる産業クラスター化することなどの施策は、経済の縮小ではなく戦略的な成長であると思いま

す。このことについてどのようにお考えなのか、またどのように取り組まれようとしているのか、農業振興部長の笹岡貴文さんにお伺いをいたします。

続いて、高知県の土地に関する質問に移ります。

高知県内34市町村における地籍調査事業の進捗状況を見てみますと、田野町、大川村、梶原町、津野町、三原村、仁淀川町は100%の進捗率、つまり地籍調査事業は完了しております。また、日高村については測量作業が完了しており、その成果について国の審査後に登記所へ提出となりますが、現在その手続中となっております。残念ながら、この進捗率のワーストスリーは宿毛市10.9%、土佐市10.3%、安芸市8.8%でございます。

こうした中で、高知市は進捗率が現在46.9%となっておりますが、これは山間部である旧土佐山村と旧鏡村において調査を完了していることによるものでございます。一方、高知市は県内で調査を開始した年が最も古い昭和32年です。これは合併をした旧春野町が地籍調査事業に着手をした年度であり、旧高知市が調査に着手したのは平成17年度で、現在沿岸部の調査を優先的に行っておりまして、住宅地や山林の多くが地籍調査事業を完了していない状況となっております。

また、ことし調査が完了した仁淀川町では、国有林を除く課税台帳面積が調査前と調査後の比較で204平方キロメートルから291平方キロメートルとなり、その差は87平方キロメートルの増加、課税台帳面積が約142%とふえました。

この地籍調査事業が完了すると実測により正確な土地の面積が算出され、その成果が登記所に備えつけられることで固定資産税も実測面積により算定した額になります。

地籍調査事業の結果次第では、当然納税義務

者にとって固定資産税がふえたり減ったりするケースもあり、市町村によっては、地積の減少が判明した段階で納税義務者に対してすぐに減額の対応をするが、地積が増加をする場合は、地籍調査事業が完了するまで固定資産税の増額の対応をしないという市町村が11あるとのことでございます。

地籍調査事業が1年間で1%ずつ進む高知県の現在の進捗率は約55%、地籍調査事業に必要な予算は毎年横ばいで、そして年々地籍調査事業のコストが増加しておりますので、あと半世紀が経過しても完了していないなんてことも現実味を帯びてくる。それと同時に、地積の増減に伴う固定資産税の増額、減額に対する市町村対応が異なるケースがある以上、地籍調査事業をさらに加速化していく必要があると考えます。

このような状況の中、先ほど申し上げました固定資産税と地籍調査事業との関係性において、地籍調査事業に対して毎年約4億5,000万円の予算を計上している高知県としまして、市町村ごとに固定資産税への増額、減額に対する対応が異なることについて、市町村間における公平性という観点を含めどのような認識をお持ちなのか、総務部長の君塚明宏さんにお伺いをいたします。

また、来年から高知県内34市町村に分配されます仮称森林環境譲与税を活用して、山林の土地所有者不明問題を解決していくこととなります。平成29年度森林・林業白書によると、法務局の登記簿のみでは、土地の所有者の所在が不明である土地は全体で約20%、林地は約26%という調査結果も公表されております。

土地所有者不明の問題は、昨年9月議会の今城誠司議員や本年2月議会でも大野辰哉議員から質問がなされておりました。森林環境譲与税による所有者確定作業に対して膨大なコストと

時間とエネルギーがかかることは明白でございます。このような問題の解決には、新たな土地所有者不明件数の増加を抑制する施策を実行すると同時に、解決をしていく件数を増加させていかなければなりません。

この問題について大きな動きがあったのは本年6月1日、政府は登記の義務化と所有権放棄制度の新設を検討するという基本方針を公表いたしました。

今後、検討される議論を注視しつつも、高知県として国や市町村と連携し、この問題に対して取り組んでいく上で、昔は宝の山だった高知県の山林が、毎年の税金などで利益となる場合よりも負担になる場合が多く、相続人も引き受けたがらない、過疎地で固定資産としての価値も低く、土地所有者の子供たちが地元に戻らなくなり、固定資産に対する愛着がなくなっていくなどの声が聞こえてくる現状は、人口減少や若者の県外流出の問題と関連して、高知県の大きな悩みでございます。

改めて、高知の山が再び宝の山になれるのか、高知県の森林率を考えると、山の話抜きにして高知県の未来は語れない、語るべきでないことさえ私は考えております。

そこで、山は財産ではなくお荷物だなんて悲しい言葉が聞こえてこないように、県民の山に対するイメージや意識が改善されるように、今後どのようなことに取り組むべきと考えるのか、またあわせて、ぜひとも山の持つ多面的な価値がかけがえのないものであり、後世に大事に受け継がれていくようにどのような取り組みをしていくのか、林業振興・環境部長の田所実さんにお伺いいたします。

次の質問に移ります。

平成30年7月豪雨によって高知県も被災をいたしました。災害発生からすぐに災害ボランティアセンターが社会福祉協議会を中心に立ち上が

り、災害ボランティアの受け付けと同時に、被災された方々からの支援要請、ニーズの受け付けも行っておりました。

私はボランティアセンターの立ち上がった7月10日の夕刻、宿毛市災害ボランティアセンターに電話をいたしました。あす、ボランティアで宿毛市入りをする予定ですが、何が必要でしょうかという私の問いに、職員の方からは、建物内外の土砂などを土のう袋に入れて搬出しているが、指定された災害ごみ置き場へ搬出するためのトラックが足りないとのことでした。私はすぐに2トンドンプのリースの予約をし、翌日、ボランティア仲間、平均年齢30歳3人組で現地入りをし、既に活動されておりました地元の方や消防の方などと一緒に、1メートルを超える土砂の撤去に汗を流しました。その後、安芸市、大月町、愛媛県宇和島市、岡山県岡山市、岡山県倉敷市真備町、広島県広島市安佐北区など合計11日間、延べ33人で活動をいたしました。

そして、この場をおかりして恐縮ではございますが、9月3日付で、大月町長と大月町社会福祉協議会長の連名でわざわざボランティアの御礼としてお手紙までいただきました。私と一緒にボランティアに参加した仲間にも確認をしたところ、全員にお礼状が届いておりました。お礼状を出すことに対してさまざまな御意見はあるかと存じますが、お礼状を受け取った私たちは素直にうれしかったですし、大月町に思いをはせるだけでなく、また足を運ぼうという思いにもなりました。被災された皆様お一人お一人の一日でも早い復旧・復興を心から祈念申し上げます。

さて、私の災害ボランティアに参加した体験談からのお話で恐縮ではございますが、幾つか御提案も兼ねて質問をさせていただきます。

まず、高知県内34市町村にはそれぞれ社会福

祉協議会がございまして、災害発生時にはボランティアセンターの拠点となるケースが多いです。ボランティア活動をするために被災地に入る際には、基本的には自己完結すべきであるのは言うまでもございません。しかし、被災現場で汗と泥にまみれての活動です。ボランティアスタッフの皆さんが集結する、この社会福祉協議会にシャワーがあると大変喜ばれると思います。シャワー施設の整備も可能であればふやしていただきたいですし、またボランティア活動で使用したスコップやバケツ、バールや一輪車、さらには長靴、ヘルメット、さまざまな道具を使用するわけでございますけれども、それについて泥を落とすために建物外にある水道ホースで洗わなければいけません、そこでは順番待ちが起きている状態でございます。

社会福祉協議会のあるエリアが断水状態や水道の使用に制限がかかるような状態であればいたし方ありませんが、通常の泥ではなく災害時の泥なので、衛生面も考慮すると、先ほど申し上げましたシャワーや屋外の水道施設の拡充が必要ではないでしょうか、地域福祉部長の門田純一さんにお伺いをいたします。

次に、被災現場では、ボランティアの受け付け票の記入を求められます。氏名、住所などさまざまな項目がありますが、この受け付け票を記入するために長蛇の列ができておりました。さらに、ボランティアに参加するためにはボランティア活動保険に加入しているかどうかを必ず聞かれますが、自己申告のみの確認となっております。

私がボランティアに参加した期間は最高気温が40度を超える猛暑日だったことも多く、被災現場では10分作業したら10分休んでくださいと連呼されておりました。それでも救急車が熱中症などの患者をピストン搬送していたことが、今でも思い出されます。

そこで、高知県、愛媛県、岡山県、広島県の平成30年7月、8月の2カ月間で熱中症による救急搬送の状況を調べてみますと、この被災4県で前年同月比、何と約175%の6,154名の方が熱中症で救急搬送されておりました。特に岡山県や広島県には、災害ボランティアで現地に入った方も多かった影響もあり、熱中症で救急搬送された方は前年同月比で約2倍となっております。そういう意味では、ある意味ボランティアをする側のボランティアレベルも問われる状況でありました。

以上のようなことを踏まえ、私はボランティアスタッフカードなるものを作成し、それをボランティアさんが受付で提示することで、その方が過去にどのような活動をしてきたのか、保険には加入しているのかどうか、さらにはどのような資格や技術を保有しており、どのようなことができるのかなどがすぐに判明をすると、支援をする側、される側のマッチングを効率的に行うことができると考えますが、地域福祉部長の門田純一さんにお伺いいたします。

また、被災現場で次のような問題が起きておりました。それは、同じ被災地で家は隣同士、一つの家にはボランティアスタッフが30名、お隣さんには0名という状況に、0名のお宅の方は大変不満を持っておられました。この原因はボランティアセンターに対して支援の要請をしたかどうかでありますけれども、そもそも支援要請をしないとボランティアさんは来てくれないということを御存じではない方も、当初は多かったのではないのでしょうか。

そしてまた、ボランティアさんにこのような作業をお手伝いしてほしいんだ、そのような被災をされた方々のニーズ、これにも改善点が私にはあったと思います。それは、岡山県倉敷市の真備町で、建物内の土砂撤去のニーズを受けまして、我々ボランティアが現場に到着してみる

と、既に建物内の土砂のほとんどが撤去をされておりました、作業完了まであと少しという状況に見えました。しかし実際は、2階の屋根近くまで浸水をしてしまった地域でございまして、2階に上がってみますと泥水を含んだ畳はそのまま、それを先に撤去しなければならず、その撤去作業のために2階で作業をしておりましたら、1階部分の天井と一緒に土砂が落下しました。1階の天井裏にも土砂がたっぷりと残っていたのです。これは非常に危険なことございまして、さらに1階部分の床下にも大量の土砂が流れ込んだままになっておりました。天井も床板も全部撤去した上で、その土砂を全て屋外に搬出しなければいけないという状況でございました。

豪雨災害などで建物が床上または床下浸水をした場合、建物内にある土砂を全て撤去し乾燥させて消石灰をまく、消毒を行うなど一定の復旧・復興の作業が必要なのですが、その工程表をチェックリスト方式やイラストなども活用して誰でもわかるようにして、被災者側が本当に必要な支援は何なのか、現在どの段階まで作業が進んでいるのかなどをなるべく正確に把握した上でボランティアセンターに支援要請ができるように、行政が取り組むべきではと感じました。

高知県は自然災害に強い県土になってきたと言われておりますけれども、自然は人間の力を超えてその脅威をまざまざと見せつけてきます。

防災力、減災力に加え、復旧・復興力を強化すべく、ボランティアセンターの力、ボランティアさんの力、そしてボランティアを必要とする被災者の力、これらをさらに強くして、可能な限り効率的に相乗効果を最大限発揮できるようにすべきと考えますが、高知県は今後どのように取り組んでいかれるのか、先ほど申し上げました提案なども踏まえまして、地域福祉部長の

門田純一さんにお伺いいたします。

この項最後になりますが、全国から多くのボランティアさんが被災地入りする中で、ボランティア活動を開始するときも終了した後もボランティアセンターに集合しなくてはならないため、その時間帯の道中は大変な渋滞が発生したり、またボランティアセンター自体が大混雑をしたりといったことが発生しておりました。真備町では、これらの問題を改善すべく受け付け時間を午前7時30分に早めたり、午前の部と午後の部でボランティアさんを分けたりなどの対策がとられておりました。

このように、過去に起きた自然災害から復旧・復興する過程でさまざまな課題が全国各地で顕在化され、その課題解決方法がほかの地域でも共有化されていかなければならないと考えますが、今回の豪雨災害で高知県として新たな課題として浮かび上がってきたものはどのようなものがあったのか、またほかの地域に共有化すべき課題やその解決策はどのようなものがあったのか、さらにほかの地域で発生した課題など高知県としてどのように取り入れていくのか、地域福祉部長の門田純一さんにお伺いをいたします。

第1質問最後の項目でございます。

県民の会、土佐清水市選挙区の橋本敏男県議とともに、本年8月5日台湾にある弘光科技大学を訪問いたしました。訪問をした背景には、医療や介護の現場における深刻な人手不足を抱える本県において、外国人技能実習生や学生インターンシップなどに頼らざるを得ない現実やそのようになってしまうであろう近い未来があり、今後医療や介護の分野では単純外国人労働者の受け入れでは解決できないことが想定できるため、介護や看護を学んでいる台湾の学生をこの高知県に何とか呼び込んでいきたいという思いがございました。

台中市にあるこの弘光科技大学は、1967年に私立の短期大学として開校をし、2003年には4年制大学となりました。学生総数約1万3,000人、22の学科、10の大学院を有しており、台湾の私立大学で唯一、看護学博士課程が併設されておりまして、12年連続台湾政府の文部省から表彰をされております。大変すばらしい大学であるわけでございます。

現在、台湾の大学生にとりまして、留学先として人気があるのが日本です。そして、この弘光科技大学国際部の顧問をされている方が私の母校の先輩でもございまして、本当に何度も高知に足を運んでくださっております。高知市長を表敬訪問するなど高知県が大好きと公言をしておられます。

このようにいろんな要因が重なりながら、今回の弘光科技大学への訪問を契機に、その後のさまざまなプロセスややりとりを経て、本年12月24日に弘光科技大学老人福祉事業学科の学生3名が土佐清水市の介護施設で研修を受けることが無事に決定いたしました。訪問から研修決定までの間、関係各位には大変お世話になりましたことを心から御礼申し上げます。

さて、この研修は432時間で構成をされており、無事に研修を修了すれば学生は9単位取得することができます。この研修を通じて日本の介護の現場からたくさんの方のことを学ぶだけでなく、日本語をさらに学ぶよいきっかけでもあり、またせっかく高知に台湾から若者が長期間滞在することになりますので、食や自然、人との交流を通じて高知県の大ファンになってほしいと考えております。しかし現時点では、研修期間中の食事や宿泊に係る費用は、研修施設側が負担をすることになっております。将来的には双方の大学、双方の行政にもかかわっていく形をとれないものかと模索をしております。

大学生の研修から留学、技能実習生、はたま

た日本の介護士としての資格取得、さらには日本の看護師資格などを取得して日本で働きたいという志を持っている台湾の学生も少なくありません。再来月11月中旬に、弘光科技大学の老人福祉事業学科長と栄養学科長など先生5名、学生5名を含む訪問団10名が高知市、四万十市、土佐清水市の病院や介護施設、そしてそれらに伴う給食施設の視察を予定されております。

何事もきっかけや足がかりがあって、そこから少しずつ実績と信頼関係を構築していくわけですが、ぜひともこの動きや流れを、高知県として包括的な支援をしていただきたいと思います。

以上のようなことから、不足する介護人材の課題に対してこのような動きをどのように受けとめておられるのか、地域福祉部長の門田純一さんにお伺いをいたします。

また、先ほど申し上げましたように、この弘光科技大学には栄養学科や看護学科などもございまして、ぜひとも高知県内の大学を含めた教育機関との連携も進めていきたいと前向きな提案が弘光科技大学側からございました。

そこで、高知県立大学には看護学科や社会福祉学科があるだけでなく、2016年からは国際交流センターを設置し、海外の大学と連携して活発な交流に取り組んでおられます。グローバル化時代に対応して留学生の受け入れを拡大し、学生たちの国際交流の体験の機会をふやしているとのことでございます。

大学間での協定などを進めるに当たって、どのような課題があるのか、どのような効果が見込めるのか、文化生活スポーツ部長の門田登志和さんにお伺いいたします。

台湾と日本、台湾と高知県はたくさんの共通点がございます。例えば、平成30年7月豪雨が発生をした約1カ月後の8月23日、台湾南部を中心に断続的に激しい雨が降りました。各地で

浸水被害が発生。日本の内閣に当たる行政院によると、8月28日昼までに4人のとうとい命が奪われ、約7,500人が一時避難、浸水被害は延べ約1,500カ所で発生、農業損失は約23億7,000万円と推計をされております。

このような水害を含むさまざまな自然災害に対する意識の高まりを受け、弘光科技大学には職業安全・災害予防大学院博士課程が創設をされました。高知県の防災関連製品認定制度で認定をされた県内企業の防災や減災に関する製品に対し、大きな関心を寄せております。

高知県が進めるものづくり地産地消・外商センターによる外商支援では、平成31年度の海外における成果目標10億円のうち、台湾の占める割合は50%、5億円という達成目標を掲げております。

そこで、産学官連携の推進を、台湾の産学官とも連携しながら地産外商をセットにして進めていくことによって、台湾における5億円という達成目標に貢献できるのではないかと考えますが、このことについて商工労働部長の近藤雅宏さんにお伺いをいたしまして、私からの第1質問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 県議会議員の前田強さんの御質問にお答えをいたします。

まず、産業振興計画が県際収支に与えた影響についてお尋ねがございました。

本県のような地方は、生活上必要な多くのものが移輸入となります。例えば自動車は全て移輸入になることなどから、基本的に県際収支は赤字になります。しかしながら、経済の発展を目指す観点からは、移輸入以上に移輸出が増加する中で県際収支が改善することが望ましいと考えております。

平成23年の県際収支では、本県は改善額が151億円と都道府県の中で7番目に多く、改善した

8つのうちの一つに入っております。この要因は、移輸入も移輸出も減少していますが、移輸入の562億円の減少に対し、移輸出が411億円の減少にとどまったことによるものであります。

しかしながら、移輸出のマイナスの中身を詳細に見ますと、大幅減の要因は電子部品の出荷額が大きく落ちたことによるものであります。この電子部品の減は、リーマンショックの影響による全国的な傾向であり、本県固有の経済状況を見るため、この電子部品を除くと移輸出額は6,197億円から6,472億円へと275億円の増となっております。中でも、伸びているのは農業や漁業、飲食料品、観光関連の宿泊業、飲食サービスなどの対個人サービスといった産業振興計画における重点対象分野としてきた産業ということになります。

平成23年は、産業振興計画がスタートしてまだ3年目の年であり、積年の課題に立ち向かうための仕組みが整い、県内各地で官民一体となった新たな事業が動き始めた時期でありますので、まだまだマクロ経済に大きなインパクトをもたらすまでには至っておりませんが、平成12年、平成17年と年々悪化してきました県際収支が平成23年に改善したことは、産業振興計画の取り組みが一定効果をもたらした可能性があるものと考えているところであります。

次に、今後の県際収支の見通しについてお尋ねがございました。

まず、2020年公表予定の平成27年の県際収支につきましても、関連する指標によって一定見通すことが可能だと考えております。

具体的には、平成23年度から平成27年度の間、名目の県内総生産は国内総生産の伸び率と同じ7.8%増加、就業者1人当たりの総生産額は11.4%増と、全国の伸び率の6.2%を大きく上回っており、1人当たり県民所得は11.6%増と、全国の伸び率の9%を超えております。

また、各産業分野におきましても、平成23年から平成27年までの間に、製造品出荷額等は13.9%、額にして692億円の増加、農業産出額は5.5%、額にして53億円の増加、さらに観光総消費額は14.3%、額にして136億円増加しております。

こうした状況から、平成27年の県際収支は、移輸出額の増加に伴い、引き続き改善傾向にあるものと推測いたしております。

さらに、平成27年以降も各分野の産出額などの多くは上昇傾向を示しておりますが、次の5年後の県際収支をさらに改善するためには、地産外商の動きを持続的な拡大再生産につなげられるかがポイントとなると考えております。そのため、継続的に新たな付加価値を生み出し、生み出された付加価値を生かして取引の範囲を国内外にさらに拡大していくとの取り組みを加速する必要があります。次なるステージを見据えて、例えばNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発といった、本県産業のさらなる牽引役をつくる仕掛けを強化することといたしております。自然・体験型観光キャンペーンを仕掛けようとするのもこの一環であります。

あわせて、成長の壁となっている人手不足を克服するため、担い手の確保・育成に関する政策群も一層強化してまいります。

今後、産業振興計画のさらなるバージョンアップを図りながら、移輸出の拡大によって県際収支のさらなる改善を図るべく、努力を重ねてまいります。

私からは以上でございます。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、県際収支の赤字がもたらす影響についてお尋ねがございました。

県際収支は、先ほど議員御紹介のありましたとおり、移輸出と移輸入の差であります。そのため、県際収支が何らかの影響をもたらすとい

うよりは、収支の状況が意味するところを示した上でどのように推移するか、これが重要になります。

まず、県際収支が赤字ということは県経済全体で貨幣が県外へ流出している状態ということですが、本県のように経済規模が小さく生活に関連する多くの製品を県内で生産できない地域においては、構造的に県際収支は赤字となってまいります。ただ、そういう中におきましても、今ほど知事も申し上げましたとおり、県経済の活性化の観点からは、移輸出が増加した結果として県際収支の改善が図られることが望ましい方向であります。

また、研究者によりますと、県内総生産が高いところほど県際収支もよい傾向にあるという一定の相関関係が認められるという結果が示されております。このことから、産業振興計画を推進しまして、県内経済の拡大再生産、これは言い換えれば移輸出を伸ばすことにより県内総生産の増加を図っていくこと、これが必要であると考えております。

次に、固定資産税と地籍調査事業との関係性において、市町村ごとの対応が異なることへの認識についてお尋ねがございました。

固定資産税の課税に当たって用いる土地の面積については、地方税法の規定に基づき定められております固定資産評価基準によりますと、地籍調査により土地の面積に修正があった場合には、原則として登記された新しい面積に基づき課税することとされております。ただし、地籍調査が市町村内の一部の地域でのみ完了している場合には、未完了地域の住民との公平性の観点から、地籍調査後の面積によるものが特に不相当であると認められるものについては、地籍調査前の面積によるものとされております。

固定資産税は市町村が課税を行うものでありまして、地籍調査前の面積を用いるか否かの判

断について、地域の実情が異なった結果として市町村によって対応が異なること自体は問題がないものと考えております。現時点では県内の市町村におきまして、こうした判断について特段の問題が生じているというお話はお聞きをしておりませんので、おおむね適正な運用が行われていると認識をしております。

今後も、各市町村が、適切な判断のもとで適正な課税を行うことができますよう、研修会等の機会を活用しまして市町村職員のスキルアップを図り、支援を行ってまいります。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) 県としてどのような産業を生産性が高いと位置づけ、それに対する支援によりどう発展、拡大したのかのお尋ねがありました。

産業振興計画では、本県の強みであり、かつ全国と比べて労働生産性の高い第1次産業と、その第1次産業から派生する産業群、具体的には豊富な食材を生かした食品産業、県内企業の技術力を生かしたものづくり産業、そして食や自然、歴史を生かした観光産業を重点対象の産業分野として位置づけ、地産外商を戦略の柱に、継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に構築するなどの取り組みを進めているところです。

こうした取り組みによる発展、拡大としまして一例を申し上げますと、まず第1次産業のうち農業分野では、次世代型こうち新施設園芸システムの普及促進などにより、農業産出額は、産業振興計画に取り組む前の平成20年と直近の平成28年を比べますと11.5%の増、額にしますと118億円増加しております。

また、食品産業では、HACCP手法の導入や設備投資への支援、地産外商公社による外商支援などを行ってきました結果、食料品製造業出荷額等は、平成20年と平成28年を比較すると

18.7%の増、額にしますと170億円増加しております。

さらに、観光産業では「志国高知 幕末維新博」や地域博覧会の開催などを通じて、本県の強みである食や歴史資源を磨き上げ、観光クラスターの形成などを進めてまいりました結果、今や400万人観光が定着をしております。

このような各種生産額等の増加などにより、就業者1人当たりの県内総生産であります労働生産性も平成20年度以降増加傾向にあり、平成20年度と直近の平成27年度を比べますと14%の増となっております、全国の4.6%増を大幅に上回っているところであります。

今後とも、より一層の発展の拡大に向けまして、重点対象の産業分野を強力に支援するとともに、防災関連産業や生産性の高いIT・コンテンツ関連産業など、新たな産業の創出とさらなる集積にも取り組んでまいります。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○**農業振興部長(笹岡貴文君)** 移輸出をふやすことと同時に移輸入を減らすことにも取り組むべきとのお尋ねがございました。

平成23年度の県際収支では、農業は520億円のプラスで、移輸入に比べて移輸出が最も多い分野となっております。しかしながら、ココピートに限らず、生産に必要なエネルギーや資機材の多くは海外や他県からの移輸入に頼っている状況であり、それらの消費量をできる限り減らすことで農家所得の向上を図るとともに、可能なものは県内において生産することで経済が循環する仕組みづくりを進めていくことが重要であると考えています。

これまで、100%輸入に頼っているハウスの重油の使用量は、木質バイオマス等の持続可能エネルギーへの転換やハウスの被覆の多層化などによる省エネルギー対策により、平成17年度の約8.3万キロリットルから29年度には5.5万キロ

リットルと約3分の2に、現在の重油価格換算で約21億円が削減されますとともに、木質バイオマスボイラーの原料となるペレットやおが粉の県内調達も行われています。

また、四万十町の次世代施設園芸団地やミョウガの主産地であるJA土佐くろしおにおいて、使用済みのココピートを土づくり資材として再利用する取り組みが始まっています。

さらに、今後はNext次世代型こうち新施設園芸システムの取り組みを進め、環境制御技術に関する機器やシステム等の開発、製品化を県内で行い、施設園芸を核としてこれらの関連産業群を創出しクラスター化していくことで、県際収支の改善につなげていきたいと考えています。

加えて、Next次世代の取り組みで生産のふえる農産物を移輸出するとともに、機器やシステムを国内外に外商することでさらなる移輸出の増加につなげていきたいと考えています。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○**林業振興・環境部長(田所実君)** 県民の山に対するイメージや意識が改善されるよう今後どのように取り組むべきと考えるか、また山の持つ多面的な価値が後世に大事に受け継がれていくようにどのような取り組みをしていくのかとのお尋ねがございました。

戦後植林された人工林が成熟期を迎える中、県では、全国にも誇る豊富な森林資源を余すことなく活用し、中山間地域の活性化を図ってきたいとの強い思いで、第3期産業振興計画の林業分野において、原木生産のさらなる拡大や加工体制の強化など5つの戦略の柱に基づき、川上から川下までのさまざまな取り組みを総合的に展開しているところです。

これまで、大型製材工場や木質バイオマス発電所の整備を進め、木材需要の拡大を図ってきたことにより、平成29年の原木生産量は66万8,000立方メートルまで増加し、林業の生産活動が活

発化するなどの成果が出てきております。

引き続き、一般住宅に加えて非住宅建築物での木材の利用や付加価値の高い製材品づくりなどの取り組みを経済同友会などと協働で進めることにより、木材需要を喚起して原木生産のさらなる拡大につなげ、中山間地域における雇用の創出と所得の向上を図り、中山間地域を活性化していきたいと考えています。

他方で、森林には、こうした木材の生産機能に加え、県土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの公益的機能があることから、森林を適切に保全することが自然災害の防止につながるなどについても、県民の皆様これまで以上に周知していく必要があると考えています。

あわせて、県民の皆様、木の持つぬくもりや優しさなどの木のよさを知っていただき、木を身近に使ってもらうことも重要であり、木を使うことが森林の整備につながり、それが森林の持つ多面的機能の発揮にもつながることを周知する取り組みも進めていく必要があると考えておりました。木育や森林環境教育、森林ボランティアの育成などにも積極的に取り組んでいきたいと考えています。

また、林業、木材産業の成長産業化や持続的な多面的機能の発揮には、皆伐後の再造林が重要であることから、伐採から植林までを続けて行う一貫作業システムの導入による再造林コストの縮減などにも取り組み、その普及を進めているところでございます。

これらの取り組みにつきましては、昨年制定された高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例に沿ったものであると考えており、条例の目指すところであり、豊かな自然を保全し、森林がもたらす多くの自然的・経済的恩恵を後世に伝えていけるよう、来年度から始まる森林経営管理制度や仮称森林環境譲与税も適切に活用して、持続可能な森づくりにしっか

りと取り組むとともに、県民の皆様への条例の周知にも引き続き取り組んでまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、市町村の社会福祉協議会などの災害ボランティアセンターの本拠地となる施設へのシャワーや屋外の水道施設の拡充についてお尋ねがございました。

近年の災害時において、ボランティアの活動は被災者支援の大きな力となっています。このたびの平成30年7月豪雨災害においても、県内3市町のボランティアセンターには延べ1,900人を超える多くのボランティアの方が集まり、被災地支援に当たっていただきました。前田議員を初めこうしたボランティアの皆様様の活動には頭の下がる思いですし、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

厳しい暑さが続く中、ボランティアの皆様、衛生的に活動を行っていただくためには、安全衛生面への注意喚起に加え、議員のお話にもありますように、作業後の泥や汗を洗い流すための足洗い場等の確保や消毒液の配置が必要ではないかといった声が災害ボランティアからも上がっているとお聞きしています。

本県では、南海トラフ地震や風水害などの大規模な災害が発生した後の被災地における災害ボランティアセンターを円滑に運営するため、高知県社会福祉協議会の高知県ボランティア・NPOセンターが災害ボランティア活動支援マニュアルを作成し、その中でボランティアを受け入れて活動調整できる十分なスペースがあるか、また水回り、トイレ設備などボランティア活動を展開しやすい環境が整備されている場所であるかなどをセンター候補場所選定のためのポイントとしてお示ししているところです。

県としましては、高知県災害ボランティア活動支援本部を担う高知県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを担う市町村の

社会福祉協議会に対し、候補選定の際にシャワー等の設備状況も含めて検討していただくことや、ボランティアセンター候補の施設の近隣でシャワー設備をお借りするなどの連携を促進していただくことなど、衛生面の確保に向けた方策についても検討してまいりたいと考えております。

次に、ボランティアスタッフカードの作成などについてお尋ねがございました。

さきに申しあげました災害ボランティア活動支援マニュアルでは、ボランティアの受け付けカードの様式をお示しし、統一を図っているところです。このカードには看護師や建築関係の資格などの特殊技能など、活動に生かせる情報を記載していただいております、ボランティアセンターの職員がその資格などに応じた作業を紹介するほか、必要な支援を一覧にした支援ニーズ表をセンターに明示することにより、支援をする側が自分に合った作業内容を選ぶことができるようにするなど、支援される側とのマッチングを支援してきたところでございます。

一方、議員からお話のございました、これまでの経験など、より効果的、効率的なマッチングにつなげることが可能となるような事項もございますことから、他県の事例も参考にしながら、ボランティア受け付けカードの記載事項を追加することなど、本マニュアルの見直し時に反映していくことを高知県社会福祉協議会と検討してまいります。

また、議員から御提案のありましたボランティアスタッフカードの作成については、全国的に共通化することでより効果が高まることが期待されますことから、全国の動向を見ながら、高知県社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えています。

次に、ボランティアセンターやボランティア、被災者の方々の力をより強め、合理的かつ効率

的に相乗効果を最大限発揮するための取り組みについて、また今回の豪雨災害で浮かび上がってきた新たな課題やその解決策を県としてどのように取り入れていくのかなどについてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えさせていただきます。

今回の災害では、県内3市町での災害ボランティアセンターの運営に加え、高知県社会福祉協議会及び県内14市町の社会福祉協議会の職員が、愛媛県宇和島市の災害ボランティアセンターの活動支援も行ってきたところです。

こうした県内外の活動から、議員からお話のございました、センターの水回りの環境整備、受け付けカードの記載事項、作業工程のリストなどを活用した合理的かつ効率的なマッチング支援のあり方といった課題のほか、南海トラフ地震対策としては念頭に置いておりました災害ボランティアセンターの広域連携について、風水害においても被害の状況などにより必要がある場合があるといった課題も明らかになっております。

このため、10月に高知県社会福祉協議会の主催により開催をされます、同協議会や関係団体で構成いたします高知県災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議において、今回の活動を通して見えてきた課題について検証することとしており、必要に応じて、災害ボランティア活動支援マニュアルや各市町村社会福祉協議会で策定をしています災害ボランティアセンター運営に係る初期行動計画を見直すなど、関係者間で相乗効果を最大限発揮できるよう、今後の取り組みに反映させていくこととしております。

さらに、県の豪雨災害対策推進本部において、このネットワーク会議での議論なども踏まえ、南海トラフ地震対策と同様に、風水害時の災害ボランティアセンターの運営についても検討を深めてまいります。

最後に、不足する介護人材の課題に対し、台湾の大学と県内事業所の動きをどのように受けとめているかについてお尋ねがございました。

介護人材の確保に向けましては、第3期の日本一の健康長寿県構想におきまして、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化を5つの大きな柱の一つに掲げ、介護職員の定着・育成支援と新たな介護人材の参入支援に加え、介護事業所認証評価制度の導入による人材確保の好循環の実現に向けて取り組んでいるところです。

こうした中、お話のありました台湾・弘光科技大学との交流につきましては、将来的に日本での資格取得などにより、本県の介護の担い手として活躍いただけることにつながることを期待できますとともに、本県が先進的に取り組んでおりますノーリフティングケアなどの知識を学んでいただくなど、双方のメリットになる可能性がございますことから、新たな取り組みとして注目していきたいと考えております。

他方、外国人材の活用につきましては、国において、在留資格への介護の追加や外国人技能実習制度への介護職種が追加されるとともに、6月に閣議決定をされたいわゆる骨太の方針2018では、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設が盛り込まれたところです。

県としましては、こうした国や議員のお話にありましたような民間の動きも注視しつつ、介護事業者団体の皆様などのお声もお伺いしながら対応を検討してまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 台湾と高知県の交流について、大学間での協定などを進めるに当たってどのような課題があるのか、どのような効果が見込めるのかとお尋ねがございました。

高知県立大学におきましては、国際交流センターを中心として、現在、アメリカ、韓国、インドネシア、台湾など海外の13大学と交流協定を締結し、学生の相互派遣などの国際交流を推進しています。例えば看護学部においては、インドネシアの大学との交流の中で、双方の学生が正規授業の受講や医療施設での研修などに参加をしております。

こうした交流協定を新たに締結するに当たって、双方にとって、その交流が有意義なものとなるのか、継続性や発展性があるのかといった検討課題があり、協定締結までに時間を要した事例もあるとお聞きをしております。

国際交流の効果としては、学生の語学力の向上や国際感覚が身につくこと、多様な考え方や文化を学ぶことで視野が広がり学修意欲が高まるといったことなどが挙げられます。

このように、大学の国際交流は、教育・研究活動の活性化につながるものと考えておりますので、県としまして今後ともこうした取り組みに協力をしてまいりたいと考えております。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 台湾の産学官とも連携をしながら地産外商をセットにして進めていくことによって、外商の目標達成に貢献できるのではないかとのお尋ねがございました。

平成29年度のものづくり地産地消・外商センターによる海外への外商支援額は約6億7,000万円、うち台湾向けは約3億8,000万円で、年度の目標を超え、平成31年度の目標である10億円、うち台湾向け5億円の達成を目指しているところでございます。

台湾への外商展開として、特に防災関連製品につきましては、これまで、現地での商談会や防災フォーラムの開催、行政部門へのトップセールスなどを行い、多くの自然災害を乗り越えてきた本県の防災対策の取り組みを紹介すること

で、台湾の防災力の向上に貢献をしながら、そこで活用いただける防災関連製品の提案をあわせて行ってまいりました。

また、台湾の国立中央大学や国立成功大学と県内企業との間で、橋梁や津波対策など防災関連の土木技術に関する情報交換の場を設けたり、防災分野の産学官連携組織である台湾防災産業協会と交流を深めるなど、現地のニーズに応じた製品・技術の磨き上げや外商の拡大につながるよう産学官連携の取り組みを進めてまいりました。

このような取り組みによって、徐々に台湾の行政部門との信頼関係も築かれており、昨年10月には日本の国土交通省に相当する公共工程委員会との共催で、橋梁やトンネルの耐震補強などをテーマとする防災技術セミナーを開催し、産学官の多くの皆様に御参加をいただきました。また、そこで生まれた関係の中で、台湾の大手建設コンサルタント会社をことし3月に高知に招聘し、県内企業の防災技術の施工現場を見学いただくなど企業同士のマッチングにもつながってきております。

このように産学官連携の取り組みが成果を上げていることから、本年も来月30日に、液状化対策や土壌改良などをテーマといたしました防災技術セミナーを台北市で開催することとしております。

議員から御紹介のありました弘光科技大学は、職業安全・災害予防大学院博士課程を有し、本県防災関連製品に関心を持っていただいているということでございますので、ぜひセミナーへの参加を御案内させていただき、今後の交流につなげてまいりたいと考えております。

○29番（前田強君） 御答弁ありがとうございます。

県際収支につきまして、まさしく御答弁ございましたように、一定高知県においては赤字に

なるものであるということでございます。そのとおりだと思います。

ただ一方で、県際収支の中から先ほど知事の答弁にありましたように、さまざまな経済施策、その効果等に対しまして、ある意味おくれてやってきますけれども、成績表といえますか、各分野における通知簿みたいなイメージを実は私は持っております。

そんな中、私からもお話しさせていただきましたように、次の県際収支は確実に改善をしているはずだと思いますし、その発表自体を私自身とても楽しみにしております。この県際収支、非常にわかりにくい部分もたくさんございますけれども、一つ一つひもといていくと、これは高知県にとって必ず明るいニュースになると私は思っております。

次に、地籍調査でございますけれども、99%の進捗率を誇っておりますのが佐賀県でございますので電話で聞いてみました。すると、この進捗率に関してはやはり特効薬はないということでございます。市や町の職員の皆さんの不断の努力のたまものでありまして、それ以外の何物でもございませんという回答でございます。

高知県においては、面積が広がる関係で、大体の場合やはり課税台帳面積がふえます。山間部ではその傾向が多いことですので、高知県の森林率自体も現在84%となっておりますが、この数字自体も変わる可能性が高いです。そしてあわせて、調査が完了した町村においては、山間部における町村の境界線自体が変わりましたということもございました。

そんな中、先ほど、高知県内の11市町村において固定資産税の対応が異なっている点で総務部長のほうから御答弁ありました。

それは、市町村内においては、確かに法律等に書かれてありますように特段の不公平の部分

があると思いますけれども、そうであるならば、この進捗率が100%になるまで固定資産税を課税しなくてもよいと、既に確実に面積は広がっているにもかかわらず、100%になるまではその増税分は支払わなくてもよいということになってしまいます。確かに、市町村固有の固定資産税でありますので、その答弁はそのとおりのかもしれませんが、私の問いは、総務部長……。市町村間における、例えば同じ土地所有者、納税義務者の方が2つの市町村にまたがって土地等を持っていて固定資産税を払わなければいけないときに、片方のところは地籍調査が少しずつ進んでいって対応を迫られ増税になった、増額になったにもかかわらず、そうではない市町村ではそのことが起きなかったというようなこともあるわけでございます。

こういう点において、それぞれの市町村で各住民の方にいろんな説明をされていると思いますけれども、改めて、増税をした、増額の対応をしたところの言い分と、そしてその対応をしないところの市町村の言い分、ここをあわせて両方聞いていくような形で、何とかこの公平感といいますか、市町村間の公平ってとれないものなのかなというふうに思うわけございまして、ぜひともその点もう一度、君塚総務部長にお伺いをしたいと思っております。

そして次に、先ほどの地籍調査の関係で申し上げますけれども、知事に、これはお伺いをさせていただきたいと思っております。

現在、地籍調査を完了していない27市町村がございまして。進捗率を現在の1%から、ぜひとも和歌山県並みの2%を目指して、一刻も早くこの市町村の進捗率、何とかこの地籍調査事業完了を早くするべきだと思っておりますが、市町村との連携の中で、ぜひとも知事の2%という目標に向かってお取り組みをいただきたい。その意気込みとお考えをあわせて第2質問とさ

せていただきます。

以上です。

○総務部長（君塚明宏君） 地籍調査の関係で御質問いただきましたけれども、市町村間の公平性ということでございます。

あくまでこの地方税法、それからこれに基づきます告示、固定資産評価基準でありますけれども、この中では原則は地籍調査に基づくものであるということを書いてあります。ですから、地籍調査をやりますと、議員御指摘のとおり、大抵は面積が拡大するケースが多いということでありましても、反対の場合も十分あり得るわけでありまして。

これに沿いまして、各市町村長におきまして、課税標準であります土地の評価額というのを決めていく。このときに市町村内のほかの納税者との関係の間で著しく不均衡であるかどうか、この点に着目して判断をしているということでございますので、その判断が市町村によってどうかというのが違っているというのは十分あり得ることなのではないかと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、その点におきまして、これが具体的に不公平である、おかしいというような声は我々のほうにはまだ聞こえてきておりませんので、もう一度市町村に聞いてみたいとは思っています。とりあえず、そういったことは制度上は十分あり得ることであるというふうに認識しております。

以上です。

○知事（尾崎正直君） いずれにしても、この地籍調査について、スピードを持って取り組みを進めていくことは非常に大事なことであります。

1%であることについて、例えば予算なのかマンパワーなのか、もしくは技術の問題なのか、さまざまな原因が考えられるところでありまして、これは確かに重要なことですから、その原因をよく分析してさらに加速できるような取

り組み、これを考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○29番（前田強君） 御答弁賜りましてありがとうございます。

第3問目は行いません。

私が災害ボランティアにたくさん参加をしたのには理由がございました。今から20年前、皆さんも御存じのように、98豪雨が高知県を襲いました。私は当時中学3年生でございましたけれども、今振り返って高知新聞を見てみますと、その際約8,000人のボランティアの方が高知に入っていたという記事がございました。

私も当時を振り返ってみて、そのときにいただいたさまざまな御恩というものはしっかりと返していかなければならない。確かに災害はないにこしたことはございませんが、やはりいただいた御恩はさまざまな形でお返しをしていくという思いを持って、今回参加をさせていただいたわけでございます。

そして、今まさに刻一刻とこの瞬間にも日本列島に接近しております台風24号、非常に強い勢力を保ったまま、早ければあすにもこの高知県を直撃するというおそれがございます。復旧・復興の途上にある被災地が私は心配でなりません。

被害を最小限にするべく、これから災害の対応をされる県や市町村職員の皆様とともに、私も県民の一人として自然災害に立ち向かっていくことをお誓い申し上げ、私からの全ての質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明29日及び明後30日は休日でありますので、10月1日に会議を開くことといたします。

10月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午後1時、

本日はこれにて散会いたします。

午後3時43分散会

平成30年10月1日（月曜日） 開議第4日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

25番 池脇純一君
 33番 中内桂郎君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会局長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第4号)

平成30年10月1日午後1時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第6号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第7号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案
- 第8号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議

案

- 第10号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第16号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第17号 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に関する議案
- 第19号 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第22号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
- 第23号 平成29年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第24号 平成29年度高知県工業用水道事業会

<p>計未処分利益剰余金の処分に関する議案</p> <p>報第 1 号 平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算</p> <p>報第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 平成29年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第22号 平成29年度高知県病院事業会計決算</p> <p>報第23号 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>議発第 1 号 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案</p> <p>第 2 一般質問 (2 人)</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p style="text-align: center;">午後 1 時開議</p> <p>○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（土森正典君） 御報告いたします。</p> <p>本日は、台風第24号への対応等を考慮し、開議時刻を午後 1 時に変更いたしました。議会といたしましても、災害対策本部と連携して、情報収集に当たってまいりましたが、本日午前11時30分をもって、災害対策本部は解散いたしました。</p> <p>次に、議員池脇純一君、同中内桂郎君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p>
--	---

質疑並びに一般質問

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第24号「平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで、報第1号「平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで及び議発第1号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」、以上48件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

14番弘田兼一君。

（14番弘田兼一君登壇）

○14番（弘田兼一君） 自由民主党の弘田です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

きのうは台風24号が室戸岬をかすめ通過しました。室戸ではドルフィンセンターが被害を受けたという情報、それから羽根のハウスが被害を受けたという情報が入ってきています。これから調査に入り、実態が明らかになると思うんですが、迅速な対応をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。近年、自然災害がだんだんと多くなってきているように感じます。

7月には豪雨で、幡多地域や安芸地域など県下各地で大きな被害が発生しました。8月には台風20号が、9月には台風21号が徳島県南部に上陸し、高知県東部地域でも高潮や強風による被害が発生しました。9月6日未明に北海道で発生した地震では、北海道全域停電や住宅地の大規模な液状化など大きな被害をもたらしました。この一連の災害によりお亡くなりになった方に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被害に

遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、早急な復旧を願っております。

台風20号、21号は強い勢力を保ったまま上陸をしました。台風21号は非常に風の強い台風でした。幸い構造物が崩壊するような大きな被害はありませんでしたが、私の家の近くでもシャッターが壊れたり、屋根瓦が飛んだり、大きな木が倒れたりといった被害が多数ありました。

高岡漁港では強風により、漁港の市場の施設、冷蔵庫や製氷機、魚の選別機などが大きな被害を受けました。JF高岡支所の職員は、波ではなく風による被害だから共済で何とかかなりそうと言っていました。加入している共済契約の種類によっては、波などによる水害に対する補償がない場合があるようです。今回、共済で補償されるということはよかったのですが、何だかこれでいいんだろうかという気持ちになりました。

漁港の市場開設者は台風などの被害に備え、施設や機械類に共済保険を掛けます。台風が接近したとき、私もそうですが、海辺で暮らす者は暴風雨だけでなく、高潮や越波による被害を恐れますし、これまでも大きな被害を受けています。高潮などの海から被害を受けた場合、災害復旧の対象になりますが、使い勝手が悪く、十分な対応ができていないと聞いています。漁港の市場は県民にとって非常に大切な食料を扱う施設です。私は基礎インフラの一種だと思っています。

長い期間を経てできてきた制度ですから、合理性はあるとは思いますが、何らかの支援制度が必要と思われますが、御所見を知事にお伺いいたします。

台風20号は満潮時に台風が最接近したため、室戸市では漁港の施設が高潮の被害に遭いました。椎名漁港や三津漁港では、電気系統、冷蔵庫や製氷機などが海水につかり、機械類が全部

使えなくなりました。椎名大敷の組合長の話では、漁を再開しても出荷できない、電気系統を高潮の被害を受けない2階部分に移動させることを考えないといけないとのことでした。

確かに、魚を水揚げしても選別機がなければ全て手作業になります。氷がなければ魚はすぐに傷んでしまいます。今回、被害を受けた電気設備などは、漁港の市場開設のために必要な設備ですから、海水面の近くに設置するのは当然のことだと思えます。

漁港において、市場の機能を維持するために電気はなくてはならないものです。電気系統の主要部分は、高潮の被害を受けないために施設の2階などに設置すべきと考えますが、県内漁港の現状はどうか、対策は進められているのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

今回接近した台風20号、21号では、室戸市と東洋町ではいろいろなところで、結構長い時間停電をいたしました。また、国道55号も室戸岬町三津から東洋町野根など3区間で、長期間高波のために通行どめになりました。

台風20号では、テレビで東洋町野根全域停電のテロップがずっと流れていたもので、翌日に東洋町に行って状況を聞きました。東洋町長の話では、停電の箇所が多過ぎた、電力の復旧チームは配置されていたが、国道55号の通行どめで応援チームが来ることができなかったとのことでした。

国道55号の通行どめにより、室戸市と東洋町は陸の孤島になっていました。道路は私たちの命を支える大変重要なインフラです。私たちの食料も着る服も生活に係る全てのものが道路で運ばれてきます。芸東地域に暮らす私たちの命を支える道は、国道55号しかありません。

平成23年9月議会で当選後初めての質問で、道路について質問をしています。内容は次のようなものです。少し長いですが、読んでみます。

東部地域では、命の道国道55号が津波でさらわれれば地域は陸の孤島になってしまいます。そこで、東洋町まで高規格道路を一日でも早くつける必要があると考えますが、現状と今後の見通しを土木部長にお伺いいたします。

また、室戸市には高規格道路の計画も鉄道もありません。命の道は55号一本だけあります。食料や衣料品、ガソリンも灯油も生活にかかわる全てのものが55号を通して地域に入ってきます。また、農産物や魚、工業製品はこの55号から出荷をされます。まさに55号は地域住民の生活、命を支えています。私は、命の道は各市町村から県庁まで最低2つ必要であると考えます。先日、高知県の海沿いが壊滅状況になったとき、瀬戸内側からどのようなルートで高知県に支援に入るのか、四国地方整備局が作成した資料を見ました。室戸市は見事に空白地帯でした。つまり、救援のための人も物資も入ることのできない地域ということです。何とかこの空白地帯を返上しなければなりません。

例えば、室戸市には西山台地や崎山台地など海岸段丘に農道が走っております。その農道をつなげ、奈半利町あるいは北川村の高規格道路のインターにつなげる道路をつくることによって、55号とは別の命の道をつくることができます。今現在、そこにあるインフラを工夫し活用すれば、新たな命の道をつくることもできます。かつてシビルミニマムという言葉が盛んに使われた時期があります。市民が最低限持つインフラとか権利とかいうことに使われていました。県民にとって2つの命の道を持つということは、まさにシビルミニマムということではないでしょうか。

そこで、南海地震への備えとして、命の道空白地帯には今あるインフラを活用しながら

整備を進めていくべきと考えますが、県の取り組みを土木部長にお伺いいたします。

これは7年前の質問ですが、余り違和感がありません。室戸市の道路事情は当時と余り変わっていないからです。この質問の後、土木部が調査してくれました。その結果、奈半利町から室戸市まで海岸段丘の林道や農道、市町村道をつなげば、国道55号を利用しなくても通行できることがわかりました。

この海岸段丘を走る命の道の質問は、最近はしていません。諦めたわけではありません。私は、土木部からボールが私に投げ返されたと思っています。私は条件を整えて、もう一度土木部にボールを投げ返したいと考えています。今その準備をしているところです。土木部長には申しわけありませんが、あえて7年前と同じ質問をいたします。

南海トラフ地震への備えとして、命の道空白地帯には今あるインフラを活用しながら整備を進めていくべきと考えますが、県の取り組みを土木部長にお伺いいたします。

北海道を襲った震度7の大地震により、北海道全体で電力供給が途絶える大規模停電ブラックアウトが起きました。電力の安定供給のためには、電気の使用量と発電する量のバランスを常に一致させる必要があります。電力会社は24時間365日、実際の電力需要の変動に合わせて発電量を調整しています。電力業界の用語で、同時同量と言うそうです。今回の北海道での大規模停電は、道内の需要の約半分を担う苫東厚真発電所が地震で損傷を受け運転を停止したために、同時同量を維持できなくなったことにより発生しました。

私たちは電気を使えるのが当たり前のように思っています。しかし、長期間停電すれば、私たちの暮らしは立ち行かなくなります。電気を確保するという事は、私たちの命を守ること

に直結しています。四国においても、大規模停電ブラックアウトが起こらないように万全の準備が必要です。

今回の大規模停電ブラックアウトは、電力供給が大きく低下し、同時同量が維持できなくなり発生しました。同時同量の維持ということから考えると、ブラックアウトは電力需要より発電量が大きくなり過ぎた場合も発生します。

ことしの5月3日、九州で太陽光発電による発電量が九州の電力需要の81%の水準に達しました。電力会社は火力発電所を常に稼働しています。一時的に発電量が電力需要を大きく超過する事態が発生をいたしました。九州電力は工夫を重ね、何とか同時同量を維持し、ブラックアウトが起きないようにしました。

今回のことを考えると、発電の種類だけでなく、発電所の設置場所など地理的なものも含めた電力供給の多様化が必要であると考えますが、四国の現状はどのようになっているのか、電力供給の多様化についてどのように考えているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

今回の北海道地震では、内陸部にもかかわらず、札幌市清田区の住宅街で液状化現象が起こり、道路の陥没や家が傾いたり泥が流れ込んだりと大きな被害が発生しました。専門家は、谷を盛り土で埋め立てた土地の特性で液状化が起きた上、揺れで破損した水道管から漏れた水でさらに泥化したのが原因と見ており、同様の構造の土地は多く、どこでも起こり得ると警鐘を鳴らしています。

南海トラフ地震では震度7の揺れが想定され、同様の被害が発生する可能性があります。県内の水道施設は老朽化が進んでいると言われていきます。

水道管の耐震化の進捗状況と今後の耐震化推進の取り組みについて健康政策部長にお伺いをいたします。

今回の液状化は内陸部の新興住宅地で起こりました。高知県の内陸部にも新興住宅地はあります。そのような新興住宅地で液状化の可能性のある地域があると思います。

ハザードマップをつくるなどして状況を住民に周知する必要があると思いますが、対応状況について危機管理部長にお伺いをいたします。

市町村道の整備について質問をいたします。

地域の住民の皆さんから、身近な道路の整備について要望をよくお伺いいたします。救急車が通れるように少し道を広げてもらいたい、車椅子が通れるように舗装してもらいたいなどさまざまな要望です。このような要望箇所は、ほとんどが市町村道です。なかなか対応ができないようです。担当課に聞くと、予算がないの一言です。

県内のほとんどの市町村は財政力が弱く、市町村道も社会資本整備総合交付金など国の制度を活用しながら整備を進めています。首長は、県に予算要望はしているが配分が思うように来ない、長寿命化に係る交付金は比較的厚く配分されるが、改良に係る交付金は余り配分されない、使い勝手が悪く感じるとのことです。

これまで整備してきた道路や橋梁の長寿命化を図ることは大切なことですし、理解もします。高知県の市町村道改良率は全国的に見ても低く、まだまだ改良を進めなければなりません。

道路は人の血管網に例えられます。市町村道は毛細血管です。毛細血管が弱まれば人も弱ります。最終的には死んでしまいます。道路整備に係る交付金の予算の増額はもちろんですが、過疎地においては、道路整備に係る交付金の使用について柔軟な対応が必要と感じています。

地方の実情に応じた制度をつくることなど、地方の声を上げないといけないと思いますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

9月11日20時14分、時事ドットコムで次の

ニュースが配信されていました。「高知県教育委員会は11日、県立高校で農業科目を担当する男性教諭が、約4年間にわたり、生徒が実習で作った農産品の売り上げから約200万円余りを横領していたとして、同日付で懲戒免職にした。県警に刑事告訴する方針。発表によると、教諭は2014年6月～18年3月、生徒らが農業実習で生産・販売したいちごジャムやみかんジュースなどの売上金額を過少に報告し、毎回、数千円～3万円程度を着服。パチンコや飲食代のほか、顧問を務めるアーチェリー同好会の用具費などに充てていた。他の教諭の指摘で発覚。男性教諭は全額弁済する意思を示し、『感覚がまひしていた』と話しているという。」という記事です。

5月には覚醒剤使用の小学校男性教諭を懲戒免職、4月には元校長が在職中に県管理職教員組合の口座から4,800万円横領、1月には女子高生にみだらな行為をしたとして中学校教諭を懲戒免職。教職員の不祥事が続いています。大変残念に感じます。

9月に発覚した事案では、元男性教諭は全額弁済するとのこと。お金を返せば済むという話ではありません。感覚が麻痺していたとのことですが、教職員としての資質がないと言わざるを得ません。

教職員は先生と呼ばれます。なぜ先生と呼ばれるのか、一度全ての教職員に考えてほしいと思います。教員、先生は子供たちの将来に影響を与える大きな存在ですし、高い倫理観を持たなければなりません。子供たちは、教員の皆さんが考えている以上に、先生方を見ています。その先生が公金を横領したり、違法な薬物を使用したり、子供たちの成長によいわけがありません。

このような不祥事を起こす教員は、ごく一部の人だと思っています。ほとんどの教員は、休む暇を惜しんで子供たちと向き合っていますし、私

は敬意を表したいとも思っています。しかし、ごく一部の不心得者が教員全体の評価を落としています。

このように不祥事が続く状況をどう感じているのか、何が原因か分析をされているのか、不祥事をなくすためにどのような対応をしているのか、教育長にお伺いいたします。

高い倫理観が求められるのは教員だけではありません。県庁の職員、警察の職員など地方公務員にも高い倫理観が求められています。もちろん、私たち県議会議員にも求められています。

公務員は全体の奉仕者で一部の人の奉仕者ではありません。採用され辞令を初めてもらうときに、全体の奉仕者として職務を遂行すると宣誓をしていると思います。

私は、県庁の職員も県警の職員も全体の奉仕者として一生懸命仕事をしていると感じています。県庁の職員が頑張っておられるから、インフラの整備、産業の振興、健康増進などの施策が進んでいきます。警察官が頑張っておられるから、地域の安全が守られているし、枕を高くして眠ることができます。

しかしながら、飲酒運転、セクハラなどの懲戒の事案が毎年のように発生しています。教員の事例と同様に、ほんの一部の者が起こしたことです。公務員全体の評価を下げてしまいます。

総務部長と警察本部長にそれぞれお伺いをいたします。不祥事が発生する原因をどう捉えているのか、発生させないためにどのような対策をとられているのか、お伺いいたします。

ことしに入ってから、時間を見つけて、私と同様に室戸を再生したいと考えている仲間とともに地域を回り、住民の皆さんの声を聞いています。一番多く聞くのは、何とんでも室戸市に救急病院が欲しいということです。

私も医療の確保については、今年の9月議会、

ことしの2月議会で質問をさせていただきました。2月議会では、私は質問予定者ではありませんでした。室戸病院が1月末で突然廃止となったことから、同僚議員に少しずつ時間を分けてもらい30分時間をつくり、一問一答で質問をさせていただきました。2月議会での質問は次のような内容でした。これも少し長いですが、読み上げてみます。

室戸病院は芸東地域で二次救急を担う唯一の救急病院としての役割を果たしていました。平成26年6月末、看護師不足のために救急病院から外れ、夜間の外来診療も中止となり、平成28年12月には県外の民間法人に買収され、診療を続けていましたが、今回非常に残念な結果となってしまいました。

病院や診療所は、道路や橋梁、上下水道などと同様に、人が生きていくための大切な基本インフラの一つであると、私は考えています。また、基本インフラを整備していくことは、最終的に行政の責務です。地域住民に医療を提供するためには、状況に応じて適切な対応が行政にも求められます。芸東地域の医療の現状を見れば、行政が今以上に手を差し伸べなければならない時期に来ていると、私は思います。

その思いもあり、私は昨年9月議会で、室戸市の医療体制を確保するためには民間の力も必要ですが、公立の病院、室戸市立の病院が必要ではないかと前置きし、東部地域の医療の現状についてどのように考えているか、どのように医療の確保をしていくか、知事の御所見をお伺いいたしました。

私の暮らす室戸市では、既に救急病院がなくなりました。医師の高齢化は進んでいます。看護師も不足しており、医療の提供体制は崩壊寸前です。私は、室戸市の医療体制を確保するためには、民間の力も必要で

すが、公立の病院、室戸市立の病院が必要と
考えています。ベッド数50床程度の救急病院
で、30床は回復期の患者に充てます。県立あ
き総合病院や地元の診療所と連携して地域医
療の確保に努めます。今から取り組まないと
手おくれになります。実現のためには越えな
ければならない高いハードルがたくさんある
ことも事実です。医師や看護師など、一度地
域からいなくなった医療スタッフをどのよう
に集めるか、国や県の支援策があったとして
も、財政力の乏しい室戸市が事業主体となり
得るのかなど、非常に厳しいものがあります。
しかし、室戸に病院が欲しい、このことは室
戸市民の切実な願いですし、私も多くの方か
ら要望を受けています。

知事は、このような東部地域の医療の現状
についてどのように考えているのか、どのよ
うに医療の確保をしていくお考えか、御所見
をお伺いいたします。

そう質問をさせていただきました。

知事には、それぞれの市町村が取り組む地域
の医療機能の確保における公的な役割につい
ても、県としてしっかり寄り添っていかねば
ならないと考えていると答弁をいただきました。

私は、東部地域の医療確保についての知事や
部長の答弁から、県の役割や市町村の役割につ
いて次のように理解をしています。東部地域の
医療確保のための県の役割は、県立あき総合病
院の機能を十分充実させ力強いものとし、その
余力を持って医師や看護師の派遣などの支援を
市町村に対して行っていく。市町村は、地域住
民に対しどのような医療を提供するかを、みず
から計画し実施していかなければならないとい
うことです。

室戸市では、県立あき総合病院の分院をつく
る、つまり県に病院をつくらすと言っている人
もいます。私は、病院の建設について市民の皆

さんには、県にお任せではいけない、県の役割、
市の役割がある、室戸市はもっとみずから汗を
かき努力しなければならない、その努力に対し
て県は絶対手を差し伸べてくれると話をしてい
ます。

私は、地域医療の確保について、県と市町村
がそれぞれの役割をきちんと果たすことによっ
て、地域の医療は確保できるし、私たちの子
孫にも引き継ぐことができると考えていますが、
知事の御所見をお伺いいたします。

室戸市での地域医療確保の問題は、平成26年
6月室戸病院の看護師2名が退職したことから
始まりました。東部地域の看護師不足は深刻な
ものがあります。この時点で、室戸市が看護師
不足に対して何らかの支援を行っていれば、こ
のような事態に至らなかったという声が多く聞
こえてきます。そういった意味で、私は東部地
域での有志と市町村による看護学校開校の取り
組みに期待をしておりました。しかし残念ながら、
県の許認可がおりず、頓挫してしまいました。
私は東部地域の医療崩壊の始まりのように
感じてしまいました。

年度が変わった6月21日、副知事が関係市町
村長を招集し、東部地域医療確保の会を開催さ
れました。私も傍聴者として参加をさせてもら
いました。内容は、看護師等の確保に向けた検
討、室戸市の医療提供についての検討、この2
件について県が先頭に立って、それぞれ部会を
設置し進めていくというものだったと記憶して
います。

3カ月が経過しました。看護師などの確保に
向けた検討、室戸市の医療提供についての検討、
それぞれの検討状況と方向性を構わない範囲で
副知事にお伺いいたします。

椎名の廃校水族館が好調です。9月24日6時
配信のヤフージャパンニュースに次のような記
事が配信されていました。「廃校が水族館に変身

して大人気！地元漁師の協力でユニークな展示も」。「廃校を活用した水族館・むろと廃校水族館が人気を集めている。オープンから3カ月半で、来館者は6万人を超えた。いかにして日本初の廃校水族館が誕生したのか、そのオープン秘話に迫った。」というものです。

多くの人が訪れてくれるということは、地域に活気が出てきますし、地元住民にとっても喜ばしいことだと思います。この好調を持続してほしいと思います。しかしながら、地域の人と話や訪れた人の話を聞くと、私はもったいないと感じてしまうことがあります。というのは、廃校水族館にはお土産のコーナーも飲食コーナーもありません。飲み物の自動販売機があるだけです。夏休みには多くの家族連れが訪れてくれました。自動販売機の飲み物が飛ぶように売れたそうです。しかし、地元椎名地区が潤ったわけではありません。

同じ建物内にある、椎名集落活動センターたのしいなの皆さんが月2回開いているカフェスペースを活用して何かできないかと思います。私の妻は、せっかくの学校施設だから給食セットを出したらよい、トレーに載せるだけだから手間もかからないと言います。私もよいアイデアだと思います。吉良川の徳屋のパンと佐喜浜の高田牛乳、椎名の大敷でとれた魚のフライなどで十分だと思います。こういったことを考えるだけで楽しくなります。

地元の関係者に、廃校水族館に来る大勢の人に魚の干物を売ったらとか、学校給食セットなどのアイデアに取り組んでみたらと話をしても、なかなかよい返事がありません。結局、地域の高齢化が進み、そのようなことのできる人がいない状況で、マンパワーの問題とのことです。もったいないねと、この話をすると、私、カフェやりたいという人も椎名地区以外で結構います。隣接する廃校水族館にはたくさんの人が訪問し

ます。室戸市は観光地ですので、訪れてくれた人が、水族館はよかったけれど、食べるものもお土産もなかったと言うのを聞くのはつらいものがあります。

地域を訪れた人々に地元の住民がおもてなしをし、外貨を稼ぐ経済活動に結びつけてもらいたいのですが、マンパワーの問題があり、一步を踏み出せない現状があるのではないかと思います。

集落活動センターに取り組む地域住民が、地域内外の人材も活用しながら、経済活動を拡充する際、それを後押しするような支援が必要だと思いますが、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

私も、廃校水族館には、孫を連れしたり、室戸に来てくれた友達と一緒にいたり、3回ほど見学をしました。コースは、まず廃校水族館を見て、帰りに室戸世界ジオパークセンターに寄って、備長炭入りソフトクリームを食べて帰るのが定番となりました。

そこで感じるのは、室戸らしいお土産が全くないことや、室戸らしい食事ができる場所が少ないということです。このことは室戸市の観光全てに当てはまります。

かつて、室戸市役所がお土産づくりを高知市内のお菓子メーカーに依頼し、つくったことがあるそうです。結局、失敗をしました。1つのロットが多過ぎて大量の売れ残りが発生し、結局、販売をやめたとのことでした。

私は、仲間と連れ立って小さな集落のお祭りに行きます。そこでは、地元の女性グループがつくったちらしずしとかまんじゅうなどを大変安い値段で販売しています。買って食べるのですが、とってもおいしいし、懐かしい感じがします。このような素朴でおいしいものを、室戸のお土産や食に昇華させることができたと思うのですが、調理器具や調理場所、材料の調達

などでなかなか取り組むことができないとのことです。

このような取り組みを進めるためには、中山間地域の女性グループが鍵を握っていると、私は思っています。十和村のおかみさんの会のように成功した事例もありますが、多くの取り組みは資金不足や人手不足で先細りとなっています。小さな取り組みから地域を代表する取り組みへと育てるためには、きちんとした経営計画やスタート資金が必要だと思います。

このような小さな取り組みに県はどのようにかかわっているのか、どのような支援をされているのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

先日、室戸高校の女子野球部の生徒から、こんにちはと元気な挨拶をもらいました。私は、帰りゆうかね、練習頑張ってるねと返答しました。爽やかな子供たちです。

御案内のとおり、女子野球部の子供たちは、野球をするために、県外などから室戸高校に入学した生徒です。中山間地域にとって学校、特に高等学校は地域の中心であり、活力の源です。しかし、中山間地域の高校はどことも少子化に伴う入学者の減少に悩んでいます。

県立高等学校再編振興計画後期実施計画、高校の再編についての議事録を見ると、室戸高校に関して次のような意見が出ています。

室戸高校なんですけれども、地域会での御意見なども伺ったところ、やはり近隣に高校がないということで。でも入学者数を見ますと、年々厳しい状況にあります。あと魅力ある学校づくりという点で、女子野球部を強化しているんですけれども、やはり人数的に厳しいと思いますので、前回も申しましたけれども、何かもう一つ団体競技を取り入れてみてはどうかと思います。地域へのアピールというの、今からだとなかなか時間がかかるので、やはり部活動の充

実ということを早急にやってもらえればいいかなと私は思いますというような意見が出ておりました。私も委員の皆さんの御意見に全面的に賛成であります。

ことしの室戸高校の入学者は20人です。この数が続けば、総合学科の存続はもちろん、学校の存続も危うくなります。そんな危機感もあって、ことしは女子野球部員のスカウトに、私も四万十市まで行ってきました。室戸高校の女子野球は、地域の有志がスタート時から深くかかわっております。室戸高校は、高校と地域の住民が連携し、生徒の確保などに当たっています。

地域住民が積極的に部活動などに有志として参加できる学校運営も、学校の存続に向け大切なことと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

私の1問を終わらせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 弘田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、台風などの自然災害により被害を受けた、漁獲物の水揚げ施設や製氷施設などの復旧に対し、何らかの支援制度が必要ではないかとのお尋ねがございました。

台風などの自然災害により、水揚げ施設や製氷施設などが被災した場合、国の災害復旧事業を利用することができますが、激甚災害でない場合には補助率が低く、また事業実施に必要な国の査定に時間を要することから、ほとんど活用されていないのが実態です。

しかしながら、水揚げ施設や製氷施設などが被災した場合、漁村地域での水産物の生産・販売を支える命綱を失うことになるため、市場機能を速やかに回復させることが極めて重要となります。

県としましては、豪雨や高潮などへの対策を年間通じて実施する体制を大幅に強化するため、

常設の豪雨災害対策推進本部を設置し、対策を施すこととしておりますが、一方で予期せぬ被害を受けた場合には、できるだけ早く漁業活動を再開することが必要です。

このため、被災した水揚げ施設や製氷施設などの速やかな復旧に着手できるよう、国に対して、災害復旧事業の補助率のかさ上げや速やかな事業実施に向けた要件緩和などを働きかけます。また、県としても、自然災害により甚大な被害が発生した場合、市場機能を速やかに復旧するため、機動性を持った柔軟な対応ができる新たな支援策を検討してまいります。

最後に、地域医療の確保における県と市町村の役割についてお尋ねがございました。

言うまでもなく、地域地域で県民の皆様が安心して住み続けられるようにするためには、医療の確保は最も重要なものの一つであり、議員のお話にございましたように、その確保に当たっては、県と市町村がそれぞれの役割をしっかりと果たすことが必要であると考えております。

市町村においては、地域にどのような医療機能が求められているのか、住民や医療関係者の皆様の御意見も伺いながら、一般的な外来や入院医療、在宅医療など、住民に身近で日常的な医療について、みずからのこととして検討し、その確保のための計画を立て、実施につなげていく役割が求められると認識しております。

一方、県には、民間病院で担当しがたい二次救急医療やがん診療などの医療機能をしっかりと確保していくとともに、市町村の取り組みに対して医師の確保を初め、市町村では対応が難しいことなどに対して支援していく役割があると考えております。例えば、議員からお話のありました、室戸市での将来の市の地域医療の確保のあり方について議論を行っている室戸市地域医療計画策定委員会に、県もその委員として加わり、必要な技術的助言を行っております。ま

た、県立病院では救急医療を初めとする二次医療圏全体の急性期医療を担いつつ、民間を含む圏域内の医療機関を全力で支援しております。特に室戸市に対しましては、あき総合病院から、室戸岬診療所の一般外来に加え、本年7月からは室戸中央病院の整形外科への診療応援も開始しており、引き続き不足している医師の確保に努めながら、東部医療機関への支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

室戸市で暮らす皆様が、救急の機能や回復期に入院できる機能を持った病院が欲しいといった切実な思いを持たれていることは、これまでの議員の御質問からも十分認識しているところであり、皆様が地域で安心して住み続けられるよう、今後室戸市において必要な医療機能を確保するために、室戸市とともに、県も主体的に責任を持ってしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 高潮の被害への対応について、県内漁港における現状と対策へのお尋ねがございました。

漁業指導所が県内漁港の市場における水揚げ施設や製氷施設などの電気系統の設置状況について調査いたしましたところ、33の市場のうち、9つの市場においては高潮等に対する十分な対策が講じられていないという状況にございました。

災害が発生した際に、漁業者ができるだけ早く漁業活動を再開するためには、速やかに水揚げ施設や製氷施設などを復旧する必要がありますことから、これまで施設が被災した場合には、一定の修繕等は支援してきたところです。

今後も施設が被災した場合には、こうした支援を継続して行ってまいりますとともに、県内の水揚げ施設や製氷施設などは老朽化が進み、抜本的な改修はなかなか困難な状況にもありま

すことから、当面は施設の所有者の共済制度へのさらなる加入促進等にも取り組み、また新たな施設整備等を行う際にも、先進事例を参考に災害に強い市場づくりを行ってまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、南海トラフ地震への備えとして、国道55号とは別の命の道を、今あるインフラを活用しながら整備を進めることについてお尋ねがありました。

県では、南海トラフ地震発生時の命の道として不可欠である、四国8の字ネットワークの早期完成に向け、全力で取り組んでいるところです。東部地域におきましては、阿南安芸自動車道の東洋町野根から徳島県牟岐町間の都市計画決定に向けた手続や、安芸市伊尾木から奈半利町間と北川村安倉から東洋町野根間の計画段階評価が着実に進められているところです。

このような中、7月の豪雨では、高知自動車道立川橋の流失に伴い、大豊インターチェンジから川之江ジャンクション間が約1週間通行どめになったものの、国道32号を迂回路として活用できたことにより、幹線道路ネットワークが確保されました。災害時におけるダブルネットワークの重要性を再認識したところです。

室戸市へ通じる幹線道路は、海岸線を通る国道55号のみであり、西山台地や崎山台地などを通る市道や農道を活用して、津波浸水の影響を受けないルートを確認することは、南海トラフ地震への備えとして有効であると考えられます。しかしながら、台地の間を結ぶには、地形的な条件が厳しく、整備に多額の費用を要することが想定されることから、現時点で具体的な調査がされていないのが実情であります。一方、平成28年2月に策定しました高知県道路啓開計画において、啓開に時間を要する国道55号を迂回することができる市道などを啓開ルートに位置づけております。

今後は、災害時はもとより平時の利活用につきましても、関係する市や町にお聞きしながら、ともに検討してまいりたいと考えております。

次に、道路整備に係る交付金事業につきまして、地方の実情に応じた制度をつくるよう地方の声を上げるべきではないかとお尋ねがありました。

交付金事業は、県や市町村が道路の改良や修繕、防災、橋梁の耐震補強などを行う予算の大半を占めており、道路整備を進める上で極めて重要な役割を担っています。

平成25年度の道路法の改正に伴い、平成26年度から橋梁やトンネルなど道路施設の点検を進めてまいりました。その結果、多くの施設で早急な修繕が必要となり、交付金事業に占める修繕費用の割合が増加しております。

また、こうした道路施設の老朽化は全国的な課題となっているため、国において、修繕費用が交付金の重点配分の対象とされ、手厚い予算が配分されております。そのため結果として、1.5車線の道路整備など、生活に密着した道路改良の予算が圧迫されている状況にあります。

このような状況下で、中山間地域の市町村道などの道路改良を進めていくためには、道路事業全体の予算枠をふやすことが何よりも重要なことと考えております。このため、県内の全市町村で構成されます高知県市町村道整備促進協議会などとともに、老朽化対策予算を別枠で確保することや、道路整備に関する新たな財源の検討などを国に訴えてまいりました。

引き続き、道路予算の拡大に向けまして、関係団体と連携して取り組みますとともに、身近な道路の整備が進むよう、地方の実情に応じた支援メニューの創設などを、予算要望や協議の場を通じて国に働きかけてまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 四国におけ

る発電所の設置場所などを含めた電力供給の多様化の現状はどのようになっているのか、また電力供給の多様化についてどのように考えているのかとのお尋ねがございました。

四国におきましては、火力発電所が徳島県阿南市に90万キロワットと70万キロワット、愛媛県西条市に40万6,000キロワット、香川県坂出市に138万5,000キロワットのものがあり、愛媛県伊方町には89万キロワットの原子力発電所、本県のいの町本川には61万5,000キロワットの水力発電所があるなど、北海道と異なり、主要な発電所の設置場所が分散しております。加えて、本州との連系線が2系統あり、そのうち1系統は直流から交流への変換を必要としていないことから、四国全域における大規模停電が起こる可能性は低いと四国電力からお聞きしています。

また、電力広域的運営推進機関が公表しております平成30年度年次報告書によりますと、四国電力以外の太陽光などの発電施設も含めた、四国における平成29年度末の電源構成は、火力発電が55.1%、原子力発電が11.8%、水力発電が12.5%、太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーが20.7%となっております。

電力供給の多様化につきましては、国のエネルギー基本計画において、火力や太陽光などの各エネルギー源にはそれぞれ強みと弱みがあるため、平時だけではなく、災害発生時においても電力の安定供給が確保されるためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ多層化、多様化した供給構造を実現することが必要であるとの考え方が示されており、県としましても、この考え方に沿って、豊富な日照時間や水資源、森林資源を活用した新エネルギーの導入を促進しているところでございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 水道管の耐震化の進捗状況と今後の耐震化推進の取り組みについてお尋ねがございました。

平成28年度末における本県の基幹管路の耐震化率は34.5%であり、全国平均値の38.7%と比較して4.2ポイント下回っています。

本県でも南海トラフ地震に備え管路の耐震化が急がれるところですが、小規模な市町村が多い本県は、水道事業に携わる職員数が少ないことや、人口減少や節水機器の普及に伴って、施設の耐震化などの財源となる給水収益が減少しているといった課題を有しています。そのため県では、今年度から2年をかけて、今後10年間に実施する耐震化などの基本施策を盛り込んだ、高知県水道ビジョンの策定を進めており、この8月に第1回の委員会を開催したところです。

現在、この委員会のもとに設置をした、市町村の実務担当者などで構成する作業部会を県内5地域で開催しており、まずはこの作業部会において、水道施設の耐震化の状況や被害想定などの現状をしっかりと把握してまいります。その上で、例えば県から、市町村に対して耐震化を進めるに当たっての優先順位の設定方法や最新技術を含む経費面を踏まえた耐震化の方法などを示しながら、基幹管路の耐震化を初めとした対策を市町村とともに検討することとしています。

このように、県水道ビジョンの作成や、その過程における作業部会での検討作業などを通じて、市町村の水道施設の耐震化推進に向けた支援をしてまいりたいと考えています。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 液状化のハザードマップへの対応状況についてお尋ねがありました。

ハザードマップは、地震による揺れ、津波や洪水による浸水、土砂崩れの可能性など、想定

される地域のリスクを県民の皆様にはわかりやすくお伝えする手段として、大変有効なものだと考えております。そのため、地形や地質などのデータをもとに、シミュレーションや科学的知見により各種のハザードマップを作成し、県のホームページのうち防災情報において、高知県防災マップとして公表しています。

液状化につきましては、住宅が傾いたり、上下水道が使いなくなることや、道路の通行が困難になるなどの被害が想定されるため、既にマップを作成しており、公表もしているところです。このマップは、県内を250メートル四方のメッシュに分割し、メッシュごとに地形や地下水の状況、地質調査の結果、想定される揺れの大きさをもとに液状化の可能性を判定しております。

また、いの町では町独自に地質データを収集した上で、50メートルメッシュで解析を行い、精度を向上させているほか、高知市や四万十市、香美市においては、県のマップをより見やすく加工するなど、さまざまな工夫をして公表していただいている市町村もあります。

県としましては、今後も、液状化を初めとする地域のリスクについて、県民の皆様には幅広く知っていただくため、地域での防災学習会や広報紙への掲載など、さまざまな機会を利用し、市町村と連携して周知に努めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教職員の不祥事が続く状況をどう感じており、何が原因か分析しているのか、また不祥事をなくすためにどのような対応をしているのかとのお尋ねがございました。

子供たちの模範となるべき教育公務員による重大な不祥事が続いていることについては、本県の公教育に対する信頼を根底から揺るがす極めて危機的な状況として大変重く受けとめており、まことに申しわけないと思っております。

県教育委員会では、このたび過去の不祥事についての原因分析を実施いたしましたが、その発生要因としては、組織的な取り組み体制が十分でなかったことに起因するもの、教職員個人の資質に起因するもの、職場環境の整備不足に起因するものの大きく3つに分類され、それらの要因が重なる場合には、さらに発生のリスクが高まることが明らかとなってきました。このため、これらの分析結果を踏まえ、先日開催された総合教育会議において、不祥事防止対策についての協議を行い、その結果、人材育成の視点に立ったチーム学校の構築が特に重要であり、チーム学校として組織的なOJTを通じて人材を育成する仕組みを構築するとともに、学校で発生する問題に対して、組織としての対応力を高めていくことが不祥事防止に必要であることが確認されました。

こういったことから、研修の充実などはもとより、今後人材育成の視点に立ったチーム学校の構築に向けて、主幹教諭の配置拡充のほか、小学校においてはメンター制の導入、中学校では教科のタテ持ちや教科間連携の充実、また県立学校では教科会や学年会、校務分掌などの組織を活性化させることにより、体制も含めた人材育成の強化を図ってまいります。加えて、学校代表者や専門家から成る、学校組織のあり方を検討するための会を設置し、不祥事が発生する学校組織についての課題を整理し、取り組みの精度を高めていくことにあわせて、教員のストレスを軽減する風通しのよい職場づくりを進めるなど、総合的な対策により、不祥事の防止に取り組んでまいります。

次に、地域住民が積極的に部活動などに有志として参加できる学校運営も学校の存続に向け大切なことと考えるがどうかとお尋ねがございました。

議員から御指摘がありましたように、中山間

地域の高等学校は、過疎化や少子化の中で生徒数の確保が難しい状況となっております。こうした中、部活動の強化や中学校との連携の強化、地域との交流活動、通学補助などについて、各校の地元自治体や地域の皆様からさまざまな御協力をいただいております、厚く感謝を申し上げます。

平成31年度から5年間にわたる後期実施計画の策定に当たっては、中山間地域の高等学校の活性化をどのように図っていくのかは大きな課題であり、地域の方々の御意見もお聞きしながら検討してまいりました。具体的には、ICTの活用による進学指導講座の実施、新しい教科・科目の開講といった教育の充実や、それぞれの学校における特色ある部活動の活性化、地域の特産品を活用した地域課題解決学習など、地元はもちろん、地域外からも生徒が入学したいと思えるような魅力ある高等学校にしていくための振興策が各校から提案されてきております。

しかしながら、こうした振興策の実施に向けては、中山間地域の高等学校には生徒数が少ないことで、部活動や地域課題解決学習において専門的に指導できる教員を十分に配置できていないといった現状がありますので、専門性を持った地域の人材を積極的に活用させていただくことは、学校の活性化、魅力化を図る上で非常に重要であると考えております。県立高等学校でも運動部活動においては、既に支援員や指導員として計52名の外部人材の方々に活躍していただいております。

加えて、本県におきましても、地域の声を生かした学校運営に取り組むコミュニティ・スクールや、地域と学校が連携・協働し、授業などにおける学習補助や部活動の支援など学校に対する多様な協力活動を行う学校支援地域本部などについても積極的に導入を進めております。

こうした取り組みを通じて、今後においても

たくさんの地域の皆様方に御協力いただき、地域と一体となった魅力ある学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

(総務部長 君塚明宏 君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 不祥事が発生する原因と発生させないための対策についてお尋ねがございました。

知事部局におきましても、今年度、職員によりますセクハラ等の不祥事が続発したことによりまして、県民の皆様への信頼を損なう結果となったことを大変重く受けとめております。

不祥事が生じる原因といたしましては、公務に携わる者としての倫理観の欠如や、ハラスメント等に関する理解不足、このほか飲酒による判断力の低下などが考えられます。

不祥事を発生させないための対策といたしましては、毎年度当初に開催しております管理職員向けのサービス説明会や階層別の職員研修におきまして、飲酒運転やハラスメントの防止を含めたサービス規律の遵守を徹底しております。今年度は、例年実施しておりますハラスメント研修の実施時期の前倒しや、ハラスメントへの理解がより深まるよう啓発式のアンケートを実施するなど、工夫をしながら取り組んでいるところであります。また、職場環境や人間関係に留意し、不適切な言動を日ごろから相互に指摘し合えるような職場づくりに努めるよう注意喚起を行っております。

また、実際に不祥事が起こった場合には、再発防止に向けて事案を踏まえて綱紀の粛正を図っております。特に飲酒時に不祥事が生じておりますことから、今年度は宴席の場であっても、公務員としての自覚を持ち、節度ある行動を心がけるよう徹底しているところであります。

県勢浮揚に向けまして官民協働で取り組んでいる中、一部の職員の不適切な行為により県職

員全体に対する信頼が損なわれることがあってはなりません。このことを職員一人一人が常に意識して行動する必要があります。このため、職員が県民の皆様への期待と信頼に応え、その職責を果たせるようコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) 不祥事が発生する原因と発生させないための対策についてお尋ねがございました。

不祥事が発生する主な原因といたしましては、職責への自覚が足りないこと等の個人の資質の問題と、例えば業務負担の増大や偏り、業務への習熟不足、業務管理の不徹底等の職場環境にも関連する問題が挙げられます。

こうしたことから、県警察では不祥事を防止するため、個人の資質に着目した取り組みと職場環境に着目した取り組みを2本柱とする各種対策を進めているところであります。具体的には、個人の資質に着目した取り組みといたしましては、誇りと使命感を醸成するための職務倫理教養、職員の身上把握とそれに基づく適切な指導及び支援、優秀な人材を確保するための積極的な採用募集活動等を行っております。また、職場環境に着目した取り組みといたしましては、業務の合理化と職員に対する各種訓練及び研修、業務管理を徹底するための各種システムの導入、職員の士気を高揚させるための働き方改革の推進とワーク・ライフ・バランスの充実等に努めているところでございます。

そのような中、本年に入り、職員による飲酒当て逃げ事件等の不祥事が発生したところであり、このことを大変重く受けとめております。県警察といたしましては、引き続き対策をさらに強化して不祥事防止に全力で取り組み、高知県警察の運営指針としております、高知県の安全・安心を守る強く優しい警察の実現を図って

まいりたいと考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 東部地域における看護師等確保に向けた検討と室戸市の医療提供の検討状況、またその方向性についてお尋ねがございました。

看護師の退職に端を発した室戸病院の廃院による影響や、地域で進められていた看護師養成学校設立の動きに対して県が承認できないと判断したことによる影響について、これまでも東部地域選出の議員の皆様からは、地元を代表しての切実な声をお伺いしてまいりました。

これらの影響や地元の方の思いは十分に認識をしております。この課題解決に向けて本年の6月議会で浜田議員の御質問に対して知事からお答えをしたとおり、県が前面に立って積極的に提案していくとして、6月に東部地域医療確保対策協議会を設置したところであります。

第1回の協議会を開催してから3カ月経過しましたが、この間、庁内では検討を重ねてきており、2つの課題のうち看護師確保の課題につきましても、去る9月18日に協議会の下部組織として位置づける医療人材確保部会を開催し、今後の議論に向け、公立の看護学校を基幹とする多機能支援施設の取り組みを提案させていただきました。部会ではさまざまな御意見が出されたと承知をしております。今後いただいた御意見を論点ごとに整理し、次回の部会以降、検討を深めてまいりたいと考えております。

また、一方の室戸市における医療提供の課題につきましても、知事からお答えしましたとおり、外来医療に関しては、県からも医師を派遣していることなどから一定確保ができていていると考えておりますが、入院医療については、急性期や回復期の入院機能の確保ができていない状況が続いているものと認識をしております。この課題につきましても庁内で検討を重ねてきて

おり、入院医療を初め将来にわたって安定した医療提供体制をどう確保していくかについて、今後室戸市と対策の協議を開始し、その後の部会の開催につなげてまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 集落活動センターで、地域内外の人材も活用しながら経済活動を拡充する際の支援についてお尋ねがありました。

議員のお話にありました椎名集落活動センターたのしいなでは、ことし4月の拠点施設のオープン以降、百歳体操の実施や子供の居場所づくり、ちいさな海のカフェの運営など、地域のニーズに応じた住民主体の取り組みが進んでいます。

こうした中、同一施設内にあるむろと廃校水族館には、4月のオープンから8万人を超える方々が訪れていることから、集落活動センターにおいても、水族館の入館者へのおもてなしとして、月2回のカフェを、月1回は土曜日に開催しています。あわせて、地域外の佐喜浜ジオ市と共催で、地元産品を販売する青空市を実施するなどの取り組みも行っています。また、今後はふれあい体験交流スペースでのピザ焼き体験を始める予定で、観光・交流事業にも次々と取り組まれています。

ただ、議員から御指摘のありましたとおり、人気の水族館が隣接するという絶好の機会を捉えて、より外貨を稼ぐ活動を拡充していくことは、大変重要であると考えています。

そのため、県としましては、集落活動センターの取り組み段階に応じた財政支援を初め、経営に関するアドバイザーの派遣や、事業計画づくりの研修を行うなど、地域住民の皆様がさらに一歩を踏み出し、センターの活動を拡充できるよう後押ししてまいります。あわせて、産業成

長戦略や地域アクションプランの取り組みとも連動しながら、将来的には地域の主要産業となるよう、センターの基幹ビジネスの強化、確立に向けた支援を行ってまいります。

次に、中山間地域における小さな取り組みに対するかかわりや支援についてお尋ねがありました。

中山間地域における小さな取り組みを、地域を代表する取り組みへと育てることは、地域活性化の観点から大変重要であります。このため、県内市町村に配置する地域支援企画員による地域アクションプランや集落活動センターの取り組みへの支援に加え、市町村とも連携しながら、こうした地域のグループの取り組みに対して、支援策の情報提供やアドバイスを行っているところです。加えて、地域の活動グループの取り組みが継続的に行われるために必要な、調理施設の整備や調理器具の購入などにも活用できる補助のほか、商品開発や会計などの専門家をアドバイザーとして派遣することにより、地域の主体的な取り組みを支援しています。

今後もこうした支援により、住民主体の小さな取り組みを育て、地域の活性化につなげてまいりたいと考えています。

○14番(弘田兼一君) それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。不祥事の質問をさせていただいたんですけど、できるだけ私は立派な人間でもないし、迷ったんですけど、やっぱり質問しなければいけないというふうに思いました。

時間がありませんので、私の一切の質問といたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(土森正典君) 暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩



午後2時40分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番桑名龍吾君。

（18番桑名龍吾君登壇）

○18番（桑名龍吾君） 自由民主党の桑名龍吾でございます。土森議長のお許しを得て質問をいたします。

昨日からの台風24号は、各地に被害をもたらしながら日本列島を縦断しました。また、7月の西日本豪雨災害は、中国・四国地方を中心に被害が発生し、本県においても3名の方がお亡くなりになりました。御冥福をお祈りいたします。

まさに想定外を想定しなくてはならない時代となってまいりました。しかし、今回の豪雨でも高知市の市街地は冠水することはありませんでした。これは、高知市の市街地が水に強い地形だからではなく、過去昭和50年、51年の水害を教訓に水に強いまちづくりをしてきた結果です。高知市の中心市街地は1時間当たり77ミリの雨量に対応する機能を持っております。そして、高知駅北側の、1時間当たり40ミリの雨量で冠水してきた久万川付近の地域も、昨年77ミリ対応の雨水下水システムを構築してきました。さらに、98豪雨で被害に遭った高知市東部地区も、排水機場の増設など水害対策を講じてきております。

一方、西日本豪雨災害で被害があった広島や岡山は、1時間当たり四十数ミリの排水機能しかありません。これは、雨水下水管を布設するときは、過去の降水量から設置基準が決まるので、日ごろ雨の降らない地域ではおのずと小さな雨水下水管となっております。

しかし、昨今の気象状況は、ゲリラ豪雨など、どこで発生するかわからない状況です。今後は、過去のデータにとらわれない対応をしていかなければなりません。これこそが国土強靱化の基本であります。人の命や財産を守る国土強靱化を推し進めるためには、公共事業の一層の強化が必要です。

しかし、公共事業費の削減を求める論調は、いまだに聞こえてきます。また、毎年の予算編成でも公共事業費の削減が議論となり、気を緩めることはできない状況です。6月には大阪府北部地震が、9月には北海道胆振東部地震が発生し、その被害を見れば事前防災の必要性は見えてくるものです。

そこで、公共事業の必要性をどのように考えているのか、またどのようにして予算を確保していくのか、この件につきましては、先日西内議員も同様の質問をしているところではございますが、改めて知事にお聞きをいたします。

次に、浦戸湾の津波対策である三重防護について質問をいたします。三重防護とは、高知新港沖の第一線防波堤の延伸と粘り強い化、仁井田地区など外洋に面した堤防を強化し浦戸湾口に津波防波堤を設置、浦戸湾内の堤防のかさ上げや液状化対策などの3段階で津波に備える事業です。事業費は600億円、うち国の事業が350億円、県の事業が250億円となっており、事業期間は平成28年度から平成43年度の16年間を想定しております。

本県人口の45%が集中する県都高知市の被害を最小限に抑えることができる三重防護対策の完成を一日も早く望むところですが、この3年間で、国の事業費ベースでの進捗率は7%、県の事業費ベースでの進捗率は18%となっております。この進捗率は当初の計画どおりであるのか、あわせて今後の事業の見通しを土木部長にお聞きいたします。

また、日本各地で大地震が発生している現状の中で、事業の加速化を図らなければ間に合わないと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、犯罪被害者支援について質問をいたします。

犯罪被害は、ある日突然犯罪に巻き込まれ、誰にでも起こり得ることです。犯罪に巻き込まれた被害者や遺族は、心身の傷だけではなく、生活が急変し、経済的に損失をこうむることもあります。また、捜査や裁判など煩雑な司法上の手続など、精神的な負担も生じます。このような犯罪被害者を支援するために、平成17年に犯罪被害者等基本法が施行されました。犯罪被害者等基本法では、全て犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまで必要とする支援等を途切れることなく受けることができる施策が講ぜられるべきこととの基本理念にのっとり、国はもとより自治体も、その地域の実情に応じた施策を講じ実施する責務を有することが定められました。

本県においても、この基本法の施行を契機に、また社会の要請もあり、平成19年に民間支援団体であるこうち被害者支援センターが設立され、この10年間犯罪被害者等の支援についての役割を果たすようになりました。さらに、平成28年に政府が策定した第3次犯罪被害者等基本計画により、自治体による被害者対応に特化した窓口の設置、家事・育児・介護への支援、公営住宅の確保、事業所等に対する就労・勤務への配慮要請、保健・医療の充実などの整備、すなわち被害者支援にとって良質な支援が求められております。住民の日々の生活に身近な自治体こそ、こうした施策の受け皿として最もふさわしいからです。そのためには、法的根拠としての

条例の制定が要請をされます。

国の施策による犯罪被害者等への支援は整ってきたと言えます。しかし、基本法の施行から既に13年が経過した今日、地方の実情はいまだ道半ばであります。高知市内に1つだけの民間のこうち被害者支援センターの人的・経済的体制では、県下のどこで被害を受けても、そして24時間365日いつでも、第3次基本計画が求める良質な支援を提供できる状況ではありません。支援の内容もせいぜい心理と法律相談、裁判支援など法務支援にとどまっているのが現状です。今後、高知県や県下市町村が自治体として良質な支援体制を構築するためにも、平成32年までに、第3次犯罪被害者基本計画の求めるさまざまな支援の整備や充実の要請に応える必要があります。

平成30年に入り、北海道、埼玉、滋賀、福岡、大分の道県レベルで、犯罪被害者支援に特化した条例が整備されました。平成30年4月1日現在では、14道県で、また政令指定都市では5市が、犯罪被害者支援に特化した条例を制定しております。そのほか17府県においては、安全・安心まちづくり条例の中に、犯罪被害者等の支援を盛り込んだ条例を制定しております。条例がつけられることで、被害者等の皆さんにとっては大きな心のよりどころとなり、また自治体に被害者対応に特化した窓口が設置されることにより、被害者支援センターや警察との円滑な連携や被害の潜在化の防止が図られ、被害者等も安心して相談できることとなります。さらに、自治体における職員の意識の向上や、職員の担当部署の異動を超えて一定レベルの支援が継承されることの担保ともなります。

そこで、県として犯罪被害者等の支援にどう取り組んできたのか、また支援の現状をどのように認識しているのか、さらに本県においても犯罪被害者等の支援に特化した犯罪被害者等支

援条例をつくるべきだと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

警察においても、犯罪被害者等に最も身近な存在として、これまでに多くの犯罪被害者等の支援に取り組んでいると思います。条例が制定されれば、県民全体に被害者等支援の重要性や各種支援の内容等が浸透し、積極的な支援制度の活用が図られる等の効果がもたらされると考えますので、条例制定に際しては、警察として積極的な連携・協力をお願いするところでございます。

今後、警察としてどのように犯罪被害者等の支援に取り組んでいくのか、県警本部長にお聞きをいたします。

次に、農業農村整備事業について質問をいたします。

農業農村整備事業は、農業競争力を強化するための基盤整備予算や農村の防災・減災対策を加速化させるための予算など、農業の発展には欠かせない事業であります。しかし、当時の民主党政権は、平成21年度当初予算5,770億円を、平成22年度には2,980億円、23年度2,300億円、24年度2,190億円まで大幅削減しました。その後、自民党政権に戻り、この農業農村整備事業費も、今年度当初は4,350億円、29年度補正予算1,450億円を合わせると5,800億円となり、民主党政権前のレベルまで復活を遂げまいりました。まさに民主党政権時の大幅削減がされた3年間は、これからの農業の発展を10年間おくらせたとも言われ残念なことです。

さて、現在南国市において国営圃場整備事業の地区調査が行われております。これは、もうかる農業の実現を目指し、基盤整備を契機として南国市の農業の大転換を図ろうとするものです。基盤整備が完成すれば、農地が区画化され、用排水路や農道が総合的に整備され、効率的な農作業が可能となり、また農地の集団化や集積

により作業効率が向上します。その事業計画の概要ですが、受益面積630ヘクタール、総事業費190億円、事業費負担は国66.6%、県25.2%、市6.3%、農家1.9%、事業期間は着工後おおむね10年です。しかし、この事業を行うには、地権者の同意をとらなければなりません。

南国市では、平成29年12月から地権者の仮同意の取得に努めてきましたが、平成30年3月末時点では未同意者が点在し、仮同意率も86.9%と圃場整備を行うには十分な同意状況でないことから、国においては調査期間を1年延長するとともに、地元においては仮同意取得の取り組みを延長することとなりました。県としても、4月から新たに国営農地整備推進監を設置し、事業の推進を加速化させております。

そこで、まず知事にお伺いしますが、県が掲げる地域で暮らし稼げる農業の実現には、優良農地の確保が大前提となりますが、本県の30アール区画以上の圃場整備率は、全国の整備率の半分でしかありません。この実態も含め、基盤整備をどのように捉え推進していくのか、御所見をお聞きいたします。

また、南国市で進められている国営圃場整備事業は、事業主体は国であり、地元調整は南国市が行っていますが、県としても、今後の本県の農業振興に大きな役割を果たすと見込まれております。この事業で得られる成果をどのように受けとめているのか、知事にお聞きをいたします。

加えて、調査期間が1年間延長となり、県としても、およそ1年半後の着工に向けて事業の推進を図っているところですが、直近の仮同意の状況とその手応え、さらには着工までの概略のスケジュールはどうか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、農村の防災・減災対策についてお尋ねをいたします。農村は生産の場であるとともに、

生活の場でもあります。地域住民の皆さんの安全・安心には、南海トラフ地震や集中豪雨などの対策も加速化させていかなければなりません。高知県にはため池が391カ所あり、そのうち121カ所が防災重点ため池とされています。また、そのうち21カ所については、耐震化が必要と指摘をされました。

平成29年度末には3カ所の耐震化が完了しましたが、今後耐震化を加速化していくには、盛り土を主体とする従来の考え方にとらわれない、思い切った工法の工夫なども必要でないかと考えますが、残りのため池の耐震化をどのように図っていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

西日本豪雨により、中国・四国地方の農業集落排水施設が数多く被災をいたしました。本県においても、安芸市奈比賀処理施設が伊尾木川の水位上昇により被災をしました。農業集落排水施設は、災害関連復旧事業の対象とはなりませんが、激甚災害に指定された場合においても、農地や農業用施設のような補助率のアップはなく、定率の50%です。一方、公共下水道の場合は、激甚災害指定時は、過去数年間の実績平均により84%までのかさ上げがなされます。農業集落排水施設は、農業・農村地域の維持・再建にとって重要な生活インフラであり、農村地域から排出されるし尿や生活雑排水を処理し、健全な水循環を維持するなど、循環型社会の構築に大いに寄与しております。

そこで、豪雨や台風災害で激甚災害指定を受けた場合、農業集落排水施設について補助率のかさ上げが可能となるよう政策提言に盛り込んでいただきたいと思いますが、土木部長の御所見をお聞きいたします。

本年6月、第196通常国会において、土地改良法の一部を改正する法律が成立し、公布されました。今回の改正は、農業者の高齢化に伴う組

合員数の減少など、土地改良区の現状を踏まえた組員資格や総代会制度の見直しなどで、こうした改正点については時宜を得たものと評価する声が多くを占めております。しかしながら、今回の改正では、土地改良施設を管理している土地改良区は複式簿記を導入し、従来の決算書類に加え貸借対照表を作成、公表することについても義務づけされました。

平成28年度の国の調査によりますと、全国で複式簿記を導入している土地改良区はおよそ1%とわずかであり、本県においても状況は同じです。また、管理する土地改良施設の資産評価を適切に行う必要もありますが、そのためのノウハウや事務体制も十分でないことから、平成34事業年度の完全実施まで一定の猶予期間はあるものの、多くの土地改良区から不安の声をお聞きしております。

こうした状況を踏まえ、今後県として複式簿記の完全実施に向け、どのように土地改良区への協力、支援を行っていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、農家の農産物の輸出について質問をいたします。

私は平成25年12月定例会本会議において、政府の進める農産物輸出は農業発展の一つの手段であり全てではない、もっと地に足のついた農政が必要との趣旨の発言を行いました。しかし、現在では日本酒や加工品の輸出は大幅に伸びてきており、本県においても、発言をした平成25年度実績2億7,000万円が平成28年度では7億2,000万円と、2.6倍となっております。これからもユズ関連や日本酒など、輸出の伸びは期待ができます。

一方、本県においての野菜や果物の生鮮品の輸出実績は伸びてきておりません。しかし、他県においては、沖縄の那覇空港ハブネットワークを活用した輸出の物流システムを構築し、農

産物の輸出が動き始めました。私もことしの4月、西内議員、野町議員とともに沖縄に行き、その仕組みを調査してきたところでございます。これは、ヤマト陸送ネットワークとANA航空ネットワークを組み合わせた物流システムです。ヤマト運輸が集荷を行い、空輸で羽田空港を経由し、那覇空港まで運びます。深夜、那覇空港で仕分けを行い、上海、台北、香港などアジアの空港へ、そして現地のヤマト運輸がお客様に届けるシステムです。このシステムでいけば、集荷の翌日には農産物を東アジアの主要国に届けられます。コンテナ単位ではなく、段ボール箱一つからでも可能です。

そこで、私も何か一つの成功事例をつくりたく、農家の皆さんにお声がけをしていたところ、生食用のトウモロコシを生産している高知市の農家の方が、ちょうど香港のレストランからオーダーがあり、輸出方法を検討しているというところでした。早速このシステムでトウモロコシ10本を香港に送りました。サイズは、長さ38センチ、幅27センチ、高さ28センチのいわゆる100サイズの段ボール箱です。送料は6,450円、クール便になると1万2,000円が加算され、1万8,450円になります。この送料からすれば、レストランでの客単価は3万円を想定しなければならないそうです。届くまでの日数は、香港は翌日到着とのことでしたが、高知県が翌日到着地域のエリア外であり、またレストランもエリア外であったため、到着まで翌々日の75時間かかっております。

今回の事例の中で課題も出てきました。まず、輸出するときに必要な書類であるインボイス、これは全て英文であり、指導がなければ正確に記入ができない。決済についても、今回の送り先は東京に本社があるレストランで、日本で決済ができたが、海外で決済することは商社が入らないと困難である。しかし、商社が入ると農

家のブランディングにはならないなど。これ以外にも送り状を自前のパソコンにインストールしなければならないとか、煩雑な手続の問題もあります。本県の先進農家にはそれぞれ海外からのオーダーも入ってきているようですが、実際どのように送ったらいいのかわからないのが今の現状です。

大きなロットでの輸出ではなく、農家が自前で輸出することができれば、その農家にとっては励みとなり、また一つのストーリーができ、国内販売でのPR材料にもなることでしょう。このような農産物の小口の輸出に関して、県としてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、18歳成年年齢について質問をいたします。

平成34年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。明治9年から約140年続いた大人の定義が変わります。成年年齢の引き下げは、少子高齢化が進行する中、若者には社会や経済において積極的な役割を果たすことが期待され、社会への参加時期を早めることで、大人としての自覚を促し、社会に大きな活力をもたらすことにつながるとされております。既に憲法改正国民投票の投票権や公職選挙法の選挙権年齢は18歳まで引き下げられ、若者の政治参加が始まりました。

18歳成人は大きな期待もありますが、親の同意なしに契約ができたり、ローンを組むことも可能になります。また、多くの方は高校3年生で成人を迎えることになり、教室内で大人と子供が混在し、教育上の混乱も懸念されております。成人の日も受験シーズンと重なり、各自治体も頭を悩ませる事態となりそうです。しかし、これらの懸念される問題はどうか解決できると思いますが、私が一番問題と考えるのは、大人になるという自覚がないまま成人になるとい

うことです。

本年2月に、坂本孝幸議員、中根佐知議員とともに県立安芸高校の生徒と成年年齢引き下げについての意見交換会を行ってまいりました。その中で驚いたのは、ほとんどの生徒が18歳成人には反対であったということです。意見の大半は、メリットとデメリットを比べたらデメリットが多いというものでした。そのデメリットというものは、大人としての責任を負うものでした。これは、大人になることの意義や義務に不安を感じているというあらわれだと考えます。選挙権年齢も18歳からとなりましたが、期待をしていたほどの投票率ではありません。なぜこのような状況であるのか。私は、選挙権や成年年齢引き下げは、ただわからないままに与えられた権利であって、自分たちの思いを通して勝ち取った権利ではないからだと考えます。

そういった中で、成人としての自覚や自立を促す教育も今後必要と考えますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、県営春野野球場の内外野フェンスの企業広告の掲載について御提案をいたします。

ことしの5月、香川県高松市にありますレクザムスタジアムで四国4県県議会野球大会が開催されました。レクザムスタジアムは、ネーミングライツを導入した香川県営野球場です。また、球場内のフェンスには、各企業名が広告をされておりまして。

私は、後日香川県庁にお伺いをし、ネーミングライツやフェンスへの企業広告の経緯についてお聞きをしてまいりました。ネーミングライツは、平成19年より導入し、現在のスポンサーである株式会社レクザムは平成22年に契約し、現在も契約中です。今期の契約は、平成28年から31年までの3年間。ネーミングライツ料は年間1,000万円。この収入の用途は、競技力向上を目指すためのトップアスリート育成支援事業に

充当しております。

次に、野球場フェンスの企業広告は、年間使用料は約26万円から15万円で、全40区画を募集。全区画が埋まれば年間約780万円の収入が得られます。広告の内容は企業名、商品名、商標、キャッチフレーズ等であり、個人の名前、青少年の健全育成に支障を来すおそれのあるもの等は掲載することはできません。フェンス広告料の用途は、香川県総合運動公園の修繕等に充当されます。

私は、ネーミングライツは、企業の撤退や更新ごとに名前が変わった場合、周辺看板や印刷物の変更など混乱が生じるおそれもあり、本県における導入は考えておりません。しかし、フェンスへの企業広告は、球場みずからが収入を生み出す仕組みをつくり出すもので、必要と考えます。これらの収入で得られる金額は、県の予算規模からすれば小さいものですが、野球場にとっては使い勝手のよい財源となると考えます。これまでも、運動公園内の各施設において、細かな修繕が行えず時間がたち、大きな修繕費になってしまった例も起こっております。

全国の県営野球場のみならず、多くの市営・村営の野球場までもがフェンスの企業広告を行い出しました。さらに、高校野球の聖地である阪神甲子園球場も、平成22年から高校野球開催時の企業広告が解禁となりました。

私の思いは、フェンスへの企業広告の掲載は、その効果だけを望むのではなく、これを契機にみずからが収入を生み出す発想を持った施設になってもらいたいということであり、これからの運動公園の管理は、利用者に貸し出すだけではなく、あらゆるノウハウを生かしながら収入を生み、その利益を県民に還元する仕組みをつくり出していかなければならないと考えております。

ぜひ県営春野野球場においてもフェンスへの

企業広告を行うべきと考えますが、土木部長に御所見をお伺いいたします。

次に、品川区との交流について質問をいたします。

9月7日、東京都品川区において、品川区と高知県の連携に関する協定締結式並びに協定締結イベントが盛大に開催をされました。品川区は人口40万人、東京湾に面し、古くから交通の拠点として栄えるなど、東京を代表する特別区であります。品川区と高知県とのかかわりは、江戸時代、土佐藩の下屋敷があったころから始まります。黒船来航時には、土佐藩は幕府より警護が命じられ、立会川に砲台が築かれ、坂本龍馬も警護についたと言われております。また、東大井の立会小学校に隣接して土佐藩主山内容堂公の墓が、北品川の品川神社横には板垣退助の墓もあり、御縁の深さを感じるどころです。そのようなゆかりもあり、今回の協定締結式となりました。

私も以前品川区に居住をしており、住民票を届けた際、品川区の職員さんから、高知からですか、品川区とは大変深い御縁がありますよと声をかけていただき、また立会小学校に通っていた子供は、毎年山内容堂公の墓掃除を行っておりました。

平成29年5月以降、品川区と特別区全国連携プロジェクトへの登録を初め、高知競馬と大井競馬の交流や坂本龍馬像の貸し出しなど、交流の実績を重ねてきました。協定締結後、特にことは、明治維新150年関連イベントの相互PRを強化していくと計画されております。大都市品川区との連携は、高知県を全国に知らしめる絶好の機会となることでしょう。

さきに述べましたが、品川区とのゆかりは歴史にあります。浜川中学校には坂本龍馬像が設置をされております。また、立会小学校には山内容堂公の墓が、さらに北品川には板垣退助の

墓があります。こういった御縁から、例えば品川区の小中学校へ出向いての歴史の出前授業などができればと思います。そして、高知城歴史博物館、坂本龍馬記念館、歴史民俗資料館などへいざなう学習旅行につなげていければと考えます。

また、品川区は、小中一貫校の設置や生徒が学校を選べる学校選択制の導入など、全国に先駆けて教育改革を行っております。その是非は別としても、大都市ならではの取り組みには、さまざまな面で学ぶところもあろうかと考えます。また、品川区も、高知県のような地方の取り組みも勉強になることでしょう。そういった面で品川区との人事交流なども考えられます。

品川区との連携に関する協定締結を今後高知県発展にどのようにつなげていくのか、知事の御所見をお聞きいたします。

最後に、交通事故対策について質問をいたします。

ことしに入り、土佐市において高校生が、高知市において中学生がお亡くなりになるという事故が相次ぎました。希望に胸を膨らませ、新しいステージでの生活を楽しもうとしていたやさきの事故であり、これからの高知県を担う前途有望な若者が犠牲となり、痛ましく、そして悲しく、胸が詰まる思いです。改めて、交通死亡事故ゼロを目指して取り組んでいかなければならないという覚悟を持ったところ です。

さて、高知市で発生した事故は、交差点での左折車による巻き込み事故であり、平成13年にも同じ場所で同様の形態の事故が起こっております。私も、事故発生地域の町内会長や近隣小学校校長など関係者と事故現場に赴き、今後の事故防止対策を検討してまいりました。今回県警がとった対策は、交差点の車両通行帯の変更、さらに信号の時間調整によって歩行者と左折車が出合わない、いわば緩やかな歩車分離交差点

へと見直されました。また、道路管理者である土佐国道事務所も、左折専用通行帯への誤進入を防ぐためのゼブラゾーンを設置しました。設置後の渋滞も懸念されたところですが、新たな渋滞も起こっていない状況とお聞きをしております。また、高知県トラック協会も、傘下各社に同交差点での左折を自粛するよう要請を行っております。県警を初め、関係団体に早急に対応していただいたことに、地元住民も感謝をしております。

さて一方、本県での過去10年間の交通事故は、平成20年は4,005件の事故件数でしたが、平成29年では1,790件と減少をしております。交差点の事故も、平成20年は2,002件が平成29年は975件と、減少傾向にあります。交差点やその付近での死亡者数も、平成20年は26人、平成29年は8人となっております。同様に減少傾向にあります。しかし、全交通事故数における交差点事故数の割合は10年前と余り変わりはありません。今後も粘り強い交通事故対策を講じていかなければならないと考えます。事故が起こってから対応ではなく、事故が起こる前に対応する姿勢が必要です。

これまでの10年間で交通事故減少に向けどのように取り組んできたのか、さらに今後交通死亡事故ゼロを目指してどのように取り組んでいくのか、県警本部長にお聞きをいたします。

私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 桑名議員の御質問にお答えをいたします。

まず、公共事業の必要性和予算の確保についてお尋ねがありました。

本年7月に発生した西日本を中心とする記録的な豪雨、相次ぐ台風の襲来、さらに9月には北海道胆振地方中東部を震源とする地震が発生し、多くの人命と財産が奪われ、改めて自然災

害に常にさらされている厳しさを実感いたしました。近い将来発生が想定される南海トラフ地震では、本県においても極めて大きな被害が発生すると予測されています。さらに、近年はこれまでの災害対策の前提条件となる気象状況が大きく変わってきており、各地で台風や豪雨災害が頻発化、激甚化し、さまざまな災害リスクに対する備えも必要となっております。

これまでも私は、自然災害から生命や財産を守るとともに、さまざまな災害リスクから被害を軽減させるためには、河川や海岸堤防、高速道路といったインフラの整備に必要となる事前投資が極めて重要であるといったことについて、国への政策提言など、あらゆる場面において訴えてまいりました。

加えて、命の道である四国8の字ネットワークを初め、地震津波対策である浦戸湾の三重防護、災害時の緊急輸送道路機能を確保するための橋梁耐震やのり面防災対策、橋梁やトンネルの老朽化対策など、国土強靱化を推し進めるインフラ整備に全力で取り組んできたところであります。

こうした中、先日開催された、重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議において、安倍総理は、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を3年集中で講じると述べられております。また、年末にかけて国土強靱化などを含む第2次補正予算が編成されるとの報道もあります。

全国に比べ大きく立ちおけている本県のインフラ整備をさらに加速し、県民の生命、財産を守り、安全・安心を確保できるよう、これまで以上に整備効果や必要性について定量的に分析し、その必要性を国に強く訴えていきますとともに、特別枠を設けるなど、新たな財政支援制度の創設に向け、各県や全国知事会とも連携しながら、多くの機会を捉えて訴えを続けてま

いりたいと考えております。

次に、日本各地で大地震が発生している中で、三重防護事業の加速化を図らなければ間に合わないのではないかとのお尋ねがありました。

県人口の約45%が集中し、県経済を支える社会インフラが集積する県都高知市は、南海トラフ地震により、約2メートルもの地盤沈降や堤防等の倒壊に加え、大規模な津波が襲来し、多くの人命が危険にさらされるほか、市街地が広範囲に長期浸水することが想定をされます。浦戸湾の三重防護対策は、南海トラフ地震による県都高知市の津波被害を最小化することで、県民の生命や財産を守るとともに、県全体の早期の社会活動の復旧・復興につながる重要な事業であります。

ことし2月に政府の地震調査委員会において、南海トラフ地震は今後30年以内の発生確率が70%から80%に引き上げられており、震度7の揺れと巨大津波の脅威は刻々と増しております。このような状況の中、南海トラフ地震・津波対策としての三重防護対策の早期完成は喫緊の課題であり、できる限り早く完成させる必要があります。

そのためには、予算の確保が最重要課題であるため、本県のみならず、10県知事会議などと連携をし、予算の重点配分や新たな財政支援制度の創設について引き続き政策提言を行ってまいります。さらに、事業を円滑に進めていくために、国、県、市と十分に連携し、地元の皆様に事業の内容についてしっかり説明を行い、スピード感を持って事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、犯罪被害者等の支援にどのように取り組んできたのか、また支援の現状をどのように認識しているのか、さらに犯罪被害者等の支援に特化した犯罪被害者等支援条例をつくるべきではないかとのお尋ねがございました。

犯罪の被害に遭われた方やその御家族は、直接的な被害に加えて、精神的な苦痛、経済的負担といった二次的被害を受けることも多いことから、早期に回復が図られ、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行っていくことが大切であると考えます。

国においては、平成17年に犯罪被害者等基本法を制定し、現在は第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、国及び地方公共団体は、犯罪の被害に遭われた方などの相談や情報提供、損害賠償請求についての援助、国民、県民の理解の増進などに取り組んでおります。

本県においては、犯罪の被害に遭われた方などからの相談や、病院、検察庁等への付き添いの業務などをNPO法人こうち被害者支援センターに委託して実施しています。また、支援制度などを取りまとめた冊子の配布や重大な犯罪の被害に遭われた方などに対する犯罪被害給付制度の紹介、市町村の担当者を集めたブロック会議の開催などを行っております。

さらに、平成27年に県、県警察、産婦人科医会、NPO法人こうち被害者支援センターの4者において協定を締結し、性暴力被害者への連携した支援が行われるようになりました。そのことを契機として、翌年には専用相談電話コールコールも開設されました。そして、本年4月には、県からの支援により、性暴力被害者に対する生活全般にわたる相談や支援をワンストップで行う、性暴力被害者サポートセンターこうちが設置されたところであります。

こうしたこれまでの取り組みによりまして、犯罪の被害に遭われた方などへの支援は一定進んできてはいるものの、まだ十分と言える状況にはありません。今後、犯罪被害者等支援を充実していくためには、被害に遭われた方が再び平穏な生活を取り戻すまで、必要な支援が途切れることなく受けられる環境づくりが必要であ

ります。そのためには、県や市町村、県民、事業者などの役割や責務を明らかにするとともに、機運の醸成を図り、県全体で支える取り組みが重要となってまいります。

その実現に向けては、条例制定が最も有効ではないかと考えます。このため今後は、条例制定に向けた具体的な検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、農業農村整備事業における基盤整備の推進についてお尋ねがございました。

基盤整備は、農業の生産性の向上や担い手への農地集積の促進、高収益作物への転換など、効率的かつ安定的な農業を展開する上で欠くことのできない施策の一つであり、産業振興計画における農業分野の取り組みを下支えするためにも、極めて重要であると認識をしています。しかしながら、従前の国庫補助事業の面積要件が、平地では20ヘクタール以上、中山間地域では10ヘクタール以上となっていたため、まとまった農地が少ない本県においては、事業の導入が困難であったこと、また基盤整備に伴う農家負担が課題であったことなどから、全国平均と比べて圃場整備率が低い状況にあります。

こうした中、本年度に創設された農地中間管理機構関連農地整備事業は、全ての農地を農地中間管理機構に預けることを要件として、農家に負担を求めず実施できるという大きなメリットがあり、また面積要件についても、昨年度本県の政策提言により大幅に緩和され、中山間地域においては飛び地であっても、1区画が50アール以上かつまとめて5ヘクタール以上の要件を満たせば事業の実施が可能となったことから、積極的に活用してまいりたいと考えているところであります。

平成34年度までに新規着手する県営の基盤整備は、4地区の約70ヘクタールを予定していたところですが、この新たな事業を活用すること

により、さらに9地区の約120ヘクタールが上乘せされる見込みとなりますことから、整備の加速化が大いに期待されるところであります。

新事業の予定地区では、例えば北川村のユズ、宿毛市のブantanなど、地域の特色を生かした高収益作物の拡大を計画しており、また土佐清水市では集落営農法人の経営規模拡大、四万十町では中山間農業複合経営拠点の経営発展に向けた基盤整備が検討されております。県としましては、市町村や農地中間管理機構と連携して、こうした各地の計画づくりを支援し、産業振興計画に掲げる、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指して、中山間地域を含めた全ての地域で基盤整備を推進してまいります。

次に、南国市で計画が進められております国営圃場整備事業で得られる成果をどのように受けとめているのかとお尋ねがございました。

南国市は、平たんな地形条件に恵まれ、2,300ヘクタールという県内最大の水田面積を有しております。この地域で基盤整備を進めていくことは、その有利な条件を生かした農業生産のポテンシャルが最大限に発揮されるだけでなく、県内の多くの地域で事業の成果が再認識されることを通じて、今後の基盤整備の推進によい影響を与え、県全体の農業振興にも大きな刺激を与えるものと考えています。

南国市の国営圃場整備事業は、平成25年度から国営事業の可能性を検討する調査が中国四国農政局によって行われており、現在は関係する地権者の仮同意を取りまとめる段階にあるとお聞きをしています。

本県において過去10年間に県営事業などにより整備された農地は、約211ヘクタールであります。南国市の国営事業ではおおむね10年の工期で、そのほぼ3倍に当たる約600ヘクタールの整備が見込まれております。これにより優良農地の確保が飛躍的に図られますとともに、大区

画化のメリットを生かした大型機械の導入が進むことにより、水稻や露地野菜の大規模経営においては、労働力や生産コストの大幅な軽減効果が見込まれます。

また、事業の完成後は、高収益作物であるピーマンやシントウなどの施設野菜、またショウガやニラなど露地野菜の作付が大幅に拡大することにより、南国市の農業産出額は現在の70億円から90億円へと大きく増加し、農家所得の向上につながることを期待されます。

さらに、複数の工区においては、次世代型施設園芸の拡大や農業クラスター化の構想も視野に入れて検討を進めていく予定であり、既に幾つかの企業からは、この事業の完成後には農業参入を考えたいという声も寄せられているところであります。

こうしたさまざまな成果が早期に実現されますよう、県としましても、地区内の農家や農業生産法人、集落営農組織などをしっかりと支援してまいりますとともに、国や南国市、JAなどと連携し、事業の着工から完成まで関係者が一丸となって取り組みを進めてまいります。

最後に、品川区との連携に関する協定締結を今後の本県の発展にどのようにつなげていくのかのお尋ねがございました。

議員からのお話にもありましたように、本年、明治150年を迎えることを契機として、先月7日、品川区と高知県の連携に関する協定を締結いたしました。関係者の皆様の御尽力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

本県と品川とは、これまでも歴史的なつながりを背景に、同区内における坂本龍馬像の建立に本県の関係者が携わるとともに、高知で開催される龍馬関連のイベントに品川の関係者が定期的に参加されるなど、民間の方々を中心に交流が進められてきたところです。

今後は、今回の協定締結を契機といたしまし

て、これまで以上にさまざまな分野での連携や交流を図っていくことにより、双方のさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。

具体的には、既に取り組みを開始しておりますのが、両自治体の明治150年関連イベントの相互PRの強化であります。先日には、例年約10万人の方々が訪れる品川区最大級のイベント、しながわ宿場まつりに本県のブースを出展し、「志国高知 幕末維新博」のPRや物産販売などを行ったところです。

また今後、産業や教育、文化などの分野においても連携や交流を進めてまいります。例えば2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、品川区内でホッケーやビーチバレーボールの開催が予定されておりますことから、これらにあわせてよさこいの演舞などができるよう関係者との協議を行っているところであります。

さらに、両自治体のきずなを次の世代につなげていくため、御指摘の品川区内の小中学校への歴史出前授業などについても検討を進めてまいります。こうした交流を進めることによって、将来的には本県への学習旅行にまでつなげていきたいと考えているところであります。

引き続き、さまざまな機会を捉えて、連携や交流を積極的に進め、本県と品川区の歴史的なきずなを現代の新しいきずなとして、さらに強固なものにしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、浦戸湾の津波対策である三重防護について、この3年間での進捗状況や今後の事業の見通しはどうなっているのかのお尋ねがありました。

三重防護の現在の整備状況は、国事業においては、直轄高知港海岸整備事業が平成28年度に新規に事業化され、翌年5月には第2ラインで

ある種崎工区の工事に着手し、今年度も引き続き海岸堤防の耐震補強などの工事を進めております。また、並行して新たな工区に工事着手するため、第2ラインとなる湾口部の津波防波堤や第3ラインであるタナスカ工区の海岸堤防の測量や地質調査を実施し、現在設計などを進めているところです。国の事業費ベースでの進捗率は、議員御指摘のとおり7%となっております。

他方、県事業におきましては、第3ラインである若松町地区の海岸堤防の耐震補強などの工事が平成29年度予算をもって完了することから、今年度は潮江の新田町地区の工事を重点的に進めることとしております。また、並行して新たな工区に着手するため、新田町地区に続く棧橋地区の現地の調査、設計及び地元や関係者との調整を進めているところです。県の事業費ベースでの進捗率も、議員御指摘のとおり18%となっております。

海岸堤防などの工事に着手していくためには、現地の地形測量や地質などを調査し、そのデータをもとに構造物の設計を行い、その整備内容などについて地元の皆様に説明するなどの手順が必要であり、この手続をこれまでの3年間でも着実に進めてきたところです。

今後は、準備が整いました箇所から順に新たに工事に着手していくこととしており、工事が本格化し箇所がふえれば、今まで以上の予算が必要となります。そのため今後も引き続き、予算の重点配分など政策提言を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、豪雨や台風災害で激甚災害指定を受けた場合、農業集落排水施設について補助率のかさ上げが可能となるよう政策提言に盛り込んではお尋ねがありました。

農業集落排水施設は、農業用施設災害復旧事業の対象となる、ため池や水路、農道、揚水機、

堤防等に該当しないため、被災した場合には、補助率が50%の災害関連農村生活環境施設復旧事業により復旧することとなり、豪雨や台風による激甚災害に指定された場合においても補助率のかさ上げがありません。

一方で、平成19年の能登半島地震と新潟県中越沖地震による激甚災害の指定が行われた際には、農業集落排水施設が甚大な被害を受けた自治体からの要望により、地震を起因とする激甚災害の場合については、災害関連農村生活環境施設復旧事業において補助率が80%にかさ上げされることが制度化されております。

ことしの7月豪雨により、農業集落排水施設が甚大な被害を受けた中国・四国地方の土地改良事業団体連合会から、地震に起因するものと同様に、豪雨や台風による激甚災害指定を受けた場合においても補助率をかさ上げすることを国に要望しているところです。

本県としましても、農業集落排水施設は、農村地域の生活環境、環境保全、活性化の役割を担っている重要な施設であり、激甚災害の場合における市町村の負担軽減は必要と考えております。

今後は、国の動向を注視しながら、連合会や関係団体と連携して要望を行うとともに、政策提言も行ってまいりたいと考えております。

最後に、春野総合運動公園野球場のフェンスへの企業広告についてお尋ねがありました。

都市公園内の広告物については、本県の現行の都市公園条例では、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められ、可動式で設置期間が一月以内のものに限るとされており、提案のありました春野野球場の内外野のフェンスへの企業広告のような、通年にわたる広告物は想定しておりません。

一方で、都市公園においては、ここ数年民間事業者への開放の動きに応じた新たな制度が

くられてきており、全国的にも民間事業者と連携したさまざまな取り組みが行われているところ です。

公園施設を民間事業者に有効利用していただくことで、県の財源を確保し、利用者へのサービス向上に還元する仕組みは大変魅力的であり、かつ公益性も担保できるのではないかと考えられます。

都市公園内という性質上、表示する企業広告の業種や掲載基準の設定、広告の募集方法や決定方法、適正で妥当な広告出展料金の設定など、整理すべき事項が多くありますので、民間事業者の広告出展のニーズも踏まえ、先進県の事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) まず、警察としてどのように犯罪被害者等の支援に取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、警察は犯罪被害者等に最初に接する機関でございます。現在、警察が行う犯罪被害者等支援の施策といたしましては、知事から答弁のあったもののほか、身体や心の被害に対する医療費の公費負担、また中学生、高校生を対象とした命の大切さを学ぶ教室を通じた、犯罪被害者への配慮・協力意識の涵養や、規範意識の向上等を図っているところでございます。

また、御指摘の条例の制定に向けた取り組みに当たりましては、県警察といたしましても、これまでの支援活動で得た知見を共有するなど、関係機関との連携・協力を密にして対応してまいります。

あわせて、これまでに実施してきた公費負担等の各種支援活動に引き続き積極的に取り組み、犯罪被害者等の皆様が一日も早くもとの生活を取り戻すことができるよう、支援を充実さ

せてまいります。

次に、これまでの10年間における交通事故減少に向けた取り組みと、今後交通死亡事故ゼロを目指してどのように取り組んでいくのかについてお尋ねがございました。

県警察としてのこれまでの取り組みにつきましては、その悪質・危険性の高さから厳罰化が進みました飲酒・無免許運転や、重大事故に直結する著しい速度超過違反に対する取り締まりを強化してまいりました。また、近年におきましては、交通事故の発生状況を詳細に分析し、実施すべき対策の計画立案とその実行、さらにその効果を検証するPDCAサイクルに基づいた交通指導取り締まりや交通規制の見直しなど、実効性の高い対策を推進しているところでございます。

このような取り組みの結果、交通事故件数は年々減少を続けており、昨年の交通事故件数は平成20年の約半数にまで減少し、交通事故死者数も増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、昨年は統計が残る昭和27年以降最少の29人にまで減少したところであります。本年におきましても、発生件数、死者数、負傷者数ともに前年の同時期と比べて減少しており、特に交通事故死者数は、9月末現在で18人と、過去最少を記録した前年の21人を下回る状況で推移をしております。

しかしながら、議員からの御指摘のとおり、4月には自転車で登校中の高校生と中学生が亡くなる大変痛ましい事故が連続して発生したほか、交通事故死者数18人のうち高齢者の死者数は12人と、全死者の約7割を占めているなど、依然として厳しい状況であると認識しております。

交通事故の発生状況を分析しますと、約半数は交差点やその付近で発生している状況にあり、今後さらに交通事故総数を抑制し、交通事故死

者ゼロを目指すためには、交差点の安全対策が重要であると認識をしております。

県警察では、現在、子供や高齢者を初めとする歩行者に対し思いやりを持ち、その安全を確保するという、人に優しい対策を推進しているところであり、特に横断歩行者や横断自転車被害に遭う事故が多く発生する交差点の安全確保は重要な課題であると認識し、各種対策を推進しております。

交差点の安全対策について具体的に申しますと、まず横断歩行者妨害や信号無視などの交差点関連違反の指導取り締まりの強化に取り組んでおります。特に横断歩行者妨害につきましては、重大事故に直結する違反であり、取り締まり強化期間を定めるなど、重点的に取り締まりを実施しているところであります。

また、交通事故の発生の多い場所及び時間帯を分析、選定し、その場所、時間帯に集中した交通指導取り締まりを行うなどして、街頭活動の強化にも取り組んでおります。

次に、交差点における交通規制であります。発生が多い交通事故の態様や交通量などを総合的に分析し、道路管理者と連携した上で、信号サイクルや車両通行帯の見直しなどの対策を推進しております。

本年におきましても、交通事故が多発していた交差点において信号サイクルや車両通行帯の見直しを実施したところ、交通事故の発生が大幅に減少した事例もありますことから、今後も交通死亡事故ゼロに向け、交通事故分析に基づいた効果的な対策を、関係機関・団体と連携し、継続してまいり所存でございます。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、南国市の国営圃場整備事業について、仮同意の状況とその手応え、着工までのスケジュールについてお尋ねがございました。

議員のお話にございましたとおり、地権者の仮同意率は本年3月末で86.9%であったことから、調査期間を1年延長する形で、4月以降も仮同意を取得する取り組みを続けてまいりました。地元農家や南国市の職員とともに、県職員も同行する形で地権者の方々に訪問し、圃場整備のメリットや営農構想などを説明した上で、事業に対する理解と協力を求めてきた結果、直近の仮同意率は94.3%にまで伸びてまいりましたので、一定の手応えを感じているところです。しかしながら、残された未同意の方もおられますので、これからの取り組みがさらに重要になると考えております。

今後は、国、県、市の関係者で9月末における未同意者の農地を確認し、各地区の圃場整備に関する地元代表者で構成する圃場整備委員会と連携して、整備面積を見直した上で事業計画案を修正していく予定です。

着工までのスケジュールにつきましては、平成31年2月ごろには、農林水産省が実施する新規地区検討会へのエントリーを行い、その後は営農計画などの実現性を高めるために、関係者との協議、調整や必要とされる法手続の準備などを進め、32年2月ごろに計画概要が決定される予定です。同年4月から地権者の本同意を取りまとめた上で、7月に施行申請、8月ごろには国営事業所が開設されるスケジュールを想定しています。

およそ1年半後の本同意の徴集に向けて、さらに地元の機運を高めていくことが重要であることや、現状で9割以上の仮同意をいただいた地権者の皆様の意向を重く受けとめて、県としましても国営事業の着工に向けて、南国市やJA等の関係者との連携を重視して、着実に取り組みを進めてまいります。

次に、ため池の耐震化を加速化していくためには、盛り土を主体とする従来の考え方にとら

われない、思い切った工法の工夫なども必要ではないかとお尋ねがございました。

現在、県では、防災重点ため池121カ所を対象に、耐震性の検証を行い、耐震不足が明らかとなった21カ所について耐震化を進めており、平成29年度までに3カ所の整備が完了し、本年度は新規、継続を含め8カ所で対策工事を実施しております。

ため池を耐震補強する工法は、今の堤体のり面の外側に押さえの盛り土を追加して、堤体の幅を広げる工法が一般的ですが、ため池堤体に適した良質な盛り土材料の確保や、盛り土に伴い拡張する用地の確保が課題となっています。また、県内のほとんどのため池が狭小な谷合いにあり、現場条件が悪い中で、高度な品質管理が求められる堤体盛り土は、天候に左右されやすく効率的な施工が難しい工事であることから、施工業者に敬遠され、工事の入札において不調、不落が発生していることも、ため池対策を進める上での課題となっております。

これらの課題に対して、海岸堤防や河川堤防で地震・津波対策として実施されている二重鋼矢板工法が、地震によるため池の決壊防止対策としても有効であり、また盛り土や用地の課題も解決可能な工法であることから、現在3カ所でこの工法の採用を決定し、既に2カ所で工事着手したところです。二重鋼矢板工法は天候に左右されにくいことなどから、盛り土工法よりも工事期間が短縮され、耐震化が加速化できるものと期待しております。

今後も、ため池ごとに異なる現場条件等を十分に考慮し、従来の考え方にとらわれることなく、二重鋼矢板工法やその他のさまざまな工法を含めて検討し、最も適した耐震補強工法を決定していきたいと考えております。

また、ため池管理者や関係市町村との連携を一層強化し、残る18カ所の耐震化の早期完了に

向けて取り組んでまいります。

次に、土地改良区における複式簿記の完全実施に向けた協力や支援についてのお尋ねがございました。

県内には現在100の土地改良区があり、用排水路などの土地改良施設の維持管理を行っておりますが、全ての土地改良区が単式簿記で会計を行っております。

土地改良施設の老朽化が進行する中で、将来にわたり施設を維持管理し、利用し続けるためには、資産評価を適切に行い、土地改良区の財務状況を明らかにして、将来の更新費用を計画的に積み立てていくことが必要であり、本年6月の法改正において平成34年度からの複式簿記の導入が義務づけられたところです。

このため、国の平成31年度概算要求では、各県の土地改良事業団体連合会を事業主体として資産評価を支援する事業が創設される予定となっておりますので、県としましては、高知県土地改良事業団体連合会や市町村と一体となって施設の資産評価をしっかりと行い、評価結果を土地改良区に提供していきたいと考えております。

しかしながら、事務職員が一人もいない34の土地改良区を含め、受益面積が100ヘクタール未満の小規模な改良区が県全体の約8割を占めており、複式簿記の導入は事務的にも経済的にも大きな負担になることが予想されます。県としましては、こうした小規模な土地改良区への支援が重要であると考えておりますので、連合会や市町村と連携して、研修会や個別の巡回指導を行うとともに、貸借対照表の作成についてもきめ細かなサポートを行い、平成34年度から全ての土地改良区が複式簿記を導入できるよう支援してまいります。

最後に、農産物の小口の輸出についてどのように取り組んでいくのかお尋ねがございました。

農産物の輸出につきましては、高知県産業振興計画に位置づけ推進を図っており、その取り組みとしまして、輸出に意欲的な産地に対し、海外での市場開拓や販路拡大等について、農産物輸出促進事業費補助金による支援を行っているところです。

さらに、品目の拡大や加速化を図るため、平成28年度からは卸売会社と連携して、新たな販路開拓や海外ニーズに基づいた産地づくりに取り組み、昨年度は園芸連を通じ、温州ミカンやメロンを初めとする青果物で40品目、花卉ではグロリオサやブルースターなど12品目が、EU、東南アジア、北米に向けて輸出されております。

こうした取り組みによりまして、シンガポールの量販店で開催した高知県フェアでは、独特の風味のミョウガや高糖度の温州ミカンで高い評価が得られ、定期的な取引につながる成果も出てまいりました。今後は、現地で受け入れられる食べ方の提案や包装デザイン等の検討も進めながら、さらなる拡大を図っていきたくと考えております。

一方、小口の輸出に対しましては、展示会への出展や通常の商取引等を通じて個々に取り組んでいるのが現状でございますが、輸出先国や品目により異なる植物検疫や残留農薬等の規制、海外の実需者や輸出入事業者との取引方法、使用する物流、インボイス等の輸出手続等に対応していく必要があります。

県では、植物検疫や残留農薬等の規制に対して、基準の確認や基準に適合した薬剤防除暦の作成、それに基づいた生産支援等を行うとともに、各国での展示会出展やフェア開催などを企画し、海外実需者や輸出入事業者と取引方法等を含め直接商談いただける機会の創出につなげております。また、貿易協会には輸出に関する相談を受ける貿易促進コーディネーターが配置されておりますし、ジェトロ高知でも貿易相談

や貿易実務の講座などを実施しており、輸出に関するさまざまな質問や不安にお応えするとともに、輸出情報の収集やスキルアップを図っていただく体制が整備されています。

さらに、国では、平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円達成を目指して支援強化を図っており、本年度より輸出の可能性診断から売り先のマッチングも視野に入れたサポートを行う輸出支援システムを運用し始めました。

こうした動きを受けまして、県としましても、国やジェトロ、関係部局とさらに連携を深め、さまざまな事例や支援策を御紹介しながら、輸出を目指す生産者の個々のニーズや課題に対応してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 18歳成人としての自覚や自立を促すための教育の必要性についてお尋ねがございました。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げは、将来を担う若者が早くから積極的に社会に参画するという意味において、その意義は大変大きいものであると考えます。

現在、各県立高等学校においては、公民科や家庭科の授業はもとより、各校の生徒や地域の状況などを踏まえた、地域と連携した地域課題解決学習、県議会議員と高校生との意見交換会、県選挙管理委員会や消費生活センターなどによる出前授業などを通じて、基本的な知識の習得だけでなく、社会的な活動にみずから参画しようとする意欲や態度などを育む教育を行っております。

しかしながら、議員御指摘のように、高校生の中には、成人になることの意義がまだ十分にわからなかったり、成人としての義務に不安を感じたりする生徒がいることも事実であり、今後社会の形成者としての自覚を持たせるためのさらなる取り組みの充実が必要です。

そのために、まずは成人として考え、判断するための知識の習得が必要となります。平成34年度から高等学校で実施される新学習指導要領では、主権者教育や消費者教育が一層充実されるようになっており、そのうち家庭科では来年度から学習内容が先行実施されることなどを踏まえ、今後教科における授業内容などのさらなる改善、充実を図ってまいります。

それに加えて、現在も行われている地域課題解決学習やインターンシップ、ボランティア活動、生徒会活動といった、社会や身の回りの課題を自分のこととして考える取り組みを、生徒、教員の双方が主権者教育の視点をより意識して、教育活動全体を通じて取り組んでいくことも重要だと考えます。

県教育委員会としましては、生徒に社会の形成者としての自覚を持たせるために、新学習指導要領にのっとった学習はもちろんのこと、各校の特色ある取り組みについて情報交換を行う研究協議会の開催や、各校において生徒が自分のこととして考える取り組みを支援する事業についても検討してまいりたいと考えております。

○18番（桑名龍吾君） それぞれにおかれましては、積極的な御答弁をいただきましてありがとうございます。本当に感謝を申し上げますところでございます。

そこで、2問目でございますけれども、被害者等支援条例について知事にお聞きをしたいと思っております。

この条例づくりは、支援といっても本当に多岐にわたるものであり、部署も各部、各課、そして県警も含めて、大作業になろうかと思っております。ただ、そうはいいまして、そういった多岐にわたる支援とか——それだけ大きなものを今犯罪被害者は一人で抱え込んで、そしてまた重い荷物を背負っているわけでございます。大変な作業になろうと思っておりますけれども、一日も

早い条例制定を目指していただきたいと思っております。

そしてもう一つ大事なことは、各県ではもう先行して条例はつくられておりますけれども、やはり高知県ならではの実態に即した条例というものもつくっていただきたいと思っております。

そこで、いつまでにつくるかということでございますが、早ければ早いほどいいわけでございますが、早くてもいいものができなければ、これもだめだと思っております。私の一つの考えとしては、今第3次基本計画が平成32年度末までということでございますので、この32年度末までに完成をする。その3次計画の中で、条例がもし制定されれば、次に4次計画ができたときも、そのまますぐに対応ができるのではないかなというふうに思っております。

知事の中で、今そういったいつまでにつくるというめどを持ち合わせているのであれば、お答えをいただきたいと思っております。

そしてもう一点は、18歳の成年年齢引き下げでございます。

私も今教育をすべきとか、意義とかと言いましたけれども、そしたら自分自身が何を考えて二十歳になったのかといえば、別に教育をされたわけでもなければ、その意義を深く感じたわけでもございません。ただ、18歳で卒業して大学生になって、この2年間の猶予期間の中で大人というものを見聞きしながら、大人というものは何かということをもっと早く、そして自然に大人になっていく。18歳で社会に出た、仕事をした人たちというのはもっと早く、大人の自覚というものは——責任を負わされて自然と大人になっていったと思うんです。今回の場合は、高校生の中で大半が迎えるならば、高校生というのはまだまだ保護者の管轄下にある者であって、その中でいきなり大人になると

ということなんで、だからこそ今、大人になりたくない症候群というか、その意義が見出せないというよりは、もっと大人になることの戸惑いとか、不安のほうが多いんじゃないかなというふうに思っています。

今、教育長がいろんな取り組みを言っていたいていますし、私も改めてここでまた、成人になるための授業をふやせなんていうことも言うつもりもございません。今、学校は、防災授業もやらなければならない、交通安全の授業もやらなくちゃいけない。大人になるための何とか何とかとなったら、本来やるべき勉強もできなくなると思うんで、そここのところを私は望むことはないんですけども、ただふだんの学園生活の中で、規律とか規範とか責任とか、そういったものを教えるという教育がこれから必要なんじゃないかなと思っております。その中においては、今まで高校の先生というのは、最後まで子供として見て、そして子供として社会に送り出して、20歳を迎えなさいとなっているんですけども、もうその猶予はないということをお教育者の皆さん方が自覚をするということが、私はまずは大事なことではないかなというふうに思っております。

これから、18歳に選挙権がおり、そして成人になるということで、高校生の中に戸惑いのないようにならなければならないんですけども、そここのところを改めて教育長に、どういった教育がいいのか、また教師の皆さん方をどのように教育していくのかというところも、2問目、お聞きしたいと思います。

以上でございます。

○知事（尾崎正直君） この犯罪被害者等支援条例について、確かに御指摘のように多岐にわたって検討しなければならない項目があるだろうと、そういうふうに思っております。そういう意味において、多くの皆さんの御意見をお聞きして

検討を深めなければなりませんので、一定の時間はかかろうかと思えます。ただ、他県においても既に制定されているところもあると、さらに言えば、そもそも事柄として大変急ぐことであると、そういうことも鑑みましたときに、確かに御指摘にありましたように、この第3次の犯罪被害者等基本計画期間中には、そういうことでいけば、平成32年度中には何とか条例施行ができないか、ここらあたりが一つの目安になってくるということではないかと、そのように考えております。

○教育長（伊藤博明君） 主権者教育を進めていくに当たりまして、知識の習得というのはもとよりですけども、1つは生徒が自分のこととして捉えていくと、こういうテーマ設定が非常に大事なだろうと。もう一点としましては、議員からお話がありましたように、教員側が主権者教育を初めとして全ての授業について、日常的に授業とか生徒指導において、18歳成人であると、高校生でありながら成人であるということをお日常的に意識をして取り組んでいくと、そういったことが非常に大事になってくるんだろうというふうに考えております。

今年度から、主権者教育に関しまして、新学習指導要領に基づく研究協議会なんかも始まります。来年度からは3年間で、県立高等学校の全教員を対象とした新学習指導要領に関連する説明会なんかを開催していきますので、そういった中で、そういう18歳成人というものを教員一人一人がしっかりと意識して、日常的な教育の場からしっかりと取り組んでいくと、そういったことを周知していきたいというふうに考えております。

○18番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

世の中は本当に大きく変わろうとしておりますし、また自然災害も想定外を想定しなければならない時代になってまいりました。県の職員

の皆さん方も、想定外を想定して仕事をするということは、これはいわば終わりのない仕事を続けなければならないということで、大変な負担もかかるかと思えますけれども、これが県民の命や財産を守る仕事であるという使命感を持って、また大変だと思えますが、頑張っていたきたいと思います。

以上で、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時2分散会

平成30年10月2日（火曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 金岡佳時君
- 2番 下村勝幸君
- 3番 野町雅樹君
- 4番 上田貢太郎君
- 5番 今城誠司君
- 6番 久保博道君
- 7番 田中徹君
- 8番 土居央君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 加藤漠君
- 12番 坂本孝幸君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 武石利彦君
- 20番 三石文隆君
- 21番 浜田英宏君
- 22番 土森正典君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 池脇純一君
- 26番 石井孝君
- 27番 大野辰哉君
- 28番 橋本敏男君
- 29番 前田強君
- 30番 高橋徹君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 中内桂郎君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

15番 明神健夫君

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 酒井浩一君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興推進部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 土木部長 村田重雄君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会会長 金谷正文君
- 公安委員局長 古谷純代君
- 職務代理者 小柳誠二君
- 警察本部長 小柳誠二君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第5号)

平成30年10月2日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第6号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第7号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案
- 第8号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議

案

- 第10号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第16号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第17号 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に関する議案
- 第19号 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第22号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
- 第23号 平成29年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第24号 平成29年度高知県工業用水道事業会

<p>計未処分利益剰余金の処分に関する議案</p> <p>報第1号 平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算</p> <p>報第2号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第3号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第4号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第5号 平成29年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第6号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第7号 平成29年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第8号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第9号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 平成29年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 平成29年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第22号 平成29年度高知県病院事業会計決算</p> <p>報第23号 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>議発第1号 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案</p> <p>第2 一般質問（一問一答形式による）</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p>諸般の報告</p> <p>○議長（土森正典君） 御報告いたします。</p> <p>議員明神健夫君から、身内の御不幸のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。</p> <p>次に、公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長（土森正典君） これより日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第24号「平成29年度高知県工</p>
--	---

業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで、報第1号「平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで及び議発第1号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」、以上48件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

久保博道君の持ち時間は50分です。

6番久保博道君。

○6番（久保博道君） 議長のお許しをいただきましたので、一問一答のトップバッターとして早速質問をさせていただきたいと思います。

私は、3年前の4月に議席をいただきまして、自分の掲げた6つの公約の実現に向けて、日々活動してまいりました。その中で、今の高知県にとって大切だと思うことを4点に絞りまして、御質問をさせていただきたいと思います。御答弁をよろしくお願いします。

まず、産業振興計画の工業分野の海外展開について御質問をいたします。

産業振興計画では、製造品出荷額等につきまして、平成22年の4,681億円を5年後の平成27年には5,000億円以上とする目標を掲げて、地産の強化、そして外商の強化、地産外商の成果を拡大再生産につなげるという3つの柱の取り組みを進めてきた結果、平成27年の製造品出荷額等は5,673億円と、目標の5,000億円を上回り、着実に成果が出てきております。そして、このことを含めまして、産業振興計画の着実な進展は、県内の有効求人倍率や1人当たりの所得額の数字に明確にあらわれてきていると思います。

一方、この製造品出荷額等は、現在はそのほとんどが国内展開であり、今後は急速な人口減

少などによって国内市場の大幅な拡大が見込めないことを考えたとき、他県に先駆けて海外市場、特に世界経済の中で台頭が著しいタイ、マレーシア、インドネシア等のASEAN新興国・途上国の活力を、輸出及び現地生産によって取り込むことが必要ではないかと考えます。換言しましたら、ASEAN諸国のマーケットへのメイド・イン・高知、そしてメイド・バイ・高知の進出です。そして、私はその海外展開の取り組みを他県に先駆けてできるのが高知県だと思います。

ただ、もちろん海外展開は、言うはやすし行はかたしであり、一朝一夕でできないことも事実だと思います。既に海外に進出をしている本県のごく一部の企業を除いて、産業振興計画における工業分野の本格的な海外展開は、近年にやっとスタートしたばかりであります。

そこで、まずはこれからの本県の産業振興を図る上で、工業分野及び食品分野、また観光分野の海外展開の位置づけや必要性について知事の御所見をお聞きします。

○知事（尾崎正直君） この海外展開のお話についてということではありますが、本来日本は輸出大国です。でありますから、普通多くの県で産業振興という話をしようとしたら、まず海外への輸出というところからスタートするというのが普通なんだろうと、そういうふうに思います。ただ、高知県の場合は非常に中山間が多い。既に世界を相手にどんどん仕事をされている企業もたくさんおいでになりますが、特に中山間などの場合については、一足飛びに海外ということではなくて、まずは域外にと、例えば首都圏も視野に入れて地産外商を展開していくということが大事ではないかと、その上でさらに海外に向けての展開も同時並行的に準備を進めていこう、そういうことで取り組みを進めてきました。

第1期の段階というのはまだ仕込みの段階、第2期産業振興計画になって具体的に足固めということで、各外国ごとのいわゆる流通ルート、これをつくっていくような取り組みをし、そして第3期になって本格的に輸出展開をする。ただ、まだ産品としてはユズとか日本酒とか水産物とか、さらには一部の工業製品。産業振興計画としてかかわっている部分についてはということですが、まだ限られているところだと思います。

しかしながら、例えば食料品について、平成27年度は21年度の20倍ぐらい、その輸出額がふえるなど一定成果も出てきているところです。これからさらに輸出ということについては、将来をにらんだときにさらなる本格展開をしていくための対策を国内対策とともに強化していくと、そういうことになるんだろうと思います。

○6番（久保博道君） 私もそのとおりだと思います。一足飛びはなかなか難しいと思います。

私はこの海外展開について考えたとき、10年ほど前に知事のリーダーシップのもと地産外商公社を立ち上げて、東京銀座に本県のアンテナショップを出店し、地産外商を本格的に打って出たとき、いわゆる県内から県外に本格的に打って出たときと状況が何か似ているような感じがします。そして、民間の中小企業の多い本県においては、今後は国内はもちろんのこと、海外にも行政と民間が一緒になって打って出ることが必要だと思います。また、その時期にそろそろ来ているのではないかと思います。

というのも、ここに来て技術進歩に伴う通信コストや輸送コストの低下が進み、これからは全国の先見性のある地方や地域から直接海外に進出する時代が来ているのではないかと思います。そして、本県の場合、観光分野を除くと海外に展開をする分野は大きく分けて工業分野と食品分野だと思います。

先ほど知事もおっしゃいましたように、平成27年3月の第2期産業振興計画の第3次改定では、輸出振興においてどちらかといえば先行している食品分野に加えて、工業分野が本格的にスタートしており、貿易支援コーディネーターの増員や台湾での輸出振興拠点の整備を行ってきております。

そこで、ここでは工業分野についてお聞きをいたしますが、それから3年半たった現在、工業分野の海外展開の現状について商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 工業分野での海外展開の支援につきましては、主として機械系及び防災関連の企業を中心に、今現在取り組んでおります。具体的には、成長が期待をされますASEAN諸国において開催されます大規模な機械系の国際見本市——タイとかインドネシアで行われています——への出展支援でございますとか、産業振興センターの海外支援コーディネーターによる見本市での商談の支援、あるいは同行営業の支援などを行っているところです。

特に防災製品につきましては、本県と同様に自然災害に悩まされている台湾や東南アジアを有望な市場と捉えまして、平成27年度から見本市への出展や防災セミナーなどの開催により、県内企業による販路拡大を支援しているところです。

こうした取り組みによりまして、産業振興センターの海外支援に関する成果額は、平成27年度の約2億7,000万円から平成29年度には約6億7,000万円となり、順調に拡大しているところでございます。

○6番（久保博道君） どうもありがとうございます。いろいろと御苦労されているということは十分承知をしております。御苦労さまです。

また、御答弁でもありましたように、特に台湾について、我が国と同様に自然災害が多く発

生することから、平成27年から本県単独で防災セミナーを開催するなどの取り組みを行っており、そろそろ具体的な成果が出るのではないかと思います。私自身も期待をしているところでございます。

そこで、本県の製造品出荷額等の平成27年の実績額は、先ほど述べましたように5,673億円であり、今後の目標額は、第3期産業振興計画の最終年の平成31年は6,000億円以上、平成33年は6,400億円以上、平成37年は7,000億円以上となっています。

そこで、これらの各年の実績額や目標額のうち、海外展開分の金額はどれくらいを占めるのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 製造品出荷額等に関しましては、その内数としての輸出額の統計とか目標額というものは、ずばりはございませんけれども、県及び日本貿易振興機構が公表しました統計資料では、平成29年の本県の食料品を除く輸出額は約600億円となっております。工業統計における製造品出荷額等に占める輸出額の割合は、おおむね1割程度と考えております。

輸出額の大きなものは、船舶、石灰製品、猟銃、紙製品などでございまして、自律的に輸出されている例も多うございます。県としましては、輸出に取り組み始めた企業、あるいは意欲のある企業を積極的にバックアップすることで輸出額をふやしていけるよう、引き続き県内企業を支援してまいります。

○6番（久保博道君） どうもありがとうございます。実績額として大体1割というふうなことをお聞きしました。目標額につきましてはなかなか立てられない、難しいことではあると思いますが、私はそれでも何か目標額というのを、やっぱり数字として持っていることも大事じゃないかなというふうには思います。

その海外展開の目標額を立てたとしましても、その実現に向けては、海外の場合は不確定要素も多く、なかなか難しいことも予想されます。ただ、冒頭に申しましたように、官民一体となった高知家を標榜する本県の場合、私はやってやれないことはないと思います。

海外展開に向けて進出の意欲を持つ県内企業の集まりにつきましては、古くは昭和22年に設立されました公益社団法人の高知県貿易協会があり、正会員77社、特別会員7社となっています。そして、現在この事務局は県庁内の地産地消・外商課が担っています。

そこで、高知県貿易協会は現在どのような活動を行っているのか、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 高知県貿易協会は、県の委託事業として、食品分野を中心に海外の展示見本市への出展などを行うとともに、輸出の拠点となりますシンガポール事務所や台湾オフィスの運営をしております。また、協会の独自の事業としましては、貿易セミナーの開催による人材の育成や、海外への経済ミッション団の派遣などを行っているところであります。

○6番（久保博道君） どうもありがとうございます。どちらかといいましたら、今おっしゃったように講演会ですとか海外の経済ミッションとかいうことで、勉強会ですとか交流ということに重きを置いているのではないかなというふうに思います。

ここで、話を工業分野の海外展開に戻しますが、同じ海外展開の希望を持っている企業でも、海外展開に向けた熱意や可能性についてはいろいろ相違があると思います。

そこで、本県の工業分野の企業について、海外展開に向けての課題としてはどのようなものがあるのか、商工労働部長にお聞きをします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 主な課題としましては、製品の機能や耐久性がいかによいとしてもイニシャルコストだけで比較をされやすいということがございます。廉価な海外製品との価格競争になりやすいということが1つ、それから製品の販売後のメンテナンスやトラブル対応など、現地でのアフターフォロー体制が求められることがあります。それから何より、言語や商習慣が異なる海外での展開においてしっかりと営業できる人材の確保、あるいは現地での人的ネットワークの構築といったことが課題として挙げられます。

○6番（久保博道君） 今、部長がおっしゃったようなことが課題としてあるんで。結果として、海外へ展開する高知県の企業数がもう一つ伸びないというのも、そういうふうな課題があるからではないかなというふうに私は思いますし、いろいろ産業振興計画の成長戦略の冊子なんかを読んでも、そういうふうな企業数が少ないというのが一つの課題であるというふうに読み取ったところでございます。

それでは、それらの課題を解決するためにどのような取り組みを行っているのか、商工労働部長にお願いします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 課題に関するそれぞれの取り組みとしましては、まず価格競争力の確保ということに関しまして、製品の性能の高さあるいは耐久性などトータルコストで優位性を理解していただく、そういったことが必要だと思います。そのための場づくりとして海外見本市への出展を支援したり、現地での商談会やセミナーを開催したり、ものづくり総合技術展へ海外企業を招聘したり、そういったことに取り組んでいます。

それから、アフターフォロー体制の構築ということに関しましては、海外に拠点を設けている国内商社とのマッチングを行うとともに、11

月にはタイの工業省とMOUを締結いたしました。現地政府との関係を強化することで、県内企業の信用を補完したり、現地でのメンテナンスや代理販売を行える有力な企業とのマッチングを推進しようとしています。

それから、海外展開人材の確保につきましては、海外展開セミナーの開催やジェトロの貿易実務講座の活用などにより、社内の人材育成を支援しているほか、人材を補完するために海外支援コーディネーターによる見本市での商談支援、同行営業などを行っています。また、シンガポール事務所や台湾オフィスによる現地のサポートも行っているところです。

さらに、開発途上国向けの政府開発援助、いわゆるODAの案件化は、県内企業単独ではなかなか困難でありますことから、県、産業振興センター、JICA、ジェトロ等をメンバーとする高知県ODA案件化サポートチームにより、企画への助言からODAを専門とする開発コンサルタントとのマッチングまで支援をしているところでございます。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。さまざまな取り組みを行われていることがよくわかります。その中でも最後のほうに御答弁のありました高知県ODA案件化サポートチームの設置、これが私は一つの高知県の海外展開するときのモデルになるんじゃないかなというふうに思います。このチームは、県ですとか産業振興センター、高知県貿易協会、JICA、ジェトロなど複数の組織が協力して進める、高知家の本県らしい取り組みであり、私は大いに期待ができるんじゃないかなというふうに思っています。また、先ほど御答弁にありましたMOU、いわゆる覚書を締結するというふうなことにつきましても、今後じわじわ効果が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

そこで私は、特に工業分野の海外展開につい

て、1つ御提案をさせていただきたいと思いません。

本県には一般社団法人の高知県工業会があります。この工業会は平成14年10月に設立された後、現在は東証一部上場を含む正会員131社、賛助会員44社となっており、会員の中には海外展開を積極的に行っている企業も少数ですがあります。そして、先ほど私は、課題というふうに言いました。やり方によっては、海外展開を行う企業数をもっとふやすことができるのではないかというふうに思います。そして、そのときのキーワードは、やはりチーム高知家だと思います。

そこで、まずは高知県工業会の中に海外展開に対して興味ですとか意欲を持つ、例えば仮称海外部会のような専門部会を設置することからスタートしてはどうかと思い、先日趣旨を御説明した上で、この海外部会設置のお話を工業会の会長や副会長、また重立った理事に御説明をさせていただき、御理解を頂戴したところでございます。

そこで、商工労働部長にお聞きをします。その工業会の海外部会が実現したとして、その工業会の海外部会や県、市町村、産業振興センター、大学、ジェトロ、JICA、中小機構四国本部、金融機関等が一体となって、チーム高知家の正式な組織を設立し、海外へ展開する企業の掘り起こしですとかマーケット調査、事業戦略づくり、見本市・商談会への出展、海外同行訪問等のパッケージ化を図り、特に現地でのマッチングやフォロー体制で専門家を活用することができれば、私は海外展開する企業数も多くなり、海外展開するときのスピード感、相手国からの信用を初め成約にもつながるのではないかと思います。商工労働部長の御所見をお聞きします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 海外展開を進め

ようとする企業に対しましては、これまでもさまざまな機関が支援を行ってきたところでございます。今後、資金面や体制面で海外展開に踏み切れない企業の背中を押して、成約にまで持っていく、そういったことにおきまして、議員御提案のように複数の関連機関が連携し、それぞれの強みを生かした、まさにチーム高知家としての支援をしていくことは大変有効だと考えています。

せんだって工業会にも意見をお聞きしましたところ、前向きなお話を県もいただいております。そのため、先ほど申し上げたODA案件化サポートチームの支援範囲を、ものづくり企業の海外展開全般に拡大するとともに、工業会などの団体や大学、金融機関も含めた新たな体制に再構築いたしまして、企業の課題解決に向けたきめ細かい支援に取り組んでまいりたいと考えています。

○6番（久保博道君） どうもありがとうございました。私先ほど申しましたように、ODA化の具体化の支援のサポートチームは、やっぱり一つのモデルではないかと思えますし、それを拡充していくというふうな今の部長の御答弁、本当にありがとうございます。それによって私は工業会の海外展開の思いを持たれている企業の方は、随分と勇気づけられるんじゃないかなというふうに思います。

そして、これら今お話ししたことにつきましては、私が県庁の観光振興部のときに、他県では決してまねができないというふうに思っているんですけども、知事を先頭に県や市町村、観光コンベンション協会、市町村観光協会等の行政関係団体と、旅館・ホテルや観光施設、旅行会社等の民間関係団体が一致団結して、文字どおり官民協働のチーム高知家として、国内外に観光プロモーションを行ったことに通じるんじゃないかと私は思います。

そして、海外展開を進めていく中で、あるときからさらなる相乗効果を生み出すためには、展開する産業間の連携が求められる時期が来るのではないかと思います。例えば、観光分野、食品分野、工業分野の各産業が必要に応じて連携をする、またそれに文化も含めて高知県を丸ごと売り込んでいく、そのような連携の取り組みが相乗効果を生み出すと思います。

そこで、海外展開における産業間や文化の連携について、その効果や必要性、またそれを推進していくための体制などについて知事の御所見をお伺いします。

○知事（尾崎正直君） その観光分野における官民協働の体制ということについて、私も随分存じ上げておるつもりでありますけれど、その官民協働の体制も、要するに例えば大阪だとか首都圏だとか、しかもエージェント向けの観光振興、そのための売り込みを行っていく組織として有効に機能してきた。しかし、FITであればまた別のやり方がある、恐らく国ごとにそれぞれのやり方をしていかなければならないだろうと、そういうことなんだろうと思うんですね。

この輸出を振興していくということについて、輸出という形では一つのカテゴリーかもしれませんが、実際にはそれぞれの中身、分野ごとによって相当違いがあるだろうと、そういうふうに思っています。工業製品の中でも、ODA関係が望ましいもの、いわゆる公共事業系のもの、そうではない産品いろいろあります。例えば食品分野においても、ユズの加工品とお酒では売り込みをプロモーションする国からして違う、ユズであればフランスがいい、お酒だったらロンドンのほうがいだろうとか、それぞれによっての体制が違うだろうと思います。

また、そういう販路を開拓していくやり方の違いとともに、それに合わせた地産のほう、この構え方もまた違ってくる、魚であれば絶対的

に水産加工場が重要です。しかし、お酒であれば、今ある日本酒のメーカーさんたちに少し工夫をしていただくことによって、もう既に十分販路を切り開いていくことができる体制はできているだろうとか、それぞれによって違いがあるだろうと思います。

そういう意味においては、輸出案件ごとに、場合によっては国ごとに一定官民協働の体制をつくって、それぞれにおいて全力でもって対応していくと、そういうことが大事だろうと思っています。

1期目、2期目、3期目を通じて、ユズならこう、食料品関係はこう、魚はこう、お酒はこう、ODAの件はこうなどという形で、それぞれ体制をつくってきたつもりであります。ただ、それぞれがばらばらに行動するのではなくて、連携するところはしていっていい、それぞれ全て観光のPRはすればいい、そういうふうに思います。

そういう意味において、庁内においてこの輸出を総括する組織をつくる、また庁外におきましても、今国においてもそういうスキームがありますから、そのスキームを使わせていただきながら連携する仕組みをつくらせていただいたと、そういうことだと思っています。それぞれのマーケットに応じて、それぞれの商品に応じて官民協働の体制をつくり、それぞれの組織間での連携をしっかり図っていくと、そういう二本立てでいくということが大事ではないかなと、そのように思わせていただいております。

○6番（久保博道君） どうも御丁寧にありがとうございます。当然、今知事がおっしゃったように、連携の仕方というのはいろいろ違ってくると思います。すごく私が大事だなと思ったのは、そういう海外展開するとき、それをフィードバックして、地産もそれに対応していくとい

うところが本当に必要だと思います。

次に、教育についてお聞きをします。

まずは、7月31日に公表されました全国学力・学習状況調査についてお聞きします。これらの学力・学習調査、また県版の学力テストの目的は、これからの社会において求められる力や現状の対応力はどうかといったことを調べることが目的であり、決して調査結果の点数を上げたり全国順位を上げることが目的ではなく、それらは結果として後でついてくるものだと思います。

私は、今回の国語や算数・数学のA問題やB問題、また3年ぶりの理科の問題の内容を見せていただき、よく考えて作成しているなあと思いました。そして、小学校と中学校の教科ごとの結果に対する教育長のコメントも読ませていただきましたが、私はそのとおりだと素直に腹に入りました。そのコメントでは、調査結果から得られた課題の対応にチーム学校として速やかに取り組むことが必要であり、各市町村の教育委員会や各学校と連携してスピード感を持って対応を進めていくとのことでした。

そこで、教育長にお聞きします。適切な対応を行うためにも、個々の市町村ごとに調査結果を分析されていると思いますが、特に小学校では5割、中学校では4割の生徒さんが集まる高知市の調査結果をどのように分析しているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 8月に開催しました県市の教育に関する連携会議において、高知市から、小学校の学力状況については全国平均並みであるもののここ数年下降傾向にある、また中学校は特に数学について全国平均や県平均を大きく下回る厳しい状況となっている。その要因として、知識や技能を習得させる授業から思考力、判断力、表現力等の活用力を身につけるような授業への改善が不十分といった報告がされ

ました。

県としましては、高知市の学力不振の主要因としまして、授業改善のためには資質、能力を育む授業づくりについて学ぶことが必要不可欠であります。昨年度まで授業改善のかなめである指導主事の、教員数に対する配置割合が、高知市は県の教育事務所との比較において3分の1程度と少なく、授業改善に関する学校訪問指導の質・量が十分でなかったというふうに分

○6番（久保博道君） ありがとうございます。よく分析をされていることがわかりました。

その分析を踏まえた上で、高知市の教育委員会や高知市内の各学校に対してどのような対応をしていくつもりなのか、教育長にお願いします。

○教育長（伊藤博明君） 高知市の小学校、中学校の授業づくりにつきまして、校内研修の質や量を高めていくため、高知市がこの4月に設置した学力向上推進室の強化に向けまして、高知市から協力・支援要請もあり、このたび新たに3名の県の指導主事を、学力向上推進室が行う学校訪問指導に追加で参加をさせることにいたしました。このことによりまして、4月に高知市に配置しました7名の県の指導主事と合わせると、高知市の教員数に対する指導主事の配置割合が県の教育事務所と同程度に近づいております。

この体制で、全国学力調査で課題が見られた全ての学校に対して集中的な訪問指導を行うことを可能とし、あわせて教科の縦持ちを実施する高知市の中学校の国語、数学、英語を主とした教科会に対して、重点的な訪問指導を実施してまいりたいというふうに考えております。

○6番（久保博道君） どうもありがとうございます。教育長のほうから、今年4月からも指導主事を高知市の教育委員会に派遣していますし、

8月末の県・市連携会議を受けて、また3名程度を追加するという一方で、指導主事を学校訪問に充てるというふうなことをお聞きしました。

そこで、年度当初、4月からもう半年たちましたけれども、その指導主事の高知市教育委員会への派遣についての学校訪問等の手応えですとか課題、また今後の対応策について教育長にお願いします。

○教育長（伊藤博明君） 高知市学力向上推進室の指導主事の8月末までの学校訪問指導数は延べ527回、退職校長等で組織します学力向上スーパーバイザーの学校訪問指導数は延べで334回となっております。このように教科会や校内研修への指導要請が増加するなど、各学校に授業改善に対する意識の高まりが見られますが、この高まりが全ての教員に浸透するよう、さらに取り組む必要があるというふうに考えております。

こうした課題を解決するためには、やはり学力向上推進室の役割が大変重要となりますので、県市の教育次長や担当課長などで構成する運営会議を毎月開催しまして、各校の取り組み状況、それから学力向上推進室の学校訪問指導の様子についてしっかり確認をするとともに、県市が連携して学力向上に向けたPDCAを回していくこととしております。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。毎月その運営会議を開催するって本当に私は大事だと思います。ぜひそこらあたりでPDCAを回していただきたいと思います。

次に、教科の縦持ちについてお聞きします。この教科の縦持ちにつきましては、私が言うまでもなく、チーム学校の意識が醸成され、教員相互の話し合いを通して組織的に授業改善が図られる仕組み、また世代交代のために急速にふえる若手教員の指導力の向上が期待されているところです。

平成28年度に高知市の4つの中学校を含む県

内の大規模中学校9校を研究校としてスタートし、平成29年度は研究校での縦持ち実施教科を拡充するとともに研究校を拡大して、平成30年度、県内の教科の縦持ちが可能な全ての中学校において実施しているとお聞きをしています。

そこで、教科の縦持ちについて、2年たった現在の手応えや課題、また今後の対応策について教育長にお願いします。

○教育長（伊藤博明君） 平成28年度、29年度から縦持ちを開始しました19校では、毎週の決められた時間だけでなく休み時間や放課後にも、教員同士が授業改善について学び合う教科会が実施されるようになっております。結果、学校のチーム化が図られまして、組織的な授業改善が進んでおります。また、若手教員を育成するOJT機能も充実してきており、この19校では全国学力調査についても伸びが見られるようになっております。

一方で、ミドルリーダーであります主幹教諭、それから教科主任の経験や理解の不足から、教科会の取り組みや協議内容の深まりに差が出てきていることが課題として挙げられております。こうした課題が見られる学校、そして今年度から教科の縦持ちを始めた学校につきましては、教科の縦持ちの専門性を持つ組織力向上エキスパートや指導主事の訪問指導を通じまして、教科会の質的な向上を図ってまいります。

○6番（久保博道君） どうもありがとうございます。

次に、7月末にオープンしましたオーテピアの高知みらい科学館の活用についてお聞きをしようと思いましたが、少し時間の関係で申しわけございません、割愛をさせていただきます。

次に、学校図書館についてお聞きをします。この7月に高知県図書館振興計画が策定され、オーテピア高知図書館と市町村立図書館、学校

図書館、大学図書館との連携がうたわれています。私は、その中で特に学校図書館との一層の連携についてお願いをしたいと思います。

というのも、今年度当初の出先機関調査で、私、県内の小学校、中学校、高等学校を回らせていただきましたが、その際に併設の学校図書館を見たときに、率直に言ってきれいに整理整頓はされているものの、残念ながら余り児童や生徒さんに利用されていないのではないかと感じた図書館が幾つかありました。小学校や中学校の児童生徒さんが一番身近で本に親しむのは、ほかでもない学校図書館だと思います。今回の学力テストの結果を見ても、国語においては根拠をもとに理由や結果を説明する力、算数や数学においては筋道を立てて考える力に課題があるのではないかと思います。こうした課題は、子供たちに十分な読解力が備わっていないことが大きな要因の一つだと思います。

そんなことから、子供たちに最も身近な学校図書館をより一層親しみやすく魅力的な環境にすることが必要だと思いますが、教育長の御所見をお願いします。

○教育長（伊藤博明君） 新学習指導要領でも、学校図書館は、新聞を活用した学習など探究的な学習を実現するための重要な場所として位置づけられており、その環境を整えることは非常に大切なことだというふうに思っております。

県としましても、学校図書館の活性化を図り、子供たちの読解力を鍛えるため、19校を研究校として指定し、学校図書館を活用した授業づくりの研究を進めているところでございます。今後、研究校の成果を広く普及することで学校図書館の利活用の促進を図ってまいります。

また、オーテピアにおきましても、環境づくりや本の選び方など魅力ある学校図書館となるために、市町村立図書館を通じてバックアップをしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。私は、何でこの御質問をさせていただいたかといいましたら、自分の子供のころ、小学校のときのことを思い出したときに、小学校の図書館がありまして、そこで偉人の伝記物みたいなのか、地理ですとか科学のわかりやすい本があつて、よくそれを自分自身が読んだ記憶があります。結構興味深く読ませていただいて、そのことが今もずっと記憶に残っていますので、小学生、中学生もですけれども、ぜひ図書館を使い倒すくらいの魅力的な図書館にさせていただきたいと思います。

次に、介護問題についてお聞きをします。

日本は、オランダとドイツに次いで世界で3番目に、本格的な介護保険を西暦2000年にスタートしています。老後に介護が必要になるリスクを社会全体で分かち合うという、社会保険の仕組みの導入によって、これまで家族にかかっていた負担を社会全体で受け持ち、保険料の支払いという義務と引きかえに、権利としてのサービスを受けることができるようになりました。

しかし、介護保険制度がスタートして18年たち、さまざまな問題も起きています。その一つが介護難民の問題だと思います。2015年6月に、民間の有識者会議の日本創成会議は、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になる2025年には、全国で43万人が介護難民になると試算をしています。

そこで、全国より10年高齢化が先行している本県において、決して介護難民を発生させないことが強く求められますが、どのように取り組んでいくのか、地域福祉部長にお尋ねします。

○地域福祉部長（門田純一君） 介護サービスの確保につきましては、今年度から3年間の第7期介護保険事業支援計画に基づき、必要な在宅、施設等の介護サービスの確保、介護予防や生活支援サービスなど体制整備を進めているところ

でございます。この計画は、団塊の世代の方々が後期高齢者となる2025年の介護需要等も踏まえて策定をしているものでございますが、地域によっては医療・介護・福祉などのサービス資源が十分でない場合もございます。

支援が必要な高齢者がサービスを受けられないといった状況が生じないよう、引き続き計画に基づいた取り組みを進めますとともに、各福祉保健所に配置いたしました地域包括ケア推進監等を中心に地域の状況をしっかりと把握し、市町村と連携して高知版地域包括ケアシステムを構築していく中で必要なサービスの確保に取り組んでまいります。

○6番（久保博道君） どうもありがとうございます。要は介護を受ける人、受けなければならぬ人をなるべく減らしていくということ、そして介護を提供する人をふやしていく、その両方が必要だと思いますので、よろしく願います。

先ほどの試算についてはいろいろ議論もあると思いますが、一方では非常に考えさせられる試算内容となっています。そこで、需要と供給の観点から介護業界に人材が集まらない理由は何かという、一般的には介護業界は賃金が安い上に重労働というイメージがありますが、問題の構造は極めて複雑だと私は思います。確かに他の業種と比べて賃金が低いことはそのとおりなのですが、介護職として相応の年数の経験を踏んで資格取得を行えば、賃金も上がります。

しかし、一般的に介護職におけるキャリアパスがきちんと確立されていないため、働き続けても報われない、その結果離職率が高くなるというふうな、その構造が大きな要因の一つだと、いろんな方からお聞きをしていますけれども、このことの本県の現状について地域福祉部長にお聞きします。

○地域福祉部長（門田純一君） 平成29年度の介

護労働安定センターの調査では、本県の状況として、介護関係の仕事をやめた理由について、収入が少なかったため16%、自分の将来の見込みが立たなかったため12%であり、キャリアパスが十分に確立されていないことが離職の一つの要因となっていると考えられます。

一方、処遇改善加算の取得状況を見ますと、本県では、職位への任用要件など一定のキャリアパスを整備している事業所は約8割あるものの、その中で経験や資格または評価に基づく昇給の仕組みを設けることを要件とする加算Ⅰを取得している事業所は55%にとどまっております。このため昨年度より、就業規則の見直しなどに要する経費への補助を実施することなどにより、こうした加算をできるだけ多くの事業所が取得できるよう促しているところでございます。

○6番（久保博道君） どうもありがとうございました。この介護の業界と申しますのは、御承知のとおりまだまだ若いと申しますか新しい業界だと思います。今部長もおっしゃいましたように、まだそういう仕組みがきちんと確立されていないところもあるのではないかと思いますので、ぜひそのところはまた御指導をよろしく願います。

もちろん、介護人材不足の問題は地域によって状況が異なりますし、行政の対応の仕方によっても違ってくると申します。本県では、人材の育成に積極的な事業所を自治体が認証する取り組みを本年度から本格的にスタートしています。

そこで、高齢化率の高い本県において、介護の人材不足の解消に向けてどのような取り組みを行っていますか、再度地域福祉部長に願います。

○地域福祉部長（門田純一君） 介護事業所認証評価制度において、本年度から介護職員の人材育成やキャリアパス、働きやすい職場環境等の

評価基準を満たした事業所の認証に本格的に取り組んでおり、6月にはその第一弾として8法人、61事業所を認証したところです。このほか、介護職員の定着促進・離職防止策として、福祉機器の導入支援を通じました、職員の負担軽減や業務の効率化につながるノーリフティングケアの推進、介護職員の参加しやすい時間帯でのキャリアアップにつながる研修などに取り組んでいます。また、新たな人材の参入確保策としては、介護現場における補助的な業務を切り出して、中高年者や主婦といった多様な人材が参入できる職場づくりの支援を進めているところです。

○6番（久保博道君） 今お聞きして、本当にさまざまな取り組みを行われているということで、心強く感じます。

そして、次に行きます。医療もですが、介護につきましても地域包括ケアシステムの大きな鍵を握るのは、在宅サービスであると思います。特に、認知症を初め重度の介護ニーズを持つ高齢者が在宅で生活するには、個人の尊厳を守りつつ自立支援を図り、かつ在宅生活を支援する家族の負担をできる限り抑制することが求められます。それには次の3つのサービスが不可欠だとよく言われます。1番目としまして24時間サービス、2番目としまして認知症の高齢者へのサービス、3番目としましてケアマネジメントにおける自立支援のサービスです。

そこで、なかなかハードルは高いとは思いますが、この3つのサービスに対する本県の現状と課題、また今後の対応策について地域福祉部長に御所見をお願いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 県内には、9月末現在で市部を中心に、24時間対応する定期巡回・随時対応型のサービスが8事業所、小規模多機能型のサービスが37事業所となっております。

認知症高齢者とその御家族を支援していくため、あったかふれあいセンターなどを活用した認知症カフェの設置や見守りの仕組みづくりへの支援に取り組んでいるところです。また、自立を支援するケアマネジメントの実施に向け、多職種で個別事例の検討を行う地域ケア会議にアドバイザーを派遣するなどの支援を行っており、全ての市町村でこの会議が開催をされています。

中山間地域が多い本県にとっては、採算面などから導入が進んでいないサービスもございますが、各福祉保健所の地域包括ケア推進監等が市町村と連携し、地域の実情に合わせて、さらなるサービスの確保やサービス間の仕組みづくりなどに取り組むことによりまして、高知版地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

○6番（久保博道君） 医療も介護も在宅サービスがやっぱり一番のキーやと思いますので、ぜひ今部長がおっしゃったことを進めていただきたいと思います。確かにハードルは高いと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

最後に、看護職についてお聞きします。

先日、看護師の方々といろいろとお話をする機会がありました。御承知のとおり、先ほども申しましたように2025年には団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となりますし、昨今の医療の高度化や入院日数の短縮化、また医療の安全に対する意識の高まりなど看護師を取り巻く環境は大きく変化するとともに、その役割は多様化しています。このため、量的な確保とともに質的な向上が同時に求められているところですが、高齢化が進んでいる本県では、看護師に対するニーズが大変高く、特に先ほども出ていましたように中山間地域においては喫緊の課題となっています。

そんなことから、この看護師不足については、さきの6月県議会において我々自民党会派の浜

田英宏県議が御質問したところであり、また昨日は弘田兼一県議も質問をされたところであります。

県内の看護師養成施設を卒業して県内に就職した方について、その就職先を県内の4つの保健医療圏ごとに見ると、9割近くが中央保健医療圏に、特に6割以上が高知市内に就職をしています。中央圏域以外への就職者数も最近は増加していますが、依然として就職割合は低く、新卒者が確保しにくい状況です。また、4つの保健医療圏ごとの看護師数の割合は、平成28年度現在で、総数1万3,821名のうち中央保健医療圏が79%、幡多保健医療圏が11%、高幡保健医療圏と安芸保健医療圏がともに5%となっています。

そこで、2025年の4つの保健医療圏ごとの必要な看護師数の確保に向けて、今後どのような取り組みを行おうとしているのか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 本県における医療圏ごとに必要な2025年の看護職員数については、ことし12月末をめどに国から推計ツールなどが送付される予定となっておりますので、それによって一定推計できるのではないかと考えています。

一方、お話にありましたように看護職員数については、病床数とも連動する形で医療圏ごとに全体に占める割合は大きく異なっておりますし、やはり高知市など中心部を除く地域ではなかなか新人看護師を確保するのが容易ではないという実態がございます。

このことに対して県では、看護学生を対象とした説明会を開催し、医療機関に直接PRをしていただく場を用意するほか、やはり基本的には奨学金の貸し付けを行うことで対応しているところです。昨年度、高知市などの中心部を除く指定医療機関に就職した新卒の採用者のうち

奨学金貸与者が74%であるなど、奨学金制度が地域の看護職員確保に一定貢献しているものと考えています。

しかし、それでもなお確保が難しい圏域もあって、別途対策を検討しているところです。

○6番（久保博道君） 奨学金制度、私はやっぱりそういうのが本当に効き目があると思いますんで、よろしくをお願いします。

きのうも弘田県議のお話の中にありましたけれども、東部のほうで県が提案をして公立の看護専門学校、ああいうものがこれからやっぱり必要ではないかなというふうに、私は素直に思うところがございます。

次に、先ほど少し部長が言われたことと関連しますけれども、県内の看護師養成施設を卒業して県内に就職した養成所別の割合を見ると、2年課程の養成所では約98%となっておりますが、5年一貫校では5割程度、大学では3割から4割と低迷をしています。

そこで、5年一貫校や大学の卒業生の県内への就職に向けて積極的に取り組む必要があると思いますが、対応策とあわせて健康政策部長の御所見をお願いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 学生の皆さんに県内で就職していただくよう、県では県内の看護学生を対象とした県内の医療機関等の魅力などについての説明会を開催し、県内就職を促す取り組みを行っています。

5年一貫校や大学につきましては、そもそも大学では県外出身者の割合が多いということですか、5年一貫校の中には県外医療機関で卒業後従事することを前提にした奨学金を受けている学生が多いといった事情があります。ただ、これらの学校に対しても県内就職率を高めるために取り組む必要があると認識をしております。現在看護協会にお願いして行っている県内看護学校への個別訪問について、5年一貫校や

大学に対しては、今年度から県職員も直接出向くようにして訪問体制を強化しているところですので。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。積極的に取り組みをされているということで、同時にもう一つ、県外でもう既に看護師として就職している方ですとか進学をしている方に、また県内のほうに帰ってきていただく取り組みということも御質問しようと思いましたが、これも積極的な取り組みをされていると思いますので、時間の関係で割愛をさせていただきます。

最後に、助産師についてお聞きします。助産師は、助産及び妊婦や褥婦、また新生児への保健指導という役割だけでなく、女性の一生を通じた健康のために大きな役割を担っています。また、県内の産婦人科医の減少及び分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、少子化対策としても助産師の役割が拡大しており、将来県内で勤務する助産師を一層確保することが緊急的な課題となっております。そんなことから、本県においても助産師緊急確保対策奨学金を創設しているところであります。

一方、助産師の就業先の偏在の是正や助産実践能力の強化支援のために、助産師出向支援導入事業が東京都や複数の県で実施されており、本県でも検討が始まっているとお聞きをしています。

そこで、少子化対策の観点からも、この助産師出向支援導入事業を早期に実施すべきだと考えますが、その進捗状況について健康政策部長にお聞きをします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 本県においては、高知医療センターや高知大学医学部附属病院といたしました高次周産期医療施設などには一定数の助産師がいますが、そこではハイリスク妊産婦の増加などによって助産師が正常分娩に携わ

る機会が十分でない、一方診療所などにおいては逆に助産師の不足などによって分娩の取り扱いを制限する事例が見られ、最近では正常分娩が1人10例必要な、助産師を目指す学生の実習先の確保も大きな課題となっております。

このため、今年度からリスクの高い分娩を扱う高次医療施設と、正常分娩を多く取り扱う診療所などとの間で助産師が交流などを行う助産師出向支援事業に取り組んでいるところです。出向元と出向先の医療機関におけます勤務条件の違いをクリアするという課題もありますので、8月には高知県助産師出向支援事業協議会でその調整を行うコーディネーターの選任を行っており、そうした課題を調整の上、今後年度内のできるだけ早い時期に出向が開始できるよう進めてまいります。

○6番（久保博道君） 年度内というふうなことで、前向きな御答弁をありがとうございます。私は、少子化対策ということで、産婦人科医が減少している中、やっぱりこの助産師さんというのは大変重要な方々だと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

以上で全ての質問は終わりました。最後になりますけれども、一番最初に質問をさせていただいた工業分野の海外展開について、確かに困難なことだとは思いますが、これから行政と民間の方が一緒になって、そしてもちろん大学ですとか何かと一緒にチーム高知家として進めていけば、私は活路は開かれると思いますし、先ほど知事がおっしゃったように、いろんな連携の仕方、組み合わせの仕方ですとか、同時に地産のほうにも気を配らなければならないというふうなことも承知しました。ぜひこれからは、平成27年3月にそういう工業分野につきましても海外展開というふうなことでしたので、一層よろしく願いをしまして、私の一切の質問とかえさせていただきます。ありが

ありがとうございました。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、久保博道君の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時52分休憩



午前10時55分再開

○議長(土森正典君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本茂雄君の持ち時間は50分です。

32番坂本茂雄君。

○32番(坂本茂雄君) 県民の会の坂本ですが、ただいまから質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

まず、9月30日に高知県沖を通過し、日本列島を縦断した台風24号の被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。まさにこの間の数カ月をみただけでも、ことしの6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨災害、8月の災害とも言える酷暑の連続、そして9月に入っては台風21号、北海道胆振東部地震、そして一昨日の台風24号と、広域連続複合災害とも言える、あらゆる被害形態を伴う自然災害が発生しております。

そんな中で、今回は避難を中心に、南海トラフ地震対策について質問をさせていただきたいと思っております。

昨年11月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され大規模な地震との関連について調査を開始した場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合には、これらを臨時的に、南海トラフ地震に関連する情報として発表することとされています。

その際には、県は、たとえ空振りの可能性が

あっても、一人でも多くの県民の命を守るために、国から臨時情報が発表された場合には同情報を利用して具体的な行動を起こすことが必要だと考え、市町村とともに検討されていますが、県の言う統一指針の策定は可能なのか、知事にお尋ねします。

○知事(尾崎正直君) 南海トラフ地震に関連する情報、いわゆる臨時情報については、出されたときには空振りを恐れることなく、一人でも多くの命を守るために具体的な行動を各市町村によってとっていくということが極めて大事だと、そういうふうに考えております。そのために、各市町村の担当者の皆様にも私から直接、ぜひ具体的な行動をとるようにしよう、そのための統一的な基準をつくらうと、そういうお話をさせていただいているところであります。

その中で、方針としては大きく2つ。まず第1は、何といたっても地震というのは突発的に起こること、臨時情報が必ず前に来るわけではありません、まずこれに備える。その上で、第2の方針として、この臨時情報が発せられた場合においては、県民の皆様方に対して各市町村から具体的な働きかけを行い、各市町村も具体的な準備を図らう。その具体の中身として例えば、全ての住民の皆さんに、家具の固定や備蓄物資、避難経路を確認していただくよう具体的に促すこととか、そして特に津波の到達時間の早い地域にお住まいの避難行動要支援者の方などについてはあらかじめ事前に避難をしていただくことが重要である、そしてそのための具体的な行動をとらうと、こういう方向で今検討をさせていただいているところでございます。

現在、市町村と最終の調整を行っているところでありまして、年内にはこの方針を取りまとめさせていただきたいと、そのように考えておるところです。

そして、その後、最終的に国のほうでガイ

ドラインをつくることとなりますでしょうから、今度は国のほうでガイドラインがつくられれば、それにあわせてさらに県版の指針をバージョンアップしていくと、そういう方向で取り組まさせていただきますいただければと思っています。

○32番（坂本茂雄君） 今おっしゃいましたように、沿岸部分の方々の情報が出た場合の、避難行動要支援者の避難を促したいという考え方——そのような方々の避難所については、災害直後の避難とは違って、あらかじめ福祉避難所と一般避難所に区別して避難させようとするのかどうか、地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 臨時情報が発表された場合の対応は、市町村と協議を行っているところですが、現時点では、まずは全ての住民の皆様にはお近くの避難所へ避難をしていただき、身の安全を確保していただいた上で、受け入れ可能人数などを考慮し、優先度の高い方から順次福祉避難所に移っていただくことが現実的であると考えております。

このため、一般避難所に福祉避難所的機能を持たすことが重要であると考えておまして、市町村とともにその取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 今の御答弁でいけば若干違ってくるかと思いますが、次の質問は飛ばしていきます。

続きまして、避難行動要支援者名簿と個別計画についてお尋ねします。東日本大震災の被災地全体の死者のうち6割が65歳以上の高齢者であったことや、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍であったことから、災害対策基本法が平成26年に改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、防災会や町内会はこの名簿の提供を受け、個別計画の策定に取り組むこととなっています。

今回の西日本豪雨災害で被害の大きかった岡

山県倉敷市真備町地区で、市が身元確認した死者51人の約8割に当たる42人が障害者や高齢者の要支援者だったことがわかっていますし、また死者が多かった岡山、広島、愛媛3県の市町村の8割以上でも、個別計画の策定が完了していないことなどが明らかになっています。

本県においては、名簿提供率が昨年度末で20.6%、個別計画策定率が10%となっていることですが、提供率、策定率で対象県民をカバーし切れていないことも問題ですけれども、その前提となる同意のあり方についてお尋ねします。

防災会や町内会に提供される避難行動要支援者名簿は同意者のみとしておりますが、県内の同意率は平均どの程度か、地域福祉部長にお尋ねします。

○地域福祉部長（門田純一君） 平成30年3月31日現在、避難行動要支援者名簿に登載されている方の数は5万8,733人です。そのうち、名簿情報の提供に同意をいただいている方は3万5,574人で、同意率は60.6%となっております。

○32番（坂本茂雄君） 今お示しがありましたように、同意率が約6割ということで、これは多くの市町村でほぼ同じような数字なのかもしれませんし、多少市町村によって格差があるのかもしれませんが、だとすれば、残りの4割の方が名簿に載らないまま個別計画も策定されないということになりかねません。

より多くの対象者を把握するためにも、同意を拒否した者以外は名簿に登載するという、いわゆる逆手上げ方式で提供するという事は考えられないのか、地域福祉部長にお尋ねします。

○地域福祉部長（門田純一君） 災害対策基本法では、原則本人からの同意を得た上で、避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとされていますが、他県では条例により逆手上げ方式を定めている市町村があることは承知しています。

県でも逆手上げ方式を検討するため、こうし

た取り組みを行っている他県や他県の市町村にも直接お伺いをして状況をお聞きしました。その中で、名簿を活用し避難支援等関係者が個別に訪問しても、実際には本人の協力が得られないといった課題や、地域の避難支援等関係者が訪問した際に、住民の方とトラブルになった事例があるなどのお話をいただきました。

こうした課題もございますことから、現時点では県といたしましては、避難行動要支援者の個別計画の策定を進める上で本人の協力を得ることは必要と考えておりまして、原則どおり同意を得ることを前提として、市町村における名簿情報の提供を推進していきたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） そういうことであれば、ぜひ同意をいただくための努力をもう少し市町村が重ねていくように、いろんな手法なども含めて指導していただくとか、情報を提供していただくとか、そういうことをお願いしておきたいというふうに思います。

先ほどのところでお答えもあつたんですけども、この個別計画の場合でもそうですが、個別計画策定によって避難支援をする場合は、必ずしも福祉避難所への避難支援ではなく、最も近い避難所に避難することが多くの場合あるということで、先ほどの臨時情報が出たときと同様のことだろうというふうに思います。

そういった意味では、昨年質問しましたように、通常の避難場所に福祉避難所的機能を持たせるということについて、どれだけの取り組みをこの間してきたのか、地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） これまで、市町村に対しまして、避難場所の環境整備について地域防災対策総合補助金などを活用するなど、要配慮者の支援について積極的に進めていただくよう通知をするとともに、市町村担当者会で

も要請することなどにより、取り組みを促してきました。こうした中、補助金を活用して津波避難タワーに要配慮者用のトイレの整備を行うこととした市町村や、避難場所の環境整備を検討している市町村も出てきています。

一方では、まずは必要最低限のものを整備するという段階で、福祉避難所的機能まで検討が至っていないという市町村もございますことから、引き続き市町村に対し、要配慮者に対する環境整備の重要性をお伝えし、取り組みを進めていただくよう促してまいります。

また、避難支援等関係者などを対象としました災害救護救援研修会を、ことし2月に県内3カ所で開催しておりまして、要配慮者の多様性やその特性に応じた配慮などについて学んでいただくことなどにより、その理解の促進に取り組んでいるところでございます。

○32番（坂本茂雄君） 実は私、昨晚も、事故で頸椎損傷になられた方、車椅子で24時間のケアを受けながら自立されている方などを招いて、この個別計画の作り方だとか、避難の行動にどう支援が必要なのかという勉強会をしておりました。そういう意味でも、今おっしゃったように、いかに障害理解を深めていくかというようなことを、ぜひ今後も継続してやっていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、避難所の確保と仮設住宅の確保についてお尋ねいたします。これまでたびたび質問してきたことではありますが、避難行動要支援者対策を含めて、避難行動を促すことに取り組めば取り組むほど、避難所の確保に対する懸念を抱かざるを得ません。また、仮設住宅については、昨年12月定例会で、高知県全体で最大7万7,000戸になる見込みだが、みなし型として使える可能性がある住宅は計7,200戸程度、建設型の候補地の確保は1万5,000戸分程度ということで、仮設住宅不足であることを指摘した

上で、みなし仮設住宅のあり方について質問させていただきました。いずれも必要数の確保という状況に至っていない中で、県民は、安心して守った命をつなぐことができないという状況に不安を感じています。そこを本気で加速化することが求められているとの思いで、順次お聞きします。

避難所の確保は現時点でどこまで達成できたか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 最大クラスの南海トラフ地震発生時には、県全体で約23万人の避難者が想定されますが、昨年度末の時点で1,246カ所の避難所で約20万人分の避難スペースを確保しております。

○32番（坂本茂雄君） 数的には23万人に徐々に近づいているというはあるでしょうけれども、ただそれぞれの自治体によって偏在というのがあると思いますので、その偏在をどういうふうに解消していくのかということが今後必要になってこようかと思えます。

そういった意味での広域避難の検討ということについて、これまで4圏域で調整がされてきているということだと思いますけれども、どこまで進んでいるのか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 4圏域の中で、高幡圏域はモデル的に一番進んでおるところでございますが、ここでは搬送の手順や受け入れの手続を定めた広域避難計画が既に策定できておりまして、さらに本年度関係者の皆様と訓練を実施したところがございます。残りの安芸、中央、幡多の各圏域につきましては、年度内に広域避難計画が策定できる見込みでございます。

○32番（坂本茂雄君） 訓練にまで至っているということは、高幡圏域では、住民の皆さんは十分に承知されているんだろうというふうに思いますが、県民に対して、事前に広域避難先がど

うなるのかということなどの周知が図られているのかどうか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 全般的に周知をするのはほかの3圏域の計画ができてからとは思っておりますが、訓練した高幡圏域などは、訓練に参加した方には周知をさせていただいているという状況です。

○32番（坂本茂雄君） 3圏域が出そろった段階でということになれば、順次策定していく中で、大体めどとして、どれぐらいで達成できるというふうに感じておりますか。

○危機管理部長（酒井浩一君） 先ほど御答弁させていただいたように、計画自体は今年度中にできますので、でき次第、幅広い周知はさせていただきたいと思っております。

○32番（坂本茂雄君） わかりました。

続きまして、西内議員への答弁でも明らかになっておりますけれども、先ほど前段で指摘しましたような仮設住宅の不足の状況については変わらないままであります。そういった中で、建設型仮設住宅の用地、さらにはみなし仮設住宅戸数の確保に関する今後の充足計画について土木部長にお尋ねします。

○土木部長（村田重雄君） 建設型仮設住宅の用地につきましては、市町村が所有する公有地だけでは不足する状況でありますので、民間所有の土地につきましても候補地としてリスト化し、発災後、借り上げなどの相談が迅速にできる準備をしていただくよう、市町村に依頼しているところがございます。

また、みなし仮設住宅につきましては、発災時に使用可能な民間賃貸住宅を最大限活用できるよう、不動産関係団体と連携いたしまして、迅速に空き家情報、空き物件情報を抽出、共有できる仕組みづくりの準備を進めているところでございます。

また、仮設住宅の建設候補地を十分確保する

ことができない市町村もあることから、その市町村域を越えた広域調整についても、危機管理部と連携して進めてまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） そういった取り組みをいつぐらいまでに仕上げていく予定ですか。

○土木部長（村田重雄君） 今、建設型仮設住宅の用地についての借上げの相談ができる迅速な準備を市町村に依頼していることは、実際これまでしておるところでございます。

現在不動産関係者と、みなし仮設住宅についての最大限活用できる空き家物件の抽出も、準備を進めているところですが、なかなか先方のシステムに手を加えさせていただくところに取り組んでいるところですので、今この時点でいつまでというのは……。できるだけ早く進めていきたいというふうに考えてございます。

○32番（坂本茂雄君） この課題というのは、やっぱり県民の皆さんは非常に関心を持たれているわけで、そういった意味では、やはりいつをめぐりにこの計画をきちんと立てていくんだというぐらいの決意でやっていただきたいと思います。

今の段階で、まだそういっためどを立てられていないということでもいいんですね。

○土木部長（村田重雄君） 申しわけございませんが、いつまでというめどをまだ立てられてございませんので、できるだけ速やかに進むよう取り組んでまいりたいと思います。

○32番（坂本茂雄君） 第4期の南海トラフ地震の行動計画の中では、そこが明確になるようお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、避難所にスフィア基準を導入するような考えがないのかということでお尋ねします。西日本豪雨災害における避難所生活で、クーラーであるとか、間仕切り、段ボールベッドが今まで以上に設置されるなど、多少なりとも避難所生活の改善が見受けられています。

しかし、この国の避難所は、紛争や災害の際の避難所の環境について、アフリカ・ルワンダの難民キャンプで多くの人が亡くなったことを受けて、国際赤十字などが20年前に定めた最低限の基準であるスフィア基準を満たしていないというふうに言われています。スフィア基準では、例えば居住空間あるいはトイレの数、そういったものについて、必要性を説いた基準を示しているわけですが、ただそういったものが、率直に言って、災害時の避難所運営の中で取り組まれている状況にないのではないかと、いうふうに感じております。

そういう中で、このスフィア基準は、2016年4月内閣府の避難所運営ガイドラインの中で参考にするべき国際基準として紹介され、徳島県では昨年4月徳島県避難所運営マニュアル作成指針を改定し、スフィア基準を盛り込んでいるようですが、本県においても避難所運営マニュアルに取り込むべきではないか、危機管理部長にお尋ねします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 本県の避難所運営マニュアル作成の手引は既に平成26年につくっております。これは、東日本大震災はもちろんのこと、阪神・淡路大震災等過去の災害の教訓、さらに他県での取り組みを参考に、ある意味日本の事情にフィットしたものとしてつくらせていただいておりますが、スフィア基準につきましても、参考にさせていただくところは参考にさせていただきたいと思っております。

○32番（坂本茂雄君） 今後、マニュアルの改定なども必要になってくる部分、災害ごとにやっぱり改善すべき点というのはあると思いますので、スフィア基準についても参考にしながら取り入れていくように、ぜひお願いしておきたいというふうに思います。

災害時に避難所となる施設のトイレについては、内閣府が市町村向けの指針でバリアフリー

化を求めており、県内の仮設トイレもその方向性を求めるべきだと考えますが、林業振興・環境部長にお尋ねします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 災害時に避難所において、誰もが安心して、できるだけ快適にトイレを使用することは大切でございまして、仮設トイレにおいても同様であるというふうに考えてございます。

県では現在、平成26年度に策定しました高知県災害廃棄物処理計画Ver. 1の見直しを行っておるところでございまして、その中で仮設トイレのバリアフリー化の方向性を明示しますとともに、各市町村の計画にも反映していただくよう働きかけていきたいというふうに考えております。

また、仮設トイレメーカーと災害時の支援協定を締結するよう準備を進めておりまして、その中でも、バリアフリーに対応したトイレを可能な限り御提供いただける内容を盛り込むことができますよう、協議していきたいというふうに考えてございます。

○32番（坂本茂雄君） よろしくお願ひします。

この項の最後に、防災立県ということについて知事にお伺ひしたいと思います。知事は、提案説明も含めてですが、この議会中、豪雨災害対策推進本部を立ち上げてこれからもこういったあらゆる災害に臨んでいく姿勢を示されてこられました。また、本年度は第3期南海トラフ地震対策行動計画の最終年度であるということから、これまでの取り組み状況も踏まえた課題の整理を行い、来年度から始まる第4期計画の策定を進めている状況にあります。

そういった中で、それぞれの課題解決の加速化を図るためにも、防災教育、防災人づくり、防災まちづくり、防災交流などを一体的に図っていくことが必要ではないかと考えています。そのような取り組みを通じて、日常的に県民が、

命を大切にすることを諦めず、災害弱者と言われる方々を日常の暮らしの中で支え、見守ることに力を注ぐ、そして子供たちはそんな大人になっていくための防災教育を受ける。さらには、そんな教育を受けた子供たちと大人によって共助力、近助力を発揮できるコミュニティーがあちこちに培われた町と自治体は、地域防災力を向上させることとなり、自治体間、住民間で防災交流が図られることによって、住民、地域、自治体の支援力、受援力が高まるものだというふうに思います。そのようなソフト面を備えた高知県であればこそ、ハード整備が活かされるのではないかと考えます。

以上のようなことに今後今まで以上に取り組んでいくために、県の内外に対して日本一の防災立県宣言をこの高知県から行っていく、そんな強い決意を知事に示していただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 先ほど来、御指摘をいただいておりますことについて、本当に大変ごもつともだというふうにお話を聞かせていただいております。

この南海トラフ地震対策を進めていくに当たって、発災直後の対応、例えば避難場所づくりとか、津波避難タワーとか、耐震化とか、こういうことについてこれまで全力で進めてきました。

しかしながら、第3期の南海トラフ地震対策行動計画になって、例えば応急期初期の対応をより充実させていこう、そういうことで避難所の確保に全力を挙げてきて、またさらに今後、応急期後期、復旧期という形で、例えば仮設住宅をどこに建設するかということなんかについて、より詳細な検討をしていく。そういう形でだんだんだんだん時間軸を長くとって、発災直後から応急期、応急期後期、復旧期、復興期という形で対策を進めていくということになる

うかと思えます。時間軸を長くとればとるほど、もっと言いますと後のステージになればなるほど、かかわってこられる方は多くなってくる。そういう意味において、県民挙げた対策ということが必要になってくる。県民の皆様方に、防災をみんなでやりましょうということを訴えていくような強烈なメッセージというのは必要だろうと、そういうふうを考えておるところです。

ただ、立県ということになりますと、いろいろな意味での立県というのがございますし、どちらかという立県と言うときは、前に来る文字というのはもう少しポジティブニュアンスを持ったものではないかということも思えます。御提案は御提案として受けとめさせていただきながら、第4期の行動計画の中において、どういう強烈なメッセージ、どういうわかりやすいメッセージを発することができるか、検討を重ねさせていただければなど、そのように考えておるところです。

○32番（坂本茂雄君） 強烈なメッセージを発する、それはすごく大事だと思います。私も防災立県という言葉にこだわるわけではないので、第4期の行動計画の中に強烈なメッセージを発するような——それはもう県民に対しても、そして県外に対しても、いざというときには高知にも来てくれよと、支援をしてくれ、俺らは精いっぱい頑張るんだというようなことも含めて、ぜひ強烈なメッセージを盛り込む行動計画にさせていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

昨年12月定例会の私の質問に対して、当時の総務部長は、会計年度任用職員については現在全庁的な実態調査をしている、平成32年度の施行に向けて、それまでに採用手続もしなければならぬ、何よりも職員団体の皆様と丁寧に交渉をさせていただき必要がある、来年度しかるべき時期に提示をし、真摯な議論をさせていた

だくと答弁をされました。

しかし、職員団体に対して9月20日に提示された、会計年度任用職員制度についての内容は、新たに適用する給料、報酬、休暇制度といった労働条件の最たるものが具体的に示されておられません。したがって、来年度しかるべき時期に提示をし、真摯な議論をさせていただくという姿勢のうかがえる提案内容とはなっていないと言わざるを得ないのです。示されている内容から言えるのは、会計年度任用職員の基本はパートタイムであり、募集のあり方や業務の見直しにより雇いどめが生じる可能性があるし、明確な提示を先送りする姿勢は、非常勤職員の皆さんの雇用不安をより一層高めているのではないかと思います。

そのような姿勢を改めて、真摯な交渉ができる提案内容を早急に提示する必要があると考えますが、そういった思いがあるのか、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（君塚明宏君） 先日、職員団体に提示させていただきました内容については、本県といたしまして、現時点でできる限りの勤務条件をお示ししたものと認識しております。

その中で、今お話がありました報酬や休暇制度などにつきましては、今後会計年度任用職員として任用される方々にとりまして重要な勤務条件であります。その設定につきましては、全国の動向も踏まえながら慎重に行う必要があると考えておりまして、現在検討中でありまして、今回は骨格として、具体的な内容についてはお示しできていないところでございます。

今後、これらにつきまして、全国の動向ですとか、これまでの経緯等も踏まえまして検討を進めまして、整理ができ次第、速やかに提示を行いたいと考えているところでございます。

○32番（坂本茂雄君） 今、横にらみをしている給料、報酬、休暇制度といった労働条件の部分

こそが、本来職員団体と話し合うべき課題なわけですね。そこが提示されていないということに問題があるわけで、ぜひ早急にそういったところに提示しながら、十分な合意を図るための話し合いをしていただきたいと思いますというふうに思いますが、その決意をもう一度お願いします。

○総務部長（君塚明宏君） これは、他県の動向なんかを見ておりますけれど、やはり本県が照会しましたところ、先月の28日段階で細かいところまで提示しているところというのはございません。全体像を示しているのが本県含めて9団体となっているところでございます。その中で、我々としてできる限りのことをさせていただきました。

ただ、やはり議員御指摘のとおり、真摯な話し合いというのは大事だと思いますので、できる限り速やかに提示を行いたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） そういった中で、十分な交渉時間をとっていただく、職員団体の合意を前提としてしかるべき時期に条例案を提案するということになるんだろうというふうに思います。

ぜひそういったことについて、十分な合意もないままに提案をするなどということはないようにお約束をしていただきたいと思いますと思うんですが、総務部長、いかがですか。

○総務部長（君塚明宏君） これまでも、職員団体との話し合いにおきましては、意見を聞いて合意を目指し、場合によっては提案を変更することもあり得るという基本姿勢で臨んでおります。ですので、職員団体との今後の会計年度任用職員制度についての話し合いにおきましても、合意を目指して真摯な議論をさせていただきたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 現在の非常勤職員の方々が、長年にわたって県勢発展のために勤務され

てきた御労苦に対して、会計年度任用職員制度が導入されることで処遇が後退するというようなことなどがあってはならないというふうに私は考えております。そういうことについて副知事はどのようにお考えになりますか。

○副知事（岩城孝章君） 非常勤職員の皆さん方には、多様な行政需要に対して、常勤職員とともに非常に頑張ってやっていただいているというふうに思っております。特に、長年勤めてこられた方、また現在も勤めていただいている方に対しては、心から感謝申し上げたいというふうに思っております。

そうした中、今回の会計年度任用職員制度の採用で、一定条件を満たせば、職員と同様に期末手当が支給されるということで、一定の処遇改善ということは期待できるというふうには思っております。

他方で、今般の地方公務員法の改正によりまして、任用・勤務条件等が明確化をされまして、平等取り扱いの原則から年齢や性別等にかかわらず均等な機会を与える必要があること、また給料や報酬、手当等は、職務給の原則、均衡の原則等に基づいて支給することということから、より厳格な運用が必要になるということも事実でございます。

これらのことを踏まえまして、先ほど総務部長も答弁しましたように、しっかりと職員団体の皆さん方と丁寧な話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

○32番（坂本茂雄君） 今回のこの制度導入が、余りにも国の示したガイドラインなどに沿って——それでやり切ろうとしたときに、無理が生じる部分というのは絶対出てくると思うんですね。そのところは、本当に職員の方々が雇用不安を感じたりとか、あるいは処遇が後退させられたりして、やる気を損なうようなことのないように十分配慮をしていただきたいと思いますというこ

とをお願いしておきたいと思います。

引き続き、障害者雇用の問題について御質問させていただきます。

時間が大分押しておりますので、少し省きながら御質問をさせていただきます。この会計年度任用職員の関係とリンクしますが、会計年度任用職員の職の設置に伴い、障害者の採用も行われることとは思います。そういう中で、現行の障害者枠非常勤職でのチャレンジ枠的な、年限を設けた職となるのか、あるいは健常者と同様の扱いとなるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（君塚明宏君） 知事部局におきましては、会計年度任用職員制度におきましても、引き続き障害のある方を対象とした職を設ける予定としております。

その中で、会計年度任用職員制度そのものなんですけれども、原則は会計年度ごとに公募を行うということとなっておりますけれども、継続雇用の必要性がある場合には、その従前の勤務実績等に基づく能力の実証によって、例外的に最長3年までの再度の任用を可能とする予定としております。

ですので、今後障害のある方を対象とした職の任用期間につきましても、これから検討していくこととなりますけれども、今申し上げたことを踏まえすと、実態とすると現行と同様の運用になるのではないかと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ただ、現行と同様といいますが、現行の場合は3年でもう切ってしまうという考えじゃないですか、チャレンジ枠的な対応というのは。ところが、この会計年度任用職員の場合は、3年たっても再度公募に対して応募することはできるんですよね。そのことも否定してしまうということになるのではないかと懸念をしておるわけです。

そしたら、そういうことはないということでもいいですか。

○総務部長（君塚明宏君） 継続雇用が認められる場合には再度任用ができるということを申し上げただけですので、これが終わった後も再度応募をするというのは否定されるものではございません。

○32番（坂本茂雄君） 続きまして、次の質問は——実は昨年12月定例会で、障害者雇用の非常勤職員の報酬単価の決定が妥当なものではないかというふうに私が指摘して、その後検討されて昨年度中に是正をされております。これについては、合理的配慮を欠くものであったとの判断から是正したのかということを知りたいのですが、多分口が裂けてもそうは言わないだろうというふうに思いましたので、もう次の質問に移ります。

障害者雇用の、身体障害に加えた精神・知的障害の対象拡大について、塚地議員への答弁にありました、サポート体制の整備とか能力開発などの検討課題について先行実施県ではどのように課題解決されているのか、知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 障害者雇用の対象拡大について、知的障害または精神障害のある方を対象とした正職員の採用試験について、平成27年度から29年度までの過去3年間に採用実績がある都道府県を調べてみました。知的障害では2団体、精神障害では3団体という状況です。また、30年度から新たに試験を実施している団体は、知的障害で1団体、精神障害で3団体という状況です。まだ多くの都道府県でこれから導入をしていこうとされているところであります。本県も早期に採用できるように取り組んでいきたいと思っています。

そういう中で、この採用に当たり、課題をどうクリアされたかということについて、先行して実施しておられる団体の皆様にお伺いしましたところ、大きく言いまして3つの工夫がある

かなと思っています。第1が、あらかじめ全庁的に照会するなどして、従事していただきたい業務の候補をまず洗い出す。2点目ですが、それを踏まえて、雇用される御本人と個別にヒアリングを行い、所属や業務を個別に検討、整理をするという取り組みをされている。さらに、業務に従事していただくに当たりまして、所属長などがフォローするということは当然であります。加えて専門団体からのジョブコーチの派遣などという形で、外部のサポートも活用しておられるということがわかってきたところであります。

ただ他方で、各団体ともキャリアプランをどう形成していくかとかいうことについて、引き続き解決していくべき課題であるとして、検討を重ねられておる状況だということもわかったところであります。

こういう形での先行団体の工夫が一定わかってきましたが、さらに今後、先行団体の皆様を訪問するなどして、より具体的な諸点について勉強させていただきたいと、そういうふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） ぜひそういった先行県に学びながら、高知県独自に判断しながら取り組んでいくこともあると思うんですけども、早い時期での対象拡大の実施に踏み切れるように、私のほうからもお願いしておきたいと思っております。

そういった中で、障害者雇用に関して今後の対応として、障害のある職員が働きやすい職場づくりに努めることを目指されておりますが、具体的にどのようなことを考えられているのか、知事にお聞きします。

○知事（尾崎正直君） 障害のある職員が働きやすい職場づくりという観点からは、ハード・ソフト両面からの対策が必要だと考えております。1つは、例えばハード面では、職場の入り口をスライド式に改修するとか、点字ディスプレイ

を入れるとか、そういう対策を着実に積み重ねていくことが大事です。あわせてソフト面について、担当から所属長までの各階層に対して研修を実施してきているところですが、これを引き続き行っていくということかと思っております。

ただ今後、先ほど申し上げたような形で、やはり外部からのサポートをもう一段充実させる余地はあるのではないかなというふうに考えております。ジョブコーチの活用も今後考えていくことでもって、より専門的の知見を持って職場環境を改善していけるような、そういう取り組みを進められないか検討させていただきたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） やはり、その中で一番私が大事になってくると思うのは——研修などもされているわけですが、そういった方たちと共生できる職場にならないといけないんじゃないかなというふうに思います。そこは、まさに職員の意識改革の部分もあるでしょうし、仕事の仕方の見直しの部分もあるだろうというふうに思いますので、ぜひソフト面を重視した働きやすい職場づくりをお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、公営住宅における福祉目的住宅の確保についてお伺いします。

高知県の中で、病気や障害があっても住みなれた地域で、その人らしく安心して暮らせるようにするため、さまざまな社会環境が整備されなければならないというふうに思います。それは、まさに日本一の長寿県構想が目指すところだというふうに思います。そういった中で、重度の障害があっても地域で自分らしく生き生きと笑顔で暮らせる地域社会の実現こそが、高知県の目指すべき障害者が生き生きと暮らせる地域づくりである、ということだというふうに思います。

そこで、施設から地域移行の促進が言われる

中で、重度の障害があり在宅で生活をされている方が自立を目指されるため、居住することの可能な公営住宅などが住宅ストックとして確保されていることは、障害福祉を推進する立場からも望ましいことではないかと考えますが、地域福祉部長にお聞きします。

○地域福祉部長（門田純一君） 第4期の高知県障害福祉計画の期間であります平成27年度から29年度の3年間で、入所施設等から地域生活に移行された方は74人で、移行後の住まいの場としては、グループホームが約4割、保護者や親戚との同居が約5割、アパート等でのひとり暮らしが約1割となっています。

県としましても、障害のある方の地域生活を支援するために、グループホームの整備や住宅改造に係る経費の一部助成などを行ってまいりました。バリアフリー化された公営住宅も従前から比べればふえています。

今後も、障害のある方の住まいの場の選択肢を広げるため、公営住宅に限らず、環境が整備された住宅が確保されることが重要だと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ただいま、バリアフリー化された公営住宅もふえてきたということなんですけれども、それは新設する場合にだけそういった部屋が設けられていて、実際、既存の公営住宅の中でそういう部屋を確保するために改修したという実績はないわけですね。それを質問しようと思ったんですけれども、時間の関係で飛ばします。

そういう実績がない中で、じゃあ改修が困難であるとすれば、どういうふうな形でそういった方のニーズに応えるような住宅ストックを構えていくのか、土木部長にお尋ねしたいと思います。

○土木部長（村田重雄君） 既設公営住宅のみでは対応することが困難でありますので、県内の

民間団体及び県、市町村で構成する高知県居住支援協議会において、改修に対するニーズですとか住宅事情を把握しまして、課題解決に向けた方策の検討を地域福祉部と連携して進めてまいりたいと考えております。

また、把握しましたニーズにつきましては、市町村営住宅の新築、建てかえの際に活用できるように、改めて市町村に情報提供してまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ぜひ市町村と、また地域福祉部と連携をとって取り組んでいただけたらというふうに思います。

それと、この間、県が住宅耐震化促進事業の空き家活用促進事業として取り組みをされてきています。ただ、地震対策ということだけではなくて、その中には、そういった障害のある方に対しての住宅確保による居住支援だとか、そういったことも盛り込まれています。

ただ、本当に障害者の住宅確保による居住支援としてこの制度が使われているのかどうかというようなことなどの懸念も、私いたしておりますので、そういったことについては、ぜひ今後とも取り組みを進めて、こういった制度があるよということを中心に市町村などにも提供しながら活用してもらい、そういうふうなことをお願いしておきたいと思っております。

続きまして、高齢化の進む中国帰国者の居場所確保についてお尋ねします。

9月23日付高知新聞1面に、「県内元残留孤児高齢化深刻」という見出しの記事が大きく取り上げられました。このことについて、昨年8月に日中友好中国帰国者の会から県に対して、仮称中国帰国者交流館についての提言をさせていただいております。その趣旨は、まさに記事にあるように、高知県で暮らす元中国残留孤児や配偶者の平均年齢は76歳を超え、介護の支援が課題となっているとのことで、元孤児たちは既

存の介護サービスでは言葉や食習慣などが壁となり、ひきこもりがちになったりしていることが課題となっているということです。

高齢化した中国帰国者は、日本語での会話が十分でなく、自宅で過ごす時間が多くなりがちで、そのことによるひきこもりの予防や認知症などの予防、早期発見につなげていく交流の場を保障することが、喫緊の課題だと考えられます。皆さんが要望されてからこの間にも、数人の帰国者本人や配偶者の方が亡くなられており、残された時間は少ないと言わざるを得ません。

そういったことでお尋ねしますが、この間も要望してきた、中国帰国者たちが集える居場所的な施設の必要性について知事はどのように考えられているか、お伺いします。

○知事（尾崎正直君） 残留邦人の方々の大変な御苦勞を思いますとき、また現在身体機能の低下、認知症を予防していく、そういうことの必要性が高まっているということを考えましたときに、やはり帰国者の方々が集うことのできる場を早々に確保することは重要だと、そういうふうに考えております。

現在、集いの場の選定について高知市とも連携して検討を進めているところでありますが、この取り組みを加速していきたいと、そういうふうに考えております。

○32番（坂本茂雄君） 後ほど、今の進捗状況についてまた部長にお伺いしますけれども、本当に先ほど言いましたように、時間が余り残されていないというようなこともありますので、ぜひ加速化していただきたいというふうに思います。

そういった高齢化が進むという状況の中で、必要に応じて介護サービスも受けられるような環境が必要となることについてどのように考えられているか、地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 介護が必要な状

態となった帰国者の方々が、言葉の問題や生活習慣の違いなどから、介護サービスの利用に不安や戸惑いを感じられていることに対する支援は必要だと考えています。

国におきましては、中国語で対応が可能な介護事業所一覧の公開や、介護事業所等を訪問し中国語による語りかけを行います語りかけボランティアによる支援などにより、帰国者の方々が安心して介護サービスを受けられる環境の整備に取り組み始めたところでございます。

また、公益財団法人中国残留孤児援護基金におきましては、帰国者2世から4世の方の介護関連資格の取得に助成を行い、帰国後、帰国者が利用する施設のマッチングを行う取り組みも行われております。

こうした取り組みを、帰国者、その御家族の方々や支援の関係者などに周知いたしまして、県内にお住まいの帰国者の方が安心して介護を受けられるための支援策を検討してまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） よろしく申し上げます。

先ほど、知事がその必要性について認識されて、取り組みを加速化しなければならないと言われた施設の場所確保と、利用者となる中国帰国者の施設へのアクセスなどをどのように保障するのかについて地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 帰国者の方々の集いの場の確保につきましては、帰国者の御意見を伺いながら、帰国者が利用しやすい地域にあることなどの条件で、利用可能な施設を候補として、高知市とも連携して検討しているところです。

引き続き、候補地の選定に当たっては、移動手段も含めてアクセスに十分配慮をしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 先ほどから何度も言っておりますが、ぜひ早く具体化するような形で取

り組みをお願いしておきたいと思います。

続きまして、仮称こうち動物愛護センターについてお尋ねします。

時間の関係で多少省きますが、とにかくこの愛護センターに求められる役割と機能というのは、大変多様な部分があるだろうというふうに思います。

そんな中でも特に欠かせない、力を入れて充実すべき機能は何なのかということで、実は5月29日に高知市内で講演されたアメリカの獣医師、ジェフ・ヤングさんの講演を聞く中で、私は質問させていただきました。ジェフさんのお答えは、それは極めてシンプルですと切り出された後に、積極的な不妊・去勢プログラムと人間に対する教育プログラムですというふうにお答えになりました。

そこで、お尋ねします。県が行ってきた川上・川中・川下対策のいずれも重要ではありますが、中でも川上対策としての、動物愛護及び犬や猫の適正飼養の普及啓発と、みだりな繁殖を防ぐための不妊・去勢手術の推進こそ最重要に位置づけるべきではないかと考えますが、知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） これはやはりおっしゃられますように、動物愛護の観点から適正飼養の普及啓発、さらには不妊・去勢手術の推進といった川上対策は極めて重要だと、そういうふうに思っています。ですので、これを積極的に進めてきているところでもあります。また、さらに加速をしていかなければならないと思っています。

こういう中において、小動物管理センターへの収容頭数は年々減少して、現在10年前の約8分の1まで減少してきているところにあるわけです。この点を考えましたとき、やはり川上対策をさらに強化していかなければならない、そういうふうに思います。しかしながら、それでもやはり収容する動物の数がゼロに、な

かなかそうなるには時間がかかる。そういうことを考えますと、あわせて川中・川下対策、これもしっかり講じていくということが大事だろうと思っています。

この問題については、川上対策をしっかりさらに加速していきますが、あわせて川中・川下対策もしっかり進めていくということが大事ということかと、そのように考えています。

○32番（坂本茂雄君） 次に、積極的な不妊・去勢プログラムを実施するための手術室などの配置と、不妊・去勢手術体制を維持するための獣医師配置などについて健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 動物愛護センターは高知市との共同設置を前提に検討を進めておりますし、現時点で体制としてこうすると確約した話ができる段階にありません。

ただ、他県のセンターを見ても、複数の獣医師が配置をされ手術などをしておりますので、本県でも必要と考え、センターの構想には、整備が想定される設備として手術室を掲げております。

○32番（坂本茂雄君） 済みません、時間がないので、再質問したいところですが……。

最後に、高知県立大の図書焼却処分について、あらかじめ十分な調査や検討がされていれば処分方法の選択肢はほかにもあったのではないかと、私は残念でありませんが、知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事（尾崎正直君） やはり、その点は残念だと思います。もう一段検討すべき余地はあっただろうと、そのように私も考えております。

○32番（坂本茂雄君） 以上で、時間が来ましたので終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、坂本茂雄君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩



午後1時再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

中根佐知さんの持ち時間は30分です。

34番中根佐知さん。

○34番（中根佐知君） それでは、質問に入らせていただきます。

昨年9月に引き続きまして、中学校給食について、まずお伺いをいたします。

先日、高知市の学校給食センターが新たに立ち上がりまして、高知市の公立中学校の生徒のもとに給食が届けられるようになりました。昨年9月の私の質問のときに、県教育委員会の中学校給食について基本方針をお聞きした際、当時の田村教育長は、国が策定している第3次食育推進基本計画に基づいて学校給食の充実に取り組み、公立中学校の実施率を平成32年度までに90%以上とすることを目標にしている、学校給食を生かした食育推進の観点からも学校の給食実施率の向上を目指しているとお答えになり、平成30年度末には県内小学校は100%、中学校で92.5%となると答えられています。

給食実施計画は順調に進んでいるのか、まず教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 高知市立の中学校のうち、これまで学校給食が実施されていなかった13校において、平成30年9月25日から学校給食が開始されました。これによりまして、本県の公立中学校における学校給食の実施率は91.4%となりまして、国が第3次食育推進基本計画で

示した平成32年度までに90%以上という目標を達成しております。

○34番（中根佐知君） 32年度までの目標は達成をされたということですが、今後100%にしていくための実施計画はあるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県の実施計画としては策定しておりませんが、現在学校給食を実施していない県内の中学校は、3市1村の5校と県立の4校となっております。このうち南国市の1校と大川村の1校につきましては、統計上は学校給食の実施校とはされていないものの、集落活動センターなど他の施設から給食が提供されております。

また、今後の計画としまして、室戸市の1校が平成31年9月から実施予定でありまして、須崎市の2校も実施に向けた検討がされている状況でございます。さらに、県立につきましては、高知国際中学校が平成31年4月から、高知市学校給食センターからの配送を受ける予定となっております。

○34番（中根佐知君） 各市町村の教育委員会は本当に努力をされているという結果が見えてきました。給食の実施のために予算を投入して努力を重ねられています。須崎の2中学校のみがまだなのかというふうに私が考えておりましたら、教育長からは、この2校についても実施の方向であるということが今答弁をされました。

一方で、県立中学校の実施状況を見ますと、高知国際中学校のみ来春から高知市の給食センターからの配食を受けることとなったということです。中村中学校、高知南中学校、安芸中学校の各県立中学校には給食はありません。県立中学校3校が給食実施となれば100%となるということで、これはそのままにはおけない課題だと思います。

県教育委員会として、各市町村には学校給食

の実施を促しながら、県教委が設置者である県立中学校で給食が実施をされていないことをどのように受けとめられているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を児童生徒に提供することにより、児童生徒の健康の保持増進を図るものであるとともに、児童生徒に食事についての理解を深めさせ、望ましい食習慣を養うための重要な手段であると認識しておりますので、県立中学校においてもできる限り早期に学校給食、または少なくともその代替措置を実施したいと考えており、現在検討を行っております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。本当に、おっしゃったように食育のための学校給食、これに背を向けることがあってはならないと思います。成長著しい子供たちに十分管理された食事を食べさせ、食の学びを推進することは、教育条件の整備の問題としてもっともっと早期から実現をさせるべきでしたし、重要視されるべきだと考えています。学力向上が盛んに言われていますけれども、食育なくして学力向上はなしです。

県立中学校の給食実施について、今検討されているというふうにおっしゃいましたが、一体いつまでに、どのような形なのか、いま一度教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） まず、県立高知国際中学校と県立高知南中学校については、高知市学校給食センターからの配送についてのさまざまな課題を解決し、いかに給食の実現を図るかについて高知市と協議を進め、県立国際中学校につきましては平成31年4月から給食の実施が可能となっております。

しかし、高知南中学校につきましては、今年の9月議会で御答弁しましたとおり、限られた時間内に安全な配送が可能かという観点から、

給食の実施ができないという結果になりました。このため高知南中学校につきましては、現在保護者の代表や学校の意見を聞きながら、学校給食の代替措置について、平成31年4月の開始を目指して具体的な検討を進めているところでございます。

また、県立安芸中学校、県立中村中学校につきましては、まずそれぞれ安芸市、四万十市にある給食センターから配送を受ける方法や、自校方式により学校給食の実施ができるのか、その実現可能性の検討を始めるとともに、少しでも現状を改善することを念頭に、実現までに一定の期間を要する場合やこれらの実現が難しい場合には、併設の高等学校の食堂を活用した代替措置を含め、検討を始めております。

○34番（中根佐知君） 具体的な計画が進んでいるようではけれども、この南中学校について高知市の教育委員会と、それから安芸中学校とそして中村中学校については各教育委員会との話し合いの中で、給食センターからのというお話もありました。それぞれのところにお伺いしてみると、なかなか給食センターから配送の数をふやすということは、児童数が減ったとしても、学校数が減らない限り配送のシステムを変えることができないので難しいという見解をお持ちのようです。

ですから、いつまでもこの成長期の子供たちの給食を先延ばしにするのではなくて、先ほどおっしゃったような、県立中学校の給食は思い切って自校方式で行っていくという考え方をしっかりと持たなければならないんじゃないかと、こんなふうに思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） まず、高知県立高知南中学校についてでありますけれども、こちらについては、新たに給食調理場を建設して自校方式を導入するというのは、なかなか期限もある中

において難しい。そういう中において、学校給食の実施にかかわる手段として、県立高知南高等学校の食堂を活用した弁当の提供を検討しているというふうに教育委員会から伺っています。

今度は、県立安芸中学校、県立中村中学校をどうするかということになるわけですが、こちらについては御指摘の自校方式で給食を実施するか、もしくは各市の給食センターから配送を受けるかとか、幾つかの方策を検討しているというふうに教育委員会から伺っているところです。

確かに育ち盛りの子供たちにしっかりと給食を提供できるようにしていくことは大事なことで、そういうふうに思いますので、この点についての検討を急いでいく必要があるものと私としても考えております。

○34番（中根佐知君） どなたも異議のないお話だと思います。今、給食が実施されました高知市内の中学校の校長先生なども、テレビのインタビューに対して、子供たちが食育そのものを、みんなと一緒に食べることによって培っていくことが、今の時代に子供たちの成長にとって大事だということをおっしゃっています。ぜひとも県立中学校で給食を実施して、そして100%になったと言えるような努力を再度要請して、次の問題に移ります。

次に、就学援助の適用、権利の保障についてお伺いをいたします。義務教育である中学校の給食というのは就学援助制度の対象になって、高知県でも多くの中学生が就学援助制度を利用しています。食育の面だけでなく経済的にも家庭を助けています。この点で見ると、給食のない県立中学校の就学援助制度の対象者は食費の援助がないということになります。

高知市の新給食センターを利用して、来年度から県立高知国際中学校に給食が配食されることになり喜んでいますが、一方で統合さ

れる側の県立高知南中学校にも給食センターからの配食を望んでいました。でも、できない状態になっています。2つの学校が統合されて新たな学校形態がつけられる経過を持つ高知国際中学校と高知南中学校で、就学援助を受ける生徒にとって大きな差が生まれてしまいます。給食を導入した場合とそうでない場合の格差を解消する方向で、この問題は解決をするしかありません。

県立高知国際中学校での給食費は当然就学援助制度の対象になると思いますが、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 就学援助制度の対象になると考えております。

○34番（中根佐知君） 一方で、県立高知南中学校については、この間配食のある高知国際中学校と格差を解消するための条件整備について、先ほど教育長からもお話があったように、PTAや学校と話し合いをされていると思います。どのような協議になっているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、保護者の代表の方や学校の意見を聞くなどしながら検討を進めております。具体的には、併設している県立高知南高等学校の食堂を活用した弁当の提供を検討しております。内容としましては、高知市立の中学校の給食と同じ保護者負担額で提供できるよう、また栄養面にも配慮して提供してもらうように協議を進めております。

なお、保護者の代表との協議を踏まえ、自宅から弁当を持たせるという選択肢も残してほしいという意見があったため、弁当を持参することもできるように考えております。

○34番（中根佐知君） PTAの皆さんとの協議なども大変大事なことでと思いますけれども、この間同じ高知市にありながら、南中学校の就学援助を受ける家庭が就学援助の対象になって

いる給食費負担を受けられないのであれば、特別な制度をつくって負担をなくすべきだと考えます。全ての子供たちに給食費の負担は保障されるとしても、就学援助の子供たちにとってはどうなるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県立高知南中学校における食堂からの弁当の提供については、学校給食の代替措置として検討しているものであり、保護者に負担していただく費用についても、学校給食に相当するものとして捉え、就学援助制度に準じた県独自の負担軽減制度の創設を検討しているところでございます。

○34番（中根佐知君） ぜひその方向で、少し変則的な解決にもなりますけれども、御努力をよろしくお願いいたします。

そして、もう一つ大きな矛盾になっています、残された県立安芸中学校、そして県立中村中学校、これらの県立中学校に通う就学援助を受けている対象の生徒には、結局学校給食が実現するまでの間、給食費の補助はないということになります。これらの生徒さんたちにも給食費の援助を行うべきではないか、こういうことを創設して、それぞれの子供たちの暮らしを、そして給食費をしっかり補填すべきではないかと考えますが、知事にお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 給食費に関する就学援助制度に準じた県独自の負担軽減制度の創設を教育委員会では検討していると伺っています。この制度については、県立の南中学校、さらには安芸中学校、中村中学校それぞれに適用できるようにしていくということが望ましいと思います。それぞれの実情に応じて対応が検討されていくものと、そのように考えております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。これまで給食のないところには就学援助の助成はなかったわけです。それを、今回全ての県立中学校に適用するような方向をつくるというこ

とは、大変意義のあることだというふうに思います。ぜひ今後の実施を期待したいと思います。

今や、教育は無償教育の時代を迎えています。2012年9月には、政府は国際人権A規約第13条、無償教育条項を閣議決定で留保撤回いたしました。国連で採択をしてから46年、政府が批准をしてから33年が経過をしています。締約国の160カ国中の159番目に留保を撤回した形になりまして、国連は2018年5月31日までに、無償教育計画を作成し実施することなど多くのことについて政府報告を提出するように日本政府に求めています。いまだに未作成というふうになっています。その作成を求められて、未定と公言をしながら、12月あたりとの推論もある、これが他の先進国から大きくおけている日本の姿です。

無償教育というのは、学費や学校納付金が無料の上、必要に応じて奨学金や生活費が給付されることをいいます。おくれた議論ではなくて、本当にこれらの流れをしっかりと見据えたこうした対応が求められていますし、また小中学校ともに給食費が無料という自治体が、今76自治体生まれているところです。ぜひ積極的な対応を求めて、この項は終わりたいと思います。

次に、種子法についてお伺いをいたします。

種子法は、1952年に主食を増産するために国で制定をされて、都道府県はこれを根拠に農業試験場など公的研究機関での種子の開発や普及に予算をつけ、国内でつくられる稲、麦、大豆の大半の種子を供給してきました。

これまで種子法の果たしてきた役割をどう認識しているのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 稲、麦、大豆の優良品種を奨励品種として指定し、その種子の生産と普及を都道府県に義務づけた主要農作物種子法、いわゆる種子法につきましては、昭和

27年の制定以来、優良品種の開発と安定生産、食糧増産に極めて大きな役割を果たしてきたと認識しております。

本県におきましても、種子法に基づき各地域の条件に適合した品種の開発、普及や、優良種子の安定供給が図られました結果、昭和40年代に約330キログラムであった水稻の10アール当たりの平均収量は、平成20年代には約450キログラムまで増加するなど、水田農業の振興に大きく寄与してきたと考えられます。

○34番（中根佐知君） 大変大きな役割をしてきた、そのように認識を一つにしたいと思います。

異例の短時間の審議で、種子法は国会で廃止になりました。稲、麦、大豆を対象に優良な種子の生産、先ほど言われたような安定供給を保障して、食料主権を守る重要な役割を果たしてきた種子法が、余りに短時間の審議で、農業者の意見を十分聞く時間もつくらずに廃止をされたことは大問題で、ことし6月議会で明神議員も取り上げられまして、心配を表明しました。

国の運用方針は、種子法廃止で公共種子事業をやめ、同時につくられた農業競争力強化支援法で国と県がつくった米の種の情報を企業に譲渡させ、種苗法改定で自家採取を禁止するという3点セットです。規制緩和の名で、目的は民間の参入を促すと言えば聞こえはいいのですが、どこまでも一握りのグローバル種子企業に市場を開放するという意図が浮かんできます。

大変皆さんが心配してしまして、種子法の廃止に伴って、大阪、奈良、和歌山の3府県が、2018年度から稲の種子生産に関する審査や証明業務を実施主体として行わずに、代替措置として種子生産の民間関連団体に業務を移行する方向を打ち出しています。業務が移ったら団体の費用負担が膨らんで、負担は種もみ代金に転嫁されるおそれがあり、どこまで品質を保証する

かも不透明、価格の上昇は避けられないとの不安の声が上がっているし、種子法を廃止しても問題はないとしてきた政府答弁が既に成り立たなくなっています。参議院でつけられた、都道府県による取り組みを後退させないとの附帯決議も全く生かされていません。

これまで県の取り組んできた経済性の低い、地域に適した各地域独自の品種研究と維持が後退をし、多様な品種が危機に瀕する事態、このように私は思っています。

国の種子法廃止について知事の見解をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この種子法は、戦後の食糧増産に大変大きな役割を果たしてきたわけでありまして、規制改革の一環として廃止をされたものと、そういうふうにとらえています。そういう中で、懸念される諸点がある、すなわち種子の供給体制の後退はないか、種子価格の上昇はないのか、民間事業者による種子の独占はないか、種子の国外流出はないか、こういう諸点については、廃止法案の中で附帯決議が付されて、一定その防止のための取り組みが行われていくこととなるものと考えています。

本県としては、稲など主要農作物の優良品種の開発や種子の安定供給は、生産者の経営安定を図る上でも極めて重要であると認識をしております。そういうことから、種子法廃止後もこれまでと同様に、県が主体となって種子の安定生産・供給体制を堅持していくということが必要であると、そういうふうにとらえています。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

本当に安定供給、これまでの営々として積み重ねてきた中身をこれからも引き継いでいくということは大事だというふうに思うのですが、種子法が廃止された中で、高知県としてどのような対応をしてきたのか、農業振興部長

にお伺いいたします。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 県では、種子法の廃止と同時に、本年4月1日に高知県主要農作物種子生産要綱を制定いたしました。この要綱には、種子法において県が担っておりました、本県の特性に応じた品種の開発、普及すべき奨励品種の決定、原種・原原種の生産、種子生産圃場での審査や発芽率の調査などを、引き続き県が行っていくことを明記し、種子法施行時と同様の品種開発や種子の安定生産・供給体制を堅持することとしております。

○**34番（中根佐知君）** そのまま引き継いで要綱にしたというお話でした。

それ以降、農家の不安、農業団体の声をどういうふうに受けとめられているのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 昨年4月に種子法廃止法案が成立した当初、県内の生産者、農業団体の皆様方から多くの不安の声をお聞きし、6月には農業団体から、県が引き続き種子の生産、普及において中心的な役割を担っていくよう、要請もいただいたところでございます。

こうしたことから、県では、種子法廃止後の本県での種子の生産・供給体制のあり方等について、生産者や農業団体の皆様から要望をお伺いし、その要望を踏まえた上で本年4月に高知県主要農作物種子生産要綱を制定したところでございます。また、種子生産組織や稲作農家の会合に積極的に参加し、種子法廃止後の本県の種子生産・供給体制について説明するなど、不安の解消にも努めております。

今後も、種子法施行時と変わらぬ優良な種子を生産、供給することにより、生産者の皆様が安心してお米を栽培できるよう取り組んでまいります。

○**34番（中根佐知君）** こうした努力は認めるところですけれども、国の認識と高知県のような

各県の認識が一つになっていないんじゃないかという見方があります。農林水産省は、種子法廃止について2017年11月に都道府県に通知を出しています。これまで実施してきた業務を直ちに切りやめることを求めていると、その通知の中でしつつも、一方で種子生産について、民間の参入が進むまでの間、行政の知見を維持し、民間への知見提供を促進することとして、民間参入を促す取り組みを求めています。

こうした国からの昨年11月の通知を農業振興部長はどのように捉えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 国からの通知では、種子法のもとで都道府県が実施してきた業務の全てを直ちに切りやめることを求めているわけではございません。また、都道府県の役割として、品種の開発や種子の生産に係る知見を維持すること、種子の生産・供給状況を的確に把握すること、また都道府県の種子生産実態等を踏まえた必要な措置を講じていくこと等が明記されております。

このように種子法廃止後の品種の開発や種子の生産につきましては、都道府県が担うべき役割は依然として大きいと捉えておきまして、県では種子生産にかかわる皆様の要望もお聞きしながら、高知県主要農作物種子生産要綱を制定したところでございます。

○**34番（中根佐知君）** ことし6月28日付で農業協同組合新聞が、6月23日に開催された、種子法廃止後のたねのゆくえというシンポジウムで発表された47都道府県へのアンケート結果を紹介しています。2017年度と2018年度の対応の違いを比較したものなんですけれども、種子法が定めていた都道府県の担う役割の中で、奨励品種決定のための試験は45自治体が今年度も実施をする、原原種・原種の生産も同じく45自治体を実施する。ただし、種子生産圃場の指定は、

昨年度は46自治体が実施したんですが、今年度は25自治体だけが実施する予定と回答しています。根拠法がなくなったために実施しないとした自治体が9、その他の対応が13だったとしています。根拠法がなくなるということがいかに危ういかということを、かいま見る思いがいたします。

全国の都道府県ではさまざまな動きが始まっています。種子を守る動きをどう捉えていらっしゃるか、農業振興部長にお伺いいたします。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 全国の多くの都道府県では、本県と同様に新たに要綱や要領を制定して、種子法において都道府県が担っていた品種の開発、種子の生産などを引き続き行っていると聞いております。このことから、他の都道府県におきましても、稲など主要農作物の品種の開発や種子の安定供給は、生産者の経営安定や農業振興を図る上で極めて重要であると認識しているものと捉えております。

○**34番（中根佐知君）** そういう捉え方が少し甘いのではないかという思いで、先ほどの事例を御紹介いたしました。種子を守るべき、とるべき生産圃場を、もう既に県が手放しているという事例がいっぱい出てきています。

新潟県、埼玉県、兵庫県では、既に内規的な要綱ではなくて、県の条例が制定されました。そして、その後も今富山県、北海道、山形県、そして長野県が制定に向けて動いています。埼玉県の条例は、危機を捉えた自民党県議団が提案をし、全会一致で採択しています。

2018年度の種子法にかわる高知県の要綱は内規的なものです。簡単に変えられる内規ではなく条例をつくり、県としての責任を明確化すべきだと考えますが、知事にお伺いいたします。

○**知事（尾崎正直君）** 種子法の施行時と変わらずに、県が主体となって種子の安定生産・供給体制を堅持していく、これが高知県の方針だと

考えております。そのために先ほど来お話のあります要綱を定め、これに基づいて取り組みを進めていこうとしているわけでありまして。新たな条例によらずとも、この要綱のもとで種子生産にかかわる皆様と協力しながら、優良な種子を生産、供給していくことができるものと、そのように考えております。

○**34番（中根佐知君）** ぜひそうした方向でいきたいのですが、内規ですぐに変えられるのではなくて、議会での議決も得られるような条例制定を望んで、今回の質問にしているところです。

国会では、主要農作物種子法復活法案が提出をされて、継続審議となっています。種子法の復活と農業競争力強化支援法第8条第4号を削除することをこの法案は求めています。

国の食料と国民の命を守る観点で、高知県の農業を守り育て発展させるためにも、県行政から改革の声を上げるべきと思いますが、国に向かって種子法を復活させるよう声を上げていく点について知事に最後にお伺いいたします。

○**知事（尾崎正直君）** とにかく本県としては、県主体となつての供給体制をしっかり堅持していきたいと、そういうふうに考えています。要綱を定めて対応しております。これで私どもはしっかり対応できると、そういうふうに考えています。

○**34番（中根佐知君）** 国連では家族農業を見直す10年計画などもこれから10年間提起されるんですけども、高知県で営々と頑張ってきた農家の方たちが悲哀を見るようなことがないように、行政の立場をしっかりと貫いていただきたいと思います。

以上です。（拍手）

○**副議長（坂本孝幸君）** 以上をもって、中根佐知さんの質問は終わりました。

ここで午後1時35分まで休憩といたします。

午後1時30分休憩



午後1時35分再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森雅和君の持ち時間は50分です。

23番西森雅和君。

○23番（西森雅和君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、入札制度についてお伺いしたいと思います。

この入札制度につきましては一般質問初日、自民党の西内議員、そして県民の会の高橋議員のほうからも質問があったところであります。入札制度における総合評価方式が導入されて10年以上が経過したところであります。こうした中、私どもも、この制度においてさまざまな課題が出てきていることを感じておりますし、問題意識を持っているところでもあります。

総合評価方式につきましては、県の実施要領に基づいて行われております。総合評価方式は、入札価格とあわせて、企業の技術力の評価や施工実績などを数値化して受注者を決定する方法であります。この総合評価方式には、事業の特性に応じて、企業評価型、施工計画型、技術提案型、高度技術提案型の4つの方法があります。

そこで、まず今申し上げました企業評価型、施工計画型、技術提案型、高度技術提案型とはそれぞれどのようなものか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） まず、企業評価型は、技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確

実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力等と価格を総合的に評価するものです。

2つ目は施工計画型で、技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力等に加えて、簡易な施工計画を求め、価格と総合的に評価するものです。

3つ目は技術提案型で、技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するために、周辺環境や交通への影響、安全対策、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格と総合的に評価するものです。

4つ目は高度技術提案型で、技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るために、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格と総合的に評価するものです。

○23番（西森雅和君） 企業評価型と施工計画型は、技術的な工夫の余地が小さい工事であると、そして技術提案型と高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事ということでありませけれども、その違いはどのようなものなのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 技術的な工夫の余地が大きい工事とは、例えばトンネルですとか橋梁架設工事のように、技術的な難易度が高いものが該当いたします。また、河川の工事で、水中での施工ですとか、濁水対策に特に配慮が必要な場合なども、安全や品質の確保に企業の技術的な工夫が大きくかかわってまいりますので該当いたします。

一方、同じ河川の工事でありましても、河川のブロック積み護岸のように、仕様が詳細まで決まっており工法選択の幅が少ない工事や、維

持・補修的な工事などが、技術的な工夫の余地が小さい工事となります。

○23番（西森雅和君） 総合評価方式の施工計画型では、企業評価と配置予定技術者評価、それと施工計画評価で技術評価点が決定するわけでありまして、この技術評価点の配点に関する御所見を土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 現在、本県の総合評価方式では、施工計画型での配点は、企業評価が6点、配置予定技術者評価が4点、施工計画評価が15点となっております。

平成19年度に本格運用を開始した時点では、企業評価、配置予定技術者評価の和と施工計画評価の比率が3対2となっておりましたが、高知県談合防止対策検討委員会から平成25年2月に受けました最終報告を踏まえまして、平成25年度から施工計画評価のウェートを上げまして、2対3となるように変更し、現在の配点となっております。

○23番（西森雅和君） 先日の一般質問の中で、優良工事表彰の評価点の違いの話もございました。私はそのほかにも多くの課題もあるというふうに感じているところであります。

そこで、幾つかお伺いをしたいと思います。例えば工事における同種・類似工事の実績のあるなしにおきましては、過去10年間における実績として、3件以上の実績があるところは10点、そして実績が2件のところは5点、1件が2.5点、実績0件が0点となっているところであります。全ての工事がこの配点となっております。

そこで、土木部長に、同種・類似工事の実績の件数は何を評価するため、何を見るための配点なのか、お伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 工事の発注に当たりますと、施工業者の信頼度や技術力、また県が示す工事仕様に基づき、工事を遂行する能力を最も的確、確実に見きわめるために、過去に完

成させた工事の実績件数を評価し、配点しております。

○23番（西森雅和君） 同種・類似工事の実績のあるなしにつきましては、年間にそんなに数多くどんどん出るといっていい工事でない特殊工事においても、例外なく先ほど申し上げました配点となっているところであります。実績の2件と3件の違いに、評価点として5点という大きな差がついているわけでありまして、評価点にこれほどの差をつけていいものかというふうに感じているところであります。

そこで、土木部長にお伺いしますが、工事实績で2件と3件でこれほどまでに評価点の違いをつけている理由をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 事業者や技術者の施工技術のノウハウは、工事の施工実績を積み上げていく中で、より確かな技術が蓄積されていくものと考えております。このことから、工事施工の実績件数は、これから発注しようとする工事をより円滑に施工するとともに、その品質を確保する上で、これまで培ってきた経験の評価するものです。経験を積むことで、確立されたノウハウや技術力などの蓄積が期待されまして、3件の実績があれば十分な経験を積んだものと考えているところであります。

○23番（西森雅和君） 実績件数で0件と1件というのは、これは明らかに違いがあると思うんです。ゼロというのはやったことがないということですので、そこと1件やるということには大きな違いがあると思います。しかし、技術力であるとか遂行能力とかということが、先ほど部長のほうからお話ございましたけれども、そういうことを見るのであれば、実績として、2件も3件もそれほど変わるものなのかと。10点と5点というのは本当に大きな違いだというふうに思うんですね。同種・類似工事の実績のあるなしのこの違いというのは、企業評価だけ

ではなしに、配置予定技術者が工事に従事した実績評価にも同じ配点がつけられているということでもあります。

同種・類似工事の成績評定でも評価点に差があるわけでありませけれども、成績評定の平均80点以上というのが15点で、70点未満は0点ということになります。80点と70点の間は細かく点数が分かれているところでもあります。

さて、この同種・類似工事の成績評定において、大きな問題というのもあるように感じます。それは、この査定をする期間というのが、先ほどの同種・類似工事の実績のあるなしに関しては10年間という過去の期間を見て判断するわけでありませけれども、この成績評定はそれよりさらにぐっと短い過去5年間の実績ということでもあります。

先ほど申し上げましたような、1年間に幾つもあることの少ない特殊工事においても、過去5年間で実績を持っている事業所というのは限られてくるわけでありませ。過去5年間で実績のない事業所は、成績評定のしようがないわけですので、評価点は0点ということになります。総合評価の企業評価においては、そういうことになると大変苦しい状況になってくるということです。

そして、同種・類似工事の成績評定は、先ほどの実績のあるなしでも申し上げましたけれども、企業評価だけでなく配置予定技術者評価にも同じような配点がなされておるわけでありませ。過去5年間実績がないというだけで、企業評価と配置予定技術者の評価という2つの評価において、二重の大きな差が出てくるということになるわけでありませ。

工事数の少ない特殊工事においては、同種・類似工事の成績評定となる期間が5年というのはちょっと短過ぎるのではないかというふうに思いますけれども、土木部長の御所見をお伺い

いたします。

○土木部長（村田重雄君） この評価項目も、過去の同種・類似工事の成績評定の結果を見て、事業者の技術力、品質管理能力などを評価するものでありませ。

制度の試行を始めました平成18年度当初は、過去2年間の成績評定としておりましたが、平成20年度から対象期間を過去5年間に延長し、現在に至っております。この対象とする期間につきましては、四国内では徳島県が10年、香川県、愛媛県が4年となっております。また、全国47都道府県では14都県が5年間で設定をされており、割合では一番多い設定となっております。

○23番（西森雅和君） ちょっとそこはやはり、先ほども申し上げましたけれども、本当に年間に幾つもあるような工事じゃない、そういった特殊工事もこの5年間に含まれるわけですね。そうすると、本当になかなかとれない事業所が出てくる。このような形で総合評価方式を進めていくと、特殊工事などにおいては、実績のある事業所は年を追うごとにますます有利になってくるわけでありませし、一方、落札できずに実績ができていない事業所は年を追うごとにますます不利になっていくというわけでありませ。

こうした状況が続いていきますと、どうせ参加しても到底落札ができないということになって、入札自体に参加しないという状況が出てくるのではないかと思いますし、競争力がだんだん働かなくなってくるのではないかというふうに思うところでありませ。そんな状況というのが現実に見受けられるのかどうか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 議員がおっしゃるように、施工可能な企業数が少なく年間の発注数も少ない分野におきまして、応札者が1者しかいない、1者応札になっているという入札も確

かにございました。御指摘のように、実績のない事業者が入札に参加しなくなり、競争性が失われるといったことがないよう配慮が必要だと考えております。

○23番（西森雅和君） 配慮が必要といっても、現実として今、ちょっと私も以前に資料を見せてもらったことがあるんですけども、やっぱり減ってきているんですよ。過去15年実績のある事業所が幾つあるのか、10年になると、5年になると、そういう形で本当に特殊な工事に関してはどんどん減ってきている。まさにもう、競争入札だけれども競争入札にならないという、そんな状況も見受けられるところであります。大きな課題であるというふうに思います。

次に、私はこの技術評価点の中で、施工計画評価のウェイトに関しても問題があるというふうに感じているところであります。技術評価点における施工計画評価の比重は、技術評価点、25点満点の中の15点のウェイトを占めていると、割合にすると60%を、実績でも技術力でもない計画というものが占めているということになります。

先ほど申しあげました同種・類似工事の成績評定の満点の評価というのは、工事にもよりまずけれども、技術評価点に換算すると、25点中1点から3点なんですね。技術評価点の中に占める割合としては、大体5%から10%前後という状況になります。

こう考えると、施工計画の評価が技術評価の中で占めている6割という評価がいかに大きいかということになるわけであります。はっきり言うと、施工計画で差が出ると、もうここで決まってしまうと、そういうふうに言っても過言ではないわけであります。この施工計画で差が出なければ、実績であったりとか成績評定というのが物を言うてくるわけなんですけれども、大体ここで決まるような状況も見受けられるよ

うに感じるところであります。

そこで、技術評価の中で60%を占めている施工計画の評価内容というのがどういうものか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 施工計画の評価につきましては、入札参加者に対して、主に発注工事の施工に当たり課題となります3つの施工上の課題を示しまして、簡易な施工計画として所見を求めるものであります。この3つの課題に対する工夫の度合いに対しまして、配点をいたします。具体的には、15点の配点に対しまして、特にすぐれた工夫がある場合には15点、すぐれた工夫がある場合には10点、工夫がある場合には5点、適切であるは0点となります。この4段階の評価をしている状況です。

○23番（西森雅和君） 施工計画型の施工計画でどれくらいのボリュームがあるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 発注しようとしております工事の施工上の3つの課題に対しまして、具体的な対応策を施工計画として求めまして、1課題につきまして150文字以内で記載した提案書を提出していただいております。参考図等の張りつけも認めておりまして、3つの課題をA4用紙2枚にまとめていただき、一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあわせて提出いただいております。

○23番（西森雅和君） A4用紙2枚、1項目150文字で3項目で、入札金額に置きかえると、事業費にもよるわけでありますけれども、数十万円とか数百万円の入札金額の差ということになってくるんだろうというふうに思います。このA4の2枚でこれほどまでの違いということの本当に出していいんだろうかと感じるところであります。

先ほど、3つの課題というお話がございました。3つの課題に対して、特にすぐれた工夫が

うことで、簡易な施工計画を求めるという総合評価であります。こう考えると、施工計画型は、技術提案型のように知的財産が関係するような技術提案とは異なるのではないかというふうに思うところでありまして。技術提案というよりも施工計画の工夫というふうに思うところでありまして。

施工計画型の簡易な施工計画が知的財産となるという考え方は、ちょっと進み過ぎた考え方なのかなというふうにも思うところでありまして。施工計画型は、どこまでも技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画を求める工事でありまして。そこで示される提案は知的財産ではなく、工事における工夫といったものではないか、知的財産というのであれば、技術提案型にするべきではないかというふうに感じるところであります。

施工計画型の施工計画を情報公開することによって、県発注の施工計画型の全体的なレベルアップにつながるというふうに考えるわけでありましてけれども、再度土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 施工計画型が求める技術的な工夫の余地の小さい工事でありまして、ノウハウ等が含まれると、そのノウハウは企業の知的財産であると考えておりますので、先ほどもお答え申し上げましたが、情報公開はできないものと考えております。

○23番（西森雅和君） 何度も言いますけれども、施工計画型は簡易な施工計画を求めるとなっているわけでありまして。工事の簡易な計画に、工事の受注を決定してしまうほどの15点という点数がついていいのかというふうに思うところでありまして。15点の点数があるということは、15点の差が出る可能性があるということでありまして。

簡易な施工計画で技術評価の中の60%を占め

る15点という大きな配点の差が出る可能性があるということについて、その差が余りにも大きいと思うわけでありましてけれども、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 現在の技術評価点のうち施工計画点が占める比重につきましては、先ほど申し上げましたが、平成25年2月に高知県談合防止対策検討委員会から、施工計画の配点の比重を大きくするよう提言を受けて改正を行ったものでございます。これは、評価点が施工業者の話し合いで決めることができないものでありますから、このウエートを大きくすることで談合を防止しようとするものでございます。

○23番（西森雅和君） 例えば、直近の工事の入札の施工計画において満点をとっていた事業所とか事業者があつて、その工事を行った結果、成績評定においてマイナス評価となった事業所があつた場合に、しかし次の入札において施工計画で満点をとって落札をすると。1回満点で落札して、次に成績評定でマイナスの評価を受けたけれども、また次、満点の計画の評価を受けるという場合があるわけですね。

極端なことを言えば、ある工事において、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、実現できない施工計画でもバラ色のようなことを書いて、その書いたことがそのときに評価されれば、15点が加算されていくというわけでありまして。評価点全体の60%が評価されて15点、その後もし計画が実現できなくても、はっきり言ったら構わないと。それはなぜかという、もしその工事において実現できなくても、それは次の工事の総合評価のときに、直近で行われた工事の成績評定においてマイナス評価になればいいだけのことなんです。マイナス評価となっても、換算後の点数というのは約マイナス1点なんですよ。

だから、こんなことはないとは思いますが

ども、本当にできるかどうかわからないような計画を立てておいて実際できなかつた、評価としてマイナス評価を受けたけれども、換算するとマイナス1点しかとられないんですよ。だけど、そこの総合評価のときに、またその施工計画でバラ色のことを書けば15点とれるんですよ。本当に、何度も言うようでありますけれども、簡易な施工計画における配点が高過ぎるのではないかというふうに感じるところであります。

どんなに実績があっても、また優良工事表彰がされようが、直近に悪い工事をしようが、そんなことはもう関係なく吹っ飛んでしまう配点が、その施工計画の配点の比重ということになっていると思うんです。明らかにこれはバランスを欠いた配点ではないかなというふうに感じているところであります。

さて、施工計画の評価は現在職員が行っているわけでありましてけれども、これについてはどのような形で行われているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 提出されました施工計画につきましては、土木部技術審査会設置要綱に基づきまして、委員長である土木技術監を初め、委員として土木部副部長のほか土木部関係課長で構成される審査会で、評価を行っております。評価に当たりましては、入札に参加している企業の数や企業名などの情報は事前には一切知らせず、企業名を伏せた施工計画を審査の場で初めて配付しまして、各出席委員がその場で個々に提案内容を読み込み、採点いたしまして、各委員が採点した評価点は事務局が機械的に集計し、各企業の評価点を算出しているところであります。

このように評価した結果は、審査員にはわからない仕組みになっており、恣意的な要素を排除した仕組みとしております。

○23番（西森雅和君） 同種工事における施工計画が、前回例えば5点だとか10点あって、その次のときに0点であったと、そういった話が現実にあるんですね。恐らく同じような工事ですから、同じような計画を出していると思いますよ。そういう中でそういう採点があったりという話も聞くわけでありましてけれども、こういった配点が発注に大きく影響することから、職員が疑念をやっぱり持たれかねないという状況もあるのかなというふうに思うところであります。施工計画評価を職員が行うことについても、今後検討の余地があるというふうに思われます。第三者機関にお願いするというのも必要であるというふうに思うところであります。

あと、ボランティアの配点についても、もっと高くてもいいのではないかというふうに思っております。7月の豪雨がございましたけれども、その翌々日に安芸市の安芸川の決壊寸前だった堤防の現場を、池協議員と、あと安芸市の市議会議員とともに見てきました。もう本当にぎりぎりのところで助かっていたという状況がございました。物すごい数の大きな土のうが積まれておりました。もしこれがなされていなければ、安芸市の中心地も、倉敷市の真備町のような状態になっていたんだろうなというふうに感じたところであります。

安芸土木事務所の技術次長が説明をしてくれました。地元の土建業者の方が、降りしきる雨の中を、夜を徹して作業に当たったということでありました。復旧作業に当たっている若い作業員の方にも話を聞きました。もう本当に大変だったと、本当に真剣な顔でおっしゃってました。降りしきる雨の中、夜暗い中での作業は怖かったらんだろうなというふうにも思いましたし、また台風の中、夜現場に向かうとき、家族がとめた人もいたのではないかと思ったりもしたところであります。この人たちがいてくれた

から、安芸市の人たちの人命と財産が守られたと思ったところであります。本当に涙が出る思いがしましたし、心から感謝の言葉を言わせていただいたところであります。

しかし、本格的な復旧工事になると、こうした地元の事業所の人たちというのは入札に参加できないんだろうなというふうにも思ったところであります。災害協定を結んでおり、災害のときに協力をいただけたとはいえ、私はこうして助けてくださった事業所や作業員の皆さんに、ぜひ知事名で感謝状とかが出れば、どれほど今後励みになるんだろうなというふうにも思ったところであります。

このことを土木部に伝えると、今回頑張ってくれたのは地元の土建業者だけではなく、国交省を初めいろんな機関の方も頑張っていたんだということを言われていたんですけれど、であるならば、私はもうそうした方々、そうしたところ全てに感謝状を出せばいいんじゃないかというふうに思ったところでした。

次に、ちょっと話をかえまして、県内における建設業を取り巻く状況の変化についてお伺いをしたいと思いますけれども、さて建設事業者が建設工事の競争入札に参加するには、さまざまな基準があります。県内においてその基準は、高知県建設工事競争入札参加者基準要綱に基づき運用がなされているところであります。この要綱には、建設工事入札参加者基準について、土木一式工事、建築一式工事、その他の工事、それぞれ等級によって発注標準額が決められています。これらの基準についても平成18年から運用が始まり、10年以上が経過しているところであります。この10年の間に、消費税が5%から8%に上がったたり、また資材の価格、労務単価の変化など、建設業を取り巻く状況は大変大きく変化をしてきているところであります。

業界の方からは、今まで入札に参加できてい

た工事規模のものが、今申し上げましたような状況の変化によって工事費が上がって、同じ規模の工事でも入札に参加できなくなったと、本当に死活問題になっているという声をよく耳にするようになりました。

そこで、建設業を取り巻く状況の変化をどのように捉えられているのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長(村田重雄君) 労務単価の上昇や設計基準の見直し、また消費税のアップなどによりまして、ここ数年工事費は上昇してきており、これまで同じ規模の工事の入札に参加できていた建設業者が参加できなくなるといったことにつきましては、課題だと認識しております。

適切な競争性を保ちながら、建設業者が健全な利潤を上げ、それぞれの地域で仕事を継続できる環境づくりが重要であると考えております。

○23番(西森雅和君) ありがとうございます。やはり、これは大きな課題であるというふうに思いますので、対応をしていただきたいというふうにも思います。

この項最後になりますけれども、入札制度の見直しの必要性について知事に最後、お伺いしたいと思います。総合評価方式、建設工事入札参加者基準ともに実施から10年以上が経過することで、先ほど私、幾つか言わせていただきましたけれども、新たな課題がやっぱり出てきているということを本当に強く感じるところであります。冒頭申し上げましたように、今議会でも自民党、県民の会の各会派からも問題提起がなされたところであります。

さまざまな面において、入札制度の見直しについて必要性を感じるわけでありましてけれども、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(尾崎正直君) この総合評価方式、高知県が本格導入してから10年がたったという状況であります。これまでの間も、時々に応じて見

直しも図ってまいりました。御意見もお伺いをしてまいりましたし、実情を踏まえた見直しもしてまいりました。また、御案内のように、この間大変大きな談合事件がありまして、これを何としても防止しないといけないということから、この簡易な施工計画評価の配点を上げるとか、そういう工夫も行ってきたところです。

時々の政策的要請、そういうことも踏まえて今の制度ができてきているところではありますが、あわせましてやはり、外部の環境もさまざまに変わってきたりするということがあります。でありますから、やはり今回さまざまに議会で御意見をいただきましたことも踏まえ、また地域の皆様方のお声も踏まえ、また政策的要請もよくよく勘案していきながら、この総合評価方式のあり方についてさらに、引き続きということになりますけれども、見直しを図っていく必要があるものと考えております。

○23番（西森雅和君） ぜひいい形にしていただきたいと思いますというふうに、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、夜間中学につきまして教育長にお伺いをしたいと思います。

夜間中学は、戦争などにより義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や、不登校などさまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、また外国籍の人などに対して、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための教育機関としての役割が期待されているところでもあります。

昨年の6月議会でありましたけれども、この夜間中学の設置について質問をさせていただきました。当時の田村教育長からは、県教育委員会として、今後市町村教育委員会ともこうした課題について十分な協議検討を重ねるとともに、国の動向などの情報収集を行い、設置に向け県として何ができるのかしっかりと検討してまい

りたいとの答弁をいただいたところであります。その後、県教育委員会としてもさまざまな検討、取り組みがなされてきたことと思います。

そこで、幾つかお伺いをしたいと思います。昨年、県教育委員会として、夜間中学の設置に向けてのニーズ調査を行っておりますけれども、その結果がどのようなものであったのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 昨年度、県民の方々への広報、それから夜間中学に対する考え方やニーズを把握するために、アンケートを実施しております。回答は1,235通ございまして、調査項目別の結果で言いますと、夜間中学があつたらよいという回答が約8割、それから夜間中学に通ってみたいという回答は約3割ございまして、その3割の中でも最も多かったのが40代、そして50代、30代の順となっております。

また、夜間中学に期待することとして最も多く回答されたものは、高校入学資格の取得、言いかえますと中学校課程の卒業ということでありまして、そのほか中学校教育の学び直しや読み書きの力の習得などの内容も多い回答となっております。

○23番（西森雅和君） また、昨年夜間中学の設置に向けた検討委員会もつくられ、協議検討がなされておりますけれども、検討委員会からどのような報告がなされたのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 検討委員会は昨年度4回開催をしておりますけれども、その結果としまして、この夜間中学のアンケート結果の声も反映しまして、同委員会からは夜間中学の設置は必要との御意見をいただきました。本県の夜間中学の望ましい設置のあり方が報告されまして、具体的には、設置主体は市町村であることが望ましいが、県内各地から生徒を受け入れることを考えれば県による設置もあり得る、設置

場所は回答者数が最も多く、また交通の利便性のよい高知市及びその周辺の設置が望ましい、入学対象者は義務教育未修了の高齢者や外国人、中学校の内容の学び直しを希望する人として、不登校の中学生についても検討が必要といったようなものでございました。

○23番（西森雅和君） 夜間中学設置に向けた今後の方向性及びスケジュール等についてお伺いをしたいと思いますけれども、ニーズ調査の結果や検討委員会の報告を受けて、県内における夜間中学の設置が今後どういった方向で進んでいくのか、教育長。

○教育長（伊藤博明君） 検討委員会からの報告を受けまして、本県においても夜間中学設置の方向で準備を進めていくこととしております。今後、平成33年4月の開校を目指しまして、市町村と県との役割分担を明確にしつつ、本年度中に市町村の代表者などを含めた準備委員会を設立しまして、夜間中学設置のために必要な事項を具体的に検討してまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） 夜間中学の設置に向けて、さまざまな課題もあるというふうに思われますけれども、具体的にどのような課題が考えられるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 開校に向けまして、これまでリーフレット配布とか県のホームページを使って県民への周知を図ってきました。また、8月に実施しました夜間中学に関する個別相談会、それから教育委員会の相談窓口を設置いたしましたけれども、まだまだ相談件数が少なく、まだ県民に十分認知をされていないような状況にございます。そのため、入学を希望する方の人数や、どのような教育を希望するかなどのニーズが具体的に把握し切れていない状況にございまして、学校の開校に向け必要となる施設規模の想定についても現在難しい状況にございます。

○23番（西森雅和君） ちょっと時間がなくなってまいりましたので、1つ飛ばさせていただきますので、どんな夜間中学ができるのかというのは楽しみでもあります。

そこで教育長に、どのような夜間中学というのをイメージしているのか、お伺いをしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 設置検討委員会での協議内容を参考に現在検討しておりますが、まず夜間中学は、夜間に通常の中学校と同じ科目を毎日学習し、全教育課程を修了すると中学校の卒業資格が取得できるということになっております。授業料は無償、午後5時から9時ごろまでの時間帯で、月曜日から金曜日まで授業を行い、1日4時間、年間総時間数は700時間程度を想定しております。そのほか、入学者の学習状況に応じたクラス編制とか、体育祭などの学校行事も行っていくことと考えております。

○23番（西森雅和君） 次に、夜間中学設置に向けての今後の具体的なスケジュールについてお伺いをいたしたいと思っております、教育長。

○教育長（伊藤博明君） 今後、夜間中学の学びを実際に体験することができる夜間中学体験学校を、本年11月より平成31年9月ぐらいまで県内の各地で実施し、周知とニーズの把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、体験学校と並行しまして、準備委員会で、設置主体、それから市町村と県との役割分担、設置地域、入学対象者の範囲、教育内容等について市町村と協議を進め、具体的な検討を開始したいというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） 本当に夜間中学、多くの県民の方が期待をされているというふうにも思うところでありますけれども、最後に教育長に、夜間中学設置に向けた決意をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（伊藤博明君） 夜間中学を設置します

ことは、学齢期にさまざまな事情で義務教育を受けられなかった方々、それから義務教育段階で学び直しを求めている方に学習の機会を提供するといった点で、大変大きな意義があるというふうに考えております。県民の皆様方のニーズをしっかりと把握しまして、平成33年の開校を目指し、県と市町村が協力・連携して、本県にふさわしい夜間中学の設置に向けて着実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） ありがとうございます。

夜間中学の設置に向けては、本当にいろいろな御苦労もあろうかと思えますけれども、ぜひ頑張ってくださいということをお願いさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（坂本孝幸君） 以上をもって、西森雅和君の質問は終わりました。

ここで午後2時30分まで休憩といたします。

午後2時24分休憩



午後2時30分再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

浜田豪太君の持ち時間は45分です。

9番浜田豪太君。

○9番（浜田豪太君） 自民党の浜田豪太でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問させていただきます。

第1問目は、今議会でも大きく取り上げられております平成30年7月豪雨被害について、私の地元香南市にあります2つの河川、夜須川と香宗川についてお伺いいたします。

まずは、香南市夜須町を流れます夜須川について。7月豪雨によって夜須川では護岸や堤防が部分崩落するとともに、堤防の越流による農地、農作物、施設園芸等に多大な浸水被害をもたらしました。この夜須川は、平成元年には未曾有の大雨により、住宅を初め農地等広域にわたり被害を受け、100年に一度の大水害と言われ、局地激甚災害の指定を受けました。それ以降、平成16年には台風23号により、下流地域で堤防の決壊や越流による住宅浸水及び農地、農作物に再度の被害をこうむっております。平成26年には台風12号と11号の影響により、再び護岸や堤防が部分崩落するとともに、本年の豪雨被害同様に、堤防の越流による農地、農作物、施設園芸等に多大な浸水被害がもたらされました。

このように、夜須川の氾濫につきましては、前回からわずか4年しかたっておらず、災害発生の期間は徐々に短くなっており、大雨のたびに被害を受けている住民の皆様は、たび重なる台風の襲来や集中豪雨、つけ加えまして南海トラフ地震の津波遡上による堤防決壊被害予測などに対し、大きな不安と恐怖を抱いております。もちろん、県におきましては中央東土木事務所が、災害が発生するたび、住民の声を的確に把握して、復旧工事に努めていただいております。

夜須川の現状としては、老朽化した脆弱な空石積堤防が多く、増水による堤防の崩壊、流失などが発生しております。また、近年はアシの繁殖と土砂の堆積も著しく、堤防上には草木が茂り、周囲の環境及び景観面の整備も課題となっております。夜須町の皆様も、平成17年には夜須川改修期成同盟会を立ち上げ、地域住民を主体とする夜須川堤防の草刈りや一斉清掃を実施し、河川環境の改善に努められております。

尾崎知事には、豪雨災害の発生後、7月16日に夜須川の災害現場を視察していただきました。これまでの話を含めまして、知事に夜須川の被

害状況につきまして、実際にごらんになられた御感想も含めまして御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 夜須川にお伺いをいたしましたときに、越流をして、せっかくつくったメロンが被災した、さらに農地のいろんなところでもまた被災があった、また家の前の川があふれてきて本当に怖かった、いろんな悔しいお話とか怖かったお話とか、住民の皆様からもお伺いをいたしました。

そして、あわせて堤防のそれぞれの被災した箇所を見ていくにつけて、つくづく思いましたのは、本当に災害のたびに応急対策を積み重ねてきて、そういう対策がとられてきている結果として、いろいろと設備が継ぎはぎ状態になっている、やはりこれでは総合的な治水という観点からは改善の余地は大きいなど、そういうことをつくづく感じたところであります。

そういうことから、2つであります。1つ、やはり県内においても中小河川、この総合対策をもう一段加速していかなければならない、そのためにも国を動かしていくことが大事だと、そういうことで全国知事会でも声を上げましたし、我々高知県としての政策提言も行っているところであります。

そして、2点目であります。夜須川そのものについて、やはり総合的な河川の改修をしっかりしていくということが大事だろうと、そういうふうに思ったところであります。災害が起こった箇所をそのたびに直すということにとどまらず、総合的な対策がやはり必要ではないかと、そういうふうに考えたところであります。

そういうことで、今後高知県と香南市との間で連携体制をしっかりしいて、総合的な河川の改修、これに取り組んでいけるよう、事を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。本当に心強いといえますか、ありがたいお言葉

をいただきまして、香南市、そして私も県会議員として間にできるだけ加わって、協力できることは協力させていただきたいなど改めて思うところでございます。

現在、夜須町におきまして、今回の被災を機に、夜須川の全面改修事業の早期実現を強く要望するために署名活動をしてはどうかとの声が上がっております。それほどまでに、地域住民の生命や財産を守り、安全で安心な夜須川を望む機運が高まっているのは事実であります。

そこで、繰り返しになりますが、この夜須川の抜本的な改修につきまして土木部長にも御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 夜須川の抜本的な河川改修には、河川整備基本方針と河川整備計画を策定しまして、事業内容を定めることが必要となります。このうち基本方針につきましては、平成29年7月に策定を完了しております。昨年度から整備計画の素案作成に必要な現地測量に着手しているところでございます。素案ができ次第、抜本的な改修に向けまして、16基ある堰の統廃合ですとか、14橋ある橋梁の位置につきまして、香南市の意見を聞きながら地元と協議を進める予定にしております。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。今後、改修が具体的に進んでいく場合、例えば、エゴ川水門の大規模改修及び大型排水ポンプの設置、氾濫・越流する地域の堤防を改修時に再利用できる方式での補強など、地元の方々からさまざまな要望、要請が上がってくるのが予想されますが、できるだけ多くの地域の声をお聞きいただきまして、よりよい改修につながることを土木部長に強くお願いさせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、香宗川についてお伺いいたします。香宗川は、香南市内の夜須町以外をまたぐように流れている河川であります。昭和41年に国の中

小河川改修事業採択を契機に本格的な治水事業が開始され、昭和46年に放水路の開削工事に着工し、昭和51年に概成しました。その後も広域基幹河川改修事業として、香宗川上流部及び支川山北川の築堤及び断面拡幅を実施し、平成19年に改修事業は完了しました。その結果、近年は大規模な浸水被害は発生しておりませんが、依然として内水氾濫等による浸水被害が発生している現状であります。

そこで、このたびの豪雨災害を受けて、一点確認させていただきたいと思います。今回の平成30年7月豪雨における河川の災害では、例えば住宅地が大規模に冠水した岡山県倉敷市の小田川の決壊は、高梁川との合流地点付近が湾曲して水が流れにくくなっているため、水がたまって上流側の水位が上昇するバックウォーター現象が原因と見られると専門家が指摘していると、報道されました。また、広島県府中町を流れる榎川が氾濫したケースにおいては、流木が川のカーブや橋にたまって川がせきとめられ、その周辺で水があふれ出たと報道されました。

そして、過去には平成27年9月、関東・東北豪雨におきまして、茨城県常総市の鬼怒川の堤防が決壊し、越水で住宅地が被害を受けました。この原因につきまして、京都大学名誉教授の今本博健氏によりますと、1つは、川がカーブしているところに水が集中してしまう、2つ目は、堤防が土できていたため水を含み強度がなくなった、3つ目は、記録的な降水量であると報道されました。

先ほど挙げました3つの災害などを鑑みますと、香宗川において野市町中ノ村地区と土居地区の境界線付近にかかる香宗川橋地点が危険であるのではないかと、私及び地域の多くの住民が不安を覚えています。その地点は、支川山北川と香宗川が合流する地点であり、香宗川本流が90度近く湾曲して、その上、堤防が土で

きております。破堤の3大要因と言われている越水、漏水、侵食。破堤の危険性のある区間としては、湾曲部の外側、旧河道の跡、川の合流地点が挙げられます。

その条件に照らし合わせますと、河川の湾曲部の外側である中ノ村地区と土居地区は、内側である徳王子地区に比べ水位が上昇し、越水の危険性が高く、越水しますと鬼怒川のように堤防のり面が急激に侵食され、決壊に至るおそれが高いと考えるところであります。そして、この地区は人口密集地でありまして、堤防のすぐ隣には多くの家屋が建ち並んでおります。

そこで、平成19年に改修事業が完了していることは承知しておりますが、7月豪雨災害及び近年の河川災害の被害状況を踏まえた上で、先ほどから取り上げてきました香宗川の香宗川橋周辺の改修につきまして土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 香宗川や山北川は、98高知豪雨程度の洪水を安全に流すだけではなく、合流地点のバックウォーター現象も考慮した堤防の高さや幅で整備しております。また、香宗川橋周辺の中ノ村地区から土居地区の堤防は、河川の管理道が県道を兼ねていることから、必要幅3メートルに対しまして、7メートルから9メートルと広がっておりますので、安全度がさらに増した構造となっております。

県としましては、これまで同様、河川の巡視により湾曲部や流れが速い箇所などを重点的に点検を行いまして、除草や河床掘削など適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、98高知豪雨を大きく超えるような想定外の洪水に備えまして、いざというときには住民の皆様適切に避難行動をとっていただけるよう、学習会などソフト対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

やはり心配の声というのがよく聞かれますし、報道が広くされたらされるだけ、住民の皆様は、自分のところはどうかというふうにと考えると、ころがありますので、くれぐれも住民の方々には——私は理解をしましたが、県の中央東土木事務所も含めまして、周知していただくようお願い申し上げます。

さて、次の項目に移ります。本県公立小中学校の普通教室へのエアコン設置について質問させていただきます。

私は教室にエアコンをつけてほしい、と思っています。職員室や図書室など数カ所にしか、エアコンがありません。教室には一つもありません。

私は5年生の時の冬、あまりにも寒すぎて凍え死にそうでした。そして、やっと帰れると思った時、職員室はポカポカで先生たちはジャンパーすら、いすにかけているほどでした。

たくさんの重ね着をしている自分がばかみたいでした。そのことから、学校は子供優先に考え、エアコンを各教室につけるべきだと、私は思います。

エアコンは人が快適に過ごすためにあるのに、私たち児童は少しも快適に過ごせていません。暑さで熱中症になったり、寒さでかぜをひいて早退してしまう人がいます。

友達にも冬厚着をしても、おなかがいなくなる人がいます。そんな人のためにもエアコンは各教室に必要だと考えました。冬でも夏でも快適に過ごせるために、エアコンをつけてください。

これは、9月18日の高知新聞「声 ひろば」の小学生コーナーに掲載されておりました、小学6年生の「教室にエアコンを」という投稿であります。これは、私の母校の児童の投稿であり、私が守らなければならない、小さくて、しかし

ながら大きな声であります。

先日、塚地議員が同様の質問をしておられますが、政府は2019年度予算の概算要求にエアコン設置の500億円を盛り込まれたとのことであります。

この政府の方針を受けまして、県教育委員会としてどのような対応をとられたのでしょうか、検討結果及び調査結果などを含めまして教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 7月の政府の方針を受けまして、県教育委員会としまして独自に、各市町村の小中学校におけるエアコンの設置状況、今後の市町村の単独事業も含めた整備計画について調査を実施しました。調査の結果、普通教室へのエアコンの設置率は、本年9月1日現在で100%となっているのが10町村、今後に向けて単独予算による設置に着手している市町村もあり、本年度末時点では13市町村に、来年度末では29市町村と1学校組合へと大幅に進む予定となっております。

こうしたことから、国による支援策の活用を促すなど、引き続き設置の促進に向けた助言などを行っていくこととしておりますが、エアコン未設置の普通教室が県内に全部で約1,800教室残っておりまして、整備費用が総額で40億円から50億円程度と想定され、市町村の負担も大きくなりますので、今後明らかになってくる国による支援の内容や各市町村の計画の進捗状況なども踏まえまして、県としての支援のあり方などを前向きに検討してまいりたいと考えております。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

文部科学省の調査結果によると、平成29年4月1日現在、普通教室について、県全体として保有室数2,727室中、501室の18.4%にエアコンが設置されております。しかしながら、これはあくまでも全体の割合であります。全34市町村

中、7つの町村は100%設置されており、15の市町村では10%以下の設置状況であります。

なぜ市町村によって設置割合にかなり開きがあるのでしょうか、この市町村間の差につきまして教育長に御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） それぞれの市町村の個別の事情によりまして、結果として、設置率について市町村間でばらつきがございますが、県として個々の事情までは把握をしてございません。

設置率が低い一般的な理由として考えられますのは、特に学校数が多い市町村で、これまで校舎などの耐震化対策などを優先してきたことや、さらにエアコンの設置費用やその後のランニングコストを想定した場合に財政的な余裕がないこと、また整備方針を決定していても事業量が多いために一気に整備が進まなかったこと、そういったことなどが挙げられるというふうに考えております。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。確かに、エアコンを設置するには、まずエアコン本体代金、設置代金、そして設置後の使用電気料金及びエアコンのメンテナンス料金など、費用とランニングコストがかかります。しかし、これまで学校にエアコンが設置されてこなかったのは、いろんな諸事情、そして特にお金だけが問題だったのでしょうか。それだけではないと私は考えます。

ことしに入りマスコミで取り上げられ、日本中で話題になりました、日本大学アメフト部による悪質な反則タックル事件を初めとするスポーツ界を取り巻くパワハラ問題、そして今なお続発する体罰問題など、これらの問題の根底には、精神論至上主義と申しますか、我慢の美学的な考えがあるのではないかと、これは私自身の自戒の念を込めて感じております。

もちろん精神的な強さというのは非常に大切

なことであります。しかしながら、我慢を強いることが精神力を高めることにつながるとは考えにくく、教室の中で暑さや寒さにより集中力を低下させることや、精神論という非科学的なことを練習の中心に据えることは間違いではないでしょうか。

私は、教育の中身や教育方法などについて、政治がとやかく言えるものではなく、言うべきではないと考えます。一方で、教育環境の整備につきましては、政治がしっかりと責任を持ち、行政を動かしていくべきであると考えます。公立小中学校の普通教室へのエアコン設置というのは、子供たちにとって必要なことでありますし、同時にそれを実施すること自体が、これまで申してきました学校を取り巻く精神論至上主義からの脱却を意味することであると、私は強く感じております。

これまでの話を踏まえまして、今後の教育環境のあり方について知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 精神論至上主義というお話でありました。子供たちに我慢を教えるということは極めて大事なことです。しかし、あしき精神論に陥ってしまっただけとはいけません。ただ、エアコンの設置については、端的に言って財政負担がかかって大変だと。しかし、その財政負担がかかる中でも最優先にすべきは、とにかく命に直結する耐震化だということを進めてきた、その結果ではないかと、私はそのように思っております。

しかしながら、先ほど教育長から、県としての支援のあり方などを前向きに検討してまいりたいというお答えがありました。私どもとしてもこの教育環境の整備は、県として全体として取り組まなければならないことでありますので、教育長のお答えに対し我々も前向きに検討して

まいりたいと、そのように考えています。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

本当にこれは難しい問題ではあると思いますけれど、私自身40代半ばで、かつていろんなスポーツをやっていたころから、そういう相当厳しいものがはやっておりました。いろいろ今、科学的なことが判明してといいますか、時代の変り目ではないかと思しますので、何とかそういうふうに変えられるように、自分自身も努力していきたいなと思っておるところでございます。

続きまして、本県における補助金のあり方についてお聞きいたします。

平成29年3月に高知県包括外部監査人である公認会計士の橋本氏から提出されました、平成28年度包括外部監査結果において、県の単独支出による補助金事業が監査の対象となりました。地方自治法第252条の38第2項において、「包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。」と規定されております。そして、提出されました報告書では、17個の結果と36個の意見が記載されておりました。

この橋本氏によります監査では、全般事項と個別事項に分けて、その監査の結果と意見が述べられております。まず、報告書の中の県全体として取り組む事項として指摘されている点についてお聞きします。

1つ目として、補助金に係る情報公開についてです。監査報告によりますと、県全体としての補助金の交付先リストが存在せず、決算審査資料の一部に、各課の補助金の情報が記載されている状況であり、県全体としての県単独補助金リストを作成し、一定規模以上の交付については、交付先、交付金額、交付対象事業等を公開すべきと意見されておりました。

また、この件につきましては、平成29年6月定例会で上田周五議員が質問され、総務部長から、補助金リストについて公開に向けて準備を進めているとの答弁がありました。実際に現在、県のホームページに公開されております。私も確認しましたが、迅速に対応されており、県民が、どの団体に補助金が交付されているかをみずから点検できる材料となり、県民サービスの状況を間接的に確認することができるものになっていると思います。

2点目として、補助金交付要件の見直しについてであります。監査報告書では、県が所管する補助金は、直接相手先に交付する直接補助と市町村等を経由して相手先に交付する間接補助の2種類があり、いずれの場合であっても最終的に補助金の交付を受ける者が納税義務を適切に果たしていることが前提となるはずである、しかしながら、一部の補助金では税の滞納がないことを補助要件として補助金交付要綱に定めているが、こうした規定を定めていない補助金も多数見受けられているとのことでありました。

そこで、県全体として、最終的に補助金の交付を受ける者も含め、税の滞納がないことが補助要件となる旨を補助金交付要綱に明確に定めるべきであると意見されておりますが、その後どのように改善されましたのか、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 包括外部監査の御指摘を踏まえまして、補助金の交付の決定に当たりましては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか、これを慎重に審査して決定するよう、高知県補助金等交付規則の運用について定めました通知を改正しております。ですから、これで、まずこういう運用をするということを明記させていただきました。

あわせまして、個別の要綱等におきましても、

補助要件として県税の滞納がないことを明示するというを全庁に通知いたしました。それぞれの要綱を所管する部局におきまして、定期的な見直しを行うタイミングで、要綱を改正してきているところでございます。

現時点におきましては、対象となるものが380件ございまして、8割を超える308件において、既に改正が行われております。残り72件につきましても、今後順次改正することを予定しております。

○9番（浜田豪太君） よくわかりました。ありがとうございます。

3点目として、補助金交付要綱における補助対象経費の定めについてであります。監査対象とした246件の補助金交付要綱を確認する中で、補助対象経費は補助対象事業に必要な経費というような概括的な記載がなされているものが散見されており、補助対象経費について、事業に必要な経費という規定のみでは補助金の交付趣旨に沿った経費がどのような内容であるのかが判然とせず、補助金交付要綱上の補助対象経費の記載方法については、補助金の交付趣旨を踏まえた形で、補助対象事業に必要な経費という記載を廃止するか、こうした記載をする場合には補助対象経費を例示する等の措置が望まれると意見されておりますが、どのように改善されましたのか、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 要綱におきます補助対象経費の記載につきましては、議員御指摘のように恣意的な運用を防止し、補助金の適正な使用を図るために、先ほど申し上げた通知の中で、補助対象事業に必要な経費といった記載を廃止するか、こうした記載をする場合には補助対象経費を例示するなどの措置を行うように全庁に対して求めました。

これを受けまして、それぞれの要綱を所管する部局において改正を行いまして、要綱改正の

必要のありました47件、これら全てについて対応しているところでございます。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。よくわかりました。

4点目として、補助効果の分析についてであります。私は、この点は非常に重要であると考えますので、監査報告をそのまま引用いたします。「一定の施策の実現を目指して補助金を交付するケースにおいて、補助効果としての実績値を体系的に把握し整理していない事例や、当初の計画値を大幅に達成できていないにもかかわらず原因分析後の具体的な対応が適時になされていない事例等が見受けられた。「高知県補助金等交付規則」及び「高知県補助金等交付規則の運用について」では、補助事業の効果を発揮するために各種の条件を設けることを定めている。こうした中で、補助効果の実績値を体系的に把握・整理していないというような事務や、当初の計画値を大幅に達成できていないにも関わらず原因分析後の具体的な対応が適時に実施できていない事務は、補助効果を適時適切に把握する事務としては不十分と考えられる。補助効果の実績値を体系的に把握・整理することはもちろん、原因分析後の具体的な対応も適時に実施することが望まれる。」と意見されております。

私は、今回の監査報告書を改めて読み直した中で、この部分が最も重要な点だと感じました。補助金という制度は、地方公共団体がその公益上必要がある場合において補助することができるものであります。そして、多くの各種団体、企業、個人が申請し、高倍率の審査を受けて交付に至ります。これらは全て、県民の皆様が汗水流して働いて納めてくださった税金であります。

まず、補助効果の実績値を体系的に把握・整理していないというような事務や、当初の計画値を大幅に達成できていないにもかかわらず原

因分析後の具体的な対応が適時に実施できていない事務は、補助効果を適時適切に把握する事務としては不十分との意見に対する総務部長の御所見をお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） まず、この包括外部監査からの指摘でありますけれども、この補助効果の把握という点において必ずしも十分でなかったという指摘をいただいたものは、補助金3件でございます。この3件につきましては、補助事業の完了後にその効果等の報告を受けるようにしております。

なお、この補助事業に限らずでありますけれども、各種施策につきましては、産業振興推進本部会議など各種本部会議の場におきまして、常にPDCAサイクルを回しながら検証を行う、それから予算編成過程の場でその効果等について議論いたしまして、その見直しなどを行う、こういうことが重要だと考えておりまして、引き続き努めてまいりたいと思います。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

さて、私が強く危惧しておりますのは、例えば補助金事業により購入した大規模な設備や機械が、途中でその事業者が倒産などにより事業継続できなくなる中で、その設備や機械等が第三者の手に売買されることなどがあってはならないからであります。最悪のケースでは、そのようなことを計画的に実行するようなものがあらわれては困るからであります。

また、時折耳にすることですが、これまで述べてきた補助金申請に際して、申請のために専門のコンサルタントに依頼をしているなどといった話がございます。実際に補助金申請のためのコンサルタント会社及び個人は存在するのでしょうか、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 補助金申請に当たりましては、行政書士法に基づきまして、その行政書士が官公署に提出する書類を作成するとい

うことはあるかと思えます。ただ、お話にございましたような補助金申請のためのコンサルタント会社ですとか個人が報酬を得て業としてそういったことを営んでいるケースというのは承知しておりません。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。これは確かに、私も耳を疑うというか、地域を回っておりますと、やはりそういう話も時折される方がおります。そういったことがないということでしたら、それがもっともでありますし、またそういったことをお聞きすることがあれば、再度詳しく、そういったことがないように自分自身もしっかりと確認していきたいなと思っております。

さて、この質問項目について、当初はもう少し具体的な、先ほど申しました自分の経験上といますか、いろんな人とお話をさせていただいている中で、さまざまな業界の方々の切実な声をそのままお届けしようと思い、質問を考えておりましたが、その過程で平成28年度包括外部監査結果にたどり着いて、やはり高知県包括外部監査人である公認会計士の報告は客観的でわかりやすく、現在の補助金の問題点を御指摘くださってございましたもので、取り上げさせていただきました。

地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現するため、産業振興計画による経済の活性化、少子化対策、中山間対策の取り組みを全力で進めていく上におきまして、補助金のこれまで果たしてきた役割の大きさというのは、はかり知れないものだと思いますし、それは本当に私も、いろんなところで助けていただいたという話を聞くところでございます。その一方、補助金のあり方につきまして、今回の監査報告書の指摘は非常に重いものであると私は率直に感じました。

先日、県内企業の社長さんとお話をさせてい

いただきました。その社長さんは、御自分で億を超えるお金を銀行からお借りして、工場を新設されたそうではありますが、周りの同業者さんからは、補助金で立派なものを建てられてよかったですねというニュアンスのことを言われて心外だと。自分は、ことし申請に落ちたから来年にもう一回申請するなんていう悠長なことを言っている状態ではない、本当に必要であるならば、銀行で借り入れて利息も含めて返し、利益も上げなければならぬと力強くお話しくださいました。

それを聞いて、私はかける言葉を失ったと申しますか、ごもっともだなというのを本当に強く感じたところであります。補助金というのは、基本的にもらいきりであると多くの方が認識されているように感じます。しかし、補助金とは、交付された金額をお借りして、成果、利益を上げることで、県民の皆様にお返しするものであります。補助金を出す側は、あくまでも県民のために貸し出しているという強い意識を持ち、交付を受ける側は、あくまでも借り入れて県民にお返しするという強い意識を、双方が持ち合わせる必要がありますし、それを徹底することが公平・公正な補助金のあり方であると私は考えております。

そこで、これまでのやりとりを受けまして、私の考えも含め、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 補助金はいくまで税金を財源としているものでありますから、その最大限の効果を上げていくことが必要だろうと、そのように考えます。そして、そもそもこの補助金を交付するのはなぜかということ、それは公益的な効果をもたらすためだということであり、公益的な効果をもたらしていただけるように、我々もしっかり交付先について厳選しなければならぬでしょうし、また補助金を受けら

れた事業者の皆様にも、またその公益的な効果というのを大いに発揮していただくよう、ぜひお願いを申し上げたいと、そのように思います。

さっき、包括外部監査でその効果がどうかということについて御指摘を受けた3件の補助金ではありますが、そういう3件の補助金についてもしっかりと効果をもたらすように取り組んでいかなければなりませんし、3件のみならずほかの多数の補助金につきましても今後しっかりと効果をもたらすように、我々として見ていかなければならぬだろうと思います。

ただ、もっと言いますと、この補助金というのも政策手段としては一手段であります。ある政策目的を達しようとするときに、それに対して組み合わせる政策手段というのは、多数の政策手段を組み合わせると一つの政策パッケージをつくるのであります。ソフト施策もあれば、人材育成事業もある、さらにこういう形で直接的な補助金ということもあれば、さらには販路開拓など寄り添っていくような支援、そういうものもあつたりしますし、技術支援というものもあつたりする。こういう政策パッケージ全体として最終的に結果を生むかどうか、ここは非常に重要なのでありまして、正直なところそういう政策パッケージを組んでも、最初の段階では試行錯誤して、個々個別に分析をしてみると結果が出ていないじゃないかということだってあります。しかしながら、PDCAサイクルを回していく過程を通じて、最終的にその政策パッケージ全体として目指した政策の効果、この実を上げていくことを目指していくことが非常に大事なだろうと、そういうふうに思っているところです。

個々それぞれについて、税金を使わせてやらせていただいているという緊張感を持ちますとともに、トータルとしての政策パッケージとして効果をもたらしたかどうか、このことについ

てしっかり我々としてPDCAサイクルを回していきながら、その実効が上がるように努力していくという視点もあわせて大事だと、そういうふうにも思っておるところです。引き続き、しっかりと気を引き締めて取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。知事のそういった言葉は本当に力強いですし、それこそ補助金による光と影の部分もあるのかもしれませんが、それは本当に知事がしっかりと先頭に立ってやってくれるということが確認できたんじゃないかなと思っておるところでございます。どうぞよろしくお願いします。

最後の項目に移ります。自動車税、自動車取得税の障害者減免制度についてお聞きいたします。

自動車税、自動車取得税の障害者減免制度とは、身体などに障害がある人が所有する自動車で一定の要件に該当する場合には、自動車税、自動車取得税が減免される制度であります。本県では、障害者が所有しみずからが運転する自動車、または障害者が所有し専ら障害者のために同居の親族等が運転する自動車について、一定の要件を満たしている場合は税の減免が受けられます。

この税の減免を受けるための要件におきまして、家族使用の内容について、通院、通学、通所、通勤、なりわいのための送迎を継続して日常的に行うためとの記載があり、その注釈の中に、障害者のために通院や通学等に使用することが、月4回以上かつ1年以上継続されることが必要なので、医療機関等の証明書により確認しますとございます。

この部分におきまして、私は先日、月4回以上かつ1年以上継続の通院証明書が取得できず、減免措置が受けられなかった方とお話をさせていただく機会がございました。その方のお母さ

んが身体障害者1級であり、もともとお母さん所有の車は減免車両になっていたそうですが、年を重ね要介護5に進み、車椅子のまま乗降できる車両に買いかえる際に、減免条件の中の定期的な通院が月4回以上という規定をクリアできず、減免措置が受けられなかったとのことでありました。詳しくお聞きしますと、主治医のいる病院よりも、その他の体調不良による入退院がふえ、通院そのものは月に1度に減り、また1回の薬の量がふえたことや、一般的な風邪などの感染症を患った場合は、訪問診察もしてくれる近所の病院に連れていくようになったとのことでありました。

この方のお話をお聞きしまして、私は他県の実況を調べてみました。例えば滋賀県では、平成31年4月1日より、通院、通学、通所、なりわいのために週1回または月4回以上使用している自動車から、通院、通学、通所、なりわいのために月1回以上使用している自動車に減免が拡大されます。その理由として、投薬期間の長期化等の環境の変化を考慮し、自動車税については、週1回または月4回以上となっている回数要件を月1回以上に改正、また自動車を取得するときに課税される自動車取得税については、障害者の方の自動車の取得に係る一時的かつ多額の費用を軽減する観点からこの用途回数に関する要件を廃止するとしております。

香川県では平成26年度から、障害者の日常生活、買い物・交流活動等のために週1回程度使用することが要件に加えられております。ほかにも山形県、長崎県など、必ずしも全国一律の基準ではなく、むしろ減免措置の拡大は全国に広がっております。

そこで、本県における自動車税、自動車取得税の障害者減免制度の利用状況を総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 自動車税と自動車取

得税の身体障害者等に対する減免は歩行が困難な身体障害者等が健常者の方と同じように社会生活を営むことができるよう、税制上の配慮を行うための制度でございまして、その概要はただいま議員から御紹介があったとおりでございます。

平成29年度におきます本県における減免の実績ですが、自動車税では6,317台、金額にして2億4,529万2,000円、全体の約3%の割合となっております。自動車取得税につきましては246台、金額で1,020万9,000円、これは全体の約1%の割合となっているところでございます。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。なるほど、この数字をどうとるのか、本当に難しいところであると思います。

この自動車税、自動車取得税の障害者減免制度のさらなる拡大につきまして、ここから本来ならば総務部長にお聞きするところかとは存じますが、このことは、障害をお持ちの方々とその御家族などが、地域地域で安心して暮らすことができる社会環境の整備という観点からも今後重要な課題ではないかと考えます。

先ほどお話しした他県の障害者減免制度の状況も踏まえまして、制度拡大に関しての知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この障害のある方とその御家族が、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる社会を構築していくということは、極めて重要なことであります。社会の変化を踏まえて、制度を見直すということは考えられるところであります。一方で、税の減免制度を見直す際には、そもそもの制度の趣旨や課税の公平性という観点などから検討が必要、この点も重要であります。

御紹介のありました香川県のように、通院、通所などに加えまして、新たな利用方法を対象にするというのも実態を踏まえた一つの方策で

あると考えております。このような事例を参考にしながら、制度のあり方について今後研究していく必要があるだろうというふうに考えております。

実際、我々として把握している中で、減免するに当たって頻度、回数を定めている都道府県はそれぞれでありまして、月4回以上が14道県、月2回以上が2県、月1回以上が8県、回数基準なし9府県、その他5県、基準全くなし9都府県という形になっておりまして、かなり制度にばらつきがあるようであります。それぞれの制度をよく研究をして、どういうやり方がよいか検討を深めさせていただければと、そのように考えておる次第であります。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。お聞きをいたしますと、本当に全国千差万別と申しますか、いろいろなことがあるんだなと思えますが、その中においても、本県の障害者の方々そして御家族のことも考えて検討していただければと思います。

もう全ての質問項目終わりましたが、今回夜須川の豪雨の被害についてから始まりまして、それぞれの質問に、丁寧な御答弁ありがとうございました。

1点、夜須川の被害について、さらにということになるわけではないのですが、あの夜須川といえば香南市においても、そしてまた高知県においても、知事がお話に出していただいた、園芸の本当に立派な産地でありまして、エメラルドメロンをつくっておる方が被害を受けました。私が言うのもなんですが、高知県でも最も進んだ環境制御技術の農業を営んでおられる方だと思います。その方々が月に1回香南市に集まって炭酸ガス研究会というのをやっております。私も5年ほど前から顔を出して勉強といひますか、聞かせていただいているところであります。そこの方々がおっしゃるのは、夜須川

を何とか守っていただければ、雨等に強いハウスは我々がこれから何とかしてつくり上げますので、川だけはしっかりと守ってくださいというのを、ぜひ知事にということで先日お聞きしておりましたもので、ここでかわりましてお伝えさせていただきます。

本当に、少し時間が余って大変恐縮ですが、丁寧な御答弁ありがとうございました。

これで私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（坂本孝幸君） 以上をもって、浜田豪太君の質問は終わりました。

ここで午後3時35分まで休憩といたします。

午後3時13分休憩



午後3時35分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

大野辰哉君の持ち時間は40分です。

27番大野辰哉君。

○27番（大野辰哉君） 土森議長にお許しをいただきました。県民の会の代表大野辰哉です。いつものようにお聞き苦しい点多々あるかと思っておりますけれども、御答弁のほうよろしく願いいたします。

先日、大変うれしいニュースがありました。かねてから懸案となっていた香南市のルネサス子会社高知工場の承継先として、医療・衛生品などの製造・販売で国内トップの企業、丸三産業が決定したことが発表され、これにより従業員の雇用や地域活性化などに大きな期待が持てることとなりました。知事初め、関係者の皆様のこれまでの粘り強い交渉、御尽力に対しまし

て、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず、障害者雇用の問題についてお伺いいたします。

国の機関や地方公共団体などで、障害者の法定雇用率を水増ししていたことが発覚しました。障害者の雇用と自立支援を促進する立場の行政機関の信じがたい実態の発覚に、障害当事者や障害関係団体などからは、政府による改ざんや捏造などには大分免疫がついてきたはずだったが、雇用水増し問題は次元が違う、行政に通底する障害者排除の姿勢そのものに恐ろしさを感じるという声や、障害者は雇い入れたくないという行政組織の姿勢が表にだけ出たなどの悲痛な声も聞かれます。

障害を持たれている多くの方の公務職場、公の機関で働く機会が、公によって長きにわたって奪われてきたという事実は大変重たく、行政機関の責任は重大ではないかと思えます。

国や県、自治体、独立行政法人が法定雇用率を完全に達成すれば、全国で約5万人の障害者が公的な部門で働くことができるとも言われていますが、まず本県の公的部門において法定雇用率を達成した場合、雇用できる障害者は何人になるのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（君塚明宏君） 障害者雇用率の算定に当たりましては、重度障害の方にあつては2倍、短時間勤務職員の方にあつては0.5倍といった換算を行うことになっております。知事部局では、法定雇用率2.5%を達成した場合の対象となります職員数は、全員がフルタイム勤務の重度でない障害者の方として計算した場合、90人分となりまして、現在雇用している75人分に加えまして、あと15人分の雇用が必要となります。

同様に計算いたしますと、公営企業局では9人分となりまして、あと5人分、法定雇用率が2.4%であります教育委員会では141人分となりまして、あと18人分の雇用が必要となるという状況でございます。

○27番（大野辰哉君） 県においても、厚生労働省の通知、ガイドラインによる法定雇用率を満たしていない実態があったとのことですが、国や県外の他の機関などでは、障害者の雇用率を引き上げるために、職員が人事担当者から障害者枠への名義貸しを依頼されたり、死亡した職員を算入したり、本人が知らないうちに障害者枠で雇用されていたことなど、悪質な運用の実態も報道されております。

障害者雇用に関して、本県においてはそうした不適切な水増し報告の運用事例はなかったのか、その有無について総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（君塚明宏君） 本県におきましては、法定雇用率を満たすために、対象とならないことが明らかな職員を故意に加えるといった悪質な事例はなかったものと考えております。しかしながら、国の今年度の通知等を踏まえまして、障害者手帳等を所持していることの確認がとれ、かつ集計結果を国への報告に用いることに同意していただける職員のみを対象とする厳格な運用が求められております。

今回の調査によりまして、国の通知等の確認が不十分であった、障害者手帳を所持しているとの人事申告があった後の状況の確認を行っていなかった、また医学的知見が十分でない職員の判断により、障害者手帳を所持する職員と同等の障害があると思われる職員を対象として含めていたといった不適切な運用がございました。

また、手帳所持者と同等の障害があると思われる職員を対象に含めていることを、本人には伝えておりませんでした。これらのことにつき

ましては反省し、おわび申し上げますとともに、今後適切な対応をしてみたいと考えております。

○27番（大野辰哉君） 本県においては、手帳所有者と同等の障害があると思われる方を医師の診断などにより含めるなど、手帳によらない、手帳主義でない柔軟な運用により、障害を持たれている方の雇用を推進してきたと理解をしています。心臓機能障害や、この4月から雇用が義務化された精神障害などは、その方の症状や状態によって、障害者手帳の等級や取得状況も変化することがあります。また、手帳を持つことに抵抗のある障害を持たれている方もおられます。

厳格な取り組み以上に、社会的支援が必要な方が障害者であるという広い視点でも考え、障害を持たれている方も健常者も安心して働き続けられる職場環境をつくる、県庁の職場から積極的なそうした取り組みも進めていただきたいと思います。

障害者の雇用には重要な役割もあります。障害者の雇用が少ないと職場の障害者への理解や職場環境の改善は進みにくくなりますし、障害者の視点が入ることによって、広い視野での計画づくりや政策の立案も可能となります。公的な部門で働く障害者は、そうしたかけがえのない大きな役割を担っていると思いますが、今後の障害者雇用の推進策について総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（君塚明宏君） 議員御指摘のとおり、障害者雇用そのものが重要であることに加えまして、県政運営におきまして、障害者の方からの視点が入るということは必要なことと認識しております。今後、知事部局におきましては、障害者雇用を進めるために以下の取り組みを進めてまいりたいと思います。

まず、本年度中におきまして、速やかに業務

及び体制を検討いたしまして、非常勤職員の追加募集を行います。また、来年度に向けまして正職員について、今月予定されております身体障害者を対象としました県職員採用選考試験に加えまして、さらに追加募集を検討いたします。平成31年度以降につきましても、障害者枠での採用や非常勤職員採用の拡大を検討いたします。さらに、知的障害者及び精神障害者の採用の拡大についても検討してまいりたいと考えております。

こうした障害のある方々を配置するに当たりましては、職場におけますサポートや支援が図られることが重要であります。障害者を受け入れる職員の意識啓発も含めまして、職場における受け入れ体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○27番（大野辰哉君） ありがとうございます。個人情報保護など個人のプライバシーについても、慎重な対応や配慮も要請をしておきたいと思っております。

昨年度、障害者を雇っていない企業に負担を求める障害者雇用納付金制度に基づき、企業が国に支払った納付金は293億円に上り、そのうち227億円が、基準を上回った企業などに調整金などとして支給されているとのことですが、水増し報告のそうした行政の姿勢が、罰則まで科せられながらも法定雇用率の未達成が半数に上る民間企業の障害者雇用にも、大きな影響を及ぼすのではないかと思います。

そこで、本県の障害者雇用義務のある企業数について地域福祉部長にお伺いしたいと思っております。

○地域福祉部長（門田純一君） 高知労働局が公表しています平成29年障害者雇用状況の集計結果では、平成29年6月1日現在で、県内の法定雇用義務のある、従業員の常時雇用が50人以上の企業は488社あります。

○27番（大野辰哉君） それでは、本県の法定雇用率の未達成企業数について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（門田純一君） 同じ集計結果では、県内の法定雇用率未達成の企業は、法定義務企業の約4割、191社となっております。

○27番（大野辰哉君） それでは、本県の障害者雇用納付金の額について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（門田純一君） 障害者雇用納付金は未達成企業のうち、常時雇用している従業員が100人を超える企業が支払うこととされており、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部によりますと、本県における平成29年度の障害者雇用納付金は90社が支払い、その額は7,745万円となっております。

○27番（大野辰哉君） 水増し問題での行政への不信が、障害者雇用のハードルをますます上げてしまい、この国全体の障害者の雇用機会をますます減らしてしまうのではないかと危惧しています。

今後は、障害者雇用のハードルを下げっていく努力を官民挙げて行っていかなくてはならないと思っておりますが、本県における民間企業への障害者雇用の促進策も含めた障害者雇用促進の具体的な施策について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（門田純一君） これまでも、県内の法定雇用義務のある民間企業を、毎年ハローワークと連携して訪問し、障害者の雇用の意義や障害のある方の職業訓練制度などの雇用の支援策を説明し、障害者の雇用促進に取り組んできたところです。

これからは、企業訪問する際には、まず今回の県庁の障害者雇用に関しまして、その経緯を説明しおわびするとともに、今後県庁としてしっかりと障害者雇用に取り組むことを御説明いた

します。その上で、障害者を雇用して活躍の場を提供することは企業にとってもプラスになることを改めて御説明し、理解を求め、障害者雇用に結びつけていきたいと考えています。

あわせて、新たな雇用に際し、職場環境の施設整備への助成や雇用後のフォローアップなどを行い、採用から定着までを一貫して支援することにより、障害者雇用に促進してまいります。

○27番（大野辰哉君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

民間企業には金銭で解決を図らせながら、みずからは水増し報告でごまかしてきた障害者雇用に対する行政の姿勢、旧優生保護法に基づく不妊手術の実態の表面化、LGBT——性的少数者を生産性がないと表現した国会議員の発言、2年前の相模原市、津久井やまゆり園で起きた殺傷事件などなど、近年の障害者に関する多くの事件や一部国会議員の心ない発言などにより、改めて浮き彫りになったことは、経済的に豊かとなったとされるこの国で障害者が就労することにまだまだ大きな壁があるという現実、さらには優生思想や差別、排除の論理が今も日本の社会に根強く残っているという事実です。

改めて、これからの世の中、社会が、生産性を基準に排除を容認するような社会でなく、全ての人が分け隔てなく安心して暮らしていくことのできる優しい共生社会、国、そして高知県になってほしいと思ひ、願うものであります。

この項目の最後に、近年の障害者を取り巻くさまざまな問題や一連の事件を踏まえた尾崎知事の共生社会への思ひと、優しい高知県づくりについてお伺ひしたいと思ひます。

○知事（尾崎正直君） 障害のある人もない人も、ともに支え合ひ、安心して、生き生きと暮らせる共生社会を実現する、このことは、日本一の健康長寿県構想にも柱として掲げてきて、本県として取り組んできていることであります。そ

ういう中において、高知県庁の障害者雇用に関して不適切な運用がありましたことについて、本当に心から改めておわびを申し上げたいと、そのように思ひます。

今後、まずはこの不適切な運用について早期に是正をして、厳格な基準によつても法定雇用率を満たすことができるように早急に取り組んでまいりますとともに、議員の御指摘にもありましたような、手帳のあるなしにかかわらず障害者雇用に促進できるような、そういう柔軟な施策というものもあわせて講じていけるように取り組んでいきたいと思ひます。

また、これまでも御指摘いただきましたが、知的障害者、精神障害者の皆様方にもより一層御参加いただけるような取り組み、これも研究を重ねながら対応を強化していきたいと、そのように考える次第です。

そして、あわせまして全体として、障害者の皆様、高齢者の皆様、ともに共生社会の中においてお互い支え合ひながら暮らしていける高知県をつくることは非常に大事なことであります。そのためにも、これまでもあったかふれあいセンターの取り組みでありますとか、さらにはこども食堂の取り組みでありますとか、高知県福祉と申しておりますけれども、いわゆる意図的、政策的に支え合ひのネットワークをつくる取り組みを進めてきました。こういうことを今後もしっかりと進めていきたいと、そのように考えておるところです。

いずれにしても、特に高知のように中山間地域が多く、さらには経済的に厳しい状況にある県においては、意図的、政策的に支え合ひのネットワークをつくるということが非常に大事だと思ひますので、こういう方面の施策を引き続き強化していきたいと、そのように考える次第でございます。

○27番（大野辰哉君） ありがとうございます。

名実ともに日本一の健康長寿県になりますことを心より御祈念申し上げたいと思います。本当にいつもありがとうございます。

次に、高知県立大学の蔵書の焼却についてお伺いしたいと思います。

私の母校、高知短大、高知県立大学永国寺図書館で、3万8,000冊にも及ぶ図書、蔵書が除去されたという大変ショッキングな事実が発覚しました。蔵書の除却に際しては、全教員の意見も聞き、大学内部で十分な時間をかけ検討した上で、学内規程の基準に基づき処分がなされたとのことで、学内組織としてのコンセンサスは得られていたということだと思いますが、一方で図書の購入には多額の県民の税金も使用されており、そうした視点、高知県の公立大学法人という基本的な視点が欠落していたことは大変残念なことだと思います。

まず、県は高知県立大学が蔵書の焼却処分を決定し実行する際に、その事実を知っていたのか、文化生活スポーツ部長にお伺いしたいと思います。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 県は知りませんでした。

○27番（大野辰哉君） それでは、大学側から県に対して、焼却処分の検討過程の段階で相談や助言を求められたこともなかったのか、文化生活スポーツ部長にお伺いしたいと思います。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 県には大学からは相談や助言を求められたことはありません。

○27番（大野辰哉君） それでは、蔵書の焼却の検討段階から実行まで、大学内部の判断だけで行ったということによろしいでしょうか、文化生活スポーツ部長。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 大学からは、大学の判断で行われたとお聞きをしています。

○27番（大野辰哉君） 大学では外部人材による検証委員会を設置して、この問題の検証をしていくとのことでありますが、検証委員会の人選についてはどのような視点で人選をされたのか、文化生活スポーツ部長にお伺いしたいと思います。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 大学が設置した検証委員会の委員の人選に当たっては、県内外から広く選ぶこと、大学図書館や公立図書館の運営に詳しい方、県内の図書館振興のための計画づくりなどにかかわられたことのある方、図書館を利用される立場の方といった視点で選ばれたと、大学からお聞きをしています。

○27番（大野辰哉君） ありがとうございます。

検証委員会には、学生や県民の意見なども取り入れるなどして、県立大学の組織のあり方も含め、県民に広く開かれた、よりよい大学となるための幅広い議論も行っていただきたいと思いますが、検証委員会に対して県が期待していることについて文化生活スポーツ部長にお伺いしたいと思います。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 検証委員会に対しては、今回の蔵書の除却処理等の手順や処分方法、除却処理後の活用方法などをしっかりと検証していただくとともに、大学図書館の今後の蔵書の適切な管理や運営に生かせる議論をしていただきたいと考えております。

○27番（大野辰哉君） 蔵書の焼却問題を教訓として、教職員間のもとより、学生と教職員、さらには県民も含めて、風通しのよい、県民に根差した、よりよい大学となっただくことを県民の多くも期待していると思います。

県としてこれからの大学にどのような期待をされているのか、文化生活スポーツ部長にお伺いしたいと思います。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 永国

寺キャンパスは、県民に開かれた、社会に貢献する知の拠点として整備をしたものです。この考え方に基づいて高知県立大学では、教育研究活動を初め社会貢献活動に取り組んでおり、このうち社会貢献活動では公開講座や県民開放授業を充実するなど、県民の皆様の学びの機会の提供に積極的に取り組んでおります。

また、域学共生の理念のもと、全ての学生と地域住民がともに学び合いながら、地域の課題解決にも取り組んでいます。大学には、今後も質の高い教育・研究活動を行っていただくことはもとより、こうした社会貢献活動などを充実することによって、県民に開かれた大学として、その役割を果たしていただきたいと考えております。

○27番(大野辰哉君) 検証委員会の人選も決まっているということなので、今回は余り幅広い議論はできないかもしれませんが、いずれかの時点で、短大の廃止の功罪や公立大学の法人化の検証なども行っていただき、県民から愛され親しまれる高知県立大学のますますの発展を期待したいと思います。

高知県立大学の図書の問題に関連して、知事も提案説明の中で、県内各図書館へのバックアップを強化するなど県全体の図書館振興につなげていきたいとおっしゃられておりましたが、県内では、この夏オープンしたオーテピア高知図書館を初め、多くの公立図書館が整備されていますが、一方で図書館の整備がされていない自治体もまだまだあると思います。

そこで、県内において公立図書館が未整備の自治体数について教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長(伊藤博明君) 県内における公立図書館が未整備の自治体数は10町村となっております。全体の約3割で未整備となっており、特に中山間地域では設置が進んでいない状況にござ

います。

なお、図書館が未整備の町村では、公民館図書館が設置されているということになっております。

○27番(大野辰哉君) 私は、以前教育委員会の事務局職員として公民館で勤務をしたこともありましたが、町には図書館はなく、公民館の一室に、教育長が今言われましたように、図書室を設置して対応していました。図書を利用する住民は1日に1人いるかいないかで、何日も利用がないような状況もありました。山間地域では、地理的事情や住民の高齢化などから、住民の皆様がなかなかそうした図書に触れる機会が少ないのが現状です。

そうした状況から、地域の集会所に図書コーナーを設け、公民館の図書を巡回するような仕組みを検討したこともありましたが、集会所での管理や人的理由などから、実現にはなかなか至らなかったこともありましたが、今は、県内各地に集落活動センターやあったかふれあいセンターが整備されてきておりますので、そうした管理や人的部分は一定クリアできる体制が整ってきているのではないかと思います。

そこで、中山間地域での巡回図書など、集落活動センターやあったかふれあいセンターを活用した図書の振興策について教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長(伊藤博明君) 本年7月に策定しました高知県図書館振興計画では、オーテピアの豊富な蔵書を県内各地の図書館や公民館図書室などの拠点を通じて借りられるサービスを幅広く周知するとともに、このサービスを受けられる拠点の拡大を図り、県民の皆様の利便性を高めることといたしております。

インターネット環境があり、本を貸し出すことができるなど、一定の要件を満たした場合は、図書館や公民館図書室に限らず、例えばお話の

ありました集落活動センターやあったかふれあいセンターなどを拠点とすることも可能なことから、地域地域の図書環境の充実に向けた方策の一つとして考えているところでございます。今後、こうした住民の方々の集いの場の活用も含めまして、市町村の意向もお聞きしながら、サービス拠点の拡大を図っていききたいというふうに考えております。

○27番（大野辰哉君） ありがとうございます。図書館は住民の知の拠点とも言われています。オーテピアの完成や図書館振興計画の策定、さらには集落活動センターやあったかふれあいセンターなども活用しながら、地域住民の図書に触れる機会をできる限り県下全体へ広げていただきますよう、県の御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

さらに、図書館の新設や老朽化による建てかえなど、市町村図書館の整備に関する県の支援についてもお願いしておきたいと思いますが、教育長にお伺ひしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会の市町村立図書館への支援といたしましては、オーテピアの県立図書館が実施する蔵書の貸し出しや司書の巡回訪問による相談支援、市町村立図書館職員を受け入れて行う研修など、ソフト面での支援となっております。図書館の新設や老朽化による建てかえなどへの財政支援は行っておりません。

市町村の図書館整備においては、まずはそれぞれの市町村が住民にどのような読書環境を提供したいのか、目指す姿を描くことが大切だと考えております。その上で、県教育委員会としまして、高知県図書館振興計画に基づき新たに設置する協議会におきまして、モデルとなる事例や、それぞれの市町村が描いた目指す姿の実現に向けまして、必要となる支援策の導入などについて検討を深めていききたいというふうに考

えております。

今後は、市町村訪問などを通じまして、財源も含めた県内外の図書館整備事例や、先ほどの集落活動センターなどの活用例も提示しながら、各市町村における図書館振興の検討を促してまいりたいというふうに考えております。

○27番（大野辰哉君） ありがとうございます。ぜひハード・ソフト両面で支援を要請しておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備についてお伺ひしたいと思います。

県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場である日高村のエコサイクルセンターが予想以上の早さで満杯となることから、有識者らによる新たな管理型最終処分場候補地選定委員会において候補地の選定に向けた議論が重ねられた結果、最終処分場の候補地として、須崎市、佐川町、香南市の3カ所が適地として絞り込まれ、最終的な絞り込みに当たっては、現在対象となる自治体の首長、議会への説明や情報提供、地元住民への説明会などが開催されております。

私も地元で開催された住民説明会へも出席させていただき、県林業振興・環境部からの説明を聞かせていただくとともに、多くの住民の皆様のお意見もお伺ひさせていただいたところでありますが、改めまして、この間の林業振興・環境部長を初め担当職員の皆様のお労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げたいと思ひます。

各地での住民説明会においては、地域住民ならではの視点での、整備における留意点や住民の皆様のお不安や思いなど、さまざまな意見や助言、質問などもあったものと思ひますが、新たな産業廃棄物最終処分場候補地におけるこれまでの住民説明会で、住民から出された主な意見や質問内容について林業振興・環境部長にお伺ひしたいと思います。

○**林業振興・環境部長（田所実君）** 本年2月に3カ所の最終候補地が選定されて以降、県ではそれぞれの地域で、候補地の選定過程や施設の必要性、安全性などに関する説明会と、先般取りまとめました各候補地の現地調査の結果に関する説明会を行ってきたところでございます。

これまでの説明会におきまして、住民の皆様からは、南海トラフ地震などの大規模災害による施設の損壊のおそれ、遮水シートの破損などにより汚水が漏れるおそれや、万が一最終処分場から水が漏れた場合の日常生活や農業などへの影響、また山林を開発することによる集中豪雨などにおける下流域での増水のおそれ、候補地周辺の交通量や大型車両の通行の増加に伴う危険性、そして施設廃止後の将来にわたる安全性の確保といったことへの御心配の声のほか、道路整備や河川改修などに関する御要望や、建設予定地の絞り込みに当たっての考え方や、スケジュールに関する御質問などを頂戴し、県の考えを丁寧に御説明させていただいたところでございます。

○**27番（大野辰哉君）** 時間の都合上、2問ほど飛ばさせていただきますが、住民説明会においては、住民の皆様の多くが、地震や大雨などによって上流部の処分場から汚水が下流域に流れ、生活や農作物に悪影響が出るのではないかと、災害時の施設からの水漏れを不安・心配視される声が多く出ておりました。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場における災害対策について林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

○**林業振興・環境部長（田所実君）** 南海トラフ地震への対応としましては、最大クラスの地震で想定されている震度を上回る地震にも耐え得るよう、十分な耐震性を備えた施設構造としてまいります。

また、集中豪雨など大雨への対応としましては、林地を開発する場合は森林法に基づく開発許可を受ける必要がありますが、その許可条件におきまして、開発行為により下流域において水害を発生させるおそれがないことが条件とされており、これを満たす必要がありますので、大雨についてもしっかりと対応してまいります。その他の災害対策についても万全を期して対応してまいります。

○**27番（大野辰哉君）** 9月の住民説明会に参加された住民の皆様の間、最終候補地はもう決まっているといった不確定な認識や情報により、説明会の混乱を招いた場面もあったように思います。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場の最終候補地の選定に関して、現時点で決定された事実があるのなら御説明いただきたいと思いますが、林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

○**林業振興・環境部長（田所実君）** 県として既に1カ所に絞り込んでいるというような事実はございません。1カ所への絞り込みにつきましては、これまでも申し上げておりますとおり、最終的には今回の現地調査に基づく分析結果や、最終候補地の所在する3市町の首長、議会、住民の皆様を受けとめなどを総合的に勘案し、県議会の御意見を踏まえて1カ所に絞り込んでまいりたいと考えております。

○**27番（大野辰哉君）** それでは、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る今後のスケジュールについて決定していることがあれば、林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

○**林業振興・環境部長（田所実君）** 現時点で今後のスケジュールに関して決定していることはございませんが、先般の現地調査結果の説明会やアンケートで頂戴しました御質問や御意見について、県の考え方をわかりやすく整理しました質疑応答集のようなものを、来月には3地区

の皆様にお配りさせていただきたいと考えております。

○27番（大野辰哉君） ありがとうございます。

それでは、次に災害への対策についてお伺いしたいと思います。

ことしの夏は、記録的な大雨、命の危険のある温度とも言われた災害的な猛暑、台風も多く発生し、さらには大阪、北海道で大地震が発生するなど、自然の猛威が日本列島を次々と襲いました。改めて、このたびの一連の災害によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興と、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

私自身も7月の豪雨災害発生後、元防衛大臣政務官で本県2区選出の広田一衆議院議員とともに、県西部地域で被害の大きかった宿毛市、幡多郡大月町の現場に入らせていただきました。現地では既にボランティアセンターが開設され、猛暑の中、多くのボランティアの皆様が土砂や瓦れきの除去作業などを行っておられ、役場にも国土交通省の緊急災害対策派遣隊、TEC-FORCEも入って情報収集に努めておられるなど、各機関の皆様がそれぞれ持ち場持ち場で懸命に任務を遂行されておられました。

そうした緊迫し誰もが不安な災害現場において非常に頼もしく思えたのが、自衛隊の部隊が地元住民やボランティアの方々とともに、土砂や瓦れきの撤去作業などの活動をされていたことです。自衛隊の皆様の黙々と力強く活動される姿、その姿に安堵された被災地住民の方も少なくなかったのではないかと思います。

そこで、このたびの平成30年7月豪雨における、県内での自衛隊の活動内容について危機管理部長にお伺いしたいと思います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 安芸市を初め5つの市町におきまして、堤防の侵食対策、孤立

者の安否確認や救出、行方不明者の捜索、食料や燃料などの物資搬送など、さまざまな活動をしていただきました。

○27番（大野辰哉君） それでは、県内で活動された自衛隊の延べ人数について危機管理部長にお伺いしたいと思います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 本県を初め徳島県、さらには遠く三重県から、延べ1,888名の隊員の派遣がございました。

○27番（大野辰哉君） このたびの豪雨災害において、陸上自衛隊の皆様を初め、被災地で支援活動に従事された皆様方に改めて感謝とお礼を申し上げたいと思います。

混乱する被災地現場では、現場の最前線で復旧作業をされている地元住民やボランティア、自衛隊などの活動の情報や、被災地現場からの要求、要望などの情報が、自治体や県などの行政機関へ正確に伝わらないといった、情報の錯綜や混乱も多くあります。

今回、私自身が災害現場で感じたことは、住民、自治会、ボランティア、地元自治体、自衛隊など、横のつながりによる現場の情報共有の大切さと、さらに現場で意見集約されたことが行政機関に正確に伝えられ、必要な支援をスムーズに受けられる状況をつくること、そうした情報伝達体制の重要性でした。

そこで、災害時における自衛隊やボランティア、自治会といった、現場で復旧に当たる各機関との連絡調整に関する県の役割について危機管理部長にお伺いしたいと思います。

○危機管理部長（酒井浩一君） 災害が発生した現場での連携や情報の共有につきましては、基本的には地元の自治体に行っていただくものと考えておりますが、その対応が困難な場合につきましては、県が積極的に支援していく必要があると考えております。

○27番（大野辰哉君） ありがとうございます。

県では、豪雨災害対策推進本部を設置し、年間を通して豪雨災害への対策、対応を行うこととしておりますが、災害時における被災地現場と行政をつなぐ県の役割、情報のセンター機能などについても御検討いただけたらと思います。

7月豪雨で全国トップの降水量を記録した本県において比較的被害が少なかったことは、過去の台風や大雨による災害と闘ってきた本県の歴史、これまで行ってきた河川改修などの治水対策、災害対策が、水害に強い県土づくりにつながっている成果とも言えると思います。

一方、他県においては、ダムの放流によって河川が氾濫し被害を拡大させた可能性が指摘されるなど、ダム放流の周知方法や体制についての検証も行われています。

そこで、豪雨が頻発する近年の本県におけるダムの危機管理体制について土木部長にお伺いしたいと思います。

○土木部長（村田重雄君） 洪水が予想される場合には、関係機関との連絡や今後の気象に関する情報の収集などを密に行うため、職員が参集し洪水警戒態勢に入ります。ダムへの流入量が増大し、放流を行う場合には、事前に関係機関に連絡を行うとともに、ダム下流で生活する方に対して、サイレン、掲示板及び警報車によって周知を行います。加えまして、出水期前には、避難指示などを発令する市町村との連携を確実にするために、最悪の場合も想定した洪水時の情報伝達訓練を実施しております。

○27番（大野辰哉君） ありがとうございます。

次に、7月豪雨災害では、想定外の雨により、砂防堰堤が土石流を食いとめ被害を免れた地域がある一方で、他県では砂防堰堤を越えて土砂が住宅地に流れ込み、死者、行方不明者を出した事例も起こっています。

本県では、昭和50年の台風5号、51年の17号での災害を機に、県下各地で砂防堰堤が多く建

設されてきましたが、本県の砂防堰堤の設置数について土木部長にお伺いしたいと思います。

○土木部長（村田重雄君） 県が設置しました砂防堰堤につきましては、昭和40年代のたび重なる災害ですとか、昭和50年、51年の台風災害などを踏まえまして、着実に整備を進めてきておりまして、現在約1,900基となっております。

○27番（大野辰哉君） それでは、その1,900基の砂防堰堤の点検及び土砂の現状把握について土木部長にお伺いしたいと思います。

○土木部長（村田重雄君） 県では、砂防堰堤の損傷の有無や土砂の堆積状況につきまして、これまでも定期的に点検、把握をしているところでございます。

一方、さきの7月豪雨では、県内の至るところで山腹崩壊や土砂流出が発生いたしました。このため、記録的な降水量を観測した地域を対象に、国とも連携し、被災後速やかにヘリコプターなどによる上空からの調査を実施するとともに、下流集落へ土砂流出が懸念される箇所につきましては、現地で目視調査を行いました。その結果、多量の土砂の捕捉を確認しました砂防堰堤につきましては、今議会におきまして補正予算を計上しまして、早期に土砂撤去を行う予定にしております。

今後とも、砂防堰堤の機能をしっかりと果たせまよう、市町村や地元企業などからも情報提供いただきながら、適切な維持管理に努めたいと考えております。

○27番（大野辰哉君） どうかよろしくお願いたします。

次に、LCC就航と高知龍馬空港のバリアフリー化についてお伺いしたいと思います。

本県にとって初めての格安航空会社、LCC、ジェットスター・ジャパンの12月からの就航が決定しました。改めて、片岡社長初め、ジェットスター・ジャパンの英断に心から感謝すると

ともに、これまでの知事を初め県執行部や関係機関の御尽力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

実は、私自身、県議会議員にならせていただくまで、LCCを利用したことは一度もなく、知識すらなかったんですけれども、橋本敏男議員から、大野君、安い飛行機があるぞとLCCを勧められ、高松空港から初めてLCCジェットスターを利用させていただきました。最初、余りに安い運賃に、安全面や機体の状態など多少の不安もありましたが、いざ搭乗してみると、フルサービスキャリアの飛行機と比べても遜色のない、快適な空の旅をさせていただきました。

その後、橋本議員に御先導いただき、県民の会会派でジェットスター・ジャパンへも直接お伺いして、高知への就航要請もさせていただくなど、本県への就航を待望していたところ、今般高知空港への乗り入れが決定し、一県民として本当にうれしく思っております。

私のようにLCCを知らない方が、県民の皆様の中にもまだまだたくさんいらっしゃると思います。ジェットスターの就航を県民により広く周知して認知度を上げていくことが、今後の増便や搭乗率の向上につながり、県民の利便性、経済の向上への鍵になると思います。

そこで、新たに就航が決定した格安航空会社ジェットスター・ジャパンを広く県民に知っていただくためのプロモーション支援について中山間振興・交通部長にお伺いしたいと思います。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） LCCの路線の定着・維持のためには、多くの方々に知っていただき、御利用してもらうことが何よりも重要です。そのため、マスコミや県の広報媒体の活用、路面電車のラッピング広告などによるPRを行うとともに、ジェットスター・ジャパンが行うPR事業への支援も実施してまいります。

また、県民の皆様に向けましては、県内で初めてとなるLCC特有のチケットの購入方法や、荷物の預け方等の周知も重要だと考えております。さらには、県内企業や旅行会社だけでなく、県人会など本県とゆかりのある団体や企業を通じたPRなどに加えまして、県外事務所と連携したイベント会場でのPRなど、さまざまな機会を捉えてPRを行ってまいります。

○27番（大野辰哉君） 昨年6月、鹿児島県奄美空港において、障害者が車椅子で搭乗できず、腕だけでタラップをはい上がるのを余儀なくされた事例がありました。LCCの就航により、今後世界からお客様に本県に来ていただくことが予想されますし、どんどん来ていただかなくてはなりません。

ジェットスター・ジャパンの就航を機に、高知龍馬空港の改修なども計画されておりますが、空港の基本機能としてバリアフリー化への支援についてもよろしくお願い申し上げます、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、大野辰哉君の質問は終わりました。

ここで午後4時20分まで休憩といたします。

午後4時16分休憩



午後4時20分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

吉良富彦君の持ち時間は35分です。

35番吉良富彦君。

○35番（吉良富彦君） きょう最後の質問となりました。お疲れだと思いますけれども、おつき

合いをよろしくお願いたします。

まず、ビキニ被災船員の救済についてお聞きします。

7月20日、高知地裁の西村修裁判長は、ビキニ国家賠償請求訴訟の判決を出しました。内容は、国が故意に文書を隠したとは認めず、損害賠償請求権も20年の除斥期間を超えており消滅している、ゆえに元遠洋マグロ漁船員と遺族45人の原告の請求を棄却するというものでした。

2016年5月に、高知の元漁船員など45人が提訴した本訴訟の目的は、1つに、日米両政府の政治決着に従い、ビキニ被災船員を放置し、被曝線量など記した公文書すら開示しなかった国の責任を明らかにし、被災船員救済の道を開くことであり、もう一つは、司法の場で被災者みずからが事実を証言し、第5福竜丸以外の、高知を初めとする多くのマグロ漁船員の被曝を認めさせ、広く知らしめていくことにありました。

判決を受けた後の記者会見で、原告の元漁船員、増本和馬さんは、私たちは日本政府に見放された状態だ、国民でありながら国民扱いされていない、悔しいと怒りを込めました。故意であるなしに関係なく、除斥期間の20年以上、公文書が公表されなければ責任が問われないなんて許されない、ずさんな管理であったこと自体が責任を問われることで、国は賠償すべきではないのかなどの声も上がっていました。

原告側は、国民を犠牲にし、ほったらかしたという人権侵害を放置できない、被災者救済のためにも控訴審で政府の責任を明らかにすると新たな決意を示し、高松高裁へ控訴しています。

請求棄却の判決の一方、判決文は、判断の要旨の冒頭に、本件核実験及び被曝の事実についてという項を起こして、証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、米国が昭和29年3月1日から同年5月14日までの間、6回にわたりマーシャル諸島共和国ビキニ環礁及びその付近において核

実験を行い、漁船員であった原告ら、または原告らの被相続人が被曝した事実が認められると記しています。これは、歴史上初めて司法が、水爆実験によって第5福竜丸以外、高知県の漁船員らの被曝を認めたこととなります。

被告である国側は、裁判最初の反論で、第5福竜丸の漁船員に放射線被曝した者がいたことは認めましたが、その余は不知、つまり知らぬ存ぜぬで押し通そうとしていました。それに対し判決は、争点に対する判断の項で、原告一人一人が語った操業当時の諸環境やその後の体調等も検証、また水爆実験の歴史的経緯や放置された第5福竜丸以外の無数の被災船員らの存在など、ほとんど原告団提出の証拠と主張どおりに認定し、国の反論を退けています。

こうして第5福竜丸以外の多数の漁船員らの被曝を認めた上で、判決は、広島と長崎への原爆投下と同じく、本件被曝者については、米国による核兵器使用によって被害を受けたという共通性があり、本件核実験に使用された水爆のほうが、上記原爆よりはるかに強力で広範囲に放射性降下物をまき散らしたことが判明しているのであるから、これによる健康被害を等閑視することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は理解できないものではないと、救済を求める原告の主張を認めています。

そして、個々の漁船員が被曝したことに加え、被曝と健康状態の悪化との因果関係を立証するのは困難を伴うことが否定できない、そうすると、長年にわたって顧みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきと述べて、それは、広島と長崎の原爆被曝者に適用されている現行の被曝者援護法で司法的救済を図ることは困難なので、立法府及び行政府の一層の検討に期待するほかないと、新たな立法による救済に言及をしています。

核実験被害者には、被曝者援護法のような救

済法律はいまだありません。判決で、因果関係の立証の困難性に言及し、それでもなお救済の必要性について立法府と行政府に検討を求めたことは画期的であり、全国の存命の被災漁船員の救済への道を開く可能性を示したものと言えます。

今回の高知地裁判決を知事はどう受けとめていらっしゃるのか、まずお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） ビキニ被災船員の皆様方が64年前に太平洋で被災されて以来、健康不安に包まれながら操業や生活を続けられ、中には操業から離れることを余儀なくされたこと、これらに思いをいたしますと、痛切きわまりない思いであります。

本訴訟は、国を相手取った損害賠償請求訴訟でありまして、県としてコメントする立場にはありませんが、本件判決において、漁船員の救済の必要性について改めて検討されるべき、立法府及び行政府による一層の検討に期待すると指摘されたことを踏まえ、国においては、今後被災された方々に寄り添った対応がなされることを期待するものであります。

○35番（吉良富彦君） 核兵器禁止条約が、核実験の影響を受けた者への救済の義務を明示し、今回の国賠訴訟では、司法が、漁船員救済の必要性に言及し、立法府と行政府に措置を求めています。元乗組員の方々への救済措置は、高齢化でもう一刻の猶予もない状況で、喫緊の課題と言えます。

原告で、ビキニ被曝を30年以上調査追跡してきた太平洋核被災支援センター事務局長の山下正寿氏は、救済に必要な被災船員の船籍や病歴、死亡診断等々の個人情報調査や収集を行ってきたが、時間がかかるし非開示など私人や民間団体としての調査には限界があることを指摘し、救済に関して、船員の追跡調査は厚生労働省がやれば死亡診断書も病名もすぐつかめる、救済

をするように要求していきたいと述べています。

そこで、知事にお聞きします。厚労省が開示した資料、高知県が保管している資料、県内の漁協や保健所に保管されている資料など、関係市町村と連携をとり、それらを集積するビキニ被災船員追跡調査を、NPOなど民間への委託も含め、県の被災船員救済対策として取り組むことを求めるものですが、どうお考えか、お聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 元船員の方々の被曝に係る健康影響の追跡調査につきましては、一義的には国の責任において実施されるべきものであり、本県はこれまで国に対しまして、ビキニ被曝に関する科学的検証の実施を政策提案してきたところであります。

これを受けて国は、平成26年度から27年度にかけて、厚生労働科学研究事業による調査研究を実施してきましたけれども、調査方法に不十分な点があるとして本議会でも御指摘がありましたことから、平成28年12月と本年1月に健康政策部長が国に対しまして、最新の知見を踏まえた上で被曝の健康影響について、さらにきめ細やかな研究を継続実施していただくよう政策提案したところであります。係争中ということもありましてか、その後動きはありませんが、国に対しては、県としては継続して提案し続けていく必要があると考えておるところであります。

本県にはビキニ被曝に関する記録が残っておりません。個人情報保護のかかわる課題もあり、県として追跡調査を実施していくことは困難でありますけれども、太平洋核被災支援センターなどが追跡調査を継続的に実施していけるような支援策について、検討をさせていただきたいと考えております。

さらに、今回の判決において、米国がビキニ環礁及びその付近において核実験を行い、漁船

員であった原告らが被曝した事実が認められるとした上で、被曝者援護法から作為義務に違反した不作為の違法を導き出し、国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済を図ることは困難であり、立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかないとされたことを踏まえまして、私どもといたしまして、どのような法的枠組みがあれば救済に向けた取り組みが可能か検討したいと、そのように考えているところであります。

○35番（吉良富彦君） この間、県としての追跡調査については、2014年から毎回取り上げてまいりました。先ほど知事がおっしゃったように、県は3カ所での健康相談会や労災申請のサジェスションなど取り組まれ、県議会全会一致で採択された意見書や、さらなる健康影響調査の検証にかかわる要望の国への提出など取り組まれてきたことは存じ上げております。しかし、今回の司法の判決、そして昨年7月の核兵器禁止条約の採択、これらを総合的に勘案すると、公の責任が直接問われる段階に至ったと考えます。

今まで国に顧みられることなく放置されたビキニ被災県民の追跡調査をしてきたのは、高校生や被災船員を支援する民間団体でした。しかし、これからは立法と行政の手による救済への追跡調査が求められたと考えるものです。国に対しては、その法的な枠組みも含めて検討していただくということですが、今ここで私が求めていることは県としてのあり方です。

太平洋核被災支援センターには、350名の船員の追跡調査資料があります。厚労省の資料開示で明らかになった被曝船実数は473隻です。航路図、人体と水揚げした魚の放射線量等が記載されており、被曝の実相を知る上で大変貴重な資料です。被曝した延べ992隻のうち、放射線量が高い被曝マグロを廃棄した高知県の船は延べ270隻、実数で言いますと117隻です。それは、2,000

名を超すだろう本県の漁船員の被曝の実相を公的責任で明らかにし、歴史に刻む、そして残す作業が急がれていると、私は感じています。知事は2年前、県として何ができるか探っていきたいと述べております。

そこで、具体的に県としてこの厚労省文書の高知船籍117隻の乗組員の追跡調査に着手できないものか、再度お聞きしていきたいと思えます。

○知事（尾崎正直君） 私から2点申し上げたいと思います。

まず、追跡調査そのものに関して、この点については、県には記録も残っていないということもあります。やはり、太平洋核被災支援センターの皆様などが、追跡調査を継続的に実施していただき、ただそのことについて、さまざまな支援策を検討していきたいと、そのように考えているものです。実施し続けられるような支援策を考えていく、これが大事だろうと、そのように考えています。

そして、2点目でありますけれども、立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかないとされた今回の判決については、私もごもつともだというふうに思いました。であれば、立法府及び行政府による一層の検討としてどういうことをすべきだということについて、我々としても考え、そしてそのことを提言していくということもまた必要ではなかろうかと考えたところであります。そういうことでありますので、どのような法的枠組みであれば、救済に向けた取り組みが可能かということ、県として検討させていただきたい。そこでしっかり理論構築ができるのであれば、これについて国も含めしっかりと世の中に訴えていくということを行っていけないものかと、そのように考えておるところであります。

○35番（吉良富彦君） 残された時間は少ないと、

私たちは考えております。ぜひ、県内の被災船員の方々がみずからの人生を取り戻す、そして侵害された人権がしっかりと保障される方向へと、できるだけ速やかにその方向性を示していただくように、重ねて要望しておきたいと思っております。

現在、広島、長崎での被曝線量評価に加えて、歯や血液の検査などによる被曝線量評価の科学的知見が蓄積されて、一部が本県の報告書にもまとめられています。被災船員の歯や血液、遺骨の検査機会をつくる手だてを図れないか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 太平洋核被災支援センターなどが実施をされておられます元船員の追跡調査につきましては、実験から60年以上経過していることにより、当時の資料が散逸するなどして極めて少ない中、対象者が高齢となって次第に実施が困難となっていることなど、大変な御苦勞があることは認識をしているところでございます。

お話のありましたことについて、例えば歯などによる被曝線量の評価につきましては、元船員の方から申し出があった場合に抜歯した歯を保存しておくよう、重ねて歯科医師会に要望するなど、県としてできる協力は行ってまいります。また、知事から二度にわたってお話をいたしましたとおり、核被災支援センターなどが追跡調査を継続的に実施できるような支援策の検討、あるいは法的枠組みの検討、そういったことを重ねていきたいと考えております。

そのほか、元船員の方を含めた健康相談や、保健師等に対するビキニ被曝に関する学習会を開催するなど、今後も関係者の方のお話をお伺いしながら対応してまいります。

○35番（吉良富彦君） 今現在、歯や血液の検査は、本当にその研究者の善意に頼って線量評価がされております。遺骨についても、日本分析

センターでしかできないということで、結局1遺骨が15万円もかかるということで、なかなかこれも困難を来している。そういう中で、本来それは先ほど来おっしゃっていますように、国が第一義的には行うべきだということも、私たちはもうわかっております。

しかし、1988年5月11日に、いわゆる高知県ビキニ被災船員の会、これは船主を含めて被災者だけでつくった会なんですけれども、その会が26人で結成されました。もう2001年に皆さん亡くなっているわけですけれども、その方々が県庁へ来て4つの要求を行っています。被災者調査を県主導のもとに実施、2つ目、定期的な健康診断の実施や医療費の補助、3つ目、適正な職員配置や研修、4つ目、原爆医療法をビキニ水爆実験被災者にも適用するよう政府に働きかけること。

それから、その後1990年7月、これは5,228人の署名を添えて、高知県議会にビキニ環礁における水爆実験に伴う被災船員の医療補償に関する請願が出されております。その中では、やはり4点、被災船員の健康診断やがん検診、2つ目、医療費の補助、3つ目、実態の調査、4つ目として被爆者手帳交付など被爆者並みの扱いを求めています。

いずれも健康診断や医療の必要性、そして特別立法によるいわゆる救済を国に求めているものとなっています。この要望は被災船員の願いの原点であり、立法府と行政府がまず取り組むべき、今に生きる願いです。この原点に立った元乗組員への対応こそ行うよう、強く県そして国にも求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

さて、ことし3月、高知市で「すべての核被災者に救済を」のスローガンで、I CANノーベル平和賞受賞記念シンポジウムが、太平洋核被災支援センターとビキニ核被災検証会の主催

で開催され、ノーベル平和賞を受賞した非政府組織、核兵器廃絶国際キャンペーン、I C A Nの国際運営委員、川崎哲さんが来高し、講演しています。川崎さんはその足で尾崎知事を表敬訪問し、私も同席いたしました。

I C A N側がノーベル平和賞受賞後に都道府県知事と面談したのは、尾崎高知県知事が初めてでした。その背景には、I C A Nが成立を求めた核兵器禁止条約について、尾崎知事が議会答弁で「核兵器の廃絶と世界の恒久平和を目指した今回の条約制定に向けた、被爆者の方々の活動に深く敬意を表します。今回の条約では第6条において、各国は核兵器の使用または核実験の影響を受けた者に対して、医療ケア、リハビリテーション、心理的な支援や、社会的、経済的に受け入れられるよう言及されているところです」「世界中の多くの方々に、被曝された方々への支援の必要性が広く認識されたことは大変意義深いことだと思います。我が国は賛成していませんが、条約制定をめぐる一連の取り組みやI C A Nのノーベル平和賞の受賞を契機として、日本国民の間にも被曝者の存在とその方々への支援の必要性が再認識されたことは、元船員の方々にとっても大変心強く意義深いものと考えます」と述べたことがあったと思います。

表敬訪問した川崎氏が、ビキニ被曝の状況説明と救済を進めてほしい、高知がイニシアチブをとれば国際的に波及効果があると述べ、知事は、ビキニ事件被害者に対しては寄り添う姿勢でしっかりと対応していきますと応じられています。

川崎氏は、尾崎知事との会談後、知事は高知は被曝県、被曝の当事者との認識を持たれていると判断なされたようです。そして氏は、核兵器禁止条約は2019年から2020年に発効が予定されるが、その1年後には必ず第1回締約国会議が開かれる、核保有国がすぐには条約には入ら

ないことを考えると、核兵器解体の作業よりも被害者援助・救済の作業のほうを先にやることになり、そこでは必ず第6条、被災者救済をどうするかが話し合われる、その際必要になるのは核実験被害者の実相であり、その要望に今一番応えられるデータの蓄積があるのはほかでもない高知であり、被災者の生の証言が聞けることの意義は大きい、そこで締約国会議に向けて日本の都市で年に1度開かれている国連軍縮会議を高知で開催することを提起なさっています。

国連軍縮会議in高知のテーマは、世界の核実験の実相として、専門家の参加が30名、正式参加者が30から40名、計100名ほど、それに傍聴者が地元も含めて三、四百名ですから、五、六百名程度の会場が必要となります。担当窓口は外務省です。なお、今年度以降の開催地はまだ決まっておらず、準備期間は自治体の取り組みによって半年くらいでも開催が可能だと言われております。そして、自治体からの費用は、どの都市でも大体3,000万円程度と言われております。

高知の被災経験とあわせ、世界からの報告、断片的知見を集約し、高知レポートとして集約されることは、世界の被災者救済に大きな前進をもたらすであろうし、知事には国連に高知レポートを報告する役割を果たしてほしいと思います。子供たちが世界に目を向ける教育効果や、高知県の産業を初めさまざまな面でアピールできる効果も大きいと考えるものです。

国連軍縮会議in高知開催について知事のお考えをお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） このビキニ被曝の問題について、やはり今回の高知地裁の判決については大変考えさせられるものがあるというふうに、私は思っております。広島、長崎で被曝された方々がおられ、これらの方々に対しては国家は後押しをして救済をされているわけでありませ

けれども、ビキニ被災船員の皆様方に対して十分な対応ができてきているのか、このことはしっかりと考えていかなければならないと、そのように思うわけでありませう。

今回の判決文の中においても、個々の漁船員が本件核実験によって放射線に被曝したことに加え、申請時点における健康状態の悪化が被曝による結果であることを立証するのは困難を伴うものであることが否定できない、そうすると、長年にわたって顧みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については、改めて検討されるべきものとも考えられると述べておられ、そして最後に国賠法によって司法的救済を図ることは困難である、立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかないという判決文を書かれているわけだ。

そのことについては、私もなるほどと思いました。でありますので、どのような立法府及び行政府による救済の枠組みが、この実際事案の中のさまざまな限界がある中において考えられるのかということについて、他の例えば広島、長崎における救済のあり方なども対比していきながら、我々として考え、そしてもし理論構築ができれば、それに基づいて政策提言をしていくとか、そういうことをぜひ考えさせていただきたいと、そのように考える次第であります。

そういう観点から、国連軍縮会議in高知、これは大変有意義な機会となるのかもしれない。しかしながら、私としては、そういうことについてしっかりと理論構築をして、説得的に対外的に訴えられる段階が来たときにおいて、この国連軍縮会議という、取っておきの機会を扱うべきではないのかと、そのように考えております。

大変恐縮であります。私としては、今国連軍縮会議in高知を開催することは、まだ時期尚早ということではなかろうかと、そのように考

えているところです。

○35番(吉良富彦君) ありがとうございます。軍縮会議を開催する資格があるのは、やはり私はもう高知しかないというふうに思っております。今度の核兵器禁止条約第6条の内容から見てもですね。ですから、ぜひこれは県民としても実施を求めて、運動も強めていきたいと思っております。

1954年3月から5月の間、ビキニ環礁での計6回の核実験による放射能総量は、広島原爆の3,220倍、それは広島原爆を8年と9カ月半毎日爆発させた量です。全世界での核実験は2,058回ですから、すさまじい量の放射能がばらまかれたということです。実験場のみならず、地球規模での海洋、大気、土壌への汚染蓄積は、食物連鎖により内部被曝など深刻な影響を与えられまう。

これらによる外部・内部被曝に関する調査や分析はアメリカなど核保有国に独占され、危険性について故意に明らかにされていません。マーシャルやネバダ、カザフスタンなど世界の核実験場での被曝の実態を交流することは、救済を行っていく上で極めて有意義な取り組みとなります。福島での被曝の実態についても、ビキニ事件同様、情報操作や隠蔽、矮小化が行われることがあってはならず、このような場で積極的な交流と情報公開でレポートされるべきで、そのことが人類を救うことにつながると考えます。

ますます先鋭化し、深刻度を増すであろう人類と核廃棄物、放射能汚染との闘い、その中でこのビキニ被災船での核被災への今の取り組みは、一地方のことではなく、グローバルな人類の課題に取り組んでいると言えます。核被災、放射線汚染問題解決の先進県として、この軍縮会議開催の意義など参考にさせていただき、県民とともに取り組みを積み重ねていただくことを県に求めて、この項を終わりたいと思ひます。

次に、特別支援学校の整備について教育長にお聞きいたします。

この間、県立山田養護学校の現場へ足を運び、実情を視察し校長先生にお聞きしました。2年前に私が大規模・過密化の解消を求めて本会議質問で取り上げたときより、さらに児童生徒数が25人も増加し、165人が190人となっていました。もともと小中学部50人、高等部30人と考えて建設された校舎は増築、改築が繰り返され、まるで迷路のような学校で、危機管理上も大変大きな問題をはらんでいると感じたところです。

当時指摘した、普通教室が不足し、作業学習などのための特別教室を普通教室に変更したり、クールダウンに必要なスペースが十分確保できないなど、深刻な状態はさらにひどくなっていると思われませんが、一体どのような特別教室が転用され、従前実施されていた指導が困難を来しているのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） ことし4月には視聴覚室、作業学習室の2つの特別教室を転用しまして、中学部が使える普通教室として4室を整備しております。

これらの特別教室で行っていた学習につきましては、視聴覚室は同様の機能のある会議室を使用したり、作業学習室は多目的ホールを使用し、円滑な作業ができるよう工夫しながら、教育活動に支障がないように対応しております。

○35番（吉良富彦君） 随分と簡単におっしゃっておりますけれども、重複用の特別教室もなくなっておりますね。それから、教科等の発達課題別の授業を行う教室が全くなって、会議室や音楽室、調理室をそれぞれの先生たちが右往左往していると。しかもバッティングしてとれないときがあるというようなことも出てきております。教材とか道具を用意するにも、いろんなところにあるわけですから、手間がかかって時間的にも空間的にも大変だということです。

それから、さっき言いましたように、高等部の工作教室なんかがないわけですから、普通教室をその作業学習に使うことが多くて、活動に制限があつて、もう煩雑でたまらないというようなことになっております。

それから、先ほども申し上げましたけれども、パニック時のクールダウン室が1カ所しかないのでバッティングすることがあつて、パニック発生場所と離れていたりして、もう向こうまで連れていけない、廊下で指導せざるを得なくなっていると。本来は最も専門的、教育的なフォローが必要で、そして環境も守らなければならない特別支援学校が、そういうような状況になっているということです。

大体その県の教育水準は、特別支援学校を見ればわかるんですよ。これほどまでに現場の実態がひどいとは、私も思いませんでした。ぜひ教育長は、これを見ていただきたいと思うんですけれども、どうですか、行ったことはございますか。

○教育長（伊藤博明君） 山田養護については、まだお伺いしたことはございません。

○35番（吉良富彦君） ぜひ、行ってください。

次に、そのような大規模・過密化によって、教室だけじゃなくて先生も足りなかったり、1クラスの基準を超えてクラス編制をしているとか、子供たちと先生に過重な負担と犠牲を押しつけている実態はないのかということを教育長にお聞きしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 学級編制は、編制基準どおりに編制をしております。教員につきましても、学級数、児童生徒数などに基づき必要な人員を配置しております。

しかしながら、児童生徒が大変増加したことに伴いまして、教員数も増加していますことから、職員室が手狭になっている現状がございまして、執務環境を適切に確保する改善をする必

要があるというふうに認識をしております。

○35番（吉良富彦君） もうびっくりします。職員室はいっぱいです。それから、机がないんです。長机です。長机にパソコン2台も置けないですね。それで、荷物を置くところがない、資料を置くところがない、もうどうしていいのか。ちょっと動いただけで当たったりするんですよ。

問題は、教職員の更衣室、ロッカーがないんです。これは労働安全衛生法違反だと思えます。これについても、やはりちゃんとした指導をしていくべきだと思いますけれども、教育長に再度御質問をいたします。

○教育長（伊藤博明君） 調べて必要な対応をいたしたいと思います。

○35番（吉良富彦君） いずれにいたしましても、この過大規模校、そして過密状況を解決していくということは、喫緊の課題だと思います。

そこで、文科省の公立学校施設実態調査があつて、そこに国庫補助基準の校舎必要面積と保有面積が示されています。本県の知的障害の特別支援学校における資格面積にかかわる充足率を指標とした施設整備に関する認識を教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 平成29年5月1日現在で、山田養護学校が充足率71.65%、日高養護学校は69.11%、中村特別支援学校が63.56%、平均で67.59%となっております。それから、全国の平均充足率は、66.71%となっております。

資格面積にかかわる充足率を指標としてみますと、必要面積という国の補助対象施設規模に届いていないということになりますので、児童生徒数の増加に伴い、施設整備が、高知も全国も追いついていないということが推測されると思います。

○35番（吉良富彦君） ぜひ、充足率を上げるということで取り組みを強めていきたいと思えます。

基本的には、この山田養護学校も含めて知的障害児の特別支援学校をやはり市内につくれないと思います。山田養護学校で、今在校している子供たちの中で一番多いのは、土佐山田じゃなくて高知市から通っている子供たちなんですよ。そういう意味では、やはり10年たって生徒数が151%、学級数が182%ですから、いつまでも慎重に見ていきたい、見きわめたいというんじゃないで、もう10年たってこれだけ多いわけですから、しっかりと新しい知的障害児学校を高知市内につくるという方向での検討を求めて、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、吉良富彦君の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会

平成30年10月3日（水曜日） 開議第6日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 人事務局長 織田英正君
 公安委員・長職務代理者 織田英正君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第6号)

平成30年10月3日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第6号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第7号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案
- 第8号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に

関する条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第16号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第17号 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に関する議案
- 第19号 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第22号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
- 第23号 平成29年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

第 24 号	平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	別会計歳入歳出決算
報第 1 号	平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算	報第18号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
報第 2 号	平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算	報第19号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
報第 3 号	平成29年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算	報第20号 平成29年度高知県電気事業会計決算
報第 4 号	平成29年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算	報第21号 平成29年度高知県工業用水道事業会計決算
報第 5 号	平成29年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算	報第22号 平成29年度高知県病院事業会計決算
報第 6 号	平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算	報第23号 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
報第 7 号	平成29年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算	議発第 1 号 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案
報第 8 号	平成29年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	第 2 一般質問（一問一答形式による）
報第 9 号	平成29年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算	第 3 決算特別委員会設置の件
報第10号	平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算	第 4 議発第 2 号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案
報第11号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算	————— ❁❁❁ —————
報第12号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算	午前10時開議
報第13号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算	○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。
報第14号	平成29年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算	————— ❁❁❁ —————
報第15号	平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算	諸 般 の 報 告
報第16号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算	○議長（土森正典君） 御報告いたします。
報第17号	平成29年度高知県流域下水道事業特	公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員織田英正君を職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。
		————— ❁❁❁ —————
		質疑並びに一般質問

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」から第24号「平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで、報第1号「平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで及び議発第1号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」、以上48件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることといたします。

土居央君の持ち時間は40分です。

8番土居央君。

○8番（土居央君） 皆様おはようございます。

自由民主党の土居央でございます。早速質問をさせていただきたいと思っております。

まず、弱視の早期発見への取り組み強化についてでございます。

誰もが、眼鏡やコンタクトレンズでも矯正できないほど目が見えなくなったり、また失明をしたりすることは、想像しても極めてつらいことでございます。

この原因となる弱視という病気につきまして、医学的データによりますと、その有病率は約2から3%、50人から100人に1人が発病し、40歳以下での失明原因の1位となっております。しかし、大事なことは、この弱視は治る病気であるということでございます。ただし、視力発達期である5歳ごろまでに治療をしないと効果が低いということが大きなポイントであり、早期発見して治療、訓練することが何より重要になります。

これに関して、母子保健法で義務づけられております3歳児健診では、平成2年から弱視の

早期発見を目的とした視覚検査が開始をされております。この実施主体は市町村であります。内容は、まず家庭で行う簡単な視力検査とアンケートへの記入、そしてその結果をもって保健センターなどで行われる実際の健診である2次検査に進みます。そして、2次検査で治療が必要な目の病気が疑われた幼児は、要精密検査となり、眼科での精密検査を受けるという流れになっております。

しかし、この検査精度には全国的なばらつきがあり、かつ弱視の発見率が低いことが問題になっており、全国では県と市町村ともに、改善に向けた具体的な取り組みを始める自治体も出てきています。

兵庫県宝塚市の調査によりますと、弱視と診断された子供の56.5%は3歳児眼科健診で異常なしとなっています。つまり、現在の方法では、2次検査で要精密検査と判断される率が低く、約半数の弱視の幼児はここで発見されておらず、見逃されているという実態です。高知県眼科医会3歳児健診担当理事で土佐市民病院眼科部長の中矢家寿宏医師によりますと、これは本県も含めて全国ほとんどの自治体に共通する課題だと指摘をされています。

このような実態を踏まえ、各自治体では、近年開発された他覚的検査機器導入による屈折検査を実施する動きがございます。機器を導入した市町村の前後比較で、要精密検査率は、例えば静岡市0.63%から22.20%、福井県鯖江市で1.4%から7.19%、本県の土佐市でも0.33%から6.29%へと大幅に上昇しており、弱視の早期発見と治療に大きく貢献しています。県レベルでは、例えば群馬県が屈折検査の有効性に着目し、検査方法をわかりやすく解説した手引書の作成や市町村の保健師を対象とした講習会を開催するなど、県としての支援体制を強化し、35市町村のうち27の市町村で他覚的検査機器の導入が

進むなど、県と市町村が連携した取り組みも始まっています。

そこでまず、本県では3歳児健診の視覚検査の現状と結果についてどう認識をされているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県内の市町村の行います3歳児健診では、県が作成しました3歳児健康診査手引書に沿いまして、議員のお話にありましており、まず視覚検査の間診票を用いてお子さんの目に関するしぐさや瞳の状態などを記入してもらった上で、輪っかの一部が欠けたランドルト環もしくは月齢により魚や鳥などの視標を使って、家庭での1次検査を行います。そこで0.5の視力が確認できなかった場合などに、健診会場にて2次検査を実施し、その2次検査で治療が必要な目の病気を疑われた場合に、精密検査受診票が発行され、眼科での精密検査を受けていただいております。

県内の平成27年度から平成29年度までの3年間で、要精密検査率が2.3%、精密検査を受けた後弱視と診断された子供が0.25%でありましたけれども、市町村ごとの要精密検査率は0%から3.9%と格差が大きく、視覚検査の精度にはばらつきがあると認識をしております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

随分とばらつきがあるようでございます。高知県におきましても0.数%というのは、弱視の早期発見を目的とした検査としては非常に厳しい結果ではないかと思っております。これは高知県のみならず全国を見ましても同じでございまして、これまでの自覚的要素の強い健診方法では限界があると考えられると思っております。5歳を超えれば治療が難しくなっていく一方で、3歳児健診で早期に発見できれば治療、訓練によって就学までに治癒できることを考えますと、この3歳児健診で発見することが極めて重要であります。しかし、現状多くが見逃されている可能性があ

ることに加え、県内自治体は財政的にも人材的にもばらつきがあり、限られた資源の中でさまざまな医療・福祉の政策が求められる市町村の実情を踏まえますと、自治体間格差を県として是正していく支援が必要ではないかと思っております。

そこで、本県でも、誰がやっても同じ結果が期待できる他覚的屈折検査を全市町村が実施できるような体制を整備するなど、視覚検査の実効性向上を図る取り組みを積極的に進めるつもりはないか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） これまで、視覚検査の実効性を向上させるために、市町村保健師などを対象としまして、視覚検査を含む乳幼児健診の内容に関する研修や、実地指導による技術支援に取り組んでまいりました。また今年度は、高知県眼科医会等の協力を得まして、11月に市町村保健師を対象に視覚検査の実情についての共有を図ることとしております。

御指摘のありました他覚的屈折検査機器につきましても、要精密検査率が高く偽陽性が多いとの評価もありまして、偽陽性と判定された子供たちの不安への対応などの課題もございまして、簡便で有用な検査方法であると認識をしております。

このため、眼科医会や小児科医会などの専門家や市町村の意見もよく伺った上で、課題の整理や対応等について検討し、今後他覚的屈折検査機器の活用も含めて、各市町村で精度の高い視覚検査を実施できるよう検討していきたいと思っております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。今後の施策の前進を期待しております。

次に、所有者不明土地の利用の円滑化について質問をいたします。

所有者不明土地をめぐりましては、現在九州の面積を上回る約410万ヘクタールあり、対策を

講じなければ、2040年には北海道の面積780万ヘクタールに及ぶとの独自推計が公表され、その対策が急務になっております。

昨年9月議会で、同会派、今城議員が、所有者不明土地による公共事業の推進、農地や林地の集約化への支障について質問をされておりますが、この課題に関して、ことし6月、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立し、今後施行されることになっております。本法の目的としては、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るための措置を講じることにより、国土の適正かつ合理的な利用に寄与することとされております。

その所有者不明土地の利用の円滑化における課題に対する措置の一つとして定められた新制度により、事業を計画する市町村や企業、NPOなどが都道府県知事に土地利用に関する事業計画を申請し公益性が認められた場合に、最長10年間の土地権利等取得することが可能となり、所有者があらわれて明け渡しを求められなければ延長もできるという仕組みが生まれました。それにより、公園や直売所のほか、イベント広場、建てかえの際の仮設保育園など、地域住民などの共同の福祉または利便性の向上を図ることにより、所有者不明土地を有効に活用できる可能性が広がります。また、公共事業用地としての取得では、当該公共事業用地が所有者不明土地で、現に建築物がなく特に使用されていない土地である場合、国や自治体に所有権を移転するのに必要な都道府県収用委員会の審理をなくし、知事の判断で公有化を決定できるようにするという内容で、公共事業の迅速化が大幅に進むものと期待できます。

そこで、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法成立を踏まえて、先ほど述べました新制度については1年以内の施行が見込まれていますが、この制度の有効活用について

県としてどう対応していくのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 本制度により、地域住民などの福祉や利便性の向上が図られることや、土地の取得や使用ができるまでの期間が短くなることから、この制度の活用は有効であると考えております。

一方で、個人の財産を取得や使用することは、本制度の活用目的が公共性を持つ事業でありましても、慎重に検討し運用することが必要であると考えています。

今後は、本制度の詳細な運用方法につきまして、来年5月ごろまでに国において、政省令ですとかガイドラインなどを策定することが見込まれておりますので、県としましても、これらの動きの情報収集を行い、制度の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

○8番（土居央君） もう一つ、所有者の探索に係る課題といたしまして、公共事業用地として必要な土地の所有者情報について、行政機関が持つ有益な公的情報にアクセスできず、探索が非効率になっていることや、登記名義人死亡後、長期間相続登記がされていない土地の法定相続人の調査に多大な時間や労力を費やしていることが挙げられております。

そこで、当特別措置法により、土地の所有者の効果的な探索を図る措置について、公布から6カ月以内に施行されることになっておりますが、公共事業の推進においてどのような効果を期待するのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 本法が施行されれば、市町村が持つ固定資産課税台帳など、所有者を探し出すために有効な情報につきまして、個人情報に配慮した上で利用することが可能となります。

また、公共事業が予定されている土地が相当

長い年月相続登記がなされていないときには、事業の実施者からの求めによりまして法務局が相続人の調査を行い、その調査結果を事業の実施者が活用できることとされています。

これまでは、公共事業用地の取得における相続人の調査に長い時間を費やすことが、事業の進捗に少なからず影響を与えておりましたが、これらの措置によりまして一定の効率化が見込まれ、事業のスピードアップにつながるものと期待しております。

○8番（土居央君） ありがとうございます。現時点では、より具体的な政省令及びガイドラインが出されておられませんので、その中でできる限りの御答弁をいただいたかと思えます。ありがとうございます。今後、詳細が明らかになってまいります。本法の運用によりまして、県民の安心・安全に資する公共事業や市町村のまちづくり、農地集約などの事業の加速化が図られますことを期待して、次の質問に移りたいと思えます。

次は、公共施設の清掃委託業務の高度化について質問をいたします。

国及び地方公共団体が所有する建築物については、中長期的な維持管理、更新などに係るトータルコストの縮減の観点から、その適切な維持管理が求められます。平成26年に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法では、その基本理念の一つとして第3条第6項において、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げています。

公共建築物についても、その新たな建設のみならず建設後の維持管理の重要性が増す中、平成27年厚生労働省は、国及び地方公共団体が公共施設のメンテナンス業務の発注事務を適切に実施するに当たり留意すべき事項について、ビ

ルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインとして、各都道府県知事に対し通知をしています。

加えて、翌28年には、さらに厚生労働省から地方自治体の衛生主管部長宛てに、建築物衛生行政の適正な運営についてとして通知され、建築物の衛生的管理に向けた積極的な指導を求めるとともに、都道府県の契約担当部署においても、このガイドラインを踏まえた取り組みへの協力によりビルメンテナンス業務の品質の向上を図ることを求めています。

こうした法の要請を踏まえますと、やはり公共施設の衛生的管理の重要性は確実に増しており、県としても建物清掃委託業務において、履行の品質が確保されるような発注を積極的に進める必要があるものと考えますが、まずはこの点につき総務部長の基本認識をお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 清掃業務につきましては、国の通知等を踏まえた作業などを行うということになっております。履行品質確保ということになりますと、建築物の利用者や使用者の方に必要な衛生的環境の確保が図られることが重要であると考えております。

また、県の施設でいきますと、規模の大小や性格の違いがございます。例えば、この本庁舎のような大規模な施設では広い範囲を着実に実施することが求められますし、さらに病院等ではこれに加えて、衛生面でより高い水準により実施することが求められると考えております。

したがって、清掃委託業務におきましては、公平性や効率性にも留意しながら、施設に応じた発注方法による必要があると認識しております。

○8番（土居央君） 衛生的環境の確保は、御答弁にもありましたように、病院ならより高い水

準が求められる、これは至極当然ではないかと思えます。公共施設としましても一律ではなく、その規模の大小とか性質で、一定の柔軟な対応ということはわかります。ただ、一般の施設でも公共施設は県民の共有財産でございますので、一定のレベルの品質の履行を委託にしっかり求める、そして施設を大切に使うことは当然ではないかと思えます。

私は、入札・契約段階の課題として、県民の共有財産である公共施設の清掃管理を委ねる業者の選定には、委託の質を確保することが不可欠であるとの考えから、最低限、一定の技術や設備の要件を必要とする知事登録を指名要件とすることには十分合理性があり、競争性を損ねるものでもないと考え、現在本庁舎と西庁舎に限られている対象施設の拡大を求めて、平成27年に質問をしています。

御答弁では、他の規模の大きな庁舎においても知事登録を指名要件とすることについて、知事登録業者の地域的な偏在や、入札における競争原理が確保できるかなどの課題を整理した上で検討する旨の御答弁がありました。これまでどのような対応をとられてきたのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 前回御質問いただきました後、実態の調査を行いました。ビル管理法の知事登録業者につきましては、地域偏在でいきますと県中部に多かったものの、指名競争入札におきましては、庁舎の場所にかかわらず登録業者が多く入札に参加していることがわかりました。

このことを踏まえまして、本年2月に、平成30年度から32年度までの指名競争入札参加資格者登録名簿を作成します際には、各事業者の知事登録の有無を庁内のイントラネットに表示いたしますとともに、大規模な庁舎の委託や高い品質が求められる委託については、登録を受け

た事業者であることが望ましいということを確認した上で、指名競争入札の業者選定の際に参考とするよう各施設管理者に対して通知をしたところでございます。

なお、現在契約中の指名競争入札による清掃委託では、延べ171の業者を指名しておりますけれども、そのうち90%に当たります154業者が知事登録業者となっているところでございます。

○8番（土居央君） ありがとうございます。名簿への記載ということで、これは一定大きな前進ではないかと思えます。その総務部の取り組み、その趣旨を、あとは各所属長の皆様께서 しっかり御理解いただきたいというふうに思います。

次に、建築物の清掃作業において、業務の実施中、完了後において履行確保の状況を確認することは、建築物の衛生環境を維持していく上で非常に有効です。

ガイドラインにおいても、契約仕様書に沿った履行がなされているのかどうかの確認と評価を実施するよう求めています。この業務の実施中、完了後の履行検査を本県ではどのように実施されているのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 履行の検査につきましては、地方自治法施行令の規定によりまして書類に基づいて行う必要がございますので、業務日誌や業務完了報告書によってチェックをしておりますけれども、これに加えて適宜職員による目視確認を行っているところでございます。

○8番（土居央君） 御答弁にありますとおり、現在高知県の公共施設では、業務受託者に自主検査が要求をされておらず、発注者が履行状況の確認を実施しているわけでございますけれども、その発注者側に検収をする専門知識が乏しいのではないかと思います。工事の場合は、県のほうにも専門知識を持った職員がいらっしゃいますけれども、清掃等に関しては、なかなか

そういった能力のある方がいらっしやらないのではないか。これも素人が見てわかるものではないということを、専門業界のほうからは聞くところであります。質の高い委託契約の実現には、質の高い仕様書の作成と、どういう業者が実施をしたとしても仕様書どおりの業務を履行したかどうかを検収する体制がなければ実現できないと考えます。本県は、発注者の責務として、客観的な履行検収体制が構築されていない点は課題ではないかと思えます。

厚生労働省通知、建築物衛生行政の適正な運営については、この点検、確認に当たっては、必要な能力を備えた者により適切に行われることが望ましいとして、建築物清掃管理評価資格者、インスペクター制度の活用を奨励しています。

県民財産の維持管理を委託するわけですから、成果品に対し無責任であってはいけませんので、本県でもこうした通知に基づき、インスペクター制度の活用など資格者による客観的な履行検収の実施を、初めから契約の中に盛り込むべきだと考えますが、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） ただいま議員から御紹介のありました厚生労働省の通知におきましては、実施状況等の点検、確認に当たっては、必要な能力を備えた者により適切に行われることが望まれるとされておきまして、インスペクター制度の活用につきましては、その中で例示として示されている段階であって、これから全国的に普及が進んでいくものと思われま。

香川県が平成28年度に行いました各県への全国調査によりますと、一般庁舎の清掃委託業務で、インスペクターを所持する者がいることを入札参加要件としている県はございませんでして、4県において総合評価方式の入札において加点対象としている例があると、こういう結果でございました。

御提案の資格者による履行検収の実施を契約に盛り込むことにつきましては、今後国の制度改革ですとか他県の状況、インスペクター制度の普及状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

○8番（土居央君） ありがとうございます。

先ほども言いましたが、土木工事でも履行検収体制はあります。県にも専門職員がいるから履行検収ができるのでありまして、清掃などはやはり特殊でありますので、なかなか職員の皆さんではチェックができない。御答弁にもありましたように、まだインスペクター制度も導入して間もないということで、これからの制度ではないかと思えますが、そういった新しい制度も視野に、ぜひ御検討いただきたいと思えます。また、高知の場合はほぼ指名競争入札と随意契約であります。そういった小規模の契約でも履行検収体制というのはやはり必要ではないかと思えますので、何かいい方法がないものか、自分も頭を悩ませておりますし、また県のほうでもその辺も御検討いただけたらと思えます。

次に、本県は何十という建物清掃委託業務を委託しております。その多くは不透明性の高い随意契約での委託です。制度上、100万円以下の予定価格の事業は随意契約にできることになっていますが、予定価格の算定について、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適正に作成された仕様書などに基づき、市場における労務及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行うべきであります。

そこで、建物清掃委託業務の予定価格の積算に用いる単価は、最新の労務・資材単価を反映した客観性のある単価を基準とし、かつ合理的な式に基づいて積算されているのか、県の対応を総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） この予定価格の関係

ですが、平成18年度の行政監査におきまして、清掃員の労務単価等に大きなばらつきがあるという指摘がありまして、翌19年に国土交通省が監修し、全国的に最も多く活用されております建築保全業務積算基準などをもとといたしまして、庁舎清掃業務委託の管財課積算モデルとして清掃業務の積算方法及び単価を示しまして、参考にするよう施設管理者に対して通知をしております。

現在実施しております各庁舎の清掃委託業務について調査をしましたところ、入札により契約したもののについては、19件中16件がこのモデルに基づいて積算をしておりました。ただ一方、随意契約のものにつきましては、小規模施設が多く、個別の判断によるところが多いことから、17件の委託のうち3件にとどまっておりました。

たとえ小規模なものでありましても、合理的な理由のない限りは統一的な積算方法によることが望ましいと考えておりますので、再度通知して徹底を図ってまいりたいと思います。

○8番（土居央君） ありがとうございます。そこはやっぱりしっかりやっていただかないと、業者も大変でございますし、労働者のしわ寄せにもつながります。ゆえに、履行の品質にも関係してくるものではないかと思っておりますので、その点はしっかりよろしくお願いをしたいと思います。

そして、随契の場合は17件中3件のみということで、8割以上が積算にやはり問題があると思います。

この随契につきましてですけれども、本県で委託業務を複数年契約にしているケースは、これは幾らでもございます。建物清掃委託業務につきましても、さきに質問しました履行検収体制の構築とあわせて、随意契約から透明性の高い入札への移行を図るため、複数年契約の導入を検討するべきではないかと考えますが、総務

部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 地方自治法の施行令などによりまして、少額な契約については、事務処理の負担を軽減し能率的な行政運営を図るという観点から、一般競争入札の例外として随意契約が認められております。本県の契約規則におきましては、100万円以下の契約について可能としているところでございます。

議員からの御質問は、単年では100万円を切って随契となっているものであっても、複数年契約とすることによって、これを100万円を超えて一般競争入札とすべきではないかということかと思っております。御指摘のとおり、複数年契約とすることによりまして、県にとっては業務の効率化ですとか、受託した業者にとっては従業員の雇用の安定、業務の習熟といったメリットがあるものと考えております。

ただ一方で、今のように人件費の上昇局面におきましては、どうしても契約額が高くなってしまおうという懸念もございまして、他県においては導入を見送った例もあるというふうに承知をしております。

複数年契約の導入におきましては、各施設の特徴を踏まえながら予算編成などを通じて検討してまいりたいと思います。

○8番（土居央君） ありがとうございます。デメリット・メリット両方あるというような御答弁でございました。

随意契約が全てだめだと自分も思っておりません。ただ、その随意契約によって毎年同業者が受注しているという実態がもしあるとするならば、自分も全て調査をしているわけではございませんが、なかなか新規参入もできない状況でございます。

それならば、むしろ複数年契約にして入札にしたほうが、よほど新規参入の機会は拡大するものと思っておりますし、また先ほど部長に御答弁い

いただきました業者の育成や雇用の安定にもつながるものと思います。また、現場を担う業界からは、設備投資が促され現場の効率も上がると、作業員の技術の向上などメリットも多いというふうにも聞いておりましたが、ケース・バイ・ケースではないかと思いますが、複数年契約も視野に入れた検討もぜひしていただきたいと思えます。

それでは、次に参ります。この委託にかかわらず、入札の話をするときには常に出てくるのが発注の権限者、施設管理者であるとか、それぞれ権限を持つ方々が各地に散らばっております。

県として、建築物清掃委託業務、今回はその業務に関する質問でございますが、それに関するさまざまな課題を改善していくには、各部署の自主性に委ねるのではなくて、庁内ではやはり中心的な立場の総務部が主導的な役割を担うべきではないかと思いますが、総務部長の見解をお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 総務部の役割でございます。庁舎の清掃委託業務に関して、積算方法や単価の通知、指名競争入札参加者名簿の作成といった、全庁的な統一が必要な場面におきましては、これまでも総務部が取りまとめの立場としての役割を担ってきているところでございます。

議員御指摘のとおり、具体の契約に関する決定は、各施設管理者がそれぞれの施設の実情に応じて行うこととなりますけれども、今後とも各施設管理者に対します注意喚起でありますとか必要な条件整備を図りまして、統一的な運用がなされるよう努めてまいりたいと思えます。

○8番（土居央君） ぜひよろしくお願ひします。入札、契約、県としての一体性、統一性といったことも大事ではないかと思えますので、総務部が主導的な役割を果たしていただけることを

期待しております。

最後に、障害者雇用拡大の視点から質問をいたします。このビルメンテナンス業は、本県が目指している障害者の一般就労の拡大に大きく貢献できる業界であり、今後さらに連携を深めるべきと思っております。

これまで高知県では、障害者雇用の受け入れ企業の増加が進まない中、新たな受け入れ業種の拡大を図るため、平成26年度以降、一般社団法人高知ビルメンテナンス協会の協力のもと、求人ニーズの高い清掃業務の障害者委託訓練事業及び工賃向上アドバイザー事業を委託実施してまいりました。

また、平成28年度からは、より実践的な就労訓練事業として、障害者施設利用者に対し、ビルクリーニング技能士の資格を持った指導員が実際の清掃現場で技術指導を行い、基本的な清掃技術を身につけさせ、一般就労の機会の拡大を目指す事業を展開しています。しかし、必ずしも一般就労に結びついていない実態があるように聞いています。

今後、障害者の一般就労をさらにふやしていくためには、関係するさまざまな施策に総合的に取り組んでいく必要があるかと思いますが、この問題の肝は、訓練事業による技能検定の取得など、障害者の方々に就労の自信をつけていただくと同時に、その検定を生かして、実際に就労に結びつくようなもう一歩踏み込んだサポートが必要だということと考えています。

そこで、私は、現場と障害者双方のニーズも高い公共施設の清掃委託において、例えば福祉保健所などにおいては、障害者雇用実績や障害者就労支援を参加条件とするなど、障害者雇用が現実的に促進されるよう配慮した入札を積極的に進めるべきと考えますが、部局横断的な問題でございますので副知事の見解をお聞きいたします。

○副知事（岩城孝章君） 議員御指摘のように、ビルのメンテナンスは障害者の一般就労の場としては非常に有力な分野でございまして、障害者の技能訓練が進む中、さらなるサポートとして、庁舎の清掃委託業務の発注において、入札の際に障害者を雇用している事業所などを優先的に扱うことは、障害者の雇用拡大の面で大変効果的な方法だというふうに考えております。

入札の公平性のほか、どのように配慮するか、対象施設を限定するかどうかなどの課題について整理する必要があると考えておりまして、他県の事例も参考にしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

あわせて、これまでの御質問、御指摘に対して、さまざまな事例についてしっかり検討していきたいというふうに思っております。

○8番（土居央君） どうもありがとうございます。以上で、用意した質問は全部終了いたしました。

今回、委託契約の高度化ということを最後にテーマにさせていただきました。いろいろ働き方改革等が言われる中で、客観的公平性が保たれるような入札を制度として担保していくということは、やっぱり必要だと思いますので、不透明な契約はなるべく避けて公平に、公明にやっていくべきではないかと思っております。

一方で、私は先ほどの障害者の雇用促進を入札の中に盛り込んでいくべきではという話もしました。公共入札・契約制度として、適切な労働環境とか障害者雇用などのさまざまな社会的価値、これを評価して、もって県民福祉の向上とか地域経済の健全な発展につなげていくというような考えも、もう一方でやっぱり大事にしていくべきだと思っております。

今後の施策の前進を期待いたしまして、私の全質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、土居央君の質問は終わりました。

ここで午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時38分休憩



午前10時45分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

石井孝君の持ち時間は40分です。

26番石井孝君。

○26番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。知事初め執行部の皆様、よろしく願いいたします。

今議会において、多くの議員の皆様から台風や集中豪雨、地震災害に対する御質問がございました。

9月6日、私も委員会の県外調査にて北海道函館市内で北海道胆振東部地震を経験しました。揺れもさることながら、地震直後の停電により、生活環境が一変する体験をしました。午前3時8分、地震直前、携帯電話に緊急地震速報が届き、北海道道南で地震発生、強い揺れに備えてくださいの文章を確認した直後、震度5弱の地震が宿泊先のホテルを襲いました。すぐに部屋の非常灯が点灯し、何かと思えば停電です。その後、朝までに三、四回の余震がありました。テレビからの情報は得られず、携帯電話の充電など電化製品も使えず、ホテル向かいの24時間営業のコンビニエンスストアは、地震と停電の影響からか営業できず、来客があってもすぐに帰るという状況を繰り返していました。自動販売機で飲み物を買うこともできません。

信号は機能せず、交差点では軽い追突事故も起こっていました。ラジオでは、地震情報と、ドライバーに対して運転に注意してくださいと繰り返し呼びかけていました。

その日のうちに何とか高知に戻ることができましたが、高知龍馬空港に帰り着いても豪雨が降っており、その後も地震の被害報道を見聞きするたびに、日々の災害や南海トラフ地震に対して漠然とした不安を感じました。そして、改めて災害への向き合い方を考えさせられ、同時にいかなる災害でも、被災された方々は悲しみの中で、二次災害や今後の生活に対する不安と恐怖に責めさいなまれることを痛感しました。

そんなときに、「天災は忘れられたる頃来る」の言葉で知られる地球物理学者であり随筆家、寺田寅彦先生の、寅彦先生に学ぶ天災展が9月15日より高知県立文学館にて開催されていたので、観覧してきました。

昭和9年11月に発行された、天災と国防という寺田寅彦先生の随筆の中に、「天変地異の非常時は最も具象的な眼前の事実としてその惨状を暴露している」、「一国の為政の枢機に参与する人だけは、天災の備えを忘れるという健忘症に対する診療を常々怠らないようにしてもらいたい」、「文明が進めば進むほど天然の暴威による災害がその激烈の度を増すという事実」、「天災の起こったときに初めて大急ぎで愛国心を発揮するのも結構であるが、20世紀の科学的文明国民の愛国心の発露にはもう少し違った、もう少し合理的な様式があつてしかるべきではないかと思う」などなど、先生の御指摘から既に80年以上が経過した現代においても、なお色あせない痛烈なメッセージを残していました。

現在は、技術の進歩や観測点の整備の進展、気象予報の精度向上により、ある程度の災害予想は可能になりました。テレビでのニュース速報やデータ放送、緊急エリアメールなどの素早

い情報伝達、河川水位もほぼリアルタイムでわかるなど、直前の備えや想定に基づく避難準備ができるようになりました。しかし、今なお地震予知やゲリラ豪雨の予測は難しいままとなっています。また、昔とは比べ物にならないほど年々社会基盤整備は進み、先生の言う文明は、先生もびっくりするぐらい進化したように思います。よって、昔に比べ災害被害のリスクは増し、被害総額や復興費用は、はかり知れないほど増大しています。

また、先生は、時の政治を担う者は災害への備えを日々取り組む必要と責任があることや、防災や減災に対する国民の意識を醸成していく必要性を訴えております。

寺田寅彦先生、生誕140年に開催している、寅彦先生に学ぶ天災展は、高知県立文学館にて11月4日までただいま開催中であり、大変興味深い企画展示をしていただいておりますが、知事も、高知県を預かる為政の枢機に参与する中心人物として、寅彦先生の教えをどのように受けとめているのか、お伺いします。

○知事（尾崎正直君） 寺田寅彦先生の教えに学んで、高知県政においてもこの防災・減災ということが、本当に大きな柱となっておるところであります。南海トラフ地震対策、さらには豪雨対策、これらについて常日ごろ備えを進めていくことが大事だと、そのように考えております。

高知県立文学館で11月4日まで開催中の、寅彦先生に学ぶ天災展であります。オーテピアにも寺田寅彦先生の銅像ができた、そういうことにもあわせ非常に時宜を得たすばらしい企画をしていただいております。そのように考えておるところです。

実際、御指摘のとおり、寺田先生の御指摘を改めてかみしめてみますと、大変示唆に富んだお話をされておると、そのように思います。「天

災は忘れられたる頃来る」と、それもあります。しかし、さらに「文明が進めば進むほど天然の暴威による災害がその激烈の度を増すという事実」、例えばこういうことについても、都市化が進んで災害が大規模化するということのみならず、例えば今世界中が大競争時代になっている。そういう時代において、大災害において日本の製造業が被災して数年間とまるなどということがあると、これが日本の競争力そのもの、国際競争力そのものにも影響を与えて、後々まで何十年にもわたって、場合によっては100年ぐらい日本の国力そのものに影響を与えると。例えば、そういう社会的影響も与えていくかもしれない、そういうようなことなんかも含めて示唆されたものではないのかなというふうに思います。

やはり先人の教えに学んで、そこから示唆されることをしっかりとかみしめて、私どもとして対応していくことが大事だろうと、そのように思う次第であります。

○26番（石井孝君） 知事も言われておりましたが、オーテピアにも立派な銅像が建っております。仁淀川町の大野良一さん作の銅像でございますけれど、高知の安全を何か見守っていただいているような銅像ができて、本当にうれしいなという気もいたします。

私も天災展を拝見させていただきまして、いろいろ考えることがございました。高知県の防災・減災対策としては、高知県民全体で、毎年さまざまな災害や南海トラフ地震を乗り越える仕組みづくりが大切であること。そしてもう一つ、災害復旧に欠かせない、県内の建設業界の安定経営と技術力の確保・継承といった体力増強が必要だと改めて強く感じました。

南海トラフ地震対策では、高知県道路啓開計画が策定され、復興に向けた役割分担や手法が決められていますが、その他の大小さまざまな災害に対しても、その規模に応じて災害直後か

ら復旧・復興に至るまで、地元や地域で活躍を期待する事業所の役割は大変重要であると考えます。

そこで、県として各地域の建設業者に期待している思いを土木部長にお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 地域の建設事業者の皆様は、インフラ整備と維持管理の担い手であるとともに、頻発する豪雨災害や南海トラフ地震を初めとする大規模災害等が発生した際は、被害状況の報告、緊急輸送道路の啓開、応急復旧活動など、地域の防災力のかなめとしての役割を担っていただいていると考えております。ことし7月の豪雨や続く台風の襲来時には、県内各地において昼夜を問わず現場に駆けつけ、道路のパトロールや崩落土砂の取り除き、河川の氾濫を防ぐ対応など、迅速な災害対応をいただき、改めてその存在の重要性を認識したところです。

何より日々の暮らしの中で、県民の安全・安心を守っていただくために欠くことのできない存在であり、今後も行政との良好なパートナーシップのもとで力を発揮していただくことを期待しております。

○26番（石井孝君） 報告、道路啓開、応急対応というようなことで、これが地域地域、地元地元で必要になってきますので、建設業者の皆さんは、有事の際には協力していただける気持ちをしっかりと持っていていただいていると思っています。

南海トラフ地震が発生すると、道路啓開が必要となります。道路が寸断されている場合は、被災者の移送や救援物資の輸送が滞ってしまうため、その回復は急務となります。その後は、瓦れきの集積からインフラの復旧となり、道路復旧は道路工事の専門業者に、電気、ガス、水道、通信網などのライフラインも、それぞれの専門業者が対応を始めます。瓦れきの撤去作業

や災害復旧工事が本格化するころから、本格的な復興へ向かうこととなります。一連の流れの中で、発災から復興までの間、被災地のあらゆる場所の全ての段階において建設業とのかかわりは切っても切り離せない重要な存在として位置づけられると思います。

また、南海トラフ地震に限らず、地震や洪水など被害が広範囲に及ぶ災害で、一般的に人命救助が必要な災害が発生すれば、警察や消防、自衛隊などをお願いすると認識していますが、実際の災害現場では、大量の土砂が道路を寸断することや路側が決壊することで、救助救援の障害となります。このため、まずは地元の建設業者が保有する重機を使って、これらの障害を解消しないといけない状況になるのではないのでしょうか。

そこで、災害直後からの県と建設業協会の連絡体制及び役割分担など、どのような協力体制となっているのか、土木部長にお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 県では、これらの建設事業者が速やかに災害対応に着手いただけるよう、高知県建設業協会との間におきまして、大規模災害発生時における支援活動に関する協定を締結し、広域的かつ甚大な災害への連携体制を確保しております。また、各土木事務所に置きましても、管内の建設業協会支部等との間で個別に協定を締結し、地域ごとに災害への即応態勢を確保しているところです。

これらの協定では、平常時から協会会員の皆様に、協会内の支援体制の構築や資機材などの確保を行っていただくとともに、災害時には県からの支援要請に基づき、被害情報の収集や報告、応急復旧活動などの支援を行っていただくよう定めております。

○26番（石井孝君） 大規模災害に対する支援協定も含めて締結されているということですが、けさの高知新聞にも、四万十市と建築・設備の

両協会が災害時の応急活動に関する協定を締結した記事がございました。各市町村でもそのような動きが見られております。今後、さらに協力体制の強化が図られるよう、ふだんからの信頼関係を深めていくことが大事だと思います。

人命救助に当たっては、余震や堤防決壊の危険性も無視できない状況下で、人命救助を補助するために現場へ出る作業員や重機等の作業機械を災害現場に投入できるかどうかといった連絡調整も必要となりますし、その安全を誰が管理監督するのかといった課題もあるのではないかと思います。災害が発生した場合には、どうしても被災地に一番近い、地元をよく知る地元事業所に、さまざまな協力要請をしていく可能性が高くなります。いつでもどんな災害が起きかわからないからこそ、ふだんから地域の個々の事業所に協力していただくために、事業所は安定した経営の中で維持・発展し続けていただく必要がございます。

安定的な経営状況はどうかといえば、西日本建設業保証株式会社がまとめた、平成29年度建設業の経営指標によると、完成工事高総利益率において業種別も完成工事高別でも、毎年前年度を上回る順調な推移となっており、近年はある程度業界としては安定経営が図られていることがうかがえます。

また、技術力の確保と継承といった観点から考えると、土木の仕事は、災害復旧工事も改良工事も維持修繕も、各分野や工種ごとに全て経験に基づく経験工学だと私は思っております。県内の建設業に携わる多くの事業所や技術者に、多種多様な経験を身につけていただき、さまざまな状況下に対応できる事業所として、また技術者としての経験を積んでいただく仕組みづくりが重要だと思います。

県では、一般競争入札の総合評価方式に対する見直しを重ね、県内のさまざまな地域で多種

多様な工事について、公平・公正、平等な評価方法の確立に向けて、不断の検討をされております。

しかし、先ほども申し上げましたように、土木工事は経験工学だと考えています。同種・類似工事の経験が多い事業所は、当然成績評価も高く、同じ事業所や技術者が優良工事表彰を受けやすい環境にあるのではないかと。昨日、西森議員からの御指摘もありましたように、事業所内での技術力の継承がなされることで、発注される同種・類似工事の入札には毎回有利に働くことは明らかです。県としてはさらなる改善に向けて不断の見直しを行っていただいていることですが、今後の総合評価等の見直しには、多くの事業所や技術者の皆様に、多種多様な経験を積んでいただけるような評価方式といった観点も重要になってくるのではないのでしょうか。

県全体の建設業の堅実な発展につなげ、県下隅々まで社会公共の福祉増進に寄与するための建設業界全体のレベルアップに向けて展開している施策について土木部長にお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 本県では、平成26年2月に高知県建設業活性化プランを策定し、公共工事の品質の向上と担い手の確保、県内建設業の活性化支援、コンプライアンスの確立の3つの柱で建設業への支援を行っております。

活性化プランでは、支援策の一つとして建設業支援アドバイザー制度を設け、新技術の開発や経営改善といった建設事業者が抱える課題に対しまして、専門アドバイザーを派遣し、個別に支援をしているところです。

また、本年度より、働き方改革に向けた時間外労働の縮減や社会保険への加入促進など、雇用環境の改善に向けた支援ができるよう、活性化プランのバージョンアップをして、支援を強化しているところです。

○26番（石井孝君） 御答弁いただきました高知

県建設業活性化プランの中で、手を挙げる事業所に対して、さまざまな支援策を展開していただいているということでございます。

建設業支援アドバイザー制度の活用などにより、新しい経験や実績を積む仕組みづくりをより強化していただき、地域、地元を支える事業所や技術者の人材を育成していくことで、今後南海トラフ地震への備えも含め、ますます災害に強い地域づくり、高知県づくりに尽力を賜りますよう要請をいたします。

次に、3年前の9月定例会予算委員会にて、日本一の健康長寿県を目指す高知県の取り組みについて、具体的にはがん検診について質問をしました。その後の状況と課題について、提案も含めて質問をしてみたいです。

厚生労働省の2016年人口動態統計において、全国で1年間にお亡くなりになる方を死因別で見ると、死因順位第1位は悪性新生物、いわゆるがんで28.5%を占めています。第2位は心疾患15.1%、第3位は肺炎9.1%と続いています。年次推移でも悪性新生物は一貫して増加しており、昭和56年以降死因順位第1位となっています。死亡者のおよそ3.5人に1人はがんで死亡したことになります。

3年前、胃がん検診がエックス線検査と内視鏡検査の選択制となる制度変更の方針が出されました。その後、エックス線検査と内視鏡検査の選択となった胃がん検診において、本県における検査体制はどのようになっているのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 平成29年8月に取りまとめられた、市町村胃がん検診として実施する胃内視鏡検診マニュアルに基づきまして、平成29年10月から3市町で開始をされ、今年度は21市町村で実施をされております。

この胃内視鏡検査は、胃内視鏡検診運営委員会に認定された検査医がいること、検査医や検

査に携わる看護師、臨床検査技師などは県が開催する研修会を受講していることなどの要件を満たし、市町村と契約した受託医療機関において実施をしております。受託医療機関は、平成30年9月28日現在で15市町に46医療機関がございます。

○26番（石井孝君） この新たな内視鏡検査の体制について対象者への周知はどのように行ってきたのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 対象者への周知につきましては、検診の実施主体である市町村が個別通知へのチラシの同封や広報紙、ホームページを活用して行っているほか、県ではがん検診の啓発リーフレットに胃内視鏡検査の内容や注意点を記載した差し込みチラシを新たに作成し、胃内視鏡検査を導入している市町村などに配布をしております、引き続きわかりやすい広報、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○26番（石井孝君） 3年前の答弁では、胃内視鏡検査が県内で着実に導入できる体制を整備していきたいとのことでしたが、住所地内に胃内視鏡検査を行っている医療機関がない市町村の体制整備はどうなったのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 受託医療機関がない市町村は19市町村で、うち10市町村は胃内視鏡検査を実施しているものの受託医療機関がないという市町村になっております。このため、受託医療機関がない市町村では、検診案内やホームページなどで、近隣市町村の受託医療機関で受診できることを広報しております。

今後、さらに胃内視鏡検査を実施する市町村をふやすとともに、そのためにも受託医療機関をふやしていくことが重要であると考えておまして、高知県医師会などと連携し、実施医療機関の要件である検査医及び看護師、臨床検査技師などの研修会や1次読影の判定基準を確認

する会への参加を呼びかけ、胃内視鏡検査の受け皿整備を進めてまいりたいと考えております。

○26番（石井孝君） 県内全ての市町村において、近隣市町村含めて御案内をしているということによろしいですか。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 胃内視鏡検査を実施していない市町村がございますので、こちらでは案内をしていないと思います。胃内視鏡検査を実施しており、管内に受託医療機関がない市町村においては、近隣で受診できることを案内しております。

○26番（石井孝君） 胃がん検診における内視鏡検査の導入により、早期発見率の向上が図られているというふうに私は思っておりますけれども——現状1年ぐらいということなのですが、胃がん検診における胃内視鏡の導入により、早期発見率の向上が図られているかどうかなど、現在の状況について健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 胃内視鏡検査の実績は、今議員からお話がありましたように、平成29年度に52件、平成30年度8月までに331件と少ないため、現時点での評価は難しいところでございます。

平成29年度に実施をしました従来のエックス線検査と胃内視鏡検査を比較しますと、要精密検査率は、エックス線検査で6.0%、内視鏡検査で5.8%、精密検査受診率は、エックス線検査で91.5%、内視鏡検査で100%、がん発見率は、エックス線検査で0.12%、内視鏡検査で0%でございました。

今後、実績が上がっていく中で、胃内視鏡検診運営委員会等において、精度管理の検証を進めてまいりたいと考えております。

○26番（石井孝君） 0%ということ、今のところ見つからないということは何よりだということふうには思いますけれども、大体1,000人に

1人ぐらいが早期発見で見つかるというようなデータ、統計も出ております。今後、また状況についてお伺いしていければと思っています。

新たな制度導入時には、少なからず混乱が起きまとうものですが、県民や市町村、医療現場からの声を大切にして、その対応に尽力していただきたいと考えます。

そこで、胃がん検診の制度変更後、実施主体となる市町村や医療機関など現場の声についてのどのようなものがあるのか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 胃内視鏡検査の導入後、市町村からは、受診者に送付する検診結果のお知らせの記載方法ですとか、ほかの市町村が行っている対象者への広報の方法に関する確認などが、また医療機関からは、胃疾患で治療中の方は対象外となるけれども、そのことはどの程度住民に周知をされているのか、他の医療機関で胃薬を処方されていることがわかった場合、その方を検査対象としてよいか、内視鏡の消毒方法は胃内視鏡検診マニュアルに記載された方法以外はだめなのかなどといった問い合わせがございました。

以上のような確認やお問い合わせに対し、質疑応答集の作成や胃内視鏡検診マニュアルの一部見直しを行い、市町村担当者会や県のホームページへの掲載などによって、情報共有を図っているところでございます。

○26番（石井孝君） 制度変更がなされるときというのは、いろいろな問い合わせがやっばり多くなってくると思います。医療機関にもどのような検診の制度なのかというような問い合わせがあったりということで、新しい業務の対応に追われるとか、そういった声も私のほうに届いております。市町村や医療機関の現場の声をしっかり聞くことが大事ではないかというふうに思いますし、それが次の何か、がん検診であれ制

度変更のときに、参考として生かされることになるというふうに思っています。

以前、胃がん・大腸がん対策も含め、がん対策にかかわる先進的かつ最新の知見導入への質問をさせていただきましたが、がん検診については、できるだけ多くの皆様に検診を受けていただくことが第一に重要であり、問題があれば精密度の高い検診に移行していく2段階で対応する方針との答弁を知事よりいただきました。

今議会においても、知事から、がん検診や特定健診の受診率の向上の重要性について言及されました。がん検診の受診率の推移は、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん検診、いずれも平成21年以降上昇してきました。肺がんと乳がん検診では、厚生労働省や県が掲げる目標値50%を超える受診率となり、これまでの県や市町村の取り組みの成果だと評価できるものですが、その他の検診の目標値達成とさらなる受診率の向上への取り組みが重要です。

受診することのメリットは、早期発見、早期治療による救命がなされること、早期がんの発見は、治せる可能性が非常に高く治療も軽く済むことが多いため、身体的負担、個人の経済的負担も少なく、全体医療費の抑制にもつながります。また、定期的を受診することにより、安心して生活を続けられます。

受診率の向上には、繰り返しの通知や、さらなる啓発、受診することで与えられるメリット以上の何らかのインセンティブも考えていく必要があるかもしれません。なかなか一足飛びに達成できる課題ではありませんが、日本一の健康長寿県となるためには、知恵の出どころだと思えます。

厚生労働省が発行している受診率向上施策ハンドブックには、専門チームによる資材の提供から受診勧奨の手法について、実にきめ細かく受診率の向上につながる取り組みを手引きして

います。

例えば肺がん検診では、1年に5分下さいといったシンプルでメッセージ性の強いリーフレットの開発や、特定健診では、健診に行かない理由を健康意識と健康行動で分析し、4つのタイプに分類しています。1つ目は、甘えん坊さんタイプ、不健康である自覚はあるが、今の生活に幸せを感じており、積極的に改善しようと思っていないタイプ。2つ目は、頑張り屋さんタイプ、日々健康に気を使っているため、病気になる心配をしておらず、健診に行く意義を感じていないタイプ。3、心配性さんタイプ、将来病気になることをとても心配しており、健診に行くと怖い病気が見つかりそうだから行きたくないと思っているタイプ。4、面倒くさがりさんタイプ、自分のことを健康だと思っており、健康に関する情報、健康診断に興味がないタイプなど、対象者の特徴に合わせて、それぞれアプローチの違った受診の勧奨資材があります。

また、どのがん検診を受けるかではなく、特定健診時にどうしても受けたくないがん検診以外は自動的に検診を受ける、オプトアウトと呼ばれる手法を用いた仕組みづくりなどが紹介されています。

例えば、簡単な問診で、タイプ別に受診勧奨資材に到達するようなアプリをつくってみるなどの取り組みも効果的ではないかと思いますが、このハンドブックを参考に新たな受診勧奨物の作成を検討してみてはどうか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） お話しのありました受診率向上施策ハンドブックにつきましては、平成29年7月に各市町村に送付をして情報提供しております。

確かに、このハンドブックにありますように画一的にはなく、人間の心理にも着目して効果的なアプローチを行うことで、その人の行動

につなげる手法は有効なやり方ですし、御紹介のありました対象者の健康意識を分類し、その特徴に合った受診勧奨資材に誘導するアプリの活用なども、受診率向上に有効な手段の一つと考えられます。

今後、受診率向上施策ハンドブックの活用を改めて市町村に周知するとともに、他県の状況もお聞きするなどして、ハンドブックの趣旨を生かした有効な勧奨物を使っているなど、受診率向上に効果的な取り組みがあれば、市町村に情報提供するほか、県の取り組みにも反映するなど検討してまいりたいと考えております。

○26番（石井孝君） ぜひ、うまく使っていただければなというふうに思います。私は、見ていておもしろいなと思っていました。私は健診は行きますけれども、行かないとすれば、甘えん坊さんタイプというところになると思います。これはちょっと太りぎみの人だとか、そんなことも書いてありました。非常におもしろいハンドブックになっていると思います。

がん検診、特定健診の受診率向上につながる今後の展開策というのは、安心して暮らすことのできる地域づくりの観点や、経済活動の基礎となる働く世代の健康を守る上でも重要な施策になると思います。

私は、受診率の向上に一番効果的なのは、身近な方からの勧めや体験談を知り、個人の気持ちの中に個々のインセンティブを芽生えさせることではないかと思っています。

そこで、がん検診で早期発見・治療した体験談話や特定健診により健康の重要性を改めて感じた体験集など、身近で訴求力のある受診勧奨への取り組みを提案しますが、健康政策部長のお考えをお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 御提案いただきましたとおり、体験談は個人の気持ちを動かす有効な手段になり得ると考えています。

県では、県民の皆さんにがんに対する理解を深めていただくことを目的として、毎年がんフォーラムを開催しております。その中で、がんを経験された著名な方に御自身の体験をもとにした講演をしていただくことで、早期発見、早期治療の大切さなどを伝えております。また、特定健診の重要性を伝えるテレビCMや啓発ポスターの中で、特定健診の結果を受けて生活習慣の改善に取り組み、肥満傾向が改善され、血圧の数値も下がったなどの実体験を盛り込んで、受診勧奨の訴求を図っているところでございます。

今後とも、県で制作する受診勧奨の啓発資材や広告、またがん患者さん向けの高知県版がんサポートブックに体験談を有効に配置するなど、工夫した取り組みを検討し、がん検診、特定健診の受診率向上を推進してまいりたいと考えております。

○26番（石井孝君） 既にさまざまな体験談、体験集などということもございますけれども、身近なという部分でいえば、できるだけ多くの方に御理解をいただいて、そういう体験談とか体験集をまとめていく、それがこの人もとか、うちの近所の人だとか、そういったことにつながって、自分もやってみようかなというようなことにもつながっていくのかなと思います。

がん検診、特定健診の受診率向上に向けた有効な施策は、まだまだたくさんあるように思います。がん検診においては、目標値50%は一部達成、その後も間近に迫ってきております。知事及び健康政策部には、次の目標設定を掲げられるよう、その達成に向けてさらに取り組んでいただくよう要請をいたします。

次に、昨年高知市と四万十市の2つの食肉センターを取り巻く課題について質問をしました。知事及び農業振興部長からは、四万十市の食肉センターは、現在県が主体となって整備に向け

て検討している中央部の新食肉センターと同様に、本県の畜産振興、また県民への安全・安心な食肉の提供といった観点からも極めて重要な役割を担う施設であると認識をしており、県内2つの食肉センターが共存共栄できるようにすることが重要、こうした基本認識のもとで県としてもできる限りの支援を行っていききたいとの答弁をいただきました。

この答弁のおかげをもちまして、大変心強く、現在四万十市においては、四万十市新食肉センター整備検討委員会の中で、基本方針や整備方針について活発な議論が行われております。

県からは、農業振興部長と西部家畜保健衛生所長及び食肉衛生検査所長が、検討委員会のメンバーとして参加していただいております。

また、高知市の新食肉センター整備においては、今議会に基本設計となる補正予算案の提案がなされております。平成34年度操業に向けて計画している屠畜頭数の確保策として、後継者や新規就農希望者に対する就農前の研修の充実、畜舎の増設や新設などの支援により、土佐あかうし及び黒牛の増頭ペースの加速化を図ってきました。平成29年度時点においては、いずれも計画を上回る飼育頭数となっております。

四万十市の新食肉センターも、最短で平成34年度の稼働を目指し、具体的な整備に向けた議論がさらに加速していくものと考えておりますが、整備に際して、農林水産省の強い農業づくり交付金の採択と、新センター規模拡大に伴う豚の増頭計画に向けた四万十市内への養豚場誘致の2つの大きな課題があります。

そこで、まず県内の養豚業に対する県の支援策について農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 近年、国産豚肉は、消費者の安全志向の高まりから需要が増し、豚肉の価格は高値で推移しておるため、県内養豚農家の増頭意欲も高まっております。

県としましては、県内養豚農家の増頭意欲を後押しするため、生産面では、畜産クラスター事業などによる畜舎整備や堆肥運搬車などの機械導入への支援、また消費拡大面では、県内産豚肉のPRや商談会参加への支援といった販路拡大の取り組みなど、生産から流通販売に至るまでの一体的な支援を行っているところでございます。

○26番（石井孝君） では次に、四万十市における養豚場誘致に関して、県の協力体制について農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 四万十市における養豚場誘致に関しましては、県内外の量販店における県内産豚肉の需要が高いことから、四万十市で食肉加工を行う企業においても、みずから養豚場を整備したいという意向がございます。

四万十市といたしましても、養豚場誘致は新食肉センターの整備に向けた国の事業の活用において、採択要件となる屠畜頭数の確保の面からも必要であり、全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

県としましては、臭気対策などの環境面や伝染病対策などの衛生面に配慮した施設整備を行うよう、これらの企業に対して専門的な立場から指導・助言を行うなど、養豚場誘致の実現に向けて、四万十市と連携・協力してまいります。

○26番（石井孝君） 誘致していただける企業の皆さんへの専門的な御指導や助言というのにも必要なんですけれども、四万十市のほうも頑張ってお話しておりますけれども、住民との合意形成というのがなかなか図りづらいというふうな部分もあるみたいでございます。住民との合意形成を図る上で、まさに農業振興部の専門的な助言というものが必要になってくるのかなというふうにも思いますので、今後も誘致への御尽力を賜りたいなと思っております。

2つの新食肉センターの整備に当たっては、解決すべき課題はあるものの、具体的な整備に向けて動き始めました。牛、豚とも、屠畜頭数の確保の課題、整備事業費用の課題、運営管理に関する課題など、新食肉センターが抱える課題を一つ一つ丁寧に解決に導いていかなければなりません。

そこで、2つの新食肉センターの共存共栄への支援も含めた展望を知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 産業振興計画において、この畜産の振興というのは、大変大きな課題となっております。

畜産というのは、非常に関連産業の幅も広く、大いに産業振興の効果をもたらすものであります。これをしっかり実行していくことが大事だと思っています。そのためにも、食肉センターを比較的産地に近いところでしっかり確保することによって、畜産の振興をしっかりと進めていく、これが大事だろうと、そういうふうに考えているところです。そういう観点から、増頭計画の推進、県産畜産物の販路拡大、担い手の確保といった取り組みとともに、この食肉センターについて、高知市の新食肉センター、そして四万十市が検討しておられます食肉センター、それぞれが共存共栄できるようなプランをしっかりと練っていこうとしているところです。

現在、高知市において新食肉センター整備推進協議会、こちらを立ち上げて運営シミュレーションや施設整備などに係る議論を重ね、具体的な合意に至ってきた。これを踏まえまして、基本設計に係る補正予算案を提出させていただいているところです。

四万十市におきましても、5月に整備検討委員会が立ち上がりまして、基本方針や整備方針等についての議論が行われております。県としまして、こちらの整備検討委員会に積極的に

参画するとともに、国の事業採択や養豚場誘致に向けた連携・協力を通じて、できる限りの支援を行っていききたいと、そのように考えております。

2つの食肉センターが共存共栄することで、県全体としての畜産振興が図られるように、しっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えています。

○26番（石井孝君） これまでの食肉センターも畜産振興も、御支援について御尽力をいただいておりますけれども、新たな2つの食肉センターの規模というのは、現状規模を大きく上回ります。さらなる畜産振興策が必要になってくるというふうにも思いますし、整備に当たっては、決して少なくない規模の公費負担となることが予想されます。

どうか、丁寧かつ慎重な議論の中で、2つのセンターの健全経営と本県畜産業の発展が図られますように御支援をお願い申し上げまして、質問を終わります。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、石井孝君の質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩いたします。

午前11時25分休憩



午前11時30分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時君の持ち時間は40分です。

1番金岡佳時君。

○1番（金岡佳時君） 議長の指名をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

日本列島は、7月豪雨、21号台風、さらには

北海道胆振東部地震に、そして先日の台風24号と立て続けに大きな災害に見舞われました。これらの災害によってお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

高知県は、特に7月豪雨によって大きな被害をもたらされました。この災害の応急復旧につきましては、土木部を先頭に迅速な対応をさせていただきましたことにつきましては、感謝を申し上げますと同時に、高く評価をいたしたいと思います。

これらの災害によって考えさせられたことから質問をさせていただきます。まず、改めて高知県の雨量の多さを痛感させられました。しかし、これは言いかえれば、水資源が豊かであるということでもあります。さらに、中山間地域は急峻な山々に囲まれているところばかりでありますので、日本でも有数の水の位置エネルギーの宝庫ということになります。また、森林率が県土の84%を占める本県は、これまた日本でも有数の森林資源の宝庫でもあります。

中山間地域の主要な産業は申すまでもなく農林業であります。農業におきましては、平地に比べ非常に不利な状況にあります。1ヘクタールの水田で米作をやったとしても、総売り上げ100万円ほどで、平地の水田とは違い、10枚、20枚の棚田での耕作は生産コストを大きく引き上げ、労働に見合う所得とはなっておりません。あかうしなど一部有望なものもありますけれども、全体的に厳しい状況にあります。林業におきましては、皆伐をいたしましても山主に残るお金は1ヘクタール当たりせいぜい50万円程度で、山主にとって今までの手入れをしてきた労力に見合うものとはなっておりません。自伐林業にしても、自己所有をしている山の手入れをして成り立つ程度であります。したがって、農業、

林業いずれも安定した収益が得られず、魅力ある職業となっていないのが現状であります。

とりもなおさず、安定した収益を得られるようにすることが必要ではないでしょうか。こうした状況を考えたとき、水の位置エネルギーを利用した小水力発電そして木質バイオマス発電による電気エネルギー事業を、中山間地域の主要な産業にすることが考えられると思います。特に、木質バイオマス発電について考えますと、発電所の規模に応じた安定した低質木材の消費が見込まれ、中山間地域経済を活性化させられるのではないのでしょうか。

北海道胆振東部地震によって北海道全体が停電をするというかつてない事態が起きました。これは、発電施設が集中されていたことが大きな原因と言われております。

四国は発電所が分散されており、ブラックアウトは起こりにくいと言われておりますが、よりリスクを回避するために、スマートグリッドやマイクログリッドの研究や構築が求められていると思います。木質バイオマス発電を中心としたスマートビレッジというような形で構築できれば、この発電設備で発生する余熱をハウス園芸などに利用することも可能となります。林業の活性化、農業での省エネ、そして南海トラフ地震対策と多くの意義を持つ試みとなります。高知工科大学や発電業者などの企業と連携し、実証実験などから進めていく必要があるのではないのでしょうか。

これらを踏まえて、知事に小水力発電と木質バイオマス発電についての御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この小水力発電及び木質バイオマス発電でありますけれども、非常に有用な点があります。そういうこともありまして、新エネルギービジョンに基づきまして、この小水力発電、木質バイオマス発電などの再生可能

エネルギーの導入促進を図っているところです。

御指摘のように、地域の資源を生かすことができます。また、電源の分散を図ることで、ある意味しなやかな電力供給システムをつくっていくことができるという可能性もありますし、またハウスなどに使うことができれば、他産業に対してもよい効果をもたらすということかと思えます。

他方、十分な落差のある、そういう場所を見つけることができるか、小水力発電についてはそういう課題がありますでしょうし、木質バイオマス発電については十分な木材の供給を可能とすることができるか、そういう課題もあるということであります。これらの課題は、いずれもコスト、いわゆる採算面が両方に直結する課題だろうと、そういうふう考えているところです。

メリットもありますけれども、コスト面など課題も多いということでありまして、そういう中において適地を見つけて可能なところに適宜導入していく、関係市町村、地元の皆様との同意を図りながらそういうことを進めていくという方向ではないかと、そのように考えています。

○1番（金岡佳時君） 木質バイオマス発電につきましては、参入を計画している業者もあるわけです。現在では、FIT制度による売電を考えておりますので、基本的には系統接続ということになります。

系統接続をやりますと、発電電力と消費電力のバランスをとる必要があります。その調整をするために、スマートグリッドという考え方が必要となります。そのスマートグリッドやマイクログリッドの研究はこれからの課題といたしましても、バイオマス発電所を系統接続するためには、送電線の整備が必要となってまいります。

県による、送電線の整備支援や電力会社への

要望はできないか、林業振興・環境部長にお尋ねをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 固定価格買取制度、いわゆるFITの調達価格の積算には、発電所と系統の間を結ぶ送電線の整備費用も含まれておりますことから、県が発電事業者に支援することや電力会社に対し要望することは難しいと考えているところでございます。とはいいまいしても、発電所の立地場所によっては、長距離にわたり送電線を整備する必要があり、FITの調達価格の想定を超えて、送電線の整備コストがかかる場合もあると考えられます。このような場合において、県が送電線の整備に対し支援を行うということも考えられますが、その発電施設を設置して事業を行うことが地域の産業や経済の発展に必要不可欠であるかなど、公益性について慎重な判断が必要になってくるのではないかとこのように考えております。

他方で、中山間地域におきましては、電力会社の既存の送電網が脆弱であることから、連系制約が発生している地域も多くあり、発電事業者が系統に連系するために増強が必要となる場合には、多額の負担金が発生するケースがあると言われております。むしろ県としましては、このような課題を解決し、再生可能エネルギーの導入を促進していくため、国の責任によって送電網の強化を図っていただくことが必要であると考えており、国に対して政策提言を行ってきているところでございまして、今後も継続していきたいと考えております。

○1番（金岡佳時君） ありがとうございます。

この木質バイオマス発電につきましては、7月豪雨による被災についても関連づけられると思いますので、続けてお尋ねをいたします。平成16年の早明浦豪雨による被災状況は、ほとんどが猛烈な降雨により山腹凹斜面に集まった雨水が土石流となり、谷が崩れ落ちるといった状

況でありましたが、今回の豪雨では、谷の崩落に加えて山腹凹斜面以外の斜面も滑り落ちるといった状況が見られました。詳細な崩壊メカニズムについては、研究者の報告を待つとして、豪雨が原因であるということは間違いがないところであります。すべり面に雨水が入ったこと、そして土壌水分荷重と林分荷重の力が斜面を不安定化する方向に作用し、それが樹木根茎による地盤支持効果より大きくなったということで崩落したと言われております。これが原因となりますと、今後も同様の降雨によって山が崩落するということとなります。

予防策としては、適正に間伐をされている林分は、されていない林分と比べると、樹木の根茎による土壌緊縛安定効果が上がると言われております。そこで、徹底的に間伐を進めていくことが必要となってまいります。切り捨て間伐につきましては、山の斜面に切り捨てられた木が山腹崩壊などによって滑り落ちる懸念が残ります。したがって、搬出間伐を進めていかなければならないと考えます。

材価との兼ね合いや山主の利益などの採算性も踏まえ、搬出間伐をどのように進めていくのか、林業振興・環境部長にお尋ねをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 森の工場における平成29年度実績をもとに搬出間伐の収支を試算いたしますと、搬出コストは1立方メートル当たり約1万6,000円で、補助金と木材の売り上げを合わせた収入が、杉の場合約1万8,000円となり、森林所有者への精算金は約2,000円ほどであると見込んでおります。

搬出間伐に当たりましては、施業を行う事業者が採算を確保しますとともに、森林所有者により多くの利益を還元することが最も重要であり、そのためには伐採・搬出作業のさらなる効率化を図って生産性を高めていくことが必要であると考えております。

このため、引き続き森林の集約化を進め、路網の整備や高性能林業機械の導入、生産工程の分析による改善など、意欲ある林業経営者の取り組みを支援しますなど、生産性の向上を図りながら搬出間伐を進めてまいります。

○1番（金岡佳時君） ありがとうございます。

もちろん、皆伐も有効な手段だと思います。しかしながら、即座に再造林をしなければ、言うまでもなく崩落の危険性は大きくなりますので、再造林とあわせてやらなければなりません。

昨年度の素材の生産量は66万8,000立方と聞いております。どのくらいの面積が皆伐をされ、そのうちどのくらいが再造林をされたのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 平成29年度の民有林における皆伐面積は530ヘクタール程度と推測しており、再造林面積は218ヘクタールでございます。これを単純に計算しますと、再造林率は約4割となっておりますというところでございます。

○1番（金岡佳時君） ありがとうございます。

4割ということですが、できれば10割、100%再造林できたらいいわけでございます。その4割にとどまっている原因はどのように考えておられますか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） これには大きく2つの要因があると考えておまして、1つは、主伐時の森林所有者の収入に当たる山元立木価格が低下しており、植林とその後の保育費用を負担して再び森づくりを行うことが、資産形成面でプラスになるというイメージを持ってなくなっているため。もう一つは、高齢化や不在村化などにより、所有林を適正に管理し次の世代に承継していくことが困難になっている中で、育成に長期を要する人工林を造成することを回避しているためではないかと考えています。

○1番（金岡佳時君） ありがとうございます。

それでは、どうやって今後100%に向けた再造林をされていくのか、対策をどのようにされるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 再造林を進めるためには、山元立木価格を高めて、山に再投資する意欲を高めることが必要であると考えておまして、引き続き路網整備や高性能林業機械の導入などを進め、原木生産コストの低減を図っていききたいというふうに考えております。あわせまして、木材をより高く、より多く販売することが重要でございます。産業振興計画に基づき、加工体制や販売体制の強化、木材需要の拡大にも、より一層取り組んでまいります。

また、主伐後の森林を育成するためのコストも低減する必要があり、伐採と一体的に行うことで作業を効率化します一貫作業システムですとか、活着がよく植栽本数を減らして植林が可能なコンテナ苗の導入などを進めてまいります。

加えまして、所有者により適切な管理が行われていない森林については、その意向を確認した上で、所有者が市町村に経営管理を委託できる森林経営管理法のスキームにより、再造林が進むものと考えておまして、県としてもその取り組みを支援してまいります。

あわせて、同法では、森林を適時に伐採し造林や保育を行うことが森林所有者の責務と規定されておまして、所有者の方々にも森林の持つ公益的機能についてより理解を深めていただくことも大切であると考えており、その周知も図ってまいりたいと考えております。

○1番（金岡佳時君） ありがとうございます。

ぜひとも100%を目指してやっていただきたいと思っております。

今回の豪雨によりまして、河川に流入した流木や土砂の除去をするということは聞いており

ますが、特に目についたのが流木であります。崩落した山から流出したものや川のそばの植林が根こそぎ流出したものが数多く見られ、20メートルはあろうかという大木も至るところで見られました。これは天然ダムの原因にもなっております。

このように川に流れ出た流木の対策について土木部長にお尋ねをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 今回の豪雨後も大量の流木が確認され、再度災害のおそれがある箇所について緊急的に流木の撤去を行いました。

これまでも、台風の通過後や豪雨の後には、河川の点検、巡視を行い状況を確認し、河川管理上支障のある流木につきまして、洪水を安全に流せるよう取り除くなど、適切に対応を実施してきております。

○1番（金岡佳時君） 川べりに残っておるものもありますので、取れるところは全て取っていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

川べりの植林の伐採につきましても喫緊の課題となっていると思いますが、どのような対策をとられるのか、林業振興・環境部長にお尋ねをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 河川沿いの植林地や植林地内の谷筋においては、大雨による異常な増水により、地山が侵食されたり植林木が流出することがないように間伐を適切に繰り返して、下層植生から上層木まで多様な植生が繁茂する森林を造成することが理想的であると考えています。こうした溪流と森林の植生が直接影響を及ぼし合い多様な植生を有する森林は溪畔林と呼ばれており、生物多様性が極めて高い、重要な生態系であると考えています。

川べりの植林地については、森林所有者の協力を得ながら市町村と連携し、災害に強い森林づくりや重要な生態系の保全の観点から、適正な管理が行えるよう検討していく必要があると

考えております。

○1番（金岡佳時君） よろしくお願いを申し上げます。

また、永瀬ダムにもおびただしい量の流木が流れ込んでおり、約6,500立方メートルと言われておりますが、これはどのように処理をされるのでしょうか、土木部長にお尋ねをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 今回の豪雨で永瀬ダムに流入してきた流木につきましては、8月からダム貯水池に隣接する仮置き場に集積を行っております。その量は、議員のお話にありましたとおり、約6,500立方メートルでございます。

集積した流木につきましては、今後一般廃棄物処理業者へ持ち込み、処分を行う予定としております。

○1番（金岡佳時君） この流木もチップにすれば立派な木質バイオマスになるわけでありまして、川べりにとどまっているものや河口に流出したものを合わせれば、かなりの量になるわけであります。

焼却処分するにしても、切り捨て間伐をした木のように腐らせて土に還らせたとしても、炭酸ガスは排出をされます。そう考えますと、温室効果ガス削減を進めるためにも、燃料にして活用することが最良の方法だと思いますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） ダムや河川等にある流木を化石燃料にかえて燃料として活用することは、温室効果ガスの排出を削減する方法の一つであると考えております。

こうした流木につきましては、受け入れた事業者が土の付着の度合いなどその品質に応じて利用できるものを分別し、製紙用や建築に使われる木質ボード用、燃料用などのチップ原料として有効に活用されていると承知しております。

流木であっても貴重な資源として、品質上利用困難なものを除いて、まずは木質ボード用や

製紙用の原材料として利用し、そうした利用を終えた後の最終段階で化石燃料にかえて、燃料としてエネルギー利用することが木のよりよい活用ということになるのではないかというふうに考えております。

○1番（金岡佳時君） これもよろしくお願ひしたいと思ひます。

植林の成長は最近特に目立つようになりました。国道や県道のそばに植えられた木は道路を両側から覆い、自然に成長した雑木と一緒になつて、樹木のトンネルのようになっております。毎年のように支障になる枝の除去は行われておりますが、追いついていないように思われます。

さきの21号台風の風や南海トラフ大地震を考えたとき、極めて危険であると思ひますが、土木部長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○土木部長（村田重雄君） ことし9月の台風21号では、近畿地方などで暴風による大きな被害が発生いたしました。本県におきましても、昨年10月の台風21号では、県中部から東部の山間部の道路におきまして、暴風による甚大な倒木被害が発生いたしました。

昨年の経験からも、異常気象時における道路沿いの樹木の危険性は認識しております。

○1番（金岡佳時君） それでは、この際道路に支障を来すおそれのある樹木は伐採してはいかげでしょうか、土木部長の見解をお伺ひいたします。

○土木部長（村田重雄君） 立ち枯れ木など倒木の危険性が認められる樹木につきましては、道路パトロールなどで発見された場合に地権者の了解を得て伐採を行っております。

また、道路内に張り出して車両の通行の支障となっている枝葉の除去につきましても行っており、その際地権者の了解が得られれば、木の根元から伐採することを検討していきたいと考

えております。

○1番（金岡佳時君） これもぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

7月の豪雨によって嶺北地域は大きな被害を受けました。繰り返しになりますけれども、土木部そして本山事務所、さらには土木業者の迅速な対応により応急復旧できましたことに對し、改めて感謝を申し上げます。特に、地元土木業者は少ない人員で懸命の作業をしていただきました。

私もそれぞれの現場に入り、つぶさに状況を見させていただきました。そこで感じたことは、人が足りないということであります。これ以上作業員が減ってしまいますと、次に災害が起こったとき、道路啓開も応急復旧もできなくなるのではないかという危惧があります。

これ以上作業員を減らさないためには、今回の復旧工事を含めて地元の工事は地元業者に施工していただくことを徹底し、できればそれぞれの業者に人員の増強をしていただく、少なくとも現在の体制を維持していただくことが必要であります。土木部長の御所見をお伺ひいたします。

○土木部長（村田重雄君） 地元の工事は、土地カンにすぐれ、地域の実情に精通した地元の建設事業者への優先発注に努めております。特に災害復旧工事においては、円滑な地元調整による早期の完成が求められていることから、より地元の建設事業者が参入しやすい仕組みとしております。

今後も、地元事業者が地域防災のかなめとして力を発揮していただけるよう、よりよい制度づくりに努めてまいりたいと思ひます。

○1番（金岡佳時君） 地域の業者が若い従業員を雇用できなければ、近い将来地域の土木建設業の状況は、道路啓開や応急復旧に支障が出るなど、地域の安心・安全が脅かされる極めて深

刻なものになります。地域業者の雇用環境を整えられるような工事量の確保が必要であると思いますので、よろしく願い申し上げます。

今、嶺北地域は、自然・体験型観光キャンペーンということで、自然を生かした土佐れいほく博を開催すべく準備を進めているところであります。

嶺北地域の売り物は、吉野川とその吉野川に合流している美しい支流にあります。その吉野川と支流に沿って国道と県道が通っております。しかしながら、国道や県道と川の間にある雑木や植林が成長し、美しい川の姿を見ることができません。これは嶺北地域だけでなく、高知県下全域で同様の状況が見受けられます。

自然・体験型観光キャンペーンでは美しい川が大きな売り物になると考えておりますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 本県には、日本最後の清流として知られる四万十川、奇跡の清流と呼ばれる仁淀川、水量の豊かさで知られる吉野川などの知名度の高い川を初め、県内各地に原風景が残る清流が流れており、美しい自然景観に恵まれています。

また、カヌー、ラフティング、キャンプなどのアクティビティーを初め、川遊びや川漁師体験などさまざまな体験メニューとも組み合わせることで川の魅力を提供することができますので、本県を代表する観光資源の一つとして、来年2月からの自然・体験型観光キャンペーンにおいても大いに売り出してまいりたいと考えています。

○1番（金岡佳時君） それで、国道や県道と川の間にある雑木や植林の伐採についてどのように考えているのか、観光振興部長にお尋ねをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 自然・体験型観光キャンペーンの展開に向けて拡充をいたしまし

た観光拠点等整備事業費補助金では、自然景観やビュースポットの整備に伴う、雑木や植林の伐採に要する経費についても補助対象にしています。伐採に当たっては、森林所有者との調整や法令の規定に基づく許可や届け出などの手続が必要な場合も想定されます。

県としましては、整備の主体となる市町村や観光関連事業者の方々に所要の手続などをお願いしまして、雑木等の伐採も含めた自然景観やビュースポットの整備を進めていただきたいと思いますし、その取り組みをしっかりと支援してまいります。

○1番（金岡佳時君） よろしく願いをいたします。

次に、原木の生産量等についてお尋ねいたします。

平成28年度高知県の森林資源の蓄積量は、1億9,250万8,000立方メートル、そのうち民有林は1億6,243万5,000立方メートルであります。

高知県の素材生産量の目標値は平成28年度73万5,000立方、それに対し原木生産量は62万8,000立方、平成29年度は目標値75万立方、生産量66万8,000立方でありました。そして、平成31年度は目標値が78万立方と定められております。これに対し、民有林の年間成長量が平成28年度で何と220万292立方メートルとなっております。29年度原木生産量が前年と比較してふえてきたといっても、成長量の3分の1にも達しておりません。

また、木材生産量の推移を見ても、製材用の生産量は29年度に前年比で4万立方ほどふえておりますが、あとは微増であります。合板用はほぼ横ばいで、木材チップ用は微減から横ばいであります。そうした中で木質バイオマスは、平成27年度の施設稼働以来、確実に増加をしております。

これらのことを考えますと、原木の生産量を

ふやしていくためには、木質バイオマスの需要をふやすことが必要であると思われま

す。すなわち木質バイオマス発電所など関連施設をふやすことであると思いますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 同じ樹種、同じ林齢の人工林であっても、さまざまな太さ、高さ、曲がりぐあいの樹木が多数生育しており、搬出間伐や皆伐をすれば必ずA材からB・C・D材まで多様な用途に使われる原木が生産をされます。

今後、原木の生産量をふやしていくためには、建築用のA材から合板用・集成材用のB材、製紙用や木質バイオマス発電所の燃料に使われるC材まで、それぞれの需要をバランスよく拡大していくことが重要であると考えております。

木質バイオマス発電所などの整備につきましては、A材からC・D材までの原木の増産とのバランスを図りながら、実際に発電を担う事業者や原木供給事業者が燃料用C材、D材の安定供給体制をつくる必要があります。県としてもこうした関係者と十分に協議し、進めていく考えでございます。

○1番（金岡佳時君） それでは、A材から木質バイオマスまでの原木の望まれる生産割合というものをどのように考えておられるのか、林業振興・環境部長にお尋ねをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） バイオマス発電施設が稼働を開始した平成28年以降、県内の杉やヒノキの原木生産量における、製材や集成材、合板用のA・B材と、バイオマス燃料や製紙用のC材との割合は、おおむねA・B材で7割、C材は3割で推移しており、今後産業振興計画で目標とします平成37年の原木生産量においても、同様の割合で推移していくことができるといふふうに考えております。

○1番（金岡佳時君） もう少しバイオマスの部

分をふやしたらいいんじゃないかなというふうにも私は考えておるところでございますが、いずれにいたしましても、生産量をふやすというのを考えていただきたいと思

います。再造林では、木質バイオマス用樹種など早生樹造林の必要があると思いますが、どのように取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお尋ねをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 再造林に当たりましては、生育環境に適した樹木を育成する適地適木の考え方で、樹種を選定することが基本であると考えております。

近年、皆伐されている森林は概して生産条件がよい場所であると考えられますので、そうしたところでの再造林では建築用材に使用される杉やヒノキのA材の生産を主体として進めていくことが、持続可能な森林づくり、林業・木材産業の成長産業化につながっていくのではないかと考えています。

一方、奥地など木材生産の条件が厳しい森林や森林所有者の管理意欲が低い森林では、広葉樹への誘導や短い伐期での収穫が可能な早生樹を造林することも多様な森づくりには必要であると考えています。早生樹につきましては、その中でもコウヨウザンは木質バイオマス用だけでなく建築用材としての利用が期待できる上、適地では25年程度の短い期間で収穫でき、伐採後に植栽を行わず更新できるということがございますので、県におきましても、昨年度から国などと連携して試験研究に取り組んでいるところでございます。

○1番（金岡佳時君） この答えにもなるかと思いますが、林業経営の形そして高知県の山の姿を考えたとき、長伐期の山から、約25年で循環する早生樹の山までの、生産量に合わせた山をつくっていくことが必要であると思いますが、どのような御所見をお持ちなのか、林業振興・

環境部長にお尋ねをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 森林の公益的機能の発揮を図りながら、A材からC・D材まで、多様な木材需要に応じて安定供給ができる生産量を確保していく必要があると考えております。

多様な樹種や林齢で構成された森林から、木材需要に応じた生産量を確保するために、将来的な早生樹の導入も含めて、適地適木を基本として、計画的な伐採と植栽による更新に努めることが重要であると考えております。

○1番（金岡佳時君） ありがとうございます。

次に、道路インフラの老朽化について、特に橋梁についてお伺いをいたします。

現在、全国には約73万の橋梁があります。そのうち2018年時点で、建設後50年を経過した橋梁の割合は25%で、10年後の2028年には50%になると言われております。

平成26年から、道路法施行規則によって点検の義務が生まれました。点検は近接目視により5年に1回の頻度で行うことを基本としております。高知県には1万2,666の橋梁があり、本年度でほぼ全橋梁の点検が終了するものと思われま。

全国では町の26%、村の64%、市の8%で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しないようですが、高知県の状況はどのようになっているのか、土木部長にお尋ねをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 本県の状況につきまして各市町村に確認をしましたところ、市では、11市全てで土木技術者の配置がございました。町では、17町のうち3町で配置がございませんでした。村では、6村のうち4村で配置がありませんでした。

○1番（金岡佳時君） ちょっと時間がございませんので、次の質問を飛ばします。

そして、特に川を挟んで伸びている国道と県

道、県道と県道を結ぶ橋梁で市町村管理となっている橋梁が多くあるんですが、そのような橋梁は現在県下で何橋ほどあるのか、判定区分とあわせて土木部長にお尋ねをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 河川を横断して両岸の国道や県道を結ぶ橋梁で、市町村が管理するものは全部で65橋ございます。そのうち、これまで60橋の点検が完了しております。早期に修繕が必要とされる判定区分3の橋梁が13橋、緊急に修繕が必要とされる判定区分4の橋梁はその中にはございませんでした。

○1番（金岡佳時君） これらの橋梁は比較的大きな橋梁が多く、市町村は管理に苦勞しているのが実態であります。

今後、補修や改修の場合には、かけかえを考えなければならないということも出てきます。このような橋梁についてどのように捉え、考えておられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 国道や県道を結ぶ路線でありましても、同一の市町村内で集落と集落を結ぶ路線につきましては、一般的に市町村道として位置づけられております。これら市町村道の橋梁につきましては、おのおの市町村が策定します長寿命化修繕計画に基づきまして、市町村がみずから対策を実施していくこととなります。

○1番（金岡佳時君） このように管理をしている市町村に対し、今後どのような対策、どのような支援を行っていくのか、土木部長にお尋ねをいたします。

○土木部長（村田重雄君） これまで実施してきました点検の結果、多くの橋梁で修繕が必要となってきており、特に今後数年程度は、技術的にも財政的にも市町村の負担が増加するのではないかと認識しております。

そのため、技術的な支援としまして、国、県、

市町村等で構成します高知県道路メンテナンス会議などによりまして、復旧工法の技術的な助言などを行ってまいります。

また、財政的な支援としまして、十分な橋梁修繕の予算を確保できるよう国に働きかけてまいりますとともに、修繕に必要な交付金につきまして重点的に配分していきたいと考えております。

○1番(金岡佳時君) 時間がございませんので、若干急いでいきます。

農業についてお尋ねをするわけですが、嶺北地域では冬場の気温低下と日照時間が短いなどの理由により、次世代型ハウスの導入は不向きであると言われております。さまざまな農産物がつくられておりますが、少量多品種をつくる農業で、嶺北地域での特産品にはなっておりません。

かつて、大豊町に県の山間試験場がありました。その山間試験場では、ハウス園芸の試験や中山間地に合う作物を探すための試験が行われたと思いますが、どのような成果が上げられたのか、農業振興部長にお尋ねをいたします。

○農業振興部長(笹岡貴文君) 本県の中山間地域は冬場日照時間が少なく気温が低いので、平たん部で盛んな、冬場を中心としたハウスの促成栽培では暖房コストが課題となります。

そのため、山間試験場では、中山間地域の気象条件に適した品目や作型の選定、環境保全型農業の開発などに取り組み、野菜類ではシシトウ、米ナス、3色ピーマンなど、花卉類ではユリ類やトルコギキョウなど、現在県内の中山間地域で主力となっている雨よけハウスを用いた品目の産地化につなげてまいりました。また、ユズの優良系統の選抜、作業性の高い樹形の開発など、安定生産技術の確立に取り組み、中山間地域における産地形成につながってまいりました。

○1番(金岡佳時君) それでは、その成果を受けて、嶺北地域に合った農業手法はどのようなものという結論が得られたのか、農業振興部長にお尋ねいたします。

○農業振興部長(笹岡貴文君) 嶺北地域は、標高が200メートルから600メートルと高く夏場の気候が冷涼であることから、標高差を生かした夏秋栽培が適しております。これまで、山間試験場で得られた成果を生かして、投資コストを抑えた野菜・花卉の雨よけ栽培やユズなど、中山間地域に適した品目や作型を提案してまいりました。

また、平野部に比べて害虫の発生が少ないことから、有機農業や天敵を活用した環境保全型農業が定着しております。

○1番(金岡佳時君) 嶺北地域では今後どのような作物を奨励していくのか、農業振興部長にお尋ねをいたします。

○農業振興部長(笹岡貴文君) 嶺北地域の野菜・花卉の夏秋雨よけ栽培は、冬場の生産を中心とした平野部とのリレー出荷による周年出荷体制を構築したことで、市場から高く評価されております。今後一層の生産拡大が望まれております。このため、山間試験場の研究などから産地化した米ナス、3色ピーマン、ユリ類などを引き続き奨励してまいります。

また、海外での評価が高く、輸出品目として定着してきた中山間地域の基幹品目であるユズにつきましても、引き続き奨励してまいります。さらに今後は、高い収益性が期待されている有望品目の土佐甘トウの導入も推進してまいります。

○1番(金岡佳時君) もうほぼ時間がなくなりました。

その作物をつくることによってどれだけの収入を想定しているのか、そしてどのような組み合わせの農業を目標としているのか、あわせて

農業振興部長にお尋ねをいたします。

○議長（土森正典君） 農業振興部長、時間がありませんから簡潔に。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 各町村の基本構想で認定農業者の目標所得を設定しておりますが、それによれば、嶺北地域で奨励されている作物の所得は、雨よけ米ナス25アールで320万円などがございます。また、新たに導入を進めている土佐甘トウは、15アールで300万円を見込んでおります。

嶺北地域には、野菜や花卉、ユズ、水稻や畜産、シキミ、シイタケなど、地域の気候や土地条件に合った特色ある農畜産物、林産物が生産されております。

例えば、雨よけ米ナスと水稻、3色ピーマンと水稻とシイタケなどがございます。このように、十分な所得が確保できる品目の組み合わせを提案するとともに、若者や多様な担い手が目標となる所得を得られ、地域に定着できるよう、きめ細かな支援を行ってまいります。

○議長（土森正典君） 部長、時間です。

○1番（金岡佳時君） ありがとうございます。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、金岡佳時君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩



午後1時10分再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田中徹君の持ち時間は40分です。

7番田中徹君。

○7番（田中徹君） 自由民主党の田中徹でございます。質問戦も5日目に入りまして、重複する項目もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、健康立国についてお伺いをいたします。

本年7月、札幌市で開催された全国知事会議において、健康立国宣言が決議されました。人々の生活の質、QOLの向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす健康立国の実現に向けて、地方は地方の責任を果たしていこうという内容です。

4月に上田清司埼玉県知事が会長に就任され、初めての全国知事会議という場で、この健康立国宣言が決議されたことは、まさに上田新会長の肝いりの政策であり、その取りまとめを行う社会保障常任委員長を尾崎知事が担われるということは、日本一の健康長寿県づくりを進める本県にとっても、他県との相互協力により一層深い内容になっていくものと考えます。

そこで、提案説明では、全国知事会の社会保障常任委員長として、健康立国宣言の実行に全力を挙げてまいりたいとの力強いお話がありましたが、この宣言に伴う取り組みは、本県にとっても大変意義ある取り組みと考えますので、高知県知事としての意気込みを知事にお聞かせいただきたいと思います。

○知事（尾崎正直君） この健康立国宣言でありますけれども、人々のQOLの向上を図りつつ社会保障費の適正化を図るということとあわせて、いわゆる子育て支援でありますとか高齢者の就労支援などを通じて社会保障を支える力も強くしていこうと。この両者を通じて、社会保障制度の持続可能性を高めていこう、そういうことを目指すものです。

まず第1のQOLの向上を図っていくための

取り組み、これは本県においても、例えば高知版の地域包括ケアシステムを構築していくということにおいて、最大の目的とするものということでもあります。

そしてまた、支える力を強くする取り組み、本県においても少子化の取り組みは大事でありまして、そういう意味において、高知版ネウボラとか、そういうものの構築をという取り組みをしているわけでもあります。これは日本全体の社会保障制度の持続可能性を高めるという観点からも極めて重要であります。またともに本県にとっても重要課題に対処する施策だと、そういうふう考えていまして、しっかり健康立国宣言の取り組みを前に進めていきたいと。日本にとっても大事でしょうし本県にとっても大事だと、そういう視点で取り組みたいと、そう思っています。

○7番（田中徹君） また、この健康立国実現に向けたアクションプランには、社会保障に係る負担の適正化を図る取り組みとともに、先ほど知事もお話しされましたけれども、働きながら子育てしやすい環境づくりなどの働き方改革や若者の就労支援など、支える力を強くするための取り組みなど、社会保障分野での各都道府県の先進・優良事例を募り、お互いに学び、横展開を図るとされています。そして、全国から250件ほどの先進・優良事例の提出がされたと聞いており、そのスケールの大きさを実感しているところです。

そこで、この横展開の取り組みに対する期待について知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） こちらの約250件、各県から優良事例、先進事例として、みずから手を挙げていただいたところです。ある意味、本当に多くの皆さんが、社会保障制度の持続可能性を高めしていくために、それぞれ熱心に取り組んでいこうとされていることが非常にわかりますし、

また、お互い学び合いながら、それぞれの取り組みを高めていこうとされているその意欲というものも伝わってくるというふうに感じているところです。

今後、この250件につきまして、それぞれカテゴリーごとに分けて、それぞれグループをつくって、グループのリーダーも決めて、ともに先進・優良事例を学び合ってそれぞれの施策に取り入れていこう、そういう取り組みを行っていく予定となっております。この10月5日にも、特に医薬品の重複投薬についてどうやって防いでいくか、そういう問題についてのワーキンググループを立ち上げて、早速各県ごとに学び合っていこうという取り組みを行うこととなっているところです。

こういう取り組みを通じて、本県としても、47都道府県それぞれが取り組まれている中において、他県のすぐれた事例を学ばさせていただいて、それを迅速に取り入れていくことでもって、本県としてのさまざまな施策の底上げ、さらに改革を図っていきたく思いますし、こういうことを各県が行っていくことによりまして、日本全体として、さまざまなQOLの向上、支える力を強くする取り組み、両方が強化されていくように、ぜひ目指していきたいと、そのように思っております。

○7番（田中徹君） どうもありがとうございます。

本当に、私もこの取り組みに対して大変大きな期待をしております。今回知事会のほうも新しく、行動する知事会というスローガンを立てられまして、早速知事は10月5日にまた新たな動きも始められるということで、社会保障常任委員長として、そしてまた高知県知事としても大変期待しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、物部川に関して、順次お伺いをいたし

ます。

まずは、洪水への対策についてです。本県にも大きな被害が発生しました平成30年7月豪雨において、物部川流域では、7月3日から7日までの5日間の総降水量が多いところで1,600ミリを超えるなど、記録的な大雨となりました。

国が観測する香南市野市町の深淵水位観測所において、無堤部の氾濫危険水位である4メートル25センチを超過し、香美市加茂や香南市深淵の無堤部で氾濫が発生をいたしました。国からは、今回の水位は、深淵水位観測所で、昭和36年の観測開始以降2番目となる4メートル52センチを記録し、有堤部の氾濫危険水位である4メートル55センチまで、あと3センチに達するという大変危険な状態であったとお聞きをしております。

今回の7月豪雨では、大規模氾濫には至らなかったものの、近年全国各地で続発する豪雨の状況を鑑みれば、ハード対策とともに、流域住民への周知や啓発といったソフト対策を急がねばならないと考えます。7月6日には国土交通省からのエリアメールも届きましたが、河川の氾濫に関しての内容は、私自身初めてのことであり、正直戸惑いもありました。

そこでまず、実際にどれだけの住民の方が避難行動をとられたのか、南国、香南、香美3市の状況について危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 避難所へ避難することだけが避難行動ではなく、近隣のより安全な建物や親戚の家への避難、自宅2階への垂直避難といったことも避難行動であり、こうした方もある程度いただろうと考えられ、実際に避難行動をとった正確な人数の把握は困難でございますが、南国、香南、香美3市が物部川の浸水想定区域に避難勧告を発令した際に、避難所へ避難した人数は、それぞれ32名、6名、3

名と報告を受けております。

○7番（田中徹君） 確認ですけれども、南国市で32名、香南市で6名、香美市で3名ということだと思いますけれども、このような危険が迫ったときに、住民の命を守るためには流域自治体が空振りを恐れず、住民への早目の避難を促せるよう、県としてどのような支援を行っているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 本県では、市町村長が適時適切に避難勧告の発令を行っていただくよう、おせっかい過ぎるぐらいさまざまな支援を行っております。

まず、大雨が予想される段階から、気象台の情報を市町村に提供するとともに、早目早目の配備体制の確保や避難所の準備といった事前の対応を注意喚起しております。さらに、気象レーダー、土砂災害警戒情報、河川の水位などを注視し、避難の検討が必要と思われる場合には、ちゅうちょすることなく避難勧告等を発令するよう働きかけもしております。

今後も引き続き、気象台や市町村との連携を深め、市町村が的確に避難勧告などを発令できるよう支援を行ってまいります。

○7番（田中徹君） 先ほど御答弁では、おせっかいなほどという言葉もありましたように、県のほうとしては、各市町村に対していろんな対策をしていただけるということはわかっておりますけれども、1問目でお聞きしましたように、なかなか実際の避難行動につながっていないという事実もあると思います。

そこで、住民への連絡体制の強化などが非常に重要となってきますが、県としてどのような取り組みや支援を行っているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 住民の皆さんに避難を促すための情報を迅速かつ確実に伝えることは基本であり、市町村にしっかりとお願い

したいところでございます。

県としましては、ホームページ、こうち防災情報におきまして、地域のハザードマップやリアルタイムの雨量、河川の水位、土砂災害に関する情報などを提供しております。さらに、市町村が発令した避難勧告などにつきましては、県の総合防災情報システムを通じてマスメディアに伝達し、県民の皆様迅速にお知らせをいただいております。

また、実際に避難していただくためには、あらかじめ身の回りのリスクや避難所を知ってもらうことも重要ですので、今後、洪水ハザードマップなどの周知徹底や、市町村の避難訓練を支援するなど、避難行動を促すための取り組みを強化するとともに、このたび設置しました豪雨災害対策推進本部の中で、さらに検討を深めていきたいと考えております。

○7番（田中徹君） また、物部川においては、平成28年6月に、国、県、流域自治体が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備えることを目的に、物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会が組織をされています。協議会では、平成28年度から32年度までの5年間の取り組み方針を決定し、取り組み内容も随時見直しを行っているとお聞きをしています。

先月27日には第4回目となる会議が開催されたようですが、7月豪雨の教訓も踏まえ、協議会のメンバーとして県は今後どのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 7月の豪雨では、物部川で、議員のお話にありましたような大規模な出水がございました。今後、これを上回る大規模な氾濫に備えまして、円滑、迅速な避難行

動のために取り組みを進めなければならないと改めて認識いたしました。

そのため、県としましては、国とともに、また流域自治体と連携しまして、防災行動計画のさらなる充実を図り、その実効性を高めるための情報伝達訓練を実施してまいります。また、流域住民の皆様に対して防災に関する学習会も実施する予定です。あわせて、市や地域住民の皆様が河川の水位状況をリアルタイムで把握し、適切な避難が行えるよう、水位局を増設いたしまして防災情報網の充実を図ってまいります。

今後、防災行動計画や情報伝達訓練を充実させる取り組みを強化していくとともに、豪雨災害対策推進本部の中でも、さらに検討を重ねてまいります。

○7番（田中徹君） これまで、今回の7月豪雨に関して状況をお聞きしましたがけれども、今後、水防災意識社会を再構築するため、また実際の避難行動につなげていくためには、やはり小中学生に対する防災教育も非常に重要になってくると思います。

文部科学省が平成25年3月に改訂、発行した「生きる力」を育む防災教育の展開」では、防災教育の狙いとして、次の3つが示されています。

まず1つ目、自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。2つ目、地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。3つ目、自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるというものです。

新学習指導要領においても、重要事項として

防災・安全教育の充実が挙げられていることから、新学習指導要領の全面実施に向けた防災教育の準備も進められていることと思います。

本県の小中学校において、どのような内容の取り組みを検討されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 新学習指導要領では、防災教育について、災害対応や自然災害に関する知識、理解及び災害等から身を守る安全行動や規律ある集団行動の体得などの内容が新たに示されております。

県では、子供たちに、自分の命を守り切る力をつけるため、平成25年3月に策定しました、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を推進しております。このプログラムの内容は、教科等で学んだ自然災害等に関する知識、理解、これらをもとに学級活動において適切な判断、行動について話し合い、避難訓練において実際に行動ができるかどうかを検証し合うものでありまして、新学習指導要領に先んじたものになっていると考えております。

今後は、新学習指導要領に示された教科横断的な教育をさらに発展させまして、災害発生時に、子供たちが確実に命を守る力をつけられるよう、防災教育の充実を図ってまいります。

○7番（田中徹君） また、国土交通省では、洪水や地震などから命を守るための情報、コンテンツを収録したポータルサイトを開設するなど、平成32年度に向けて、授業の充実のための支援を行っています。

物部川流域の学校においても、新学習指導要領に基づく防災教育の支援を行うとお聞きしましたが、どのような内容のものなのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 国土交通省では、防災教育を進めるため、本年度末を目標にモデル校における防災教育の指導計画の作成を支援す

ることとしています。

物部川流域では、平成29年度に香美市舟入小学校がモデル校に選定されました。現在、舟入小学校では、流域の過去の災害写真や資料を生かした指導計画の作成を進めており、県としましても資料提供などで協力していきます。

でき上がりました指導計画は、流域内にある全ての小学校で共有し、防災教育に役立てる予定と聞いております。

○7番（田中徹君） 先ほど教育長からも御答弁いただきました。そして、国土交通省の取り組みについて土木部長から御答弁いただきました。ぜひ相互で連携しながら、この防災教育の充実というものに取り組んでいただきたいというふうをお願いを申し上げます。

次に、濁水への対策についてお伺いいたします。これまでも県議会において、物部ブラウンという言葉が使用されるなど、物部川の濁水については、幾度となく議論されてきた経緯もありますが、残念ながらいまだ解決には至っていないのが現状です。我々、物部川流域で暮らす住民にとっては、かけがえのない多くの恩恵を享受している物部川であります。少しでも早く、清流物部川と呼べる日が来ることを願ってやみません。

平成20年7月に物部川清流保全計画が策定され、翌年4月には、計画を具体的なものとしていくために、物部川清流保全推進協議会が設立をされました。本年度で計画策定から10年が経過したことになります。この計画は、濁水対策だけをする計画でないことは承知していますし、長期的な展望ということで、50年後に清流として再生、保全することを目標にしていることも承知をしています。

しかしながら、計画策定から10年が経過した今、これまでの活動を振り返り、いま一度見直すことで、今後の活動に生かしていただきたい

との思いから質問をさせていただきます。

濁水となっている主な要因として、森林の山腹崩壊による川への土砂の流入、またその流入土砂の川への堆積、そして代かき時における農業濁水が挙げられると思います。

そこでまず、近年における山腹崩壊の状況について林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 平成20年度から29年度の過去10年間における物部川流域の山腹崩壊は、民有林内で15カ所となっております。このうち13カ所が、平成23年度から26年度の4年間に香美市香北町と物部町において発生しており、平成27年度から29年度にかけては1カ所となっております。

ことしの7月豪雨におきましては、県全体で甚大な被害が発生しておりますが、このうち物部川流域では、香美市物部町など民有林内で11カ所の山腹崩壊が発生しております。

○7番（田中徹君） かなり多い箇所が発生しているということなんですけれども、では今後どのような対策を実施されるのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 山腹崩壊箇所につきましては、崩壊箇所の早期緑化と不安定土砂の流出防止を図りますため、国の事業も活用し、治山事業を実施してまいります。

また、山腹崩壊の発生が懸念される箇所につきましては、崩壊の発生を未然に防止するための治山工事を実施しますとともに、間伐などの適切な森林整備を推進し、森林の公益的機能を高度に発揮できる健全な森づくりを進めてまいります。

引き続き、できる限り山腹崩壊等による濁水や流木被害を発生させないよう、関係機関と連携して治山事業、森林整備事業にしっかりと取り組んでまいります。

○7番（田中徹君） では次に、土砂の川への堆

積について、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 物部川流域では、これまでに台風や豪雨などにより、上流域で多くの山腹崩壊が発生し、川に流れ込んだ土砂などによる濁水の発生が問題となりました。

このため、平成18年度から流域内の濁度の観測を開始しており、徐々に観測箇所をふやし、現在は計33カ所で観測を行っております。主要な洪水ごとに2週間程度の観測を行いまして、濁水の発生原因となっている区間を特定しながら効率的な土砂の撤去を進め、これまでに約16万立方メートルを撤去しております。

○7番（田中徹君） では、今後どのような対策を実施されるのか、土木部長にお伺いさせていただきます。

○土木部長（村田重雄君） 今後も、継続的に濁度の観測や河川の点検、巡視を行いまして、濁水の原因となっております箇所から河床掘削を行い、濁水の軽減に取り組んでまいります。

なお、ことし7月の豪雨により、河道内に大量の土砂が堆積した、支川の桑ノ川につきましては、災害復旧事業により約2万立方メートルの土砂撤去を行う予定としております。

○7番（田中徹君） では、その濁水に対して、3点目の代かき時における農業濁水について、近年の状況を農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 水稻の田植え前に行われる代かき作業による水田の濁水が、物部川に流れ込むことを減らしていく取り組みとしまして、物部川清流保全推進協議会では平成24年から、浅い水で代かきを行い、水田からの排水を極力抑える浅水代かきや、作業中のオーバーフローを防止する止水板の普及拡大に取り組んでまいりました。協議会では、水系の4地点で水の濁りぐあいを継続調査しており、こうした濁水対策によって、代かき後の濁りぐあい

が改善された地点もあり、一定の効果が出始めているところではあります。

浅水代かきを徹底している水田は、南国市を中心に約30ヘクタールに広がってきており、今後は物部川流域全体に取り組みを拡大していく必要があると考えております。

○7番（田中徹君） 農業濁水について、先ほど農業振興部長の御答弁にもありましたように、浅い水での代かきによって極力水を排出しない浅水代かきが普及してきたことにより、一定の改善は図られてきていることと思います。

しかし、浅水代かきだけでは、濁水の排出を完全にとめることは困難でありますので、1つ提案をさせていただきたいと思っております。例えば、水路に簡易なる過装置を設置することによって、流出する農業排水の濁りを取り除くことができないかと考えます。このようなものが高知県で開発できれば、高知発として全国に発信でき、地産外商にもつながるものではないかと考えます。

そこで、この農業濁水について、今後どのような対策を実施されるのか、私の提案に対する所見も含め、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 浅水代かきは濁水の発生防止に有効な手段でございます。また、代かき後、田植えまでの日数をより長くとることで、田植え前に排出される水の濁りを軽減することができます。

今後は、これらの対策が流域全体に広がるよう、JAや市町村広報を活用した意識啓発、モデル圃場での実演会の開催などの取り組みを強化してまいります。

また、議員から御提案のありました、簡易なる過装置につきましては、農家の皆様や専門家の御意見もお聞きしながら、ものづくり地産地消・外商センターと連携して、工業会、JAグループ等で組織するものづくり地産地消推進会

議に投げかけを行い、濁水軽減効果やコストなども含め、開発、導入の可能性を探ってまいります。

○7番（田中徹君） 次に、河口についてお伺いいたします。近年では、台風が襲来するたびに、高波による砂の堆積によって河口が閉塞し、また河口の位置が変わったりしています。本年、河口部の災害復旧を終えたばかりですが、今の状況であれば、再び同じ災害が起こっても不思議ではありません。久枝や前浜の地元住民の方の中には、不安を感じておられる方もいらっしゃいます。昨年、国土交通省にお伺いし、河口付近だけではなく全体的な川の流れを考慮した上で、抜本的な河口付近の対策を実施したいとお話をお伺いしています。

県としても、国と連携して取り組んでいただきたいと思っておりますが、対策の検討がなされ、いつごろ河口付近の対策が実施されるのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 国土交通省に確認しましたところ、物部川の河口の対策につきましては、閉塞しにくい掘削の方法を含めて検討を続けているということです。また、河口部地形は河川からの流れ、海からの波浪など複合的な要因によって形成されており、波浪等により日々変化していることから、その対策方法の検討並びに実施においては、モニタリングを行いつつ慎重な対応が必要とお聞きしております。

当面は、定期的な巡視や河川監視カメラにより河口の状況を監視するとともに、必要に応じて開削を実施するなど、河川の適切な維持管理に努めると聞いております。

○7番（田中徹君） ここまで、濁水への対策や河口付近の課題についてお聞きをしてみました。

そこで、物部川清流保全計画では、清流の再生を目指すための指針として5つの目標を掲げ

ていますが、この5つの目標達成に向けた知事の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○知事（尾崎正直君） この物部川清流保全計画においては、物部川をかつての天然アユが沸き立つ川に再生しようということで、5つの目標を掲げているわけであります。濁りのない安定した水質の川、子供たちを初め人々にぎわっている川など目標を掲げているところではありますが、その実現のためには、具体的な策をこつこつと積み上げていくということが非常に大事だろうと、そういうふうに思います。森林整備、河川内に堆積した土砂の除去、田植えの際の浅水代かきや止水板の普及拡大、あわせて子供たちが川に触れ合う機会をふやすための環境学習会を開催するとか、そういうことを着実に進めていく必要があるかと、そのように考えておるところです。

国、流域の3市、漁協、JA、森林組合、環境活動団体などの関係団体とも連携を深めたいきながら、着実にこうした取り組みを実施していきたいと思います。それでもってしても、なおどうもパワー不足だなということであれば、新たな対策もまた考えていかなければならないものと、そういうふうに考えています。

○7番（田中徹君） 本当に力強い御答弁ありがとうございました。計画は50年という長期的な視野に立ったものでありますけれども、今その5分の1、10年がたったわけでございます。できるだけ、我々住民として本当に近い日に、一日も早く清流物部川がもう一度戻ってくることを願っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後の項目として、高知龍馬空港について伺いたします。

質問に入ります前に少し、高知龍馬空港や飛行機について、私自身の思いを述べさせていただきます。私は、高知龍馬空港から

直線距離で約3キロのところ生まれ育ち、また現在も居住しておりますので、物心ついたときから日常的に自宅の上を飛ぶ飛行機を見上げ、そしてエンジン音を聞きながら生活をしてまいりました。そのような環境で育ちましたので、幼少期から自然と飛行機に憧れを抱くようになり、飛行機を見ては航空会社名と機種名を叫んでいたことを今でも覚えています。私の息子と娘も同じ環境で育っておりますので、私と同じように飛行機に憧れを持ち、2人とも見ることも乗ることも大好きです。休日には、空港近くの公園で離発着を見ることが好きですし、時には高松空港に隣接する、さぬきこどもの国へ家族で出かけることもありました。

そんな中、私も政治に携わるようになり、何とか空港を活性化したいという思いをずっと持ち続けてまいりましたので、本年度、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議が設置されたこと、そして今回のLCCの新規就航が決定したことは大変うれしく、今後の可能性に大きな期待を膨らませています。

それではまず、本年度設置されました高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議についてですが、既存路線の拡充、国内LCC路線の誘致、国際路線の誘致、空港インフラの整備の4つを検討の柱として、これまでに2回会議が開催されています。

先日の上田貢太郎議員の、空港施設の機能強化の質問に対して、岩城副知事は、新ターミナルビルの整備も含めた空港施設の機能強化について検討を始める時期に来ているのではないかと受けとめておりますと述べられ、施設の拡充に意欲的な答弁をなされました。

私は、空港施設を拡充することと同時に、空港へのアクセス交通手段についても、深い議論をしていただきたいと思います。と申しますのも、現在空港へのアクセス交通手段は、空港連

絡バスを利用するか、もしくはレンタカーや自家用車の利用が多数を占めているのではないかと思います。今後、空港利用者が増加すること、また外国人旅行者の需要を喚起するならば、空港施設へ直結する鉄道アクセスを新設することを考えてはどうかと思います。

具体的には、ごめん・なはり線の立田駅周辺から空港施設まで、およそ2キロの路線を新設できないものかと考えます。空港周辺には、高知大学農学部や海洋コア総合研究センターも立地することから、空港駅までにもう一駅できれば、非常に利便性の高いものになると思います。実現すれば、県東部や県西部にお住まいの方々の空港利便性は確実に向上します。

この提案は県としても大きな議論のテーマではありますが、まずは航空ネットワーク成長戦略検討会議において、鉄道アクセスも含めたアクセス交通手段について深い議論を行うべきと考えますが、副知事の御所見をお伺いいたします。

○副知事(岩城孝章君) 高知龍馬空港の活性化、また県民、利用者の利便性向上のためには、二次交通の充実など空港へのアクセスの改善等のことが、大変重要だというふうに考えております。

お尋ねのありました、空港への鉄道乗り入れにつきましては、平成12年度に高知空港アクセス交通検討委員会を立ち上げて詳細な調査を実施しましたが、初期投資に約92億円の事業費が必要となることや、毎年3億円程度の赤字が見込まれるということから、採算性の面から事業化は困難ではないかという結論になっております。

この時点の調査では、年間の空港利用者を209万人と現在の約1.4倍で想定し試算をしておりますが、その規模でも採算がとれない結果となっていることや、平成28年4月に高知南国道路の

高知龍馬空港インターチェンジが開通し、高知駅から空港までの連絡バスの所要時間が約25分に短縮をされるなど、利便性が大きく改善していることなどを考えると、現時点では、鉄道の乗り入れというのは現実的ではないのではないかとこのように考えております。

なお、この検討会議で、安芸・室戸方面への二次交通や後免・のいち駅への空港からのアクセス交通手段などについて、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○7番(田中徹君) 次に、高知龍馬空港を取り巻く事業環境として、将来的な全国の動向も想定しなければならないと思います。2027年度には、東京品川から名古屋までリニア中央新幹線が開業し、その後大阪まで延伸される予定になっています。また、岡山から高知までの四国新幹線が実現する日も、そう遠くないかもしれません。

私は、新幹線の高知の駅をどこにするかといえば、高知龍馬空港にできるだけ近いところにするべきと考えています。将来的には、訪日外国人の利用はもとより、近隣県からの空港利用をどれだけ喚起できるかが空港存続の鍵を握っていると考えるので、私は、新幹線を空港へのアクセス交通手段と捉えています。

そこで今後、四国新幹線の動向も踏まえ、高知龍馬空港を発展、活性化させるためには、空港へのアクセス交通手段をどのように捉えておられるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事(尾崎正直君) この四国新幹線については、四国新幹線整備促進期成会を中心に官民一体となって、今運動しているところでありますけれども、まだまだこれから活動が本格化していこうとする段階でありまして、まだ具体的にどういう形で実現していくかということは見通せない段階にあります。

そういう段階ではありますけれども、おっしゃ

いますとおり、この新幹線と飛行機というのは、区間によっては競合するということですので、この新幹線の整備と将来の空港のあり方がウイン・ウインの関係になるようにするためにはどうあるべきかということは、今からしっかりと視野に入れて考えていかなければならないだろうと、そういうふうに思っています。

現実には、新幹線との競合区間において航空機のありようが大いに変わってきている、そういう例が見られるわけでありますから、そのところを視野に入れることは非常に重要かと思えます。そういう議論をしっかりと重ねていきたいと思えます。その上において、ウイン・ウインの関係を築いていくためには、新幹線と空港との距離感、これをどう考えていくのか、そういうことなども一つ議論になっていこうかと考えるところです。

○7番（田中徹君） 先ほど、私は新幹線の駅を高知龍馬空港にできるだけ近いところにするべきではないかと申し上げました。空港施設へ直結することは、南海トラフ地震を考慮すれば、浸水予測地域のため現実的ではありませんので、例えば現在のJR後免駅周辺が現実的な一案ではないかと、私自身は考えております。

先ほど、知事にはこれからという御答弁もいただきましたけれども、四国新幹線の実現に向けて、高知県の新幹線駅の所在について、現在、知事はどのように考えておられるのか、御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） これから議論していくことになるかと思いますが、恐らく現在の高知駅周辺に駅が1つできるだろうと、それはまず間違いのないところだろうと思えます。問題は、その高知駅に至るまでの間のルートをどうとっていくのがいいのか、恐らく山側からトンネルを抜けてくることになるであろうと思えます。抜けてきた新幹線が、どこでターンを

して高知駅のほうに向かって、どういうルートをとっていけばいいか、こういうことについては、今後さらに詳細な検討がなされていくことと思えます。

空港を意識しての整備ということも、当然考えていく側面もあろうかと思えます。実際、高速道路の整備でも、例えば宿毛新港の位置、これを考えて高速道路の整備を議論もしているわけでありますから、こういう大きなインフラ同士のありようをどう考えるか、それは当然考慮の対象になろうかと、そういうふうに思えます。

○7番（田中徹君） 御答弁ありがとうございます。

私は今回、時期尚早かと思えますけれども、あえて知事にお伺いさせていただきました。それはやはり県民の方々がこういった詳細な議論を進めることによって、ますます機運の醸成もされると思いますので、先ほど御答弁いただきましたようにぜひ実現に向けて、より詳細ないろんなことを考えていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、高知龍馬空港の大規模災害時における早期復旧についてお伺いをいたします。平成29年2月議会において、南海トラフ地震発災後の高知龍馬空港の早期復旧について質問をさせていただきました。

その際、危機管理部長から、「空港の管理者であります国土交通省では、既に作成している南海トラフ地震発生時に早期に空港の機能を回復する計画を、来年度には県も含めた関係者から成る協議会を設置し、より実効性のある計画に改定する予定であるとお聞きしております。県といたしましては、この協議会を通じて、国と連携・協力して高知空港の早期復旧に取り組んでいきたいと考えている」との答弁をいただいております。

そこで、その後、協議会の設置など早期復旧に向けた取り組みはどのように行われているのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 平成29年2月議会以降、高知空港事務所が設置した協議会に、県からは危機管理部なども参画させていただき、他の関係機関とともに検討し、既にあった計画を改定して、本年3月に新たな計画が策定されているという状況でございます。

○7番（田中徹君） 記憶に新しいところで、先日の台風によって関西国際空港がああいった状況にもなりました。常に空港は多くの方が利用されておりますので、ぜひ国ともしっかり連携をとりながら、特に大規模な災害が起こった後の早期復旧がなされるように、県としてもしっかり取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（坂本孝幸君） 以上をもって、田中徹君の質問は終わりました。

ここで午後1時55分まで休憩といたします。

午後1時50分休憩



午後1時55分再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村勝幸君の持ち時間は40分です。

2番下村勝幸君。

○2番（下村勝幸君） 県議会自民党会派の下村勝幸です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

私は、ことしの7月30日から8月5日まで、高知県が最先端の農業技術を学んでいるオランダへ、

県議会からは中根議員とともに視察に行っていました。そこで、今議会の質問では、オランダの農業視察で学んだことや現地で実際に感じたことなどを中心に、質問として組み立ててみたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、農業振興についてであります。

今回の視察を通して、オランダの農業技術が世界的に見ても最先端を走っていることがよくわかりました。農業技術もさることながら、高知県が目指そうとしている未来型農業クラスターを見た思いがいたしました。

特に、実際に野菜や果樹や花卉といった農作物を栽培する試験場と、それらの農業を学ぶ学生の教育の場、さらにそこで利用される資機材等の研究開発を行う産業界が全て1カ所に集い、そこで見つけられた農業問題の課題解決に迅速に対応しながら、さらなる完成形を目指すという仕組みで完結しておりました。産業界からすれば、そこで研究開発された新技術を展示紹介、さらには販売にまで結びつけるショールーム的意味合いまで兼ねておりました。

私は、その構造に大変共感を覚えると同時に、究極の農業クラスター構造を見せていただいた思いがいたしました。私は、将来はこういった複合的研究施設が高知県には必ず必要になるのではないかと考えております。園芸資機材の開発や環境制御のためのプログラム開発、さらにはそういった事業者と学生が学び合える仕組みまでを、一つの場所で高知県の企業や教育機関が行える体制をつくることができれば、現在ビニールハウス等の資機材の高騰に頭を抱えておられる農業生産者の皆様に、高知県オリジナルのハードやソフト技術、さらにはハイレベルの農業技術者の創出など、多大な利益還元のかげがつけられるのではないかと考えます。

そこで、まず1つ目の質問をいたします。さ

きに述べたような全てを網羅する複合的研究施設をすぐに建設することはできませんが、今高知県が進もうとしているNext次世代型こうち新施設園芸システムが目指すものは具体的にどういったもので、どこまでのものを目指そうとしているのか、それは今私が述べたような、高知県全体の農業の大改革につながるようなクラスター構造のようなものを目指すお考えなのか、まず知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 現在、次世代型こうち新施設園芸システム、これを普及促進するよう努めているところであります。これは、10年来オランダから多くを学んで、そしてこれを高知流にデフォルメして確立してきた技術だと思っております。大変高収量であり、かつ品質が高く、かつ、これが特に高知の特徴であります、多品目に適用することができる、この点が非常に有用な技術だというふうに思っています。

ただ、恐らく10年、15年たつと、今は次世代型と言っているこのシステムも全国的にはある意味当たり前ということになるのではないかと、そうなりかねないだろうというふうに思います。

そういうことを考えますと、我々は、この次世代型のネクスト版、さらに次々世代ということになりましようか、このことについて今から開発を進めていくべきだと、そういうふうに考えています。常に本県が園芸農業において日本をリードしていく、世界をリードしていく、そういう観点からは、ぜひ今からこのネクスト版の開発が必要だと考えています。

このNext次世代型システムの開発、これを目指すところは、今の次世代型というのは基本的にハウス内の環境を統合制御するというものでありますけれども、その作物の生育そのものについても一定見える化して、一定コントロールをしていく、それによって超高収量、さらには超高品質、高付加価値なものを生産できること

を目指していこうとするものであります。また、その生育そのものについて一定コントロールすることができれば、マーケットの状況に合わせて最適な時点で作物を出荷するとか、そういうシステムもつくることができるようになる、そういう意味においての経済性、マーケット力、こういうものも向上していくということになるんだらうと思っています。あわせて、超省力化も目指していきたいと、そのように考えているところです。

こういう形で本県において、園芸作物について、いわばスーパー4定条件を満たすといいですか、そういう産地になることをぜひ目指していきたいと考えるわけですが、こういうものを実現していくためには、膨大な研究を重ねて、そしてそれに伴って新たなシステム、さらにセンサーなどを初めとする機器、こういうものを開発していかなければならないわけでありまして。ある意味、この研究開発プロジェクトがプラットフォームとなって、いろんなシステムとか機器が生まれていくだろうと、そういうふうに考えています。この研究をスタート点として、園芸関連産業群、こういうものをより力強く発展させていくことができれば、本県にとっては本当に素晴らしいことだと、そのように思っています。

農業者の皆さん、これを開発する2次産業の皆さん、システムを開発する3次産業の皆さん、そしてこれを学んで次世代に継承していく教育の役割、こういうものを集積させていく農業クラスターをつくることができればなど——本県に根差したクラスターだと、そういうふうに思っています。これをぜひなし遂げていきたいものだと、そのように考える次第です。

○2番（下村勝幸君） 知事、どうもありがとうございました。私も、今知事からお話があったように、将来的には皆さん、いろんな産業群を

巻き込んでいくような、すごいクラスター構造ができ上がる素材がこの高知県にはあるなど本当に思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次の質問に移ります。農業は土づくりから始まるとよくお聞きいたします。私は、これからの農業は新規就農者が参入しやすいように、いわゆる勘や経験に頼る部分を極力減らし、できるだけシンプルにパッケージング化すべきと考えております。

例えばオランダでは主流になっておりますロックウールのような——土を利用しなくても確実に農作物が生産できるような水耕栽培など、将来はこういったシステムが、全てでないにしても主流になっていくのではないかと感じました。

またさらに、オランダではサステナブル、いわゆる持続可能性をキーワードとして農業施策の肝に据えていると感じました。

これからの高知県も、今以上に環境問題に配慮したこのサステナブルという考え方と、先ほど私が述べたパッケージング化ということに真正面から取り組んでいくべきと考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 本県は、1990年代からオランダに学び、全国に先駆けて環境保全型農業に取り組み、天敵の利用を中心とするIPM技術を確立、普及するなど、環境保全型農業の全国のトップランナーとなっておるところでございます。今後も、本県の基幹産業とも言える農業を、これから先、100年、200年後もしっかりと次の世代につないでいくことができるサステナブルな農業の普及に、正面から取り組んでまいります。

パッケージング化につきましては、現状ではすぐれた篤農家の栽培技術は、議員の御指摘のとおり経験や勘に頼る部分が多いため、いわゆる技術の見える化ができておらず、新規就農者

等への技術の継承には多くの時間を要しております。そこで、今年度からスタートするNext次世代型の取り組みでは、ハウス内の環境データの見える化に加えまして、作物の生育情報や篤農家の栽培技術が見える化し、養液栽培や環境制御技術などをパッケージとして、誰でも簡単に導入できるよう進化させていきたいと考えております。

○2番（下村勝幸君） ありがとうございます。本当に新規就農者が何のちゅうちょもなく農業に参入できる、そういった土壌に今後とも取り組んでいただけたらと思います。

それでは次に、漁業振興についてお伺いいたします。

高知県の第1次産業の中では、農業や林業と並び、漁業も非常に重要なウエートを占めております。その中でも、県魚でありますカツオを核とした漁業振興はもとより、マグロ漁も高知県にとりまして重要な産業の一つであります。

そうした中、太平洋クロマグロは、WCPFCでの合意をもとに、2015年1月からクロマグロの資源を管理するために自主的管理を行っております。しかしながら、第2管理期間における小型魚の超過を踏まえ、本年1月からはTAC制度によりクロマグロ資源の保存及び管理を開始し、この7月からは知事管理漁業である沿岸漁業についても同様に開始したところであります。

現在、日本は外国からクロマグロの漁獲量に対して非常に厳しい要求を突きつけられております。本年9月に福岡で開催されましたWCPFC北小委員会で、日本から提案したクロマグロの15%漁獲枠増量要求は合意に至らず、国際会議で決定された漁獲枠の遵守が求められることとなります。これを受け、日本に与えられた全体漁獲枠の中で、国内においていかに公平な漁獲配分をしていくのが課題となります。

そこで、水産振興部長に御質問いたします。
まず、高知県全体のクロマグロの漁獲枠は、小型魚34.8トン、大型魚13.2トンの計48トンであります。これまでの漁獲実績に鑑み、本年度、これはクリアできる数字であると捉えておられるのか、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） クロマグロの管理については、本年7月から来年3月までの第4管理期間から、大型魚、小型魚ともに月ごとに漁獲枠を定めて管理を行っております。

大型魚については、過去3年間の平均漁獲実績が6.5トンであることから、漁獲枠の13.2トンの範囲内で推移するものと考えております。

一方、30キロ未満の小型魚につきましては、本来六十数トンあった漁獲枠上限でございますけれども、実は本県は2年続けてこの漁獲枠を突破しております。その分が翌年に差し引かれるという国のルールによりまして、34.8トンまで落ち込んでいます。例年の漁獲実績が70トンぐらいありますから、これを守るためには採捕停止などの厳しい管理措置を行わざるを得ない状況が想定されております。

○2番（下村勝幸君） 今、水産振興部長からお話がありましたように、かなり難しいところ、綱渡り状態であるようなお話でありました。

そして次に、国内における今年度のまき網やはえ縄等、漁法ごとの年間配分量内訳はどのようになっているか、その内訳はどのようにして決定されたものか、水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 平成30年度の全国のクロマグロ漁獲枠は、大型魚で4,688トン、小型魚で3,139トンとなっております。このうち国が管理するまき網漁業に対する配分量は、大型魚が全体の65%、小型魚が48%に達しております。残りが沿岸漁業などに配分されております。

す。

漁業種類別の配分量の決定方法は、先ほど議員がおっしゃられたように、WCPFCで決定された上限をベースとして、最近の漁獲実績に基づき案分をされています。

ただし、本年7月からの第4管理期間の沿岸漁業に対する大型魚の配分量は、全国の沿岸漁業者からの強い要請によりまして、当初の733トンから1,106トンに増枠をされております。

○2番（下村勝幸君） 今、水産振興部長から御説明があったように、漁業者の中には、この漁法ごとの漁獲配分に不満を持っておられる漁業者が数多く存在すると伺っております。高知県にはまき網を主体とする漁業者が存在しないので、当然の不満であろうと思います。

他県でも同様の不満を持っている県もあり、今後は同様の思いを持つ他県との協調も必要だと考えますが、現在までの取り組みと今後の対応について水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 本県の漁業者はまき網漁業の規制に関して、これまで他県の漁業者と連携した取り組みはまだ行っておりませんが、今後県といたしましては、漁獲配分の見直しについて、さまざまな機会を捉えて県の実情を国に訴えていきますとともに、県内の漁業者の意見を集約しながら、他県の漁業者とも連携・協調するよう系統団体にも強く働きかけてまいります。

○2番（下村勝幸君） 今年度、新たに高知県沿岸で定置網の設置可能性を探ることになっております。過去には、こうした定置網に予想外のクロマグロが入ってしまい、国内全体のクロマグロの漁獲枠への圧迫を招く結果となり、大問題になってしまったことがございます。

高知県の定置網では、こういった混獲が発生するおそれや、万が一そういった事態が生じて

しまった場合は速やかに放流できる漁具の形や放流体制はできているのかなど、その現状につきまして水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 本県の定置網漁業では、御案内のとおり魚種を選択して漁獲することはできません。クロマグロの混獲の話もよくお聞きをしております。加えて、多くの定置網漁業では、混獲したクロマグロのみを容易に放流できる構造とはなっておりませんので、県が採捕自粛措置等を発動した場合には、たも網で一尾ずつすくう方法により放流を行わなければなりません。

このたも網による放流作業は大変手間や労力がかかりますから、県では、国の事業を活用しまして放流作業にかかる費用を支援するとともに、資源管理の重要性を漁業者の方々にも丁寧に説明し、あわせて漁業者の方々の御理解もいただきながら、クロマグロの資源管理に努めてまいります。

○2番（下村勝幸君） マグロの関係は今お話ししたように、あとは国内での調整問題に入ってきておりますので、ぜひそういった意味では高知県の今後の働きかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、カツオの活餌の供給体制について御質問いたします。この活餌につきまして、平成29年2月議会にも私は質問をさせていただいております。

さて、本年は初カツオの漁の時期に西日本の太平洋岸でカタクチイワシがとれなかったことから、カツオの一本釣りをを行う上で最も重要な活餌、いわゆる生き餌が手に入らないという状況が発生いたしました。そのような中で、黒潮町の佐賀漁港で活餌を蓄養していたことから、高知県のカツオ船団のみならず三重県や和歌山県の船団まで、この活餌を求めて黒潮町にやっけてまいりました。

佐賀漁港において活餌を供給できたのは、九州でカタクチイワシを蓄養されている方の助けによるわけですが、これはこれまで県の支援を受けて地元協議会が取り組んできた活餌供給の仕組みづくりと、関係者の御努力のたまもであります。御案内のとおり、県内で活餌が手に入らなければ、カツオ一本釣りの船が餌を求めて他県に回り、そこで水揚げをすることから、高知県でのカツオの水揚げが減少し、高知県産のカツオの提供も難しくなり、漁業関係者のみならず旅行者や関連する観光産業に影響を与えることになっていたかもしれません。

県ではこれまでも、高知県にとっての活餌の重要性のもと、活餌の供給体制の維持、後継者の育成等を積極的に御支援いただけてきたところではありますが、今回のような状況を考えれば、カタクチイワシの確保と供給体制の維持に向け、早急なる対応が必要であると考えております。どうか、この重要性に鑑み早急な手だてを講じるべきと考えますが、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 県は、平成26年度から3年間、安定的な活餌の供給によるカツオの水揚げ促進を目的に、佐賀漁港での活餌供給の仕組みづくりや、宿毛湾での中型まき網漁船を活用した活餌の採捕・蓄養試験を実施してまいりました。

その結果、近県の漁港に水揚げをしていたカツオ漁船が佐賀漁港に水揚げするなど、一定の成果が見られましたが、漁協みずからが事業を継続する体制づくりにはまだ課題が残っており、認識をしております。また、宿毛湾においては、3年間の実証試験によって事業化に向けた体制が一定構築でき、活餌の供給を開始しております。

今後は、土佐湾での積極的な活餌の確保に向けて、早急に具体的な検討に着手をいたします。

○2番（下村勝幸君） ありがとうございます。
非常に積極的、前向きな御発言であったと思います。ぜひ、高知県にとって本当に大切な産業ですので、今後とも御支援のほどよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。NPO法人への支援策の質問でございます。

今回のオランダ視察におきまして、今オランダ国内で若者が就職したい職業ナンバーワンが農業だとお聞きいたしました。その理由の一つに給料の高さが挙げられるのではないかと思います。現地で農業に従事されるパート従業員さんの時給単価をお聞きして大変驚きました。一般的な時給単価が、額面で2,300円から2,500円だそうであります。日本の農業従事者の処遇改善の面で早くオランダに近づきたいものだと感じました。

さて、本県でも行政のスリム化が進展する中で、アウトソーシングをメインとした行政業務の切り出しが行われ、県行政はもとより県内の多くの市町村で外部委託等の形での行政運営がなされており、今では地域課題解決の担い手として、NPO法人の存在意義はますます大きくなってきております。

しかしながら、一方で求人募集をかけてもなかなか人が集まらない、給与が安過ぎて家族が養えないなど、NPO活動の継続に必要な人材確保と雇用人材の定着、さらには財政面での活動基盤の脆弱性などにおいて悩みが尽きないといった声をたびたび耳にするようになりました。

そこで、文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。県内のNPO法人の人材確保や財政面での課題について、これまでのアンケート調査などを通して現状をどこまで把握されているのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 昨年12月に、県内のNPO法人などを対象に、活動

の現状などを把握することを目的としてアンケート調査を実施してまいりました。

アンケート調査の結果からは、人材面においては、回答いただいた145のNPO法人のうち約7割が、活動の中心メンバーや実際に活動をする人材などが不十分だと回答しており、こうした人材をどのように確保していくのかが課題になっていると考えております。

また、財政面では、約8割のNPO法人が活動資金の量が不十分と回答しており、同時に多くの法人が活動資金の確保に向けて、助成金や委託金の獲得、独自事業の拡大、さらには会員の拡大に取り組んでいるとしていることから、収入確保など財政基盤の強化が課題になっていると考えております。

○2番（下村勝幸君） 次に、今述べられたような課題に対して、今後県としてどのように対応されるつもりなのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） NPO法人への支援につきましては、第3次高知県社会貢献活動支援推進計画に定める基本方針に沿って、高知県ボランティア・NPOセンターと連携して取り組んでおります。

このうち人材確保については、活動に関心を持ち実際に活動に携わる方を確保するため、地域の核となる人材にNPOの活動を理解し参加してもらうことや、ボランティア希望者とボランティアを募集するNPO法人とをつなぐ場づくり、学校教育や社会教育などでのNPO活動についての知識の普及等による、将来の担い手育成などにも努めております。

また、財政基盤の強化については、それぞれの団体の活動資金の自主的な確保に向けて、NPO法人に対する補助、助成等の情報提供を行うことや、寄附募集の取り組みへの支援、認定NPO法人への移行を促すなどの支援を行って

おります。

現在、平成31年度からの新しい第4次高知県社会貢献活動支援推進計画の策定に取り組んでおりますが、こうした課題への対応はNPO法人の活動支援において大変重要ですので、その中でさらに充実してまいりたいと考えております。

○2番（下村勝幸君） ありがとうございます。本当に支援を待っているNPOはたくさんあると思いますので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

今回視察で訪れたオランダでは、日本と違い、農業用ハウスはビニールではなく、全面をガラスで覆われた農業用ハウスが通常建設されております。そこで、自然災害について問うたところ、オランダでは台風等の風水害や地震もなく、非常に恵まれた地域であるということがよくわかりました。その点、我が国は風水害や大規模地震の非常に多い地域であります。

今議会での質問において上田貢太郎議員や石井議員からもお話がありましたが、産業振興土木委員会では北海道及び東北地方への県外視察に行っておりました。その視察初日の夜中、宿泊先の函館のホテルでさきの北海道胆振東部地震に遭遇し、その後の視察等についてどうしたものかと、加藤委員長とともに頭を悩ませました。現地では、今議会で御質問されているように、電力のブラックアウト状態となり、一瞬にして全ての電気が遮断され、ある意味近い将来我々が遭遇するかもしれない、南海トラフ地震と同じ状態に置かれました。そのときの経験をもとに御質問させていただきます。

やはり一番困ったことが、情報が全く得られなくなるということでありました。宿泊ホテルでは朝になるまで館内放送もなく、停電が続く中、非常に不安な一夜を過ごしました。ラジオ

等も携帯しておらず、辛うじて携帯電話の基地局が機能しておりましたので、インターネットやSNS等の情報にアクセスすることは可能でした。しかし、こうした情報には不確かなものも多く、結局夜明けを待って地元高知へ電話をし、地元テレビの情報に頼らざるを得ない状況でありました。

日本人の私でもこのような状況でしたので、外国から来た観光客の皆様はさぞかし不安であったろうと思いました。今後はLCCの運航も開始され、県外からの観光客やインバウンドの増加が予想される中、観光先の自然災害情報にふなれな人たちに対し、きちんとした情報をどう伝えるのかということについて考えざるを得ませんでした。

そこで、まず観光振興部長にお伺いいたします。こうした停電等を伴う大規模災害発生時に、各種宿泊施設において確かな情報をどのように収集し、宿泊者へきちんと伝達できる準備がなされているのか、特に宿泊客を安全かつまた安心して避難させられる対策はどこまでとられているのか、その現状について観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 本県では、昨年度までに津波浸水想定区域内にある全ての旅館、ホテルにおいて、大規模地震及び津波が観測された場合に、外国人旅行者を含む宿泊客を安全な場所に避難させるための津波防災対策マニュアルを整備しています。

このマニュアルでは、地震・津波発生時の従業員の役割を、情報収集、宿泊客への情報伝達、避難の呼びかけ、避難誘導などに分担し、従業員によって避難の必要性を可能な限り早く周知し、避難場所にいち早く避難させるための業務手順を定めています。また、停電によりテレビや館内放送が使用できない場合は、あらかじめ準備した携帯ラジオやスマートフォンなどを活

用して情報収集を行い、従業員が拡声器やメガホンを使って避難を呼びかけ、懐中電灯やランタンなどを用いて避難誘導をすることなどを盛り込んでいます。

このマニュアルの実効性を確認するため、平成28年度からの3年間の取り組みとして、宿泊定員が30人以上の施設101軒を対象にマニュアルに沿った訓練の準備と、その結果に基づくマニュアルの改定を進めており、本年度内に全ての対象施設で完了する見込みです。

○2番（下村勝幸君） ありがとうございます。

今お話のあったのは、特に宿泊客ということですので、日本人、外国人問わずということだと思いますが、アジア圏からの観光客が増加する中、緊急時における言語、特に英語以外での言語の伝達方法も準備しておく必要性を強く感じました。

宿泊施設においては、多言語津波シートのような緊急時におけるメッセージボードを用意されているところもあるようですが、高知県において外国人向けの情報伝達や誘導のためのツールを準備しておく必要性を感じます。現在の対応について観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 地震・津波発生時の外国人宿泊客への情報伝達や誘導につきましても、ただいまお答えいたしましたマニュアルに沿って、外国人対応係を置いて対応することとしています。また、外国人対応係がない場合には、外国人ツアーに同行している添乗員などに協力を要請して誘導を行うこととしておりますが、いずれもない場合は、従業員が、地震が発生したことや直ちに避難する必要があることなどの状況の説明や指示すべき事項を、英語、簡体字、繁体字、韓国語、タイ語の5言語で表記した情報伝達シートを活用しまして、外国人宿泊客に情報の伝達や避難の呼びかけと誘

導を行うこととしています。

県といたしましては、今後、地震・津波発生時に的確な対応ができるよう、宿泊施設を対象とした研修会や訓練の実施の取り組みも進めてまいりたいと考えています。

○2番（下村勝幸君） 本当に、被害を最少にするためには、やっぱりいろんなことを想定して準備をしておく、また訓練をしておく、実際に沿った内容でやっておくことが非常に大事だと思いますので、今後とも取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、河川に対する防災対策について土木部長にお伺いいたします。私が所属する産業振興土木委員会では、出先機関調査で県内各地の陳情を受けます。そのときの市町村から一番多い要望が河川のしゅんせつ要望であります。県でも、人家等の被害の発生が予測される場所を中心に対策を進めておりますが、今のペースではとても災害を抑え切れない思いがいたします。今議会でも多くの議員が訴えておられますように、国に対してもっと大胆な予算要求や政策提言が必要な状況にあるのではないかと思います。高知県でも大きな被害が発生した7月豪雨や近年全国各地で頻発している豪雨災害など、地球規模の気候変動などにより、明らかにこれまでとは雨の降り方が変わっているように思います。

そこで御質問いたします。今議会におきましても、知事より、中小河川の総合的な対策ということについて全国知事会を通して声を上げていきますというお話もいただいているところではあります。くどいようですが、現場対応を陣頭指揮しておられる土木部長に対して、今後河川改修を行う場合は現在の気候変動のことも踏まえて対策を行うべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 本年の7月豪雨災害を初め、近年気候変動に伴う豪雨により、甚大

な浸水被害が全国で多発しており、これまでの治水対策の前提条件となる気象状況が大きく変わってきていると感じております。

国においては、ハード対策を含めた気候変動への対応策を加速するため、本年4月に、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会を設置し、これまで2回開催しております。この検討会では、治水計画を策定する際に重要となる降雨量が気候変動によって増大し、洪水の発生頻度が高まっていることから、降雨量の設定手法や治水計画の見直し方法などについて検討されているところです。

県としましては、その結果を踏まえ、必要に応じて治水計画を見直していく予定です。

○2番（下村勝幸君） 今回の補正予算では、7月豪雨対応として、河川のしゅんせつなどに30億円余りの予算が計上されております。この予算で具体的にどの程度の対策が可能となるのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 7月豪雨後、直ちに県内全河川の一斉点検を実施したところ、堆積土砂や流木、被災した堤防や護岸など、放置すると今後の豪雨の際にさらに大きな浸水被害の発生につながる可能性が高い箇所を確認いたしました。それらの対策に必要な補正予算案を今議会に提出させていただいております。

この予算のうち約20億円で、黒潮町の伊与木川など109河川において堆積土砂の撤去を実施いたします。約3億円で、大豊町の立川川など18河川におきまして流木の撤去を実施いたします。約7億円で、大月町の頭集川など80河川におきまして堤防や護岸の修繕を実施する予定としております。

○2番（下村勝幸君） 最後に、この河川のしゅんせつのための予算は、今後も豪雨に備える対策として確実に財源確保を行い、さらに継続していかねばならないと考えます。この件につき

ましても土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 河川に堆積しました土砂や流木などを取り除き、適切な維持管理を行うことは、台風や豪雨に備える上で非常に重要だと考えております。

このたび設置されました豪雨災害対策推進本部において、河川に堆積した土砂や流木の撤去計画など、情報共有を図るとともに、必要な予算の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○2番（下村勝幸君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。人権教育についてです。

我が国では、部落差別解消推進法が2016年12月16日に公布、施行されて2年がたとうとしておりますが、SNS等の中ではいまだに誹謗中傷の差別的発言が見られますし、結婚時の差別的対応など、残念ながら部落差別の解消に至っていないのが現状であります。そこで、施行から2年目を迎えるに当たり、高知県の現状について教育長にお伺いいたします。

部落差別解消推進法第5条では、国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うとしております。以前より、部落差別解消に向け、市町村レベルでは積極的取り組みを行ってきた自治体もあり、そうした市町村教育委員会の指導のもとで教育を受けてきた小中学生が、高校に入学すると突然そういった人権教育等の機会がなくなり、非常に戸惑うといった声も聞こえてまいります。

本法律が施行されてから、さらに積極的に取り組みを進めている教育機関もありますが、県教委として、県立高校での教職員や学生に対する教育や啓発活動の取り組み実態はどのようになっているのでしょうか、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） まず、県立学校の教職

員が同和問題について理解を深めるため、教育センターが実施する人権教育セミナーにおいて、部落差別の歴史や実態を研修テーマとして実施をしております。また、初任者研修や管理職研修などの中で同和教育の意義などを取り上げて、実施をさせていただいています。

そして、教員の授業力を向上するため、各校の人権教育主任を集めた連絡協議会や実践スキルアップ講座などの中で、年間指導計画の作成や教材づくりなどを実施しております。また、指導用資料であります「Let's feel じんけん」に学習指導案を提示しております、それらを活用した授業の展開に向けて研修の充実を図っております。

高校生の同和問題学習につきましては、日本史や政治・経済など教科の中で、部落差別の歴史的背景や現状などについて学習を行っております。また、進路指導を行う際にも、就職差別に絡めて同和問題の理解を深めております。

そのほか、ロングホームなどを利用して、結婚差別の事例などから部落差別の不合理について、自分たちの身近な問題として学習している学校もあるといったような状況となっております。

○2番（下村勝幸君） ありがとうございます。

やはり、県教委と市町村の教育委員会の皆さんとが、そのあたりの意見交換しながら連携を密にしていくことが非常に重要だと思いますので、今後もそういった意味において取り組みを進めていただけたらと思います。

それでは、最後の質問に移ります。国旗・国歌についてであります。

今回のオランダ視察の中で、あるオランダ企業を訪れたとき、玄関にその会社の社旗と並んで日本の国旗、日の丸が掲揚されておりました。恐らく、我々の訪問に合わせ、わざわざ掲揚してくれたものだと感激いたしました。私は、そ

の光景を見たとき、我が国に敬意を払ってくれているオランダの人たちの優しい心に触れた思いがいたしました。

さて、今回の質問も最後になりますが、今述べたように、良好な国際関係を築く上にも非常に大切な、国旗や国歌に関する質問を取り上げさせていただきます。

まず、1つ目であります。本年4月から、国旗や国歌に親しむことが盛り込まれた幼稚園教育要領及び保育所保育指針が施行されました。県教育委員会は、幼稚園や保育所に対して、これらについてどのように周知徹底を図ってきたのか、施行から半年が経過した現在、各幼稚園や保育所において、具体的にはどのような指導、保育が行われてきたのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 平成29年3月の新しい幼稚園教育要領などの告示、公示を受けまして、県教育委員会では、県内の全認可保育所・幼稚園など約300園の保育士、幼稚園教諭等を対象とした説明会を、平成29年度は5会場、加えて平成30年度も5会場で開催することとしておりまして、これまでに計9会場で開催、延べ1,557名に参加をいただいております。この説明会においては、新しい幼稚園教育要領等に基づき、幼児期におきまして国旗や国歌に親しむことの意義を説明すると同時に、実際の保育の中で、オリンピックごっこといった遊びを通じて国旗や国歌に接する機会を持つことや、国旗を掲揚した運動会などの行事に参加することを通して、国旗や国歌に親しみを感じられるようにするという具体例も示しながら、説明を行ってまいりました。

保育所等におきましては、子供たちが運動会の国旗をつくったり国旗の載った絵本を読んだりするなど、日々の遊びを通じて国旗や国歌に親しむ取り組みがされており、今後こうした

取り組みの中で国旗や国歌に親しむことができるよう支援してまいりたいと考えております。

○2番（下村勝幸君） 次の質問に移ります。私は、ある中学校の入学式での国歌斉唱において、伴奏の音楽が流れる中、ほぼ沈黙の国歌斉唱の時間を過ごしました。余りにも静かで、私は異様さまで感じると同時に、ほかの学校の実態はどうなのだろうかと不安になりました。

県教育委員会は国旗掲揚、国歌斉唱について、市町村教育委員会に対し今までどのように指導の徹底を図ってこられたのか、市町村教育委員会は管内の学校に対して、今までどのように指導の徹底を図っておられるのか、具体的な状況について教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会では、国旗及び国歌について学習指導要領の趣旨に沿った適正な指導や取り扱いを行うよう、毎年年度当初に各市町村教育委員会に通知文書を発出し、また年度末には卒業式、入学式での国旗・国歌の適切な取り扱いについて再度通知を行いまして、調査を実施しております。

本年度は、さらに市町村が行う校長会や新学習指導要領の説明を行う研修の機会を捉えまして、国旗・国歌についての指導を徹底することや各学校の教育課程を適宜点検することなど、具体的な指導場面を示し、市町村教育委員会に通知を行っております。

市町村教育委員会では、校長・教頭会において、国旗・国歌の意義や取り扱いについて指導し、また各学校の教育計画の点検を行っております。さらに、年度末には取り扱い方法についての調査を実施することとしております。

○2番（下村勝幸君） 実は、国旗・国歌の問題につきましても、私は今から2年前の平成28年12月議会でも取り上げさせていただきました。そのときは、私の海外経験も踏まえて、これからの子供たちが外国でトラブルに巻き込まれな

いことを祈っての質問でありました。

今回のオランダ訪問で、異国の地で日本の国旗の掲揚を見、そして我が国の入学式での無言の国歌斉唱を聞くにつけ、さらに不安がかき立てられ、再度質問をさせていただいたところです。今後も、子供たちの入学式や卒業式での国歌斉唱に立ち会うことがあれば、私もさらに意識を持って観察してみたいと思っております。

教育関係者の皆様には、グローバル化の進むこの社会で、国際協調の基礎を育むための国旗や国歌に対する教育をぜひお願いし、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（坂本孝幸君） 以上をもって、下村勝幸君の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩といたします。

午後2時35分休憩



午後3時再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

なお、質問は一問一答で行うよう、また議会運営委員会で申し合わせた時間内で行うよう強く要請しておきます。

野町雅樹君の持ち時間は50分です。

3番野町雅樹君。

○3番（野町雅樹君） 自由民主党の野町です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。知事を初め執行部の皆さん、よろしく願いをいたします。

質問に入ります前に、まずこのたびの平成30年7月豪雨災害、また北海道胆振東部地震、さらに相次ぐ台風災害などにおいて犠牲になられ

ました皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災され今なお復旧の途上にある多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興を願うところであります。

7月豪雨災害では、私の地元安芸市におきましても、人的な被害はなかったものの、安芸川、伊尾木川が氾濫をし、これまでにない甚大な被害が発生をいたしました。その後、知事を初め県など行政機関の皆様や自衛隊、また地元土木業者など関係者の迅速かつ献身的な対応により、圧倒的な速さで復旧が進んでおりますことに対して、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

また、議会冒頭、土森議長からの諸般の報告の中でも触れられましたけれども、私も関係者の皆様方の御理解をいただき、6月議会において議決をいただいたブラジル派遣を取りやめ、微力ではありますが地元の復旧対応などに当たってまいりました。御迷惑をおかけいたしました関係者の皆様方に、この場をおかりしまして改めておわびを申し上げます。

しかしながら、この3カ月、私が被災地を回る中で感じておりますことは、被災者の皆様も、県を初め関係者の大変前向きな復旧への取り組みもありまして、時間の経過とともに少しずつ日常を取り戻し、前を向いて歩み始めているということでもあります。そのことを踏まえまして、質問に入らせていただきます。

まず、平成30年7月豪雨災害への対応について質問をさせていただきますけれども、今回の質問では、私自身が被災地を回り、見たこと、聞いたこと、そして体感したことを中心に取り上げさせていただきますので、地元安芸市のことが中心になりますことをあらかじめ御了承いただきたいというふうに思います。

今回の豪雨災害では、中小河川の氾濫や山腹崩壊などにより、高知自動車道での高架の流失

に代表される道路の崩壊や橋梁の流失などが至るところで発生をし、今なお通行どめとなっている路線もあります。さらに、住宅の崩壊や浸水、また農業被害も甚大で、山間部の河川敷にあるユズ園や水田の崩壊、流木や土砂の流入など、被害額は過去10年間で2番目となる26億円にも上っております。

こうした中、今議会には280億6,000万円の大型補正予算案が提出され、うち9割に当たる250億円余りが災害復旧関連予算となっており、その被害の甚大さを改めて痛感しております。また同時に、この短期間でこうした大きな復旧事業予算の獲得に御尽力をいただきました、本県選出の国会議員の先生方を初め、県関係者の方々の御努力に敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。尾崎知事も、安芸市を初め各被災地に赴き、被災状況の把握に努められ、既に国に対する政策提言も行っていたと聞いております。

私も、被災現場において多くの被災者や工事関係者、また行政の方々と意見交換をする中で、氾濫をした安芸川や伊尾木川などの中小河川の整備のあり方や、被害を大幅に拡大した要因ともなった流木対策などについて考えさせられました。知事も触れられましたように、今、異常気象が異常ではなくなりつつあるということ踏まえ、今後の災害復旧事業では、これまでのような単なる原状復帰ということではなく、災害予防的な観点からの条件緩和や時代に即した中小河川の総合的な整備にも新たな施策が必要だというふうに考えます。

そこで、今回の豪雨災害から得られた教訓と、それらを踏まえ国に対してどのような政策提言を行ってこられたのかについて知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 今回の7月豪雨でありま

すけれども、つくづく思いましたのは、累積雨

量がすさまじいということ、そしてまたゲリラ豪雨的に非常にその加速度もすさまじいということでもあります。そして、結果といたしまして、一言で言うと、異常気象と言われたものが今や異常ではなくなってきたということを痛感いたしました。

この結果、やはり非常に大事なこととして、ハード対策は、このとてつもない累積雨量に対応できるように、そしてこのすさまじい加速度を持ったゲリラ豪雨にも対応できるようにしていく、そういう整備が必要だろうということと、急激に事態が悪化することも踏まえて、ソフト対策として、緊急に避難を呼びかけていたり、そういうことの実感もさらに高めていかなければならないということも実感をいたしたところでありました。

そして、3点目ということになりますけれど、今回被災したところを回らせていただいたときに、やはり過去軽く被災しておったところが今回大きく被災をした、そういうことがたくさんあるように見受けられました。一言で言うと、ダメージは累積をするということです。この点、寺田寅彦先生も、文明が進むほど天災による損害の程度も累進する傾向があるという事実を十分に自覚して、そして平生からそれに対する防衛策を講じなければならぬと、随筆でも述べておられるそうです。まさにそのとおりだと思います。冬こそ夏の備えをとということでありました。そういう観点からも、豪雨災害対策推進本部を設置して、通年の対策をとらなければならぬと考えたところです。

国に対しましては、そういうことを踏まえまして一言で言いますと、やはりもう一段防災予算について強化をしていく必要があるだろうと、そのことを訴えていきたいと考えています。別枠による対応も含め、対策を強化してもらいたいと思っています。そしてもう一点、中小河川

対策などについては、もう一段実情を踏まえた形で、特に新しいカテゴリーの中小河川の局所的総合対策、こういうものを講じられるような予算制度もつくっていただきたいものだと考えたところでもあります。

今後もしっかりと、高知の今回の状況を踏まえまして政策提言を行っていききたいと、そのように考えています。

○3番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、今回提案されている250億円余りの災害復旧関連予算案の中でも、そのほとんどを公共施設などの復旧事業が占めています。安芸市におきましても、主な公共土木施設の被害が、道路101件で66億円、河川43件で39億円、橋梁4件で6億円などとなっており、このことによって9集落、90世帯、151人が一時孤立状態となりました。

そこで、発災から3カ月となる現在、公共土木施設の被害額が最も大きいというふうに言われております、安芸市における復旧に向けた取り組み状況について土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） さきの7月豪雨では安芸市において、県が管理する県道4路線や安芸川など9河川、また市が管理する市道26路線や27河川などで被害が発生いたしました。

今後の本復旧に向けて9月25日から始まった安芸市内の災害査定では、被害箇所が多いことから、県は、安芸市の災害査定が順調に進むよう技術的な支援を行い、しっかりとバックアップを行ってまいりたいと考えております。本年中には全ての災害査定を終え、市と協力しながら早期に復旧工事に着手し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

○3番（野町雅樹君） よろしくお伺いをいたします。

次に、今回の豪雨災害では安芸川、伊尾木川

といった中小河川が氾濫をし、甚大な被害をもたらしたわけでありますけれども、これらの河川では、これまでも何度か氾濫を繰り返しており、そのたびに同じような場所で浸水被害、また護岸や道路の崩壊、橋梁の流失などが発生をいたしております。また、知事も触れられておりますが、こうした豪雨災害は、過去の被害のダメージが蓄積をすることで、より大きな災害を招いているということ、このことを私も地域を回りながら実感しておるところであります。

河川を適切に管理し、災害を予防して治水機能を維持するために、それぞれの河川整備計画を定めることとなっております。気候変動により異常気象が異常でなくなりつつある今、国では、気候変動を踏まえた治水計画について技術的な検討を行っているとお聞きをいたしました。また現在、安芸川、伊尾木川についても河川整備計画を作成しているとのことであります。

そこで、先ほど下村県議からも質問がありましたけれども、このような国の動向や今回の7月豪雨災害からの教訓を河川整備計画にどのように反映させていくのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 現在作成している安芸川と伊尾木川の河川整備計画につきましては、7月豪雨の雨量や出水状況を加味していく予定です。また、想定を超えるような大洪水に対するソフト対策も重要であり、計画には適切な避難行動を促す対策についても記載したいと考えております。

一方、気候変動を踏まえた治水計画につきましては、現在国で技術的な検討が行われていることから、その結果を踏まえ、必要に応じて計画を見直していく予定です。

○3番（野町雅樹君） 次に、先ほどの知事や土木部長からの御答弁を踏まえ、今後災害

復旧工事が本格化をしていく中で、昨日浜田豪太議員からも、夜須川、香宗川の話もありましたけれども、安芸川、伊尾木川のように大きな被害を受けた河川につきましては、河川を単にもとどおりに復旧させるということだけではなく、災害を予防するための対策もあわせて実施をすることが必要だというふうに考えますけれども、土木部長の御見解をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 安芸川や伊尾木川において、今回の豪雨で被災した箇所については、同じような被害を繰り返さないよう改良を加えた対策も必要だと考えております。

例えば安芸川の栃ノ木地区では、護岸のかさ上げや補強、河川の合流点の改良、堆積土砂の撤去など、局所的でも効果が大きい対策について検討しております。

現在、このような対策を短期間で集中的に実施する財政支援制度の創設につきまして、国に政策提言を行っているところです。

○3番（野町雅樹君） ありがとうございます。しっかりと国に政策提言を実現していただきますように、なおよろしくお願いをいたします。

次に、今回の災害復旧に当たり、地元の土木業者の皆様方の迅速かつ献身的な応急復旧作業によって、生活道の啓開や二次災害の危険性が高い場所での河川改修、また流木の撤去などが予想以上に早く進み、集落の孤立解消や経済活動の再開も比較的早かったと感じており、大変感謝をしております。

しかしながら、地元の土木業者では、従業員の確保や既存事業との並行作業といった事情もあり、住民の中には、今後の本格復旧工事がスムーズに進むのか不安視をする声も聞かれます。

そこで、午前中の金岡議員からのお話もありましたけれども、私も、現場の地形や人間関係などを熟知した地元業者にできる限り施工していただきたいというふうに考えておりますけれども

ども、そのためには地元業者がより受注しやすい環境づくりが必要だというふうに考えます。このことにつきまして土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 地元の工事は、土地勘にすぐれ、地域の実情に精通した地元の建設事業者への優先発注に努めております。特に災害復旧工事におきましては、円滑な地元調整による早期の完成が求められていることから、より地元の建設事業者が参入しやすい環境づくりに努めております。

また、本格的な災害復旧工事をスムーズに進めるため、発注時期など地元の安芸市と調整し、工事箇所のおくそうによる施工期間の長期化を避ける、またマンパワーの確保や資機材の調達などを考慮し、余裕を持たせた工期を設定する、また3,500万円未満の災害復旧工事では現場代理人の兼務を認め、技術員不足による入札不調を避けるなどの取り組みを行っております。

○3番（野町雅樹君） ぜひとも地元の建設業者を含めて、受注しやすい環境をひとつよろしくお願ひいたします。

次に、農業被害の復旧支援策についてお伺いをいたします。今回の豪雨災害では、ユズなどの果樹類への被害が多く発生をいたしました。県の取りまとめによりますと、被災をしたユズ園は21ヘクタールで、そのほとんどが安芸市に集中をし、市の作付面積の16.5%が被災をし、日本一のユズ産地の中核をなす地域に大きなダメージを与えました。さらに、果樹類が被災をした場合、後年に起こる樹勢低下や病害の発生などによる二次被害や改植後の成園化には10年以上かかるなど、農業経営への影響は予想以上に長期化することが懸念をされます。

こうした果樹経営独特の事情も踏まえ、発災直後から、県内外の苗木業者などへの問い合わせも含めまして、優良な苗木の確保や改植事業

などについて県のほうに要望させていただいております。今回の補正予算案にも、国の果樹経営支援対策事業に、県単独の上乗せ補助やより長期的な経営支援策などを盛り込んでいただいております、大変ありがたく思っております。

なお、これらの事業の実施に当たり、被災をされた農家への周知徹底や、先ほど述べたように後年に発生する二次被害、また産地に適した優良苗木の確保なども考慮して、事業実施期間などを弾力的に運用することが必要ではないかというふうに考えておりますが、農業振興部長の御見解をお伺いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 事業の周知につきましては、生産者代表とJA、県農業振興センター等の関係機関で組織される産地協議会と連携して、事業説明会を開催し、支援内容について個々の被災農家への周知徹底を図ってまいります。

事業の弾力的な運用につきましては、被災農家の意向も踏まえ、園地の復旧に要する期間や生産者の希望する優良苗木の調達状況等を考慮して、事業の実施期間は平成30年度から33年度までの4年間とし、債務負担行為による補正予算案を計上しておるところでございます。

○3番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、今回被災したユズ園や水田の多くで、耕土が流出をしたり土砂が堆積をするなどの被害が発生をし、ひどいところでは、農地が河原のような状態になっているところやユズの木の半分以上が埋まっている園地など、思わず目を覆いたくなるような光景がまだまだ多く残されております。県の御指導や人的な応援により、市町村での園地確認や測量作業、設計書や見積書の作成、また被災農家の意向調査など、安芸市だけでも22工区、16.4ヘクタール、200筆以上の膨大な作業を早急に進めていただきました。このことに対しましても心からお礼を申し上げます。

ますとともに、職員の皆様の御努力に敬意を表したいというふうに思います。

また、国の査定前の事業着手の手續により、8月上旬には工事が着手をされるなど、徐々に復旧も進んでいるわけでありますけれども、ユズ園地の多くでは、農家の希望で収穫作業が終わってからの着工を望む声もあるというふうにお聞きをしています。また、安芸市ではユズ以外に、酒米産地もその9割が被災をし、本年産米の収穫ができず、契約先の酒造業者も困惑をしているというふうにお聞きをしており、次年度の作付に支障のないように復旧工事が完了することが望まれます。

そこで、市町村の発注する事業ではありませんけれども、これらの事業をいつごろ完了する見込みであるのかについて農業振興部長にお伺いをいたします。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 今回被害が甚大であった安芸川・伊尾木川周辺の22工区のうち、早急に復旧を希望する4工区は既に応急復旧工事に着手しております、10月末に完了する見込みとなっております。残る18工区につきましては、農家が本年のユズ収穫を希望しており、収穫が終わった後の来年1月ごろから順次復旧工事に着手する予定となっております。

復旧工事の実施に当たりましては、各農家から営農の予定や希望をお伺いした上で、酒米など次の作付に支障のないよう5月上旬までの完了を目指しておるところでございます。

県としましては、市が行う復旧工事の早期完了に向けまして、引き続きしっかりと支援してまいります。

○**3番（野町雅樹君）** よろしくお願いをいたします。

次に、今回の災害では、山からの大量の流木がその被害を拡大させた大きな要因と考えられます。河川敷などに生えていた雑木や植林をさ

れた杉やヒノキ、また山腹崩壊などによって根っこごと流された流木が、護岸や中州、また橋梁などにひっかかり、川をせきとめたり川の流れを変えることによって、集落や農地への浸水被害をもたらし、橋梁を流失させ、さらには海に流れ出た流木が海岸に大量に打ち上げられたり、海に沈んだ大木が沿岸でのちりめんじゃこ漁の漁網を破り操業ができなくなるなど、さまざまな被害を引き起こしました。

そこで、これまで以上に間伐の推進や治山事業などに積極的に取り組んでいただくことはもちろんでありますけれども、来年度から前倒しで市町村に配分される予定の仮称森林環境譲与税を、山からの流木対策など災害予防的な視点で行う森林整備に活用してもらうことも重要ではないかというふうに考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いします。

○**林業振興・環境部長（田所実君）** 災害を予防する観点から、河川沿いの手入れがなされていない森林を、来年度施行される森林経営管理法に基づいて、市町村がみずから管理する森林として、仮称森林環境譲与税を活用して整備を推進していくことは有効な対策であると考えます。また、森林所有者がみずから管理するなど、森林経営管理法の対象にならない河川沿いの森林においても、増水の影響を受ける範囲に限定して市町村が森林整備を行う場合などは、仮称森林環境譲与税を活用することも可能ではないかと考えているところでございます。

○**3番（野町雅樹君）** 大変前向きな御答弁ありがとうございます。

次に、知事の提案説明でも触れられました、通年で設置をする豪雨災害対策推進本部の役割や設置に当たっての思いにつきましては、先ほどの御答弁もありましたけれども、西内県議や黒岩県議からの質問に対して知事からも御答弁があり、夏の豪雨災害には冬こそ備えをとこのこ

とで、年間を通じたハード整備や災害対応への
不断の検証や改善などのソフト面にも取り組む
ことが示されました。そこで、この項目の最後
に、今回のような命にかかわる緊急事態におけ
る避難体制の充実についてお伺いをいたします。

7月6日の早朝、安芸川沿いの県道が崩壊し、
その後決壊したものの、幸いにも水位が下がっ
たことや、県を初め関係者の迅速な護岸の応急
復旧により、市街地の水没という最悪の事態は
免れました。安芸市災害対策本部でも、決壊の
おそれがあったことから、その下流域1,607世帯
に避難指示を出したわけでありすけれども、
避難所への避難者数は最終的に259人にとどまっ
ており、我々の抱いた危機感と住民の避難行動
の間には大きな乖離があったように感じました。

後日、対象地域の方々にもお話を聞く機会が
ありましたが、当時避難行動に結びつく
だけの危機的な切迫感はなく、後でその状況を
知ったなどの意見や、御近所も避難しなかつた
ので安心感があつたなどの意見も聞かれました。
もちろんそれぞれの事情があり、避難所や地域
外への移動だけではなく、特に夜間などは外出
せずに、住宅内などで垂直避難をすることも被
災のリスクを低減する行動であることは承知を
しておりますけれども、行政から出される、速
やかに避難をしてください、直ちに避難をする
必要がありますという避難指示の意味は、住民
に十分に理解されているのだろうかというふう
に改めて考えさせられました。

南海トラフ地震や津波についての危機感や防
災意識は年々高まっているとはいうものの、住
民の組織する自主防災組織の機能も地域によっ
ては十分に発揮されなかつたというふうに聞い
ております。そこで、推進本部において、今回
のような豪雨など人命にかかわる災害時にこそ、
自主防災組織などを機能させ住民の避難行動を
喚起するなど、命を守る行動に結びつけること

が必要だと考えます。

地震・津波発生時以外の災害時に、市町村の
災害対策本部と自主防災組織などの連携によ
り、避難体制をより充実させる必要性について
危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 避難勧告などを
住民の皆様へ確実に伝達することは大事であり、
防災行政無線や緊急速報メールに加え、消防団
や自主防災組織などにより直接的な呼びかけを
することも有効だと考えております。県内16市
町村では、自主防災組織に避難勧告の発令を知
らせており、さらに住民に避難の呼びかけを行っ
ている自主防災組織もごございます。

今後、こうした事例を、自主防災組織の活動
事例集への掲載や自主防災組織の人材育成研修
などを通じて紹介して、豪雨時における避難体
制の充実につなげてまいりたいと考えておりま
す。さらに、豪雨災害対策推進本部において、
ゲリラ豪雨など急激に悪化する事態に際し、ど
うやって住民の皆様へ危険をお知らせし、どの
ように対処していくべきなのか、検討を深めたい
と考えております。

○3番（野町雅樹君） ありがとうございます。
ハードも大変大切ですが、ソフトも本当
に大切なことだというふうに思います。何とぞ
よろしく願いをいたします。

では、次の質問項目に移らせていただきます。
公立東部看護専門学校の設置と地域包括ケアシ
ステムの構築について質問をさせていただきます。

このことにつきましては、6月定例県議会の
一般質問において浜田英宏県議、また今議会に
おきましても弘田県議から質問が出され、知事
からも大変前向きな御答弁をいただいていると
ころであります。私も東部県議団の一員として、
折に触れこの問題を取り上げてまいりました。

6月議会における浜田県議の質問に対して、

知事からは、東部看護学校の設置という動きの背景にある東部地域における看護師確保の課題を初め、特に室戸地域における医療体制に大きな課題があることは十分に認識をしており、こうした大きな課題に対しては、市町村だけでも、あるいは県だけでも解決に至らないことから、本年6月21日に県として東部地域医療確保対策協議会を設置し、私からは検討に際して県が前面に立って積極的な提案をしていくよう指示した、また必要な施策は思い切って展開をしたいとの大変力強い答弁がありました。

その後、3カ月余りが経過をし、先日9月18日には、当協議会の医療人材確保に関する作業部会に対して、県側から、東部地域における地域包括ケアシステムの構築を後押しする形で、公立での看護学校を基幹とする多機能支援施設を設置するとの提案がなされました。地域の現状を踏まえ、時宜を得たありがたい提案であり、感謝をいたします。

そこで、今回、県からの提案をいただいたこの多機能支援施設の設置目的などを含めて、改めて知事にその決意をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この公立東部看護専門学校を基幹とする多機能支援施設の設置問題については、そもそも浜田県議、弘田県議、そして野町県議から、これまでの間も東部地域における医療の厳しさについていろいろ御指摘を受けていく中において、やはり東部地域にとって必要不可欠であり、またでき得れば県全体にとっても必要不可欠な機能をこなす施設、これをつくることができればベストではないかというふうに考えをめぐらせてきたところでありました。

まず、東部地域の課題としては、東部の医療をしっかりと確保していくということもあります。そのためにも、東部における看護師について、卒業後その地域に残られる方の割合が低いことや高齢化が進んでおられること、こういう問題

に正面から取り組んでいかなければなりません。また、県全体において地域包括ケアシステムの構築が求められる中で、東部地域こそこの地域完結型医療、さらに医療と介護の連携が求められる地域であるということ。そういうことを鑑みますと、この東部地域においては、この地域包括ケアシステムを担う訪問看護とか訪問介護とか、そういう人材を育成する、ある意味実践フィールドとして最適とも言えるのではないかと。そしてまた、その実践を通じて事実上システムができ上がっていくこととなることもぜひ目指していくべきではないか、そういうふうに考えたところでございました。

そういうことから、この新たな施設につきましては、看護師養成の機能に加えまして、訪問看護師とか訪問介護員とか、さらには在宅歯科連携とか、そのさまざまな地域包括ケアシステムを構築するために必要な人材の実践フィールドであり人材育成施設として、この東部をフィールドとした施設として機能させるということが有効ではないかと、そのように考えたところであります。東部の課題を解決するとともに、高知県全般の抱える課題を解決することに資するような施設をつくることができればなということを考えております。

ただ、この問題についてはまだアイデア段階であります。関係者の方々から御意見を伺いながら丁寧に、しかしながらスピード感を持って議論を重ねさせていただきたいと、そのように考えております。

○3番（野町雅樹君） ありがとうございます。私も何度か議会でも取り上げさせていただきましたけれども、東部の住民はこのことに期待を持っております。ぜひスピード感を持ってよろしくお願いをいたします。

次に、高知版地域包括ケアシステムの構築につきましても、私も昨年2月議会において、安

芸市などを中心に進む医療と福祉との連携への支援策、また在宅医療や在宅介護の充実、さらにはあったかふれあいセンターの機能強化などについてお聞きをしてきたところであります。

一方、県では本年4月から各福祉保健所に専任の推進監を配置するなど、システム構築に向けた強い意気込みを感じているところであります。

そこで、今回の多機能支援施設の設置に対する福祉サイドからの期待も含めまして、東部地域における高知版地域包括ケアシステムの構築にどのように取り組むのか、地域福祉部長に御所見をお伺いします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 東部地域におきましては、医師、看護師やケアマネジャーなどの意見交換を行いますケアカフェの活用などを通じまして作成をいたしました、安芸圏域入院連絡手引きの運用などにより、医療・介護・福祉の連携に向けた取り組みを進めているところです。

今後は、こうした取り組みなどを生かして、地域包括ケア推進企画監が市町村と連携して地域の現状をしっかりと把握した上で、インフォーマルな福祉的なサービスを含みますさらなるサービスの確保とサービス間の連携の仕組みづくりを進め、高知版地域包括ケアシステムの構築を加速化してまいります。また、東部地域では、介護事業所においても看護師、ヘルパーなどの確保が課題となっておりまして、地域包括ケアシステムの構築を後押しするためにも、現在県が提案をしております多機能支援施設の持つ人材育成の機能は重要なものと考えております。

○**3番（野町雅樹君）** ありがとうございます。私もそのとおりだというふうに思います。

それでは、この項最後に、9月18日に開催をされました協議会の作業部会では、県からの提案に対して、知らない土地で働くのはハードル

が高く地元で養成をする必要がある、看護師の需給見通しや経費負担のあり方などを十分に議論すべきなどの意見が出されたと聞いております。地域密着型の看護師の養成につきましても、私も常に提案をしてきたことでありますし、着実に実現につなげてほしいというふうに強く期待をしております。

そこで今後、出された意見も踏まえまして、設置に向けた具体的な中身につきましても、県からの積極的な提案をお願いしたいというふうに考えておりますけれども、健康政策部長に御見解をお伺いいたします。

○**健康政策部長（鎌倉昭浩君）** 9月18日に第1回の部会を開催したところですが、現時点ではまだスタート地点に立ったにすぎず、今後検討を深めなければならない事項はたくさんあります。

まずは、部会で出された御質問などに丁寧にお答えをするとともに、御意見を論点ごとに整理したいというふうに思っております。その上で、公立の看護学校の具体的内容や提案のポイントでもある訪問看護師の養成といったその他の機能につきましても、県において中身を検討し、部会に提案をさせていただきたいと考えております。あとはどうぞではなくて、今後とも県が前面に立って積極的に提案を行ってまいります。

○**3番（野町雅樹君）** 本当に力強い御答弁いただきました。本当にありがとうございます。よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問項目に移らせていただきます。県立高校の再編振興計画についてお伺いをいたします。

今回の再編振興計画では、東部地域においては、安芸中・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合が協議をされており、先日開催をされました県教育委員会協議会では、対応方針や実施年

度などの具体的な内容が示されております。

私も、7月11日に安芸市において公開で開催されました同協議会を傍聴させていただきました。参加者や委員の皆様方からも、人口減少による生徒数の減少や南海トラフ地震や津波からのリスク軽減も踏まえて、統合の方針におおむね賛同する意見が多く、私も平成35年度の統合に向けてしっかりと準備を進めていただきたいというふうに考えております。しかしながら、その会議の中でも、統合するなら東部地域の中核をなすより魅力的な学校にしてほしい、地域内外から入学をしたいというふうに思われる学校にすべきなどの意見が出されたと記憶しております。私も全く同感であります。

県教育委員会の資料によりますと、新しい統合校の目指す姿として、統合後の中高一貫教育校は、進学指導の実績がある安芸高等学校と就職に強い安芸桜ヶ丘高等学校のそれぞれの強みを生かし、さらに発展させることで、東部地域の進学拠点校として大学進学等に対応できる学力を保証するとともに、体験的な活動を通して勤労観、職業観を養い、進学から就職まで生徒の多様な進路希望に対応するなどしております。また、地域創生コースを新設し、公務員を目指す生徒の育成、地元の地域おこしや地域貢献活動などを通して東部地域の活性化に貢献する人材を育成すること、さらには中高一貫教育校として併設をされる中学校からは、工業科、普通科、商業科の全てを対象として進学できる仕組みなど、一定の改革や工夫は見られております。

しかし、正直なところ、今回示された新たな統合校の目指す姿では、東部地域の中学生や保護者、また進路指導の先生方などへのインパクトとしては弱いのではないかとこのように思います。通学区域が撤廃をされ、高知市内にも比較的近い立地条件の安芸市からは、現在、私立

高校も含めた高知市や南国市などの高校に30.8%が、また芸西村以東の東部地域では実に38%の中学生が流出をしており、中学校段階からの流出も考慮しますと、その人口流出はさらに多くなります。やはり、東部地域の子供たちが入学したくなる魅力的な学校をこの機会にどうつくり上げていくのかは、非常に重要な問題だというふうに考えます。防災面や通学の利便性、学習・実習環境、さらには部活動で使用する施設などのハード整備はもちろんでありますけれども、学校の理念や授業内容などを含めた統合校としての、より明確なコンセプトを示し、地域住民の皆さんにしっかりとアピールするべきではないかというふうに考えます。

そこで、東部地域の拠点校として、また学生流出の防波堤として、新たな統合校をどのように差別化し、魅力的な学校とするのかについて教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、後期の再編計画の活性化案を取りまとめ中でございますけれども、安芸高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合後の新しい学校につきましては、全国でも数少ない普通科、工業科、商業科の3学科を置く併設型中高一貫教育校となります。この3学科併設の特色を生かし、中高6年間の系統的、横断的な教育課程を編成、実施し、生徒の多様な学びが支援できる学校としていこうとしております。

具体的には、まず進学面においては東部地域の進学拠点校として、国公立大学や難関私立大学への進学者数を増加させ、普通科から国公立大学への進学率を大きく伸ばすとともに、工業科、商業科からも複数の大学進学者を目指していく。

就職面では、安芸桜ヶ丘高校で実践されてきました地域協働活動などのキャリア教育を生かしまして、就職内定率100%を維持し、本県の産

業振興に寄与する人材を育成するとともに、普通科に新設予定の地域創生コースを中心に、県や地元市町村で活躍する公務員への多数合格などを目指していく。

部活動では、伝統のある陸上競技部や体操部、書道部を初め、生徒数の増加により野球部や吹奏楽部など団体の部活動の活性化を図り、全国規模の大会でも優秀な成績が残せるレベルを目指して取り組んでいく。

また、併設中学校においては、中学校1年生の早い段階から工業科や商業科の学習にも触れる機会を設け、広い視野から自分の将来を考え確実に進路実現ができるようにする。

こうした取り組みを地域と密接に連携して進め、先ほど述べさせていただいた各分野でしっかりと実績を上げていくことで、地域の方々から今まで以上に信頼され、地域内の小中学生はもとより地域外からも入学したい、保護者も入学させたいと思っただけの魅力ある学校にしていきたいというふうに考えております。

○3番（野町雅樹君） 本当によろしくお願いをしたいと思います。表現が適切であるかどうかわかりませんが、東部の学生の流出の本当に最後の防波堤ということになるのではないかなど考えております。ぜひそのコンセプトを、しっかりと住民の方々にもアピールをお願いしたいというふうに思います。

次に、今回の対象校の一つでもある安芸桜ヶ丘高等学校などの実業系の高校では、近年、地域課題学習など地域と連携をした実践的な活動が展開をされています。地元の事業者や商店街、行政などからも注目をされ高い評価を受けるとともに、そのことで生徒自身の自信や地域愛の創出につながっているというふうに考えております。

そこで、こうした県内に広がる高校生たちの地方創生への貢献活動に対する評価について教

育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、多くの高校で行われております地域と連携した取り組みは、生徒の地域への関心を高め、主体的に社会へ参加する意識や協働する力を育成するとともに、地域の活性化にもつながるという点で大変意義のあるものだと考えております。

お話のありました、安芸桜ヶ丘高校が取り組みます産業系専門学科の強みを生かした「なすのプリン」や「森、愛す。」などの商品開発や防災備蓄倉庫の建築、それから安芸中学・高校が取り組む障害者施設との交流や安芸市清掃奉仕活動などのボランティア活動は、学習の成果を地域活動に展開し役立てるとともに、郷土愛や豊かな人間性を育むすばらしい活動であると評価をしております。

○3番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、本年7月14日、高知工科大学永国寺キャンパスにおいて、高知県高校生地域創生士の第1期生5名が認証をされました。この制度は、県内の商業系高校の先生方の有志が、当制度を先行実施している高知大学や民間企業などと連携をし、自主的に立ち上げたものであります。私もその取り組みの内容や先生方の熱い思いに感銘を受けて、構想段階から御支援をさせていただいております。

折しも来年度から、文部科学省も、各地の公立高校を核に、地域を支えていく人材を育成するモデル事業を新たに創設することを発表しています。それによりますと、地元自治体や企業などと緊密に連携をした推進体制づくりを促し、地域振興に関する実践的な授業を展開することで、進学や就職時における地方からの若者流出を食い止めようとする取り組みで、高校発の地方創生に位置づけるとのことです。

本県では、まさにこのことを先取りした取り組みが多く的高校で実践をされており、そうし

た実践活動を奨励するためにも、当制度による認証などが大変有意義だというふうに思います。将来的には、高知大学地域協働学部などとの連携も視野に入れば、県内大学への進学率もさらに高まり、地域の課題やその解決に積極的に取り組む若い力の県内定着にも役立つものというふうに考えます。

そこで、この高知県高校生地域創生士制度に対する評価について教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 高知県高校生地域創生士制度は、高校生が地域との連携や協働を通して体験的に学び、地域に根差し、地域社会を担う人材を育成するという面で先進的なものであり、グループワークやディスカッションなどのさまざまな取り組みを実践することで、生徒の成長につながるものであるというふうに考えております。

○3番（野町雅樹君） ありがとうございます。

最後に、当制度を立ち上げ、自主的な運営に汗を流しておられる先生方や関係者の皆さん方からは、県教育委員会にもイベントや研修会などへの後援はいただいているけれども、例えば研修会などでの県有施設の利用や交通費への補助なども含めて、制度運営に対する積極的な支援をいただきたいなどの声も上がっております。

先ほど、教育長からも大変先進的なすばらしい制度だというお話がございました。将来的には、商業系だけでなく、農業系、工業系を含めた実業高校などへの対象の拡大、また県や地元企業などによる主体的な運営、さらには知事による認定証の交付なども考えられるのではないかとこのように思いますけれども、当制度への支援策について教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、県教育委員会としましては、既に合同研修会などへの後援を行っ

ていることに加えまして、指導主事がアドバイザーとして助言に当たるなどの支援を行っておりますが、今後この制度を定着、拡大していくためには、認定を受けた生徒の創生士としての活躍の場の確保、そして認定のメリットなどを明確にしていく必要があると考えますので、そうした体制整備の検討にもぜひ協力をしていきたいというふうに考えております。

○3番（野町雅樹君） ありがとうございます。本当に先進的な取り組みだというふうに思います。御紹介をいたしましたように、文部科学省のほうも全国で幾つかモデル事業として来年度からやっていくという話ですので、ぜひとも積極的に高知県では取り上げていただきながら、制度の充実もしていただければというふうに考えます。

それでは、少し時間が残っておりますので、きょう予定をしておりました全ての質問につきましてはこれで終わりますけれども、少し災害予防的な視点に立った中小河川の整備につきまして、お話をさせていただければというふうに思います。

例えば地域の皆さん方からの御要望が最も多い堆積土砂の掘削、しゅんせつにつきましては、今回の災害が発生する前から安芸市や伊尾木川流域にお住まいの皆さん方から、昔とは川の様子がさま変わりをした、前は河原におりるのに橋を使いよったけど今はそのままおりれる、ちょっと雨が降ったらすぐに水が越し出したなどの御意見をたくさんお聞きしております。知事も触れられており、何度も申しますけれども、ダメージの蓄積がより大きな災害を招いているということでもあります。当然の話ですが、やっぱりこういったことを地域の方々には身をもって切実に感じているということでもあります。

少し私の思い出話をしますと、今回伊尾木川にかかります沈下橋が、平成26年の台風災害に

続いて再び流失をしました。我々が中学生のころの40年前には、この沈下橋の下には大きくて深いふちがありまして、橋からそこに飛び込むのが我々のステータスでありました。ふるさとのよき思い出として、多くの仲間の心に残っていることだというふうに思います。しかし、今はどうでしょう。飛び込んだら骨折どころでは済まないような浅瀬になっております。このこと一つをとりましても、積もり積もった堆積土砂によって伊尾木川の河床がいかに上がっているのかわかるのではないかというふうに思います。

今回の災害や全国的な豪雨による河川の氾濫、あるいは大規模な市街地の水没の被害などを見るにつけ、河川流域の住民の皆さんのみならず、多くの県民の皆さんが河川整備への関心、あるいは不安を抱いているのだというふうに思います。南海トラフ地震対策への優先的な予算配分など、予算的にも限界があることは理解をしておりますけれども、国への政策提言も含めまして、中小河川の管理者として県民の皆さんの御期待に応えていただくよう、より一層の取り組みを要請させていただきたいというふうに思います。それぞれ御丁寧に、また大変前向きな御答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

最後に、改めまして7月豪雨災害の復旧に際して大変御尽力をいただいております尾崎知事を初め県庁職員の皆様に、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。ただ1つ心配しておりますことは、責任感の強いすぐれた職員の皆様ですので、つつい無理をしてしまうこともあるのではないかというふうにお察しをいたします。くれぐれも体調管理には気をつけられて職務に当たっていただくことを申し添えまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（土森正典君） 以上をもって、野町雅樹君の質問は終わりました。

ここで午後3時55分まで休憩といたします。

午後3時48分休憩



午後3時55分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦君の持ち時間は50分です。

19番武石利彦君。

○19番（武石利彦君） 土森議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

本日、私は高知県の1次産業の振興についてという項目を上げさせていただきました。

農業、林業、水産業、1次産業は、本県産業の基幹をなす誇りを持って発展をしなければならない、取り組まなければならない、そういった産業であることは言うまでもございません。また、食の安全・安心という面からも、本県から産出されるそういった農林水産の産品、これを、地産地消はもちろんでありますけれども、日本全国へ、そして世界へ発信していく。これが非常に重要な課題、テーマであるという認識をしておりますし、また本県が悩む中山間地域対策、中山間地域を活性化させるためにも、やはり農林水産業を振興させる。

一方で、今の時代の状況とかニーズに即した方向転換をして、今しっかりと本県の1次産業を、食べるビジネスとして変貌させるといいますか、展開していくというのが本当に重要な、そういった時期を迎えているんだなということを中心に、これから1次産業について質問を始

めさせていただきたいというふうに思っております。

まず、農業問題ですけれど、少子高齢化で中山間地域農業の担い手がいなくなった。そして、家族経営ではなかなか農業は成り立っていかないと、こういう状況を迎えておるわけでありませう。そうした意味で、共同で地域で農業をやっていこうという集落営農が元気に展開しておりますし、さらにまた元気な地域は集落営農組織を法人化するという展開がなされておるわけでありませう。

ただ一方で、いきなり法人化をしても、従業員へ払う給料とか、いろんな設備投資、資金繰りが非常に大変ということでありませう。そのためには、利益を内部留保して、資金力も蓄えなくちゃいけないということでありませう。

まず第1問目、収益性を高めるために、県内の集落営農法人がどのような工夫をして、どのような取り組みをしているのか、農業振興部長にお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 県内には、現在25の集落営農法人があり、主食用米に加え、収益性を高めるために地域特性を生かした園芸品目を導入しております。主な事例として、四万十町の株式会社サンブレッジ四万十では、施設野菜のピーマン、露地野菜のショウガや里芋などの園芸品目の栽培に加え、太陽光発電による売電にも取り組むことで、平成23年度に約1,900万円の収入であったものが、28年度には約7,500万円と、約4倍の収入アップにつながっております。

また、省力化によるコスト削減の取り組みとしまして、四万十町の農事組合法人ひらのは、ニラのそぐり機を導入することで、調整作業に係る労務費が約3割削減されるなど、それぞれの法人が創意工夫しながら収益向上に取り組んでおります。

○19番（武石利彦君） そういうふうに工夫をして営農に取り組まれておりますね。今、高知県の集落営農は、大体団塊の世代の方々がこの地域をしっかり守らないかん、持続性のある地域にしなくちゃならんという思いで立ち上げたケースが多いわけでありませう。

これを持続的に続けていくためには、やっぱり若い人が安心を、あるいは夢と希望を持って集落営農と一緒に取り組んでいくというシステムをつくらなくてはなりません、そのために法人化された法人に雇用されることによって、月給も毎月きちっともらうというようなシステムをつくる必要があると思ひます。

そうした意味で内部留保、資金繰り、ますます大変になってくると思ひますけれども、そのあたりの課題について農業振興部長の御所見をお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 集落営農法人の経営における課題としましては、安定した経営を確保していくためには、まずは労務や税務・資金管理など、経営者としてのマネジメント力の向上が必要であること、財務体質を強化し、内部留保を厚くするためには、収益性の高い園芸品目やI o Tなどの先進技術の導入による収益の向上とコスト削減の必要があること、将来にわたり、集落営農法人が経営を継続、発展していくためには、次世代の経営者となる人材の確保・育成が必要であることなど、人材育成と収益の確保が重要な課題であると認識しております。

○19番（武石利彦君） そういうシステムが本当に機能していったら、法人化のメリットというのが出てくることを期待しているんですけど、今、高知県だけじゃなくて、全国の集落営農あるいは集落営農法人の状況を見たときに、一人のスーパーリーダーといいますか、そのリーダーにおんぶにだっここというところが非常に多いん

ですね。だから、何でもかんでもそのリーダーがこなしていかなくちゃならん。そのリーダーに健康上の問題とかあると、一気に集落営農あるいは営農法人が危機的な状況を迎えると。

こういったリスクもはらんでいるのが今の現状なんですけれど、そうした意味で、今、部長からマネジメントできる人間をという話がありましたけれど、そういったリーダーをこれからどう育てていくのか、そして一人のリーダーに一極集中する形をどう解消していくのか。人材育成という観点になろうかと思えますけれど、御所見を知事にお聞きしたいと思えます。

○知事（尾崎正直君） 集落営農法人が、将来にわたって持続的に発展していくためにも、御指摘のように経営者の人材育成が非常に大事だろうと、そのように考えております。やはり、高度な栽培技術に加えて経営全般についてマネジメントできる人材育成が大事だろうと、そういうふうを考えております。

そのために、まず第一に人材育成そのものという観点からは、集落営農塾というものを展開させていただきまして、この中で経営・労務管理などのマネジメントの基礎について、さまざまに学んでいただくような機会を設けさせていただいております。

さらに、これに加えて事業戦略づくりをしっかりしていくということが非常に大事だろうと。事業戦略ができると、やっぱり組織が必要になってくる。そうなってくると、それぞれを担う人材育成がまた必要になってくる。そういういい効果をもたらすだろうと思えます。

そういうことから、本年6月にアグリ事業戦略サポートセンターを立ち上げたところであります。こちらでしっかりPDC Aサイクルを回していきながら、集落営農法人について、しっかり事業戦略を持った組織として機能していただくようなサポートをしていけばと、そのよ

うに考えています。

○19番（武石利彦君） 戦略づくりというのが非常に大事だと思います。そうした今知事がおっしゃった戦略づくりとその組織を強化していく。この両輪で進めなくちゃならないと思うんですけれど、そのために法人化に向けてどのようにリードしていくのか、県の施策、考え方を知事にお聞きしたいと思えます。

○知事（尾崎正直君） この法人化に向けては、大きく言いますと3つのステップでこれを促していきたいと考えています。

まず、先ほど申し上げました集落営農塾において、これから法人化を目指していきたいと思われる方をサポートするコースを設ける。そして、そこで一定学んでいただいた上で意欲が出てこられた方については、先進地の視察をしていただく。その後、地元での話し合いということになるでしょうから、それに当たってコーディネーターも派遣させていただいて、サポートさせていただきます。こういう形で、法人化に向けてのサポートを、段階的にさせていただこうと考えています。

そして、法人化後は、事業戦略づくりをお手伝いする。こういう形でのステップアップを図っていくことで、地域においてマネジメント力を持った組織ができていくように、そういうことを応援させていただきたいと考えておるところです。

○19番（武石利彦君） それで、法人経営を安定化させるためにも、労働力不足をいかに補っていくかということも重要なポイントになってくると思うんですけれど、そのためにIoTとかAIの活用という、いわゆるスマート農業という言葉をここでは使わせていただこうと思うんです。環境制御システムもすばらしい技術だと思うんです。

このスマート農業を水田とか畑作にどうい

ふうに広げ、展開していくのかというのがポイントになると思うんですけど、そのことについての御所見を知事にお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） こちらは、やはり労働力不足、こちらには喫緊の課題として取り組まなければならない。そういう意味において、いかにして労働力を確保するかという全県的な仕組みをつくったり、さらには省力化を進めるための機械を普及しようとしたり、そういう対策をしています。あわせて御指摘のようにAIとかIoTとか新しい機材を利用して、より抜本的な生産性向上もできるような、そういう農業を普及していくことは、極めて重要だと思っています。

園芸農業において、この次世代型ハウスを普及していく、さらにNext次世代型というのを考えていこうとしていることは、即省力化にもつながっていくことだと思います。畑作分野においても、例えばドローンをもっと活用したらどうか、さらには水位センサーを利用したらどうか、GPSを活用した水管理、圃場管理、こういうことなんかできないかとか。そういう新しい技術ができてきていると思いますので、この点まだまだのところかと思えますけれども、先ほど申し上げた集落営農法人への普及なども含めて、もう一段このところは取り組みを強化していきたいと、そう思っています。

○19番（武石利彦君） 今回、9月補正予算で、これまで段々の災害に対してという質問が出ましたけれど、私も1点、9月補正に関連してここで触れたいのは、果樹農家の皆さんも随分と豪雨災害を受けて、その営農再開をするための補正予算も組まれています。これは、本当に重要な課題の一つだと思うんです。

ただ、一年一作の作物と違って、果樹というのは植えて何年も収穫まで時間がかかるということで、モチベーションをどう維持していくの

かというのが、すごく大変だと思います。それから、愛媛県の事例なんかを見ても、これでミカンをやめるかどうかとか、いろいろ逡巡されている方のお話もお聞きします。やっぱり、将来的に子々孫々のことを考えたら、今ここで自分が頑張らないかんとということで、また営農に向けての活動を再開されたという方のお話もお聞きしたりもするんです。

そこで、今回の補正予算、本県の果樹農家の再開に向けての意欲、そういったものをどう鼓舞するのか、励まされるおつもりなのか、知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 御指摘のように、果樹は植えかえてから十分な収入が得られるまでに、10年程度の期間を要すると。そういう中で、例えば改植される場合なんかでも、この圃場は収入を得る圃場、この圃場は植えたばかり、この圃場は10年までは待っている圃場というふうに、多くの皆様は分けて対応されてきたことと思いますが、災害の場合は、これら全てが一挙にだめになってしまう。結果として、収入源もなくなるし、次の収入源もなくなるし、植えたばかりのものもなくなると。非常に大変な思いをされるということかと思えます。

今までも、この改植を支援する制度はあったわけでありましてけれども、これですと、さっき申し上げた新しいもの、真ん中のもの、今収入を得ているもの、全てが一掃になくなるという事態に対して、やっぱり十分対処できないのではないかと、そういう思いもございまして、このたび国の制度に加えて、新たに県単の制度を上積みするという対応をとらせていただくこととしたところです。国は、5年間一定応援していくということですが、実際収入が得られることとなる6年目から10年目、この間についても県単として応援させていただくような制度を設けて、少しでも先々に展望を持っていただこう

と、そういうことを考えております。

あわせまして、技術指導とか経営指導、いわゆるソフト面の対策も、そういう農家の皆様に対して同時に講ずることでもって、モチベーションの維持につなげていけるように、我々としてもできる限り対応させていただければと、そのように考えております。

○19番（武石利彦君） 本当に手塩にかけて育ててきた作物が、台風とか含めて豪雨災害、いろいろありますね、地震もあります。そういうところで、一瞬にしてそれが水泡に帰すというような光景を目の当たりにされた農業者の皆さんのお気持ちは、本当に想像を絶する、察するに余りあるというふうに思うんです。

本当に精神的に大変な状況から、また次に向かっていくというのは、すごくエネルギーも要ると思うんですね。今、知事におっしゃっていただいたような、国や県あるいは市町村の支援というのが重要なポイントにもなるかと思うんですけれど、そうした意味で収入保険ですね、災害時に補償される収入保険というのも、一つ大事な手法ではないのかなというふうに思っております。

収入保険については、以前、桑名県議が本会議で質問をされておまして、笹岡農業振興部長からは、数字も挙げられて収入保険の加入の見通しとかというのもあったんですけれど、それから数カ月たっています。その数カ月の中で、これだけの災害が起こっているわけなんですけれど、その収入保険に加入する農業者の見込みについてどう把握されているのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） N O S A I 高知では、アンケートで加入したい、または検討中と回答のあった青色申告者の方々への戸別訪問を行いますとともに、農業者、市町村、J A 等関係機関の方々にも、4 月以降175回の説明会を県

内各地で開催するなど、加入促進広報を行ってまいりました。

県としましては、ホームページへの掲載や10月1日の受け付け開始に合わせました、高知新聞、情報誌への周知記事の掲載、また機会を捉えて市町村、J A 等の関係機関や農業者の方々への説明、パンフレット配布などの周知活動も行なってまいりました。

また、N O S A I 高知では、青色申告をしていると把握している2,367戸を対象に、戸別訪問などにより意向確認をしておまして、現時点における加入意向の戸数は356戸、継続検討中の戸数は658戸と聞いております。

○19番（武石利彦君） ぜひとも収入保険について、私は勧めてもらいたいと思うんです。確かに、野菜価格安定制度なんかとの重複はできない、これは以前、桑名議員の質問に部長答弁でされています。

いろんな制度がある中で、どれを選択するかというのは、これは農業者の判断によることになるんですけれど、これだけ自然災害がふえてきているという状況を見ると、やはり私は収入保険を選択するべきなのではないかなというふうに思っております。その点について、再度、今の私の見解についての農業振興部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 新しく導入される収入保険制度は、全ての農作物について、自然災害に伴う収量減少や価格の低下などによる農家の収入減少を補填する制度でございます。

一方、野菜価格安定制度は、キュウリやナスなどの対象品目につきまして、市場価格が著しく低下した場合に価格差補給金を交付し、野菜の生産及び出荷の安定を図ることを目的にしております。

N O S A I 高知からは、毎年の負担金額や野菜価格安定制度のこれまでの補填実績などから、

野菜価格安定制度を選択される農家もいるとお聞きはしております。しかしながら、近年の自然災害による本県の被災状況を考えると、農家の皆様が営農を継続していくためには、収入保険制度は非常に有効な選択肢だと考えております。制度の目的やメリットなどについて、農家が十分に理解されるよう、周知を図ることが必要であると考えております。

県としましては、今後もNOSA I高知と連携して、各農家が、営農形態や想定されるリスクなど総合的に考慮して最善の選択ができるよう、しっかりと支援してまいります。

○19番（武石利彦君） 本県の園芸は非常にレベルが高くて品質がいいから、価格安定制度でいくと全国と比較して余り価格が下がらない。余り価格安定制度の恩恵を受けられないという、これはいい意味での話になるんですけど、むしろショウガなんかのほうが、乱高下があるんで有効に働くというのはあるんです。作物によると思うんですけど、自然災害に備えるということ言えば、私はやっぱり収入保険を選択すべきではないのかなというふうに思います。今、部長の見解もお聞きしましたので、この件はこれで終わりたいと思います。

それから次に、国の産地パワーアップ事業の継続についてお聞きしたいんですけど、この事業は、本県でも導入が進んでおります環境制御システムとかニラのそぐり機とか、そういったところにも使えて、非常に農業者からも心強いという評価の高い事業なんです。

来年からの継続が確定していないという話も聞くんですけど、これについてはJ A中央会からも先日要望もされたというふうに聞いています。今の見通しについて農業振興部長にお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 産地パワーアップ事業は、生産基盤を強化し、競争力のある産

地構造への転換につなげていく上で有効な事業でございまして、平成27年度から30年度までに補助金額で20億円を超えるなど、本県にとってニーズの高い事業でございます。

そのため、国に対して事業の継続と必要な予算の確保について繰り返し提言を行ってまいりました。本事業はT P P等対策の一つとして、これまでいずれも補正予算として編成されておりました。今後についても予算編成過程で検討されるとお伺いしております。

引き続き、情報収集に努めるとともに、今後も機会を捉えて、事業の継続と予算の確保について要請を継続し、生産基盤を強化し、競争力のある産地構造への転換につなげてまいります。

○19番（武石利彦君） よろしくお願ひいたします。

それと、来年発足するJ A高知県、これについては以前私も本会議で質問させていただいたんですけど、県内のJ Aの集出荷場も、そこで働いてくれる人がなかなかいないということで、集出荷場によると思いますけれど、持てる能力の全てを使えていない。100の能力はあるのに、残念ながら50しか使えていないとか、いろんな課題を抱えています。私の地元の興津なんかも、ミョウガの産地ですけど、そのミョウガの集出荷場で働いてくれる人がいないということで、集出荷場の設備の能力はあるのに、津野山のほうまでミョウガを持って行ってパック詰めをしているというぐらい、労働力が不足しているというのがあるんですね。

ですから、J Aからお聞きすると、J A高知県に一本化されていく中で、集出荷場も集約をしていこうという構想も聞くんですけど、それをどういうふうに県として支援されていくおつもりなのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） J Aグループでは、平成31年1月に発足するJ A高知県に新た

な部署を設置して、集出荷場の再編、集約を進めていくとお伺いしております。これにより、高度・省力化された広域集出荷場の整備が進み、スケールメリットによる効率化が進展し、農家の出荷コストの低減が図られるものと大いに期待をしております。

集出荷場の再編、集約に向け、J A高知県が新たに策定する計画は、県の農業振興策と方向性を合わせる必要がございますため、計画策定の段階から連携できますように、人的支援も含めて検討してまいります。

○19番（武石利彦君） ぜひ、本県のいろんな産品を、さらにブランド化に拍車をかけるように、磨きをかけるようにしなくてはなりませんし、そのためには高品質でずっと流通していくように、集出荷場の担う役割もさらに重要になると思いますので、ぜひとも御支援をお願いしたいと思います。

次に、林業についてお聞きをしたいと思えます。材価が非常に低迷をしているという話を林業界から聞くんですけど、理由は何ですかというふうにお聞きすると、やっぱり需要の低迷かなというような話も聞きます。

今の木材低迷の原因について林業振興・環境部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○林業振興・環境部長（田所実君） 材価の低迷というお話でございますけれども、やはりここにつきましても、生産性を上げて取り組むべく頑張ってきておるところでございますが、外材との競合というものがございまして、なかなか国産材の需要が伸びてこなかったということが原因で低迷が続いておるといふふうに考えております。やはり、そこは国産材をしっかり需要拡大して材価も持ち直していくように、そういうふうにしていききたいと思いますし、また山元の方々にも利益が還元できるように、生産性もしっかりと上げていきたいというふうにご

おります。

○19番（武石利彦君） 知事は以前、対話と実行行脚で四万十町に足を運んでくださりまして、四万十町森林組合が新たに開設をした集成材の展示場をごらんいただいたと思います。

四万十町森林組合では、以前から付加価値をつけるために集成材の工場をずっと運営してきた、なかなか黒字に転換するのが難しかったんですけど、やっぱり息の長い取り組みが功を奏して、四万十ヒノキの集成材ということで一定知名度も上がってきて黒字体質に転換し、このたび展示場を開設して、まさにそこで商談をしたり、これからどんどん全国に集成材を販路拡大、展開していこうという取り組みが始まりました。

そのいろんな製品も知事には見ていただいたと思うんですけど、この製品たちをどういふふうに売っていくべきなのかというような戦略、展望と伺いますか、そのあたりの御所見を知事にお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 本当に私、お伺いさせていただきまして感銘を受けましたのは、やはり木のよさというものを非常に実感できる製品をつくっておられ、美しく香りがすばらしい、そしてそれがいわゆる現代的な需要というものに非常にマッチした製品をつくっておられる。その点に大変感銘を受けたところでございました。

オフィス用品とか現代的な内装材とか、そういうものを木のよさを生かしてしっかり対応していただかれ、非常に付加価値の高い製品をつくっていくということを木を使って展開しておられるなど。この点に大変感銘を受けたところでありましたし、これからの、特にA材需要の拡大という観点からは、ここに一つ活路があるのではないかとことを考えさせていただいたところでございました。

やはり材価の低迷に対応していくためにも、木材需要の抜本拡大ということを図っていかねばならないわけでありますが、そのためには、やはり構造材、しっかりと建材として木を使っていたらと、そういう取り組みをしていきますとともに、あわせて内装材だとか、さらには家具だとか、いわゆる付加価値の高いこういう品物もあわせて木で使っていたらという形に持っていくことが大事だろうと、そのように思ったところです。そういう点、こういうことをしていけばA材とB材、両方使っていただけるような木材需要の拡大につなげていくことができるだろうと、そのように考えたところであります。

そういう需要喚起という観点からは、今、東京の経済同友会の皆さんともタイアップさせていただいていますけれども、設計士の皆さんとか施主の皆さんとか、こういう方々に木を使ってこういうことができるんだよという展望を持っていただけるような、例えば連続セミナーとかそういうものをどんどん展開していく。あわせて、CLTを初めとした、そういう新しい技術というものを御紹介して行って、普及拡大していく取り組みをしていく。官公需から民需へと、そういう取り組みをしていく。そういうことを行っていきながら、あわせてこのA材について、ああいうすばらしい製品のような内装材から、さらにはオフィス用品に至るまでこういうものを開発し、またこちらをしっかりと売り込んでいく体制をとっていく。この3本柱でやっていくということになるのかなというふうに考えております。

この一番最後の点も含めて、ことしの4月にTOSAZAIセンターというのを設置して、新たな方向に踏み出していこうとしておりますので、今までの取り組みに加えて、こういう特にA材の需要拡大にもつながるような、特化し

たような売り込みなんかも、しっかり進めていきたいと、そう思っております。

○19番（武石利彦君） やはり外材との競合、これが避けて通れない課題になると思うんですけど、先ほど例に挙げました四万十町森林組合の集成材の製品にしても、やっぱり外国産とは違う国内産の付加価値といますか、まさにそこがブランド化をどう図っていくかということになるんだろうと思います。またいろいろこれからも県として支援できるところは支援もしていただきたいというふうに思っております。

次に、仮称森林環境譲与税についてお聞きしたいと思いますが、これも前の議会で浜田英宏議員から質問がありまして、平成31年度から平成33年度までの譲与税の額の見通しはという質問もありました。

現時点での来年度本県あるいは本県市町村へ譲与されるだろう額の見通しが立っておれば、林業振興・環境部長にお聞きしたいと思います。

○林業振興・環境部長（田所実君） 国が示した譲与基準に基づき県で試算をしましたところ、来年度は市町村分が約5億7,000万円、県分が約1億4,000万円となりまして、県全体では約7億1,000万円となっております。

○19番（武石利彦君） そのような額が来年度から譲与されるわけでありませんが、今議会でも出ましたように、それをじゃあ何に有効に使うべきなのかということでもあります。現在本県の山林は伐採期を迎えておりますし、これからもさらにそれを加速しなくちゃならんと、こういうふうになると思うんですけど、伐採する前提として、やっぱり所有者の確定をしないと伐採できないと、したくてもできないという課題もあるわけなんです。

だから私は、譲与税をそういった所有者確定に積極的に充てていくということが大事なのではないかと思っておりますけれども、林業振興・環境部

長の御所見をお聞きしたいと思います。

○林業振興・環境部長（田所実君） 仮称森林環境譲与税は、さきの国会で成立しました森林経営管理法の施行にあわせて創設されるものでございまして、主にこの新たな森林経営管理制度に基づいて市町村が実施する森林整備等に充当されるものと認識しております。

市町村は、経営管理が行われていない森林につきまして、仮称森林環境譲与税を活用して、森林所有者に森林の経営管理を市町村に任せるとかどうかの意向調査を行うことになっておりますので、それに必要となります所有者の確定に、仮称森林環境譲与税は使用できると考えております。

○19番（武石利彦君） 知事に聞く予定をしておりましたが、部長がすごく前向きな表情だったので、部長に聞かせていただきました。

一旦、ここで林業の質問を終えまして、水産業の振興についてお聞きしたいと思います。これまで国は、水産政策の改革に向けた動きをずっとしてきまして、正確かどうかわかりませんが、ひょっとするとこの秋の臨時国会に水産改革関連の法案が提出されるのではないかという話も聞いております。その改正案については国も都道府県に説明したり、あるいは漁業者にも説明をされているというふうにもお聞きしておりますし、漁業者からは、その改革がどのような影響をもたらすのかという不安の声も上がっているというふうなこともお聞きをしております。

そこで、水産振興部長に、国の今回の改正案について主なポイントをどのように把握されておられるのか、お聞きします。

○水産振興部長（谷脇明君） 今回の改革では、大きく6つの方向性が示されておまして、そのうち主なポイントといたしましては、新たな資源管理や、流通構造の改革、また漁村の多面

的機能の発揮などが打ち出されております。

このうち、本県にとりまして重要なものとしたしましては、毎年度漁獲可能量を設定する、いわゆるTAC制度の見直しや、海面、すなわち漁場の有効利用のための新規参入の促進、また鮮魚・水産加工品輸出を視野に入れた競争力のある流通体制の構築などが挙げられております。

○19番（武石利彦君） 水産庁の来年度予算概算要求額がインターネットでも公開されていますが、それを拝見すると、多分に今回の水産改革を進めていくという予算配分がなされているというふうに思いますし、予算額もほぼ倍増するような、本当に積極的に水産改革、水産の振興に力を入れるんだなというふうな姿勢が読み取れるんです。県の9月補正予算にも定置網の調査をするという補正予算も提案をされていますけれど、これなんかを見ても、国の水産改革の方針に沿って先取りする形で補正予算を組まれたんじゃないかなというふうに思うんです。

これから国の水産改革の方針に沿って、本県の水産業をどのように進めていくつもりなのか、そのあたりの御所見を水産振興部長にお聞きします。

○水産振興部長（谷脇明君） 今回の概算要求、まさしく先ほども水産改革のポイントを申し上げましたけれども、それをまさしく具現化するような方向でいっておると考えております。

先ほど紹介したものに加えて、例えば水産物の流通構造を改革するため、衛生管理体制の強化とかICTの活用を進めるといったことや、また漁協に販売担当理事を配置するなど、漁協制度の見直しも新たに検討されています。

総じて、今回の概算要求の内容ですけれども、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化に取り組むということで、漁業者の所得向上につながるものであり、県が目指している方向性と

も大いに一致するものだと考えております。

○19番（武石利彦君） それで、今回の水産改革を見ると、海区漁業調整委員を知事が選任するというような、知事の権限が強化されるんだなというふうに受けとめますが、その点について水産振興部長の御所見をお聞きしたいと思えます。

○水産振興部長（谷脇明君） 現状の海区漁業調整委員会は、漁業法の規定によりまして、選挙により9名が、また知事選任により6名が選ばれ、計15名で構成をされております。

今回の改革では、従来の漁業関係者に加えて、資源管理や経営の知見を持った有識者を加えるなど、定数や委員構成について、より柔軟な仕組みになるとの方向が示されております。

委員の選出方法につきましても、今の公選制を見直して、漁業者・団体の推薦により、知事が選任することとなります。ただし、新たな委員構成になりましても、この委員会は漁業者代表を中心とした組織であるという基本的な性格は変わらないと国のほうからは示されております。

○19番（武石利彦君） そのように権限が強化される知事がどのように本県の水産振興に結びつけていこうとするのか、水産振興に向けての知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） この水産業についても、ぜひ水産業のクラスター化を図っていきながら、外国への輸出も視野にした地産外商を展開していくことができればと、そういうふうを考えています。

そういうことを可能にしていくためにも、まずこの地産の分野においては、一言で言うと魚の漁獲をいかに安定的、しかも見通しを持って行っていけるようにするか、そういう方向性というのが非常に大事だと思っています。そういう観点から、例えば養殖業の振興をしようとし

たり、定置網の振興をしようとしたり、さらに釣り漁業も高知にとって非常に大事な漁法であります。こちらについても黒潮牧場をしっかりと整備し、さらにその高機能化を図っていかないと。そういうことを考えていながら、できる限り安定した漁獲が得られる、見通しを持って漁獲を得られる、しかもそれが生産性高く行える、そういう方向を目指していくことができると考えているところです。

あわせて、そういう安定した漁獲をベースとしていながら、水産加工場、これを近隣にしっかりとクラスター化として配置していったら、それによって付加価値を高めて、最終的には輸出も視野に入れた形での地産外商を展開していく、そういう方向を目指したい。これが1つなしていくことができれば、地域にこの水産業を核としたクラスターをつくることができ、若者が残ることのできる漁村ができていくだろうと、そういうふう考えているところです。

そういう中において、残念ながら非常に漁業者の方々が少なくなっていて、例えば定置網を運営されるという方々がなくなった、そういうような漁場もあられたりします。さらに、海面養殖なんかもまだ残っているけれども、そちらの担い手の方がおいでにならないと、そういう漁場もあつたりされます。

そういうところについては、ぜひ企業の皆さんにも来ていただいて、まずはそこで企業の皆さんによる漁業をスタートしていただいて、若い人には雇用就業という形で漁業についていただいて、いずれはそういう方々が独立して個人それぞれの親方として漁業していただく。そういうよきウイン・ウインの関係を築いていけるような展望が開けていけないものか、そういうことも考えております。

またそういう中において、やっぱり個々の漁業者の皆様方、こういう取り組みについて、さっ

き申し上げたように、企業の参入とウイン・ウインになるようにしていかなければなりませんから、そういう意味においても合意をベースとして、以上申し上げたような企業の参入が促されていく、そういうことも非常に大事だと思っています。個々の漁業者の皆さんをしっかりと応援して水産クラスターをつくる。ただ、そういう中において、合意が得られて個々の漁業者の皆さんにとってもプラスになるようなところについては企業参入を促す。そういう方向を、ぜひ目指していくことができればと思います。

今回の国の改革は、海面の有効利用とか、さらには流通の改革とか、いわばこういう本県が目指している方向にとって資する方向での改革も盛り込まれておりますので、これは非常に有効ではないかなと、そのように思っていますが、やはり個々の漁業者の皆さんを大事にするという視点は忘れてはならないと、そのように考えております。

○19番（武石利彦君） 確かに、海面を有効に利用する、それで水産業を振興させる、そして雇用もふやしていくというのは、まさにあるべき方向だと思います。

今し方、知事からは、漁業者の合意を得てというお話もありました。ここで私は、漁業者の心配の声をどう捉えているかという質問をしようかと思っていましたけれど、今の答弁で十分理解しましたので、その質問はやめたいと思います。

次に、TAC対象魚種の拡大をしようとか、個別割り当て、いわゆるIQ制度を導入するというようなことも視野に入っているというふうにもお聞きします。

このIQ制度については、ノルウェーでは、何か金銭で売り買いされたりしているとかという話も聞くんです。まだどの程度IQを導入するのが明らかにはなっていませんけれど、こ

のIQ制度なんかが導入された場合、本県の水産業にどのような影響を与えるおそれがあるのか、まだちょっと先の話ですので、その程度の話になると思うんですけど、そのことについての御所見を水産振興部長にお聞きしたいと思えます。

○水産振興部長（谷脇明君） TAC対象魚種の拡大やIQ制度の新たな導入は、全国的に見れば資源の維持・回復に一定寄与すると考えられます。また、操業規制の強化により、魚価の安定等による漁業経営の改善とか、無用な競争の防止などのメリットも考えられます。

ただ、本県のように小規模、零細な漁業が主体で、漁船の隻数も多く、漁獲物が少量多品種であるという実態からいたしますと、漁獲量管理のためのコストの増大とか、漁業者の漁獲量管理の負担の増加などのデメリットも考えられますことから、今後国の動向に極力留意もしていきたいと考えております。

○19番（武石利彦君） それで、水産改革の中では、沿岸漁業を振興させようという意欲も見てとれると思います。今、本県水産業は、効果も上げて心強いところなんですけれど、例えば新規就労者に全国から来てもらうとかという場合も、いきなりどんと資金が要るようなことでは、なかなか参入もできないわけなんですけれど、そういう意味で、沿岸漁業を振興させるというのが、足腰の強い、また中山間地域を守っていく水産業にもつながるんだろうと、こういうふうに思うんです。

国のこの方向を受けて、どのように本県の沿岸漁業を振興させていくお考えなのかを、知事にお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） やはり沿岸漁業の振興という観点からは、一言で言うと生産性の向上を図っていった所得が上がる沿岸漁業、これを目指していくということが大事だろうと思います。

そういう点、今回やはりこれに関連するような、例えば漁船とか機器等について規制緩和されて、それに関連するいろんな資機材の導入を援助していこうと、そういう方向性が打ち出されてきている。これは非常に有効なことだと思いますし、さらにそういう中にIoTとかそういう技術もぜひ導入していこうという方向が来ている。これは非常にいいことだと思います。そして、あくまでも先ほど申し上げましたように、地元の合意を得た上でありますけれども、浜と企業との連携ということについて、これを打ち出していこうという国の方向性というの、我々としては十分活用できるのではないのかなというふうに思っています。あわせて、地産外商の外商強化に資する、例えばHACCPとかトレーサビリティの推進とか、そういう方向性も出てきていますんで、最終的に輸出も目指していきたいと思っている本県なんかには、こういうのは非常に有効です。

それぞれのメニューの中で、私どもの戦略的な方向性の中で活用できるものは大いに活用させていただけると、そういう方向に持っていければなと思っておるところです。

○19番（武石利彦君） それと、この質問を最後にしますが、水産改革の中では養殖業の振興についても知事に権限が持たされると。こういうことになると思うんですけど、養殖業への新規参入について、これもまた心配する向きも漁業者からも聞こえてくるんです。

企業なんかの新規参入を養殖業に促していくということについての知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） この養殖業についても、地元の漁村で頑張っておられます漁業者の皆様方を応援させていただくというのが、まず第一に基本であります。

その上で、地元漁業者の皆様方の合意が得ら

れて、むしろそういう形で企業の皆さんにも来てもらったほうが漁村の活性化ということに資するし、例えば新規雇用の確保、雇用就業という形で確保しやすくなるだとか、そういうメリットが感じられるとさせていただいた地域につきましては、企業の参入を積極的に促していくと。そういう考え方で対応させていただきたいと、考えております。あくまで漁業者の皆様方の所得向上と漁村の振興というのが目的でありますから、そういうことをしっかりと視野に置いた対応をしていきたいと思っております。

そういう方向の中で、国の施策の中で使えるものは大いに使うと、そういう形でやらせていただければと思っています。

○19番（武石利彦君） いろいろと丁寧な御答弁いただきました。

IOTの話も農林水産で出てきましたけれど、水産業におけるIoT、どのようなことを考えているのかというのを、先日水産振興部からお聞きしました。

当然、これも素人が考えてもわかることですが、IoTの機器を使って、そこに行けば魚が確実にいるというようなことも調査をできるという話も聞きますし、それから漁協なんかの水揚げとか、いろんな事務作業なんかもIoTを活用して労力の低減を図っていくということもできます。非常にこれからIoT、スマート農業、スマート林業、スマート漁業、そういった概念が大事になるんだろうなというふうに私も思いますので、その点もぜひ県としてアクセラを踏んで推進をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、漁業で言いますと、やはり近くで操業できて収入が上がるというシステムを、やっぱり土佐湾でもつくっていく必要があると思うので、今も御答弁いただきましたが、沿岸漁業の振興ということに、さらにアクセラを踏んで

いただきたいというふうに思っております。

それから、林業分野のIoTについても、ドローンを飛ばしてみることで、鳥の目を持つことによって、いろんなことが省力化できるという話も聞きますので、そういった分野もよろしくお願ひしたいと思います。

一方で、きょうは質問としては取り上げませんでしたけれど、有機農業ですね。有機農業も中山間地域の農業としてはブランド化、付加価値を高めるためには非常に有効な営農の形態であるというふうに思っておりますので、これについては、また次回からの議会で、私も取り組んでいきたいと思うんです。そういったことの研究もされておると思うんで、それをどうブランド化につなげていくのか、中山間地域のいろんな農業をどう活性化するのか。金岡議員からも、きょういろいろ質問が出ていましたけれど、中山間対策という意味でも1次産業は非常に重要な課題だと思いますので、我々議会も頑張りますので、一緒に振興に努めていくようにしてまいりたいという所見を申し述べて、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



決算特別委員会の設置

○議長(土森正典君) 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。平成29年度の決算を審査するため、この際、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第23号及び第24号並びに報第1号から報第22号まで、以上24件の

議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第23号及び第24号並びに報第1号から報第22号まで、以上24件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、1番金岡佳時君、6番久保博道君、8番土居央君、9番浜田豪太君、15番明神健夫君、21番浜田英宏君、25番池脇純一君、27番大野辰哉君、31番上田周五君、37番塚地佐智さん、以上の諸君を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を決算特別委員に選任することに決しました。



議案の付託

○議長(土森正典君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表配付)

○議長(土森正典君) ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第22号まで、報第23号及び議発第1号、以上24件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末398ページに掲載〕



議員派遣に関する件、採決（議発第2号）

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末402ページに掲載〕

○議長（土森正典君） 日程第4、議発第2号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明4日から10月11日までの8日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10月12日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月12日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時50分散会

平成30年10月12日（金曜日） 開議第7日

出席議員

- 1番 金岡佳時君
- 2番 下村勝幸君
- 3番 野町雅樹君
- 4番 上田貢太郎君
- 5番 今城誠司君
- 6番 久保博道君
- 7番 田中徹君
- 8番 土居央君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 加藤漠君
- 12番 坂本孝幸君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 武石利彦君
- 20番 三石文隆君
- 21番 浜田英宏君
- 22番 土森正典君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 池脇純一君
- 26番 石井孝君
- 27番 大野辰哉君
- 28番 橋本敏男君
- 29番 前田強君
- 30番 高橋徹君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 中内桂郎君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 酒井浩一君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 土木部長 村田重雄君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会局長 金谷正文君
- 公安委員長 西山彰一君
- 警察本部長 小柳誠二君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君



議事日程(第7号)

平成30年10月12日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第3号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第4号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算
- 第6号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第7号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案
- 第8号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議

案

- 第10号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第16号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第17号 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第18号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に関する議案
- 第19号 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第22号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
- 報第23号 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 議発第1号 高知県自転車の安全で適正な利用

の促進に関する条例議案

追加

第 25 号 高知県公害審査会の委員の任命につ
いての同意議案

追加

議発第 3 号 私学助成の充実強化等に関する意
見書議案

議発第 4 号 平成31年度当初予算等における林
野公共事業予算確保に関する意見
書議案

議発第 5 号 キャッシュレス化の推進を求める
意見書議案

議発第 6 号 日米地位協定の抜本改定を求める
意見書議案

議発第 7 号 国民の暮らし、地域経済に深刻な
打撃を与える2019年10月の消費税
10%への増税中止を求める意見書
議案

議発第 8 号 後期高齢者の窓口負担は原則 1 割
負担を継続するよう求める意見書
議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（土森正典君） これより本日の会議を開
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

さきに設置されました決算特別委員会から、
委員長に浜田英宏君、副委員長に上田周五君を
それぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があ

り、一覧表としてお手元にお配りいたしてあり
ますので御了承願います。

次に、知事から今定例会開会日に配付いたし
ました平成29年度決算説明資料及び平成29年度
主要な施策の成果の概要についてそれぞれ訂正
の申し出があり、さきにお配りいたしてありま
すとおり、その正誤表を決算特別委員会に送付
しておきましたので、御了承願います。

次に、人事委員会から職員の給与等に関する
報告及び勧告があり、その写しをお手元にお配
りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末423ページ〕
に掲載



委 員 長 報 告

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第 1、第 1 号から第22号まで、報第23号
及び議発第 1 号、以上24件の議案を一括議題と
いたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長池脇純一君。

（危機管理文化厚生委員長池脇純一君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（池脇純一君） 危機
管理文化厚生委員会が付託を受けた案件につい
て、その審査の経過並びに結果を御報告いたし
ます。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎
重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 4
号議案、第 5 号議案、第 6 号議案、第 7 号議案、
第10号議案、第11号議案、議発第 1 号議案、以
上 8 件については全会一致をもって、いずれも
可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事
項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金について、執行部から、医療機関や薬局、介護系事業所などの医療や介護に関する情報を共有するシステムの構築に向け、参加予定施設の現地調査や説明会の開催といった、システムの導入支援に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、できるだけ多くの医療機関等に参加してもらうことが望ましいと思うが、例えば、小規模な医療機関等ではシステムを運営できるオペレーターがいないなど、現状で把握できている課題などはあるのかとの質疑がありました。執行部からは、コンピューターの設置費用や毎年のランニングコストといった経費負担が生じるが、メリットを伝えることで導入に向けた意欲向上につなげていきたい。また、小規模な診療所等では専属のオペレーターがいないことから、エンジニアがシステムの説明を個別に行うことにより、理解につなげていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、当該ネットワークシステムについては、国が推奨して全国的に導入が進められているものかとの質疑がありました。執行部からは、国は全国展開を目指しており、平成30年8月時点では、宮城県、徳島県、沖縄県において、小さな病院や診療所も含めて双方向で情報が参照できるものが運用されていると聞いているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

議発第1号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」について、提出者より、県、県民、自転車利用者のそれぞれの責務や役割を明らかにするとともに、交通安全教育を通じて、自転車利用者の安全利用に関する意識の向上等を図ることが必要であることから、

自転車の安全で適正な利用を促進し、県民誰もが他人を思いやり、子供や高齢者など交通弱者が脅かされることなく安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例議案を提案するとの説明がありました。

続いて、執行部から、この条例は、交通安全教育の実施、また児童等へのヘルメットの着用を初めとする自転車利用における安全確保、自転車損害賠償保険の加入など、自転車の安全で適正な利用を促進することで、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指したものであり、県民の交通安全に大きく資するものだと考えているとの参考意見がありました。

委員から、自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならないとあるが、これは児童にも求めるものか。また、求めるとすれば、そういったことが可能なのかとの質疑がありました。提出者からは、県内における自転車事故の約9割は自転車側に過失、違反があることから、県、家庭・学校による重層的な自転車交通安全教育を受ける仕組みを構築することが重要であるため、保護者に、子供に対する安全教育を行う努力義務を課すとともに、小・中・高を初めとする各学校の長に、子供の発達段階に応じた安全教育を行う努力義務を課しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものがあるが、こういったことを想定したものかとの質疑がありました。提出者からは、愛媛県では高校生の自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助する事業があり、高校生のヘルメットの着用率が飛躍的に向上している。予算の調製権は知事にあるが、当該条例が成立すれば、条例の目的を達成するための事業が適切に実施されるよう、議会としても対

応していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化生活スポーツ部についてであります。

高知県立大学等の蔵書の除却処理について、高知県立大学法人の中澤理事長及び高知県立大学の野嶋学長らに参考人として出席を求め、参考意見を聴取しました。参考人からは、新たな永国寺図書館への蔵書移転に際し、旧図書館に所蔵されていた図書資料のうち、約3万8,000冊の除却を決定し、教員研究室等で引き取った本や雑誌を除く図書を焼却などした。除却を決定した図書に関しては、学外にも広く活用の道を探ることが必要であったと考えており、深く反省している。このため、外部の有識者などで構成する検証委員会を設置し、一連の経過を検証するとともに、今後は図書館の運営、そして大学の運営、改革に生かしていくとの説明がありました。

委員から、当初準用していたとされる除籍図書取扱内規には、除籍を決定した図書は移管、希望者への譲渡等により処理する。ただし、個人または団体のプライバシーを侵害するおそれのあるもの等は焼却するとあるが、大学名や教授名が記載されていることがプライバシーを侵害するおそれに当たるのか。また、現在の図書管理細則でも、廃棄、贈与または売却のいずれかによるとされており、細則及び内規に基づけば、焼却の前に移管、希望者への譲渡等が優先されると思うが、どう判断されたのかとの質問がありました。参考人からは、当時は大学名や教授名の記載がある図書に関しては譲渡等をすべきではないと強く認識しており、細則に基づき廃棄していたものであるが、その手法として内規を準用して焼却していた。現時点では誤った認識であったと思うが、それを改め打破することができなかつたとの答弁がありました。

さらに、委員から、再活用の道を探ることが

できなかつた要因はどこにあり、どうすれば改善の道につながると考えているのかとの質問がありました。参考人からは、他の機関との連携により常に新たな情報を入手し、それを学内で共有して、教員組織と事務局がともに考えて解決していくことができなかつた。今後は、孤立することなく、他のネットワークとの連携の中で取り組んでいくことが重要だと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、他の機関との連携不足や誤った認識を修正できなかつたことは、組織風土に問題があつたのではないかと。検証委員会では、図書館のあり方だけでなく、組織的な問題についても検討することが重要だと思うがどうかとの質問がありました。参考人からは、図書の除却だけの問題ではないと認識しており、図書館の運営に係る組織的なことについても検証していただく。検証結果については、学内の全ての組織に広めていきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、反省をした上でなお反省し、歴史ある高知県立大学でどうしてこういうことが起きたのかを追求して検証するとともに、不適切であつたとの認識だけで終わることなく、県民の怒りを受けとめて、今後しっかりした運営を行い、高いレベルの大学に変わっていくことを全国に広めてもらいたいかどうかとの質問がありました。参考人からは、県民の皆様のご怒りや失望は非常に痛切に感じるものがある。そのことを受けとめて、次のステップに進んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、図書館を大事にしていくことは、そこに納められている1冊の図書を大事にすることでもあり、大学関係者の重要な使命である。これからの高知県立大学の品位を高めていくためにも、図書館のありようを根本から議論し、今後の対応を図ってもらいたいとの要請がありました。

次に、公営企業局についてであります。

障害者雇用について、執行部から、公営企業局における障害者雇用の実態について改めて調査を行った結果、対象とすべき職員以外の者が含まれており、実際の雇用率は国への報告を下回ることが判明した。雇用率を上げるために、対象とならないことが明らかな職員を故意に加えていたものではないが、今回の反省点を踏まえ、法定雇用率を早期に満たすことができるよう、また障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある職員が働きやすい環境を整備するよう、障害者の雇用に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、障害者手帳の所持の確認をとらず、運用で加算していた4名の職員について医師に所見を求め、その結果、障害者手帳を持っていると考えることが一定理解できると判断された2名については、申請すれば手帳を所持できていたと証明したいのかとの質問がありました。執行部からは、そういう意図はなく、医師の意見を参考に伺ったものであり、意見を得たからといって、実際に2名の方が手帳を所持していることと同様に判断することはできないと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、8月に委員会の県外調査で視察した農福連携に取り組む農園では、障害のある方に合わせた作業を生み出し、さらなる価値への転換につなげていた。県においても、障害のある方とともに働き、新たな作業や業務などをつくり上げ、それを民間企業に広げていく役割もあると思うので、そういった観点を持ってしっかり取り組んでもらいたいとの要請がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 商工農林水産委員長西内健君。

(商工農林水産委員長西内健君登壇)

○商工農林水産委員長(西内健君) 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第10号議案、第13号議案、第15号議案、第16号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、事業承継等推進事業費補助金について、執行部から、後継者の交代を伴う事業承継計画の策定や、第三者承継に係るMアンドAに要する経費を対象とした補助金について、昨年度を上回るペースで申請があり、今後さらなる申請の増加が見込まれることから、増額補正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、事業承継などを進めていく中で、特に課題となった点について質疑がありました。執行部からは、小規模事業者で高齢の方は、事業承継することを諦めている方も多いと聞いており、事業を引き継いでいく気持ちにさせることが大事だと考えている。現在、小規模な事業承継については、金融機関、商工会、商工会議所の協力で掘り起こしを行い、事業承継させようという啓発を一生懸命やっていることが、今回、昨年度を上回る申請数につながっているとの答弁がありました。

次に、第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、大学生就職支援事業費について、執行部から、学生の県内就職に向け、県内企業の魅力や情報を学生に広く伝えていくため、学生が参加しやすいウェブセミナー開催や、魅力をわかりやすく伝えるPR動画の作成を専門

家を活用し支援するほか、就職につながりやすいインターンシップの充実に向けたコーディネーターを配置する経費であるとの説明がありました。

委員から、高知県の企業の魅力を発信するには、Uターン就職希望率が落ちている状況の中、相当な力が必要だと思うが、どのような専門家に依頼するのかとの質疑がありました。執行部からは、企業の採用動画などの作成やインターンシップのセミナーを開催するなどしている、就職支援会社をお願いしようと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、大企業がますます人材の囲い込みをしていくと思うので、高知県として独自の魅力をアピールしてもらいたいとの要望がありました。

次に、南国市に新たに整備する、仮称南国日章工業団地について、執行部から、平成32年度内の完成を目指し、造成工事等、整備を加速するものであるとの説明がありました。

委員から、現在、本県における工業団地の必要性について、企業のニーズなど、どのような状況になっているのかとの質疑がありました。執行部からは、企業から、津波浸水区域外へ移転したいという声や、事業拡張のため工場を増設したいという声があり、現在の開発した団地の面積ではニーズに十分応えることができていない状況である。あわせて、県外からの企業誘致を進めるための土地も必要になってくることから、団地開発は続けていきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、Next次世代型施設園芸農業推進事業費について、執行部から、高知大学、高知工科大学、高知県立大学との共同研究により、篤農家の栽培技術を速やかに習得できるようにするた

めの、主要野菜の生産工程ごとの労働の見える化や、IoT研究用ハウスの整備などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、労働の見える化とは具体的にどのようなものなのかとの質疑がありました。執行部からは、まずは主要野菜の7品目について、生産から流通段階に至るまでの生産工程を全て映像化する。次に、作業にかかる時間などを工程ごとにデータ整理した上で、それをもとにマニュアルを作成する取り組みを考えているとの答弁がありました。

別の委員から、次世代型ハウスや環境制御技術が一段と普及していく中、農業者の反応や今後の方向性はどうなのかとの質疑がありました。執行部からは、パソコンやスマートフォンを使える農家は、どんどんみずから情報を得て進化していく一方で、パソコンやスマートフォンを使えない農家も多くいる。そうした方でも農協の出荷場には必ず行くため、出荷場でみずからの出荷情報や出荷場全体の情報を一目で確認できるようにして、意識の変化を促すことで、新しい技術を導入してもらえればと考えているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、製材品高品質化調査委託料について、執行部から、中小の製材事業者が連携した共同乾燥施設の整備に向けた調査に係る経費であるとの説明がありました。

委員から、今回は委託という形で事業を進めることになるが、委託先はどういう形で決めるのかとの質疑がありました。執行部からは、プロポーザル方式を考えており、経営あるいは木材加工や乾燥施設に詳しい方と考えているとの答弁がありました。

委員から、普通の調査で実現性のないものを計画するのではなく、例えば、売り先を知って

いるようなところが、売り先のニーズに合わせて計画したり、いろんな知恵を集めた形でビジネスモデルを考えてもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、この共同乾燥施設は、どこかの製材所などに併設してつくることになるのかとの質疑がありました。執行部からは、まだ場所は決まっていないが、製材所の横に併設する方法もあれば、例えば木材センターのようなところが拠点になって行う方法もあるので、この調査の中で幾つかパターンを検討し、その中で地域に合ったものについて、別途モデル施設をつくるなどして整備を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、定置漁業調査等委託料について、執行部から、定置網漁場の未利用漁場の特性を調査し、その情報を提供することで、定置網漁業への企業参入を促進するための経費であるとの説明がありました。

委員から、この事業で企業が新規参入し、定置網漁業が始まった際に、地域への影響についてどのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、水揚げ漁港に関しては、企業の考えなどもあるので、地元とも協議しながら進めていきたい。雇用については、担い手不足という面はあるが、定置網漁業は、自営の漁業とは異なる給料制や社会保険といった、雇用型という点がPRになると考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、商工労働部についてであります。

ルネサス高知工場の譲渡先の決定について、執行部から、9月28日に、愛媛県に本社を置く丸三産業株式会社とルネサス社との間で譲渡契約が締結され、10月4日に、香南市との進出協

定が締結されたとの報告がありました。

委員から、丸三産業の新規雇用は約90人という話だが、ルネサス高知工場の元従業員については、まだ就職を決めていない方に働きかけをして就職していただくのが一番だと思うので、そのあたりの取り組みはどう進めるのかとの質問がありました。執行部からは、ルネサス高知工場の元従業員の方で、現在県内に残って再就職が決まっていない方が約60名いる。現在、高知労働局を中心に、県や香南市等の関係機関で設置した、ルネサス高知工場雇用対策連絡会議における支援活動の中で、個々に情報提供していき、再就職につながるよう今後も取り組んでいくとの答弁がありました。

別の委員から、ルネサス高知工場の跡地に関しては、商工労働部の皆さんが懸命に汗をかいていただいたことに加えて、ルネサスの英断もあり、こうした企業誘致につながったと思うが、今後に向けてどのように考えるかとの質問がありました。執行部からは、今までなかなかうまくいかない状況で、今回譲渡先が決定したことは本当にうれしく思っていると同時に、これがスタートだと思っている。高知へ進出したことで業績が伸びてよかったと丸三産業から言ってもらえるように、しっかりと支援を行ってきたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

新たな管理型最終処分場の候補地選定に係る現地調査結果の地元への説明について、執行部から、候補地3市町の首長、議会、地域住民説明会等の開催状況及び6月県議会定例会後の取り組みなどについて報告がありました。

委員から、首長、議会及び住民の方々に説明をし、意見交換もしていると思うが、積極的に受け入れてもよいというような意見はあったかとの質問がありました。執行部からは、説明の場では、直接的に処分場をつくってほしいと

いう声はなく、地域によっては、処分場の整備への反対意見をいただいた。また、そのほかでは、主に今後の絞り込みに向けたスケジュールなどについて御意見をいただいたとの答弁がありました。

複数の委員から、候補地3カ所から1カ所への絞り込む時期について、これまでの地元への丁寧な説明は大いに評価できる場所であるが、3カ所を公表して行っている以上、どこかで決断するのが県の責任ではないか。説明会を何回やれば住民の皆さんが納得されるのかというのも見えてこない中、そろそろ明確にする必要があるのではないか。エコサイクルセンターの建設工事自体、非常に長くかかったということもあり、そういった意味で期限が限られているのではないかと質問がありました。執行部からは、エコサイクルセンターについては、早ければ平成34年9月、遅くとも36年8月には満杯になるという状況である。また、エコサイクルセンターの建設には実質2年半かかっており、その前段には設計や測量といった作業も必要となり、それらを念頭に置いて進めていく必要がある。そうした状況を踏まえると、本年度内に候補地を1カ所に決めることができれば理想であると考えてはいるが、今は住民の方々から説明会などでいただいた御意見、御質問にしっかりとお答えして、新たな処分場の整備について皆様方に御理解いただけるよう、しっかりと丁寧の上にも丁寧な説明をしていくことが最優先であると考えているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 産業振興土木委員長加藤漠君。

(産業振興土木委員長加藤漠君登壇)

○産業振興土木委員長(加藤漠君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審

査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第12号議案、第14号議案、第17号議案から第19号議案、第21号議案、第22号議案、報第23号議案、以上10件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、中山間地域生活支援総合補助金について、執行部から、過疎化、高齢化が進む中山間地域において、地域住民が安心して暮らし続けることができる生活環境づくりを目指して、平成30年7月豪雨等により被災した、給水施設の本格復旧に向けた支援を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、7月豪雨等で被災した16地区のうち、今回の補助対象となっていない10地区については、補助金によらず復旧できたのかとの質疑がありました。執行部からは、給水施設の被災状況調査を実施し、応急対応や修繕の状況についても、市町村を通じて詳しく確認している。10地区については、地域住民や市町村の事業により復旧を完了しているとの答弁がありました。

別の委員から、補助金の要件として3戸以上となっているが、3戸未満であって補助金を使えない場合もあると思うが、どのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、補助金の要綱上、原則3戸以上となっているが、市町村が施行し、かつ市町村が施設台帳に記載をして管理を行う場合は、3戸未満の場合も補助対象となるとの答弁がありました。

さらに、委員から、原則3戸以上であるが、

そういった要件を満たせば1戸でも補助対象になるということを、各市町村に対しても周知徹底してもらいたいとの意見がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、自然・体験型観光キャンペーン推進事業費について、執行部から、来年2月から開催する自然・体験型観光キャンペーンの準備に係る経費であるとの説明がありました。

委員から、自然・体験型観光キャンペーンは中山間地域の活性化を目指したものでなければならぬが、中山間地域の観光資源は、有名なところだけではなく、地域地域に活用できる素材がある。県がもっと主体的に取り組んでいく必要があると思うが、中山間地域での宿泊先や食事場所はどうするのかとの質疑がありました。執行部からは、宿泊に関しては、中山間地域は絶対量が少なく、既存の旅館や民宿といった施設を活用した上で、空き家や空き部屋を活用する民泊の仕組みについても、市町村の意向を聞きながら進めていく必要があると考えている。食事場所については、観光拠点等整備事業費補助金も活用しながら、周遊コースの中に組み入れて紹介していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、各市町村や地域との連携を密にして取り組む内容が多いと思うが、どのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、7月に市町村や民間事業者を対象に、7ブロックでそれぞれ説明会を行った。市町村からの聞き取りも行いながら、個別に事業を調整している。産業振興推進地域本部とも連携し取り組みを進めているとの答弁がありました。

別の委員から、市町村との取り組みは大事なので、1回の行事で終わるのではなく、継続していくようにしてもらいたいとの意見があり、さらに、事故対応や危機管理についてはどのような議論がされているかとの質疑がありました。

執行部からは、観光資源の磨き上げの中では、設備を拡充したりプログラムをふやすだけではなく、安全対策も含めて取り組んでいるので、今後地域で新たにプログラムをつくる際には、安全対策の視点も入れて対応させていただく。キャンペーン準備委員会には、実際地域で体験プログラムを提供している事業者も加わっているとの答弁がありました。

別の委員から、新たに就航するジェットスター・ジャパン株式会社との連携についてはどのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、近日中にジェットスター・ジャパン株式会社と、今後のプロモーションや連携に向けて打ち合わせを行うようにしている。LCCの客層に対して、どのようにアプローチしていくか検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、自然・体験型観光の目的地は二次交通が余りないが、LCCで高知へ来た方を自然・体験型観光にいざなうときに、レンタカーは充足されているのかとの質疑がありました。執行部からは、第2回のキャンペーン準備委員会でも同様の御意見をいただいた。今後、高知県レンタカー協会とも話をしながら、レンタカーの活用方法について検討を深めたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、河川改修費について、執行部から、平成30年7月豪雨等に対応する、河床掘削や護岸修繕、しゅんせつなどの河川事業を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、今回の豪雨対応で河川改修を行うことは、平時からの備えという視点から設置された、豪雨災害対策推進本部のやるべきことにつながる部分があると思う。市町村から当委員会へ改修などの要望が出ていた箇所は、今回被災があったか、改修の対象になっているかなど、

状況は把握しているかとの質疑がありました。執行部からは、豪雨災害対策推進本部は、冬場にこそ夏場の準備をするということを目的に取り組むもので、P D C Aを回していくためにも、改修などの進捗管理をしていかなければならないと考えている。これまでに、市町村から要望があった箇所と被災状況について整理を行うとの答弁がありました。

次に、沈下橋修繕事業費交付金について、執行部から、市町村が管理する沈下橋に対して、回復、保全が早期に行えるよう支援するための経費であるとの説明がありました。

委員から、県内全域の沈下橋のうち、早急に修繕が必要と判定された18橋のうち、8橋の修繕工事を今回の交付金で予定しているが、残り10橋についてはどのように対応するかとの質疑がありました。執行部からは、市町村が管理する橋梁は、沈下橋を含めて、それぞれの市町村で長寿命化修繕計画を立てており、重要度の高いものから順次対策を行っている。市町村の計画に基づいて対応していきたいとの答弁がありました。

次に、都市整備費について、執行部から、都市計画道路の整備を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、都市計画道路はりまや町一宮線の増額について、6月補正での予算以外に必要な予算が生じたのかとの質疑がありました。執行部からは、一日も早い工事完成に向けて、事業の進捗を図るため、新堀川に係る高知市の駐車場の補償費や、木屋橋に係るN T T光ケーブルなどの移設の補償費を計上しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、6月の補正予算で設計予算を計上し、その設計でどんなものになるかわからないのに、新たに計上するという事は、設計に影響されない箇所だけを予定しているの

かとの質疑がありました。執行部からは、工事再開に至った次の段階として、現在の危険な状態を早く解消するために、工事完成に向けて取り組んでいきたい。高知市やN T Tと補償費について協議が進んでいるので、補正予算で計上させていただいたとの答弁がありました。

別の委員から、はりまや町一宮線については、長い年月をかけて議論をして、6月議会で工事が再開されることになった。工事が再開された以上は予算をつけ、工事の進捗を図るべきだとの意見がありました。

また、別の委員から、はりまや町一宮線の通学路の安全対策のために、緊急に対策をとるべきではないかと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、現在は市道であり、高知市が管理を行っている。工事完成までの期間、児童の安全対策のために工夫ができないか、高知市や警察と一緒に検討していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

高知県全域生活排水処理構想の策定について、執行部から、生活排水の処理については、市町村ごとに地域の実情に応じた整備手法を定めたものを、県の処理構想として平成9年度に取りまとめ、整備に取り組んできた。処理構想は、これまで2度の見直しを行っているが、今回改めて人口減少などの地域の実情や、市町村の財政状況を踏まえた見直しを行い、中長期的な将来像を描いたとの説明がありました。

委員から、単独浄化槽を合併浄化槽に変えていく取り組みに関して、県はどのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、それが最大の課題だと考えている。利用者は単独浄化槽でも困っていないが、それが今の水質基準に合っていない状況なので、市町村と連携しながら、啓発に努めていくしかないと考えて

いるとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(土森正典君) 総務委員長明神健夫君。

(総務委員長明神健夫君登壇)

○総務委員長(明神健夫君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案、第10号議案、第20号議案、報第23号議案、以上5件については全会一致をもって、第8号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域情報化推進交付金について、執行部から、市町村が事業実施主体となって行う超高速ブロードバンドの整備を支援するためのもので、大豊町が整備を進めている第2期工事について、ことし8月に国庫補助事業の交付決定を受けたため、今回、債務負担行為の追加を行うものであるとの説明がありました。

委員から、未整備地域の残る市町村が、この事業を活用して同時期に整備を希望する場合、全て対応できる状況なのかとの質疑がありました。執行部からは、国、県の予算の中で、市町村の事業計画の調整も図りながら、検討をしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、市町村における整備計画について、現状はどのようになっているかとの質疑がありました。執行部からは、未整備地域の残る県内13市町村のうち、4市町村においては整備中及び整備予定であり、その他の市町村については整備方法や財源などについて検討中であ

る。高速ブロードバンドの整備は、産業振興などさまざまな取り組みに欠かせないものであると考えており、引き続き支援をしていきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会であります。

「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち、市町村立学校校務支援システム整備委託料について、市町村立学校の教員の業務負担の軽減を図るために、校務支援システムを導入するための経費であるとの説明がありました。

委員から、校務支援システムは、平成29年度から県立学校において導入されているが、効果はどのように検証しているかとの質疑がありました。執行部からは、県立学校の教職員にアンケート調査を実施し、回答者の半数からは、1日当たり30分以上の業務削減効果があるとの回答を得ており、導入初年度からかなり効果があったものと考えているとの答弁がありました。

委員から、実証研究事業の効果測定重点校5校については、どのような基準で選考したのかとの質疑がありました。執行部からは、県と市町村教育委員会連合会で立ち上げた、統合型校務支援システムの検討に関する協議会において、学校の規模や地域バランスを考慮して選考したとの答弁がありました。

別の委員から、導入するシステムについて、不正アクセスの防止など、セキュリティー対策は万全なのかとの質疑がありました。執行部からは、インターネットなど外部から遮断したシステムであり、また県のサーバーと同じものを使用するため、最高水準のセキュリティーを確保するものであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、総務部についてであります。

県職員の障害者雇用について、執行部から、厚生労働省からの通知及びガイドラインを踏まえた厳格な運用に基づく調査の結果及び今後の

対応について報告がありました。

委員から、法定雇用率を達成する期限は設定しているのかとの質問がありました。執行部からは、体制や業務の検討をした上で、職員の追加募集や採用の拡大も実施して、来年度において達成することを目指して努力していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、障害のある方の働く場所をつくっていくことは大切なことであり、働きやすい環境づくりをしっかりと進めていってほしいとの意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

執行部から、教職員の不祥事について2件の報告がありました。あわせて、教職員の不祥事防止対策について説明がありました。

このうち、県立高等学校教員の公金横領に係る懲戒処分について、委員から、会計処理を行う教職員に対し、どのような研修を行い、不祥事を防いでいくのかとの質問がありました。執行部からは、公金に対する認識の低さがあつたのではないかと考えており、公金を扱う教職員に対しては、早い段階から基礎的な知識も含め研修を行うことを考えているとの答弁がありました。

次に、県立高等学校教員の体罰に係る懲戒処分について、委員から、体罰を受けた生徒の精神的な影響も考えたときに、今回の処分内容は軽いのではないかと、どのような判断基準なのかとの質問がありました。執行部からは、これまで生徒に対して熱心な指導を行ってきたものであるが、体罰は許されるものではなく、これまでの事例を踏まえて判断したものであるとの答弁がありました。

委員から、熱心な指導、熱い思いを持っているからといって許されるものではなく、体罰についての考え方を厳しく持つておかなければならないとの意見がありました。

別の委員から、学校・家庭の環境が変化している中で、現場の教職員の意識も変えていかなければならないが、どのように取り組んでいくのかとの質問がありました。執行部からは、それぞれの事案について、兆しはあつたはずであるが、周りが気づいていない点もあつたのではないかと考える。教職員一人一人に対して研修を行うことはもちろんであるが、現場の横のつながりを強化するため、チーム学校を構築し、人材育成に取り組む中で不祥事も防ぐ体制が必要であるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、若年教員の育成、指導だけでなく、中堅教員、管理職に対しても、これまでの価値観、やり方ではいけないことを徹底する必要があるのではないかととの質問がありました。執行部からは、県教育委員会や市町村教育委員会が組織マネジメント、リスクマネジメントなど、現状の管理職の育成についてもあわせて行っていく考えであるとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



採 決

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第7号議案まで及び第9号議案から第22号議案まで、以上20件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、以上20件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第23号議案を採決いたします。

委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議発第1号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第25号)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末404ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第25号「高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第25号議案は、高知県公害審査会の全ての委員の任期が今月31日をもって満了いたしますため、泉井史氏、刈谷隆明氏、福本昌弘氏、森裕之氏を再任いたしますとともに、新たに岡林南洋氏、掛田恭子氏、金岡美智氏、近藤啓明氏、久武靖彦氏、福島寛隆氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第25号「高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

泉井史氏、岡林南洋氏、掛田恭子氏、金岡美智氏、刈谷隆明氏、近藤啓明氏、久武靖彦氏、福島寛隆氏、福本昌弘氏、森裕之氏を高知県公害審査会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、以上10名の方々を高知県公害審査会の委員に任命することについては同意することに決しました。



議案の上程、採決（議発第3号—議発第4号 意見書議案）

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第3号、議発第4号 巻末405～408ページに掲載〕

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「私学助成の充実強化等に関する意見書議案」及び議発第4号「平成31年度当初予算等における林

野公共事業予算確保に関する意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「私学助成の充実強化等に関する意見書議案」及び議発第4号「平成31年度当初予算等における林野公共事業予算確保に関する意見書議案」、以上2件を一括採決いたします。

以上2件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第5号 意見書議案）

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第5号 巻末411ページに掲載〕

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「キャッシュレス化の推進を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第5号「キャッシュレス化の推進を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第6号 意見書議案)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第6号 巻末414ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「日

米地位協定の抜本改定を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 私は、ただいま議題となりました議発第6号「日米地位協定の抜本改定を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

全国知事会は、この7月、日米地位協定の抜本的な見直しを盛り込んだ、米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択しました。提言は、知事会のもと設置された研究会において、有識者からの聞き取りや、日本と同じように米軍基地のあるドイツやイタリアでの実態調査などを行い、基地への立ち入り権を保有し、訓練などには国内法が適用されていることを確認する中で出されたものです。

提言は、調査結果として、日米安全保障体制の重要性を前提としながらも、改善すべき課題として、基地がある自治体での住民等への過大な負担、基地周辺以外での飛行訓練による住民の不安とともに、1960年の地位協定締結以来た

だの一度も改定されず運用改善では不十分であること、沖縄県への基地の集中、基地返還による経済効果が基地経済を大きく上回ることを確認し、基地問題は、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要としています。

そして、具体的な提言として、1、米軍機の低空飛行訓練ルートや訓練を行う時期の速やかな事前情報提供、2、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として適用させること、3、事件・事故時の自治体職員による迅速で円滑な基地立ち入りの保障、4、騒音規制措置の実効性ある運用、5、米軍基地の整理、縮小、返還の促進を求めています。

米軍基地のない自治体を含む全47都道府県知事が、各自治体住民の生活に直結する重要な問題として、米軍基地負担の現状や改善すべき課題について共通理解を深め、米軍基地の負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直し等に関する提言を決定したことは、極めて重い意味を持つものです。米軍基地を抱える15都道府県で構成する渉外知事会の会長を務める黒岩神奈川県知事も、米軍基地のない自治体も一緒になったもので非常に意義深いと発言しています。

この内容は、3度の米軍機墜落事故を経験し、たび重なる低空飛行訓練に不安を強いられてきた高知県民の願いと一致する内容となっています。2015年2月県議会において、米軍機の低空飛行訓練中止の意見書を可決した県議会として、提言に基づく地位協定の見直しを求めることは至極当然の責務だと考えます。

こうした提言が可決された背景には、県民の意思を無視し、新基地建設を強権的に押しつけようとする地方自治破壊への危惧、オスプレイなど米軍機の訓練飛行が全国展開され、住民無視の実態が国民的な懸念として広がったことに

あります。

この10月4日、NHKが「羽田空港 新飛行ルート 日米の調整難航で運用できないおそれ」と報道しました。東京五輪に向け、羽田空港の発着回数をふやすための新ルートが、米軍横田基地が管制権を持つ空域にかかっていることから、自国の空であるにもかかわらず、米軍にその使用を拒否されたという報道です。これも地位協定が原因です。

そもそも地位協定は占領時代の米軍の権限をそのまま保持するためのもので、1951年の講和条約の締結に向け、米国側の責任者ダレス氏が、我々が望むだけの軍隊を、望む場所に、望む期間駐留させる権利を獲得するとの姿勢で臨み、それを明記したのが行政協定であり、それが今日の日米地位協定に引き継がれたものです。当時、西村条約局長から行政協定の交渉経過や内容を聞いた若き日の中曽根康弘氏が、要するにこの協定は日本をアメリカの植民地化するものですと述べたことが、外務省の文書に残っています。また当時、大蔵省幹部だった宮澤喜一氏も、アメリカが日本の同意なく自由に米軍基地の立地を選定できる点に異議を唱え、講和が発効して独立する意味がないに等しいと自伝の中で語っており、極めて屈辱的な内容であるとの認識は保守政治家の中にもあったことを示しています。

米国の解禁文書である、在日米国大使館から米國務省宛ての1957年2月14日付の報告書には、「日本での米国の軍事活動の規模の大きさに加えて、際立つもう一つの特徴は、米国に与えられた基地権の寛大さである。行政協定のもとでは、新しい基地についての要件を決める権利も、現存する基地を保持し続ける権利も、米軍の判断に委ねられている」と明示されています。そして、安保改定の折に、地位協定と名前は変わりましたが、1960年1月6日署名の藤山・マッ

カーサー密約で、合衆国の権利は、改定された文言のもとで、1952年2月28日に東京で調印された協定のもとで変わることなく続くとなっています。

戦後レジームからの脱却というなら、まさに占領時代の屈辱的な内容を引き継ぐ地位協定の見直しは不可欠です。さきの沖縄県知事選挙では、佐喜真候補も地位協定の改定を公約として強く押し出していました。それを自民公明政府が、官房長官を先頭に全力で支援したわけですから、政府・与党には公約実行、地位協定の改定を推進する責務があります。ついては、国において、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、全国知事会の米軍基地負担に関する提言が提起している事項について、一層積極的に取り組まれ実現を図るよう強く求め、同僚議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第6号「日米地位協定の抜本改定を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末416ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「国民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への増税中止を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、ただいま議題となっています議発第7号「国民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への増税中止を求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

政府は、2019年10月から消費税の税率、現在の8%から10%への引き上げを予定どおり行うとしています。しかし、税率8%への増税後、国内総生産は落ち込み、個人消費や実質賃金の低迷が続いています。しかも、社会保障はよくなるどころか負担は増すばかりで、多くの国民から悲鳴が上がっています。

そもそも、安倍政権がなぜ増税をこの間延期

したのでしょうか。2014年4月から、消費税の税率を5%から8%に引き上げました。日本経済の6割を占める家計支出に大きな負担を押しつける消費税の増税の結果、日本経済は深刻な消費不況に落ち込み、2014年度の国内総生産、GDPは2013年度比マイナスに転落、安倍政権も2015年10月に予定した10%への再増税を延期いたしました。それから事態は好転したのでしょうか。

確かに、アベノミクスは円安益や株高を生じさせ、企業や大資産家のもうけをふやしましたが、ほとんどは株主への配当や内部留保などになり、労働者の所得にも家計の消費にも回っていません。また、財務省の最近の発表では、大企業の2017年度の内部留保は、前年度より22兆円もふえ、425兆円を超えました。2012年度に比べると1.28倍です。これに対して賃金は伸び悩み、消費税などの増税もあって、2人以上世帯の家計の実質可処分所得は、2012年平均の44万5,497円が、2017年には43万2,253円に減少していると指摘をされています。

雇用がふえたと言いますが、ふえたのは主に賃金の安い非正規労働者で、比率は2012年平均の35.2%から、昨年の平均は37.3%に上昇しています。国民生活の実態は、改善どころか悪化をしています。このようなときに、消費税10%増税を強行すればどうなるか。消費税が8%に増税されたもとでも、大企業は生産を縮小し、販売が落ち込んでも大きな利益を確保しています。そして、経済のグローバル化をてこに、正社員を派遣や臨時に切りかえて労働力コストを切り下げて、利益確保を行い得ています。また、下請への負担の転嫁も指摘をされてきました。

しかし、企業の99.7%を占める中小企業はそうはいきません。個人消費の落ち込みは、即、生産と売上げの減少につながり、厳しい経営難に追い込まれています。これらは、一層日本

経済の疲弊を招きます。賃金を切り下げ、働く国民の雇用などの生活基盤を奪い、個人消費のさらなる下落によって、デフレ脱却どころか、国民経済の悪循環に拍車をかけることになるでしょう。

また、10%増税にあわせて、食料品などを8%に据え置く複数税率の導入も準備をされていますが、適格請求書、インボイスが義務づけられることで、約500万人の免税事業者が商取引から排除される懸念も指摘をされています。中小零細業者の多い本県への影響は極めて深刻だと言えます。

消費税増税を社会保障の財源のためなどと言いますが、消費税導入以来の税収はどうなったのでしょうか。1989年、消費税が福祉のため、少子高齢化のためと初めて導入されて以来、これまで消費税の税収総額は349兆円です。その一方で、この間法人3税、法人税、法人住民税、法人事業税の減税総額は280兆円にも達しています。これ以外にも、輸出大企業には、消費税還付金として、事業年度2016年4月から2017年3月期では、トヨタ自動車の3,231億円を筆頭に、製造業上位12社で年間8,311億円もの還元がされています。まさに、消費税は、社会保障の財源ではなく、大企業減税の穴埋めにされたと言っても過言ではありません。

安倍政権下でも、消費税を増税する一方で、大企業には4兆円もの大減税を行いました。法人税の実質負担率は、中小企業では19%前後なのに、大企業は12%程度にしかありません。株式配当や譲渡益への課税は、欧米諸国と比べても極めて低く抑えられているために、富裕層の税負担は大幅に軽減されています。所得税は累進課税で、本当ならば所得が多いほど負担率が高いはずなのに、所得が1億円程度を超えると逆に負担率が下がってしまいます。こうした税制のゆがみを改め、能力に応じた負担の原則に

立った改革を進めれば、格差を是正しながら、社会保障や教育、暮らしの予算のための財源を確保することができます。

あわせて、この間の税込増は、日銀による国債の大量購入による円安誘導による円安差益の拡大、年6兆円もの株式購入による株高によって支えられたものであり、また財政赤字をふやして大規模に財政出動を行ってきたからであり、継続性はありません。むしろ、世界的にリーマンショック後の大規模金融緩和から出口戦略への移行、金利上昇に向かっていく中で、国債費の増大による財政危機、日銀の債務超過、円の信用毀損という、巨大な危険を抱え込んだと言えます。

日本経済を根底で支えている中小企業、1次産業、ものづくり、技術開発を支える労働者を大切にす内需中心の経済成長で、税込増を実現していく経済対策への転換こそが必要となっています。格差と貧困を拡大する経済と税制のゆがみを拡大する消費税増税はきっぱり中止することを求め、本意見書案への賛成討論といたします。何とぞ、同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「国民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への増税中止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末419ページに掲載〕

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「後期高齢者の窓口負担は原則1割負担を継続するよう求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 私は、ただいま議題となりました議発第8号「後期高齢者の窓口負担は原則1割負担を継続するよう求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

昨年12月21日公表の経済財政諮問会議、経済・財政再生計画改革工程表2017改定版では、医療保険における後期高齢者の窓口負担のあり方について、検討し結論を出すことを2018年度末ま

でに求め、さらにことし6月15日に閣議決定した骨太方針、経済財政運営と改革の基本方針2018は、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討するとしています。そして、今月9日、政府、財務省は、財政制度等審議会分科会に提言を示し、75歳以上の病院での窓口負担2倍化や介護保険利用料の原則2割への引き上げなど、社会保障の大改悪を進めようとしています。多くの高齢者の生活は極めて深刻であり、国民の命と健康、暮らしを脅かす政治に、強い怒りと反対の声が広がっています。

平成26年国民生活基礎調査をもとに唐鎌直義立命館大学教授が算出したデータによると、65歳以上の高齢者がいる世帯で、年収160万円以下で暮らす層は27.4%にもなっています。総務省の平成28年家計調査では、平均的な高齢者世帯でも毎月約5.5万円不足し、貯金を取り崩す生活であることが明らかになっています。平成28年国民生活基礎調査によれば、貯金なしの高齢世帯は15.1%に上ります。県民所得が改善されつつあるとはいえ、本県においては全国平均以上の生活の厳しさがありません。

こうしたもとで、経済的な理由で、必要な受診ができない高齢者がふえています。全国保険医団体連合会が取り組んだ2015受診実態調査では、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の2割化は受診抑制につながると回答をしています。

全日本民主医療機関連合会の、2017年経済的事由による手遅れ死亡事例調査では、全国639事業所の調査で63人が亡くなっています。無保険や診療の中断、生活苦から受診をためらったことによるものです。年齢では70代、80代が22%、後期高齢者医療の方が11%を占めています。窓口負担増は、この悲劇を一層拡大することは明らかであります。まさに金の切れ目が命の切れ目、こんな事例が生まれ広がっている、これで

国民皆保険制度と言えるでしょうか。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がることなどを懸念する声が出されています。また、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、この6月6日に、後期高齢者医療制度に関する要望書を政府に提出し、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めることと表明しているのとあります。

この間、既に医療制度改革の一環として、75歳以上の後期高齢者医療の保険料特例軽減が2017年度から順次廃止をされています。低所得者への保険料軽減をなくすもので、大きな負担を強いられています。全国的にはこの特例軽減廃止の影響を受けるのは865万人、58%となっていますが、高知県は低所得者が多く、全体の被保険者の約69%が影響を受けることとなります。2013年度の後期高齢者医療制度の実態調査では、1人当たりの所得は、全国79.9万円に対し、高知県は53.7万円と7割弱となっているのであります。

この間、健康格差が社会問題となってきました。健康格差とは、地域や社会・経済状況の違いによる集団間の健康状態の差を言い、多くのデータが示されています。千葉大学予防医学センター教授、国立長寿医療研究センター老年学評価研究部長を務める近藤克則氏は、65歳以上の高齢者を対象に病気と所得階層との関係調べたところ、多くの病気があると答える方が低所得層で多く、鬱などの精神疾患では高所得者の3倍以上となっていること、また65歳以上の高齢者約2万3,000人の4年にわたる追跡調査で、所得に応じた5段階の介護保険料の負担区分で見ると、一番下位の人たちは一番上位の人たちより、男性は3.5倍、女性では2.5倍も死亡率が高くなっていることを示し、健康は自己責任では済まされないと警鐘を鳴らしてきました。

世界保健機関も2009年、健康格差是正に向けた取り組みを推進するよう勧告。厚生労働省も2012年、生活習慣病などを予防する2013年から2022年度の国民健康づくり運動プランに、所得や地域差などを要因とする健康格差の縮小を初めて明記しました。また、2011年9月に日本学術会議は、我が国の健康の社会格差の現状理解とその改善に向けてとの提言を出しています。

今求められているのは、低所得のために医療機関にかかれぬなどの健康格差を解消する政策です。医療の基本は早期発見、早期治療であり、それは重症化を防ぐことで保険財政にも寄与するものです。

後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減る中、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。また、高齢者への負担増は、介護や療養に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な負担と影響を与えます。むしろ今必要なのは、高額療養費の限度額引き下げを初めとする患者負担の軽減など、国民皆保険制度を堅持、充実させることでもあります。

安倍内閣は、全世代型社会保障の名で、際限なき年金削減を初め、全世代にわたる給付の削減と負担増など、痛みの分かち合いを押しつけようとしており、決して許されるものではありません。日本共産党は、国民の共同で、憲法第25条、個人の尊厳を踏みにじる道を食いとめ、低所得者ほど負担が重くなる消費税増税に頼るのではなく、軍事費など税金の無駄遣いの一掃と大企業優遇税制の廃止、負担能力に応じた負担という大原則に立った税・社会保険料負担への改革、そして国民の所得をふやす内需主導の経済成長を図ることなど、社会保障充実のための財源策を提言し、真に持続可能な制度の構築を呼びかけています。

以上、高齢者の実情、とりわけ低所得の高齢世帯の多い高知県民の暮らしの実態、そして生活苦打開への願いと命の重みという立場から、後期高齢者の窓口負担は原則1割負担を継続するよう強く求めて、議発第8号議案への賛成討論とします。同僚議員の賛同を心からお願いいたします。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「後期高齢者の窓口負担は原則1割負担を継続するよう求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末421ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運

営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ○:○:○:○:○ —————

○議長（土森正典君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

————— ○:○:○:○:○ —————

閉会の挨拶

○議長（土森正典君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成30年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案など、当面する県政上の重要案件とともに、議員からは、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案が提出をされました。特に補正予算では、西日本に記録的な大雨をもたらした平成30年7月豪雨などにより、多岐にわたり発生いたしました被害に迅速に対応するための予算などが提案をされました。

議員各位におかれましては、終始熱心に御審議を賜りまして、心から感謝を申し上げます。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了いたしました。今議会は、台風第24号の影響によりまして、10月1日の本会議の時間変更がありました。予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして、心からの感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましては、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、執行部におかれましては、被災された方々が一刻も早く日常生活を取り戻していただけるよう、迅速かつ細やかな対応をお願い申し上げます。

朝夕に秋の気配を感じる季節となつてまいりました。議員各位を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましては、どうか健康に十分留意をされまして、県勢発展のために引き続き御尽力賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 平成30年9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成30年度一般会計補正予算を初め、高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、災害対策を初め、日本一の健康長寿県づくりや教育振興などに関して数多くの貴重な御意見や御提言をいただきました。また、障害者雇用における県のこれまでの不適切な運用に対し、厳しい御意見も頂戴いたしました。さらには、県立大学に対しまして、蔵書除却問題につき、さまざまな御意見をいただいたところであります。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も、一層気持ちを引き締めて、全力で県政の運営に努めてまいります。

また、ことしに入り、自然災害がたび重なる中、今議会会期中の9月30日には台風第24号が本県に最接近し、再び県内に被害をもたらしました。被災された皆様に対して、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

今議会には、平成30年7月豪雨を初めとする自然災害に対する必要な対策を講じるための予算を提出し、可決いただいたところであり、県民の皆様にも一日も早く日常の生活を取り戻していただきますよう、今後復旧・復興対策に全力で取り組んでまいります。また、常設することといたしました豪雨災害対策推進本部、こちらにおきまして、防災・減災対策も全力で進めてまいりたいと考える次第でございます。

来る今月27日から29日までの3日間の御日程で、「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」の式典行事に、天皇皇后両陛下が御臨席になられ、あわせて高知県立林業大学校や高知大学海洋コア総合研究センターを御視察されます。このたびの御来高は、平成14年の第57回国民体育大会秋季大会以来16年ぶりの行幸啓となります。天皇皇后両陛下がこれまで御臨席されております、いわゆる三大行幸啓への最後の御臨席であり、両陛下のお心に深く残ることとなりますよう、議員の皆様、県民の皆様とともに心を込めてお迎えをしたい、そのように考えているところでございます。

これから少しずつ秋が深まってまいります。議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げますとともに、県民を代表するお立場から、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（土森正典君） これをもちまして、平成30年9月高知県議会定例会を閉会いたします。
午前11時42分閉会